

# 国土技術政策総合研究所資料

TECHNICAL NOTE of  
National Institute for Land and Infrastructure Management

No. 984

September 2017

## 防災公園の計画・設計・管理運営ガイドライン (改訂第2版)

Guideline for planning, design and management  
of disaster prevention parks (2nd revised version)

国土交通省 国土技術政策総合研究所

National Institute for Land and Infrastructure Management

Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism, Japan

防災公園の計画・設計・管理運営ガイドライン（改訂第2版）

国土交通省 都市局 公園緑地・景観課

国土交通省 国土技術政策総合研究所

社会資本マネジメント研究センター 緑化生態研究室

Guideline for planning, design and management of disaster prevention parks (2nd revised version)

Parks, Green Space and Landscape Division, City Bureau,  
Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism, Japan  
Landscape and Ecology Division,  
Research Center for Infrastructure Management,  
National Institute of Land and Infrastructure Management,  
Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism, Japan

概要

本資料は、災害時に避難地や防災活動拠点等として機能する都市公園（防災公園）の効率的な整備促進及び効果的な管理運営のため、防災公園の計画・設計・管理運営の方法について、主に行政機関の公園担当者に利用されることを念頭にとりまとめたものである。現行の「防災公園の計画・設計に関するガイドライン（案）（平成27年9月改訂版）」について、平成28年熊本地震における都市公園の利用実態等を踏まえ、管理運営面の内容の充実化に向けた再改訂を検討した。

キーワード： 防災公園、公園計画、公園設計、公園管理運営

Synopsis

This is a guideline on planning, design and management of disaster prevention parks for officials in charge of park administration, whose purpose is to promote efficient development and management of urban parks which play important role as a disaster prevention and evacuation site in disaster. Based on the status of the use of urban parks as a disaster prevention site in current disasters such as the 2016 Kumamoto Earthquake, "Guideline for planning and design of disaster prevention parks (Draft) (September 2015 revised version)" was revised in order to enrich its contents on management.

Key Words : Disaster Prevention Park, Park Planning, Park Design, Park Management

## はじめに

国土交通省では、阪神・淡路大震災の教訓を踏まえ、平成 11 年 7 月に災害時に避難地や防災活動拠点等として機能する都市公園（防災公園）の効果的な整備促進を目的とした「防災公園の計画・設計に関する技術資料－防災公園の計画・設計に関するガイドライン（案）－（土木研究所資料 3663 号）」を発行し、防災公園等の計画・設計の考え方を示すことで、その整備を推進してきた。

また、それ以降に発生した東日本大震災等の災害で確認された防災公園等の新たな役割（津波からの緊急避難場所となる高台としての役割や帰宅困難者の徒歩帰宅や一時滞在を支援する場所としての役割等）を踏まえ、同ガイドライン（初版）の改訂を検討し、平成 27 年 9 月に「防災公園の計画・設計に関するガイドライン（案）（平成 27 年 9 月改訂版）（国土技術政策総合研究所資料第 857 号）」としてとりまとめた。

一方で、前回ガイドラインの改訂時に開催された「防災公園計画・設計ガイドライン改訂検討委員会（平成 26 年度）」において、防災公園が災害時に適切に機能を発揮するためには、施設の整備だけでなく、平常時を含めた管理運営に関する内容の一層の充実が求められることが指摘された。平成 28 年 4 月に発生した熊本地震においても、阪神・淡路大震災以降に整備が進められた防災公園などが役割を発揮する一方、利活用上の課題が見られることがあった。こうしたことから、今般、前回改訂から日が浅いものの、これまでの災害発生時における防災公園等の管理・活用に係る教訓や知見をもとに、平常時から実施すべきものを含め管理運営面の内容をより充実させた更なる改訂を検討することとした。

本資料は、国土交通省国土技術政策総合研究所社会資本マネジメント研究センター緑化生態研究室において、平成 28 年 4 月に発生した熊本地震における都市公園の利用実態の検証を含めた検討を行い、主に公園管理者を対象に平常時及び災害時に果たすべき管理運営上の役割や対応をとりまとめ、ガイドラインの再改訂を行ったものである。再改訂の主な内容としては、新たに第Ⅳ章として「防災公園等の管理運営」を追加するとともに、防災公園等の利用に関する地域住民向けの普及啓発資料として「身近な公園防災使いこなしブック」を参考資料に付したこと、また、第Ⅰ章に平成 28 年熊本地震の事例を追加したほか、第Ⅲ章に管理運営面からみた計画設計段階の留意事項を追記したこと等があげられる。

なお、とりまとめに当たっては、学識経験者、行政関係者により構成される「防災公園計画設計・管理運営ガイドライン改訂検討委員会（平成 28 年度）」を設置し、興水委員長はじめ各委員の皆様より貴重な指導、助言をいただいた。その内容を踏まえつつ、本委員会の協力委員と担当者が本改訂の作成を行った。（次頁参照）

防災公園計画設計・管理運営ガイドライン改訂検討委員会

名 簿

(委員長)	明治大学農学部客員研究員	輿水 肇
(委員)	首都大学東京都市環境学部准教授	市古 太郎
	慶應義塾大学環境情報学部准教授	大木 聖子
	兵庫県立大学名誉教授	斉藤 庸平
	明治大学大学院政治経済学研究科特任教授	中林 一樹
	東京農業大学名誉教授	蓑茂 壽太郎
	東京都建設局公園緑地部計画課長	根来 千秋
	大阪府都市整備部都市計画室公園課長	増山 和弘
	仙台市建設局百年の杜推進部長	岡本 一郎
	神戸市建設局公園部長	井川 広行
	熊本市都市建設局土木部首席審議員	光江 賢一
(協力委員)	国土交通省都市局公園緑地・景観課 公園緑地事業調整官	鈴木 修二
	国土交通省国土技術政策総合研究所 社会資本マネジメント研究センター 緑化生態研究室長	舟久保 敏
【担当者】	国土交通省都市局公園緑地・景観課企画専門官	平塚 勇司
	国土交通省都市局公園緑地・景観課課長補佐	野村 亘
	国土交通省国土技術政策総合研究所 社会資本マネジメント研究センター 緑化生態研究室研究官	荒金 恵太

(学識委員は五十音順、敬称略)

## 参考

防災公園の計画・設計に関する技術資料 — 防災公園の計画・設計に関するガイドライン（案） —  
（土木研究所資料第3663号、平成11年7月）

防災公園ガイドライン（案）検討委員会名簿		（学識委員は五十音順、敬称略）	
（委員長）	東京農業大学地域環境科学部教授	平野	侃三
（委員）	明治大学農学部教授	岩河	信文
	千葉大学園芸学部教授	田代	順孝
	大阪府立大学農学部教授	増田	昇
	東京都建設局公園緑地部計画課長	宮田	倫夫
	大阪府土木部公園課長	松島	光明
	神戸市公園砂防部施設課長	割田	耕造
	（社）日本公園緑地協会理事	五十嵐	誠
（協力委員）	建設省公園緑地課公園・緑化事業調整官	小川	陽一
	建設省都市計画課建設専門官	角南	勇二
	建設省建築研究所第六研究部都市防災構造研究室長	岡田	潤
	建設省土木研究所環境部緑化生態研究室長	藤原	宣夫
【担当者】	建設省都市局公園緑地課課長補佐	新田	敬師
	建設省都市局公園緑地課企画調査係長	松本	浩
		（篠宮	章浩）
	建設省土木研究所環境研究部緑化生態研究室主任研究員	山岸	裕

防災公園の計画・設計に関するガイドライン（案）（平成27年9月改訂版）

（国土技術政策総合研究所資料第914号、平成27年9月）

防災公園計画・設計ガイドライン改訂検討委員会名簿		（学識委員は五十音順、敬称略）	
（委員長）	明治大学農学部教授	輿水	肇
（委員）	首都大学東京都市環境学部准教授	市古	太郎
	千葉大学大学院園芸学研究科准教授	木下	剛
	兵庫県立大学大学院緑環境景観マネジメント研究科教授	斉藤	庸平
	明治大学大学院政治経済学研究科特任教授	中林	一樹
	東京都建設局公園緑地部計画課長	大道	和彦
	大阪府都市整備部都市計画室公園課長	増山	和弘
	仙台市建設局百年の杜推進部長	遠藤	進
	神戸市建設局公園砂防部長	井川	広行
（協力委員）	国土交通省都市局公園緑地・景観課公園緑地事業調整官	五十嵐	康之
	国土交通省国土技術政策総合研究所 防災・メンテナンス基盤研究センター緑化生態研究室長	栗原	正夫
【担当者】	国土交通省都市局公園緑地・景観課企画専門官	鈴木	武彦
	国土交通省都市局公園緑地・景観課国営公園維持係長	岩崎	健
	国土交通省国土技術政策総合研究所 防災・メンテナンス基盤研究センター緑化生態研究室研究員	曾根	直幸

※所属・役職は委員会開催当時のもの  
カッコ書きは前任者

# 目次

序章 .....	1
序. 1 本ガイドラインの目的 .....	1
序. 2 本ガイドラインで対象とする災害 .....	4
第Ⅰ章 総説 .....	6
Ⅰ. 1 緑とオープンスペースがもつ防災の役割 .....	6
Ⅰ. 2 防災公園とは .....	23
Ⅰ. 3 防災公園等の位置付け .....	34
第Ⅱ章 防災公園等の配置 .....	44
Ⅱ. 1 配置の基本的考え方 .....	44
Ⅱ. 2 防災公園等の配置 .....	46
Ⅱ. 2. 1 広域防災拠点の機能を有する都市公園 .....	46
Ⅱ. 2. 2 地域防災拠点の機能を有する都市公園 .....	54
Ⅱ. 2. 3 広域避難地の機能を有する都市公園 .....	58
Ⅱ. 2. 4 一次避難地の機能を有する都市公園 .....	61
Ⅱ. 2. 5 避難路の機能を有する都市公園 .....	63
Ⅱ. 2. 6 石油コンビナート地帯等と背後の一般市街地を遮断する緩衝緑地 .....	65
Ⅱ. 2. 7 帰宅支援場所の機能を有する都市公園 .....	66
Ⅱ. 2. 8 身近な防災活動拠点の機能を有する都市公園 .....	68
第Ⅲ章 防災公園の計画・設計 .....	72
Ⅲ. 1 手順と条件整理 .....	72
Ⅲ. 1. 1 基本的な考え方と手順 .....	72
(1) 基本的な考え方 .....	72
(2) 計画・設計の手順 .....	74
Ⅲ. 1. 2 調査 .....	76
(1) 地域防災計画 .....	76
(2) 都市、対象圏域の状況等 .....	78
(3) 当該公園の立地・敷地等の条件 .....	79
Ⅲ. 1. 3 まとめ .....	80
Ⅲ. 2 防災公園の計画 .....	83
Ⅲ. 2. 1 導入機能の検討・設定 .....	83
(1) 基本方針 .....	83
(2) 検討すべき防災機能 .....	84
1) 防災機能 .....	84
2) 導入する防災機能の設定 .....	89
Ⅲ. 2. 2 導入施設の選定 .....	97
(1) 防災関連公園施設等 .....	97
(2) その他の防災活用公園施設 .....	100
(3) 導入施設選定の考え方 .....	104
Ⅲ. 2. 3 ゾーニング・動線計画と施設等の配置 .....	107
(1) ゾーニング・動線計画 .....	107
(2) 施設等の配置 .....	111

Ⅲ. 2. 4 防災公園の管理運営方針の検討 .....	113
Ⅲ. 3 防災公園の設計 .....	117
Ⅲ. 3. 1 公園施設等の設計 .....	117
(1) 全体の留意事項 .....	117
(2) 防災関連公園施設等 .....	120
1) 園路、広場他 .....	120
◎入口形態（整備形態） .....	130
◎外周形態（整備形態） .....	131
◎広場 .....	132
◎園路 .....	134
◎ヘリポート .....	135
◎津波避難施設（築山） .....	138
2) 植栽（防火樹林帯） .....	140
◎防火樹林帯 .....	144
3) 水関連施設 .....	147
◎耐震性貯水槽 .....	157
◎非常用井戸 .....	162
◎水施設（池、流れ等） .....	164
◎散水施設（防火樹林帯、避難広場、入口部） .....	166
4) 非常用便所 .....	169
◎非常用便所 .....	174
5) 情報関連施設 .....	179
◎非常用放送設備 .....	184
◎非常用通信設備 .....	185
◎標識及び情報提供設備 .....	187
6) エネルギー、照明関連施設 .....	190
◎非常用電源設備 .....	194
◎非常用照明設備 .....	197
7) 備蓄倉庫 .....	198
◎備蓄倉庫 .....	201
8) 管理事務所 .....	203
◎管理事務所 .....	205
(3) その他の防災活用公園施設 .....	206
◎樹林地 .....	208
(4) その他考慮すべき事項 .....	210
Ⅲ. 3. 2 公園施設構造検討等の考え方 .....	211
(1) 既往の公園施設構造基準等の整理 .....	211
(2) 構造基準等の適用の考え方 .....	214
(3) 主要施設の使用材料・材質の考え方 .....	218
第Ⅳ章 防災公園等の管理運営 .....	219
Ⅳ. 1 管理運営の基本的考え方 .....	219
Ⅳ. 2 防災公園等の管理運営 .....	222
Ⅳ. 2. 1 災害時における公園管理者の対応の考え方 .....	222
Ⅳ. 2. 2 管理運営の体制・ルールづくり .....	231

IV. 2. 3	平常時における施設の維持管理と利用.....	236
IV. 2. 4	タイムライン（時間軸に沿った防災行動計画）の策定.....	241
IV. 2. 5	トイレの確保・管理.....	251
（参考）防災公園の整備・活用に関する事例集.....		255
参. 1	事例集.....	256
参. 2	防災公園等の整備に関する支援措置.....	277
参. 3	身近な公園防災使いこなしブック.....	279
参考文献.....		299

# 序章

## 序. 1 本ガイドラインの目的

本ガイドラインは、具体的な防災公園等の計画、設計を進めるに際して必要となる、総合的な指針を整理したものである。

### 【解説】

#### 1. 本ガイドライン（初版）作成の背景と目的

戦後、わが国の住宅・社会資本整備は、荒廃した国土の復興と相次ぐ大災害への対処に始まり、時代時代の要請を踏まえつつ、一貫して豊かな国民生活と経済発展の基盤をいかに均衡のとれた形で作り上げていくかとの課題に正面から取り組んできた。この結果、目覚ましい経済発展のもと、国民生活は著しく向上し、今、我々はかつてない豊かな経済社会の中で生活している。

戦後、直面した大災害は、枕崎台風（昭和 20 年 9 月）、カスリーン台風（昭和 22 年 9 月）等異常気象に起因するものであり、このような自然災害による甚大な被害は、昭和 34 年の伊勢湾台風まで続いた。その後、超大型台風の上陸や都市部を襲った大規模直下型地震の発生がなかったこともあり、自然災害による人的被害は著しく減少したが、この間にあっても、自然災害の発生に備え、安全性の向上を目標に、河川改修、ダム、海岸保全、土砂災害対策、道路防災、都市防災等の事業を計画的にかつ着実に進めてきた。

そもそも、自然災害は、その対策に膨大な投資と時間を必要とするものであり、地震等のように何世代も超えた時間の間隔をおいて突然に発生するものもある。一方、都市は、人の手によりつくられるものであり、自然災害への備えと都市づくりとを同じ時間のスケールの中で捉えることには、困難な面がある。こうした困難さの中にあって、これまでの安全・安心対策は、自然の猛威から身を守るために、常に自然から学び、常に自然に働きかけることを通じて、我々の環境を人間の生存や活動に、より適したものへとつくり変えることであった。

換言すれば、これまでの安全で安心できる国土づくりの歩みは、便利で豊かな暮らしを達成するために、これまでの自然災害の経験を活かしながら、必要な対応力の強化を着実に図ってきたものである。

平成 7 年 1 月 17 日早朝、兵庫県南部地震が発生し、神戸市を中心に阪神・淡路地域で死者 6,400 人を超え、建築物の倒壊と市街地の延焼、高速道路・新幹線等の公共施設の被災、電気・ガス・水道等のライフラインの大きな被害等、戦後最悪の大災害となった。

かねてより、このような大都市で大地震が発生した場合、経験のない複雑な被害が生じかねないと指摘されていたが、阪神・淡路大震災では、木造密集地域で発生した市街地火災、ライフラインの機能停止による市民生活への打撃、交通網の寸断による国内外の生産活動への多大な影響等、我々の予想を上回る大規模な被害をもたらした。このことにより、大地震、特に直下型地震はいつ起きるのかは現在の科学では必ずしも予知できるものではなく、その規模も我々の経験の範囲を超えることもあり得ることや、都市環境、国内外の交流等経済社会環境の変化は、ひとたび大地震が発生すれば、大きな被害を招く危険性があることを認識させられた。

阪神・淡路大震災を受けて、建設省では平成 7 年 4 月に「震災に強いまちづくり構想」を策定し、災害に強い都市構造の形成、防災性向上のための根幹的な公共施設の整備、住宅・建築物、公共施設の安全性の向上等に係る総合的な諸施策を展開することとした。

都市防災に資する根幹的な施設である公園緑地については、それまでも地震に起因して発生する市街地火災等の二次災害時における国民の生命、財産を守るため避難地、避難路として機能する防

災公園の整備や防災緑地緊急整備事業等を推進してきたが、阪神・淡路大震災後に改訂した建設省防災業務計画を受けて、これらの防災公園の対象や内容を拡大するとともに、防災公園の整備方針・整備計画等を明らかにし、効率的・効果的な事業推進を図るための「防災公園整備プログラム」を策定することとなった。

本ガイドライン（初版）は、防災公園等を具体的に整備推進するために、阪神・淡路大震災で得られた知見を加えて、計画、設計に際して必要となる計画・設計方法、防災機能を発揮させるための技術及び施設、装置の理解などの総合的な指針を整理したものである。

## 2. 本ガイドライン改訂（平成 27 年 9 月）の趣旨

阪神・淡路大震災から 20 年が経過し、この間に発生した中越地震、東日本大震災等においては、公園が避難地や復旧・復興活動の拠点として活用され、新たな役割も見出された一方、津波や液状化による施設被害、帰宅困難者への対応など新たに対応すべき課題も生じた。また近年、温暖化の進行により危惧されているような極端な降雨が現実には発生し、雨の降り方が明らかに変化してきていることから、地震・津波対策だけでなく水害等への対策においても「最悪の事態」を想定した備えが求められている。こうしたことから、近年発生した大規模災害において公園が果たした役割、課題等について検証するとともに、対応方策をガイドラインに反映することにより、今後発生が想定される南海トラフ地震、首都直下地震、大規模水害等に対応した防災公園の効果的な整備を一層推進することが必要である。

そこで平成 26 年度に、阪神淡路大震災後の東日本大震災等の災害に係る知見を踏まえて、防災公園計画・設計ガイドラインの改訂を検討し、平成 27 年 9 月に改訂を行った。

## 3. 本ガイドライン再改訂（平成 29 年 9 月）の趣旨

前回ガイドラインの改訂時に開催された「防災公園計画・設計ガイドライン改訂検討委員会」において、防災公園が災害時に適切に機能を発揮するためには、施設の整備だけでなく、平常時を含めた管理運営に関する内容の一層の充実化を図る必要性が指摘された。また、平成 28 年 4 月に発生した熊本地震でも、阪神・淡路大震災以降に整備が進められた防災公園などにおいて、防災上の役割を發揮する一方、利活用上の課題が見られることがあった。

そこで平成 28 年度に、これまでの災害発生時における防災公園等の管理・活用に係る教訓や知見をもとに、平常時及び災害時に実施すべき管理運営面の内容をより充実させた改訂を検討し、平成 29 年 9 月に再改訂を行った。

## 4. 本ガイドラインの構成

本ガイドラインは、大別して、「防災公園の定義と制度上の位置づけ」、「防災公園等の配置の考え方」、「防災公園の計画・設計の考え方」及び「防災公園等の管理運営の考え方」で構成している。

「第 I 章 総説」は、過去の大震災で緑とオープンスペースが果たした役割を整理したうえで防災公園の定義を示し、防災公園の計画・整備に際して上位計画等で位置づけるべき事項について説明している。

「第 II 章 防災公園等の配置」は、各防災公園の配置の考え方として、防災公園の配置基準、配置指針及び諸元について説明している。

「第 III 章 防災公園の計画・設計」は、大別して「条件整理」「防災公園の計画」及び「防災公園の設計」からなり、防災公園の計画に際しての調査、導入施設の検討、ゾーニング・動線計画等の計画に係る事項、各種公園施設の設計に係る事項について説明している。

「第 IV 章 防災公園等の管理運営」は、公園管理者を主な対象として、各防災公園等が災害時に求められる機能を適切に發揮できるように、平常時及び災害時に果たすべき管理運営上の役割や対応

について説明している。

なお、当初のガイドラインより、第Ⅱ章は防災公園だけでなく、「身近な防災活動拠点の機能を有する都市公園」も対象に含めて「防災公園等の配置」としているが、今回の再改訂で追加する第Ⅳ章についても、過去の災害で被災直後に多くの地域住民がこれら「身近な防災活動拠点の機能を有する都市公園」を避難場所等として利用していた実態を踏まえ、第Ⅱ章と同様に「防災公園等の管理運営」としている（防災公園の具体の定義については、本書の「Ⅰ．２ 防災公園とは」を参照）。

防災公園の計画・整備は、各市町村がその実情に応じて「防災公園整備プログラム」を策定し、効率的・効果的な事業推進を図るものである。

本ガイドラインは、各市町村が防災公園の整備・管理に関する計画を策定するにあたっての参考となる手法等を示すものであり、実際の作業にあたっては各地域の実情に応じた計画を策定するため、策定主体である各市町村が自らの判断において、種々の創意工夫を発揮していくことが期待されるところである。

なお、新たな防災公園の計画・設計に限らず、都市公園の新設、既存の都市公園の再整備、及び公園施設の耐震・耐火性を高めるなど、都市公園の防災性の向上を図る際においても、本ガイドラインに示した考え方等を参考にされたい。

## 序. 2 本ガイドラインで対象とする災害

本ガイドラインで対象とする災害は、「地震に起因して発生する市街地火災や津波等の二次災害（地震災害）」及び「水害」とする。

### 【解説】

#### 1. わが国における災害と防災対策

わが国は、台風の常襲地帯に位置するとともに、地震、火山活動が非常に活発な太平洋プレート境界である環太平洋地震帯・火山帯に位置している。また、豪雨や豪雪にも見舞われやすく、気象的、地形・地質的にも、自然災害<sup>\*</sup>に対し脆弱であるといえる。

※災害：災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号で定める用語の意義は、次のとおりである。

災害……暴風、竜巻、豪雨、豪雪、洪水、崖崩れ、土石流、高潮、地震、津波、噴火、地滑りその他の自然現象又は大規模な火事若しくは爆発その他その及ぼす被害の程度においてこれらに類する政令で定める原因により生ずる被害をいう。

災害対策基本法施行令第1条「政令で定める原因」……法第2条第1号の政令で定める原因は、放射性物質の大量の放出、多数の者の遭難を伴う船舶の沈没その他の大規模な事故とする。

また、わが国の都市の多くは、デルタや氾濫原等の沖積層を主体とする軟弱地盤上に立地しており、その形成過程において政治・経済・文化等の諸活動により高い効率性が求められ続けた結果、拡大し複雑化してきた。このため、わが国の都市は、異常な自然現象や人為的原因に起因する災害のポテンシャルの増大という大きな弱点を有しており、これまで、都市の防災性を向上させるために、治山、治水、都市計画、都市の面的整備、市街地の不燃化、土木施設・建築物の耐震化など、各種の防災施策が実施され、一定の成果を得てきたところである。

#### 2. 本ガイドラインで対象とする災害

都市における防災性は向上したものの、市街地は依然として木造家屋を中心として構成されており、地震に起因して発生する市街地火災等の二次災害（地震火災）に対して脆弱な都市構造となっている。

災害に対する都市の脆弱性は、都市の立地条件、土地利用を含めた都市の形態・構造及び過密な状態に起因するものであり、都市の防災性を強化するためには、基本的には土地利用の再編成、オープンスペースの確保を含めた都市の改造、建築物の不燃化、さらには人口及び大都市機能の分散・再配置等が必要である。

しかし、現実の問題としては、現に活動を続けている都市の骨格構造を改造することの困難さ等各種の制約のため、これらの基本的施策の実施には極めて長期の期間を必要とするが、このうち、既成の都市における地震災害対策としては、あらかじめその発生を防止することが不可能な大震災及びこれに伴う同時多発火災が発生した場合の被害を最小限にとどめるための避難地・避難路として最も有効な役割を果たす都市公園等の緑とオープンスペースの確保が、都市の骨格構造の改善を進める観点からも緊急に進められねばならない。

さらに、都市公園等の緑とオープンスペースは、地震火災に限らず、津波や水害など様々な災害に対して防災・減災効果を発揮するものである。そのため、本ガイドライン（改訂版）では初版で対象としていた地震火災に加えて、近年、特に大規模で甚大な被害が発生している又は危惧されて

いる災害のうち、公園緑地分野での対策について一定の知見が取りまとめられている津波災害及び水害を対象とする。

また、近年の大規模災害の教訓を踏まえ、災害発生場所によっては発災時に地盤の液状化や帰宅困難者の発生等が課題となるほか、広域に被害を及ぼす大規模な地震災害等に対しては、自治体を越えた連携による対応を特に考慮する必要があることから、これらについても対策が必要な事項として本ガイドラインで扱うこととする。

# 第 I 章 総説

## I. 1 緑とオープンスペースがもつ防災の役割

都市公園、公共施設の緑地、道路、河川及び民有地の空地などの緑とオープンスペースは、都市の骨格の形成、都市景観の形成、レクリエーション需要の充足等多様な日常的な役割を有しているが、災害に対しては、災害時の避難の場、火災・爆発による災害の緩和・防止、災害対策の拠点、自然災害の緩和・防止等都市防災に資する役割を有している。

### 【解説】

#### 1. 緑とオープンスペースがもつ役割

緑とオープンスペースは、都市の骨格の形成、都市景観の形成、気象の緩和、自然環境の保全、健康の維持増進、レクリエーション需要の充足、国民のコミュニティの連帯感の醸成、都市防災に資する効果等多様な役割を有するものである。

このうち、公園緑地の効果としては一般に存在効果と利用効果に大別される。存在効果とは、公園緑地が存在することによって都市機能、都市環境等都市構造上にもたらされる効果であり、利用効果とは、公園緑地を利用する都市住民にもたらされる効果である。

#### □存在効果

##### ア. 都市形態規制効果

都市の発展形態の規制あるいは誘導  
異種土地利用の分離、緩衝等

##### イ. 環境衛生的効果

都市の気温等（小気候、微気候）の調節  
騒音振動防止、防風、防塵、大気浄化等

##### ウ. 自然との共生効果

野生動植物の生息環境の保全  
都市生態系の保全・向上

##### エ. 災害防止効果

延焼防止、爆発等緩衝、緊急避難、津波の減衰、洪水調節、災害危険地の保護等

##### オ. 心理的効果

緑による精神的健康、都市景観美化修景、災害等に対する安堵感、郷土意識の涵養

##### カ. 経済的効果

周辺地域に与える付加価値  
医療費等の軽減

#### □利用効果

##### ア. 肉体的健康

##### イ. 精神的健康

##### ウ. スポーツ・レクリエーション等の技術の修得と向上及び体力の増進

##### エ. 教養、文化、郷土意識の涵養

##### オ. 社会性の増進、コミュニティ活動の場

##### カ. 災害対策の拠点

## 2. 緑とオープンスペースがもつ防災の役割

緑とオープンスペースは、「市町村（特別区を含む）の緑地の保全及び緑化の推進に関する計画（緑の基本計画）」で「防災系統緑地」として捉えられており、一般的に次のような都市防災に資する役割を有している。

### ア. 災害時の避難の場

避難地、避難路

帰宅困難者<sup>a</sup>の収容空間 等

### イ. 火災、爆発による災害の緩和、防止

火災の延焼の遅延、防止

爆発<sup>b</sup>による被害の軽減、防止 等

### ウ. 災害対策の拠点

救援活動の拠点

復旧・復興活動の拠点 等

### エ. 自然災害の緩和、防止

風害、潮害、雪害、津波、水害、がけ崩れによる被害の緩和、防止

災害危険地の保護及び土地利用の規制<sup>c</sup> 等

### オ. 防災教育の場

過去の災害の記録や教訓の防災文化としての継承、国内外への情報発信

災害遺構等を取り入れた公園デザインによる災害の大きさや恐ろしさの伝承 等

これらの防災の役割は、緑とオープンスペースの規模、形態、立地特性等の空間特性に左右されるとともに、発災後の時間的経過の中で変化する。

## 3. 過去の自然災害に対して緑とオープンスペースが果たした役割

緑とオープンスペースは、江戸時代から火除地として、火災時の延焼防止や延焼遅延の役割をもっていたが、防災上の役割が実証され、かつ都市における根幹的な施設として認識されたのは関東大震災においてである。

### 1) 関東大震災

#### ① 関東大震災における被災状況

関東大震災は、大正 12 年 9 月 1 日に発生し、東京と横浜は壊滅的な被害を受けた。東京市では、世帯数・人口の約 6 割に相当する 31 万世帯・133 万人が罹災し、死者は 6 万人、市域面積の 4 割に相当する 34,600ha が焼失した。

関東大震災では、市街地火災による被害が大きく、火災発生件数 129 件のうち、約 60%にあたる 76 件が延焼火災件数となっている。このため、死者の約 90%は火災による焼死であり、被服廠跡で約 44,000 人の焼死者を出したのをはじめ、約 10,000 人が避難途中で焼死または火に追われての溺死である。

<sup>a</sup>帰宅困難者：都市の中心市街地は業務、消費を中心とした活動の場であり、昼間時には来訪者等不特定多数が滞留している。これらの人々は、交通手段が復旧するまでは被災地に留まらざるを得なくなる。

<sup>b</sup>爆発：大規模な石油精製所・石油化学工場・石油貯蔵基地等の石油コンビナートにおいて、可燃性ガス・可燃性液体・爆発性物質等の危険物が爆発、炎上する災害。

<sup>c</sup>災害危険地の保護及び土地利用の規制：段丘崖、活断層、地滑り地及び水害常襲地など、自然災害の発生が予測される場所については、樹木等によって災害の防止を図るとともに、建築物等の都市的土地利用を規制して被災を防止する。

表 I-1 関東大震災の被害状況

	東京市	横浜市
市域面積	79 km <sup>2</sup>	38 km <sup>2</sup>
火災焼失面積	34.6 km <sup>2</sup>	
倒壊家屋数	8,116 棟	19,607 棟
火災発生件数	129 件	289 件
延焼火災件数	76 件	162 件
初期消火率	41 %	44 %
1 km <sup>2</sup> 当たり出火件数	1.6 件	7.6 件
1 km <sup>2</sup> 当たり延焼件数	1.0 件	4.3 件
死者・行方不明者率	3.8 %	5.8 %

出典：建設省都市局公園緑地課・社団法人日本公園緑地協会「避難公園整備計画調査報告書」<sup>1)</sup>より作成

市街地火災による死者発生状況をみると、横浜市では発災後 2 時間前後に 2,360 人、東京市の場合では発災後 4 時間前後に 44,960 人の死者発生ピークがあり、避難の安全を確保するためには、両市ともこれより 1 時間程度早い時期に避難を完了している必要があったとされている。

## ②関東大震災において緑とオープンスペースが果たした役割

従来、緑とオープンスペースは、延焼遅延効果と延焼防止効果の 2 面から延焼阻止効果を有するものと捉えられてきた。関東大震災において発生した市街地火災では、人為消火と自然鎮火の比率は 3 : 7 と自然鎮火が大きな比率を占めており、焼け止まりとしては広場、崖、樹木などの公園緑地を含むオープンスペースが約 60%に達して高い効果を示していることが報告されている。

また、東京市人口の約 70%に当たる約 157 万人が避難地として公園緑地を含むオープンスペースを利用している。これらの公園等の位置としては、焼失区域の焼け止まり線に対するもの及び焼失区域外のあるものが 13 箇所あって、全体の約 70%を占めている。焼失区域内にあって避難地とされた公園緑地は、被服廠跡を除いて、いずれも 4.7ha 以上の公園であった。

表 I-2 関東大震災時の遮断効果・避難効果

公園又は広場名	面積 (ha)	避難者数 (人)	収容数 (人 /10m <sup>2</sup> )	避難者方面	備考
牛ヶ淵公園 富士見町公園	12.793	56,800	4.4	飯田町、富士見町、 神田区	
土手公園 (現外濠公園)	3.864	10,000	2.6		
虎ノ門公園 清水谷公園 麴町公園	4.465	30,000	6.7	永田町、赤坂区	
千鳥ヶ淵公園	1.277	3,000	2.4	麴町六丁目、五番町	
日比谷公園	16.456	150,000	9.1	有楽町、芝区、京橋区	
東京駅広場	2.797	30,000	10.1	丸ノ内、京橋区、 日本橋区	
皇居外苑	100.587	300,000	2.9	丸ノ内、京橋区、 日本橋区、神田区	
浜離宮	24.955	50,000	2.0 (除水面 5.5)	芝区、京橋区	
芝公園	22.864	200,000	8.8 (除水面 4.0)	芝区、赤坂区、麴町区、京 橋区	
小石川植物園	16.117	80,000	5.0	小石川区、本郷区	
江戸川公園	1.584	1,000	0.6	小石川区、牛込区、 下谷区、浅草区	
上野公園	57.839	500,000	8.6	神田区、日本橋区、 本郷区、本所区	
浅草公園	12.066	100,000	8.3	浅草区、下谷区、本所区	
清澄公園	4.745	10,000	2.1 (除水面 1.7)	本所区、深川区	
被服廠跡 (現横網町公園)	1.957	50,000	25.6	本所区、深川区	焼死
計	284.366	1,570,000			

(注) 復興事務局・帝都復興事業誌(建築編・公園編(昭和31年6月3日))

(注) これらの公園の位置としては、焼失区域の火止まり線に対するもの、及び焼失区域外にあるものが13箇所あって全体の70%を占めている。焼失区域内にあって避難地とされた公園緑地は、被服廠跡(現在横網町公園)を除き、上野公園、浅草公園等、何れも面積4.7ha以上の公園である。表によれば、1,570,000人の避難者が公園を利用し、当時の東京市人口2,170,000人の7割以上に当たる。

出典：社団法人 日本公園緑地協会、「公園緑地マニュアル 改訂平成10年度版」<sup>2)</sup>より作成

この大震災の経験の結果、後世に伝えられた教訓としては、建築物や土木構造物の耐震・耐火性の促進、風の特性や防火に適する樹種等を考慮した公園・道路等の配置、消防水利の確保、地震火災に対する市民の訓練などであり、その後のわが国の地震防災の基本をなすものとなった。

## 2) 阪神・淡路大震災

### ①阪神・淡路大震災の被災状況

阪神・淡路大震災は、平成7年1月17日に発生した直下型の地震によって、淡路島北部から神戸市、宝塚市にいたる阪神間の都市に、死者約6,400人、負傷者約44,000人、建物被害約250,000棟、焼失面積約66haという大きな被害をもたらした。

表 I - 3 阪神・淡路大震災の被害状況

人的被害	死者 <sup>a</sup>	6,434人
	行方不明者	3人
	重傷者	10,683人
	軽傷者	33,109人
	負傷者合計	43,792人
建物被害	全壊	104,906棟 (186,175世帯)
	半壊	144,274棟 (274,182世帯)
	一部破壊	390,506棟
	家屋被害合計	639,686棟

出典：消防庁「阪神・淡路大震災について（確定報）」<sup>3)</sup>より作成

阪神・淡路大震災では、市街地の耐震・耐火性が向上し、発災が早朝であったことや風速が通常の半分程度であったにもかかわらず、同時に多発した火災が消防力を上回り、戦後復興期に手がつけられなかった木造老朽密集市街地を中心に市街地火災が拡大した。

しかし、犠牲者の死因の大部分は家屋や家具の倒壊による圧迫死であり、焼死は全体の1割程度であった。

### ②阪神・淡路大震災において緑とオープンスペースが果たした役割

阪神・淡路大震災において、緑とオープンスペースは以下のような役割を果たした。

#### ア. 街路樹・生垣

市街地火災が発生した地区においては、住宅等の樹木や生垣、街路樹が延焼の遅延または防止に役立ち、火災による被害を軽減させている。

また、街路樹や生垣などの植物は、倒壊した家屋を支えて道路閉塞を防ぎ、避難路を確保したほか、ブロック塀の倒壊を防ぐ、電柱の倒壊で緩んだ電線が垂れ下がるのを防ぐ、ツタ類がモルタルや瓦等の落下を防ぐなど、被害軽減に効果があった（社団法人日本造園学会阪神大震災調査特別委員会「公園緑地等に関する阪神大震災緊急調査報告書」<sup>4)</sup>）。

#### イ. 都市公園

都市公園においても、市街地火災が発生した地区においては、樹木等が延焼の遅延または防止に役立ち、火災による被害を軽減させている（図 I - 1）。

発生後、神戸市・芦屋市・西宮市の震度7の区域では、夜明けまで屋内又は屋外で過ごした人々のうち、公園で過ごした人々は6.0%を示していた（他には自宅が41.5%、道路が4.5%、学校が9.4%、公共公益施設が1.9%、その他が16.0%、不明が20.7%）。また、地震当日、自宅の建物以外に最初に避難した場所を答えた人々のうち、9.8%が公園を利用していた（建設省建築研究所・建設省土木研究所・大都市都市公園機能実態共同調査実行委員会「阪神・淡

<sup>a</sup>消防庁の公表している死者数は、直接死と関連死（例：震災によるストレスが原因で死亡）の総数であり、兵庫県内での震災関連死者数は919人とされている。（兵庫県「阪神・淡路大震災の死者にかかる調査について（平成17年12月22日記者発表）」）



図 I-1 焼け止まりになった大国公園(黄線囲み箇所)

出典：建設省近畿地方建設局企画部（当時）提供

路大震災時の避難行動と公園利用状況に関するアンケート調査報告書」<sup>5)</sup>。公園が利用された理由の一つとしては、被災者が多く発生し、避難所であった学校だけではすべての被災者を受け入れることが困難であったため、その代替場所として公園が使われたことが考えられる。このように避難所の機能を補完する一方、公園では発災直後には救援物資の配布などで、避難所と同等の支援を受けることができなかったケースもあった。また、全壊から一部損壊まで幅広い被災者が自宅内等に待機している場合があり、発災直後の避難所では、これら潜在的避難者の把握が困難で、公園などで行われた炊き出しには多くの被災者が訪れることもあった。なお、避難所となった学校では、応急仮設住宅の建設に合わせ、通常利用を再開するため、順次避難所を閉鎖していったが、避難所となった公共施設や公園は引き続き避難者の受入を継続していたケースがあった（神戸市ヒアリング調査）。

地震翌日の航空写真の読み取りでは、調査対象となった神戸市の 389 公園のうち、既にテント（防水シートによる仮設を含む）が設営されている公園数は 54 箇所あり、避難場所としての利用がみられた。また、自動車を乗り入れている公園数は 87 箇所に達している。防災公園に求められる機能として、従来、地震後の市街地火災から人命を守るための避難地・避難路としての機能が重視されてきたが、阪神・淡路大震災時における都市公園の使われ方には、顕著には現れなかった。

これは、地震当日の気象は風が弱かったため、各所で火災が発生して市街地火災の規模にまで延焼が拡大したものの、延焼速度が遅く、火に囲まれて退路を断たれる恐れがなかったことによる。地震から 1 週間後の都市公園の利用実態をみると、以下のような多様な利用がなされている。広域避難地となる大規模な都市公園よりもむしろ、身近で小規模な都市公園が一時的避難生活の場等としてよく利用されており、その重要性が再認識された。

- ・ 応急避難生活の場としての利用
- ・ 被災者への救援活動の場としての利用（救援物資の保管・配給の場、被災者を支援するボランティア活動の拠点、情報センター、仮設トイレ、給水施設、兵庫県による救護対策本部の設置の場、緊急用車両の置き場、救急医療の場、ヘリポートなど）
- ・ 復旧・復興の拠点としての利用（自衛隊の駐屯地、復旧資機材置場、道路啓開で生じた瓦

礫の集積場、応急仮設住宅の建設場所)

- ・その他の利用（震災ゴミや生活ゴミの一時的な置場、個人の荷物の保管場所、自動車の置き場、各種イベント等の会場など）

（大都市都市公園機能実態共同調査研究会「阪神大震災に係る都市公園の緊急利用実態調査結果」<sup>6)</sup>）

#### ウ．学校等のオープンスペース

神戸市、西宮市、芦屋市における教育施設、河川緑地、公開緑地、社寺境内地等のオープンスペース 1,241 箇所を対象に調査した結果によると、地震後、避難地利用、救援・復旧利用及び置場利用として高度に利用されたのは小学校と中学校のグラウンドであり、利用率は 80% 前後と高い利用率を示している。次いで高等学校と社寺境内地が 50% 強、大学等 40%、公開空地・団地内のプレイロット・公共施設付帯空地と保育園・幼稚園が 30~40%、民間スポーツ施設 10% の順となっている（社団法人日本造園学会阪神大震災調査特別委員会「公園緑地等に関する阪神大震災緊急調査報告書」）。

### 3) 新潟県中越地震

#### ①新潟県中越地震の被災状況

平成 16 年 10 月に発生した新潟県中越地震は、長岡市等を中心に広域的な被害をもたらし、家屋倒壊はもとより、多発する崖崩れによって道路等の交通基盤が分断され、多くの集落の孤立を招いた。

表 I - 4 新潟県中越地震の被害状況

人的被害	死者 <sup>a</sup>	68 人
	行方不明者	0 人
	重傷者	633 人
	軽傷者	4,172 人
	負傷者合計	4,805 人
建物被害	全壊	3,175 棟 ( 3,138 世帯)
	半壊	13,810 棟 ( 14,089 世帯)
	一部破壊	105,682 棟 (112,856 世帯)
	家屋被害合計	122,667 棟 (130,083 世帯)

出典：消防庁「平成 16 年新潟県中越地震(確定報)」<sup>7)</sup>より作成

#### ②新潟県中越地震において緑とオープンスペースが果たした役割

新潟県中越地震において、緑とオープンスペースは以下のような役割を果たした。（国土交通省都市・地域整備局公園緑地課「防災公園の計画・設計に関するガイドライン検討調査報告書」<sup>9)</sup>）

#### ア．緊急の避難場所

阪神・淡路大震災の被災地となった神戸市等大都市地域とは全く条件の異なる地方都市ではあるが、緊急の避難場所は屋外の身近なオープンスペースであった点で共通している。最も市街化が進んでいる小千谷市の市街地や激震地であった川口町の中心市街地等では、緊急の避難地が集中した。その他、長岡市南部の農業地帯やその他山間部では、集落単位に避難地が分散

<sup>a</sup> 地震時の家屋や崩壊土砂の下敷きなど直接的・物理的原因で死亡した人は 16 人であり、それ以外の 52 人が避難の疲労等による災害関連死と考えられている。（新潟県中越地震記録誌編集委員会「中越大震災」<sup>8)</sup>）

してみられた。山間部では、幹線道路沿線の移動しやすい場所が選ばれる傾向が認められた。

地域内の小中・高等学校のグラウンドは全て緊急避難地として利用され、多くの車両が駐車し、テントやグランドシートも設置された。

また、市街地内では、保育園や幼稚園など小規模な公的施設のオープンスペースが多く利用された。これらは、被災直後から数日間のみ利用され、その後はより規模の大きな学校施設等へその機能を移している。

住宅地内の駐車場などの民営のオープンスペースも多く利用されたが、これらも一時的な利用であり、数日後にはその機能を終えている場合が多かった。

#### イ. 救援活動の拠点

自衛隊の救援活動は、発災直後の県知事の災害派遣要請から 12 月 21 日の駐留部隊撤収までの約 2 か月に渡って実施された。利用されたのは都市公園であり、駐屯基地として活用された国営越後丘陵公園は、後方支援型の防災拠点としての機能を発揮した。

新潟県立鳥屋野潟公園は、発災翌々日（10 月 25 日）から 11 月 9 日までの約 2 週間、自衛隊の被災地への後方支援基地として機能した。新潟空港まで至近の距離にあることや北陸自動車道、関越自動車道を経由して被災地まで直結する交通利便性の良さが手伝ったが、なによりも被災地と直結する関越自動車道が発災翌日には、緊急車両の通行が可能となった点が大きかった。しかし、被災地まで往復 4 時間の距離にあり、現地での救援活動には十分な時間がかけられなかったのが現状であった。

こうした状況を受けて、より被災地に近い国営越後丘陵公園が後方支援基地として当てられた。国営越後丘陵公園は、平成元年度より事業化され平成 10 年に一部開園に至ったが、阪神・淡路大震災の教訓を受け、防災機能にも配慮した整備が推進されてきた。新潟県中越地震では、11 月 8 日から自衛隊の駐留がはじまり、11 日から本格的な救援物資の配給が行われ、12 月 21 日までの間、自衛隊の後方支援基地として機能した。

一方、小千谷市の白山運動公園では、発災当日から 11 月 1 日までの 10 日間に、1 都 14 県内の 163 の消防本部及び 10 の県防災航空隊から、480 隊（ヘリコプター 20 機を含む）、2,121 人が被災地で活動し、453 名を救出した。こうしたなかで、白山運動公園（運動公園：40.7ha）は、被災地に至近の後方支援基地として機能を果たした。発災当日及び翌日（10 月 24 日）から、近隣の緊急消防援助隊が集結した。

このように、広域的な救援活動は、結果的には被災地からやや離れた大規公園がその基地となる機能を担い、被災地周辺の中核的な都市公園が被災地の後方支援的機能を担った。そのほか、小千谷市の信濃川河川敷は、いたるところで液状化現象がみられ、発災直後の避難地とはならなかった。しかし、液状化を免れた信濃川左岸河川公園（1.1ha）は、ヘリポートとして利用された。また川口町においても、信濃川河川敷は、11 月 4 日まで避難所として利用され、以降、自衛隊の入浴支援の拠点としても利用された。魚沼市においては、市の総合公園である月岡公園（6.6ha）、また旧堀之内町の町役場前公園が、自衛隊の活動拠点として利用された。

## 4) 東北地方太平洋沖地震（東日本大震災）

### ①東日本大震災の被災状況

東北地方太平洋沖地震は、平成 23（2011）年 3 月 11 日 14 時 46 分に東北地方太平洋沖の深さ 24 km で発生し、地震の規模（マグニチュード）は 9.0 であり、宮城県栗原市で震度 7、宮城県、福島県、茨城県、栃木県の 4 県 37 市町村で震度 6 強を観測したほか、東日本を中心に北海道から九州地方にかけての広い範囲で震度 6 弱～1 を観測した。この地震により、東北地方から関東地方にかけての太平洋沿岸で非常に高い津波により甚大な被害が発生した。各地の津波観測施設では、福島県相馬で 9.3m 以上、宮城県石巻市鮎川で 8.6m 以上など、東日本

の太平洋沿岸を中心に非常に高い津波を観測したほか、北海道から鹿児島県にかけての太平洋沿岸や小笠原諸島で 1m 以上の津波を観測した。

また、広範囲にわたり地震動による被害がみられた。茨城県や千葉県等では、液状化による建物や道路の被害も多数発生した。

首都圏においては鉄道の多くが運行を停止するとともに、道路において大規模な渋滞が発生し、バスやタクシーなどの交通機関の運行にも支障が生じた。その結果、発生時刻が平日の日中であったことと相まって、鉄道等を使って通勤・通学している人々の帰宅手段が閉ざされ、首都圏において約 515 万人（内閣府推計）に及ぶ帰宅困難者が発生した。

表 I-5 東日本大震災の被害状況

人的被害	死者（直接死） <sup>a</sup>	15,890 名
	行方不明	2,589 名
	負傷者	6,152 名
建築物被害	全壊	127,829 戸
	半壊	275,788 戸
	一部破損	748,904 戸

出典：緊急災害対策本部「平成 23 年東北地方太平洋沖地震(東日本大震災)について(平成 27 年 3 月 9 日 17:00)」<sup>10)</sup>より作成

## ②東日本大震災において緑とオープンスペースが果たした役割

東日本大震災においては、公園緑地においても、津波により、樹林地が大きく折損し、建築物や遊具などの施設・舗装等が損傷を受けたほか、津波による漂流物の流入によって大きな被害が生じた。

一方、津波災害に対して、大きく分けて、ア．多重防御の一つとしての機能、イ．避難路や避難地としての機能、ウ．復旧・復興支援機能の 3 つの機能を発揮した事例も見られた。また、首都圏においては、エ．大量に発生した帰宅困難者の一時滞在なども行われた。（国土交通省都市局公園緑地・景観課「東日本大震災からの復興にかかる公園緑地整備に関する技術的指針」<sup>11)</sup>及び「津波災害に強いまちづくりにおける公園緑地の整備に関する技術資料」<sup>12)</sup>）

### ア．多重防御の一つとしての機能

#### ・樹林地による津波エネルギー減衰機能

樹林地は、一定の規模の津波に対しては、樹林地がもつ地形高さや樹木がもつ流体抵抗により、津波のエネルギーを減衰させることができ、津波の規模等の条件によっては、浸水深の低下や流速の低減による避難時の危険性の減少、床上浸水や家屋破壊等の被害の軽減、津波の遡上距離の減少による被害範囲の縮小といった機能を果たすことが期待できる。

石巻市長浜地区では、海岸林がある場所の方がない場所よりも背後地の流出家屋の被害が少ないという差が見られた。

#### ・樹林地による漂流物の捕捉機能

津波の規模等の条件によっては、樹林地により、漁船や車両等の漂流物が捕捉され、内陸部への流入を阻止することで、避難者の避難機会を確保し、家屋等への衝突被害を軽減する機能を果たすことも期待でき、実際に樹林地が車両等を捕捉した事例も見られた（図 I-2）。

<sup>a</sup>震災関連死の死者（東日本大震災による負傷の悪化等により亡くなられた方で災害弔慰金の支給となった方）は、3,194 人（復興庁・内閣府（防災担当）・消防庁「東日本大震災における震災関連死の死者数（平成 26 年 9 月 30 日現在調査結果）」<sup>13)</sup>）。



図 I-2 樹林帯に捕捉された漂流物

出典：一般社団法人日本公園緑地協会「東日本大震災における公園緑地等の利用実態等の調査報告書」<sup>14)</sup>

・湛水の間としての機能

津波が防潮堤等の施設を越流した場合に、一定規模の空地や農地等の非住居系の土地利用がなされている平坦で開けた場所が湛水の間として働き、後背地の市街地等に大量の水が流れ込むことによる被害を軽減することが期待できる。

相馬市松川浦では、平坦な農地等において、越流した大量の水が湛水し、後背地の住宅地に流れ込む水を減少させたとみられる（図 I-3）。



図 I-3 空地の湛水機能

出典：国土地理院「被災地域の斜め写真 福島県相馬市（平成 23 年 5 月）」<sup>15)</sup>

・多重防御の一つとしての機能の限界について

以上のように、樹林地の持つ津波エネルギー減衰作用が、津波襲来の条件によっては一定の減災効果を示す。ただし、その効果は津波襲来の規模が大きくなれば低下し、また効果発揮は被害をなくすものではなく、その度合いを一定程度減らすという性格を持つものである。したがって本機能は、所定の規模以下の津波の侵入を防ぐ防潮堤や津波侵入時の人的被害をなくすための避難をはじめ様々な津波防災・減災対策が多重に構成される中で、補助的役割の一つと位置付けられる。ここで取り上げられた機能を理由として、防潮堤整備や避難などの対策を緩めるような考え方をとってはならない。

イ. 避難地・避難路としての機能

石巻市日和山公園のように高台に続く階段が避難路となり高台に避難できた事例（図 I-4）、

平野部の海岸公園で公園内にある築山へ避難することにより一命を取り留めた仙台市の海岸公園冒険広場の丘の事例（図 I - 5）等、避難路・避難地として活用された公園緑地が見られた。

なお、この機能は言うまでもなく、緑とオープンスペースの要素だけが可能にしたものではなく、今回の津波遡上高よりも標高の高い場所がまとまって、しかも避難行動に関してアクセス可能な位置・形態で存在していたことが当該機能発揮の最重要ポイントとなっている。したがって、これらの事例は、本機能を検討する際に「高さとアクセス性」という要素を取り込んで考えることの重要性を改めて示すものである。



図 I - 4 高台への階段が緊急の避難路となり多くの被災者が短時間で避難することができた事例

出典：国土交通省都市局公園緑地・景観課「津波災害に強いまちづくりにおける公園緑地の整備に関する技術資料」<sup>12)</sup>より作成

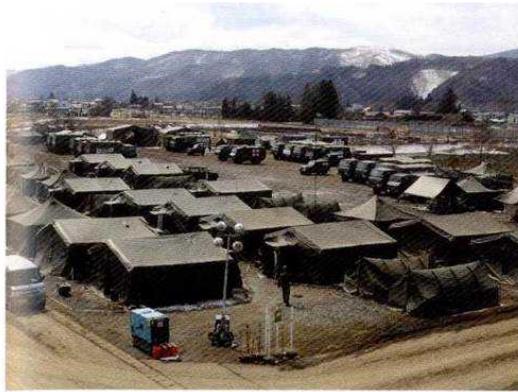


図 I - 5 園内の丘に避難することで一命をとりとめることができた事例

出典：国土交通省都市局公園緑地・景観課「津波災害に強いまちづくりにおける公園緑地の整備に関する技術資料」<sup>12)</sup>より作成

#### ウ. 復旧・復興支援機能

津波災害発生後の応急・復旧段階においては、避難生活の場や復旧・復興活動の支援拠点等としての機能を発揮した。特に、被災地の支援にあたって東北圏内にとどまらず、国内外から様々な支援が行われるなか、東北地方内陸部の遠野運動公園（岩手県遠野市）が後方支援拠点として機能し、全国の自衛隊、警察、消防、医療関係団体、ボランティアなどが集結する場や、全国からの救援物資の配送拠点として活用された（図 I - 6）。



駐車場

図 I - 6 後方支援拠点として活用された遠野運動公園

出典：遠野市「3.11 東日本大震災遠野市後方支援活動検証記録誌」<sup>16)</sup>

### エ. 帰宅困難者の一時滞在等

東日本大震災においては、東京都心部等で震度 5 強を観測し、交通機関の途絶により、多数の帰宅困難者が発生した。日比谷公園（港区）では、地震発生直度、霞ヶ関の官庁街や丸の内のおフィス街等から、多くの方が一時的に待避した（図 I - 7）。また、園内の日比谷公会堂やグリーンサロン等の建築スペースでは、終夜にわたって帰宅困難者を受け入れ、情報提供が行われた。（小島・山本・山口・一條・手代木「東日本大震災における都心部都市公園の役割の把握 - 日比谷公園を事例として -」<sup>17)</sup>

中野区や杉並区の青梅街道沿いの公園（新宿から約 34km の距離）では、徒歩帰宅者が休憩やトイレ利用のために立ち寄りといった利用も見られた。（図 I - 8）（都市防災美化協会・ライブ計画事務所「東日本大震災時の都心部での帰宅困難者の避難及び帰宅行動に関する調査・研究」<sup>18)</sup>



平成23年3月11日15:30頃  
大噴水付近



平成23年3月11日15:40頃  
日比谷門付近

図 I - 7 東日本大震災発災直後の日比谷公園の様子



図 I - 8 東日本大震災発災後の日比谷公園での帰宅困難者受入れの様子

出典：緑と水の市民カレッジ提供

## 5) 熊本地震

### ①熊本地震の被災状況

熊本地震は、熊本地方を震源として平成 28 (2016) 年 4 月 14 日 21 時 26 分に「前震」が、その約 28 時間後の 4 月 16 日 1 時 25 分に「本震」が発生した。「前震」は、深さ 11 km、地震の規模 (マグニチュード) は 6.5 であり、同県益城町で震度 7、同県 5 市町村で震度 6 弱を観測した。それに続く「本震」は、深さ 12 km、地震の規模は 7.3 と大きくなり、同県益城町、西原村で震度 7、同県 8 市町村で震度 6 強を観測した。

本地震により、家屋倒壊や土砂崩れによる死傷事故、電気・ガス等のライフラインの寸断、熊本県内の道路や鉄道の交通機関への障害等の被害があった。熊本城公園では、天守の瓦の落下、石垣の崩壊 (図 I-9)、櫓や長塀の倒壊・損壊等の被害が発生した。また、熊本県内の他公園においても、園路広場の亀裂・隆起・陥没、トイレ・モニュメント・四阿・柵等の倒壊、法面の崩壊、擁壁の破損など、様々な公園施設の被害が発生した。

表 I-6 熊本地震の被害状況

人的被害	死亡	228 人
	重傷者	1,149 人
	軽傷者	1,604 人
	負傷者合計	2,753 人
建物被害	全壊	8,697 棟
	半壊	34,037 棟
	一部破壊	155,902 棟
	住宅被害合計	198,636 棟

出典: 非常災害対策本部「平成 28 年(2016 年)熊本県熊本地方を震源とする地震に係る被害状況等について (平成 29 年 4 月 13 日 18:00 現在)」<sup>19)</sup>より作成



図 I-9 石垣が大規模に崩落した熊本城公園

出典: 国土地理院 HP<sup>20)</sup>

### ②熊本地震において緑とオープンスペースが果たした役割

#### イ. 避難地としての機能

熊本地震では、熊本市内で本震直後に少なくとも約 11 万人の市民が自宅外の避難地へ避難したとされている (図 I-10)。その中には、熊本市地域防災計画で指定されていた緊急避難場所、及び指定避難所だけでなく、指定外でありながらも自然発生的に形成された避難場所 (指定外避難所) が含まれ、最低でも最大時約 1 万人以上が避難したことが確認されている (加藤・中野「熊本地震 (2016) における集会所を有する都市公園における避難行動の一考察」<sup>21)</sup>)。この中には、町内自治会などの地域組織が中心となって、都市公園を指定外避難所として利用

した事例も確認されている。

特徴的な点の一つは、いわゆるオープンスペースなどでの「車中泊」が多かったことである（図 I - 11）。前震、本震と 2 度にわたる大きな揺れに加え、4 月 14 日から 4 月 30 日までに震度 5 弱以上の地震が 20 回以上、震度 1 以上の地震が 3,000 回以上発生するなど、数多くの余震が発生し、建物が倒壊するおそれに対する不安から、多くの人々が屋外に退避した。また、建物が倒壊するおそれに対する不安に加え、避難所ではプライバシーが守られないこと、小さい子供や高齢者がいて周囲に気を遣うことなどが、車中避難を選んだ主な理由といわれている。自らが身を守る方法の一つとして車中避難を評価する見方がある一方で、エコノミークラス症候群<sup>a</sup>等による震災関連死の危険性も問題視された。

また、熊本市では、一時避難場所に指定されている一部の公園（9 箇所）において、阪神・淡路大震災以降、備蓄倉庫とセットで耐震性貯水槽の整備がなされてきたが、断水が続く中で生活用水の供給を行うことができ、その有効性が確認された（熊本市「平成 28 年（2016 年）熊本地震熊本市からの報告」<sup>22)</sup>）（図 I - 12）。加えて、それらの防災関連施設の管理・運用についても、自治会、自主防災組織、消防団、民生委員、公園愛護会などの地域住民が主体となって行われた例が観察された（熊本地震都市公園利用実態共同調査「平成 28 年（2016 年）熊本地震都市公園利用実態共同調査報告書」<sup>23)</sup>）。直後段階～緊急段階における公園の利用の例を図 I - 13 に示す。公民館、小中学校、病院、コンビニエンスストア等の周辺施設と連携し、公園の避難所機能を補完している事例も見られた（平松・青木「熊本地震における避難場所としての都市公園の役割と課題」<sup>24)</sup>）。



図 I - 10 本震直後の公園への避難と仮設トイレの利用（八王寺中央公園）

出典：布田美智夫氏提供



図 I - 11 車中泊の場としての公園利用（楠南公園） 図 I - 12 耐震性貯水槽の利用（楠中央公園）

出典：大都市都市公園機能実態共同調査・（一社）日本公園緑地協会提供

<sup>a</sup>エコノミークラス症候群：長時間足を動かさずに同じ姿勢でいることで、足の深部にある静脈に血の塊（深部静脈血栓）ができ、この血の塊の一部が血流に乗って肺に流れて肺の血管を閉塞する（肺塞栓）症状<sup>25)</sup>。なお、エコノミークラス症候群は通称であり、正式な病名は静脈血栓塞栓症（深部静脈血栓症）である。

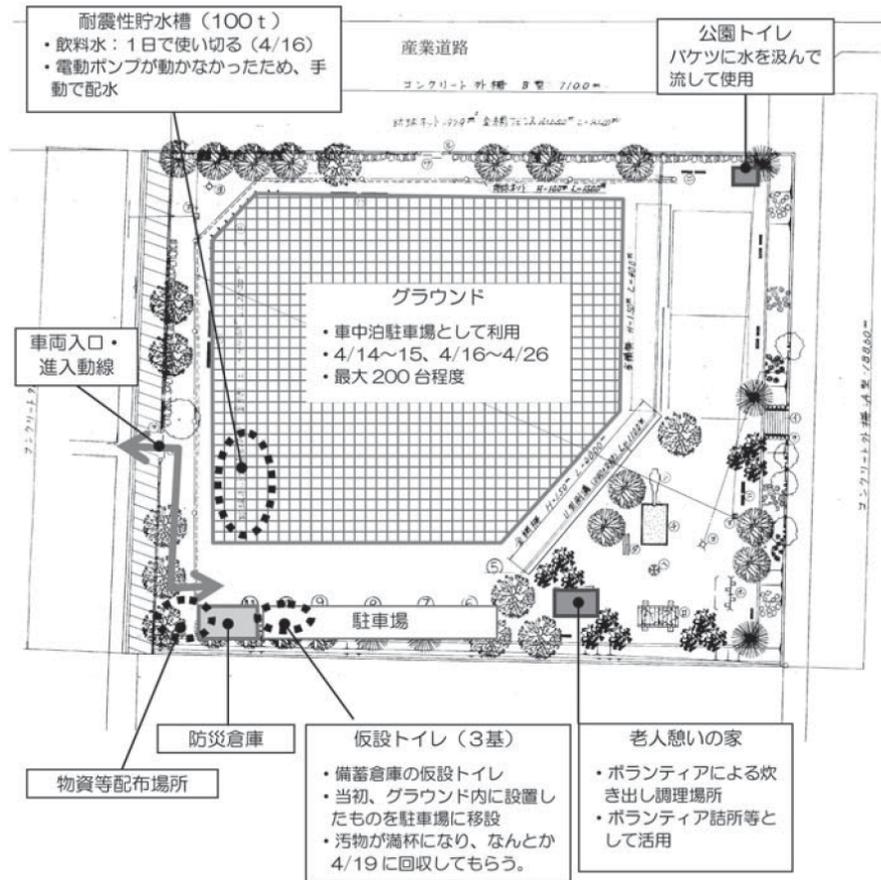


図 I-13 直後段階～緊急段階における公園の利用の例(渡鹿公園)

出典：手代木「熊本地震で都市公園の果たした役割」<sup>26)</sup>

#### ロ. 救援活動の拠点

熊本地方は、自衛隊の駐屯地が熊本市内に存在することから、これまでの他の大規模な震災の事例ほど自衛隊による大規模な活用はみられなかったが、例えば、熊本県の地域防災計画において自衛隊や海外支援隊の集結拠点となる広域防災拠点に位置づけられている熊本県民総合運動公園においては、警察機動隊が最大 2000 人当該公園に駐屯し、被災地の支援活動にあたったほか、ドクターヘリの発着場として利用された。また、県や周辺自治体の指定はないものの支援物資の集積・輸送の場としても活用された(熊本県「平成 28 年(2016 年)熊本地震熊本県からの報告」<sup>27)</sup>)(図 I-14)。



図 I-14 緊急生活物資の集積、仕分け等の物流基地(熊本県民総合運動公園)

出典：国土技術政策総合研究所,土木研究所「平成 28 年(2016 年)熊本地震土木施設被害調査報告」<sup>28)</sup>

## 6) 水害や土砂災害に対して緑とオープンスペースが果たした役割

緑とオープンスペースは、特に土地利用が稠密で直接的な防災対策の拡充に大きな制約を伴うことが多い都市部において、防災機能との多重化を計画的に図ることで水害や土砂災害への対策としても有効に機能し得る。

例えば、鶴見川多目的遊水地・新横浜公園（横浜市）は、新横浜という都心に近接した貴重なオープンスペースを効果的に活用し、鶴見川の増水時には治水施設である遊水地となり、通常はスポーツレクリエーションに親しむ運動公園として利用できるよう整備されている。平成 26 年 10 月に台風 18 号が東日本太平洋側を中心に大雨、暴風による被害をもたらした際には、多目的遊水地の洪水調節機能が、下流地点で最大約 0.9m の水位低減効果を発揮した（図 I-15）（国土交通省関東地方整備局京浜河川事務所「鶴見川多目的遊水地で過去最大の洪水調節！～流域一丸となって洪水を貯めて浸水防止～」<sup>29)</sup>）。

土砂災害に関しても、砂防施設として計画的に整備されたものではないが、平成 26 年 8 月豪雨による広島市の土砂災害では、被災地内の公園や神社等のオープンスペースが平坦であることによって土石流の勢いが抑えられた可能性について指摘されている。（公益社団法人土木学会中国支部「広島豪雨災害報告」<sup>30)</sup>、公益社団法人土木学会・公益社団法人地盤工学会「平成 26 年広島豪雨災害合同緊急調査団調査報告書」<sup>31)</sup>）



図 I-15 鶴見川遊水池(新横浜公園)の洪水調節状況

以上の事例に見られるように、緑とオープンスペースが発揮し得る機能に水害や土砂災害への対応も取り込んで、稠密な土地利用がなされている都市部において防災・減災機能を総合的に高める空間利用計画を検討していくことは、豪雨などの極端な気象現象の起こり方が新しいステージを迎えつつある中<sup>32)</sup>での実践的な対応策として、今後ますます重要性が高まると期待される。

また、水害時にも、浸水深よりも標高の高いオープンスペースがまとまって、しかも避難行動に関してアクセス可能な位置・形態で存在することで、公園が避難地として機能することが考えられる。この機能を期待する場合には、想定される浸水深と公園の標高、周辺の土地利用などを踏まえ、水害時の避難地としての安全性・アクセス性を確認するとともに、災害の規模などによっては、より標高の高い安全な場所への避難が可能となるような計画・設計が求められる。平成 16 年福井豪雨において、福井市の一乗谷川沿川の地域では、一乗谷史跡公園が避難場所として利用された。その際、当初避難場所として利用された公園センターでは床上浸水が発生してしまったが、園内の高台へ避難者を誘導する対応がとられている<sup>33)</sup>。

#### 4. 緑とオープンスペースの必要性

緑とオープンスペースのうち、避難地、避難路となる都市公園については、昭和54年の都市計画中央審議会の答申を踏まえ、防災公園として重点的に整備が推進されており、引き続きその充実を図っていく必要がある。

阪神・淡路大震災では、身近な都市公園等のオープンスペースが、ボランティア等による被災者の救援活動の拠点として、復旧・復興活動の拠点として、また住宅等の樹木・生垣、街路樹が延焼の遅延または防止に役立ち、倒壊した家屋等を支えて避難路を確保するなど、多様な役割を果たした。新潟県中越地震でも、身近なオープンスペースが緊急の避難場所として利用され、広域的な支援活動においては、国営公園等の大規模公園がその基地となり、さらに被災地に近接する公園が後方支援的な支援拠点としての役割を果たした。東日本大震災では、沿岸部の津波被災地において小規模な高台等のオープンスペースが津波からの避難地となったほか、内陸部の公園が沿岸部の津波被災地への後方支援拠点としての中心的な役割を担った。一定規模の津波に対して、津波エネルギーの減衰や漂流物の捕捉などの減災機能を発揮した事例も一部で見られた。熊本地震では、強い余震が続いたため、屋内の避難所を避け、場合により車中泊等を伴う形で公園等のオープンスペースに避難する例が多く見られたほか、阪神・淡路大震災以降に整備が進められた防災関連施設が有効に機能を果たした事例も観察された。また、これら施設を含め、防災公園の管理運用について、自治会、自主防災組織、消防団、民生委員、公園愛護会などの地域住民のコミュニティ組織が中心となって行われた例も多く確認されている。水害への対応においては、豪雨災害時の避難場所として都市公園が活用された事例や、計画的に遊水地としての機能を公園空間に導入している事例も見られる。

以上の点を踏まえつつ、今後のまちづくりにおいても、過去の自然災害で得られた知見を活かし、地震火災だけでなく津波災害や水害も含めた総合的な都市の防災・減災対策の一環として、避難地及び被災地域の支援活動の拠点となる防災公園の整備や、避難路となる緑道の整備、既存の都市公園における防災的施設の整備を一層進めるとともに、街路樹の整備、ブロック塀の生垣化、公共公益施設及び民有地の緑化などを市民の協力を得て進め、緑とオープンスペースの多様な防災機能を活用していく必要がある。

本ガイドラインは、これまでの大規模自然災害時における緑とオープンスペースの活用事例等をもとに、関連する指針・基準類を踏まえ、津波災害や水害も含めた総合的な防災・減災対策としての防災公園の整備、また、求められる機能を効果的に発揮するための管理について、必要な事項をとりまとめている。本ガイドラインを活用し、緑とオープンスペースが発揮し得る防災・減災機能を、より一層、都市の安全性向上につなげていくことで、国民にとっての緑とオープンスペースの重要性はさらに高まることが期待される。

## I. 2 防災公園とは

本ガイドラインでいう防災公園とは、地震に起因して発生する市街地火災等の二次災害時における国民の生命、財産を守り、大都市地域等において都市の防災構造を強化するために整備される、広域防災拠点、地域防災拠点、避難地、避難路、帰宅支援場所としての役割をもつ都市公園及び緩衝緑地をいう。

防災公園は、次の7タイプで構成される。

- ①広域防災拠点<sup>※1</sup>の機能を有する都市公園
- ②地域防災拠点<sup>※2</sup>の機能を有する都市公園
- ③広域避難地<sup>※3</sup>の機能を有する都市公園
- ④一次避難地<sup>※4</sup>の機能を有する都市公園
- ⑤避難路の機能を有する都市公園
- ⑥帰宅支援場所<sup>※5</sup>の機能を有する都市公園
- ⑦石油コンビナート地帯等と背後の一般市街地を遮断する緩衝緑地<sup>※6</sup>

なお、このガイドラインでは、上記7種類の防災公園の他に、「身近な防災活動拠点の機能を有する都市公園」も扱う。

### 【解説】

#### 1. 防災公園の種類

防災公園は、地震に起因して発生する市街地火災や津波等の二次災害時又は水害時において、国民の生命、財産を守り、大都市地域等において都市の防災構造を強化するために整備される、防災拠点、避難地、避難路等としての役割をもつ都市公園で、表I-7に示す種類で構成される。

以下、本ガイドラインでは、7種類の防災公園に「身近な防災活動拠点の機能を有する都市公園」を加えたものを「防災公園等」と表記する（表I-7参照）。

なお、本ガイドラインに示した防災公園等の「配置・計画・設計」に係る考え方等は、都市公園以外の防災系統緑地の機能向上を図る際にも活用することが可能である。

- ※1 広域防災拠点：大震火災等の災害が発生した場合において、救援活動、復旧・復興活動等その被害軽減のための積極的な諸活動を行うための拠点。
- ※2 地域防災拠点：大震火災等の災害が発生した場合において、救援救護活動の前線基地、復旧のための資機材や生活物資の中継基地となる拠点
- ※3 広域避難地：大震火災等の災害が発生した場合において、周辺地区からの避難者を収容し、市街地大火から避難者の生命を保護する場所。
- ※4 一次避難地：大震火災等の災害が発生した場合において、主として近隣の住民の緊急避難の場、広域避難地へ至る避難中継地等となる場所。
- ※5 帰宅支援場所：災害時に公共交通機関等の停止により、外出先から自宅等へ徒歩で帰宅する帰宅者の休憩、情報提供等の安全な帰宅を支援する場所。
- ※6 緩衝緑地：地震等により臨海部の石油コンビナート等からの発生が予想される爆風圧、輻射熱から隣接する市街地を守るために設置される緑地。

表 I-7 防災公園等の種類

●防災公園

種 類	役 割	公園種別
広域防災拠点の機能を有する都市公園	主として広域的な復旧・復興活動の拠点となる	広域公園 等
地域防災拠点の機能を有する都市公園	救援救護活動の前線基地、復旧資機材や生活物資の中継基地となる	都市基幹公園等
広域避難地の機能を有する都市公園	大震火災等の災害が発生した場合において広域的避難の用に供する	都市基幹公園 広域公園 等
一次避難地の機能を有する都市公園	大震火災等の災害発生時において主として一時的避難の用に供する	近隣公園 地区公園 等
避難路の機能を有する都市公園	広域避難地又はこれに準ずる安全な場所へ通ずる避難路となる	緑道 等
石油コンビナート地帯等と背後の一般市街地を遮断する緩衝緑地	主として災害を防止することを目的とする緩衝緑地	緩衝緑地
帰宅支援場所の機能を有する都市公園	主として都心部から郊外部への帰宅者の支援場所となる	街区公園 等

●身近な防災活動拠点の機能を有する都市公園

身近な防災活動拠点の機能を有する都市公園	主として身近な防災活動の拠点となる	街区公園 等
----------------------	-------------------	--------

## 2. 防災公園の考え方

都市公園は、都市公園法（昭和 31 年法律第 79 号）第 2 条に基づいて設置される都市施設で、都市の生活環境の保全、景観形成、レクリエーション及び防災等の利用に供することを前提としたものである。防災公園は、地震に起因する市街地火災や津波等の二次災害時又は水害時において、避難地、避難路及び防災拠点等としての役割を果たすものが期待される。

地震に起因する市街地火災に対する都市防災化の推進については、防災公園や身近な防災活動拠点として機能する都市公園の整備だけでなく、都市の不燃化、建築物の耐震化・耐震性の強化、ライフラインの耐震化、防災拠点の整備など総合的に推進する必要がある、防災公園等の整備はその一環をなすものである。津波災害については、一定頻度の津波レベルを想定して主に海岸堤防等のハードを中心とした対策が行われてきたが、最大クラスの津波に対しては、住民の避難を軸に、土地利用、避難施設、防災施設等を組み合わせた総合的な津波対策で対応するものであり、防災公園等の整備もその一環をなす。

水害に対する都市防災化の推進についても、比較的発生頻度の高い降雨等に対しては施設によって防御することを基本とする一方で、それを超えるような降雨等に対しては施設では守りきれないことを認識し、社会の各主体が主体的かつ連携して対応することが必要である。その際には、特に土地利用が稠密で直接的な水害対策の拡充に大きな制約を伴うことが多い都市部において、防災公園の機能と洪水調節機能等との多重化を計画的に図ることが重要である。また、広大な範囲が浸水する危険性の高い地域では、公的施設や集客施設等の建築方法の工夫などまちづくりと一体となった避難対策の一環として、標高の高い公園などを水害時の避難場所に指定することや、水害時の避難場所となる防災公園の整備又は機能向上を検討することも考えられる。

なお、避難地、避難路及び防災拠点等としての役割は、防災公園等だけが受け持つものではなく、災害の種類や規模に応じて、防災関連施設、学校教育施設、道路、河川等と役割分担するものとし、非常時においてそれらと連携して運用できるよう努める。

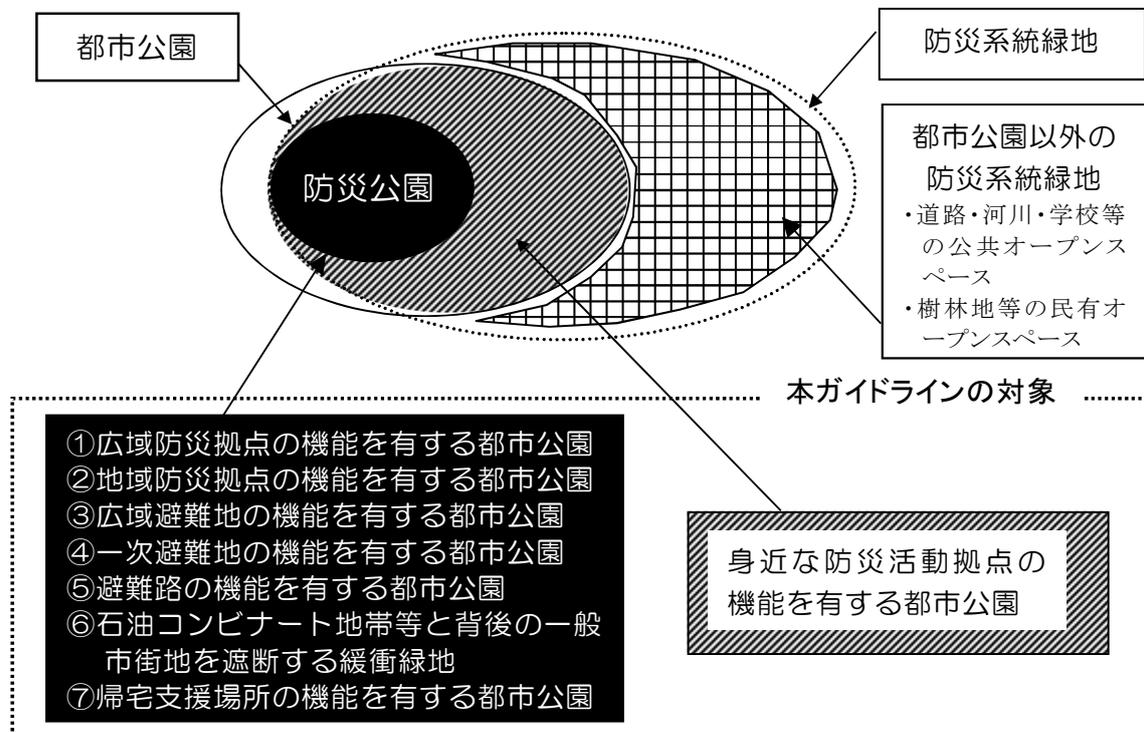


図 I - 16 防災公園等の概念

### 3. 防災公園等の制度

関東大震災の教訓を踏まえ、市街地大火から人命と財産を守るために必要な都市防災上の拠点となる都市公園の整備が、都市公園整備の重点事項として昭和 53 年度から始められた。これは、通常の都市公園整備事業の一環として取り扱われており、整備推進のために補助対象率を通常の都市公園事業よりも優遇したものである。

その後、昭和 54 年度の都市計画中央審議会の答申を踏まえて、昭和 61 年度には防災緑地緊急整備事業が創設され、緊急に整備する必要のある防災公園について、避難地機能の早期確保が推進されてきた。

防災公園の整備は、上記のように当初、都市公園整備事業の重点事項として始められたものであり、制度として始められたものではなかったが、重要な課題として位置づけられ、その整備が積極的に進められてきた。そして、平成 5 年 6 月 30 日の都市公園法施行令の改正によって、災害応急対策に必要な施設が公園施設として位置づけられ、災害時において避難地または避難路等となる都市公園が「防災公園」と表現された。なお、平成 11 年には災害応急対策施設として情報通信施設等が追加され、平成 15 年には地域防災計画等で位置づけられる公園に限らず全ての都市公園内の災害応急対策施設が公園施設として位置づけられた。

また平成 15 年には、都市公園法施行令第 3 条において、災害時に広域的な災害救援活動となるものとして国が設置する都市公園が位置づけられ、大規模な災害により国民経済上重大な損害を生ずるおそれがある区域として国土交通省令で定める都道府県の区域ごとに配置することとされた。

#### □都市公園法第 2 条第 2 項

この法律において、公園施設とは、都市公園を全うするため当該公園に設けられる次の各号に掲げる施設をいう。

1～8 略

9 前各号に定めるもののほか、都市公園の効用を全うする施設で政令で定めるもの

#### □都市公園法施行令第 5 条第 8 項

都市公園法第 2 条第 2 項第 9 号の政令で定める施設は、展望台及び集会所並びに食糧、医薬品等災害応急対策に必要な物資の備蓄倉庫その他災害応急対策に必要な施設で国土交通省令で定めるものとする。

#### □都市公園法施行規則第 1 条の 2（災害応急対策に必要な施設）

都市公園法施行令（以下「令」という。）第 5 条第 8 項の国土交通省令で定める災害応急対策に必要な施設は、耐震性貯水槽、放送施設、情報通信施設、ヘリポート、係留施設、発電施設及び延焼防止のための散水施設とする。

### 4. 防災公園等の果たす役割

#### ①防災公園等の役割

防災公園等の役割としては、次のものがあげられる。

なお、災害時の公園は時間経過に応じて役割が変化することが予想される。例えば、発災直後は避難利用が主となるが、避難が収束した後は災害対策の拠点等として活用される等である。

#### ○ 災害時の避難の場

- ・ 一時避難地（緊急避難の場<sup>a</sup>、大火時の一時集合場所<sup>b</sup>、避難中継地<sup>b</sup>）となる。

<sup>a</sup>緊急避難の場：発災直後に、緊急に避難する場。地震災害時においては建築物・家屋の倒壊、落下物等の種々の危険や余震、津波等、水害時においては氾濫流等から逃れるため緊急避難する身近な都市公園等。発災後、余震等为避免、情報収集や近所の安否確認等のために、仮に避難する場としては、「一時避難地」という。

<sup>b</sup>大火時等の一時集合場所、避難中継地、最終避難地（広域避難地）、避難路：例えば地震発生後、市街地火災が発生し延焼拡大

- ・最終避難地<sup>b</sup>となる。
- ・避難路となる。
- ・一時的避難生活の場<sup>c</sup>となる。
- 災害対策拠点
  - ・救援活動の場となる。
  - ・復旧・復興活動の拠点となる。
- 災害の緩和、防止
  - ・火災の延焼を遅延または防止する。
  - ・津波による被害を軽減または防止する。
  - ・爆発による被害を軽減または防止する。
  - ・雨水の浸透貯留により水害を軽減または防止する。
  - ・崖崩れ等の災害を緩和、防止する。
- 防災教育の場
  - ・災害に備えた体験や学習により、普段から防災意識を醸成する。

#### (参考) 避難場所と避難所の定義

従来、切迫した災害の危険から逃れるための避難場所と、避難生活を送るための避難所が必ずしも明確に区別されておらず、東日本大震災では被害拡大の一因ともなったことから、災害対策基本法等の一部を改正する法律(平成 25 年法律第 54 号)において、災害時における緊急の避難場所と、一定期間滞在して避難生活をする学校、公民館等の避難所とを区別することとされた。

指定緊急避難場所：災害が発生し、又は発生するおそれがある場合にその危険から逃れるための避難場所として、洪水や津波など異常な現象の種類ごとに安全性等の一定の基準を満たす施設又は場所を市町村長が指定する(法第 49 条の 4)

指定避難所：災害の危険性があり避難した住民等を災害の危険性がなくなるまでに必要な間滞在させ、または災害により家に戻れなくなった住民等を一時的に滞在させるための施設として市町村長が指定する(法第 49 条の 7)。

#### ②防災公園等の役割の時系列的整理

防災公園等の役割を、地震火災を例に災害発生後の時系列的に整理すると、次のとおりとなる。

- ア. 予防段階 — 災害の発生以前の段階。防災公園は日常的には通常の公園として利用される。防災訓練の場等となる。
- イ. 直後段階 — 地震発生後概ね 3 時間程度の間非常に混乱した段階。住民の自主防災の段階で、生命の確保を最優先して緊急避難の場(人命救助や初期消火の活動の場等ともなる)となる。火災の延焼を遅延または防止するとともに、爆発による被害を軽減、防止する。また、大火の発生した際に、一時集合場所、避難中継地、最終避難地、避難路となる。
- ウ. 緊急段階 — 地震後概ね 3 日間程度の混乱した段階。十分な救助活動が期待しにくく、生命維持を目的として、水・食糧、エネルギー、医薬品等の確保など緊急対応の救援活動の場や一時的避難生活の場等になる。火災の延焼を遅延または

---

した場合には、一時避難地に避難した被災者は大規模なオープンスペースや不燃化された安全な空間など、最終避難地を求めて避難行動をとる。その際の移動のプロセスを一時集合場所、避難中継地という。大火とならない場合は、余震等がおさまった段階で自宅へ帰るか、あるいは一時的避難生活の場へ移動する。

<sup>c</sup>一時的避難生活の場：もとの住宅で住めなくなった被災者が応急仮設住宅等へ入居するまでの間、学校等の避難(場)所や都市公園等で一時的に避難生活を送る場。なお、「避難地」と「避難(場)所」の違いは、「避難地」が避難する土地を意味し、「避難(場)所」は避難する場所をいうが、通常「避難(場)所」は建物を意味することが多い。

防止する等の役割も継続して果たす。

エ. 応急段階 —地震後概ね 3 日以降の段階。災害対策本部等の組織的活動や救援体制が整備され、避難生活に落ち着きが見られるようになり、より安心できる避難地への移動や、生活再建に向けての取り組みが始まる段階。生活確保を目的とした救援活動や一時的避難生活の場等となる。帰宅困難者の徒歩帰宅が始まる段階。

オ. 復旧・復興段階 —地震後概ね 3 日以降の段階。ライフラインの復旧等は、地震当日から開始されるが、本格的な復旧活動が展開されるのは応急段階以降になる。復旧・復興活動の拠点等となる。

表 I-8 防災公園等の役割—時系列的整理(地震火災の場合)

		災 害 の 時 間 区 分				
段 階	予防段階	災 害 発 生	直後段階	緊急段階	応急段階	復旧・復興段階
時間 スケール	発災前		発災～概ね 3 時間程度	概ね 3 時間～ 概ね 3 日程度	概ね 3 日以降	
防災目標	事前防止		生命確保	生命維持	生活確保	生活再建
防災公園の 役割	○防災に関する知識を学ぶ場(防災訓練、自主防災組織の育成、防災意識の普及啓発)		○火災の延焼の遅延または防止 ○爆発による被害の軽減または防止 ○救援活動の場 ○緊急避難の場 ○大火時の一時集合場所、避難中継地、最終避難地、避難路等	○火災の延焼の遅延または防止 ○爆発による被害の軽減または防止 ○救援活動の場 ○一時的避難生活の場 ○徒歩帰宅者への支援 等	○救援活動の場 ○一時的避難生活の場 等	○復旧・復興活動の拠点 等

出典：社団法人都市計画学会資料より作成

表 I - 9 設置目的からみた防災公園等の役割(地震火災の場合)

役割 設置目的	火災の延焼又は遅延の防止	爆発による被害の軽減又は防止	徒歩帰宅者等への支援の場	一次避難地			最終避難地	避難路	救援活動の場	一時的避難生活の場	復旧・復興活動の拠点	防災に関する知識を学ぶ場
				緊急避難の場	大火時の一次集合場所	避難中心地						
広域防災拠点の機能を有する 都市公園				○			○		◎	○	◎	○
地域防災拠点の機能を有する 都市公園				○			○		◎	○	◎	○
広域避難地の機能を有する 都市公園	○			○			◎		◎	○	◎	○
一次避難地の機能を有する 都市公園	○			◎	◎	◎			○	○	○	○
避難路の機能を有する 都市公園	○			○	○	○		◎				○
石油コンビナート地帯等と背後の 一般市街地を遮断する緩衝緑地	○	◎										○
帰宅支援場所の機能を有する 都市公園	○		◎	○	○	○						○
身近な防災活動拠点の機能を有する 都市公園	○			○	○				○	○		○

◎：特に関連性が大きい

○：関連性が大きい

## 5. 防災公園等の体系

防災公園等は、各都市の地域特性等を考慮し、防災系統緑地や地域防災計画等との整合を図りながら、体系的に整備する。

各防災公園等の体系と防災公園間関係を、避難行動の観点から整理すると、図 I-17 のとおりである。

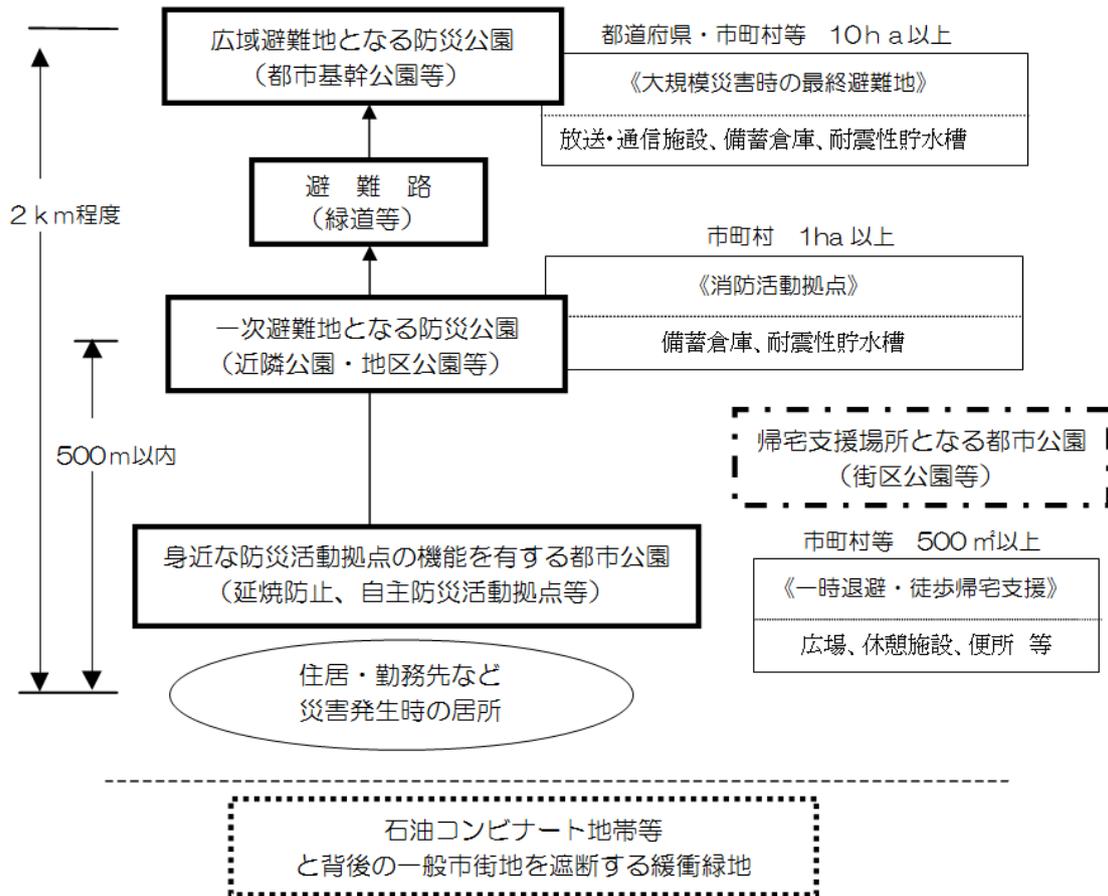


図 I-17 避難行動からみた防災公園等による緑の防災ネットワーク

また、防災拠点の役割の明確化や階層化・ネットワーク化については、基幹的広域防災拠点を中核として、都道府県レベルの広域防災拠点と連携し、被災地内への救援活動を背後から支援すること、被災地内には物資等の中継基地を設け、さらに配送拠点を分散配置すること（図 I-18）が示されており（中央防災会議首都直下地震対策専門調査会「首都直下地震対策専門調査会報告」<sup>34)</sup>）、救援活動からみた防災公園等の緑のネットワークを整理すると図 I-19 のようになる。

なお、防災公園に求められる役割や機能については、時間の経過とともに変化していくものであり、一つの公園が時間的経過や空間的仕分けにより複数の機能を発揮することも考えられる。

おおまかな目安として、防災公園等の種類ごとに、時間的経過を含めて、主な役割等を整理すると表 I-10 のとおりとなる。

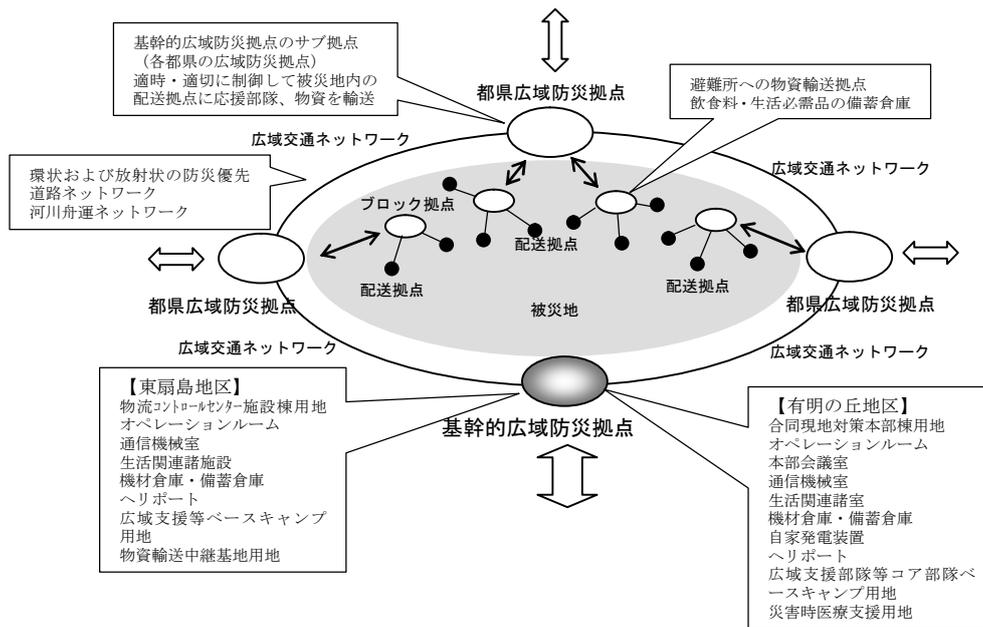


図 I - 18 広域防災拠点間ネットワークのイメージ

出典：中央防災会議首都直下地震対策専門調査会「首都直下地震対策専門調査会報告」<sup>34)</sup>より作成

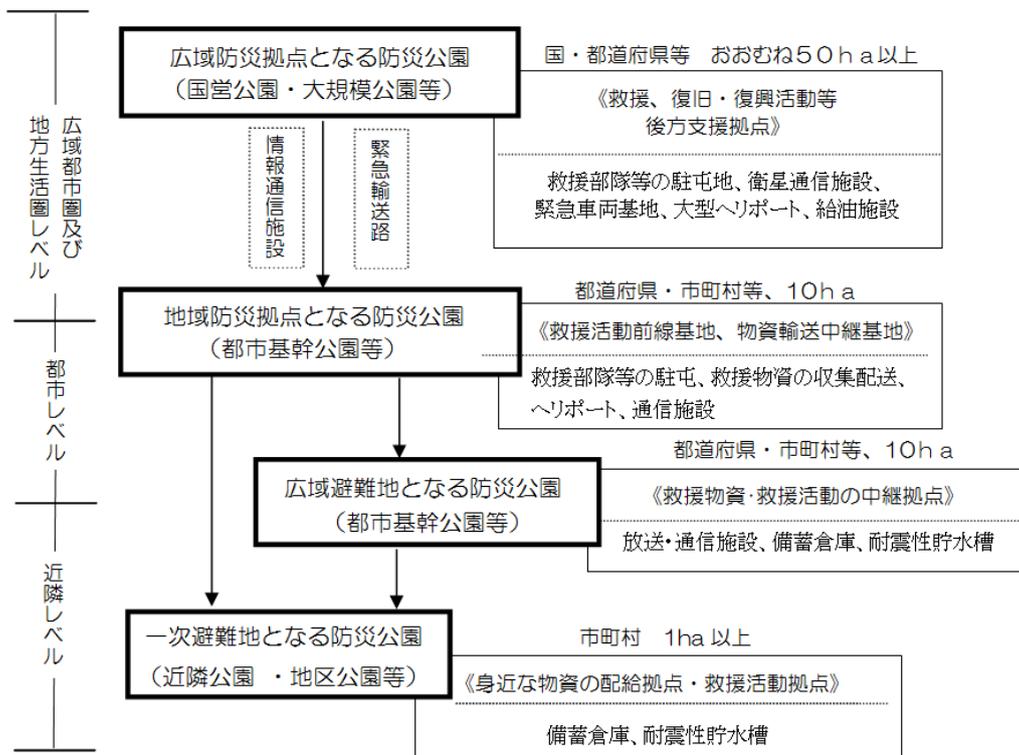
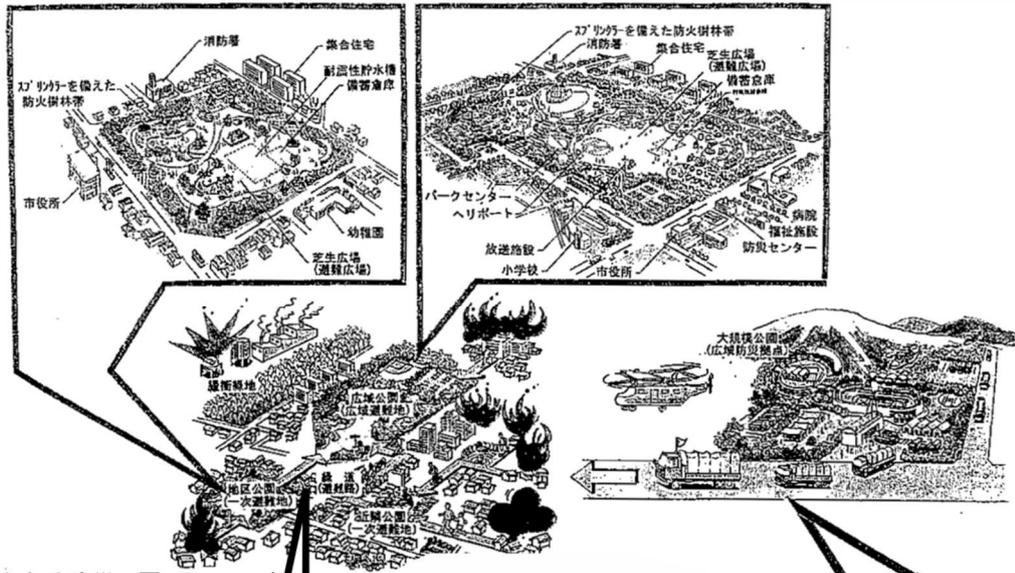


図 I - 19 救援活動からみた防災公園による緑の防災ネットワーク

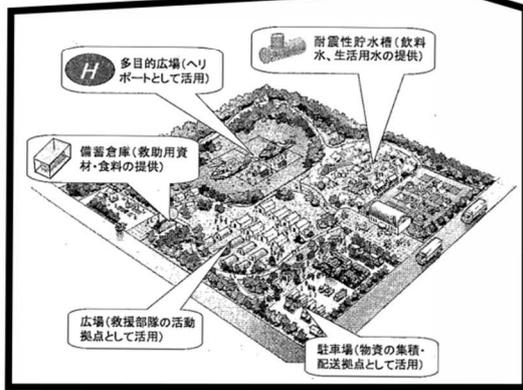
表 I - 10 防災公園等の体系(地震火災の例)

種類	公園種別	規模 (目安)	役割	時系列に対応する防災公園の主な役割			
				発災前	発災～概ね3時間	概ね3時間～概ね3日	概ね3日以降
				予防段階	直後段階	緊急段階	応急段階/復旧・復興段階
広域防災拠点の機能を有する都市公園	広域公園等	面積おおむね50ha以上	大震火災等が発生した場合において、主として広域的な復旧・復興活動の拠点となる	○防災教育の場	○救援活動の拠点 ・自衛隊、警察等の救援活動の拠点 ・広域的な消防活動の拠点 等	○救援活動の場 ・緊急生活物資の集積、仕分け等の物流基地 等	○復旧・復興活動の拠点 ・復旧・復興部隊の結集拠点 ・資機材の集積、仕分け等の物流基地 ・大型車両等の搬入、駐車拠点 ・仮設住宅用地 等
地域防災拠点の機能を有する都市公園	都市基幹公園等	面積おおむね10ha以上	大震火災等の災害が発生した場合において、救援救護活動の前線基地、復旧のための資機材や生活物資の中継基地となる拠点	災害に備えた体験や学習をし普段から防災意識を醸成する場 過去の災害の記録や教訓の防災文化としての継承、国内外への発信等	○救援活動の前線基地 ・自衛隊、警察、消防等の前線基地 ・救助活動の場 等	○救援活動の場 ・救援物資の中継基地 等 ○一時的避難生活の場	○復旧・復興活動の前線基地 ・復旧・復興物資の集配拠点 ・自衛隊の駐屯 ・仮設住宅用地 等
広域避難地の機能を有する都市公園	都市基幹公園 広域公園等	面積10ha以上	大震火災等の災害が発生した場合において、主として一つの市町村の区域内に居住するものの広域的避難の用に供する なお、被害の状況、防災関連施設の配置に応じて、防災拠点の役割を担う場合もある		○火災の延焼の遅延または防止 ○周辺住民の緊急避難の場 ○大火時の最終避難地	○一時的避難生活の場 ○救援活動の場 ・地域の防災情報の収集・伝達の場 ・救援物資の受け入れの場	○復旧・復興活動の拠点 ・復旧・復興部隊の結集拠点 ・資機材の集積、仕分け等の物流基地 ・大型車両等の搬入、駐車拠点 ・仮設住宅用地 等
一次避難地の機能を有する都市公園	近隣公園 地区公園等	面積1ha以上	大震火災等の災害発生時において主として近隣の住民の一時的避難の用に供する		○火災の延焼の遅延または防止 ○緊急避難の場 ○大火時の避難中継地 ○帰宅困難者の一時滞在(適当な便益施設等の建築物がある場合)	○一時的避難生活の場 ○救援活動の場 ・地域の防災情報の収集・伝達の場 ・救援物資の受け入れの場	○救援活動の場 ・応急生活支援の場 等 ○復旧・復興活動の拠点 ・復旧・復興物資の受け入れの場
避難路の機能を有する都市公園	緑道 等	幅員10m以上	広域避難地又はこれに準ずる安全な場所へ通ずる避難路となる		○火災の延焼の遅延または防止 ○大火時の避難路		
石油コンビナート地帯等と背後の一般市街地を遮断する緩衝緑地	緩衝緑地		主として災害を防止することを目的とする緩衝緑地		○爆発による被害の軽減または防止		
帰宅支援場所の機能を有する都市公園	街区公園等	面積500㎡以上	主として都心部から郊外部への帰宅者の支援場所となる		○緊急避難の場(一時退避場所)	○徒歩帰宅者等の支援の場 ・徒歩帰宅者等の休憩(水、トイレ)や情報収集の場	
身近な防災活動拠点の機能を有する都市公園	街区公園等	面積500㎡以上(人口集中地区については300㎡以上)	大震火災等の災害発生時において主として身近な防災活動の拠点となる都市公園		○火災の延焼の遅延または防止 ○緊急避難の場	○救援活動の場 ・地域の防災情報の収集・伝達の場 ・救援物資の受け入れの場 ○一時的避難生活の場 等	○救援活動の場 ・応急生活支援の場 等

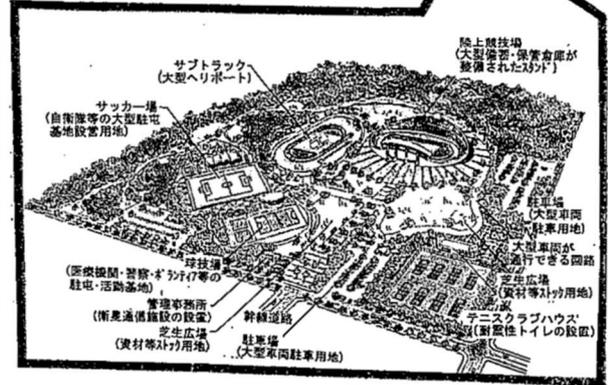
一次避難地となる防災公園のイメージ 広域避難地となる防災公園のイメージ



地域防災拠点となる防災公園のイメージ



広域防災拠点となる防災公園のイメージ



帰宅支援場所となる防災公園のイメージ

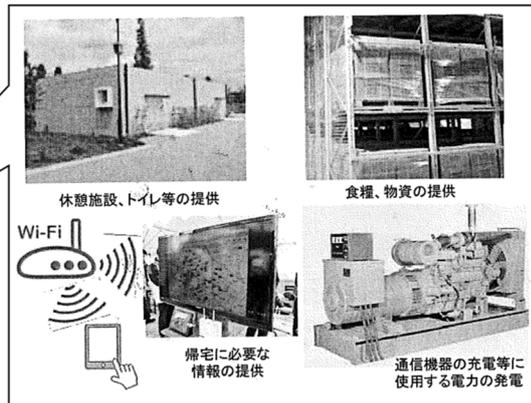
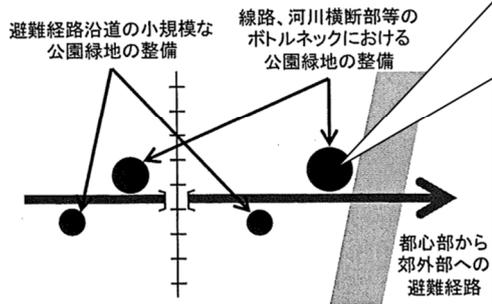


図 I - 20 防災公園イメージ

出典：社団法人 日本公園緑地協会「公園緑地マニュアル 改訂平成 10 年度版」<sup>2)</sup>より作成

## I. 3 防災公園等の位置付け

防災公園等の計画・整備に際しては、以下の計画との整合を図ることが必要であり、他の施設との役割分担に留意し、防災公園の位置付けを明確にしておくものとする。

1. 市町村（特別区を含む）の緑地の保全及び緑化の推進に関する計画（緑の基本計画）、及び都道府県広域緑地計画
2. 市町村（特別区を含む）の都市計画に関する基本的な方針（市町村都市計画マスタープラン）
3. 地域防災計画
4. 都市防災構造化のためのマスタープラン（防災都市づくり計画）

### 【解説】

防災公園の計画・設計にあたっては、他の都市施設や防災関連施設との間で、防災上の機能や導入する防災施設（貯水槽や備蓄倉庫等）に関する役割分担を図り、運用や管理等においても相互に連携を図ることによって、効率的な整備と、より効果的で柔軟な対応が可能となる。

したがって、あらかじめ防災関係部局等との調整を図った上で、防災公園が担う役割を各種行政計画に位置づけることが重要である。

### 1. 緑の基本計画及び都道府県広域緑地計画

#### i) 緑の基本計画

防災公園等の計画・整備に際しては、都市緑地法（都市緑地保全法（昭和 48 年法律第 72 号）を平成 16 年に名称変更）第 4 条の規定による「市町村（特別区を含む）の緑地の保全及び緑化の推進に関する計画（緑の基本計画）」において定められる「緑地の配置の方針に関する事項」の「防災システムの配置」で位置付けを明確にしておくものとする。

また、緑の基本計画の策定は、行政内の関連部局や住民と協議・調整を行う機会として有効である。

#### □都市緑地法第 4 条（抜粋）

市町村は、都市における緑地の適正な保全及び緑化の推進に関する措置で主として都市計画区域内において講じられるものを総合的かつ計画的に実施するため、当該市町村の緑地の保全及び緑化の推進に関する基本計画（以下「基本計画」という。）を定めることができる。

2 基本計画においては、おおむね次に掲げる事項を定めるものとする。

一 緑地の保全及び緑化の目標

二 緑地の保全及び緑化の推進のための施策に関する事項

三 地方公共団体の設置に係る都市公園（都市公園法第 2 条第 1 項に規定する都市公園をいう。以下同じ。）の整備の方針その他保全すべき緑地の確保及び緑化の推進の方針に関する事項

4 市町村は、基本計画を定めようとするときは、あらかじめ、公聴会の開催等住民の意見を反映させるために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

7 市町村は、基本計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表するよう努めるとともに、都道府県知事に通知しなければならない。

□都市緑地法運用指針（抜粋）

4 緑地の保全及び緑化の推進に関する基本計画（緑の基本計画）

(7) 基本計画の公表、通知

基本計画は、緑地保全地域、特別緑地保全地区、管理協定、緑化地域、緑地協定、市民緑地等の本法に基づく施策をはじめ、他の法律等に基づく施策及びソフトな取組等により実現されるものであり、その実効性を高めていくには、行政内部にとどまらず、公共公益施設の管理者、事業者、住民等に対しても積極的な協力を求めていく必要がある。

このため、公共公益施設の管理者、事業者、住民等に対して、基本計画を積極的に公表して一層の周知を図ることが望ましい。具体的には、公報等に掲載し公表することと併せてインターネットによる公開、パンフレットの作成等各市町村の判断により積極的な周知措置を講じることが望ましい。

また、都道府県知事に対する通知については、a.基本計画の内容が広域的・骨格的な緑地保全地域や特別緑地保全地区等の決定にあたっても反映されるべきであること、b.基本計画の実現は市町村独自の取組のみならず都道府県の緑に関する取組も併せて行われることが必要であること等から行われるものである。

(10)基本計画策定の際の留意事項

- ① 基本計画の策定及び変更のためには、公共公益施設所管部局、事業者や地域住民の協力を得ることが不可欠であり、各市町村において、連絡協議会の設置等により計画の策定と実現に向けての体制の強化を図るとともに、道路、河川、海岸、学校、又は社会教育施設その他の教育文化施設、防衛施設、砂防設備、砂防指定地等公共公益施設等の管理者と協議し、協議の整った施設の緑化については基本計画に積極的に位置づけることが望ましい

① 緑地の配置の方針

「緑地の配置の方針」では、緑地を系統的に配置していくことが都市の緑地の有する環境保全、レクリエーション、防災、景観構成等諸機能を効果的に発揮させる上で重要であることから、これらの諸機能の評価を十分に踏まえつつ都市の構造、土地利用の動向等を考慮して配置していく方針を定める。

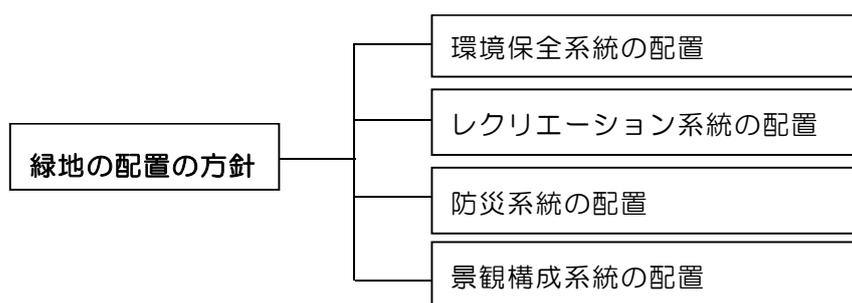


図 I - 21 緑地の配置の方針

②防災システムの配置

「防災システムの配置」は、災害の防止あるいは災害時における避難路、避難地の計画、都市公害の緩和に対処し得るような緑地の系統について、次の事項に留意しながら、災害時に防災機能を適切に果たすよう配置のあり方を定めるものである。

- ア. 地震災害時における安全性の確保を図るよう、防災計画の一環として広域避難地等の機能を有する都市基幹公園、一次避難地となる身近な歩いていける範囲内の住区基幹公園、避難路

となる緑道や幹線道路、河川緑地等の緑地を配置する。

- イ. 地震災害等の積極的な軽減化を図るとともに、多数の罹災者に対し、迅速かつ的確な災害応急活動を行うための拠点として、広域防災活動拠点となる大規模な公園を配置する。また、物資集配、救援基地、救護基地、ボランティア基地等の地域の防災拠点となる公園緑地を配置する。
- ウ. 防災に資する公園緑地の配置にあたっては、防災上地域の核的施設となる小中学校や病院、福祉施設等に併設して配置するほか、広域幹線道路等に隣接して配置する。また、防災拠点となる公園緑地及び一時生活拠点となる公園緑地の配置、公共施設の緑化にとどまらず、緑地保全地区、市民緑地等による民有緑地の保全・活用も積極的に行う。
- エ. 避難地、避難路等の周辺施設において、耐火性に優れた常緑樹などを主とした緑化による不燃化促進を図り、延焼遮断帯となるような緑地を配置するとともに、広幅員の道路、河川の緑化を促進、山麓の樹林地の保全・活用を図り、広域防災帯となるような緑地を配置する。これにより広範囲に連担する市街地においては、市街地の分節化、ブロック化を図る。また、活発な活動が予測される活断層上の樹林地を保全・活用し、災害の防止を図る緑地として配置する。
- オ. 地すべり、崩壊等の危険性の大きい地域及び市街地内に存する水害の発生のおそれのある地域では、災害の防止を図るため緑地を保全し、ネットワーク化を図る。また、公園整備として緑地の確保等による保水・浸透機能を高めるとともに、特に、稠密な土地利用がなされている都市部においては、公園緑地の本来機能と洪水調節機能や雨水貯留機能等との多重化を計画的に図ることを検討する。なお、広範囲が浸水する危険性の高い地域では、公的施設や集客施設等の建築方法の工夫などまちづくりと一体となった避難対策の一環として、高さや避難行動におけるアクセス性などを備え水害時の避難場所として機能する防災公園の整備も選択肢の一つとなり得る。
- カ. 市街化区域に存する農地については、災害時に様々な役割が見込まれるが、農地所有者等の理解が得られると考えられるものについては、防災に資する緑地として位置づけて適正な保全を図る。
- キ. 工業地と住宅地のように分離することが望ましい地域が隣接している場合は、緩衝緑地を配置し、工場緑化等を推進するとともに、石油コンビナート等の周辺には、災害時における被害の拡大の防止を図るため、緩衝地帯としての緑地を配置する。また、騒音、振動等の発生源の周辺にも、緩衝地帯としての緑地を配置する。
- ク. 津波災害の減災の観点から公園緑地を計画する際には、一定規模の津波に対して公園緑地に期待できる「多重防御の一つとしての機能」、「避難路・避難地としての機能」及び「復旧・復興支援の機能」とその限界を踏まえ、地形等の自然条件、まちづくりにおける津波防御の考え方や土地利用計画等の社会条件を考慮して、防災施設等では防ぎきれない規模の津波に対する総合的な対策の一環として、効果的な公園緑地の配置計画を検討する。その際、津波避難においては津波遡上高よりも標高の高い場所へ迅速に避難することが何より必要であることから、地域の状況に応じて避難階段や避難タワーの設置、津波避難ビルの指定と組み合わせることにより、必要な高さ、規模、アクセス性を備えた避難地を確保する避難対策の一つとして、公園緑地の配置を検討することが重要である。また、「多重防御の一つとしての機能」については、津波の規模によっては樹木による津波エネルギーの減衰効果が無力化することも踏まえ、津波を防護する防潮堤の機能を代替するものではないことに留意しつつ検討する必要がある。

## ii) 都道府県広域緑地計画

防災公園等の計画・整備に際しては、「緑のマスタープラン策定に関する今後の方針について（昭和56年6月9日建設省都市局都市計画課長通達－建設省都計発第78号）」に基づく「都道府県広域緑地計画」において定められる「都道府県広域緑地の配置方針」の「防災系統の配置」で位置づけを明確にしておくものとする。

「緑の基本計画」は、市町村が当該市町村の都市計画区域を対象として、都市の緑のあり方を指し示すために策定されるものであるが、都市住民の活動、行動が広域化している今日、都市の緑のあり方を定めていく場合、一つの市町村の範囲を超えた広域の見地から検討を行うことが不可欠となっている。

### ①広域的観点からの緑地の配置方針

「都道府県広域緑地計画」は、広域公園等根幹的な公園の配置計画、都道府県知事が都市計画決定を行う地域制緑地の指定方針、広域的な観点から保全、創出すべき骨格的な緑地軸の設定など、都道府県が策定主体となって当該都道府県の都市計画区域全域について、広域的観点から緑地の配置方針等について策定するものである。

- ・ 都道府県広域緑地の保全及び緑化目標
- ・ 都道府県広域緑地の配置方針
- ・ 都道府県広域緑地の保全及び緑化推進のための施策

### ②防災系統の配置

「緑地の配置方針」の「防災系統の配置」では、災害の防止あるいは災害時における避難路、避難地の計画等に対処し得るような緑地の系統について、次の事項に留意しながら、災害時に防災機能を適切に果たすよう配置のあり方を定めるものである。

- ア．市町村を超えた広域的な被害が想定される大規模地震災害に対して、広域避難対策、広域緊急物資輸送対策、市街地大火延焼遮断ゾーンの形成等、広域的な災害防止に資する緑地の保全、整備を図る。
- イ．地すべり、崩壊等の危険性の大きい地域、活断層が存在する地域等の災害の発生のおそれのある地域では、災害の防止を図るため予め緑地として確保し、被害の軽減を図るものとする。
- ウ．市街地内に存する溢水等による水害の発生のおそれのある地域は、災害の防止を図るため、その上流域の樹林地の保全等により下流の広域的な都市水害の防止を図る。

参考) 明石市緑の基本計画

明石市緑の基本計画では、防災系統緑地について、避難安全性の確保及び浸水被害の軽減の観点からの現況評価を行い、課題解決のための緑地配置方針を示している。



図 I - 22 明石市緑の基本計画 防災（避難安全性の確保）現況図

出典：明石市「明石市緑の基本計画（平成 23 年 3 月改定版）」35



図 I - 23 明石市緑の基本計画 防災（避難安全性の確保）方針図

出典：明石市「明石市緑の基本計画（平成 23 年 3 月改定版）」35

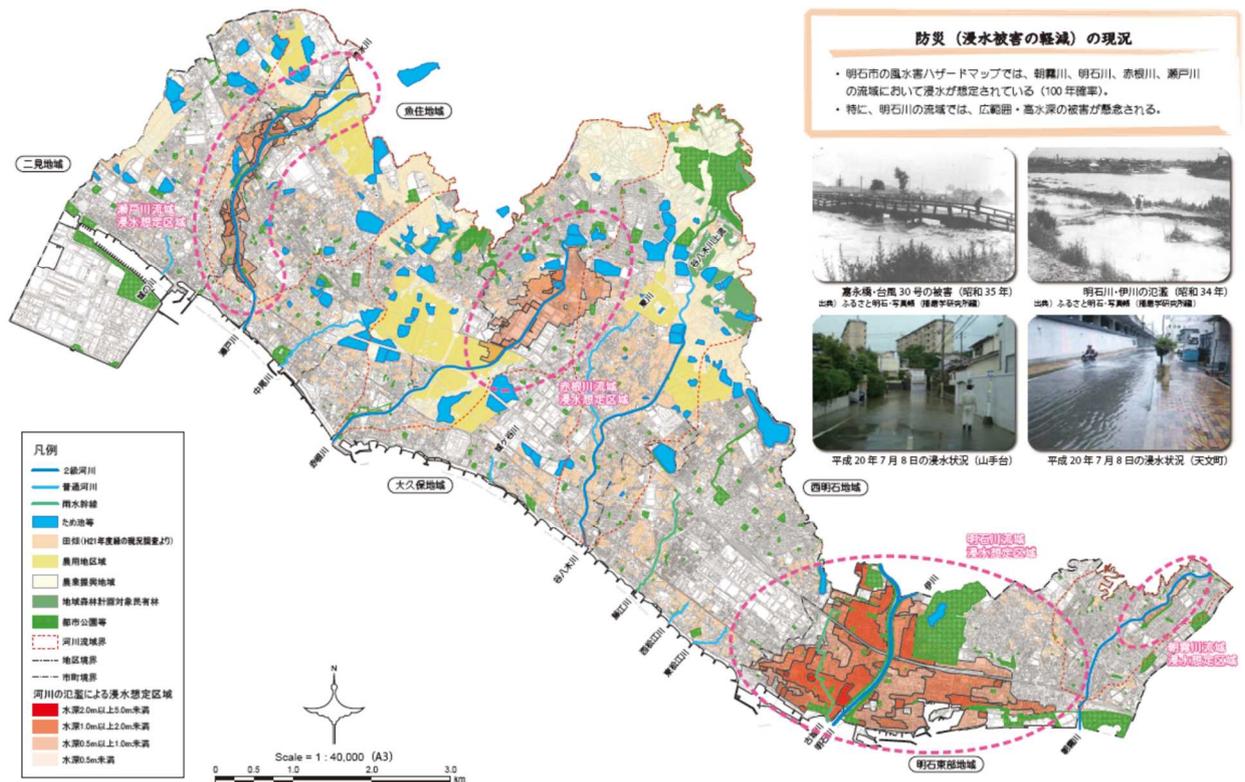


図 I - 24 明石市緑の基本計画 防災（浸水被害の軽減）現況図

出典：明石市「明石市緑の基本計画（平成23年3月改定版）」35

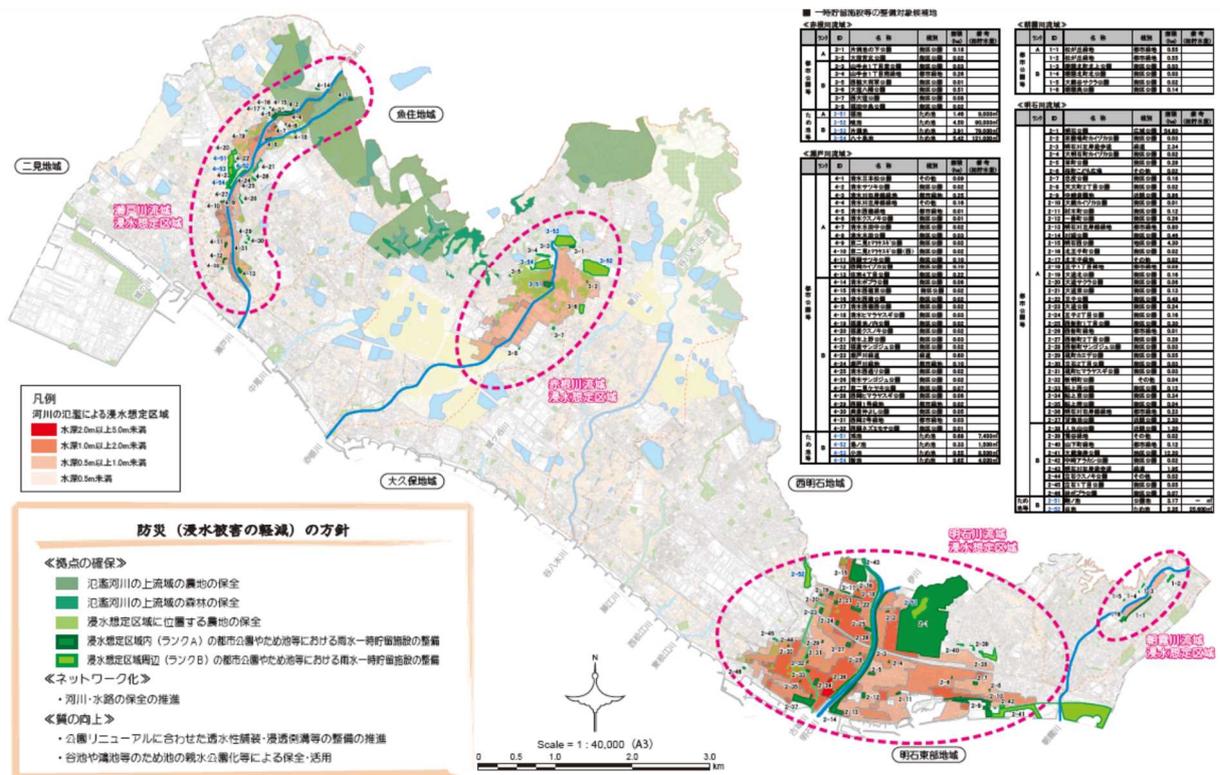


図 I - 25 明石市緑の基本計画 防災（浸水被害の軽減）方針図

出典：明石市「明石市緑の基本計画（平成23年3月改定版）」35

## 2. 市町村の都市計画に関する基本的な方針（市町村都市計画マスタープラン）

防災公園等の計画・整備に際しては、都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 18 条の 2 第 1 項の規定による「市町村（特別区を含む。以下同じ。）の都市計画に関する基本的な方針（市町村都市計画マスタープラン）」において定められる防災まちづくりに係る「部門別施策」との整合を図る。

### □都市計画法第 18 条の 2

市町村は、議会の議決を経て定められた当該市町村の建設に関する基本構想並びに都市計画区域の整備、開発及び保全の方針に即し、当該市町村の都市計画に関する基本的な方針を定めるものとする。

「市町村の都市計画に関する基本的な方針（市町村都市計画マスタープラン）」は、都市化社会における産業・社会構造の変化の急激な進展と価値観の多様化を背景に、平成 3 年 12 月の都市計画中央審議会の答申を受けて創設されたもので、「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針（都市計画区域マスタープラン）」に即して、市町村がその創意工夫の下に住民意見を反映させて、地域社会共有の身近な都市空間を重視したまちづくりのビジョンを具体的かつきめ細かく定めることのできる都市計画のマスタープランとして策定するものである。

「市町村都市計画マスタープラン」の具体的な役割は、次のとおりである。

- ・実現すべき具体的な都市の将来像を示す。
- ・個々の土地利用規制等都市計画の意義に対する地域住民の理解を得る根拠となる。
- ・個々の都市計画相互の調整を図る。
- ・個々の土地利用規制や各種事業の都市計画決定、変更の指針となる。

## 3. 地域防災計画

防災公園等の計画・整備に際しては、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 40 条及び第 42 条の規定による「地域防災計画」において定められる「災害応急対策に関する事項」の「避難に関する事項」等との整合を図り、地域防災計画に反映するよう調整する。

### □災害対策基本法第 40 条（抜粋）

都道府県防災会議は、防災基本計画に基づき、当該都道府県の地域に係る都道府県地域防災計画を作成し、及び毎年都道府県地域防災計画に検討を加え、必要があると認められるときは、これを修正しなければならない。この場合において、当該都道府県地域防災計画は、防災業務計画に抵触するものであってはならない。

2 都道府県地域防災計画は、次の各号に掲げる事項について定めるものとする。

二 当該都道府県の地域に係る防災施設の新設又は改良、防災のための調査研究、教育及び訓練その他の災害予防、情報の収集及び伝達、災害に関する予報又は警報の発令及び伝達、避難、消火、水防、救難、救助、衛生その他の災害応急対策並びに災害復旧に関する事項別の計画

### □災害対策基本法第 42 条（抜粋）

市町村防災会議（市町村防災会議を設置しない市町村にあっては、当該市町村の市町村長。以下この条において同じ。）は、防災基本計画に基づき、当該市町村の地域に係る市町村地域防災計画を作成し、及び毎年市町村地域防災計画に検討を加え、必要があると認められるときは、これを修正しなければならない。この場合において、当該市町村地域防災計画は、防災業務計画又は当該市町村を包括する都道府県の都道府県地域防災計画に抵触するものであってはならない。

#### ①災害対策の体系

災害対策基本法に基づく災害対策に関する体系は、図 I - 26 のとおりである。

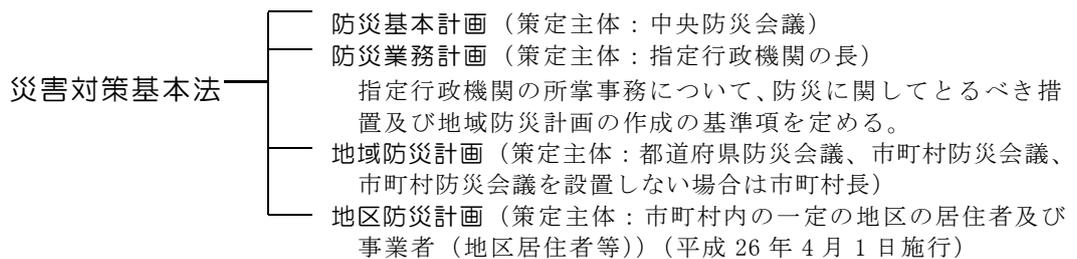
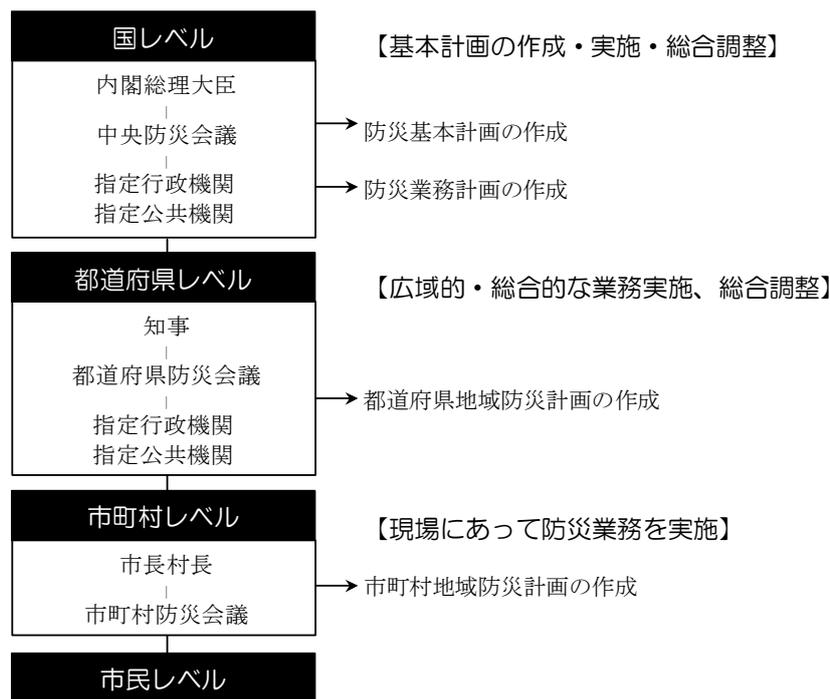


図 I - 26 災害対策に関する体系

出典：地震防災対策研究会「地震防災対策ハンドブックー地域における震災対策の実務」<sup>36)</sup>より作成

## ②地域防災計画における防災公園の位置づけ

地域防災計画は、上記のように都道府県レベルの計画と市町村レベルの計画とがあり、災害応急対策の実施計画を中心として、防災関係機関のとるべき措置を具体的に定めることとなっており、防災対策の実施の中心組織となる地方公共団体の根幹計画である。このため、防災公園も地域防災計画の中に記述されることにより、地方公共団体の防災行政上の位置づけが与えられることになる。

阪神・淡路大震災以前は、地域防災計画の中で、防災公園等に関する位置付けや都市公園の役割についての記述は少なく、唯一広域避難地となる大規模な都市公園が指定避難場所という役割を担っているに過ぎなかった。

これまで、避難地、避難路の指定等については、消防庁が「震災対策計画策定マニュアルに関する報告書」<sup>37)</sup>において指針を示し、次のように指導していた。

ア．住民の災害時の安全な避難を確保するため、付近の家屋の密集度、危険物等の有無、避難者の避難距離等を考慮して、避難地、避難路を指定すること。

イ．避難活動が円滑かつ的確に行われるよう、平時から避難誘導標識や避難地案内板の設置、広報活動等を通じて避難地の周知徹底を行うこと。

また、避難地、避難路の整備については、次のように指導していた。

ア．地震防災対策強化地域<sup>a</sup>に指定された都道府県：地震防災対策強化地域における地震対策緊急整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律（昭和 55 年法律第 63 号）に基づき「地震対策緊急整備事業計画」を策定し、避難地、避難路等緊急に整備すべき施設を計画的に整備。

イ．三大都市圏の既成市街地<sup>b</sup>の都市、政令指定都市及び県庁所在都市・地震防災対策強化地域内の都市ならびに地震予知連絡会<sup>c</sup>の指定した観測強化地域<sup>d</sup>及び特定観測地域<sup>e</sup>の都市：建設省の通達に基づき「都市防災構造化対策事業計画」を策定し、公園事業、街路事業等各種事業による避難地、避難路を計画的に整備。また昭和 55 年度からは、避難地、避難路周辺等の安全性を高めるため、補助事業として都市防災不燃化促進事業を実施し、周辺建築物の不燃化を推進。

また、近年策定された多くの自治体の地域防災計画では、避難対策の他に、帰宅困難者対策の項が設置され、対策が検討されている。

### ③東日本大震災後の地域防災計画の動向

防災基本計画に基づき、指定行政機関及び指定公共機関は防災業務計画を、地方公共団体は地域防災計画を作成しているが、平成 23 年 12 月に、防災基本計画が一部修正され、「津波災害対策編」が追加された。

## 4. 都市防災構造化のためのマスタープラン（防災都市づくり計画）

防災公園等の計画・整備に際しては、平成 9 年 10 月 17 日付の通達（建設省都防発第 9 号）で示された「都市防災構造化のためのマスタープラン（防災都市づくり計画）」との整合を図るものとする。

### ①都市防災構造化対策の動向

これまで、都市防災構造化対策は、昭和 61 年の建設省都市局長通達「都市防災構造化対策事業計画の策定について（建設省都防発第 20 号）」に基づいて、根幹的な都市防災施設である避難施設の計画的な整備を主要な内容とする都市防災構造化対策事業計画を策定することにより推進されてきた。

しかし、阪神・淡路大震災の教訓を踏まえ、都市防災構造化対策を講ずるにあたっては、避難施設の整備にとどまらず、密集市街地を防災街区として整備し、防災に関する機能の確保を図っていくことが喫緊の課題となり、「密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律（平

<sup>a</sup>地震防災対策強化地域：大規模な地震によって著しい被害を受けるおそれがあり、地震防災対策を強化する必要がある地域。神奈川県、山梨県、長野県、岐阜県、静岡県及び愛知県の 6 県 167 市町村

<sup>b</sup>三大都市圏の既成市街地：首都圏整備法（昭和 31 年法律第 83 号）第 2 条第 3 項にいう既成市街地、近畿圏整備法（昭和 38 年法律第 129 号）第 2 条第 3 項にいう既成都市区域、中部圏開発整備法（昭和 41 年法律第 102 号）第 2 条第 3 項にいう都市開発区域のうち名古屋市の区域

<sup>c</sup>地震予知連絡会：昭和 43 年 7 月に行われた測地学審議会（文部省令第 70 条に基づき設置）の建議「地震予知の推進に関する計画の実施について（第 2 次地震予知計画）」において、計画の総合的推進体制を確立するためのとりあえぬ措置として「各分担機関の情報交換を常時行うとともに、それらの情報の総合的判断を行うため、地震予知に関する連絡会を設ける」ことが指摘されたことに伴い、地震予知の実用化を推進することを目的として、昭和 44 年に発足し、事務局を国土地理院に設置されたもの。委員は、国立大学、防災科学技術研究所、国立天文台、地質調査所、気象庁、海上保安庁及び国土地理院の 15 機関、30 名により構成され、地震予知連絡会運営要綱（昭和 44 年 4 月 24 日）に基づいて運営されている。

<sup>d</sup>観測強化地域：近い将来地震の起きる可能性が他の地域より高く、かつ何らかの異常が観測され、重点的に観測体制を整備する必要がある地域。南関東及び東海の 2 地域。

<sup>e</sup>特定観測地域：近い将来地震の起きる可能性が他の地域より高く、重点的に観測体制を整備する必要がある地域。北海道東部、秋田県西部・山形県西北部、宮城県東部・福島県東部、新潟県南西部・長野県北部、長野県西部・岐阜県東部、名古屋・京都・大阪・神戸地区、島根県東部、伊予灘及び日向灘周辺の 8 地域。

成9年5月9日法律第49号)」の制定をはじめとした推進施策の整備を図ってきた。

このような密集市街地でのきめ細かな防災対策を含めた総合的な都市防災構造化対策を強力に推進するためには、各地方公共団体が市民の理解と協力を得ながらそれぞれの実情に応じた計画的な都市防災構造化対策を立案、推進することが不可欠であることから、平成9年の建設省通達「都市防災構造化対策の推進について（平成9年10月17日建設省都防発第9号建設省都市局長通達）」によって、「都市防災構造化のためのマスタープラン（防災都市づくり計画）」を策定し、都市防災構造化対策の一層の推進を図ることとなった。

防災都市づくり計画については、東日本大震災の教訓も踏まえ、津波や水害など様々な災害のリスク評価に基づく総合的な計画へ見直すことが有用と考えられることから、国土交通省では、各地方公共団体が主体的に行う防災都市づくりの計画の策定・見直しに資するため、「防災都市づくり計画策定指針」及び「防災都市づくり計画のモデル計画及び同解説」を作成した。

## ②防災都市づくり計画の概要

「防災都市づくり計画」は、消防防災部局などの関係部局との連携を密にすると共に、災害危険度判定調査等を実施し、客観的でわかりやすいデータに基づき、市民の理解と協力を得て、原則として市町村が策定することになる。しかし、広域的な整備の観点から二以上の市町村の区域において一体として計画する必要がある場合は、都道府県が策定主体となる。

計画には、根幹的な都市防災施設である避難施設、延焼遮断帯（都市防火区画）等の整備に関する事項を盛り込むほか、老朽木造密集市街地等防災上危険な市街地の整備に関する事項については、関連する各種事業を担当する部局と十分調整を図り、これらの制度の積極的な活用を図ることとする。

「防災都市づくり計画」は、災害対策基本法第2条第10号に定める地域防災計画に位置づけるとともに、都市計画法第18条の2第1項に定める市町村都市計画マスタープランにその内容をできる限り反映させることとしている。

地方公共団体は、防災を明確に意識した都市づくりを推進するため、様々な災害に対応した防災都市づくりの基本方針及び具体的施策として防災都市づくり計画を策定する。防災都市づくり計画は、主に短期的な施策を位置付けた「地域防災計画」と主に長期的な都市の将来像を示す「都市計画マスタープラン」の間を双方向につなぐものとして位置づけられる。

表 I - 11 防災都市づくり計画と地域防災計画、都市計画マスタープランの関係

<b>地域防災計画</b> 災害基本法に基づく計画 <主に短期的な施策を位置付け>	市民の生命、身体及び財産を災害等から守るため、防災に関する業務や対策などを定めたもの
<b>防災都市づくり計画</b> 平成9年都市局長通知に基づく計画	防災という緊急課題に対応するため、災害に強い空間づくりと災害の避難や応急活動を支える空間づくりを目的とした、防災都市づくりの基本的方針及び具体的施策を定めたもの
<b>都市計画マスタープラン</b> 都市計画法に基づく計画 <主に長期的な都市の将来像を示す>	都市及び各地域の将来の市街地像を市民にわかりやすい形で示し、地域における土地利用、施設配置、地区計画等の方向付けを行うためのもの。

出典：国土交通省「防災都市づくり計画策定指針」<sup>38)</sup>より作成

## 第Ⅱ章 防災公園等の配置

### Ⅱ. 1 配置の基本的考え方

防災公園等は、各都市の実情を踏まえ、関連する諸計画との整合を図りながら、都市公園の体系に合わせて以下の考え方にに基づき配置する。

1. 防災公園等が相互に連携し、全体として防災ネットワークを形成するよう配置する
2. 想定される被害に対して効果的な位置に配置する
3. 他の防災関連施設と連携できる位置に配置する
4. 災害時においてアクセスの確保が容易な位置に配置する
5. 避難困難地域<sup>a</sup>の解消に資する位置に配置する

#### 【解説】

#### 1. 防災ネットワークを形成する配置

防災公園等は、身近な防災活動拠点と一次避難地や帰宅支援場所、一次避難地と広域避難地、あるいは広域防災拠点と地域防災拠点、広域避難地など、他の防災関連施設を含めてそれぞれの役割分担に応じて相互に連携し、それぞれの間を緑道等や幹線道路で結んで、全体として防災ネットワークを形成するよう配置する。

地震火災だけでなく津波災害や水害を対象とした防災公園のネットワークを形成する際には、全ての防災公園が全ての災害に対し防災機能を備えるように整備することは難しい。そのため、防災公園の整備や利用計画の充実を図る際に、機能を画一化するのではなく、各公園の立地や施設内容などの特性を踏まえ、災害の種類や規模、状況に応じて、それぞれの公園が多様な機能を発揮し、全体として効果的なネットワークを形成するよう検討していくことが重要である。

なお、発災後の時間的経過や空間的な仕分けによって、一つの公園が複数の機能（例えば避難地と防災拠点）を担う場合もあるため、そのような公園利用の多機能性についても留意する。

#### 2. 想定される災害に応じた配置

防災公園等は、地震による出火の危険性、延焼の危険性、津波・斜面崩壊の危険性、津波や洪水等による浸水の危険性、人口分布状況など、都市の実情や以下の事項を基に想定される災害に対して、効果的に役割を果たす位置に配置する。

- ・ 既往の震災、被害状況
- ・ 市街地の出火危険性（出火危険度の高い施設の分布）
- ・ 市街地の延焼危険性（木造密集地区等の分布、卓越風）
- ・ 市街地の浸水危険性（津波浸水想定、洪水ハザードマップ）
- ・ 昼間あるいは夜間人口密度 等

その際、災害の種類や規模により適切な避難行動のあり方が異なることに留意する必要がある。

例えば、津波避難では、強い揺れや弱くとも長い揺れを伴う地震が発生した場合には、最大クラスの津波高を想定し、自らできる限り迅速かつ高い場所に避難することが必要であり、時間的な猶予がある限り、できる限り高く安全な場所を目指すという姿勢が重要とされる。

<sup>a</sup> 避難困難地域：地震火災を想定した場合には、以下の地域をいう。

- ・ 歩行距離 2km 内では、広域避難地に到達できない地域。ただし、歩行距離 2km 以内で市街地外の安全な場所へ避難できる地域を除く。
- ・ 広域避難地の有効避難面積が避難人口当たり 2 m<sup>2</sup>/人未満である地域。

また水害に関しては、浸水リスクなどの地域特性に応じて早期避難が必要となること、夜間や激しい降雨時、道路冠水時など避難路上の危険箇所の把握が困難な場合は、屋外での移動は極力避けなければならないこと、自宅や隣接建物の2階等へ緊急的に一時避難し救助を待つこと（垂直避難）も選択肢として考えられることなどに留意する必要がある。

なお、災害時における避難地や防災拠点としての防災公園等の役割を十分に発揮させるためには、防災公園等そのものの安全性が確保されていなければならない。このためには、都市の自然的特性等を把握し、想定される災害の種類や規模に応じて、以下のような地盤災害や水害の受けやすさ等の土地条件を考慮し、防災公園等を配置する。

- ・山地・丘陵地の急傾斜地
- ・活断層
- ・低湿地等の軟弱地盤
- ・津波等による浸水危険区域 等

### 3. 他の防災関連施設との連携

災害時に防災公園等の役割を効果的に発揮させるためには、防災公園等を避難地となる学校に隣接させるなど、以下のような他の防災関連施設との連携を考慮して配置する。

- ・市町村役場、消防署や警察署等の災害時に拠点となる施設
- ・病院等の救護施設
- ・避難場所として利用される教育施設（小中学校等）、公民館
- ・道路、港湾、空港等の交通施設 等

### 4. アクセスの確保

防災公園等は、災害時に避難地、救援・復旧活動等の拠点としての役割を発揮するためには、緊急動線や避難路と連絡されていなければならない。このため、高速道路や、幹線道路等に接続したアクセスの確保が容易な位置に配置する。

- ・高速道路のインターチェンジ
- ・広幅員の主要幹線道路
- ・市街地幹線街路
- ・鉄道
- ・緑道 等

### 5. 避難困難地域の解消

広域避難地の機能を有する防災公園の配置は、地域防災計画等による広域避難地の状況を踏まえ、避難困難地域の解消に資する位置に配置する。

その際、一次避難地の機能を有する都市公園、避難路の機能を有する都市公園等と一体的に配置し、効果的な避難が行えるように考慮する。

## II. 2 防災公園等の配置

### II. 2. 1 広域防災拠点の機能を有する都市公園

広域防災拠点の機能を有する都市公園の配置の考え方を以下のとおりとする。

1. 役割：大震火災等の災害が発生した場合において、主として広域的な復旧・復興活動の拠点となる
2. 配置基準：都市の規模、または交通・物流の観点から妥当と考えられる対象圏域当たり1箇所
3. 配置指針：災害が発生した場合においても通行が可能な広幅員の主要幹線道路等や海路、空路と容易にアクセスできること
4. 諸元：面積はおおむね50ha以上

#### 【解説】

##### 1. 広域防災拠点の機能を有する都市公園の役割

平常時においては、防災に関する知識を学ぶ場となる。

救援活動の拠点や災害復旧・復興活動の拠点等、広域的な防災拠点としての役割を担う。

##### ○救援活動の拠点

- ・自衛隊、警察等の救援活動の拠点
- ・広域的な消防活動の拠点 等

##### ○救援活動の場

- ・緊急生活物資の集積、仕分け等の物流基地 等

##### ○復旧・復興活動の拠点

- ・復旧・復興部隊の結集拠点
- ・復旧・復興資機材の集積、仕分け等の物流基地
- ・大型車両等の搬入、駐車拠点
- ・仮設住宅用地 等

##### 2. 広域防災拠点の機能を有する都市公園の配置基準

主として広域的な防災拠点としての役割を果たすため、配置については、都市の規模、または交通・物流の観点から妥当と考えられる対象圏域当たり1箇所とする。大都市圏においては、阪神・淡路大震災の事例からみて、人口50～150万人当たり1箇所が目安となる。

##### 3. 広域防災拠点の機能を有する都市公園の配置指針

災害用に備蓄していた物資、国内外からの支援物資、救援及び救助隊等を被災地へ迅速かつ効率よく配給、配備するために、災害が発生した場合においても通行が可能な広幅員の主要幹線道路等や海路、空路と容易にアクセスできる場所に設置する。

また、都市特性、自然特性、他の防災関連施設との連携といった諸条件を踏まえるとともに、前線型の防災拠点として位置づけられる広域避難地の機能を有する都市公園との連携を考慮して配置する。

##### 4. 広域防災拠点の機能を有する都市公園に関する諸元

面積はおおむね50ha以上を目安とする。

阪神・淡路大震災時において、神戸市内で広域的な防災拠点としての役割を果たした都市公園としては、『しあわせの村（その内のしあわせの森）』、『神戸総合運動公園』が、また新潟県中越地震では『国営越後丘陵公園』が、東日本大震災では『遠野総合運動公園』があげられる。これらの震災時の利用概要を整理すると次のとおりとなる。

表Ⅱ- 1 広域防災拠点の役割を果たした防災公園の事例

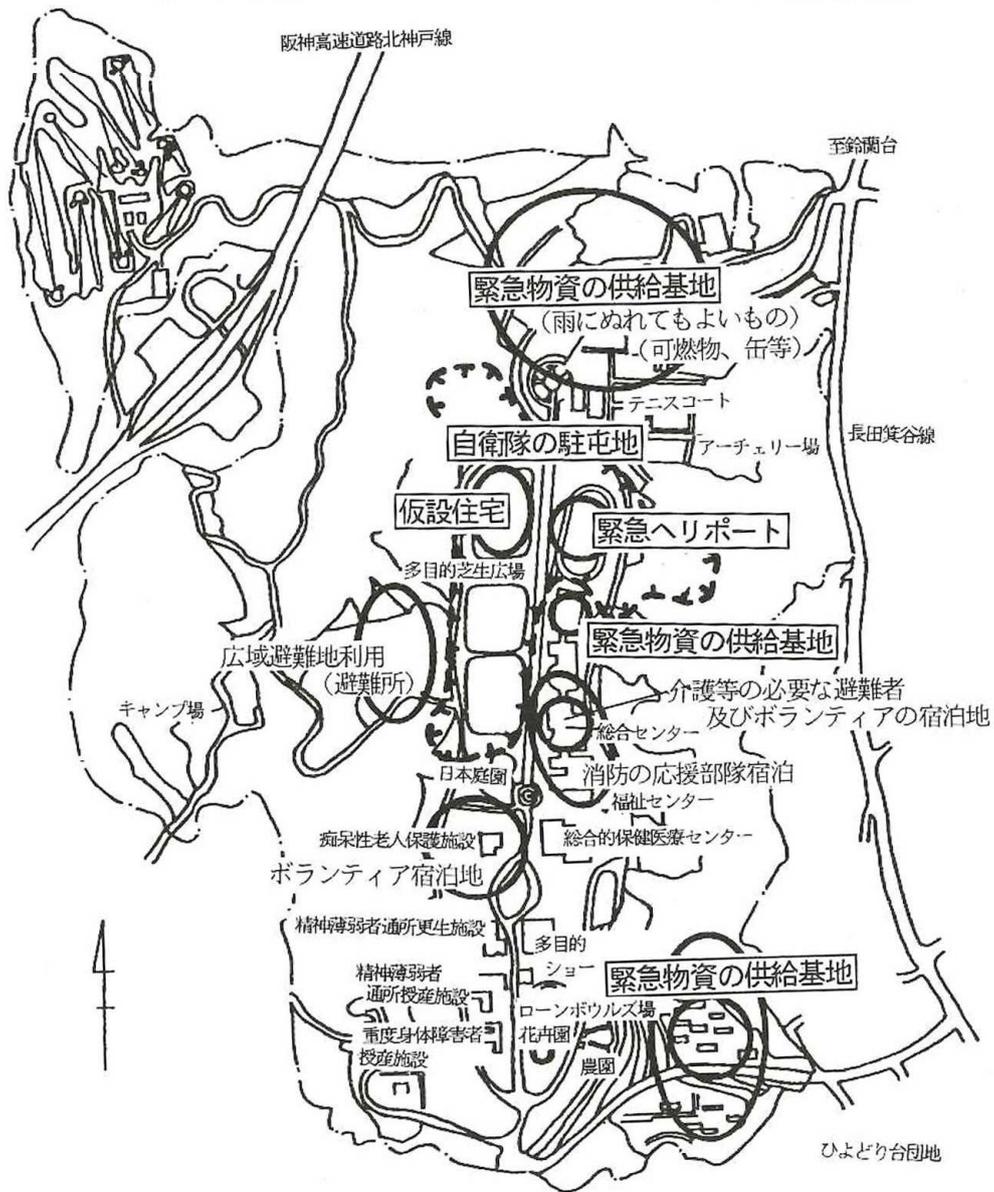
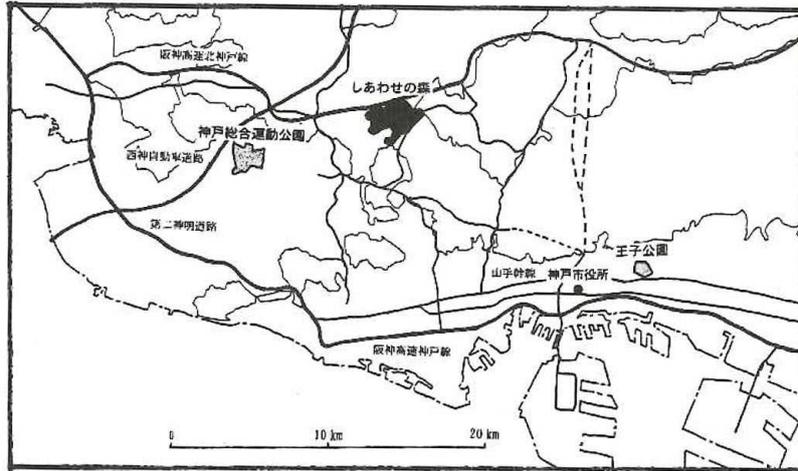
震災名	阪神・淡路大震災		新潟県中越地震	東日本大震災
名称	しあわせの村	神戸総合運動公園	国営越後丘陵公園	遠野運動公園
公園種別	広域公園 <sup>a</sup>	運動公園	国営公園	運動公園
全体面積 (震災時の 供用面積)	158.9ha	55.8ha	150ha (400ha)	29ha
具体的な 利用内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>消防隊の宿泊</li> <li>自衛隊の駐屯</li> <li>緊急ヘリポート</li> <li>緊急物資の供給基地</li> <li>ボランティア等の応援部隊の宿泊地</li> <li>他都市からの応援職員の宿泊地</li> <li>瓦礫撤去部隊の宿泊地</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>自衛隊の駐屯</li> <li>緊急ヘリポート</li> <li>緊急物資の供給基地</li> <li>緊急車両の駐車場</li> <li>他都市からの警察の待機所</li> <li>ガス復旧部隊宿泊地</li> <li>復旧のための車両、資材等の置き場</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>自衛隊の駐屯</li> <li>緊急ヘリポート</li> <li>緊急物資の供給基地</li> <li>緊急車両の駐車場</li> <li>復旧のための車両、資材等の置き場</li> <li>支援隊指揮所</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>緊急消防援助隊等の集結</li> <li>自衛隊の駐屯</li> <li>緊急ヘリポート</li> </ul>

表Ⅱ- 2 神戸市しあわせの村の震災時の利用状況

利用内容	場 所	規 模	備 考
広域避難地利用 (1/17~6/15)	野外学習センター	延床面積 4,900㎡ (RC 7F)	最大 280人/日
	総合センター	延床面積 8,580㎡	最大 10室23人/日
	研修館	延床面積 1,730㎡ (RC 平屋)	最大 28人/日
消防の応援部隊 (1/17~1/25)	研修館	延床面積 1,730㎡ (RC 平屋)	最大 441人/日
自衛隊の駐屯 (1/18~4/27)	芝生広場	40,000㎡	テント設営
	多目的運動広場	9,000㎡	テント設営
	野外プレイゾーン	23,000㎡	テント設営、建設機械の駐車場
緊急ヘリポート	駐車場		各種車両の駐車場
緊急物資の供給基地 (1/19~)	多目的運動広場	15,000㎡	本部前をヘリポートとして利用。約4機同時着陸可能。主に救援物資の搬送に利用。
	シルバーカレッジ	1,000㎡	衣類、タオル類、布団類、食料
	テニスコート前広場	2,800㎡	飲料水、毛布
	体育館	2,150㎡	衣類、タオル類、食料、布団類、電機製品
馬事公苑駐車場	250㎡	灯油 (20ℓ缶 60個)	
看護ボランティア (1/26~3/31)	総合センター	延床面積 8,580㎡ (RC 7F)	4F、5Fに宿泊 最大 68人/日
建築ボランティア (1/29~2/4)	総合センター	延床面積 8,580㎡ (RC 7F)	3F、6F、7Fに宿泊 最大 55人/日
	たんぼぼの家	延床面積 5,800㎡ (RC 4F)	2~4Fに宿泊
その他応援職員の宿泊利用	たんぼぼの家	延床面積 5,800㎡ (RC 4F)	義援金事務 (5/8~5/30) 最多 41人/日
	野外学習センター	延床面積 4,900㎡ (RC 2F)	瓦礫撤去応援 最多 114人/日
	あおぞら	延床面積 6,000㎡ (RC 2F)	搬送委託業者 最多 150人/日
仮設住宅の建設 (6/7~7/19)	野外プレイゾーン	34,000㎡	仮設住宅 632戸

出典：建設省近畿地方建設局・社団法人日本公園緑地協会「大規模公園の地震等防災対策調査報告書」<sup>39)</sup>

<sup>a</sup> 都市公園は「しあわせの村」内の「しあわせの森 (127.1ha)」の区域である。



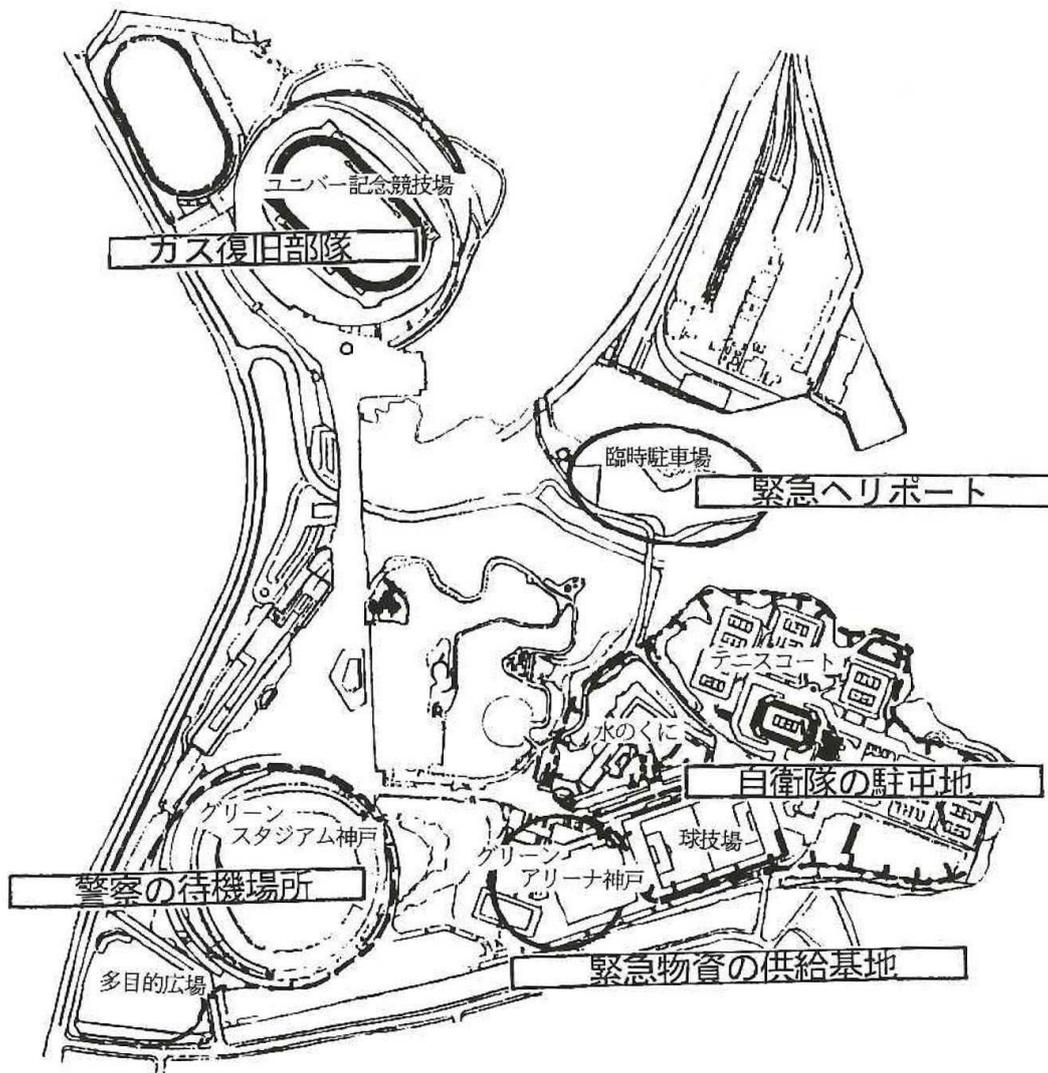
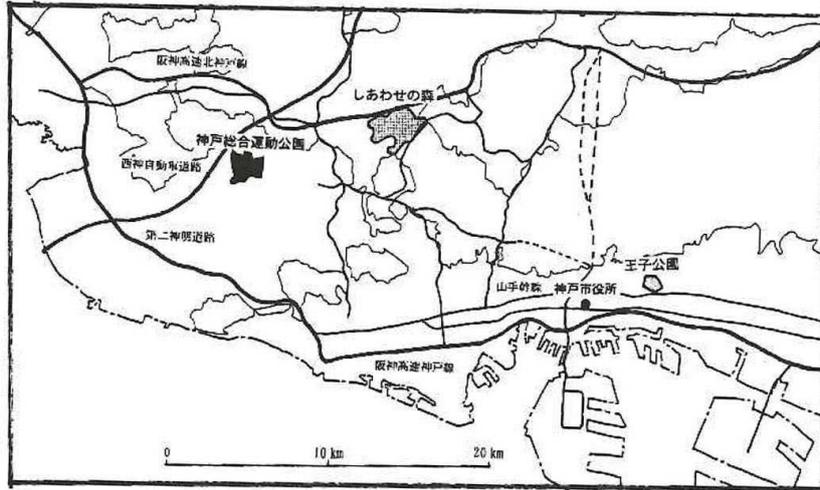
図Ⅱ-1 神戸市しあわせの村の震災時の利用状況

出典：建設省近畿地方建設局・社団法人日本公園緑地協会「大規模公園の地震等防災対策調査報告書」39)

表Ⅱ-3 神戸総合運動公園の震災時の利用状況

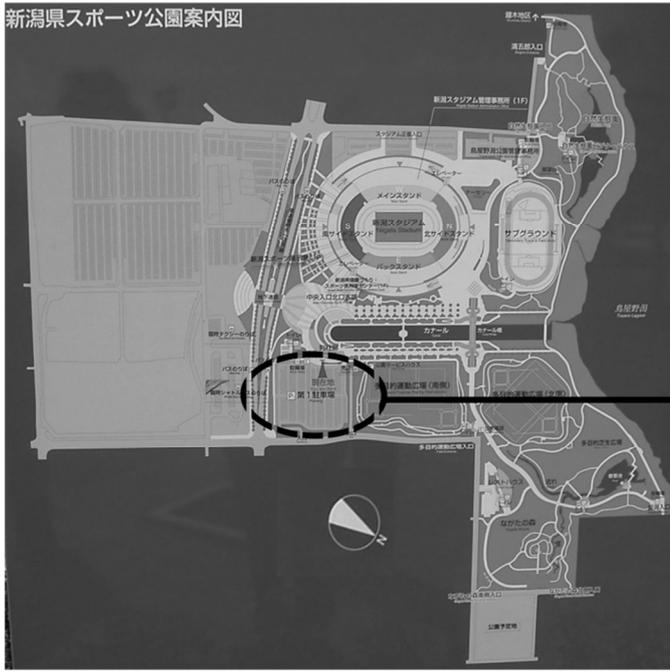
利用内容	場 所	規 模	備 考
近隣給水 (1/17~24)	駐車場入口 園内散水栓		周辺住民に対する給水
緊急ヘリポート (1/19~4/18)	臨時駐車場	9,000 m <sup>2</sup>	病人、遺体、 救援物資の搬送
緊急物資の供給基地 (1/20~2/18)	グリーンアリーナ神戸 (体育館)	3,440 m <sup>2</sup>	
	駐車場	20,000 m <sup>2</sup>	水、ポリバケツ、 ガスボンベ、木炭
自衛隊の駐屯 (1/22~4/18)	球技場	13,000 m <sup>2</sup>	テント設営
	テニスコート クラブハウス	210 m <sup>2</sup>	シャワー等の利用
	水の街	13,000 m <sup>2</sup>	トイレ
	テニスコート	2,000 m <sup>2</sup>	小中型車両の駐車場
	駐車場	13,500 m <sup>2</sup>	車両駐車場
警察の待機場所 (1/29~3/6)	グリーンスタジアム神戸 グリーンアリーナ神戸	会議室 328 m <sup>2</sup>	
	駐車場	27,400 m <sup>2</sup>	他府県の応援部隊
ガス復旧部隊	ユニバー記念競技場	ロッカー室 210 m <sup>2</sup>	約 600 人の宿泊
	グリーンアリーナ神戸	215 m <sup>2</sup>	約 40 人の宿泊
	駐車場	21,215 m <sup>2</sup>	復旧車両駐車場

出典：建設省近畿地方建設局・社団法人日本公園緑地協会「大規模公園の地震等防災対策調査報告書」<sup>39)</sup>



図Ⅱ-2 神戸総合運動公園の震災時の利用状況

出典：建設省近畿地方建設局・社団法人日本公園緑地協会「大規模公園の地震等防災対策調査報告書」<sup>39)</sup>



駐車場に自衛隊が駐屯



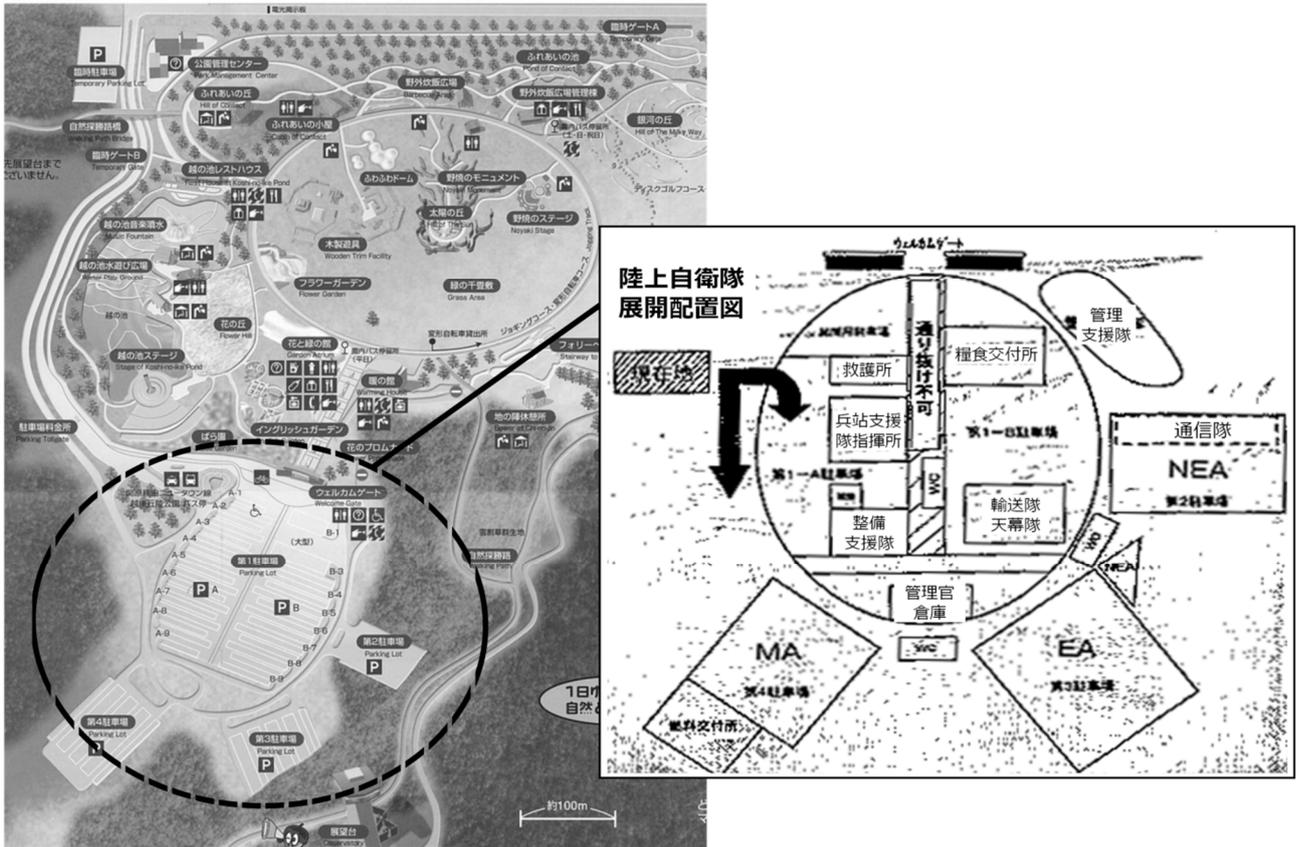
図 II - 3 鳥屋野潟公園の救援基地としての利用状況

出典：国土交通省都市・地域整備局公園緑地課「防災公園の計画・設計に関するガイドライン検討調査報告書」<sup>9)</sup>

表 II - 4 鳥屋野潟公園の震災時の利用状況

鳥屋野潟公園の諸元	救援基地としての利用状況
<p>【女池地区】 巨大パーゴラ、展望台、しらべの小路</p> <p>【鐘木地区】 ユキツバキ園（約 500 品種）、花見広場、探鳥デッキ、トリムの森、せせら</p> <p>【スポーツ公園】 自然生態園、カナル(運河)、南・北多目的運動広場、ビジターハウス、レストハウス、ビッグスワン(新潟スタジアム)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>発災翌々日（10月25日）から11月9日までの約2週間、自衛隊の被災地への後方支援基地として機能した。</li> <li>新潟空港まで至近の距離にあることや北陸自動車道、関越自動車道を経由して被災地まで直結する交通利便性の良さが手伝った。</li> <li>被災地と直結する関越自動車道が発災翌日には、緊急車両の通行が可能となった点が大きかった。</li> </ul>

出典：国土交通省都市・地域整備局公園緑地課「防災公園の計画・設計に関するガイドライン検討調査報告書」<sup>9)</sup>



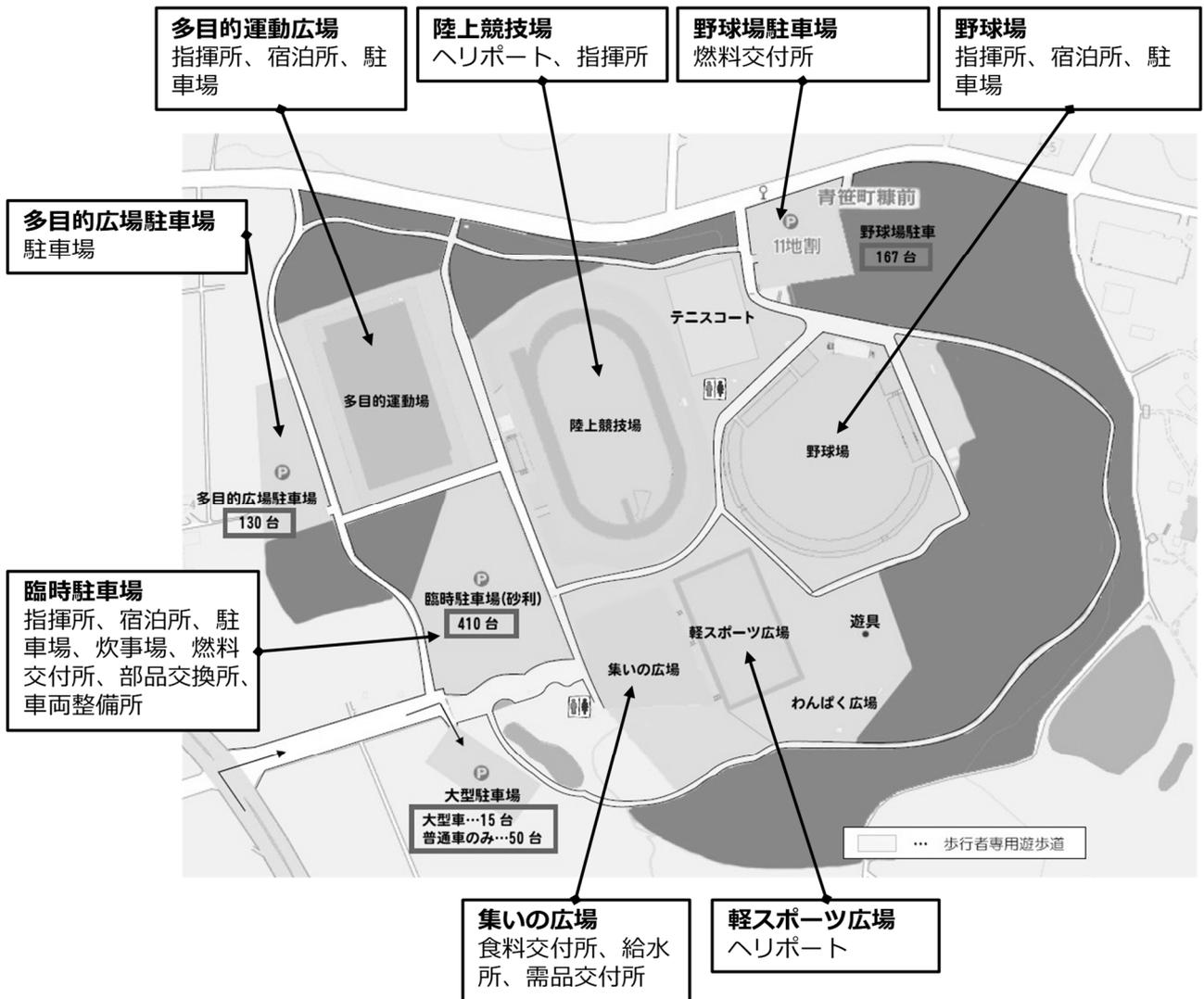
図Ⅱ-4 越後丘陵公園の震災時の利用状況

出典：国土交通省都市・地域整備局公園緑地課「防災公園の計画・設計に関するガイドライン検討調査報告書」<sup>9)</sup>

表Ⅱ-5 国営越後丘陵公園の震災時の利用状況

施設	防災対応の当初計画	実際の利用状況
駐車場	車両待機場	駐屯スペース 炊事（汚水処理に問題） 支援隊指揮所（通信設備） 物資の仕分け 食料の配布 自衛隊の宿営 メンテナンススペース
芝生広場	ヘリポート	仮設住宅建設工事以降にヘリポートとして利用（実際の利用はなし）
臨時駐車場		当初ヘリポートとして利用 仮設住宅建設用の車両受け入れ地
冒険の丘付近	駐屯スペース	利用なし
管理施設	無線通信設備	フォーリーの丘と展望台に無線機が設置され、現地と支援隊指揮所及び県災害対策本部とを連絡

出典：国土交通省都市・地域整備局公園緑地課「防災公園の計画・設計に関するガイドライン検討調査報告書」<sup>9)</sup>



図Ⅱ-5 遠野運動公園の震災時の利用状況

出典：財団法人都市緑化機構防災公園とまちづくり共同研究会「防災公園とまちづくり共同研究会活動報告書」<sup>40)</sup>  
及び遠野市資料より作成

## II. 2. 2 地域防災拠点の機能を有する都市公園

地域防災拠点の機能を有する都市公園の配置の考え方を以下のとおりとする。

1. 役割：災害が発生した場合において、救援救護活動の前線基地、復旧のための資機材や生活物資の中継基地となる
2. 配置基準：都市の実情に応じて配置
3. 配置指針：市街地内又は近接する場所において、緊急輸送道路その他の幹線道路により広域防災拠点や避難地との円滑なアクセス性の確保に留意する
4. 諸元：面積はおおむね 10ha 以上

### 【解説】

#### 1. 地域防災拠点の機能を有する都市公園の役割

平常時においては、防災に関する知識を学ぶ場所となる。

災害時には、より市街地に近い立地での救援救護活動や復旧・復興活動の前線基地、物資や資材の中継基地などの役割を担う。

- 救援活動の前線基地
  - ・自衛隊、警察、消防等の活動拠点
  - ・救助活動の場 等
- 救援活動の場
  - ・救援物資の中継基地 等
- 復旧・復興活動の前線基地
  - ・復旧・復興物資の集配拠点
  - ・自衛隊の駐屯
  - ・仮設住宅用地 等
- 一時的避難生活の場

#### 2. 地域防災拠点の機能を有する都市公園の配置基準

主として被災地に近い立地における地域防災拠点の役割を果たすため、都市の規模や想定される災害、交通・物流などの観点から、必要に応じて配置する。

#### 3. 地域防災拠点の機能を有する都市公園の配置指針

救援救護活動や復旧・復興活動の前線基地として機能できるよう、市街地内または近接する場所に配置するとともに、物資や資材を被災地へ迅速かつ効率よく配給するために、災害が発生した場合においても通行が可能な幹線道路沿いによる広域防災拠点や避難地等との円滑なアクセス性の確保に留意する。

#### 4. 地域防災拠点の機能を有する都市公園に関する諸元

面積はおおむね 10ha 以上を目安とする。

阪神・淡路大震災時において、神戸市内で地域防災拠点としての役割を果たした都市公園としては『王子公園』、新潟県中越地震では『白山運動公園』、東日本大震災では『石巻総合運動公園』があげられる。これらの震災時の利用概要を整理すると次のとおりとなる。

表Ⅱ- 6 地域防災拠点の役割を果たした防災公園の事例

	阪神・淡路大震災	新潟県中越地震	東日本大震災
名称	王子公園	白山運動公園	石巻総合運動公園
公園種別	総合公園	運動公園	総合公園
全体面積 (供用面積)	19.2ha	40.7ha	14.2 ha
具体的な利用 内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自衛隊の駐屯</li> <li>・緊急ヘリポート</li> <li>・緊急物資の供給基地</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・緊急消防援助隊の集結</li> <li>・自衛隊の駐屯</li> <li>・緊急ヘリポート</li> <li>・緊急物資の供給基地</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自衛隊の駐屯</li> <li>・緊急ヘリポート</li> <li>・緊急物資の供給基地</li> <li>・緊急車両の駐車場</li> <li>・支援隊指揮所</li> <li>・消防、警察集結地</li> </ul>

表Ⅱ- 7 王子公園の震災時の利用状況

利用内容	場 所	規 模	備 考
広域避難利用 (1/17～)	王子スポーツセンター	3,000 m <sup>2</sup>	
自衛隊の駐屯 (1/18～)	王子動物園	68,000 m <sup>2</sup>	テント設営 (3 箇師団：約 800 人野営)
緊急ヘリポート (1/18～2/15)	陸上競技場	15,000 m <sup>2</sup>	医療物資 (1 月末まで) 食料品等の救援物資 (1 月末まで) 死体搬送

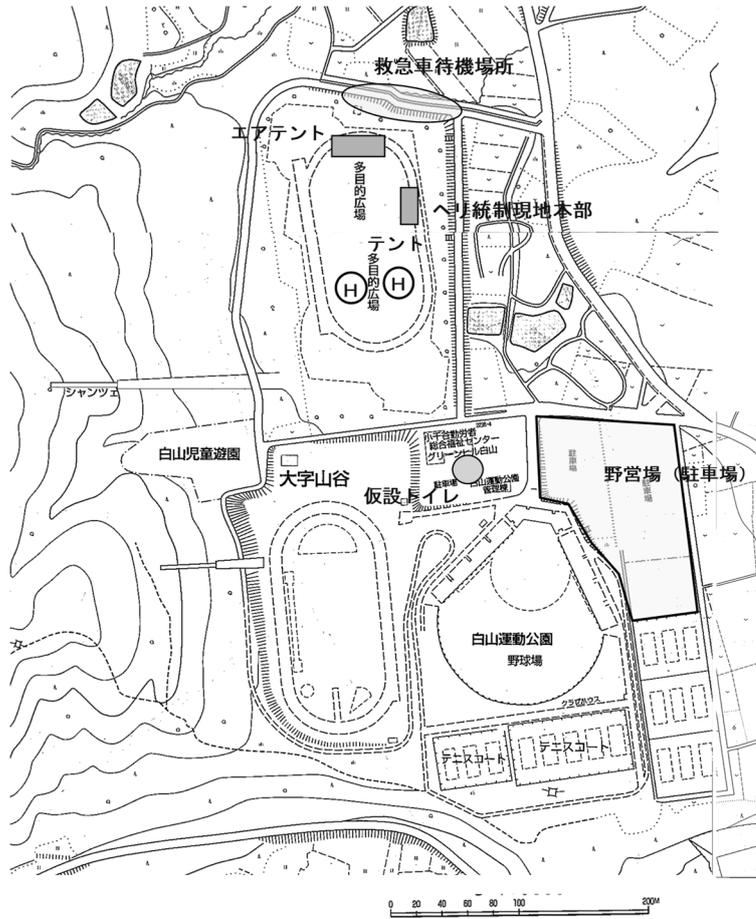
・ヘリコプターの騒音苦情がひどく2/15には中止

・2/1～15まで神戸市の救援物資(食料)の配送基地

仮設住宅 (5月～)	補助競技場	6,000 m <sup>2</sup>	
---------------	-------	----------------------	--

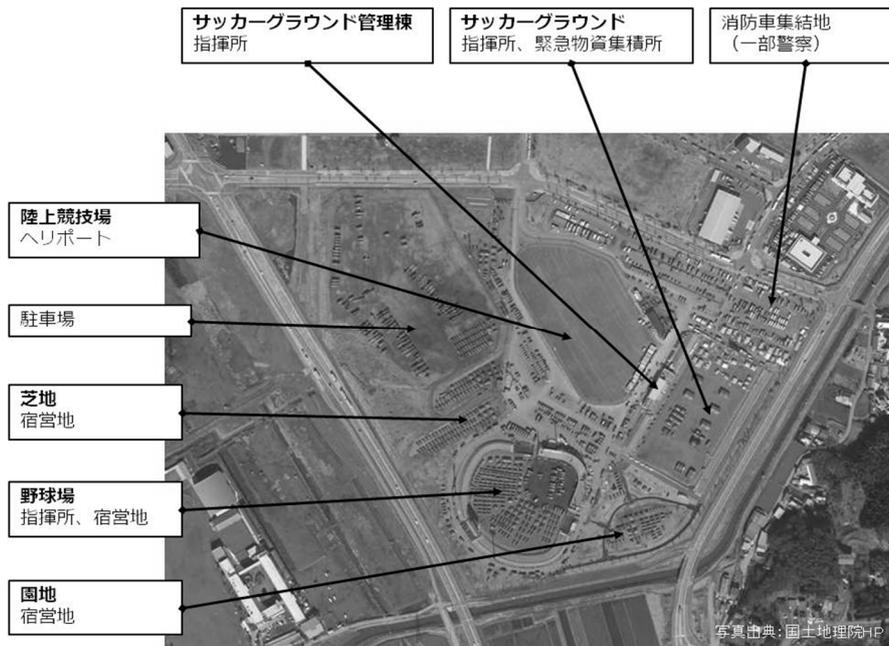
出典：建設省近畿地方建設局・社団法人日本公園緑地協会「大規模公園の地震等防災対策調査報告書」<sup>39)</sup>





図Ⅱ-7 白山運動公園の震災時の利用状況

出典：国土交通省都市・地域整備局公園緑地課「防災公園の計画・設計に関するガイドライン検討調査報告書」<sup>9)</sup>



図Ⅱ-8 石巻総合公園の震災時の利用状況

出典：財団法人都市緑化機構防災公園とまちづくり共同研究会「防災公園とまちづくり共同研究会活動報告書」<sup>40)</sup>より作成

## II. 2. 3 広域避難地の機能を有する都市公園

広域避難地の機能を有する都市公園の配置の考え方を以下のとおりとする。

1. 役割：大震火災等の災害が発生した場合において、主として一つの市町村の区域内に居住するものの広域的避難の用に供する。
2. 配置基準：都市の実情に応じて配置するが、おおむね 2km 圏域に 1 箇所。
3. 配置指針：避難路となる緑道、広幅員道路、河川等に接続させるまた、陸、海、空の主要交通幹線からのアクセスできること。
4. 諸元：面積はおおむね 10ha 以上（周辺の公共施設その他の用に供する土地と一体となって、避難地としての面積が 10ha 以上となるものを含む）。避難圏域内人口に対し、一人当たり有効避難面積 2 m<sup>2</sup>以上を確保する。

なお、被害の状況、防災関連施設の配置に応じて、前線型の防災拠点の役割を担う場合もある。この時、避難圏域内人口に対して 1 人当たり 2 m<sup>2</sup>以上の有効面積を確保するだけでなく、救援活動等を行うのに十分な面積を有し、かつ、避難場所と分離したスペースを確保する必要がある。

### 【解説】

#### 1. 広域避難地の機能を有する都市公園の役割

平常時においては、防災に関する知識を学ぶ場所となる。

大震火災等の災害が発生した場合において、主に広域的な避難地としての役割を担う。

- 火災の延焼の遅延または防止
- 周辺住民の緊急避難の場
- 大火時の最終避難地
- 救援活動の場
  - ・地域の防災情報の収集・伝達の場
  - ・救援物資の受け入れの場
  - ・応急生活支援の場 等

#### 2. 広域避難地の機能を有する都市公園の配置基準

広域避難地は、大震火災時などに、周辺地区からの避難者の収容に寄与する場所である。地震火災を想定した広域避難地の配置の考え方は、以下のとおりである。

##### ①避難時間

関東大震災における要因別死者発生状況を見ると、火災による焼死は地震発生 3 時間後に急増している。発生後 1 時間は、負傷者の搬出、初期消火、状況把握等で過ぎることから、避難に使える時間は 2 時間となるが、1 時間の余裕を見込むと、実質的な避難時間は 1 時間程度となる。

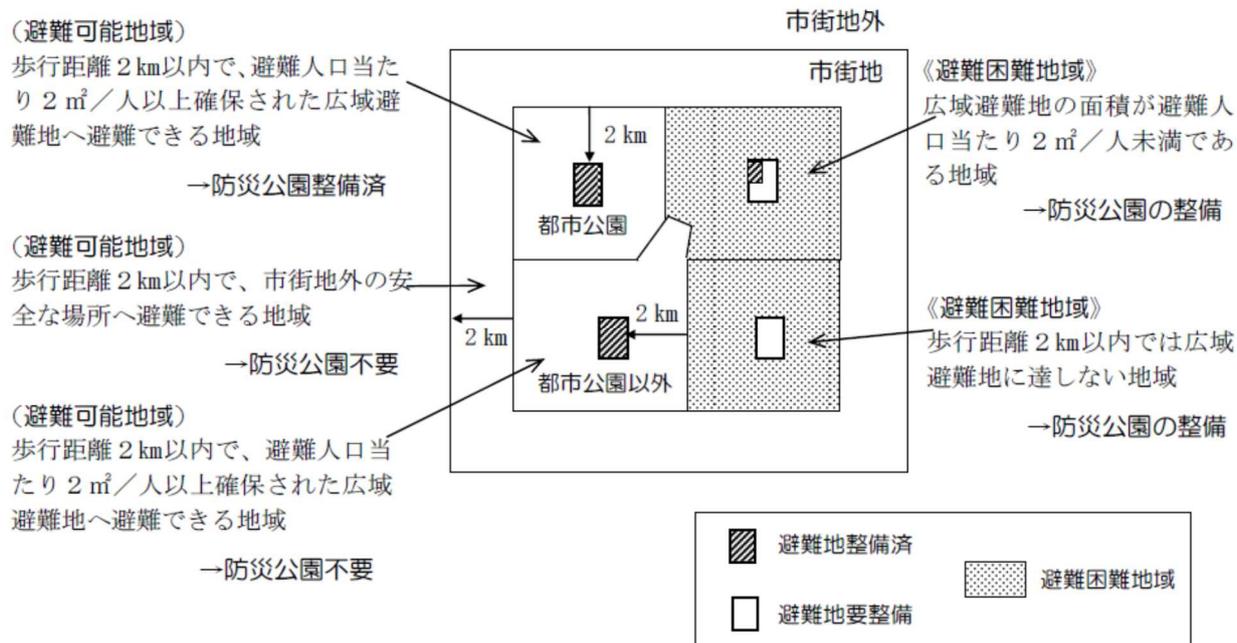
##### ②避難距離、速度

一般の歩行速度はおおむね 4km/時であるが、高齢者や子ども等、さらに非常時であることを勘案すると、非常時の速度は半分の 2km/時程度<sup>a</sup>と考えられる。したがって、避難時間 1 時間での避難距離は 2km 程度となる。また、東京消防庁の調査によると、歩行限界は高齢者、子どもで約 2km とされている。

都市公園以外の広域避難地の配置状況を勘案し、避難困難地域を解消するため、必要に応じ、広

<sup>a</sup>暗闇や水に浸かって歩行せざるを得ない場合では、速度がおおむね 1km/時 程度に減じる。

域避難地の機能を有する都市公園を配置する。避難圏域はおおむね2 km圏域<sup>a</sup>とする。ただし、大震火災時に横断が困難となる鉄道、河川等で分断される場合は、そこまでとする。



図Ⅱ-9 広域避難地の機能を有する都市公園の配置(地震火災を想定したイメージ)

出典：建設省都市局公園緑地課「防災公園（広域避難地となる防災公園）の整備効果評価基準（案）解説」<sup>41)</sup>より作成

なお、津波災害時には、救援活動が行われている生活確保の段階や、復旧・復興活動が行われている生活再建の段階において、短期間の避難生活を余儀なくされる想定人口が、学校や公民館といったの公共施設などとの役割分担も踏まえ、公園施設内やテント、仮設住宅で安全に一定期間滞在できる配置、規模等が求められる。

### 3. 広域避難地の機能を有する都市公園の配置指針

人々が地震火災における避難困難地域から安全に避難できるように、避難路となる緑道、広幅員道路等に接続させるように配置する。津波災害時には、緊急的に避難した高台等から安全に移動できるように、避難路となる緑道、広幅員道路等に接続させるように配置する。

また、広域防災拠点からの人的、物的な支援を迅速にかつ効率的に受け入れるために、陸、海、空の主要交通幹線から容易にアクセスできる場所に配置する。

さらに防災性を高めるために、地震火災に対しては周辺地域の不燃化を進めるとともに、周辺に災害を誘発する恐れがある施設が存在しないよう努める。

### 4. 広域避難地の機能を有する都市公園に関する諸元

輻射熱等からの安全性を考慮した有効面積を検討すると、火流の主方向を2方向に仮定すると面積が25ha必要であり、4方向では面積が50ha必要となる。ただし、周辺に十分な不燃ゾーン（幅120m）があるか、或いは避難地内に防火樹林帯が存在している場合にはこの限りではなく、有効面積は最低10haでも良い。また、都市公園の面積が10ha未満であっても、周辺の公共施設その他の施設の用に供する土地と一体となって、避難地としての面積が10ha以上となるものにつ

<sup>a</sup> 2 km圏域：歩行距離で2 km以内の圏域

いては、広域避難地としての役割を担う防災公園として扱う。ただし、避難空間として避難圏域内人口に対し、一人当たり 2 m<sup>2</sup>以上の有効避難面積が確保されている必要がある。

これまで大火時の安全性の基準となるものとして、表Ⅱ - 8 に示すものがある。

表Ⅱ - 8 避難地の安全性

避難地の規模 大火の性状	50ha 以上	25ha 以上	10ha 以上
四方が火の海	まず大丈夫	何とかなるであろう	大丈夫ではないかもしれない
周辺の 1/2 が大火	大丈夫	まず大丈夫	何とかなるであろう
周辺の 1/4 が大火	大丈夫	大丈夫	まず大丈夫

出典：建設省都市局・防災都市計画研究所「防災対策緊急事業計画基礎調査」<sup>42)</sup> より作成

## II. 2. 4 一次避難地の機能を有する都市公園

一次避難地の機能を有する都市公園の配置の考え方を以下のとおりとする。

なお、防災公園整備プログラム策定主体の判断により、必要に応じてプログラムに追加するものとする。

1. 役割：大震火災等の災害発生時において、主として近隣の住民の一時的避難の用に供する。
2. 配置基準：おおむね 500m 圏域に 1 箇所。
3. 配置指針：避難路となる緑道等に接続し、広域避難地、他の一次避難地、学校等の公共施設、地域幹線道路等へのアクセスが容易であること。
4. 諸元：面積はおおむね 1ha 以上（周辺の市街地等と一体となって、1ha 以上となるものを含む）。

### 【解説】

#### 1. 一次避難地の機能を有する都市公園の役割

平常時においては、防災に関する知識を学ぶ場所となる。

また、大震火災、津波災害時等においては、主として近隣住民の緊急避難の場（人命救助や初期消火等の活動の場ともなる）、広域避難地に至る避難中継地等としての役割を担う。

- 火災の延焼の遅延または防止
- 火災や津波からの緊急避難の場
- 大火時の避難中継地

また、大火や津波の終息後や避難の終了後には、救援活動の場、復旧・復興活動の拠点等としての役割を果たす。

- 救援活動の場
  - ・地域の防災情報の収集・伝達の場
  - ・救援物資の受け入れの場
  - ・応急生活支援の場 等
- 一時的避難生活の場
- 復旧・復興活動の拠点
  - ・復旧・復興物資の受け入れの場
  - ・仮設住宅用地 等

#### 2. 一次避難地の機能を有する都市公園の配置基準

関東大震災のような大火でも、容易にかつ安全に避難できることが重要となるので、近隣住区（500m 圏域<sup>a</sup>）を単位として配置する。

#### 3. 一次避難地の機能を有する都市公園の配置指針

地震発生後には早急にまず避難し、さらに大震火災等が発生した場合には最終避難地である広域避難地など、より安全な場所へと段階的に避難できるよう、安全な避難路として機能する緑道等に接続させる。また、避難の安全性を高めるために、避難路は 2 方向と接続させるものとする。

一次避難地の機能を有する都市公園は、地域レベルの避難、情報、救助、救援等の拠点となることから、他の一次避難地、学校等の他の公共施設、地域幹線道路等と連携して配置する。

<sup>a</sup> 500m 圏域：歩行距離で 500m 以内の圏域

さらに、防火性を高めるために、周辺地域の不燃化を進めるとともに、周辺に災害を誘発する恐れがある施設が存在しないよう努める。

津波から逃れるには、来襲する津波の高さよりも高い場所へ迅速に避難することが必要であり、避難階段、避難タワーの設置や津波避難ビルの指定と組み合わせることにより、津波浸水深さ以上の必要な高さ、規模の避難地が確保できる配置計画とする。津波浸水想定区域外に避難地を配置する場合、袋小路となっている箇所、あるいは背後に階段等の避難路や避難経路がない急傾斜地や崖地付近は避ける。

#### 4. 一次避難地の機能を有する都市公園に関する諸元

近隣住区（500m 圏域）における一次避難地の機能を有する都市公園の面積は、一般的な市街地の人口密度を約 100 人/ha、避難空間として一人当たり有効避難面積を 2 m<sup>2</sup>とすると、約 2ha となる。近隣住区での避難は地区公園に応分の避難を行うことから、一次避難地の機能を有する都市公園の面積は最低 1ha 以上が必要となる。

ただし、都市公園の面積が 1ha 未満であっても、周辺の市街地等と一体となって、避難地としての面積が 1ha 以上となるものについては、一次避難地としての役割を担う防災公園として扱う。

なお、一次避難地の機能を有する都市公園は、大火の際に最終避難地としては耐えられないことに留意する。

なお、津波災害を想定した避難地の場合は、学校などの公共施設や津波避難ビルなど、対象となる施設と避難対象人口の関係を踏まえた必要な面積を設定する。

## Ⅱ. 2. 5 避難路の機能を有する都市公園

避難路の機能を有する都市公園の配置の考え方を以下のとおりとする。

なお、防災公園整備プログラム策定主体の判断により、必要に応じてプログラムに追加するものとする。

1. 役割：広域避難地またはこれに準ずる安全な場所へ通ずる避難路
2. 配置基準：都市の特性に応じて配置
3. 配置指針：緑化された幹線道路や各種防災空間等と連絡するように配置
4. 諸元：幅員 10m 以上

### 【解説】

#### 1. 避難路の機能を有する都市公園の役割

平常時においては、防災に関する知識を学ぶ場所となる。

大震火災、津波災害時等において、広域避難地、一次避難地等の安全な場所への避難路等としての役割を担う。

○火災の延焼の遅延または防止

○大火、大津波時の避難路

また、大火が終息した後や避難の終了した後には、広域避難地、一次避難地等を結ぶ移動ルート等としての役割を果たす。

#### 2. 避難路の機能を有する都市公園の配置基準

主として大震火災や津波災害時に広域避難地、一次避難地等へ安全に避難できるように配置する。

#### 3. 避難路の機能を有する都市公園の配置指針

大震火災時において、広域避難地や一次避難地等へ速やかに避難するためのルートの1つとなることから、地域の延焼危険度を踏まえて、各種避難地を結ぶ避難路を配置するほか、緑化された幹線道路、歩行者専用道路等の他の避難路となる施設との連携を図り、安全で安心できる避難路網を形成する。その際には、火災の拡大の防止に寄与する河川や耐火建築物群等と一体となって配置する。

津波が短時間で襲来する場合の避難ルートは、必ずしも避難地への最短コースである必要はなく<sup>a</sup>、何より避難対象地域の外へ最も安全かつ早く避難することが重要であることを踏まえ、津波シミュレーション結果等を考慮して避難路を配置する。また、津波が予想よりも早く到達する場合があることや河川を遡上すること等が考えられることから、海岸沿いや河川沿いをできる限り避け、津波の進行方向と同方向へ避難する経路とする<sup>b</sup>。

水害時の避難に関しては、避難路上に浸水箇所や河川、用水路があるにも関わらず避難し、流水に巻き込まれたり、用水路などに転落したりして被災した事例があることから、地域の浸水リスクや障害物等の有無を踏まえ、安全に避難できる避難路を配置する。

なお、避難者の歩行速度や体力に応じて、避難路が選択できるよう、複数の避難経路があることが望ましい。

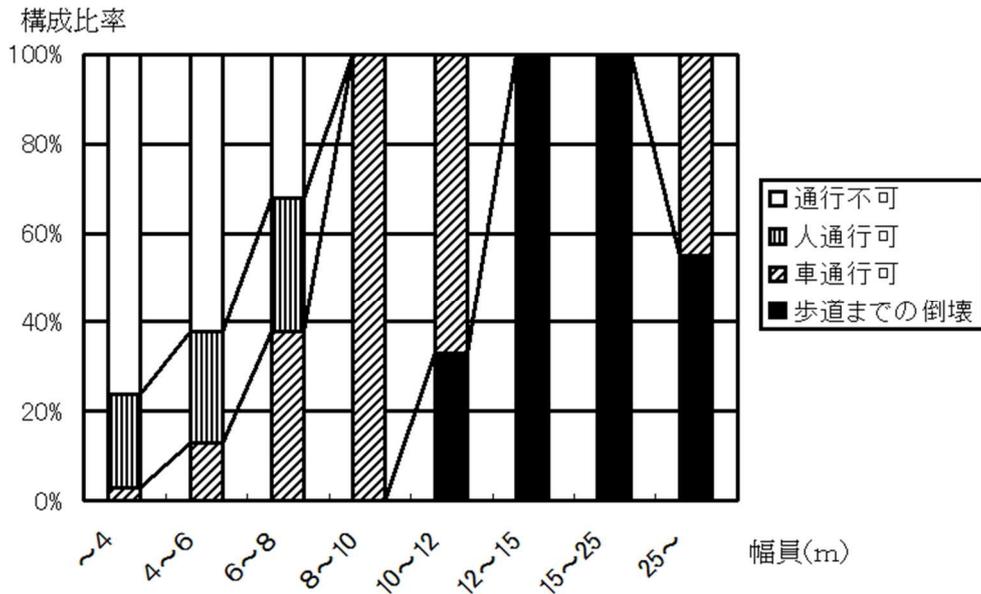
<sup>a</sup> 例えば最短コースによる避難が津波浸水想定区域内を長時間通過しなければならない場合、最短コースによる避難がかえって危険を増す可能性がある。

<sup>b</sup> 海岸方向に高台等がある場合であっても、できる限り海岸方向への避難は避ける。

#### 4. 避難路の機能を有する都市公園に関する諸元

家屋の倒壊等により避難できないことも考えられることから、幅員はできる限り広く、かつ迂回路等を確保する。

阪神・淡路大震災においては、幅員 8~10m以上の道路は、100%人の通行が可能であったため（建設省都市局都市交通調査室「都市内道路の防災機能について」<sup>42)</sup>）、避難路の機能を有する都市公園の幅員は全体で 10m以上を確保する。



(注) 車通行可：車道（車道、歩道の区別がない場合も含む）上に倒壊建築物があるが通行可能なもの  
歩道までの倒壊：歩道の上に倒壊建築物があるが、それが車道まで及んでいないもの

図 II-10 阪神・淡路大震災における道路幅員と道路閉塞との関係

出典：建設省都市局都市交通調査室「都市内道路の防災機能について」<sup>43)</sup>より作成

## Ⅱ. 2. 6 石油コンビナート地帯等と背後の一般市街地を遮断する緩衝緑地

石油コンビナート地帯等と背後の一般市街地を遮断する緩衝緑地（以下、緩衝緑地）の配置の考え方を以下のとおりとする。

なお、防災公園整備プログラム策定主体の判断により、必要に応じてプログラムに追加するものとする。

1. 役割：主として災害を防止することを目的とする緩衝地帯としての都市公園
2. 配置基準：住居地域、商業地域等に被害を及ぼす恐れがある石油コンビナート地帯等がある地域
3. 配置指針：石油コンビナート地帯等の災害発生地域と住居地域、商業地域等とを分断する形で配置
4. 諸元：災害を未然に防ぐ規模

### 【解説】

#### 1. 緩衝緑地の役割

主として地震により石油コンビナート地帯等で発生する恐れのある爆風圧、輻射熱、有毒ガスの流出等の災害を軽減または防止する。

#### 2. 緩衝緑地の配置基準

災害の発生源となる石油コンビナート地帯等が、住宅地域、商業地域等に隣接している地域において、この両者の間に介在して分離させ、人体、家屋等の安全性を確保することを目的として配置する。

#### 3. 緩衝緑地の配置指針

爆発等が発生した場合に想定される爆風圧、輻射熱、有毒ガスの流出等の災害が周囲に及ぶことを防止するため、災害発生危険のある石油コンビナート地帯等と住宅地域等を分断する形で配置する。

#### 4. 緩衝緑地の諸元

緩衝緑地の幅員等については、燃焼面と植樹帯の間の空間、植樹帯の断面や遮蔽率等、多くの要素が関連し、明確な根拠となる数値は示されていないが、次のような輻射熱量による限界値に耐えられることが必要である。

輻射熱量で、木材は  $4,000\text{kcal}/\text{m}^2 \cdot \text{h}$ 、樹木は  $12,000\text{kcal}/\text{m}^2 \cdot \text{h}$ 、人間は  $2,050\text{kcal}/\text{m}^2 \cdot \text{h}$  が限界とされている（岩河信文「都市における樹木の防火機能に関する研究」<sup>44)</sup>）。樹木は、保有する水分の蒸発による冷却、放熱の機能を有する。

## II. 2. 7 帰宅支援場所の機能を有する都市公園

帰宅支援場所の機能を有する都市公園の配置の考え方を以下のとおりとする。

1. 役割：災害発生時において主として都心部から郊外部への帰宅者の支援場所となる
2. 配置基準：都市の実情に応じ配置
3. 配置指針：都心部から郊外部への避難経路の沿道から 500m の範囲を目安に配置
4. 諸元：面積は 500 m<sup>2</sup>以上。

### 【解説】

#### 1. 帰宅支援場所の機能を有する都市公園の役割

平常時においては、防災に関する知識を学ぶ場所となる。

災害発生時には、都心部から郊外部への避難経路の沿道における、徒歩帰宅者等<sup>a</sup>の休憩、情報提供等の場所となる。

○徒歩帰宅者等の支援の場

- ・徒歩帰宅者等の休憩（水、トイレ等）の場
- ・徒歩帰宅者等の情報収集の場

○緊急避難の場（一時退避場所<sup>b</sup>）

#### 2. 帰宅支援場所の機能を有する都市公園の配置基準

鉄道駅や集客施設の立地状況を踏まえた帰宅困難者等<sup>c</sup>発生の可能性、徒歩帰宅経路におけるボトルネックなど、都市の実情に応じて配置する。

#### 3. 帰宅支援場所の機能を有する都市公園の配置指針

地域防災計画等において帰宅支援を効率的に行うために設定された道路から 500m 以内の地域において、他のオープンスペース等との位置関係を踏まえて配置する。

#### 4. 帰宅支援場所の機能を有する都市公園に関する諸元

大量の帰宅困難者等が発生した場合には、帰宅途中での立ち寄りだけでなく、一時的な退避や徒歩通勤時の立ち寄り、便益施設等への一時滞在など、複合的な利用が行われることを考慮する。

帰宅支援場所の役割を果たした主な都市公園としては、東日本大震災における東京都内の事例として以下の公園があげられる。

<sup>a</sup>災害による公共交通機関の停止等により、外出先から自宅等へ徒歩で帰宅する徒歩帰宅者に加えて、出勤等のための徒歩移動者も含めて、「徒歩帰宅者等」とする。

<sup>b</sup>集客施設やターミナル駅周辺の公園においては、集客施設やターミナル駅等の大勢の利用者が一時的に退避・滞留するための機能（一時退避機能）も担うことが考えられる。

<sup>c</sup>帰宅困難者…都市の中心市街地は業務、消費を中心とした活動の場であり、昼間時には来訪者等不特定多数が滞留している。これらの人々は、交通手段が復旧するまでは被災地に留まるか、徒歩により帰宅せざるを得なくなる。内閣府・中央防災会議では、統計上のおおまかな定義として、自宅までの距離が遠く、徒歩による帰宅が困難な人を帰宅困難者とし、以下のように区分しており（内閣府・中央防災会議「首都直下地震対策に係る被害想定結果について」）、本ガイドラインでは帰宅困難者、徒歩帰宅者、出勤等による徒歩移動者を含めて「帰宅困難者等」とする。

- ・帰宅までの距離が 10km 以内の人は全員「帰宅可能」とする。
- ・帰宅距離 10km～20km では、被災者個人の運動能力の差から、1km 長くなるごとに「帰宅可能」者が 10% 低減していくものとする。
- ・帰宅距離 20km 以上の人は全員「帰宅困難」とする。

表Ⅱ-9 帰宅支援場所の役割を果たした都市公園の事例(東日本大震災)

公園の利用パターン	公園名 *は利用パターンが重複する公園
駅からの一時退避	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 中目黒公園(目黒区)*</li> </ul> ※都立日比谷公園についても、有楽町駅で公園へ誘導するアナウンスがあった。
周辺からの一時退避	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 目白台運動公園(文京区)*</li> <li>◆ 天王洲公園、東品川海上公園、しながわ中央公園、しながわ区民公園、東品川公園、五反田ふれあい水辺公園、西大井広場公園、南ふ頭公園、八潮北公園、子どもの森公園(品川区)</li> <li>◆ 西町公園、御徒町公園、竹町公園、山伏公園、入谷南公園(台東区)</li> <li>◆ 中目黒公園、目黒川船入場、菅刈公園、西郷山公園、駒場公園、駒場の公園(目黒区)</li> <li>◆ 中池袋公園、池袋西口公園、池袋駅前公園(豊島区)</li> <li>◆ 芝公園(都立、区立)、本芝公園(港区)</li> <li>◆ 都立汐入公園(荒川区)*</li> <li>◆ 井草森公園、柏の宮公園等(杉並区)</li> <li>◆ 総合レクリエーション公園(なぎさ公園、富士公園)の高台部分(江戸川区)</li> <li>◆ 桑袋ビオトープ公園(足立区)</li> <li>◆ 王子駅前公園、赤羽公園(北区)</li> <li>◆ 新宿中央公園(新宿区)</li> </ul>
徒歩帰宅途中での立ち寄り	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 芝公園、都立芝公園(港区)</li> <li>◆ 目白台運動公園(文京区)*</li> <li>◆ 杉山公園(中野区)</li> <li>◆ 蚕糸の森公園ほか青梅街道や環状七号線付近の公園(杉並区)</li> <li>◆ 都立汐入公園(荒川区)*</li> <li>◆ 区内の国道6号、蔵前橋通り、平和橋通り等、幹線・準幹線道路沿いの公園(葛飾区、想定で)</li> <li>◆ その他未確認だが立ち寄ったと思われる(台東区、北区、大田区、江戸川区)</li> </ul>
複合的な利用 (一時退避や帰宅途中での立ち寄り等)	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 目白台運動公園(文京区)*</li> <li>◆ 中目黒公園(目黒区)*</li> <li>◆ 都立日比谷公園(千代田区)他</li> </ul>

出典:都市防災美化協会・ライフ計画事務所「東日本大震災時の都心部での帰宅困難者の避難及び帰宅行動に関する調査・研究」<sup>19)</sup>

より作成

## II. 2. 8 身近な防災活動拠点の機能を有する都市公園

身近な防災活動拠点の機能を有する都市公園の配置の考え方を以下のとおりとする。

1. 役割：大震火災等の災害発生時において、主として身近な防災活動の拠点となる都市公園
2. 配置基準：地域の特性に応じ配置する
3. 配置指針：避難路等に接続し、一次避難地、学校等の公共施設、地域幹線道路等へのアクセスが容易であること
4. 諸元：面積は 500 m<sup>2</sup>以上（人口集中地区については 300 m<sup>2</sup>以上）

### 【解説】

#### 1. 身近な防災活動拠点の機能を有する都市公園の役割

平常時においては、防災に関する知識を学ぶ場所となる。

また、大震火災時においては、主として近隣住民の一時的避難（人命救助や初期消火等の活動の場ともなる）等の身近な防災活動の場としての役割を担う。

- 火災の延焼の遅延または防止
- 緊急避難の場

また、大火の終息後や避難の終了後には、救援活動の場としての役割を果たす。

- 救援活動の場
  - ・地域の防災情報の収集・伝達の間
  - ・救援物資の受け入れの間
  - ・応急生活支援の間 等
- 一時的避難生活の間

#### 2. 身近な防災活動拠点の機能を有する都市公園の配置基準

身近な防災活動の拠点としての役割を果たす小規模な都市公園を、オープンスペースの分布、木造建物の密集度等の地域の特性に応じて配置する。

#### 3. 身近な防災活動拠点の機能を有する都市公園の配置指針

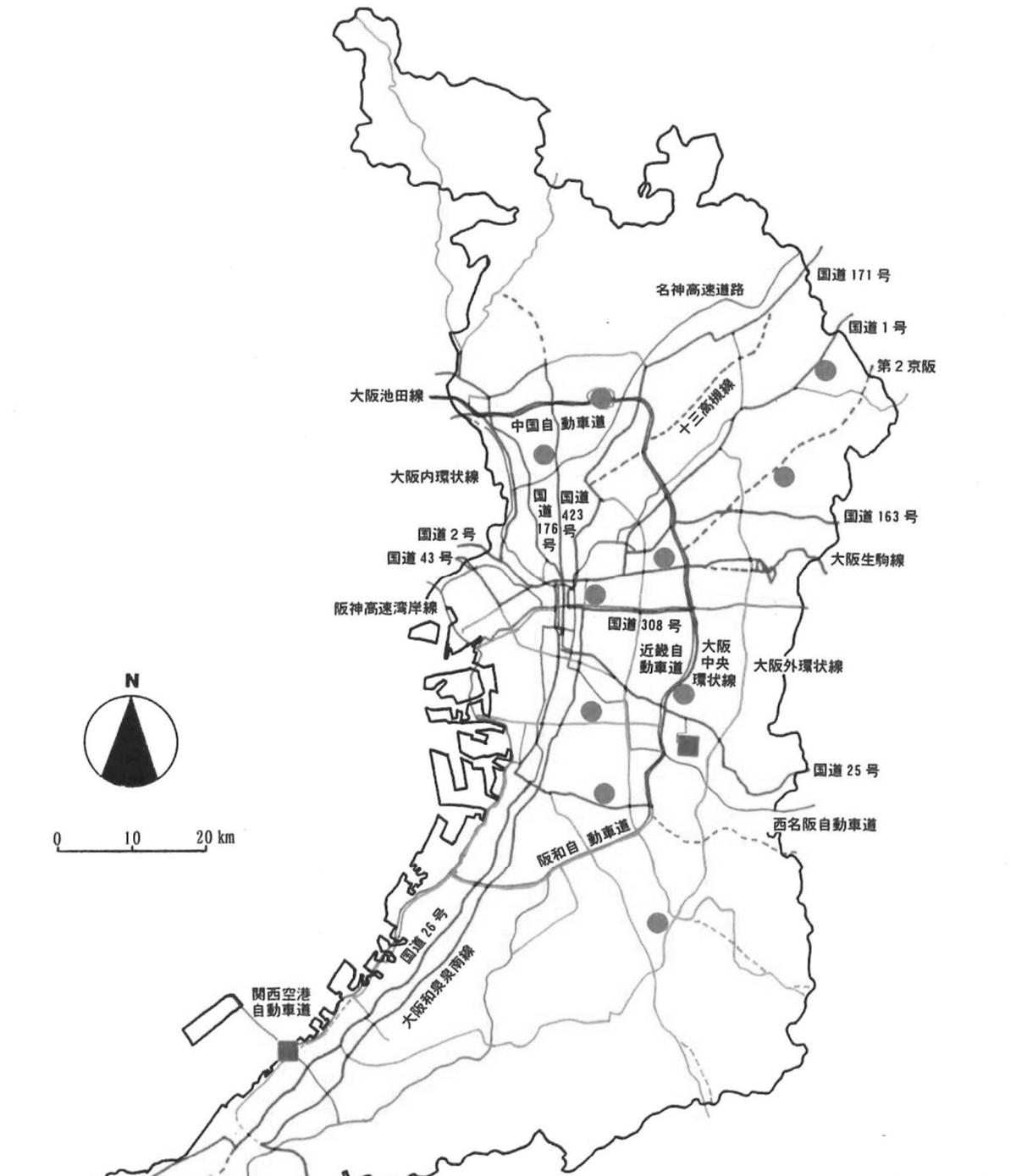
地震発生後には早急にまず避難し、さらに大火が発生した場合には避難中継地等へ避難できるよう、避難路となる緑道等に接続させる。また、避難の安全性を高めるためには、避難路は2方向と接続させるものとする。

一次避難地の機能を有する都市公園は、地域レベルの避難、情報、救助、救援、等の拠点となることから、他の一次避難地、学校等の他の公共施設、地域幹線道路等と連携して配置する。

さらに、防火性を高めるために、周辺地域の不燃化を進めるとともに、周辺に災害を誘発する恐れがある施設が存在しないよう努める。

#### 4. 身近な防災活動拠点の機能を有する都市公園に関する諸元

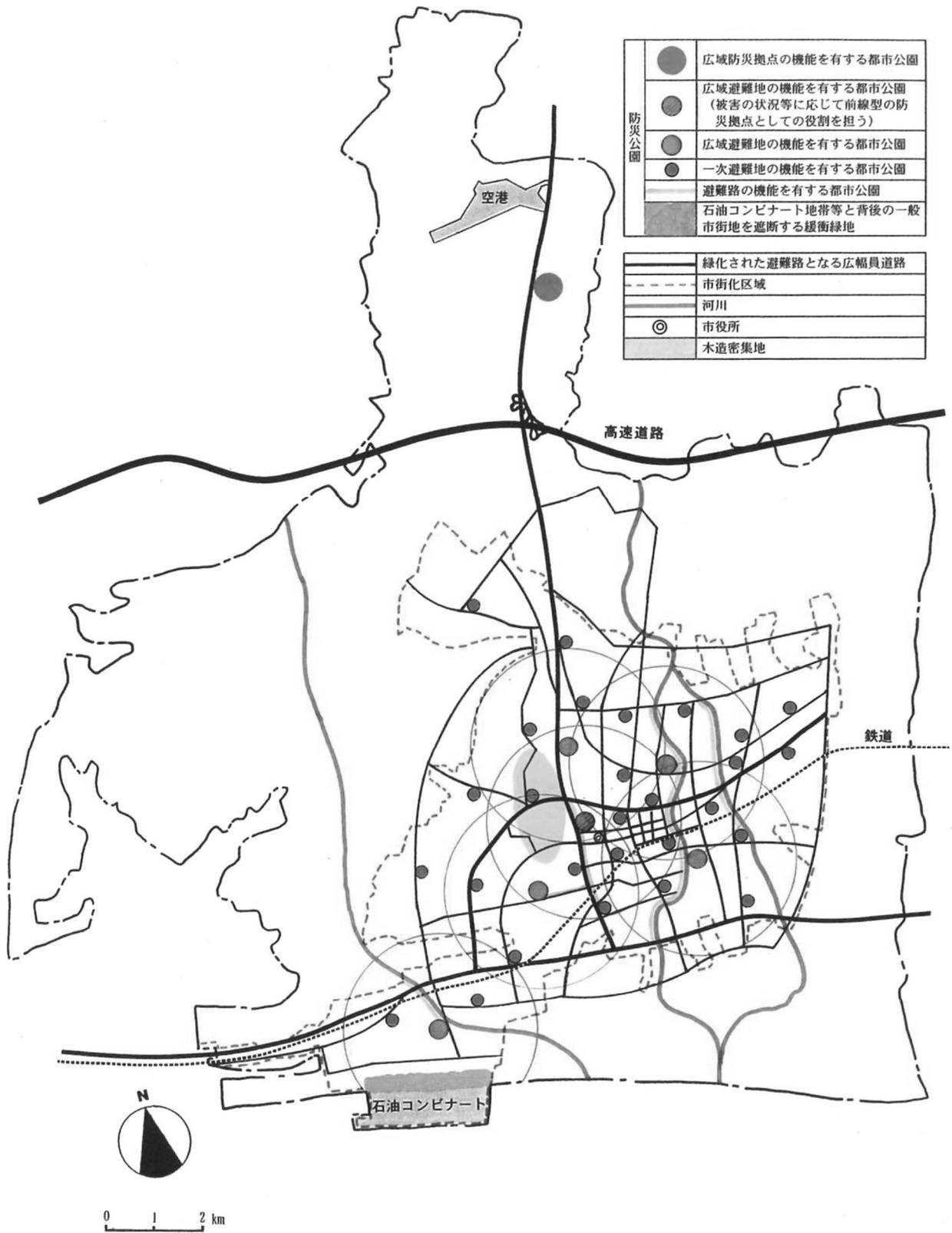
身近な防災活動拠点型の一次避難地の機能を有する都市公園の面積は、一般的な市街地においては、500 m<sup>2</sup>以上、人口集中地区においては、300 m<sup>2</sup>以上とする。



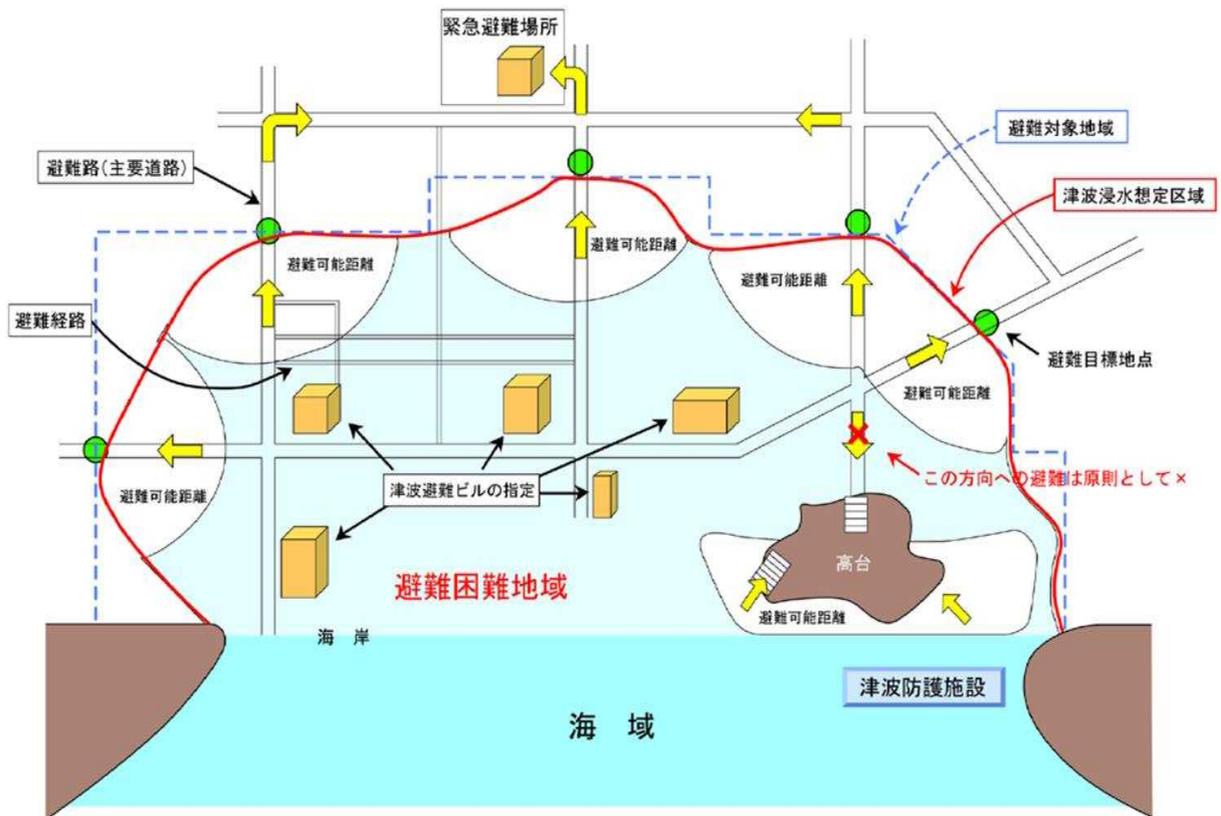
大阪府地域防災計画 における凡例			防災公園の計画・設計ガイド ライン（案）で該当する種類
主要な 防災拠 点	広域防災拠点	■	
	後方支援活動拠点	●	広域防災拠点の機能を有する 都市公園
広域緊 急交通 路	自動車専用道路	——	
	一般道路	重点14路線	——
		その他	——

※点線は、事業中路線

図Ⅱ-11 大阪府地域防災計画に基づく広域緊急交通路線及び主要な防災拠点等の位置(参考)



図Ⅱ-12 地方都市における防災公園の配置イメージ(参考)



図Ⅱ-13 津波避難計画の概念図(参考)

出典：消防庁国民保護・防災部防災課「市町村における津波避難計画策定指針」<sup>45)</sup>



図Ⅱ-14 防災公園配置模式図(参考)<sup>a)</sup>

<sup>a)</sup> 配置模式図はイメージであり、実際の防災公園の配置を検討する際には、都市の状況や想定される災害の種類や規模等を踏まえ、地域ごとに検討する必要がある。

## 第Ⅲ章 防災公園の計画・設計

### Ⅲ. 1 手順と条件整理

#### Ⅲ. 1. 1 基本的な考え方と手順

##### (1) 基本的な考え方

防災公園の役割や機能の検討においては、以下の考え方を基本（原則）とする。

1. 都市防災全体の中での役割分担と連携（ハードとソフトの両面）を前提とする。
2. 公園の特質である“オープンスペース”と“緑”を生かしたものとする。
3. 公園の日常性（利用、土地利用、施設整備、景観、運営管理等）と整合を図る。

なお、実際の計画・設計にあたっては、平常時における機能面の必要性や将来の維持管理の負担等に留意し、適正な規模や配置等となっていることを検証することも必要である。

##### 【解説】

#### 1. 都市防災全体の中での役割分担と連携（ハードとソフトの両面）を前提とする

都市の防災機能を高めるためには、広幅員道路や大規模公園等の都市基盤施設の整備や建築物等の不燃化及びインフラの耐震性の強化などハード面での対策だけでなく、それら個々の施設の利用や運用面で、災害時の役割分担や連携を図るなど、ソフト面での対策が必要である。これらハードとソフトの両面が有効に機能することで、都市全体としての防災機能を発揮することができる。

このため、防災公園の計画・設計にあたっては、自然地形などの地理要素に立脚した場所性や、想定される災害の種類・規模に応じた適切かつ迅速な避難行動のあり方を考慮する必要がある。特に、津波災害や水害からの避難地となる防災公園については、避難行動における高さとアクセス性を確保するとともに、避難勧告等の発表から発災までに長さは異なるもののリードタイムが存在すること、建物内での垂直方向への避難行動も選択肢となることなどを考慮してソフト対策と連携することが重要である。

また、都市施設の一部である防災公園は、災害時に様々な機能を発揮することが可能ではあるが、防災機能の全てを担うことはできない。さらに、地震火災だけでなく、津波や水害を対象とした総合的な防災対策において、全ての防災公園が全ての災害に対して防災機能を備えることも難しい。

したがって、防災公園の計画・設計においては、想定する災害の種類や規模に応じて、あらかじめ他の都市施設や防災関連施設との間で、あるいは防災公園同士の中で、防災上の機能や導入する防災用の施設（貯水槽や備蓄倉庫等）における役割分担を図り、運用や管理等においても相互に連携を図ることが重要である。役割分担と連携を図ることによって効率的な整備と、より効果的で柔軟な対応が可能となる。

特に“広域防災拠点の機能を有する都市公園”や“広域避難地の機能を有する都市公園”は、地域防災計画に位置づけられ、都市防災施設の一部として体系的に整備されるべきものであり、計画・設計段階（新設公園だけでなく、既存公園において新たにこれら機能を担う場合を含む）で、地域防災計画を踏まえ、防災関係部局等との調整をはかり、同計画に位置づけられた機能を満たす施設とする（例えば、緊急車両の通行を可能とするよう、園路の幅員確保や路面強化を行う等）など、計画との整合をとることが必須である。

## 2. 公園の特質である“オープンスペース”と“緑”を生かしたものとする

都市公園の持つ大きな特質である“オープンスペース”と“緑”は、他の都市施設の特徴にはあまり見られないものであるため、それらを生かし、防災機能を発揮することが求められる。

公園が存在することによる市街地火災等の遅延・延焼防止機能、及び市街地火災時や建物倒壊時等で、避難所（学校等の建築物）では対応できない場合の避難地としての機能、さらにオープンスペースを必要とする救助・救援、復旧やその他様々な支援活動の場としての機能など、非常に重要で多様な機能があげられる。特に、スペースを提供するという点では、災害時の予測不可能な状況に柔軟に対応することができる。

阪神・淡路大震災では、身近な、小規模な公園の防災機能の重要性があらためて認識されたが、以上の機能は、小規模な公園から大規模な公園まであらゆる都市公園が持つ特質である。これら公園全体として発揮し得る機能を、都市防災に取り入れることは大変重要である。

また、緑とオープンスペースは、特に土地利用が稠密で直接的な防災対策の拡充に大きな制約を伴うことが多い都市部において、洪水調節機能や雨水貯留機能等との多重化を計画的に図ることで水害等への対策としても有効に機能し得る。

## 3. 公園の日常性（利用、土地利用、施設整備、景観、運営管理等）との整合を図る

災害時に防災公園がその防災機能を発揮できるか否かは、住民が日頃からいかに公園に親しみを持ち、頻繁に利用しているかにかかっている。公園は防災以外にも環境保全や自然との共生、レクリエーション等の様々な重要な役割・機能を持っているが、たとえば、花見などで日頃から多くの地域住民が集まる公園が高台にあった場合、いざ津波が発生したときにその公園へ向かう避難行動に移りやすくなると考えられる。また、日常の公園利用での災害に備えた体験や学習により普段から防災意識を醸成することで、都市の防災・減災に寄与することもできる。したがって、整備においては、平常時の利用と災害時の利用の関係に留意しつつ、平常時の公園機能との整合性、公園利用や土地利用、景観、及び運営管理との整合性に配慮し、魅力ある公園づくりを行うことが重要である。また、平常時と災害時の施設の維持管理体制についても地域住民や指定管理者、災害時の利用が想定される関係機関等を交えて検討しておく必要がある。施設整備においては、平常時にも使用できる施設とすることや、平常時の施設との一体的な整備、災害時の兼用的な利用や転用等が図れるよう十分考慮する。

なお、防災関連施設の整備については、あらかじめ整備後の管理主体（平常時のメンテナンスや災害時の管理・運用、事故発生時の対応等を担う主体を誰とするか）や長期的な維持管理コスト（防災関連施設はいつ災害が発生しても使用可能な水準での維持管理が求められるが、可能であるか）の面を十分考慮した上で実施することが重要である。その際、防災関連施設を公園管理者以外が設置管理している例（表Ⅲ-1）も少なからずあることから、必要に応じて関係部局と連携した設置管理を検討することが望ましい。さらに、防災関連施設は災害時に地域住民が主体となって運用することもあるため、施設整備をしたにも関わらず運用されないという事態がないよう、予め地域住民の意向を確認するとともに、日頃からその使用方法を周知することが必要である（「第IV章 防災公園等の管理運営」及び「参考資料3 身近な公園防災使いこなしブック」を参照）。

表Ⅲ-1 指定都市・特別区における公園管理者以外が設置管理する防災管理施設数(H17末時点)

	設置管理許可件数[A]（主な担当部局）	全施設件数[B]	割合[A]/[B]
備蓄倉庫・防災倉庫	50（危機管理、消防等）	65	76.9%
耐震性貯水槽	255（水道、消防等）	296	86.1%

出典：国土交通省都市・地域整備局公園緑地課「平成17年度末防災公園における災害応急対策施設等現況調査」<sup>46)</sup>

## (2) 計画・設計の手順

防災公園の計画・設計においては、「(1) 基本的な考え方」に基づき、防災関係機関等との調整を図りつつ、公園の全体計画・設計の一環として、幅広い視野と総合的かつ専門的な視点から計画・設計検討を行う。

また、災害時の防災公園や公園施設の周辺住民等の利用、周辺住民等との役割分担による管理運営、運用がスムーズにかつ効率的に行えるよう、関係住民等との協議、調整等を、必要に応じて計画・設計段階から行う。

### 【解説】

防災公園は、Ⅲ. 1. 1 (1) 基本的な考え方で述べたように、都市防災全体の中での役割分担と連携によってその機能を発揮するものであり、また、日常の公園利用があつてこそ、災害時の有効な活用が可能となる。

なお、ここで示す「計画・設計の手順」については、新設の防災公園だけでなく、既存公園において防災機能の付加・向上を図る場合」においても、同様に参考とされたい。

#### ○上位計画との整合

計画・設計においては、緑の基本計画や地域防災計画を踏まえ、市町村都市マスタープランや防災都市づくり計画等との整合を図り、公園全体の計画・設計の一環として防災に係わる検討を行う。なお、既存公園を新たに地域防災計画に位置づける場合は、当該公園が同計画に位置づけられる機能を十分に備えていないこともありうるため、地域防災計画等の策定時に公園所管部局として災害時に位置づけられた防災機能が発揮できるかの観点から確認を行うとともに、策定後は計画に定められた機能を果たすよう、地域の実情に応じて優先順位等も考慮の上順次改良や機能向上を図っていくことが望ましい。

#### ○総合的で柔軟性のある検討

当該防災公園の整備目的や立地・敷地条件、その他について広い視野から把握し、総合的な検討、判断を行っていく必要がある。その際、都市のコンパクト化の必要性を踏まえつつ、地域における防災公園に対するニーズの中長期的見通しに照らして、ライフサイクルコストの観点も重視しながら、既存ストックの有効活用を図り、必要に応じストックの更新・充実を円滑に進めて行くことが必要である。また、避難地となる防災公園の整備にあたっては、何よりも安全性が確保されていることが重要であり、機能性は段階的に確保することを念頭におくことも必要である。都市公園や防災公園に関する専門的な知識と、関連防災技術や都市防災等に係わる幅広い知識、柔軟性のある取り組みが求められる。さらに、防災訓練などで実際に使用した際に、災害時の円滑な利用に支障があると判断された場合は、今後の改修に向けた検討を行うなど、管理運営面からのフィードバックを実施することが望ましい。

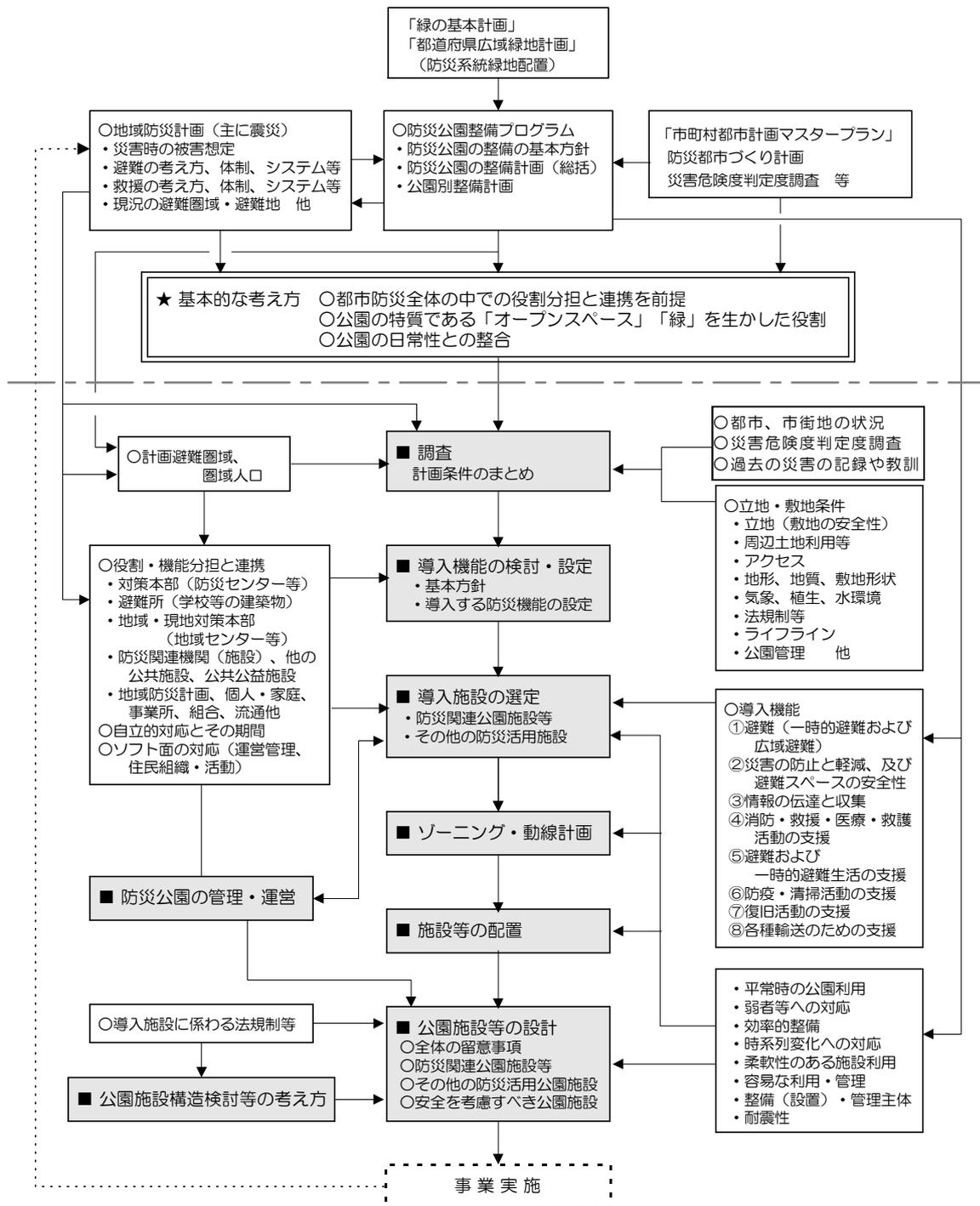
#### ○住民との関係

災害時の利用や管理運営、運用における住民の役割を考慮すると、それらに係わる体制づくりや役割分担について、計画・設計段階から関係住民等との協議、調整を行っていく必要がある。特に身近な防災活動拠点の機能を有する都市公園では、周辺住民が活動の主体となることが考えられるため、計画・設計への住民参加が可能な方策を講ずることが望ましい。なお、かまどベンチなどの防災関連施設の設置要望があつた場合は、多くの地域住民の要望があり、防災訓練や災害時の管理・運用を地域住民自らが主体的に行うなどの確認を行った上で設置を検討することが望ましい。

計画・設計は、主として図Ⅲ-1 の手順に示すとおりである。

なお、本フローにおける基本的な手順（中央の軸と網掛け部分）は、一般的な都市公園と同じであり、それに防災上の観点から必要となる検討事項を示したものである（左右からの軸）。

主として、左側は防災上関連する他の施設等との役割分担・連携にかかわる事項を示し、右側は公園に直接的にかかわる事項を示すものである。



図Ⅲ-1 計画・設計の手順

### Ⅲ. 1. 2 調査

#### (1) 地域防災計画

防災公園とそこに導入される防災関連公園施設等の整備、運営・管理、活用・運用等においては、対象圏域に係る地域防災計画との整合を図ることが必要である。

地域防災計画の以下の事項について、計画内容を把握する。

##### 1. 地域防災計画の内容の把握

被害想定/避難計画/帰宅困難者等対策/物資・資機材の状況/救援、復旧活動/防災関連施設の状況/災害時の体制/平常時の防災対策

##### 2. 関係機関

防災関係/水道関係/消防関係/下水道関係/清掃関係/電力、通信関係

#### 【解説】

##### 1. 地域防災計画の内容の把握

地域防災計画における避難、救援等の体制や対応施設、施設利用計画等の内容について、主として以下の項目を把握、整理する。

- ア. 被害想定 …… 火災規模・被害、津波規模・被害、水害規模・被害、人的被害、建物・インフラ被害、避難者数、住居制約等
- イ. 避難計画 …… 避難地・避難所・避難路、避難誘導方法、避難所等の開設・運営方法等
- ウ. 帰宅困難者等対策 …… 一時滞在施設、一時退避場所、徒歩帰宅支援体制、帰宅困難者の代替輸送等
- エ. 物資・資機材の備蓄・配備、調達及び供給方法 …… 飲料水・生活用水、食料、トイレ、情報・照明・エネルギー関係機材、生活必需品、その他関連資機材等
- オ. 救援、復旧活動 …… 救助、医療・救護、消防、道路啓開、情報収集・提供、防疫・清掃、ごみ・し尿・がれき処理、仮設住宅等
- カ. 防災関連施設の状況 …… 備蓄・機材倉庫、各種貯水槽、消防水利、災害用井戸、緊急用ヘリポート、防災関連公共公益施設、同民間施設等
- キ. 災害時の体制 …… 防災関連部局・機関・民間協力組織、指揮・連絡体制、各種施設等の利用・運用計画、物資・人員輸送体制等
- ク. 平常時の防災対策 …… 普及・啓発活動、訓練、防災関連施設管理等

##### 2. 関係機関

防災公園や防災関連公園施設等の計画、設計、管理運営等において、特に関係する機関等は一般的には以下のとおりである。

- ア. 防災担当部局等 …… 地域防災計画やその他防災に係わる全体的な内容、及び導入機能や施設の設置、管理、災害時の運用等に係わる協議・調整を行う。
- イ. 水道事業者、水道事業所管部局等 …… 公園の一般的な給水計画・設計に係わる協議の他、必要に応じて、直結型耐震性貯水槽やその他の応急給水施設等の設置、管理、災害時の運用、或いは応急給水等に係わる協議・調整を行う。
- ウ. 警察署、消防署等の警察・消防関係機関 …… 必要に応じて、活動スペース等に関する協議、調整を行う。また、特に消防関係機関とは、防火水槽、その他消防水利の設置、管理、災害時の運用等に係わる協議・調整を行う。

- エ. 保健所、病院等の医療関係機関 …… 必要に応じて、活動スペース等及び、備蓄品や機材等に関わる協議・調整を行う。
- オ. 下水道関係部局等 …… 公園の一般的な排水計画・設計に係わる協議の他、必要に応じて、災害時の排水、特に汚水・排水等に係わる協議・調整を行う。
- カ. 清掃関係部局等 …… 必要に応じて、災害時の汚水・汚物の処理、ごみ等の処理に係わる協議・調整を行う。
- キ. 電力、通信関係事業者 …… 公園の一般的な電気・通信設備計画・設計に係わる協議の他、必要に応じて、受電や電話回線等に係わる協議・調整を行う。
- ク. 自衛隊 …… 必要に応じて、活動スペースや駐屯スペース等に係わる協議・調整を行う。

また、防災に係わる機関は、表Ⅲ- 2 のとおりである。

なお、本表は、幾つかの地域防災計画に記載されている防災関係機関をもとに作成したものであり、各地域防災計画によって内容は異なる。

表Ⅲ- 2 防災関係機関例一覧(参考)

区市町村	防災担当部局等、その他各部局等、地域センター他各出先事務所等
都道府県	防災担当部局、その他各部局、警察・消防機関、建設・土木・河川・清掃・水道・下水道・交通等の各出先事務所・営業所
指定地方行政機関	管区警察局、総合通信局、財務局、地方厚生局、都道府県労働局、地方農政局、森林管理局、経済産業局、産業保安監督部、地方整備局、地方運輸局、地方航空局、管区海上保安本部、管区气象台、地方環境事務所、地方防衛局 等
自衛隊	陸上自衛隊、海上自衛隊、航空自衛隊
指定公共機関	日本電信電話株式会社、日本銀行、日本赤十字社、日本放送協会、高速道路各社、独立行政法人水資源機構、KDDI株式会社、JR各社、ガス各社、道路旅客・貨物運送各社、電力各社 等
指定地方公共機関	鉄道・バス・船舶各社、トラック協会、医師会、歯科医師会、薬剤師会、献血供給事業団、報道各社、放送各社、バス協会、ハイヤー・タクシー協会 等
公共的団体・防災上重要な施設の管理者他	消防団、建設業協会、建設重機協同組合、福祉協議会、農業協同組合、米穀小売商業協同組合、商工会議所等産業経済団体、金融機関、学校法人、病院・社会福祉施設等の厚生・社会事業団体、危険物施設等の事業所、プロパンガス協会、公衆浴場業環境衛生協同組合、消毒関連会社、石油商業組合、自動車運送協同組合、スーパーマーケット・コンビニエンスストア・フード産業等の関係組合・会社、自主防災組織等

## (2) 都市、対象圏域の状況等

防災公園の計画・設計においては、公園の一般的な条件整理に加え（あるいはより重視すべき条件として）、都市や防災上設定した圏域を対象とし、以下の中から必要となる事項について、既往の資料等から把握、整理する。

なお、一部については、地域防災計画や防災公園整備プログラム策定時の条件整理事項と重複する。

### 1. 都市、対象圏域等の状況

避難場所、避難所等/防災関連施設等/市街地の出火危険性・延焼危険性/津波や洪水等の浸水想定/災害時の行動想定/災害危険度/都市、地域の自然特性/過去の自然災害、被災状況等

### 2. 計画対象圏域とその圏域人口

#### 【解説】

#### 1. 都市、対象圏域等の状況

当該防災公園の立地する都市や防災上対象となる圏域について、公園整備における一般的な条件整理のほかに、以下の項目から必要事項を把握・整理する。

- ア. 避難場所、避難所等（都市や対象圏域内の避難場所、避難所等の設置状況、分布等の把握）
- イ. 防災関連施設等（都市や対象圏域内の防災関連施設等の概要、導入されている施設、設備等の把握）
- ウ. 市街地の出火危険性（工場や危険物、商業区域等の出火危険度の高い土地利用や施設の把握）
- エ. 市街地の延焼危険性（不燃化地区や空地の有無、木造密集地、消防力等の延焼危険性に関わる土地利用や施設等の状況把握）
- オ. 津波や洪水等による浸水想定（津波浸水想定、洪水ハザードマップ等の把握）
- カ. 災害時の行動想定（避難や諸活動の単位となる地域防災会や町会、避難ルート・方向、年齢構成（特に高齢者等）、障害者用施設等の把握）
- キ. 災害危険度（災害危険度判定等調査による都市の災害危険度の把握）
- ク. 都市、地域の自然特性（風や湿度（乾燥）等の気象、地形的特性等の把握）
- ケ. 過去の自然災害、被災状況等（過去の大規模地震等の発生の有無と、被災状況等の把握）

#### 2. 計画対象圏域とその圏域人口

当該防災公園に導入する防災関連公園施設等の規模設定においては、防災上対象となる圏域とその人口が基礎的な条件となる。主として以下の内容を把握、整理する。

避難圏域等は、防災公園整備プログラム策定の対象となっている公園については同プログラム策定時に設定した対象圏域と対象人口、その他の公園については、都市や地域の状況や防災上の条件、公園の規模・立地条件等から設定する。

- ア. 広域防災拠点の機能を有する都市公園は、活動の対象地域や都市とその人口。
- イ. 広域避難地の機能を有する都市公園は、対象避難圏域と避難人口。
- ウ. 一次避難地の機能を有する都市公園は、必要に応じ対象となる圏域や対象人口。

### (3) 当該公園の立地・敷地等の条件

基本的には公園の一般的な計画・設計における条件整理と同様であるが、防災上の観点からは、特に以下の事項を重視し、調査、条件整理等を行う。

立地/周辺土地利用等/アクセス・道路/地形、地質、敷地形状/気象、植生、水環境  
/法規制/ライフライン/公園管理/防災にかかわる社会的条件

#### 【解説】

- ア. 立地<sup>a</sup>…… 敷地の安全性に関わる条件として、活断層、埋立地や旧河道等の立地（液状化可能性）、標高や浸水危険、崖崩れ等
- イ. 周辺土地利用等 …… 出火や延焼に関わる条件として、用途や建築物の構造、不燃化状況、住宅密集度、空地、危険物等
- ウ. アクセス・道路 …… 避難や救助、消防、救援等の活動に関わる条件として、道路や避難路等の現況と計画（位置・幅員、緑化状況等）、公園アクセス等
- エ. 地形、地質、敷地形状 …… 敷地や隣接部の地形、地質、地耐力、液状化、敷地の形状等
- オ. 気象、植生、水環境 …… 微気象、既存の植生や既存樹木、水系、地下水、水質、降雨量等
- カ. 法規制 …… 地下水汲み上げ規制、耐震性に関わる各種法規・基準等、ユニバーサルデザインやバリアフリー、消防や給水に関わる法規・基準等
- キ. ライフライン<sup>b</sup>…… 水道、雨水・汚水、電気、通信・ガス等の現況と計画、復旧の見込み等
- ク. 公園管理 …… 平常時及び災害時の公園や公園施設の管理体制等
- ケ. 防災にかかわる社会的条件 …… 地域の自主防災組織等の状況

<sup>a</sup>敷地の安全性に係る条件については、津波や洪水等による浸水リスク、地盤条件による液状化可能性などについて、可能な限り最新の情報を入手し条件整理等に反映する必要がある。管理運営段階においても、新たな情報が得られた際には、当該公園の安全性を点検し必要に応じて防災上の位置付けの変更等を検討することが望ましい。

<sup>b</sup> ライフラインについては、幹線は阪神淡路大震災時に被害が少なかったことから、諸設備の引き込みや接続先等の条件としてのみではなく、敷地内のライフラインの幹線計画（占用物件となるもの）も含めて調査し、供給設備の耐震性を向上させるために、積極的な活用を検討する。

### Ⅲ. 1. 3 まとめ

地域防災計画、都市、対象圏域の状況等、及び当該公園の立地・敷地条件等を踏まえ、特に都市における避難と救援の体制、システムの中での当該防災公園の役割や機能分担、整備内容等を検討するために必要となる内容をまとめる。

#### 【解説】

地域防災計画や都市等の状況の整理を踏まえて、主として地域防災計画における当該防災公園の防災上の役割や機能について、必要に応じて防災関連部局や関連機関等との協議を行い、計画に反映させるべき内容を明確にする。

地域防災計画に位置づけられていない場合でも、同様な観点から、必要に応じて防災担当部局や関連機関等との協議を行い、当該防災公園の役割や機能分担等の方向性を整理する。

主として以下のような項目についてまとめる。項目によっては、当該防災公園の規模や整備内容等が制約条件となる。

なお、防災公園が自立的に対応すべき期間は、原則として発災の直後段階から緊急段階のおおむね1～3日程度と考えられる。

#### 1. 被害及び避難等に関わる事項

震災時の被害想定及び避難計画（発災直後の一時退避や帰宅困難者等の一時滞在、徒歩帰宅者等への支援を含む）を踏まえた、当該防災公園の計画避難圏域内の人口や避難の経路等、及び必要となるスペース等の規模や公園入口の規模・位置等についてまとめる。

- ・被災率等の被害想定（液状化等による当該防災公園の被害想定を含む）
- ・当該防災公園の避難目的、避難手順
- ・当該防災公園の避難圏域、避難圏域人口
- ・当該防災公園の避難経路と経路毎の区域と人口 等

#### 2. 救援等に関わる事項

当該防災公園で整備、あるいは備蓄すべき物資・資機材等についてまとめる。

- ・飲料等の水供給・備蓄方法と当該防災公園における備蓄量（備蓄対象人員）
- ・食料、避難生活用資材、消火・救助用資機材、医療・救護用資機材等の提供、配備方法と、当該防災公園において備蓄、配備すべき品目と量
- ・情報収集・伝達のシステムと当該防災公園に整備、配備すべき情報関連機器
- ・消防指定水利として当該防災公園に備蓄すべき防火・消火用水量（箇所） 等

#### 3. 諸活動の支援等に関わる事項

災害時に当該防災公園において想定される救援、復旧活動を踏まえた、諸活動に必要なスペースや施設等と広場等の活用方法についてまとめる。

- ・消防、救援、医療・救護活動の支援のために当該防災公園で活用が可能なスペース（規模）
- ・一時的避難生活及び復旧活動の支援のために当該防災公園で活用が可能なスペース（規模）
- ・当該防災公園での仮設住宅建設予定の有無と規模
- ・当該防災公園での自衛隊駐屯予定の有無と規模
- ・当該防災公園でのヘリポート、その他輸送拠点としての活用予定の有無と規模 等

#### 4. 周辺の状況等に関する事項

当該防災公園の周辺の状況について、特に市街地の出火危険性、延焼危険性、津波や水害による浸水の危険性、防災関連の諸施設、自然特性等についてまとめる。

- ・当該防災公園の周辺部の不燃化率や出火危険性等の、特に市街地火災に関する危険性
- ・当該防災公園の周辺部の津波や洪水による浸水の危険性
- ・当該防災公園に隣接、近接する防災関連の諸施設や公共施設（災害時の機能、施設内容、管理運営方法等）
- ・当該防災公園への救援等、諸活動の支援のためのアクセス（道路、河川等）

#### 5. 公園管理運営に係わる事項

当該防災公園における管理運営体制、地域の組織や公園管理運営への参加の形態等についてまとめる。

- ・災害時の防災公園の管理運営システムと当該防災公園の管理運営方法
- ・地域防災会等、地域における組織や災害時における活動方法
- ・当該防災公園への導入を検討する防災関連施設、管理主体（特に、公園管理者以外が管理する施設について）

なお、公園管理運営に係わる事項については、「Ⅲ. 2. 4 防災公園の管理運営方針の検討」及び「第Ⅳ章 防災公園等の管理運営」、「参考資料3 身近な公園防災使いこなしブック」において具体的に述べているので併せて参照されたい。

#### 6. 防災教育に係わる事項

地域における過去の災害の記録や教訓、平常時の管理運営方法や利用形態等、当該防災公園の防災教育機能の向上に資する内容についてまとめる。

上記の関係機関等との調整が必要となる主な事項と防災公園の種類との関係は、一般的に表Ⅲ-3 のようなものとなる。

表Ⅲ-3 防災公園の種類と調査及び調整対象となる主な事項

主な調査及び調整対象事項	防災公園の種類							
	広域防災拠点の機能を有する公園	地域防災拠点の機能を有する公園	広域避難地の機能を有する公園	一次避難地の機能を有する公園	避難路の機能を有する公園	石油コンビナート地帯等の背後街地とを遮断する緩緑地	帰宅支援の機能を有する公園	身近な防災拠点の機能を有する公園
1. 避難等に関わる事項								
避難目的、避難手順	○ <sup>a</sup>	○ <sup>3</sup>	○	○		○	○	△
避難圏域	○ <sup>3</sup>	○ <sup>3</sup>	○	○		○		△
避難経路と経路毎の区域と人口	○ <sup>3</sup>	○ <sup>3</sup>	○	○		○		△
2. 救援等に関わる事項								
水供給・備蓄方法と備蓄量	○	○	○	○		△	○	△
食料や資機材等の提供、配備方法と量	○	○	○	○			○	
情報収集・伝達システムと情報関連機器	○	○	○	○		△	○	△
消防指定水利の配置	○	○	○	○		△		△
3. 諸活動の支援等に関わる事項								
消防、救援、医療・救護活動支援に活用可能なスペース	○	○	○	○		△		△
一時的避難生活及び復旧活動支援に活用可能なスペース	○	○	○	○				△
仮設住宅建設予定の有無と規模	○	○	○	△				
自衛隊駐屯予定の有無と規模	○	○	○	△ <sup>b</sup>				
ヘリポート、その他輸送拠点としての活用有無と規模	○	○	○					
4. 周辺の状況等に関する事項								
市街地火災の危険性	○	○	○	○	○ <sup>c</sup>	○	○	
津波や洪水の危険性	○	○	○	○	○		○	○
防災関連施設等の有無	○	○	○	○		△	○	
救援、諸活動支援のためのアクセス	○	○	○	○		△		△
5. 公園管理運営等に関わる事項								
管理運営システムと方法	○	○	○	○	△		△	○
地域防災会等の活動方法	△	○	○	○		△		○
防災関連施設の管理主体	○	○	○	○	○	△	○	△
6. 防災教育に係る事項								
地域における過去の災害の記録や教訓	△	△	△	△	△	△	△	△
平常時の管理運営方法や利用状況	△	△	△	△	△	△	△	△

【凡例】 ○：該当する項目 △：間接的にあるいはケースによっては該当する項目。  
 なお、これ以外にも該当する場合がある。

a 立地等により、広域避難地としての機能を有する場合。

b 規模等により該当する場合のみ。

c 配置において周辺状況が考慮されている。

## Ⅲ. 2 防災公園の計画

### Ⅲ. 2. 1 導入機能の検討・設定

#### (1) 基本方針

防災公園整備プログラムにおける機能区分や地域防災計画との関係等に基づき、当該防災公園が果たすべき役割についての基本的な考え方をまとめる。

#### 【解説】

「Ⅰ. 4 防災公園の種類」で述べた防災公園の果たすべき役割をもとに、防災公園整備プログラムにおける機能区分や地域防災計画、及び当該防災公園の配置計画における考え方を踏まえ、当該防災公園が果たすべき役割について、その程度、及び対応する期間等の基本的な考え方をまとめる。

防災公園が果たす役割は、基本的には、防災公園の種類とその配置によっておおむね規定されることとなるが、特に“救援”や“復旧”等に係わる役割については、地域防災計画における都市全体の防災の考え方によって異なる場合があり、総合的な検討が必要である。

また、それらの役割は、時系列的に内容が異なってくる。「Ⅰ. 4 防災公園の種類」で述べたように、時間区分としては、“予防段階”、“発災段階”、“直後段階（発災～おおむね3時間程度）”、“緊急段階（おおむね3時間～おおむね3日程度）”、及び“応急段階”と“復旧・復興段階”（各々、おおむね3日以降）に区分される。

したがって、これらの時間区分を踏まえ、当該防災公園の持つ諸条件を考慮しつつ、果たすべき役割を検討するとともに、その対応すべき期間を設定する必要がある。防災公園が自立的に対応すべき期間としては、諸条件によって異なるが、公園外部からの水や食料、あるいは救援物資等の供給が困難な場合が特に予想される直後段階から緊急段階にかけての発災後おおむね1日から3日程度が主となる。

## (2) 検討すべき防災機能

### 1) 防災機能

災害時に防災公園が発揮し得る防災機能としては、一般的に以下の事項が考えられる。

1. 避難（一時退避、一時的避難及び広域避難）
2. 災害の防止と軽減、及び避難スペースの安全性の向上
3. 情報の収集と伝達
4. 消防・救援、医療・救護活動の支援
5. 避難及び一時的避難生活の支援
6. 防疫・清掃活動の支援
7. 復旧活動の支援
8. 各種輸送のための支援（3.～7. 関連）
9. 徒歩帰宅等の支援

#### 【解説】

##### 1. 検討すべき防災機能

防災公園が発揮し得る防災機能は、基本的には「I. 2 防災公園とは（4）防災公園の果たす役割」で述べた役割に基づくものであるが、ここでは、防災公園の整備内容や導入すべき防災関連施設等の検討に結びつく具体的な機能を整理する。

- ①避難（一時退避、一時的避難及び広域避難） …… 市街地延焼火災、津波、洪水、家屋の焼失や倒壊、等により、避難を必要とする場合の一時的避難や広域避難、避難路、発災直後の一時退避。
- ②災害の防止と軽減、及び避難スペースの安全性の向上 …… 市街地火災等の延焼防止や遅延、津波の減衰、及び避難スペース（避難広場等）の避難者を延焼火災の輻射熱から守り、避難地としての安全性を向上させる。
- ③情報の収集と伝達 …… 警報や予報等の災害発生前の情報伝達、災害時の災害状況や被害状況、避難、安否、救助・救援、緊急・応急物資、及び生活関連の各種情報の伝達や収集。また、救援活動等の指揮・調整に係わる情報収集と伝達。
- ④消防・救援、医療・救護活動の支援 …… 消防機関等や地域住民による救助活動、防火・消火活動、医療・救護活動等の支援。
- ⑤避難及び一時的避難生活の支援 …… 避難生活に必要となる飲料水や生活用水他の雑用水、非常用トイレ、照明・エネルギー、食料、生活用品、生活用資機材、一時的避難生活スペース、及び一時的避難生活や応急生活支援スペース等の提供。
- ⑥防疫・清掃活動の支援 …… 検水や消毒等の防疫活動、清掃活動、ゴミ処理やし尿処理活動等の支援。
- ⑦復旧活動の支援 …… 仮設住宅や生活スペース、復旧活動拠点スペース、がれき等の一時置き場等の提供。
- ⑧各種輸送のための支援（③～⑦関連） …… 救助や救援等に必要となる物資や資機材、人員の輸送の拠点や中継地スペース、緊急用ヘリポート等の提供。
- ⑨徒歩帰宅等の支援 …… 徒歩帰宅等に必要となる、飲料水やトイレ、情報等の提供。帰宅困難者等のための一時滞在スペースの提供。

なお、この他、予防段階の機能として「防災に係わる普及・啓発」機能があげられ、様々な情報提供や展示等による普及・啓発の他、防災訓練や防災施設等の利用体験が考えられる。特に、防災訓練や利用体験を通じた防災の普及・啓発は、災害時の防災公園の有効活用にもつながることから、重要な機能の一つといえる。

## 2. 防災機能と時系列との関係

各機能は、災害の状況や規模等により異なり、また、災害発生からの時間の経過にもよって変化する。防災機能と対応時期との関係は、一般的な目安として表Ⅲ-4のように想定される。期間区分は「I. 2 防災公園とは」で役割との対応を整理したものを基本とする。各期には明確な区分はなく、それぞれオーバーラップする。

表Ⅲ-4 防災機能と時系列との対応(例)

段階 機能	平常時の利用	予防 (リードタイム)	直後	緊急	応急	復旧・復興
	発災前	情報発表	発災	概ね3時間	概ね3日	
1. 避難(一時退避、一時的避難及び広域避難)		■	■	■		
2. 災害の防止と軽減、及び避難スペースの安全性の向上			■	■		
3. 情報の収集と伝達	■	■	■	■	■	
4. 消防・救援、医療・救護活動の支援	■	■	■	■	■	
5. 避難及び一時的避難生活の支援	■	■	■	■	■	
6. 防疫・清掃活動の支援					■	■
7. 復旧活動の支援					■	■
8. 各種輸送のための支援(3.~7. 関連)			■	■	■	■
9. 徒歩帰宅等の支援				■	■	■

防災公園の種類毎の導入機能と対応期間との関係は、一般的には表Ⅲ-5のとおりである。

表Ⅲ-5 防災公園の種別と機能との関係(地域防災計画の内容、都市や避難圏域の状況、防災関連施設の状況、及び都市公園等の立地や内容によって異なる。)

- ・表中、 は一般的な主な機能として、また、 は状況によって必要となる機能を示す。  
 なお、記載されていない機能であっても、場合によってはその機能を発揮することもある。
- ・表中、 は、一般的に考えられる主な対応期間を示す。

(①～⑧の番号は、表Ⅲ-4の1.～9.の機能にそれぞれ対応する。)

防災公園の種類	公園種別	主な機能 主な機能	主な対応期間 主な対応時期	一般的に考えられる主な対応期間(時間区分との関係)					
				予防	直後	緊急	応急	復旧復興	
				(リードタイム) 発災前	★	概ね3時間	～概ね3日		
広域防災拠点の機能を有する都市公園	広域公園等	消防や救助、救援、復旧等諸活動の広域的な支援拠点(主として後方支援)、及び、状況によっては、広域避難地と一時的避難生活の場	直後段階から応急、及び復旧・復興段階	① ② ③ ④ ⑤ ⑧					
地域防災拠点の機能を有する都市公園	都市基幹公園等	消防隊、ボランティア等の救援救護活動の前線基地、及び、広域防災拠点や他地域からの救援物資輸送の中継基地	直後段階から応急、及び復旧・復興段階	① ② ③ ④ ⑤ ⑧					
広域避難地の機能を有する都市公園	都市基幹公園、広域公園等	市街地延焼火災時等の広域避難地と一時的避難生活の場、及び消防や救助拠点、復旧活動等の支援拠点、また市街地火災延焼遅延や防止	主として直後段階から緊急段階、状況によっては応急段階の一定期間	① ② ③ ④ ⑤ ⑧					
一次避難地の機能を有する都市公園	近隣公園、地区公園等	一時的避難や広域避難地への中継地、及び初期における救援活動支援	主として直後段階から緊急段階	① ② ③ ④ ⑤					
避難路の機能を有する都市公園	緑道	主として広域避難地やその他安全な場所、避難施設への避難の通路。状況により火災延焼の遅延や防止	主として直後段階から緊急段階	① ②				⑦	
石油コンビナート地帯等と背後の一般市街地とを遮断する緩衝緑地	緩衝緑地	火災やその他の災害防止、或いは被害を軽減する	主として予防段階から直後、緊急段階	②					
帰宅支援場所の機能を有する都市公園	街区公園等	主として徒歩帰宅者の帰宅支援の場所	主として直後、応急段階	①				⑨	
身近な防災活動拠点の機能を有する都市公園	街区公園等	一時的避難、及び初期の救援活動支援	主として直後段階から緊急段階	① ③ ④ ⑤					

表Ⅲ-6 防災機能と他の防災関連施設との役割分担例（地域防災計画の内容、都市や避難圏域の状況、防災関連施設の状況、及び都市公園等の立地や内容によって異なる。）

機能	概要	時間区分(時系列)の目安				防災公園							防災公園以外の防災関連施設とのハード面での機能分担(例)					防災公園における対応要素・施設等						
		予防	直後	緊急	応急 復旧・復興	を有域 す防る 都市公 園機能	を地 有域 す防る 都市公 園機能	広 域 有避 す難 る地 都の 市機 公能 園を	一 次 有避 す難 る地 都の 市機 公能 園を	避 難 有路 すの 機能 都市を 公園	緩 衝 緑地	を帰 有宅 す支 る援 都市所 公の 園機能	機 身 近 をな 有防 す災 る活 都市 動公 点園の	対策本 部(防災 センタ ー等) ・総合 的な指 揮・調 整を行 う	地域・現 地 対策本 部(地 域セン ター等) ・主として 地域に おける 現地指 揮・調 整を行 う	避難所 (学校等 の建物)	その他公 共施設、 公共公 益施設等	地域防災 会、個人 ・家庭、 事業所、 団体・組 合等、流 通他	対応要素 空間	緑	施設	対応施設・ス ペース等 (主として 防災関連 公園施設等)		
<b>①避難（一時的避難及び広域避難）</b>																								
緊急避難所(建物)	主として学校等の建物への避難、避難者の収容、食料・物資等の支給、救援拠点。	■	■	■	■	-	-	-	-	-	-	-	-	-	○	-	-	-	-	-				
広域避難スペース	主として市街地延焼火災時等の広域(最終)避難スペース。	■	■	■	■	○	○	○	-	-	-	-	-	-	-	一定規模以上オープンスペース	-	○	-	-	・広場等(避難広場等)			
一時的避難スペース	主として一時的な避難、或いは様子を見たり情報を得る等の場。	■	■	■	■	-	-	△	○	-	△	△	-	-	-	公共施設オープンスペース	-	○	-	-	・広場等			
避難ルート	避難スペース、或いは避難所等への避難路。	■	■	■	■	-	-	-	-	○	-	-	-	-	-	一定幅員以上の道路	-	○	-	-	・園路等			
一時的退避スペース	一時的な退避、様子を見たり情報を得る場。	■	■	■	■	○	○	○	○	-	-	○	△	-	△	○	○	○	○	○	・広場等			
<b>②災害の防止と軽減、及び避難スペースの安全性の向上</b>																								
市街地火災等の延焼遅延・防止	防火樹林帯や空間(オープンスペース)による火災の延焼遅延や延焼防止等。	■	■	■	■	○	○	○	△	△	○	△	△	-	-	-	耐火公共建築物及びオープンスペース、大幅員道路等の延焼遮断要素	耐火建築物、空地、植栽・樹木等	○	○	-	・植栽(防火樹林帯) ・水関連施設(散水設備) ・広場等		
避難スペースの安全性の向上	防火樹林帯等による市街地火災等からの避難スペースや避難ルートの安全向上(確保)。	■	■	■	■	○	○	○	△	△	-	△	-	-	-	-	-	-	△	○	○	・植栽(防火樹林帯) ・水関連施設(散水設備)		
<b>③情報の伝達と収集</b>																								
予報、警報の伝達	警報、予報等の災害発生前の情報。	■	■	■	■	○	○	○	△	-	-	△	-	○	○	△	行政機関・関係機関、公益機関	各種メディアや情報伝達システム等	-	-	○	・情報関連施設(非常用放送・非常用通信設備) ・標識及び情報提供設備 ・管理事務所		
被害、避難関連情報の伝達と収集	地震や余震、火災等の状況や被害、及び安全な場所・避難場所に関する情報。	■	■	■	■	○	○	○	△	-	-	○	△	○	○	○			-	-	○		-	-
安否関連情報の伝達と収集	家族や親戚、知人、会社関係者等の安否に関する情報。	■	■	■	■	○	○	○	△	-	-	△	-	○	○	○			-	-	○		-	-
救助、救援関連情報の伝達と収集	救援要請、及び消防、救助、医療・救護に関する情報。	■	■	■	■	○	○	○	△	-	-	△	-	○	○	○			-	-	○		-	-
緊急、応急物資関連情報の伝達と収集	水・食料・医療用品、その他必要物資、応急資材、救援物資等に関する情報。	■	■	■	■	○	○	○	△	-	-	△	-	○	○	○			-	-	○		-	-
生活情報関連情報の伝達と収集	水道、電気、ガス他のライフライン情報、交通情報、気象情報等及び行政サービス、ボランティア等の応急復旧関連の生活関連情報。	■	■	■	■	○	○	○	△	-	-	△	-	○	○	○			-	-	○		-	-
救援活動等の指揮	消防・救援、医療・救護活動や復旧、輸送等の指揮・調整。	■	■	■	■	○	○	-	-	-	-	-	-	○	△(一部)	-			-	-	-		-	○
<b>④消防・救援、医療・救護活動の支援</b>																								
消防機関等の消火・救助活動支援	消防水利の確保、消防機関用の消火救助用機材、資材等の一部保管、及び活動の拠点としての活動、待機等のスペース。	■	■	■	■	○	○	○	△	△	-	△	△	-	-	○(消防水利)	消防水利	-	○	-	△	・水関連施設(耐震性貯水槽、水施設) ・広場等		
住民等の消火・救助活動支援	住民用の消火用水、消火・救助用機材、資材、電源等の保管。	■	■	■	■	△	△	○	○	△	-	△	△	-	○(防火水槽、消火ポンプ)	△(防火水槽、消火ポンプ)	防火水槽、消火器、軽可搬消火ポンプ	消火器、置き水	-	-	○	・水関連施設(耐震性貯水槽、水施設、非常用井戸) ・備蓄倉庫		
医療・救護活動スペース	医療救護活動及び医療品の備蓄、医療救護用の資機材、電源等の保管スペース。	■	■	■	■	○	○	○	△	-	-	△	△	-	-	○(医療救護所)	医療関係機関等	医師会、薬剤師会他	○	-	△	・広場等 ・備蓄倉庫・管理事務所		
遺体仮収容スペース	遺体仮収容スペース、処理用資機材保管。	■	■	■	■	○	○	○	-	-	-	-	-	-	△(臨時)	-	体育館、公会堂等建物	-	○	-	△	・広場等 ・備蓄倉庫		

⑤避難及び一時的避難生活の支援																						
飲料水の供給	飲料水の確保、供給。	●	●	●	△	—	—	○	△	△ (備蓄)	△ (備蓄)	○	給水所、浄水所、給水車	備蓄、流通	—	—	○	・水関連施設(耐震性貯水槽(飲料用)) ・備蓄倉庫				
生活用水の供給	トイレ洗浄水他の生活用水の確保と供給。	●	●	●	△	—	—	△	△	—	—	○ (プール、防災井戸)	防災井戸	備蓄、井戸、公衆浴場組合他	—	—	○	・水関連施設(水施設(処理水利用)、耐震性貯水槽、非常用井戸)				
非常用トイレの提供	非常用便所、関連備品・資材の備蓄、及びし尿処理設備等。	●	●	○	○	—	—	○	△	△ (備蓄)	△ (備蓄)	○	備蓄	備蓄(事業所等)	—	—	○	・非常用便所 ・備蓄倉庫(機材物品備蓄)				
夜間使用等への対応(非常用照明・サイン)	夜間等の緊急避難や一時的な避難生活に必要な非常用の照明、及び誘導に必要なサイン類。	●	●	○	△	△	—	○	△	△ (備蓄)	△ (投光器等)	○	防災資材倉庫(投光器・懐中電灯)	懐中電灯等	—	—	○	・照明関連施設(非常用照明設備) ・情報関連施設(誘導標識類) ・備蓄倉庫				
停電時への対応(非常用エネルギー)	商用電力の供給が途絶えた場合、最低必要となる電力供給を行なうための非常用電源。また調理や暖房等のための資材。	●	●	○	△	△	—	△	△	△ (自家発、小型発電機)	△ (小型発電機等)	○ (自家発、小型発電機)	防災資材倉庫(小型発電機等)	電池、自家発電設備(事業所等)	—	—	○	・エネルギー関連施設(非常用電源設備) ・備蓄倉庫				
食料の供給	食料品の備蓄、炊き出し用(料理用)機材の保管とスペース。	●	●	○	—	—	—	—	—	△ (備蓄)	△ (備蓄)	○ (備蓄、給食)	防災備蓄倉庫	備蓄、流通、米穀組合等	—	—	△	・備蓄倉庫				
避難生活用品の提供	医療・衛生用品、防寒・防水用品、衣料、シート・毛布等の備蓄。	●	●	○	△	—	—	—	—	△ (備蓄)	△ (備蓄)	○ (備蓄、提供)	防災備蓄倉庫	備蓄、流通	—	—	○	・備蓄倉庫				
避難生活用機器、資材の提供	非常用エネルギー、同照明機材、同電話機他通信用機器等の保管。テント、プレハブ等生活資材保管。	●	●	○	—	—	—	—	—	△ (備蓄)	△ (備蓄)	○ (備蓄)	防災資材倉庫	防災資材倉庫関係組合等	—	—	○	・備蓄倉庫				
一時的避難生活スペース	一時的な避難生活に必要なスペース。	●	●	○	△	—	—	△	△	—	—	○ (一定期間)	—	関連施設等	○	—	—	・広場等				
一時的避難生活の救援スペース	救援物資置き場・支給、医療等各種サービス、行政サービス、ボランティア等の拠点。	●	●	○	△	—	—	△	△	—	○ (地域本部)	○	関連機関施設	関連施設等	○	—	△	・広場等 ・管理事務所				
⑥防疫・清掃活動の支援																						
防疫、清掃活動支援	防疫、清掃資材等の保管、検水、検査及び消毒用機材の保管。	●	●	○	△	—	—	—	—	—	○	—	—	関連業者等	—	—	△	・備蓄倉庫				
ゴミ等一時置き場	生活ゴミ等の仮置き場としてのスペース。	●	●	△	△	—	—	—	—	—	—	—	臨時集積所	関連業者等	○	—	—	(バックヤード・駐車場等)				
⑦復旧活動の支援																						
仮設住宅スペース	仮設住宅建設スペース。その他生活に必要なスペース。(資材等は他から搬入)	●	●	○	△	—	—	—	—	—	—	—	オープンスペース	—	○	—	—	・広場等(グラウンド等)				
コミュニティ・憩の場	街における情報交換や交流、憩やくつろぎ、また娯楽等の場としてのスペース	●	●	○	○	—	—	△	○	—	—	—	関連施設等	—	○	—	—	・広場等				
復旧活動支援	ボランティア、自治会、行政、その他関連機関等の活動拠点、宿泊スペース。復旧機材、資材の仮置き場等スペース。	●	●	○	△	—	—	—	—	—	—	—	関連機関施設、オープンスペース等	—	○	—	—	・広場等(バックヤード・駐車場等)				
がれき等仮置き場としてのスペース	がれき等の一時仮置き場としてのスペース。	●	●	△	△	—	—	—	—	—	—	—	オープンスペース	—	○	—	—	(バックヤード・駐車場等)				
⑧各種輸送のための支援(③~⑦関連)																						
輸送拠点	物資や人員等の輸送拠点。物資の集配や集積、仕分け、支給等のための拠点や中継所としてのスペース。	●	●	○	△	—	—	—	—	—	△	△	関連機関施設、オープンスペース	関連施設等	○	—	—	・広場等(グラウンド、バックヤード・駐車場等) ・管理事務所(その他建築物等の屋内スペース)				
ヘリコプター輸送等支援	物資や人員、情報収集等、諸活動のためのヘリコプター離着陸スペース。	●	●	○	△	—	—	—	—	△ (ヘリポート)	—	—	臨時離着陸場スペース	臨時離着陸場スペース	○	—	—	・広場等(グラウンド等)				
⑨徒歩帰宅等の支援																						
徒歩帰宅等の支援	徒歩帰宅途上等で必要となる休憩場所等となるスペース。	●	●	○	○	—	—	○	△	—	○	○	○	○	○	○	○	関連施設等	○	—	○	・広場等・非常用便所(常設含む) ・水関連施設・情報関連施設・照明関連施設・管理事務所等

【凡例】○：該当する項目 △：場合によっては該当する項目 —：基本的には該当しない項目

## 2) 導入する防災機能の設定

当該防災公園の導入機能の検討・設定における基本方針を踏まえ、前述した防災機能の内容や時系列との関係を参考に、総合的な視点から、以下の事項に留意して検討し、当該防災公園に導入すべき機能と発揮すべき概ねの期間を設定する。

1. 都市全体の救援体制、システムとの整合
2. 他の防災関連施設等との機能分担と連携
3. 自立的な対応、防災機能を発揮すべき期間
4. 一体的な整備と相互利用
5. 災害時における公園の運営管理体制
6. 平常時の公園機能との整合と公園の立地・敷地条件
7. 公園空間を有効に活用した多様な防災機能の導入

### 【解説】

#### 1. 都市全体の救援体制、システムとの整合

個々の防災機能の検討においては、地域防災計画等に基づく都市全体、及び地域の災害時の救援体制、システムを十分考慮することが必要である。

水の供給や緊急生活物資等の備蓄、供給方法、救援活動の体制や関連する資機材の配備、及び情報収集・伝達のシステムなど、都市や地域全体における考え方との整合を図り、適切かつ効果的な機能の導入を図る。

また、給水、排水、電気及び情報等に係わる機能については、都市や地域のインフラの耐震性能の強度や被災後の復旧見込み（時期、復旧率）を考慮する。

#### 2. 他の防災関連施設等との機能分担と連携

1. で述べたように、都市全体の救援体制、システムとの整合を図るとともに、地域防災計画における各防災関連施設との機能分担や導入する施設の利用・運用面での連携を図る必要がある。

特に、当該防災公園に隣接、近接してオープンスペースや学校、病院、官公庁等の施設が位置する場合は、それらと連携し、全体として防災機能が効果的に発揮できるよう、役割分担を十分図る。また、民間施設であっても、防災機能を持った施設が隣接、近接する場合も同様に役割分担を図る。

なお、災害時の施設利用や管理にかかわる事項について、必要に応じて、施設の管理者と協定を結ぶ必要がある。

機能分担と連携を検討する上で、関係する防災関連施設等としては一般的に以下のようなものが考えられる。

- ・対策本部（防災センター等）：災害時において都市全体の対策本部として機能する。総合的な指揮、調整を行う。
- ・地域・現地対策本部（地域センター等）：地域や現地において対策本部として機能する。地域センター等の公共施設が該当する場合が多く、対策本部の指揮下で地域や現地における指揮・調整を行う。小規模の備蓄施設（資機材等を配備）や貯水槽等を備えている場合もある。
- ・避難所（学校等の建築物）：一般的には、災害時に避難が必要となった場合に避難住民を収容するために開設・運営される施設であり、あらかじめ指定された学校等が該当する。避難した住民に対し、給水・給食や物資の配布、医療サービス、情報収集・提供の他、避難住民以外の被災者への救援活動を行い、開設期間は原則として被災後の一定期間（例え

ば7日間)となっている。なお、市街地延焼火災等により、避難が危険と判断される場合は、広域避難地の機能を有する都市公園等の広域避難場所へ避難することとされていることが一般的である。

- ・防災関連機関(施設)、他公共施設、公共公益施設：当該都市の防災機関以外の防災関連公共機関施設や都市公園以外の公共施設やオープンスペース、及び電力、ガス会社や医療機関、放送各社等が該当する。この他、自衛隊も含まれ(「Ⅲ. 1. 2 調査 (1) 地域防災計画」の項参照)。また、資材倉庫や防火水槽等も含む。
- ・地域防災会、個人・家庭、事業所、組合、流通機関他：主に、民間に係わる施設や組織、あるいは個人が該当する。食料品関連、建設関連や医師会、薬剤師会、社会福祉、エネルギーや運送、衛生関連、及び流通関連の公共的な、あるいは防災上重要な団体、施設が主体であるが、特に、地域で組織される地域防災会(場合によっては公園愛護会)等の自主防災組織との連携が重要となる。

### 3. 自立的な対応、防災機能を発揮すべき期間

「1) 防災機能」にも示したとおり、防災公園に求められる防災機能は、災害の状況や規模等により異なり、また、災害発生からの時間の経過によっても変化して変化する。したがって、個々の具体的な機能においても、その発揮すべき期間や時期を十分考慮する。

また、地域防災計画上の避難や救援等の支援体制を踏まえて、過剰な機能導入にならないよう注意するとともに、周辺のインフラ等の被災状況によっては、独立した自立的な対応が必要となる場合があることなどを考慮し、適切で効果的な整備とする。

「(1) 基本方針」で述べた、自立的な主な対応期間と考えられる発災後おおむね1日～3日程度、また前項「1) 防災機能」で整理した防災公園の種類ごとの対応期間を踏まえ、個々の具体的な機能についても、必要に応じてその対応期間を設定する。

### 4. 一体的な整備と相互利用

当該防災公園の周囲に、学校などの公共施設や道路、河川等、あるいは民間施設等が隣接している場合、または計画されている場合は、それらと一体的な利用が出来るよう整備形態を検討する。また、ソフトの面でも相互に有効利用が図れるよう、調整する。

具体的には、表Ⅲ-7のような施設等が対象となる。

表Ⅲ-7 公園との一体的な整備・相互利用の検討対象となる施設等と整備形態(例)

他の施設 防災関連施設等	学校	道路	河川・港湾
スペース	○ 広場等/平常時を含め、校庭と公園を一体的に利用する。	——	○ 広場等/河川を通して運搬される救援物資等の荷揚げ、仕分けスペースとして公園を利用。
植栽	○ 防火樹林帯等/一体的に整備することにより必要な規模を確保	○ 防火樹林帯等/一体的に整備することにより必要な規模を確保	——
設備 (非常用電源等)	○ 非常用電源等/総合的なシステムとして効率的に整備	——	——
備蓄	○ 備蓄倉庫等/備蓄品目によって管理形態等を考慮し、効率的に分担	——	——
アクセス	——	○ 入口形態等/安全性が確保されるような公園入口部の一体的整備	○ 舟着き場/公園の救援活動利用時に物資等の輸送利用

## 5. 災害時における公園の運営管理体制

防災公園は、その種類や規模等によって状況は異なるが、学校等の建築物と比較して、管理者が常駐しているところは限られ、平常時に管理面での人的な対応は少ない。また、災害時に全ての防災公園に、必要な管理人員を速やかに配置することが困難なことも考えられる。また、災害時の公園の活用においては、公園管理者だけでなく利用者（避難者）としての周辺住民や防災関連の諸機関が係わることとなる。

したがって、災害時における地域住民や関係機関も含めた運営管理等のソフト面を考慮した上で、導入すべき防災機能の検討を行う必要がある。

## 6. 平常時の公園機能との整合と公園の立地・敷地条件

防災公園の立地する環境はさまざまで、その立地・敷地条件により規模・形状等や外部から公園への到達状況も異なる。

防災公園であっても、平常時における様々な公園の機能を持つものであり、その性能を十分発揮できるよう、当該防災公園の平常時利用に対応した導入機能との整合を十分図るとともに、敷地の規模・形状、地形、水環境、植生等の条件、及び周辺の土地利用や建築物、不燃化の状況、道路、給排水・電気等のインフラ整備状況、近隣の防災関連施設等の分布状況等を考慮し、当該防災公園の防災機能が総合的に、かつ効果的・効率的に発揮できるよう留意する。

## 7. 公園空間を有効に活用した多様な防災機能の導入

防災公園は、他の緑とオープンスペースと同様に、公園の施設内容や災害の種類・規模に応じて、津波災害時における津波の減衰や漂流物の捕捉、水害対策に寄与する雨水の貯留・浸透や洪水調節といった機能を発揮できる可能性がある。

したがって、災害の種類に応じて発揮される機能の仕分けを行い、空間を有効に活用することに

より、地域のニーズに応じて公園に多様な防災機能を導入し地域の防災性を一層高めることや、防災施設の整備に併せて平常時にレクリエーションの場などとして活用可能な空間を増やしていくことも考えられる。

その際、適切な避難行動を促すよう、地震災害時の避難地が、水害時には避難地でなく遊水地となるといった機能の違いについて、平常時から利用者に適切に伝えることなどが重要である。

### （参考 1）過去の大規模災害時におけるライフラインの被災状況と復旧状況

#### ・阪神淡路大震災におけるライフラインの被災状況と復旧状況

##### ア. 上水道施設

###### 〔被災状況〕

兵庫県内 9 市 5 町の全給水世帯 135.6 万世帯のうち、95.4 万世帯で断水が発生。神戸市の供給能力の約 75%を占める阪神水道企業団からの送水が停止。浄水場、送水施設、排水池、配水管、及び給水管に大きな被害が出た。

###### 〔復旧状況〕

復旧工事は、応急給水活動と並行して被災当日（1 月 17 日）夕方から開始し、1 月 26 日には復旧率約 50%、2 月末には復旧率約 90%に達し、被災から 2.5 ヶ月後の 3 月末には、臨海部の一部を除いた市内全域で応急復旧が完了した（復旧率 99.98%）。

応急復旧までに要した日数……42 日間

##### イ. 電力施設

###### 〔被災状況〕

被災直後に京都府南部から明石市までの間で、約 260 万件で停電。阪神地域の変電施設、送電線路、及び配電線路に被害が集中した。

###### 〔復旧状況〕

約 260 万件の停電は、切り替え送電等によって被災後 2 時間以内に 100 万件まで減少し、当日の 20 時には 50 万件まで減少している。バイパスケーブルによる応急送電等の実施により、被災 6 日後の 1 月 23 日 15 時には送電可能なすべての家に対して応急送電が完了した。

応急復旧までに要した日数……6 日間

##### ウ. ガス供給施設

###### 〔被災状況〕

被災後 7 段階に分けてガス供給エリアをブロック毎に供給停止し、停止戸数は 85.7 万戸となる。中圧導管、及び低圧導管に継手のゆるみや亀裂が入り、ガス漏れが発生した。

###### 〔復旧状況〕

中圧導管の取り替え等は比較的早期に完了したが、低圧導管の復旧は各家のメーターガス栓までの点検修理を伴うため長時間かかり、3 月 10 日時点で復旧対象の約 80%が完了した。物理的に復旧作業に着手できない一部を除いて、震度 7 の区域の復旧が完了したのは、4 月 11 日であった。

応急復旧までに要した日数……84 日間

##### エ. 下水道施設

###### 〔被災状況〕

神戸市の下水道普及率は、平成 6 年 3 月末で約 97%であった。既成市街地の区域は、公共下水道の処理区域に含まれるが、東灘処理場が完全に停止、西部処理場が処理能力 20%に低下、中

部処理場が処理能力 50%に低下。ポンプ場 6 箇所が機能停止、汚泥処理施設 1 箇所が機能停止した。37 汚水幹線で被災延長約 3km 雨水幹線で約 6km が被災した。

〔復旧状況〕

機能面で支障のある処理場、ポンプ場における機能回復のための応急復旧作業は 5 月 1 日に完了した。しかし、被害の大きかった東灘処理場等では本格的な復旧は平成 9 年度末の予定とされた。被災 4 日後には魚崎運河において仮沈殿池建設を開始している。管路の応急復旧は、おおむね 5 月で完了した。

応急復旧までに要した日数……194 日間

#### オ. 電気通信施設

〔被災状況〕

停電及びバッテリーの転倒によって交換機が稼働停止し、通信回線では、約 19.3 万回線が不通になった。

〔復旧状況〕

交換機の故障等については、非常用電源車の導入等により 1 月 18 日午前中までに回復した。通信ケーブルは、家屋倒壊等復旧要望の見通しがたたないものを除いて、1 月末日には概ね完了した。公衆電話についても消失区域等を除いて設置可能な 1,800 台を 2 月初めに復旧した。

応急復旧までに要した日数……14 日間

#### ・新潟県中越地震におけるライフラインの被災状況と復旧状況

出典：内閣府「新潟県中越地震復旧・復興フォローアップ調査報告書」<sup>47)</sup>

#### ア. 上水道施設

〔被災状況〕

最大で 40 市町村、129,750 戸が断水した。

〔復旧状況〕

11 月 22 日に 127,664 戸（復旧率 98.4%）、12 月 28 日に 128,721 戸（99.2%）まで復旧した。

#### イ. 電力施設

〔被災状況〕

33 市町村、約 30 万戸で停電が発生した。

〔復旧状況〕

10 月末の復旧率は 98.5%、11 月末は 99.5%、12 月末は 99.9%となり、平成 17 年 4 月 26 日までに、土砂崩れなどにより復旧作業に着手できない地域（旧山古志村東竹沢地区の 260 戸、小千谷市十二平地区の 70 戸）を除いて全て復旧した。

#### ウ. ガス供給施設

〔被災状況〕

都市ガスは、6 市町村、約 5 万 6 千戸で供給が停止された。市町村別には長岡市 23,000 戸、見附市 13,000 戸、小千谷市 12,000 戸となっている。

〔復旧状況〕

10 月末時点の復旧率は 36.4%であったが、11 月末には 98.4%、12 月末には復旧作業に着手困難な住宅を除き 100%となった。

・東日本大震災におけるライフラインの被災状況と復旧状況

出典：内閣府「インフラ等の被害・復旧状況（岩手県、宮城県、福島県中心）平成23年7月14日現在」<sup>48)</sup>

ア. 上水道施設

〔被災状況〕

9 県の水道事業等で断水が発生し、震災後に把握した最大断水戸数（復旧済み除く）は、少なくとも約 180 万戸（平成 23 年 3 月 16 日 17 時）。

全国 456 水道事業者から最大時 355 台の給水車を派遣し、応急給水を実施。

〔復旧状況〕

これまで復旧した総数は約 225 万戸で、平成 23 年 7 月 12 日現在、3 県で少なくとも約 4.8 万戸が断水（岩手県約 2.1 万戸、宮城県約 2.3 万戸、福島県約 0.4 万戸）。

各地域の水道事業者が、全国の水道事業者の支援も得ながら復旧作業対応中。

応急復旧までに要した日数…… 120 日間

イ. 電力施設

〔被災状況〕

東北 3 県の停電戸数は、約 258 万戸（3 月 11 日）。

東北電力管内において約 466 万戸、東京電力管内において約 405 万戸が停電（3 月 11 日）

〔復旧状況〕

平成 23 年 6 月 18 日までに、東北電力が復旧作業に着手できる地域の停電は全て復旧済み。

平成 23 年 7 月 11 日現在、上記の他、家主不在等で送電を保留している家屋（約 3 千戸）、津波で家屋等流出地域（約 8 万戸）、福島県内の立入制限区域（約 3 万戸）がある。

応急復旧までに要した日数…… 100 日間（東北電力管内）

ウ. ガス供給施設

〔被災状況〕

東北 3 県の都市ガスの供給停止戸数は、約 42 万戸（3 月 11 日）

東北 3 県の LP ガスの供給停止戸数は、約 166 万戸（3 月 11 日）

〔復旧状況〕

都市ガスは、平成 23 年 5 月 3 日までに家屋流出等地域（約 6 万戸）を除いた約 36 万戸が復旧済み。

LP ガスは、平成 23 年 7 月 14 日現在、家屋流出等地域（約 8 万戸）を除いて供給可能。

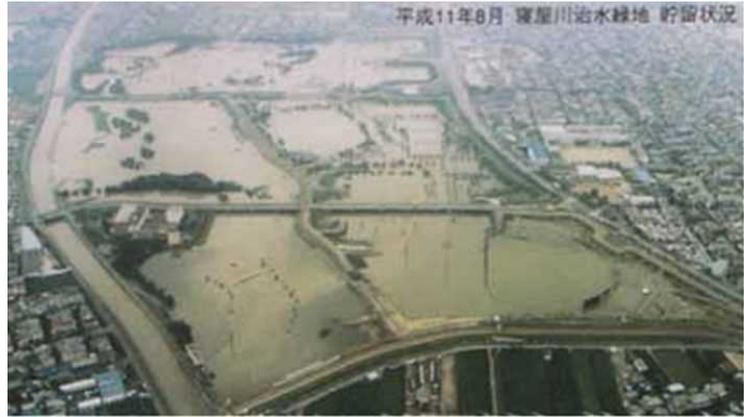
応急復旧までに要した日数…… 都市ガス：54 日間、LP ガス：126 日間

（参考 2）公園緑地に多様な防災機能を導入している事例

・深北緑地（大阪府）

深北緑地は、河川事業と公園事業の共同事業により整備された一級河川寝屋川の洪水調整機能を備える多目的遊水地公園である（図Ⅲ-2）とともに、地域防災計画においては、震災時に火災の延焼拡大によって起こる輻射熱などから市民を守る広域避難地として指定されている。

公園利用者には大雨時に警報サイレン等で避難誘導を行うシステムが整備され、万一発災時と大雨が重なった場合は、緊急放送による誘導體制をとることとされているほか、日頃から園内標識やホームページ等により、当該公園が遊水地機能を有し、洪水の規模によって A ゾーン（水辺ゾーン）→B ゾーン（ふれあいゾーン）→C ゾーン（スポーツゾーン）の順に浸水することを伝えている。（図Ⅲ-3）



図Ⅲ- 2 深北緑地での洪水時の湛水状況(左:平成 16 年 右:平成 11 年)

出典：大阪府公園協会 HP<sup>49)</sup>

**ご存知ですか？ 多目的遊水地の機能を持つ公園**

深北緑地は普段は楽しい公園ですが、大雨が降ったときには洪水から街を守るための遊水地に大変身します。公園の周囲には寝屋川と同じ高さの堤防で囲まれていて、大雨が降って寝屋川の水位があがりあふれそうになると、川の水が公園の中に流れ込む仕組みになっているので、街に水があふれません。

寝屋川からあふれた水は、その規模によって Aゾーン → Bゾーン → Cゾーン の順にいっぱいになっていきます。

3つのゾーンの総貯水量は最高で146万m<sup>3</sup>にもなります。公園にたまった水は、洪水の危険がなくなった後にAゾーンから寝屋川にもどるように設計されています。

**Aゾーン (水辺のふれあいゾーン)**  
**Bゾーン (ふれあいゾーン)**  
**Cゾーン (スポーツゾーン)**

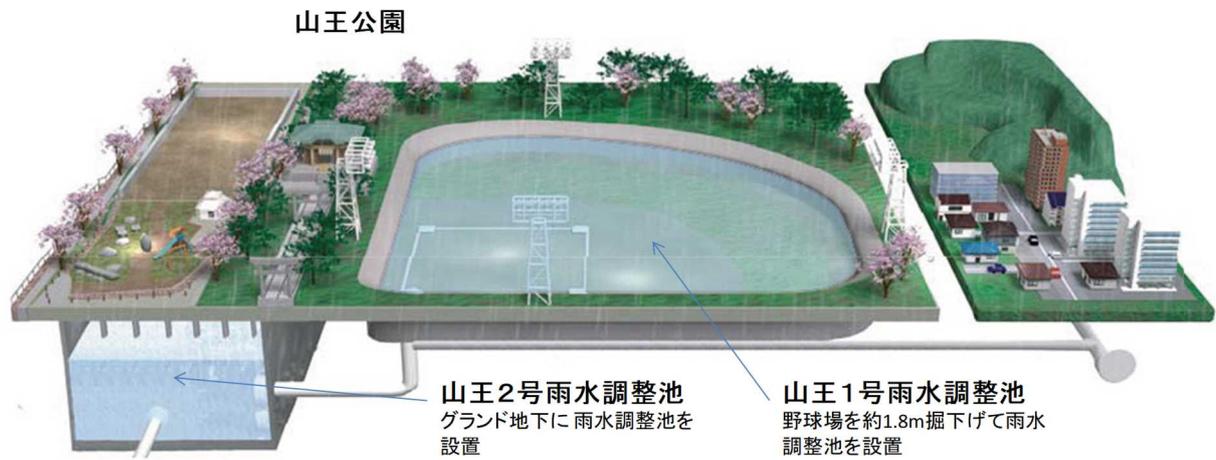
図Ⅲ- 3 深北緑地の遊水地機能に関する解説資料

出典：大阪府営深北緑地公式サイト<sup>50)</sup>

・山王公園（福岡市）

福岡市博多区の山王公園では、博多駅周辺の浸水対策（雨水整備レインボープラン博多）のため、山王雨水調整池が整備されている（図Ⅲ- 4）。この雨水調整池や河川改修、その他の下水道施設（貯留管や雨水ポンプ場等）の整備により平成 21 年 7 月の豪雨（時間最大 116mm/h（博多観測所））

では、博多駅周辺の浸水被害はほとんど発生しなかったとされる。1号雨水調整池は既存野球場を掘り下げて整備されたもので、晴天時は野球場として利用されている。雨水貯留時に利用者に危険を知らせるため、案内板やサイレン、回転灯が設置されている。また、山王公園グラウンドの地下には2号雨水調整池が整備されており、公園の地下を有効活用している。



図Ⅲ-4 山王公園の雨水調整池のイメージ図

出典：福岡市 HP<sup>51)</sup>より作成

## Ⅲ. 2. 2 導入施設の選定

### (1) 防災関連公園施設等

前項「Ⅲ. 2. 1 導入機能の検討、設定」を踏まえ、導入すべき機能に対応する「防災関連公園施設等」の選定を行う。「防災関連公園施設等」は、以下のとおりである。

- 園路、広場他  
入口形態/外周形態/広場/園路/ヘリポート/津波避難施設（築山）
- 植栽（防火樹林帯）
- 水関連施設  
耐震性貯水槽/非常用井戸/水施設（池、流れ等）  
散水設備（防火植栽帯、避難広場、入口部他）
- 非常用便所
- 情報関連施設  
非常用放送設備/非常用通信設備/標識及び情報提供設備/海拔表示板
- エネルギー、照明関連施設  
非常用電源設備/非常用照明設備
- 備蓄倉庫
- 管理事務所

#### 【解説】

設定された導入すべき防災機能とその具体的な内容を踏まえ、それらの機能を発揮するために必要となる施設等を選定する。基本的には防災機能を発揮するために必要となる施設とするが、入口部や外周の整備形態も重要であることから、それらも含めて「防災関連公園施設等」とし、各施設について配置、規模、形態、構造、設備等についての考え方や留意点等を整理する。

「防災関連公園施設等」の概要、及び防災機能との関係は、それぞれ表Ⅲ- 8、表Ⅲ- 9のとおりである。

なお、「防災関連公園施設等」の内、耐震性貯水槽や非常用通信設備、備蓄倉庫やその備蓄物品、資機材等は公園管理者以外の設置（整備）、管理となる場合があるため、導入に際しては、関連部局や機関との調整が必要となる。

表Ⅲ- 8 防災関連公園施設等の種類と概要

防災関連公園施設等	概要（災害時における機能、用途等）
○園路、広場他	
入口形態（整備形態）	公園内への避難や諸活動時の入り口として、避難者や緊急車両等に対応できる整備形態（幅員や形状、段差や障害物、舗装構造等）。
外周形態（整備形態）	緊急避難時の公園への入り口以外からの進入や公園外周道路等の避難時の安全性の向上等に対応できる整備形態（高さ・段差、形態、構造等）。
広場	市街地火災時等の安全性が確保、考慮された避難広場。帰宅困難者等の一時退避場所。想定する諸活動時の利用（車両の進入、緊急用ヘリポート、テント野営等）に対応できる規模、性能を持つスペース。また、一時的な避難生活や仮設住宅等のためのスペース。
園路	避難や諸活動時の動線として、避難者や緊急車両等の通行に対応できる園路。
ヘリポート	消防救援、医療・救護、応急物資・救援物資輸送、復旧機材・資材輸送、情報収集等のための緊急用ヘリポート。
津波避難施設（築山）	津波からの緊急避難のための築山。
○植栽（防火樹林帯）	
	市街地火災等における延焼遅延や防止、避難広場等の安全性確保のための植栽。必要に応じて散水設備により防火機能を補完。
○水関連施設	
耐震性貯水槽	飲料用水、防火・消火用水、生活用水、スプリンクラー散水等の様々な用途のための水を貯留。水道管直結タイプや受水槽利用タイプ、その他様々なタイプの貯水槽。便槽との兼用や雨水活用を平常時から積極的に図る「多目的地下貯水槽」等も含む。
非常用井戸	生活用水、その他の様々な利用。条件により、滅菌装置等にて飲料としても利用可能。井戸ポンプ設置の場合は非常用電源が必要。
水施設（池、水流等）	防火・消火用水、生活用水、スプリンクラー散水等の様々な用途のため水を相当量、かつ開水面として貯留可能。開水面としては、市街地延焼火災時の身体冷却用や熱気流・旋風の影響の軽減等にも役立つ。平常時の水質浄化施設、及び災害時の生活用水（中水利用）を可能にするための「水質浄化施設」を含む。
散水設備	防火樹林帯の防火機能を補完するためのスプリンクラー散水。市街地延焼火災時の避難広場の安全性を高める（熱気流・旋風等の影響を軽減）ための避難広場散水。避難時の入り口の安全性を確保（輻射熱遮蔽、熱気流からの防御、火の粉流入防止等）するための散水。水源（水量）の確保と非常用電源が必要。
○非常用便所	
	災害時に必要となる様々なタイプの便所。常設便所、貯水槽や污水管との兼用タイプ、地下埋設（平常時）タイプ、ユニットやポータブルタイプ等様々。槽や汚物・汚水処理、あるいは水洗式で利用の場合は洗浄水の確保も必要。
○情報関連施設	
非常用放送設備	非常時における公園内の放送システム。平常時のシステムを活用。非常用電源が必要。
非常用通信設備	防災行政無線の他、衛星通信やその他の無線等、あるいは電話回線、パソコン等の、主として防災本部や他の防災関連施設との情報伝達に必要な設備。平常時の公園の運営管理上必要な設備機器等以外は、基本的に防災関連部局が設置する。いずれも非常用電源が必要。
標識及び情報提供設備	避難時の誘導に必要な標識類。施設利用や操作等に必要な案内表示板等も含む。いずれも停電夜間等の利用へ対応できる表示方法、あるいは非常用電源が必要。 また、平常時の公園利用や“緑”等に係わる情報提供、展示システム、あるいは運動施設に付帯する掲示板等を活用した、視覚的な方法での情報提供システム。 また、園内に海拔の表示を行い、平常時から公園利用者に津波時の危険周知を行うことも考えられる。
○エネルギー、照明関連施設	
非常用電源設備	災害時に必要となる主として公園内の照明や動力、弱電設備電源等のための非常用の「自家発電施設」（燃料も含む）や太陽光、風力等を活用した「自然エネルギー活用型発電施設」。
非常用照明設備	公園内及び周辺部の非常用照明。誘導や施設利用・操作等のために必要なものも含む。非常用電源が必要。
○備蓄倉庫	
	消火救助用機材・資材・電源・照明（消防用）、初期消火救助用機材・資材等（住民用）、医療・救護用機材・資材・電源、耐震性貯水槽関係機材、滅菌装置・濾過器、非常用便所資材、炊き出し用機材、応急生活資材（テント等）、非常用電源装置、非常用照明、非常用通信設備機器、防疫・清掃資材、検水・検査・消毒用機材他の防災用機材、資材等保管。飲料水、食料、医療品、衣料・毛布等、衛生用品、防寒・防水用品他の備蓄。公園管理事務所等の他の建築物への併設や地下式等も考えられる。耐震・耐火構造が必要であり、備蓄品の種類によっては換気や空調設備も必要。保管する資機材や備蓄品は、基本的に関連部局等が配備する。
○管理事務所	
	災害時の公園や施設の運用・管理、諸活動等の拠点として活用。情報関連の機能を持たせることにより、より有効な活用が可能。備蓄倉庫や医療・救護スペース等を併設し、複合的な施設として整備することも考えられる。災害時の人的対応が不可欠。災害時の拠点施設として活用する場合は非常用電源が必要。耐震・耐火構造が必要。

表Ⅲ-9 防災関連公園施設等と防災機能

防災機能	①避難 (一時的及び広域避難)	②災害の防止と軽減及び 避難スペースの安全性の向上	③情報の収集と伝達	④消防・救援、医療・救護活動の支援	⑤避難及び一時的な避難生活の支援	⑥防疫・清掃活動の支援	⑦復旧活動の支援	⑧各種輸送のための支援 (③～⑦関連)	⑨帰宅困難者支援(徒歩帰宅支援)
防災関連公園施設等									
○園路、広場他									
入口形態(整備形態)	★			★	☆	☆	★	☆	
外周形態(整備形態)	★								
広場(避難広場他)	★	★		★	★	☆	★	★	☆
園路	★			☆	☆	☆	☆	☆	
ヘリポート				☆			☆	★	
津波避難施設(築山)	★	☆							
○植栽(防火樹林帯)									
	★	★							
○水関連施設									
耐震性貯水槽				★	★				☆
非常用井戸				★	★				☆
水施設(池、水流等)				★	★				
散水設備(防火植栽帯、避難広場、入口部 他)		★							
○非常用便所									
					★				☆
○情報関連施設									
非常用放送設備	☆		★	☆	☆				☆
非常用通信設備	☆		★	☆	☆	☆	☆	☆	☆
標識及び情報提供設備	★		★		★				★
海拔表示板	★		★		★				★
○エネルギー、照明関連施設									
非常用電源設備	☆	☆	★	☆	★				☆
非常用照明設備	☆			☆	★				☆
○備蓄倉庫									
	☆			☆	☆	☆			
○管理事務所									
	☆		★	☆	☆	☆	☆	☆	★

【凡例】★：直接的に対応する施設等 ☆：間接的、補完的に対応する施設

## (2) その他の防災活用公園施設

防災関連公園施設等のほか、公園施設で災害時に活用が可能なもの、必要となるものについては、「その他の防災活用公園施設」として整理し、災害時の活用方法等について検討する。

主として、以下のような施設の活用が考えられる。

- 修景施設（植栽、日陰だな、樹林地）
- 休養施設（休憩所、ベンチ・野外卓、野外炉、炊事場等）
- 遊戯施設（各種遊戯施設、徒渉池等）
- 運動施設（グラウンド等、付帯する建築物等）
- 教養施設（各施設の建築物や屋外スペース等）
- 便益施設（駐車場、各施設の建築物、時計等、水飲み場、手洗い場等）
- 管理施設（倉庫、車庫、材料置場、ごみ処理場、給水・排水・電気他施設等）
- その他の施設（集会所）

### 【解説】

災害時に防災機能を十分発揮するためには、防災関連公園施設等のみでは不十分な場合があり、防災関連公園施設等以外の一般的な公園施設についても救護活動のためのスペースや備蓄場所、避難生活スペース等として積極的に活用を図ることを検討する。防災公園の種類や規模、その他計画内容（特に平常時の）等により、導入される一般的な公園施設の種類や規模等は異なるが、防災公園全体の防災性能の向上や、効果的、効率的な整備を図る点で、これらの施設を有効活用することは重要である。

なお、これらの施設は防災上の目的のみから導入されるものではなく、公園の全体計画の中で導入される施設であることから、災害時の“活用”の視点から検討、想定し、平常時の利用や管理との整合を図りながら、災害時に「防災関連公園施設等」を補完する、あるいは、場合によっては独立して有効に活用できるよう、その用途や利用方法等を検討する。

なお、災害時の活用、管理・運用に対応できるよう、必要となる機能や施設・設備を付加することや、施設の規模、形態等についてもあらかじめ考慮する必要がある。

「その他の防災活用公園施設」の概要及び防災機能との関係は、それぞれ表Ⅲ- 10、表Ⅲ- 11のとおりである。

表Ⅲ-10 防災関連公園施設等と防災機能

その他の防災活用公園施設等	概要（災害時における機能、用途等）
○修景施設	
植栽	緑陰等、避難生活スペースの機能を高める。避難生活にあつては必要性がかなり高い。また、避難広場等の風道となりやすい空間では熱気流の舞い込みなども予想され、それらの防止、軽減のために必要な場合がある。地震により倒れることは少ないため災害時のランドマークとしても活用できる。
日陰だな	その形態や規模によっては、各種の活動や避難生活のスペースとして利用可能であり、非常用のテントを設けるなどの工夫により活用する。
樹林地	その形態や規模によっては、津波災害時に、一定の規模の津波に対して、樹林地が持つ地形高さや樹木がもつ流体抵抗により津波のエネルギーを減衰させることができる。
○休養施設	
休憩所	屋根付きのスペースとして様々な活動拠点として活用する。仮設のパネルやシート等によって囲うことも可能。
ベンチ、野外卓	応急手当や救護等のベツトスペースとして、また、基礎部や下部を小規模な機材の収納スペース等として活用。
野外炉、炊事場	一時的な避難生活における炊出しや調理場等として活用。
ピクニック場、キャンプ場	避難スペース等として活用する。また炊き出しや料理場等として施設（上記、野外炉、炊事場）を活用。
○遊戯施設	
徒渉池	池等と同様の開水面としての活用が可能。ただし、一般的な施設規模や管理形態を考慮すると、発揮できる機能は限られる。
遊具（ぶらんこ、すべり台、ツリ、ジャングルジム、ラダー、砂場）	大型遊具を含む遊具類。テント設置やその他避難生活において活用。
○運動施設	
野球場、陸上競技場、サッカー場、ラグビー場	規模や形態等の条件によっては避難スペースとして活用。各種支援活動のための拠点や復旧活動の支援拠点として積極的に活用できる。また、仕切られた形態の場合は、緊急用ヘリポートや物資の中継拠点等としても占用的に活用できる。
テニスコート、バスケットボール場、バレーボール場	上記の野球場他と同様であるが、規模等により機能は限られるため、用途を限って、占用的に活用することも考えられる。
ゴルフ場	上記の野球場他と同様である。地形等の条件により利用上の制約を受ける。
ゲートボール場	規模や位置によっては、広場や芝生広場等と一体となった空間として、避難スペースや各種活動の場としての活用。
水泳プール	飲料水（濾過・滅菌処理）や生活水、防火用水等の雑用水としての活用。
温水利用型健康運動施設	上記水泳プールと同様である。また付帯の屋内スペースの活用も可能。
ポート場	規模や形態等により、活用できる度合いは異なる。水の利用という面では活用が可能。
乗馬場	空間利用という面では様々な活用は可能。
付属工作物（更衣所、控室運動用具倉庫等）	避難や救護等のスペース、諸活動のための宿泊等のバックアップ施設、また物資の仕分けスペース等の屋内スペースとして活用。また、備蓄倉庫や自家発電設備の設置スペース等の屋内型の施設を付帯させて、効率的な整備を図ることも可能。

○教養施設	
野外劇場、野外音楽堂	諸活動の拠点や支援拠点等として活用。人の集まる場として、また施設の設備を利用した情報伝達や収集の場としての活用も考えられる。
図書館、陳列館、天体または気象観測施設、体験学習施設	屋内スペースとしての様々な活用が可能。ただし、施設内容から、スペースの利用は限られる。
○便益施設	
駐車場	諸活動の活動支援スペース、駐車スペース等として活用。施設規模によっては、大型車両の進入を考慮した形態・構造とする。
売店、飲食店	避難生活の支援のスペース、帰宅困難者の一時滞在施設及び屋内スペースとしての活用が可能。
宿泊施設	一般的な避難生活の支援や救援等のための宿泊場所、帰宅困難者の一時滞在施設及びその他の屋内スペースとして活用。
時計台	時計そのものとして、あるいは情報伝達設備との併設のタイプも考えられる。
水飲場、手洗場	水飲みの他、洗面等の避難生活対応を考慮。災害時の水の供給システムを考慮。
○管理施設	
倉庫、車庫、材料置場	倉庫は備蓄倉庫等との併設により活用が可能。
ごみ処理場	避難生活時等のゴミ置きスペース等として活用。
(給水施設)	災害時の水の供給システムとしても活用。耐震性貯水槽や水施設、及び断水時の供給システムを考慮。
(排水施設)	排水設備としては、汚水排水については、非常用便所や避難生活等を考慮。雨水排水については、雨水の有効活用、災害時の雑用水の使用という観点から、雨水貯留システムや施設を組み込むことを積極的に検討。
(電気、放送等施設)	平常時のシステムを活用。非常用発電や非常用照明、非常用放送等の非常用設備システムと連携し、必要に応じて災害時にも活用。
○その他	
津波避難タワー	津波からの緊急避難、一時退避場所として活用。
集会所	屋内スペースとして救援や活動拠点として活用。

表Ⅲ-11 その他の防災活用施設と防災機能

防災機能	①避難 (一時的及び広域避難)	②災害の防止と軽減及び 避難スペースの安全性の向上	③情報の収集と伝達	④消防・救援、医療・救護活動の支援	⑤避難及び一時的な避難生活の支援	⑥防疫・清掃活動の支援	⑦復旧活動の支援	⑧各種輸送のための支援 (③～⑦関連)	⑨帰宅困難者支援(徒歩帰宅支援)
防災関連公園施設等									
○修景施設									
植栽		☆							
日陰だな				☆	☆				
樹林地		☆ <sup>a</sup>							
○休養施設									
休憩所				☆	☆				☆
ベンチ、野外卓				☆	☆				☆
野外炉、炊事場					☆				
ピクニック場、キャンプ場	☆			☆	☆				
○遊戯施設									
徒渉池					☆				
遊具(ぶらんこ、すべり台、ツリ-等)					☆				
○運動施設									
野球場、陸上競技場、サッカー場等	☆			☆	☆	☆	☆	☆	
テニスコート、バスケットボール場等	☆			☆	☆	☆	☆	☆	
ゴルフ場	☆				☆	☆	☆	☆	
ゲートボール場				☆	☆	☆	☆	☆	
水泳プール				☆	☆				
温水利用型健康運動施設				☆	☆				☆
ボート場				☆	☆				
乗馬場					☆		☆		
付属工作物(更衣所、控え室等)				☆	☆				☆
○教養施設									
野外劇場、野外音楽堂	☆		☆	☆	☆				☆
図書館、陳列館等	☆		☆	☆	☆				☆
○便益施設									
駐車場	☆			☆		☆	☆	☆	
売店、飲食店				☆	☆				☆
宿泊施設	☆		☆	☆	☆		☆		☆
時計台			☆		☆				
水飲場、手洗場				☆	☆				☆
○管理施設									
倉庫、車庫、材料置場				☆	☆	☆	☆	☆	☆
ごみ処理場					☆	☆			
(給水施設)				☆	☆		☆		
(排水施設)				☆	☆		☆		
(電気・放送等設備)			☆	☆	☆		☆		
○その他									
津波避難タワー	☆								
集会所	☆		☆	☆	☆		☆		☆

【凡例】 ☆：災害時に活用が可能な、あるいは必要となることが考えられる主な施設

<sup>a</sup> 樹林地の規模や形態によっては、一定規模の津波に対する津波エネルギー減衰作用により、後背地の被害の度合いを一定程度軽減する効果が期待できるもので、津波災害時に園内の安全性向上を期待できるものではない。

### (3) 導入施設選定の考え方

当該防災公園に導入すべき機能とその具体的な内容に対応し、その機能が十分発揮できるように、「防災関連公園施設等」の選定を行うとともに、「その他の防災活用公園施設」の活用について検討する。

公園の全体計画、平常時の利用や管理との整合を図り、柔軟な施設活用を行うことも含め、効率的で効果的な施設整備が図れるよう留意する。

#### 【解説】

「防災関連公園施設等」の選定と「その他の防災活用公園施設」の活用検討は、当該防災公園に導入すべき機能とその具体的な内容にもとづいて行う。

必要な機能が十分発揮できるような施設の導入と活用を図るものとするが、過剰な施設整備とならないよう留意する必要がある。このためには、公園の持つオープンスペースとしての特性を考慮し、公園の全体計画、平常時の利用や管理との整合を図るとともに、平常時に利用される施設をいかに有効に兼用、転用して活用するか、という観点から検討することが必要である。雨水や自然エネルギーの活用等についても積極的に検討する必要がある。

必要となる「防災関連公園施設等」を導入することはもちろん、これらのみでは必要な防災機能を十分発揮できない場合があり、「その他の防災活用公園施設」を積極的に活用する。

防災公園の種別により、特に留意すべき点は、以下のとおりである。また、防災公園の種別と防災関連公園施設等との対応は、表Ⅲ-12のとおりである。

なお、「石油コンビナート地帯等と背後の一般市街地とを遮断する緩衝緑地」については、基本的に、その目的に沿って整備される施設とする。

#### ○ 広域防災拠点の機能を有する都市公園

基本的には、全ての「防災関連公園施設等」が導入対象として考えられる。また、公園種別や規模等から、平常時の施設として、グラウンドやスタンド等の建築物が付帯する運動施設、及び管理事務所以外の建築物、相当規模の駐車場等の導入が予想される。したがって、それら「その他の防災活用公園施設」を、避難や救護、救援等の支援に必要な屋外、屋内のスペース、及び資機材や物資の備蓄、配備スペースとして活用する。

特に、広域防災拠点の機能を有する都市公園においては、救援や復旧等の諸活動のための人員や資機材及び救援物資等が配置、搬入され、また活動拠点としての指揮機能等が導入される場合もあり、これらに対応した活動スペースや、物資の運搬や仮置き場、仕分け用のスペース、また、人員の活動時の生活、宿泊等のスペース等として、屋外スペースはもとより、建築物の屋内スペースも有効に活用する必要がある。

#### ○ 地域防災拠点の機能を有する都市公園

広域防災拠点の機能を有する都市公園と同様、全ての「防災関連公園施設等」が導入対象施設として考えられる。平常時には広場、グラウンド、駐車場など利用が細分化される場合でも、災害時には一体的な活動スペースとして活用する運用等で、必要な面積を確保する。

#### ○ 広域避難地の機能を有する都市公園

広域避難地の機能を有する都市公園では、広域避難や一時的避難生活などの避難者への対応が

強く求められるため、安全な避難スペースの他、避難や一時的避難生活をバックアップする施設が重要となる。基本的には、全ての「防災関連公園施設等」が導入対象となるが、地域防災計画の救援体制等や周辺の防災関連施設との機能分担によって異なることがある。

避難や一時的避難生活を支援する観点からは、特に生活用水やトイレに係わる施設が重要であり、救護スペースや拠点、炊事等の生活に係わる施設として、あずまや等の建築物やパーゴラ、ベンチや野外炉等も有効に活用することも検討する。

また、当該防災公園が広域防災拠点や地域防災拠点の機能を担う場合には、上記の広域防災拠点及び地域防災拠点の機能を有する都市公園に準じた検討も合わせて行う必要がある。

#### ○ 一次避難地の機能を有する都市公園

園路・広場他、植栽及び標識類や非常用照明等の、緊急避難等や地域の救援活動の場として必要な「防災関連公園施設等」が主な導入対象として考えられる。その他の「防災関連公園施設等」については、地域防災計画の救援体制等や周辺の防災関連施設との機能分担、及び当該公園の全体計画の内容等から、必要となるものを導入する。

また、救助や消火等の初期活動（住民による活動）用の資機材の保管、及び救護活動用のスペース等として、あずまややパーゴラ、ベンチ、遊具等を有効に活用することも含めて検討する。

#### ○ 避難路の機能を有する都市公園

園路、植栽及び標識類や非常用照明等の、避難ルートとして必要な「防災関連公園施設等」が主な導入対象として考えられる。その他、耐震性貯水槽や非常用井戸、非常用放送設備等の「防災関連公園施設等」については、地域防災計画の救援体制等や周辺の防災関連施設との機能分担等により、必要となるものを導入する。

#### ○ 帰宅支援場所の機能を有する都市公園

園路・広場、飲料水のための水関連施設、非常用便所、標識及び情報提供設備など、徒歩帰宅者等の休憩、情報収集を行う場として必要な「防災関連施設等」が主な導入対象として考えられる。休憩場所としては、あずまややパーゴラ、ベンチ等を有効に活用することも含めて検討する。

公園の規模等から、できるだけ平常時の公園利用に支障をきたさないよう、必要最小限の施設を導入するとともに、規模や形態に十分留意する。

#### ○ 身近な防災活動拠点の機能を有する都市公園

基本的には、一次避難地の機能を有する都市公園に準じた考え方とする。

特に、施設の有効利用の観点から、救助や消火等の初期活動（住民による活動）用の資機材の保管、及び救護活動用のスペース等として、あずまややパーゴラ、ベンチ、遊具等を有効に活用することを積極的に検討する。

公園の規模等から、できるだけ平常時の公園利用に支障をきたさないよう、必要最小限の施設を導入するとともに、規模や形態に十分留意する。



## Ⅲ. 2. 3 ゾーニング・動線計画と施設等の配置

### (1) ゾーニング・動線計画

災害時に防災機能が十分に発揮できるよう、かつ平常時の公園の様々な機能がそこなわれないうよう、以下の項目に留意して検討を行い、防災上の視点に基づいたゾーニング・動線計画を行う。

1. 公園全体としての防災機能の発揮、及び各施設間の機能の補完
2. 平常時に対応したゾーニング・動線計画との整合
3. 公園周辺の状況との関係
4. 避難と救援、また、歩行者と車両とを考慮した動線
5. 時間経過による利用の変化

#### 【解説】

ゾーニングは公園内における防災上のおおよその土地利用概念を示すものであり、特に大規模の公園では、利用形態やエリアの機能の明確化等を図る上で効果的である。小規模な公園では、ゾーニングを行わない場合もある。また、ゾーンは複合的に重なり合うこともあり、また個別の施設配置に際しては、無理にゾーン設定との整合にこだわることはない。

#### 1. 公園全体としての防災機能の発揮、及び各施設間の機能の補完

公園全体として災害時に防災機能が十分発揮できるか、また、各ゾーンや施設間で防災機能の補完が容易であるかどうかという点に十分留意する。スペースの活用や活動スペースとその活動に必要な施設等の観点から、各ゾーンが一部重複、あるいは隣接していることが必要となる場合もある。公園全体としての防災機能が、効果的に発揮されるよう配慮する。

#### 2. 平常時に対応したゾーニング・動線計画との整合

平常時に対応した一般的なゾーニング・動線計画を行う際、防災上の視点に基づいたゾーニング・動線計画を並行して行い、平常時の土地利用や動線等に支障とならないようにする。基本的には、平常時に対応した考え方によるものとする。

#### 3. 公園周辺の状況との関係

防火樹林帯ゾーンや避難広場ゾーンの配置については、特に公園周辺の火災危険性や避難路等の条件を検討することが必要である。また、救援活動支援ゾーンについてもアクセスとの関係に留意する必要があることから、公園の周辺の状況を十分考慮したゾーニング・動線計画とする。

#### 4. 避難と救援、また、歩行者と車両とを考慮した動線

避難と救援等の利用動線や歩行利用と救援等の車両の進入、通行との関係を考慮した動線計画を行う。この場合、入口部や周辺からの避難、救援のアクセスとの関係にも留意する。

#### 5. 時間経過による利用の変化

災害時には、状況によって、様々な目的での公園利用が考えられ、時間経過に応じてその利用目的は変化することが予想される。したがって、それらの時間経過による利用の変化に対して、柔軟に対応できるような配慮が必要である。

ゾーニングにおける、防災公園の種類ごとの留意点は、以下のとおりである。

なお、「避難路の機能を有する都市公園」、「石油コンビナート地帯等と背後の一般市街地とを遮断する緩衝緑地」については、特に防災上の明確なゾーニングや動線計画を行う必要はない。「帰宅支援場所の機能を有する都市公園」及び「身近な防災活動拠点の機能を有する都市公園」で規模の大きな場合は必要に応じて検討する。

#### ○ 広域防災拠点の機能を有する都市公園

“救援活動対応ゾーン”は、幹線道路からのアクセスが容易な位置に配置し、またそれに関連する諸活動を考慮した動線計画を行う。

“避難広場（一時的避難生活対応）ゾーン”を設定する場合は、“救援活動対応ゾーン”やそれに関連する動線と重複しない配置とするとともに、状況により“救援活動対応ゾーン”としても一体的な活用が図れるよう考慮する。

#### ○ 地域防災拠点の機能を有する都市公園

“救援活動対応ゾーン”は、幹線道路からのアクセスが容易な位置に配置し、またそれに関連する諸活動を考慮した動線計画を行う。

なお、“避難広場（一時的避難生活対応）ゾーン”を設定する場合は、“救援活動対応ゾーン”やそれに関連する動線と重複しない配置とするとともに、状況により“救援活動対応ゾーン”としても一体的な活用が図れるよう考慮する。

#### ○ 広域避難地の機能を有する都市公園

“避難広場ゾーン（一時的避難生活対応）”については、緊急避難時の安全性と到達性とを重視した配置とする。

また、避難行動や避難者への対応を考慮し、“防災関連施設ゾーン”や“救援活動対応ゾーン”は、“避難広場（一時的避難生活対応）ゾーン”と隣接（あるいは一部重複）させた配置とする。

ただし、避難者が直接使用する医療・救護等の活動以外の救援活動や防災関連施設については、空間的に占有して利用できるようなゾーニングをすることが望ましい。

#### ○ 一次避難地の機能を有する都市公園

一般的には、“避難広場（一時的避難生活対応）ゾーン”と“救援活動対応ゾーン”が考えられ、“防火樹林帯ゾーン”と“防災関連施設ゾーン”は、特にゾーニングされない場合がある。

なお、“避難広場（一時的避難生活対応）ゾーン”は、一般的には避難広場としての利用が主となる。

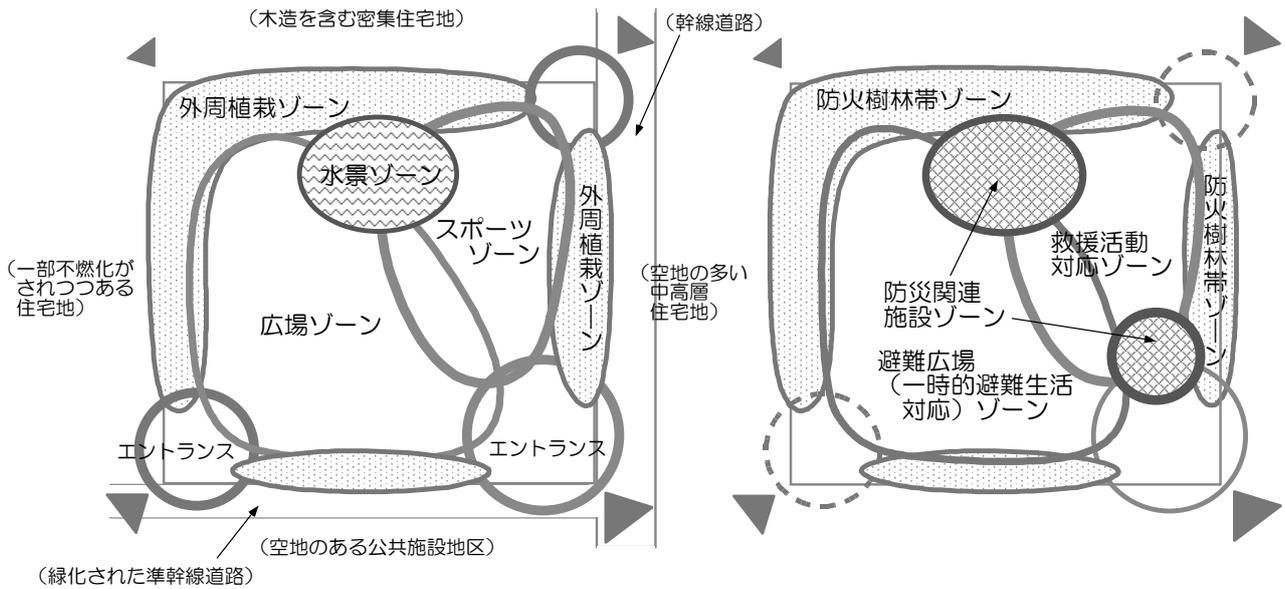
“避難広場（一時的避難生活対応）ゾーン”と“救援活動対応ゾーン”は、必ずしも明確なゾーニングを行う必要はなく、通常の公園利用のゾーニングや動線計画をベースとして効率的なスペースの活用が図れるようにする。

ゾーニングの区分としては、表Ⅲ-13、図Ⅲ-5、図Ⅲ-6のような例があげられる。

表Ⅲ-13 防災上の視点に基づくゾーニング(地域防災拠点及び広域避難地の機能を有する都市公園を想定した場合)

ゾーン	概要
防火樹林帯ゾーン	防火樹林帯等を主体とするゾーンであり、主として公園の外周に設定する。
避難広場（一時的避難生活対応）ゾーン	避難広場を主体とする避難スペースのゾーンであり、市街地延焼火災時等安全性から、公園の中央に設置し、必要に応じ周囲に防火樹林帯ゾーンがあること。また、一部は避難者の一時的避難生活のためのスペースとして利用される。避難者に係わる救援活動スペースを除き、救援活動対応ゾーンとは重複しないことが望ましい。
防災関連施設ゾーン	水関連施設や非常用便所、及びその他の防災関連公園施設を整備するゾーンであり、避難広場ゾーンの周辺部に設定する。ただし、分散して設定することや、特にゾーンとして設定せず、施設配置のみを行うことがある。
救援活動対応ゾーン	<p>消防・救援、医療・救護活動、その他の諸活動のスペース等を主体とするゾーンである。スペースの有効活用や施設の効率的な活用を図るため、避難広場ゾーンと防災関連施設ゾーンとに隣接、または一部重複させる。</p> <p>避難者に直接関わる医療・救護等の活動以外の諸活動スペースについては、空間的に占有して利用できるゾーンとすることが望ましい。</p> <p>緊急車両の進入等、公園外部との関係が強いため、主要な入口に近いことが望ましい。また、緊急用ヘリポートを含むゾーンとする場合は、占用的な使い方が可能なゾーニングとする。</p>

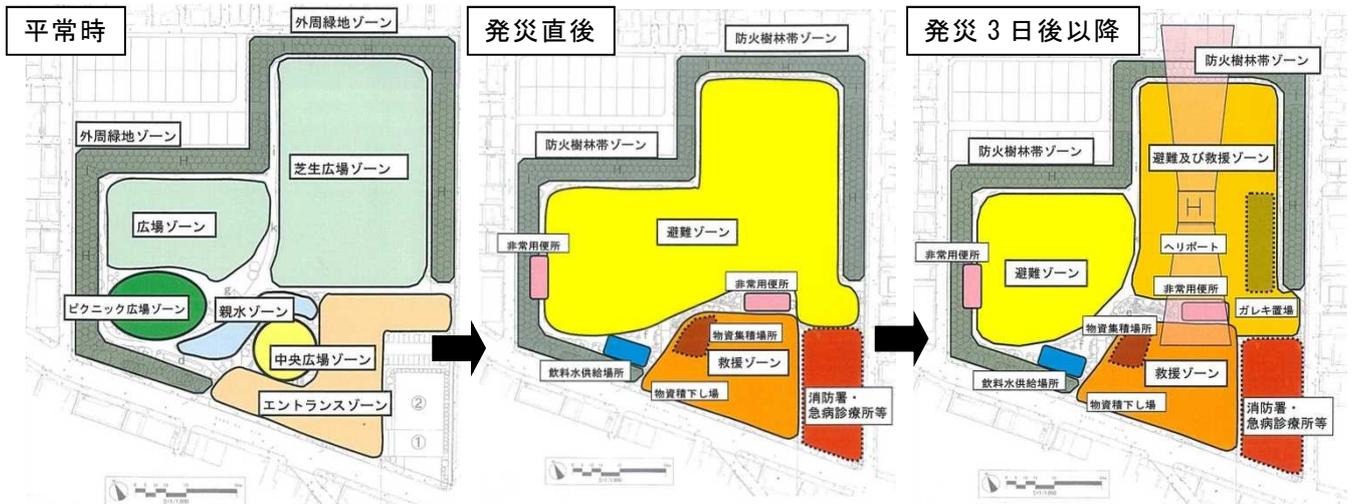
注) 被災時は、被災直後から時間の経過によってスペースの使い方が変化するので、時系列的なゾーンも必要とされる。また、公園の種類や規模によってゾーニングの考え方が異なる場合がある。



〈平常時のゾーニング〉

〈災害時を想定したゾーニング〉

図Ⅲ-5 平常時のゾーニングと防災上のゾーニング設定概念図(例)  
 ー地域防災拠点及び広域避難地の機能を有する都市公園を想定ー



図Ⅲ-6 平常時のゾーニングと防災上の時系列的なゾーニング設定概念図(例)  
 ー地域防災拠点及び一時避難地の機能を有する都市公園を想定ー

出典：市川市 HP<sup>53</sup>より作成

## (2) 施設等の配置

導入する「防災関連公園施設等」について、災害時に効果的、効率的な活用が図れるよう、以下の事項に留意した検討を行い、施設等の配置計画を行う。

1. 施設等の相互の関係と総合的な防災機能の発揮
2. 災害時の利用動線
3. 公園の周辺状況、隣接する防災関連施設等との位置関係
4. 全体計画との整合と平常時の公園の利用、景観

### 【解説】

導入する「防災関連公園施設等」については、災害時に効果的、効率的な活用が図れるよう配置計画を行う。基本的には、平常時の公園や公園施設の利用、景観や修景面も考慮し、公園全体の施設配置計画の一環として検討を行う。

「その他の防災活用公園施設」についても、想定された災害時の活用目的が達成されるよう、公園全体の施設配置計画において考慮する。

なお、これらの施設以外の公園施設であっても、その規模や形態等によっては災害時の避難や救援等の諸活動に支障とならないような配置、あるいは施設が損傷を受けたり倒壊した場合なども、広場や園路の機能を損なわないような配置等にも配慮する。

### 1. 施設等の相互の関係と総合的な防災機能の発揮

導入する施設等が災害時に機能を十分発揮できるよう、各施設の使用目的と使用方法を十分考慮する。また、隣接して配置した方が効果的なケース、救援物資等の輸送や集積に係わる施設（スペース）や、備蓄倉庫と管理施設との関係など、防災関連公園施設の相互の関係や他の公園施設との関係を十分考慮し、公園全体として効果的、効率的な活用が図れるようにする。

なお、施設によっては、地盤変動等による被害を受け難いよう、地盤条件（特に切盛り区域）や地形条件等に留意することも必要である。

### 2. 災害時の利用動線

施設の活用においては、利用動線との整合性がとれているかが重要である。特に避難者の動線や公園入口の位置、公園内の避難者の動線、また応急対応や復旧等の救援のための諸活動における緊急車両等の動線と整合のとれた配置とする。諸活動の動線については、大型車両の進入や通行、及び駐車・待機等も考慮する。

### 3. 公園の周辺状況、隣接する防災関連施設等との位置関係

施設によっては公園内の検討のみではなく、公園周辺部の状況や隣接あるいは近接する防災関連施設、公共施設との位置関係も考慮する必要がある。

特に避難広場や防火植栽帯及びスプリンクラー等については、周辺の市街地等の状況を、また、防火用の耐震性貯水槽等についても周辺の状況や消防水利との位置関係を考慮する。

防災公園以外の防災機能を持った他の都市施設等が隣接して立地する場合、広場や防火樹林帯、施設配置、あるいは設備系統とその配置等は相互の調整を十分に行う。学校が隣接する場合は、校庭と公園の広場の一体的な整備によって広い空間が確保できるなど、公園単独では難しくとも全体として必要規模が確保できる。また、非常用エネルギーの供給や情報収集と伝達等についても、隣接するそれらの施設と連携することにより、効率的な運用が図れる場合がある。

#### 4. 全体計画との整合と平常時の公園の利用、景観

防災関連公園施設等やその他の防災活用公園施設の配置が、平常時の公園の機能、利用や景観を損ねないように留意する。

そのためには、公園全体の施設配置計画の中で防災上の検討を行い、平常時や防災以外の公園の機能との整合を図ることが重要である。

### Ⅲ. 2. 4 防災公園の管理運営方針の検討

当該防災公園について、災害時に十分な活用が可能となるよう、以下の事項に留意した検討を行い、利用及び管理運営に係わる方針を定める。

1. 防災に関する上位・関連計画（地域防災計画等）との整合
2. 災害時における公園活用の全体調整
3. 平常時におけるPR、訓練、利用体験及び学習
4. 平常時における維持管理
5. 地域との役割分担と協力体制
6. 柔軟性、時間経過に伴う利用の変化への柔軟な対応
7. 高齢者、障害者等への考慮

#### 【解説】

災害時においては、避難者や地域住民、消防・救急機関やその他救援に係わる機関、住民等の様々な利用主体による公園や公園施設の利用が考えられる。また、利用目的も様々であり、同一の施設（特に広場等のスペース）であっても、時間の経過に伴ってその利用方法や利用形態が異なってくることが予想される。また、避難場所等の位置付けのない公園であっても、周辺市街地の状況等によっては避難者や帰宅困難者等の一時的な退避や滞留等の利用も想定される。

このような状況の中で、適切で柔軟な利用を図るためには、公園や公園施設の利用とそれに対応できる管理・運用方法に係わる方針を予め定めておく必要がある。公園全体や防災関連公園施設等、及びその他の防災活用公園施設で活用を想定する施設について、避難と救援の両面から以下の項目について設定あるいは想定する。

- ①利用の目的（用途）：避難や救援活動におけるスペースや施設の具体的な利用目的、貯留水等の用途などについて。
- ②利用の時期（期間）：①の各利用の時期や期間（時間）について。
- ③利用主体：①の各利用の主体。特に、救援活動利用における防災関連機関等の利用主体について。
- ④利用方法・規模：①の各利用における利用方法、使用するスペースの規模や位置等について。利用方法では、占用的な利用や大型車両の使用等も含めて検討する。
- ⑤管理運営の体制（行政と住民との役割分担等も含む）：公園管理者、防災関連部局や機関、地域住民や住民組織等を含めた、全体的な体制づくりと役割分担について。全体調整や時間経過との関連についても考慮する。
- ⑥管理運営の方法：「防災関連公園施設等」や「その他の防災活用施設」を含めた具体的な管理運営、及び施設運用の方法について。⑤の体制における役割分担を踏まえ、かつ時間経過に伴う、利用の変化も十分考慮する。各種情報の提供や収集も含む。
- ⑦平常時の訓練、利用体験の方法：特に、災害時に公園や公園施設の効率的な活用を図るために必要となる平常時の防災訓練や利用体験等について。

これらの内容は、地域防災計画等における救援体制や利用計画の内容と関連すること、及び災害時の様々な状況が予想される中で具体的な方針が定めにくいことなどが考えられるが、平常時の公園の運営管理体制も考慮しつつ、災害時に求められる機能を適時適切に発揮できるよう、「タイムライン（時間軸に沿った防災行動計画）」の視点から、実情に応じて出来るだけ具体的なマニュアル等を作成しておくことが望ましい。その際、津波災害や水害については、情報発表から発災までのリードタイムを考慮し、タイムラインの時間軸を検討する必要がある。

なお、災害時に効率的な利用を図るためには、平常時の公園利用、住民参加の公園管理運営が積極的に行われていることが必要であり、これら利用や住民参加を促進していくための平常時の公園管理運営についてもあわせて検討していくことが重要である。

### 1. 防災に関する上位・関連計画（地域防災計画等）との整合

特に広域防災拠点の機能を有する都市公園や広域避難地の機能を有する都市公園の災害時の利用や管理運営については、地域防災計画で定められる、あるいは整合を持った計画が定められる必要がある。また、その他の公園の場合も含め、地域防災計画等における救援や防災関連の施設利用等に係わる内容と密接な関わりを持つものである。

したがって、方針の設定にあたっては、地域防災計画等との整合を図るとともに、防災関連部局等との調整を行う必要がある。

### 2. 災害時における公園活用の全体調整

災害時の公園は、避難利用や一時的な避難生活利用等の他、消防関係や自衛隊、その他の関係機関等、さまざまな人々や組織、団体等に利用される。また、下記6. のとおり、時間経過に伴い利用が変化することも想定される。したがって、公園管理者は、公園及び公園施設に関するさまざまな情報を把握・管理し、災害時に公園が有効に活用されるよう、関係者との調整と全体的なコーディネートが行えるような体制を検討する必要がある。

必要に応じて、救援に係る防災機関等と事前に災害時利用の調整を行い、利用協定等を締結することも検討する。

### 3. 平常時におけるPR、訓練、利用体験及び学習

災害時に、公園や公園施設を効率的に活用するためには、平常時からのPRや訓練を行うことが重要である。また、公園の計画段階からの住民の関心や参加も重要な要素となる。

訓練については、地元自治体が主催して行う防災訓練が一般的であるが、公園管理者においても積極的に参加するようにし、防災公園においては一般的な避難防災訓練等の他、津波の情報伝達や徒歩帰宅者等への支援などに特化した訓練、防災に係わるイベントと訓練を合わせて行うことや、施設・機器の操作や避難生活の体験等のより実践的な方法も必要である。参加形態についても、地域住民全体が参加する大規模な訓練の他、学校単位や地域住民の組織単位、あるいは事業所や商店街の単位などでの参加を考慮する。

また、災害や防災に係わる知識等を得るなどの学習の場としても活用することを検討する。

### 4. 平常時における維持管理

施設によっては、平常時における一般的な公園施設管理の他に、防災機能に配慮したメンテナンスが必要となる。主に以下の施設があげられる。

貯水槽については、タイプによって異なるが、必要に応じて入れ替えやメンテナンスを行う。防災訓練時に入れ替えを兼ねて使用することも考えられる。

散水施設やポンプ、設備配管等の設備については、長期間作動あるいは使用しないと機能の低下等の支障が生ずる場合があるため、定期的にメンテナンスを行うと共に、定期的に一定時間（期間）使用することも必要である。自家発電設備等についても同様である。

太陽光発電等の自然エネルギーを活用した照明灯などは、災害時にエネルギー供給が断絶しても自立的に機能を発揮できるものであるが、定期的にバッテリー等の更新が必要となることに留意する。

備蓄倉庫の備品等については各々の保管期限等を考慮し、適宜入れ替えを行う。入れ替え対象

のものは、有効に利用できるようにする。資機材についても必要に応じてメンテナンスを行う。この他、池等の水施設や広場・園路、防火植栽帯、あるいは上記の設備で平常時との兼用利用を行っているものなどについては、基本的には平常時の公園管理に則った維持管理を適切に行う。

## 5. 地域との役割分担と協力体制

公園では、管理者が常駐（特に夜間）しているところは限られ、平常時の人的な対応は少ない。災害時においても、公園として必要な人員を速やかに派遣することは困難なことが予想され、公園施設等の管理・運用を指定管理者や公園管理者のみで行うことは困難である。

したがって、災害時の公園の管理運営については、行政の公園所管部局と指定管理者との役割分担をあらかじめ検討しておくとともに、公園管理者と防災関係機関や地域住民等の様々な組織、個人の協力と役割分担が必要である。特に、支援体制が整っていない被災直後は、施設の使用等において、行政側の人的対応が困難となり、緊急避難、応急利用期の施設の実質的な管理・運用については、避難者等の地域住民が主体となるケースが予想される。また、災害時の公園内の園路や施設、地盤等が破損した場合の応急的な補修・復旧、及び施設の管理、あるいは公園の利用状況の把握などの情報収集においては、周辺住民や住民組織の他、公園の施工や管理に関わる民間の造園業者等の協力も必要となる場合が想定されるため、必要に応じてそれら関係者と災害時の協定を締結することも検討する。

施設の鍵の平常時からの管理方法や災害時の施設使用の判断等について、防災公園の機能や役割、施設の種類、その他実情に応じて、住民との役割分担を含めて、あらかじめ検討する必要がある。

防火用水や水道管直結型耐震性貯水槽等は、設置者あるいは管理者が公園管理者と異なることがあり、関係機関等との調整が必要である。

## 6. 柔軟性、時間経過に伴う利用の変化への柔軟な対応

被災の状況や規模等によって様々な利用が生ずることが予想される。特に広場については同時に異なった利用が行われる場合があり、適切な利用区分を行う必要がある。また、災害発生時から復旧対応期まで様々な利用がなされ、同じ施設であっても、時間経過に伴い、その利用目的や利用形態が変化する。広場等の緊急避難スペースとしての利用から一時的な避難生活スペースあるいは救援等の拠点スペース利用へ、耐震性貯水槽等の消火用水利用から避難生活用水利用へ、また、洗浄水の確保により、トイレの非水洗式利用から水洗式利用へ等があげられる。

また、被災直後の、平常時利用から災害時利用への施設利用の切り替え（設備的な面も含め）への対応も重要である。

したがって、その時々に応じて柔軟で適切な施設利用が図れるよう、様々な状況に柔軟に対応できる管理・運用体制を整えておく必要がある。

## 7. 高齢者、障害者等への考慮

災害時、特に避難時には高齢者や乳幼児・子供、障害者等のさまざまな人の利用が予想されるため、各種施設や整備の形態等についてバリアフリー等の考え方を前提とすることの必要性は、“3. 1 全体の留意事項”で記述するとおりである。この考え方に基づいて、防災公園の施設や運用体制については誰もが容易に利用できるものとするだけでなく、利用する際に、利用者が協力し合い、補助し合うようなソフト面での体制づくりやルールづくりが必要である。

防災公園の種類により、特に留意すべき点は、以下のとおりである。

なお、「避難路の機能を有する都市公園」、「石油コンビナート地帯等と背後の一般市街地とを

遮断する緩衝緑地」については、上記の留意点を参考に必要に応じて検討する。

○広域防災拠点の機能を有する都市公園

広域的な救援活動の拠点となり、消防関係や自衛隊等の様々な活動主体が利用することから、特に公園利用の全体調整が必要である。広域的、あるいは当該都市としての救援システムに組み込まれることから、あらかじめ関係機関・部局との調整を図り、具体的な公園利用方法や管理体制を定めておく必要がある。

○地域防災拠点の機能を有する都市公園

救援活動の前線基地となり、消防関係や自衛隊等の様々な活動主体が利用することから、広域防災拠点の機能を有する都市公園と同様に、特に公園利用の全体調整が必要である。広域的、あるいは当該都市としての救援システムに組み込まれるとともに、特に発災直後には一時的な避難利用も考えられることから、あらかじめ関係機関・部局との調整を図り、具体的な公園利用方法や管理体制を定めておく必要がある。

○ 広域避難地の機能を有する都市公園

様々な避難形態や避難規模、及び救援活動の支援が考えられ、またそれらは時間経過にともなって変化する。したがって、状況に応じて柔軟に対応できる管理運営体制をとるとともに、人員（公園管理者）の配置や場合によっては人員派遣等の対応についても具体的な方法を定める必要がある。この場合、公園管理のみでは対応しきれないことが予想されるため、地域住民や住民組織等を含めた具体的な方法を検討し、協力体制づくりを行っておくことが重要である。

○ 一次避難地の機能を有する都市公園

周辺住民や地域の防災組織、公園愛護会等を含めた管理運営の体制づくりが重要である。具体的には、役割分担や施設利用等のルールづくりをあらかじめ検討することなどがあげられる。これらの住民組織は、平常時の公園利用や管理運営に係わる組織と同一組織であることが望ましい。

○ 帰宅支援場所の機能を有する都市公園

周辺住民や地域の防災組織、公園愛護会等を含めた管理運営の体制づくりに加え、一時退避や帰宅途中での休憩利用が想定される人々も含めて災害時の利用方法を確認しておくことが望ましい。具体的には、商業地区や集客施設近隣に立地する公園では、周辺事業者等と役割分担や施設利用等のルールづくりをあらかじめ検討すること、徒歩帰宅訓練で公園を利用することなどがあげられる。

○ 身近な防災活動拠点の機能を有する都市公園

基本的には“一次避難地の機能を有する都市公園”の留意点と同様であるが、周辺住民による自主的な管理や施設の運営、利用のためのルールづくりが求められる。

### Ⅲ. 3 防災公園の設計

#### Ⅲ. 3. 1 公園施設等の設計

##### (1) 全体の留意事項

リストアップされた施設等について、以下の事項に留意した検討を行い、具体的な施設設計を行う。

- |                |              |
|----------------|--------------|
| 1. 平常時の公園利用    | 2. 弱者等への対応   |
| 3. 効率的整備、活用    | 4. 時系列変化への対応 |
| 5. 柔軟性のある施設利用  | 6. 容易な利用、管理  |
| 7. 整備（設置）・管理主体 | 8. 耐震性・耐浸水性  |

##### 【解説】

当該防災公園に導入する防災関連公園施設等としてリストアップされた施設等について、以下の事項に留意した検討を行い、具体的な施設設計（配置・規模・形態・構造・設備等の検討）を行う。

施設内容の設定にあたっては、予め導入要素（スペース、水、情報、他）の検討・整理を行い、その内容に沿って個々の施設のタイプの選定やその内容検討を行う。

##### 1. 平常時の公園利用

平常時の公園利用や景観等に支障とならないよう、形態や配置、あるいは規模やデザイン等について十分考慮した施設の導入を図る。

災害時における公園への避難や公園施設等の利用をスムーズに行うためには、日常的に公園を利用し、親しんでいることが大切である。また、公園は、防災機能以外の多様で重要な機能を持っている。したがって、平常時の魅力性や利用性を高め、多様な機能を十分発揮できるよう留意する必要がある。

特に公園の特質といえるオープンスペースと緑は、災害時においても重要な要素となることから、それらの特質を踏まえた防災公園整備、防災関連公園施設の導入を図る。

##### 2. 弱者等への対応

様々な利用者、特に高齢者や乳幼児・子供、障害者等の弱者の利用に配慮した整備形態、施設の導入を図る。

災害時、特に避難時においては、高齢者や乳幼児・子供、障害者等の様々な人が利用することが予想される。したがって、避難時の行動や避難生活に必要な施設や整備形態等についてバリアフリーを前提とした整備を行う必要がある。具体的には、入り口や園路・広場、非常用トイレ等において特に留意する。

公園の地形条件等により公園全体で対応することが困難な場合は、避難動線、スペースや施設の重要性を勘案して最低必要な箇所について対応する。

なお、平常時においてもバリアフリー、あるいはユニバーサルデザインの考え方に基づいて公園整備を図ることは当然であり、該当する法令や基準等にしがった整備を図るものとする。

### 3. 効率的整備、活用

平常時との兼用利用や転用利用等の効率的な整備が可能となる施設の導入を図るとともに、公園施設の災害時における様々な有効活用を図れるよう検討する。

効率的でコストも考慮した防災施設の整備を行うためには、平常時に必要となる公園施設が災害時にも出来るだけ活用できるよう、兼用利用や転用利用を考慮した施設導入を行うとともに、公園施設の活用方法や運用・管理方法等についても、具体的な内容を予め設定しておく必要がある。

なお、災害時における防災公園の自立度を高める観点から、雨水活用や自然エネルギーの活用、及び省エネルギー等に配慮する必要がある。

### 4. 時系列変化への対応

被災直後から時間の経過に伴って変化するニーズや利用形態、あるいはサービス水準等に、各施設全体として対応できるようにする。

特に、飲料水や食料、トイレ、生活必需品、及び生活スペース等の避難生活に関わるものについては、避難者等の利用者のニーズが変化し、時間経過とともに高いサービス水準が求められることが考えられる。また、利用時期によって施設の利用目的や利用主体、利用形態（集中利用等）が異なることや、ライフラインの時間経過に伴う復旧状況も考慮する必要がある。

### 5. 柔軟性のある施設利用

様々な状況下の利用に対応し、柔軟性のある利用、多目的利用が可能なような施設を検討する。

災害時の公園利用は、災害のタイプや規模、気象状況や公園の立地等の諸条件によって様々な利用が予想される。したがってハード面においては、それらの利用に対応できるような柔軟性（フレキシビリティ）を持った形態やシステム、構造が求められる。

具体的には、多目的に使用できる水関連施設や複合的な機能を持つ貯水槽、水洗と非水洗に対応できる常設トイレ、あるいは自動や手動による操作等が考えられる。

なお、ハード面のみで様々な状況に対応することは不可能であり、施設の運用や利用方法、管理等のソフト面の対応が重要である。

### 6. 容易な利用、管理

地域住民等の施設利用を考慮した、簡単に利用できる構造やシステム、操作方法とするとともに、災害時の施設運用や維持管理等が行いやすいよう考慮する。

災害時には、避難者や地域住民が施設の利用、操作等を直接行うことが多く想定される。したがって、専門的な知識が無くとも、また夜間や短時間の内に使用できるよう、簡単な装置や操作ためのガイド表示等を考慮する。特に使用に際して鍵や特殊な器具を必要とする場合は、その保管方法等も十分検討する。

管理においても同様であり、互換性のある機器等の使用やシンプルな構造、必要となる補充品や機材の用意なども考慮する必要がある。

### 7. 整備（設置）・管理主体

施設によっては、整備（設置）主体や管理主体が公園設置者・管理者と異なる場合があるため、関連部局や関係機関と調整するとともに、平常時の維持管理方法等についても十分考慮する。

特に水道管直結型の耐震性貯水槽や防火用の貯水槽、通信機器、及び備蓄倉庫（備蓄品、配備品）等については調整が必要である。

## 8. 耐震性・耐浸水性

地震災害時に必要な機能が発揮できるよう、構造面やシステムにおける耐震性能を十分考慮する。また、津波災害時や水害時に、公園内が浸水した場合にも、復旧段階等で必要な機能が発揮できるよう、必要に応じて耐浸水性能を考慮する。

耐震性は、単体の施設の構造のみではなく、全体のシステムや配管、地盤等の様々な面の検討を行う。手動制御と自動制御の組み合わせやバックアップ等の考え方も取り入れる。また、地盤に関わるものや配管等では柔軟性を持たせることや、破損後の復旧の容易さを重視することも必要である。各施設に持たせるべき耐震性の程度については、施設の重要度や施設の部分による重要度等を考慮し、コストも勘案して検討する。

ライフラインについては、敷地内を占用する幹線がある場合や、周囲に幹線がある場合は、耐震性を高める観点から積極的にそれらを導入することを検討する。

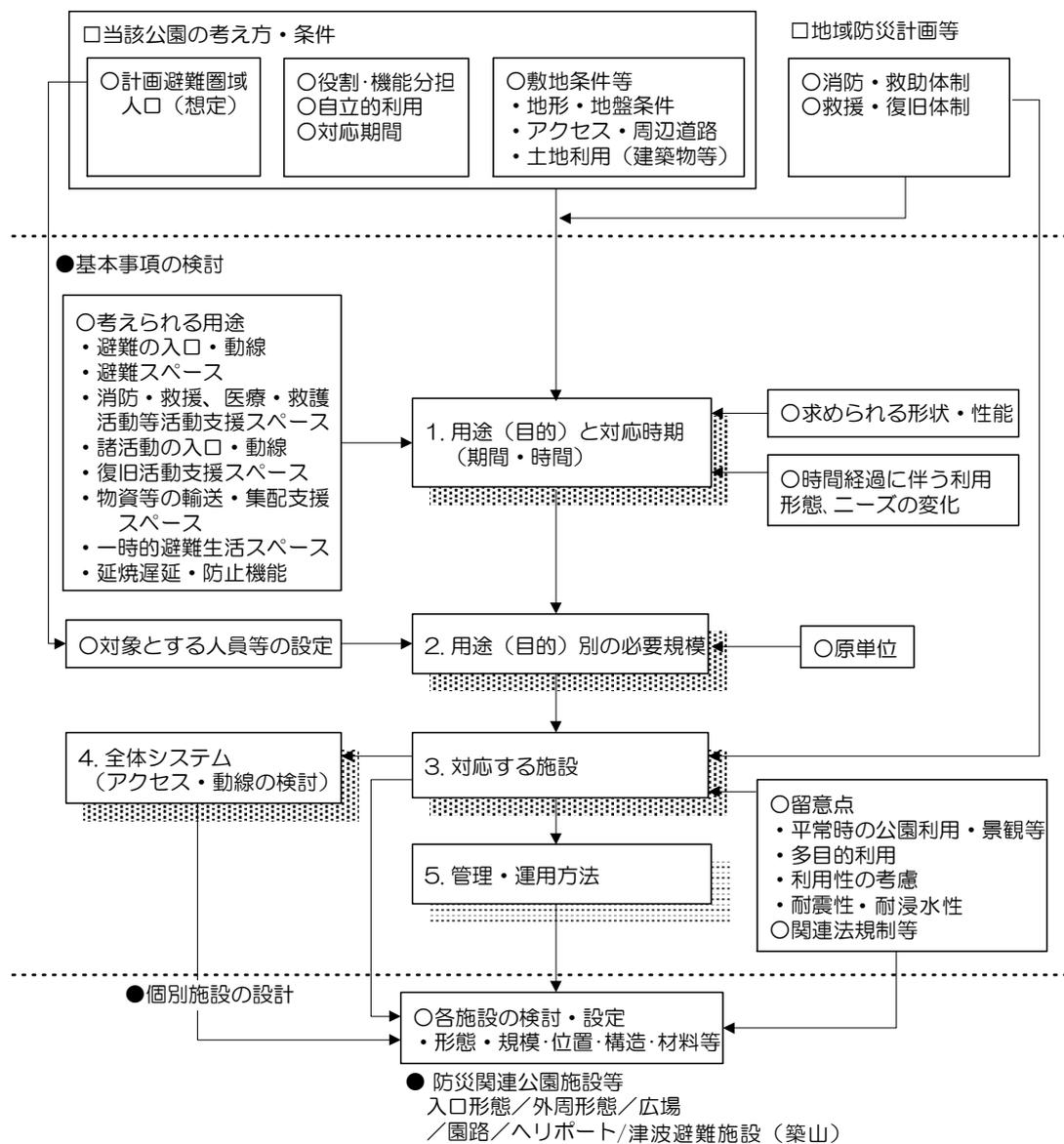
## (2) 防災関連公園施設等

### 1) 園路、広場他

園路、広場他の設計にあたっては、特に災害時に必要となる“スペース”について以下の基本的事項を設定する。

1. 用途（目的）と対応時期（期間・時間）
2. 用途（目的）別の必要規模
3. 対応する施設
4. 全体システム
5. 管理・運用方法

園路、広場他の設計手順は図Ⅲ・7のとおりである。



図Ⅲ-7 園路・広場等の検討に関わるフロー

## 【解説】

### 1. 用途（目的）と対応時期（期間・時間）

オープンスペースとしての公園の活用は、公園の特質を活かしたものであり、広場や園路、その他のスペースを含め、さまざまな活用が可能となる。

災害時に必要となる避難や救援等、諸活動のスペースの用途（目的）は、時間の経過に伴ってその利用形態やニーズが異なる。例えば、被災直後は安全な避難のためのスペース、または消防や救助活動の支援スペースとして、次いで応急生活スペースや徒歩帰宅者等の休憩スペース、救援活動の支援スペースとして活用するなど、状況に応じたさまざまな用途が考えられる。場合によっては占有的なスペース利用の必要性も生じる。したがって、以下を参考にして、用途（目的）と対応時期（期間・時間）を設定する。

なお、用途（目的）は、都市や地域全体における避難や救援の方法によって異なるため、地域防災計画の考え方を踏まえ、他の防災関連施設との役割分担や公園敷地条件等を考慮して設定する。

#### （考えられる用途）

- 延焼遅延・防止機能 …… 市街地火災等の延焼遮断、遅延のためのスペース。
- 避難の入口・動線 …… 避難場所等への安全な避難動線。
- 避難スペース …… 市街地の大火災時に周辺からの延焼や輻射熱から安全に避難できる一時的避難地または広域避難地として利用できるスペース、津波や洪水からの緊急避難スペース、一時的な退避スペースや帰宅支援のためのスペース。
- 消防・救援、医療・救護等活動支援スペース …… 消防隊や自衛隊、地域住民、ボランティア等による消防・救援、医療・救護等の活動を支援するためのスペース。
- 諸活動の入口・動線 …… 消防・救援活動、一時的な避難生活支援活動等に必要な車両などの入口や動線。
- 一時的避難生活スペース …… 緊急避難時やその後の一時的避難生活時におけるテント等の滞在スペース、及び仮設住宅の設置スペース。
- 復旧活動支援スペース …… 行政や自衛隊、ボランティア団体等による復旧の活動を支援するためのスペース。
- 物資等の輸送・集配支援スペース …… 救援物資や諸活動にかかわる人員等の輸送、物資の集配を支援するためのスペース。

各用途が考えられる主な時期（期間）は一般的には表Ⅲ-14のとおりである。なお、状況によって使用期間は異なる。

表Ⅲ-14 災害時に必要となるスペースの用途と想定される使用期間

用途	段階	直後	緊急	応急	復旧・復興
		被災	概ね3時間	概ね3日	
延焼遅延・防止機能		■	■	■	.....
避難の入口・動線		■	■	■	.....
避難スペース		■	■	■	.....
消防・救援、医療・救護活動支援スペース		■	■	■	.....
諸活動の入口・動線		■	■	■	.....
一時的避難生活スペース			■	■	.....
復旧活動支援スペース				■	.....
物資等の輸送・集配支援スペース		■	■	■	.....

## 2. 用途（目的）別の必要規模

避難スペースについては避難対象人員、原単位から規模を算定する。

救援等のスペースについては、消防隊や自衛隊等の一部隊の規模（人員等）を想定し、必要量を算定する。算定の考え方・方法は、以下を標準とする。なお、救援等のスペース必要量の算出においては、公園敷地条件等に応じた規模となるよう留意する。

### ●必要避難スペース〈有効避難面積〉(㎡)

$$= \text{対象避難人口}^{*1} (\text{人}) \times \text{有効避難単位面積}^{*2} (\text{㎡/人})$$

避難スペースの規模は、避難広場等の避難が可能な有効面積とする。特に、広域避難地の機能を有する都市公園における避難有効面積は、周辺の市街地の状況、及び敷地内の地下埋設物や地下駐車場等の有無やその耐震性を考慮し、避難スペースとして安全性が確保されている区域とし、水面や立ち入ることのできない植栽地、及び他の目的で占用的に使用することになっているスペース等、避難者の収容に適さない部分を除いた面積とする。

公園周辺の空地を、公園と一体化がなされるものとして併せて広域避難地とする場合は、それらの空地の有効面積も含める。

※1 対象避難人口：当該防災公園の避難圏域人口を基準とする。

※2 有効避難単位面積：2 ㎡/人以上（広域避難地としてのスペース）。

現状に応じ1～2 ㎡/人を原則とする。

（参考）

- ・有効避難単位面積は、従来1～2 ㎡/人、あるいは地域防災計画で1～2 ㎡/人を原則としているケースが多い。
- ・1人あたりの必要避難地面積については最低1 ㎡以上とされているが、これは立っている人々の間をやっと通り抜けることができる限界の人口密度であり、混雑時のプラットホームがほぼこれに相当する。しかし、この場合、避難者が避難地内部で動き回る余地はほとんどなく、内部でのちょっとした混乱も吸収する余裕がないと考えられるため、ある程度余裕ある行動ができるよう、1人あたりの必要面積を2 ㎡以上とすることが望ましい。（都市防災実務ハンドブック編集委員会「都市防災実務ハンドブック 地震防災編」<sup>54)</sup>
- ・「群集流の研究」（戸川喜久二氏の調査）<sup>55)</sup>では、込んでいると感じられる密度は0.3 人/㎡（1人あたり3 ㎡）、もっとも込んでいる場合0.5 人/㎡（1人あたり2 ㎡）。（都市防災実務ハンドブック編集委員会「改訂 都市防災実務ハンドブック 震災に強い都市づくり・地区まちづくりの手引」<sup>56)</sup>

- ・平常時の園地広場の収容力としては、避難：1～2 以上 m<sup>2</sup>/人、べんとう・花見：3～5 m<sup>2</sup>/人、野外劇場：4 m<sup>2</sup>/人他となっている。（日本建築学会「建築設計資料集成 5」<sup>57)</sup>）
- ・サービス水準の考え方では、滞留空間の水準 A（自由流動領域：立って待つ人々の間を、周囲の人に迷惑をかけずに自由に通り抜ける空間が与えられるレベル）が 1.3 m<sup>2</sup>以上/人となっている。（ジョン・J. フルーイン「歩行者の空間-理論とデザイン-」<sup>58)</sup>）

● 入口（園路）の避難有効幅員（m）

= 対象避難人口の内該当人員<sup>\*1</sup>（人）

÷ { 単位当たり計画流動係数<sup>\*2</sup>（人/m・分） × 計画避難時間<sup>\*3</sup>（分） }

避難者が公園内に安全に避難するために必要な幅員を算定し、園路や入口の幅員を設定する。

※1 対象避難人口の内該当人員：算定対象の人口や園路へ流入することが予想される人員。避難方向、公園への避難ルート等、及び公園敷地条件等、圏域人口から算定。

※2 単位当たり計画流動係数：歩行路等のサービス水準の考え方における係数。60 人/m・分を標準に、現状に応じて 30～60 人/m・分を標準とする。

（参考）

・大震火災等における避難誘導計画流出係数は、1 人/m・秒と記述されている。

（東京都首都整備局「拠点の安全性の検討に関する調査研究 I 避難システムの検討報告書」<sup>59)</sup>）

・水準 A（20 人以下/m・分）：歩行速度の自由な選択が可能。公共 建築・広場に相当。

・水準 B（20～30 人/m・分）：正常な歩行速度で歩け、同方向の追い抜きも可能。厳しくないピークにときたま生じる建物。

・水準 C（30～45 人/m・分）：歩行速度や追い抜きの自由度が制限。交差流、対向流では衝突しやすい。厳しいピークの生じる交通ターミナル・公共建築。

・水準 D（45～60 人/m・分）：歩行速度は制限され、歩幅や方向の修正が必要。最も混雑する公共空間。

・水準 E、F は省略

（ジョン・J. フルーイン「歩行者の空間-理論とデザイン-」<sup>58)</sup>）

・広域避難地への避難は、概ね歩行速度 2km/時間として考えられていることから、約 33m/分、密度を 1 m<sup>2</sup>/人とすると、33 人/m・分と考えられる。

※3 計画避難時間：避難（流入）に要する時間。実情に応じて、集中利用状況を考慮して 30 分～60 分を標準とする。

（参考）

・広域避難地への避難歩行時間は、2km で 1 時間を標準として考えられている。

● 車両の諸元等

表Ⅲ- 15 を参考に設定する。

下記の原単位を参考に車両幅やすれ違い、及び歩行者の通行等を考慮して設定する。また、車両の回転半径、重量についても、表Ⅲ- 15 の数値を参考に設定する。

（参考）

・救急車の場合、高規格救急車で下表の「小型自動車等」、特殊救急車で「普通自動車」、消防車の場合、クレーン車等の大型のタイプでも「普通自動車」の規格である。

・自衛隊の救援等の車両の場合、基本的には市販の自動車と同様の規格であり、下表の諸元の規格内である。

- ・ 一般的なトラックの場合、大型、中型、小型、軽に分類されるが、小型トラック（積載量 2t 以下）は「小型自動車」に、中型・大型トラックは、「小型自動車等」や「普通自動車」の範囲内である。
- ・ 観光バス等の大型バスの場合、「普通自動車」の範囲内である。

表Ⅲ-15 車両の諸元

設計車両 \ 諸元	長さ(m)	幅(m)	高さ(m)	前端オーバーハング(m)	軸距(m)	後端オーバーハング(m)	最小回転半径 (m)
小型自動車	4.7	1.7	2	0.8	2.7	1.2	6
小型自動車等	6	2	2.8	1	3.7	1.3	7
普通自動車	12.0	2.5	3.8	1.5	6.5	4	12
セミトレーラ連結車	16.5	2.5	3.8	1.3	前軸距 4 後軸距 9	2.2	12

出典：道路構造令第 4 条「設計車両」より作成

- ・ 自動車の車両総重量は、車両制限令及び道路運送車両の保安基準により、単車で 20 t 以下、輪荷重は 5t 以下と規定されている。（公益社団法人日本道路協会「道路構造令の解説と運用」<sup>60)</sup>）
- ・ 陸上自衛隊の災害派遣に使われる主な大型車両の諸元は、以下のとおりである。

表Ⅲ-16 大型車両の諸元等(数字は端数切り上げ)

区分	諸元等
特大型トラック	幅 2.5m、長さ 9.3m、高さ 3.1m、車両重量 21.5t
大型トラック	幅 2.0m、長さ 7.2m、高さ 3.2m、車両重量 14.5t
中型トラック	幅 1.9m、長さ 5.5m、高さ 2.4m、車両重量 5.5t

出典：陸上自衛隊第 12 旅団ヒアリングより作成

●園路の幅員（入口部を含む）

〈一般園路〉

ランク 1：大型緊急車両 2 台<sup>\*1</sup>と相当数の避難者<sup>\*4</sup>とが同時に通行可能な園路  
………… 概ね 10~12 m

ランク 2：大型緊急車両 2 台<sup>\*1</sup>又は相当数の避難者<sup>\*4</sup>が通行可能な園路  
：大型緊急車両 1 台<sup>\*2</sup>又は小型緊急車両 1 台<sup>\*3</sup>と、ある程度の避難者<sup>\*5</sup>が  
すれ違い可能な園路  
………… 概ね 5~6 m

ランク 3：大型緊急車両 1 台<sup>\*2</sup>、又は小型緊急車両 1 台<sup>\*3</sup>と歩行者<sup>\*6</sup>、  
又はある程度の避難者<sup>\*5</sup>が通行可能な園路  
………… 概ね 3~4 m

〈平常時から駐車場等への車両通行（車道として）が可能な通路〉

・ 大型緊急車両 2 台<sup>\*1</sup>のすれ違いと待機（路肩駐車を含む）が可能な通路  
………… 概ね 9 m

・ 大型緊急車両 2 台（小型車両も同様）のすれ違いが可能な通路  
………… 概ね 6 m

園路幅員（入口部も含む）は、前記の“入口（園路）の避難有効幅員”と“車両の諸元等”をもとに、災害時の利用形態を考慮して設定する。なお、平常時の利用や必要な規模（幅員）との整合を図る。その他、入口部の滞留スペースや園路途中の緊急車のすれ違い箇所等の設置を考慮する。

※1 大型緊急車両 2 台 = 5.5m 以上（2 車線）

- ※2 大型緊急車両 1台 = 3m 以上 (1車線)
- ※3 小型緊急車両 1台 = 2.5 m 以上 (1車線)
- ※4 相当数の避難者 = 幅員約 4.5~5.5m (前記の避難有効幅員で 15,000~20,000 人、60 人/m 分、60 分とした場合)
- ※5 ある程度の避難者 = 幅員約 3.0m (前記の避難有効幅員で 10,000 人、60 人/m 分、60 分とした場合)
- ※6 歩行者 (避難者他) = 幅員 1.5~2.0m

(参考)

表Ⅲ-17 一般的な公園園路の幅員

取扱い	幅員	参 考
広場的な扱い。	15m 以上	車 道 ①1車線 3m 以上、2車線 5.5m 以上の幅員 ②曲線半径は 30km/h で 60m、一般に 40km/h で最小 80m ③縦断勾配 9%以下、最大 11%、横断勾配はアスコンまたはコンクリート舗装 1.5~2%、その他は 3~5%以下 (「道路構造令」を参考に作成)
来園者とトラック 2台がすれ違いできる。	10~12m	
来園者とトラック 1台がすれ違いできる。	5~6m	
2人歩き	3m	
1人歩き	1.5~2m	
並木ベルト	0.8~1m	
小灌木ベルト	0.9m 以上	
街路並木の植込み	長さ 2m 幅 0.6m 以上 標準 1.5m	自転車道 ①1車線 1m ②曲線半径は 10m 以上 ③縦断勾配 5%以下 (「公社」日本道路協会「自転車道の設計基準解説」 <sup>61)</sup> を参考に作成)
		歩 道 ①みんなが利用できる園路の縦断勾配は 4%以下とする。ただし、やむをえない場合一部を傾斜路(縦断勾配 8%以下)を含むものとする。 ②横断勾配は水勾配程度とし、可能な限り水平にする。 (「社」日本公園緑地協会「みんなのための公園づくり」 <sup>62)</sup> を参考に作成)

出典：(社)日本公園緑地協会公園緑地研究委員会・造園施工管理委員会「改訂 24 版 造園施工管理 技術編」<sup>63)</sup>より作成

● ヘリポート

「ヘリポート」の“2) 規模・形状”を参照。

● 一時的避難生活スペース (m<sup>2</sup>)

$$= \text{対象人員}^{*1} (\text{人}) \times \text{単位面積}^{*2} (\text{m}^2/\text{人})$$

緊急段階や応急段階の一時的な避難生活において必要となるテント等の設置スペースや仮設住宅の設置に必要なスペース、及びそれら生活に必要な関連スペースを必要に応じて想定する。なお、想定は、利用可能なスペース等、公園の敷地や整備内容等の実情に即した収容力とする。

※1 対象人員：一時的避難生活を行うことが予想される人員。状況による異なり、また、公園の敷地条件、収容力との関連もあり、具体的な設定は難しいことから、収容力として一定の人員を必要に応じて設定する。

※2 単位面積：1人当たりの必要面積。通路や共用部分も含めた面積とする。

(参考)

- ・ テント生活の空間単位当たり面積は、キャンプ場のテント占有面積 50~60 m<sup>2</sup>/1 張り (3~5 人)

から設定すると 10～20 m<sup>2</sup>/人となる。

(社団法人日本造園学会編「造園ハンドブック」<sup>64)</sup>)

● 仮設住宅設置スペース (m<sup>2</sup>) = 設置戸数<sup>\*1</sup> (戸) × 単位面積<sup>\*2</sup> (m<sup>2</sup>/戸)

※1 設置戸数：設置可能戸数。仮設住宅の設置スペースとして使用が可能なスペースの収容力から必要に応じて設定。

※2 単位面積：一戸あたりの必要面積。通路や共用部分も含めた面積とする。

(参考)

- ・ 応急仮設住宅の基準は、1戸あたり 29.7 m<sup>2</sup> (9坪) となっている。(平成 12 年厚生省告示第 144 号より)
- ・ 社団法人プレハブ建築協会等は、各都道府県との災害援助協定締結により、災害時に仮設住宅を供給することになっており、新潟県中越地震では、一人用・6坪型をはじめとする仮設住宅が供給されるとともに、高齢者サポートセンターも併設された。
- ・ 仮設住宅のタイプとしては、規模は 6坪 (19.8 m<sup>2</sup>)、9坪 (29.7 m<sup>2</sup>)、12坪 (39.6 m<sup>2</sup>) があり、建設地の気象などに配慮して寒冷地対策、積雪対策、強風対策などが施される。(一般社団法人プレハブ建築協会HP<sup>65)</sup>)
- ・ 応急仮設住宅の規模(敷地面積)：阪神・淡路大震災における応急仮設住宅の1戸当たりの敷地面積は 80 m<sup>2</sup>/戸程度であった。効率の良い用地で 60～70 m<sup>2</sup>/戸程度、効率の悪い用地で 100 m<sup>2</sup>/戸以上が必要であった。(国土庁防災局「南関東地域直下の地震に対する復興準備計画の策定に関する調査報告書」<sup>66)</sup>)

● 救援等諸活動に必要なスペース

表Ⅲ-18を参考に、実情に応じて設定する。

- ・ 阪神淡路大震災時の自衛隊や消防隊等による支援の際に使われたスペース等は、表Ⅲ-18(諸活動に必要な面積規模の例)のとおりである。
- ・ 新潟県中越地震時の自衛隊等による公園の使われ方は新潟県中越地震における公園の使われ方(参考)のとおりである。
- ・ なお、自衛隊は師団を主な組織単位として活動するが、実際は、任地によりさまざまな下部組織単位で派遣される。自衛隊の主な組織は以下のとおりである。
- ・ 各方面隊－師団(7,000～9,000名程度)－連隊(1,000名程度)－大隊－中隊(200名程度)－小隊(30名程度)－班・小班(10名程度)
- ・ 実際の災害派遣での派遣規模は、駐屯が可能なスペースの規模によって決められる。(防衛庁陸上幕僚監部広報部へのヒアリング)

表Ⅲ-18 諸活動に必要な面積規模の例(参考)

		施設規模の目安	根拠
人的支援	自衛隊の駐屯利用	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 自衛隊の駐屯：4ha以上の平坦地の園地</li> <li>■ その他救助隊の宿泊：駐車場に近接する宿泊施設</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 自衛隊総本部のヒアリングから、師団※2ha、普通科連隊2ha以上(うち大型車輛置場各1ha)が必要。</li> <li>・ 派遣される駐屯部隊の人数は、任務部隊によるが一部隊約300~600名である。派遣先施設の面積は、1.2~2.0ha内外のオープンスペースであり、最も多く派遣された普通科連隊の平均規模は500人であった。</li> <li>・ 広域防災拠点では、実働部隊だけでなく、指揮機能を有する師団(400人内外)や通信連絡部隊等の2連隊以上が駐屯することが想定され、4ha以上が望ましい。</li> </ul>
	広域消防隊等の救援・救助の集結拠点利用	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 広域消防隊の集結：アクセス条件の優れた1ha以上の駐車場/専用回線等、被災地の情報収集のしやすい場所</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 平成7年度の近畿府県防災訓練を経験した滋賀県地震対策課によると、4haのスペースの内半分以上は使用しなかったため、1~2ha規模が必要と考えられる。</li> <li>・ 被災地からの情報や指示、誘導に基づき随時被災地へ向かうことを考えれば、1ha以上程度。</li> </ul>
	救援・復旧部隊等の宿泊利用	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 宿泊地：集団で宿泊利用できる施設/0.5ha余の駐車場と近接していること。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 復旧部隊の基地の空地は、1箇所当たり1,300~12,000㎡で、平均規模が約4,000㎡。</li> <li>・ 一部隊約150台程度の車輛台数が必要であるとすると、約4,000㎡。</li> </ul>
物的支援	物資の集積、仕分け、配布、および大型車輛等の搬入、駐車拠点利用	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 物資の集積場：簡易に雨水対策の可能な広場(路面舗装、テント設営可能な広場)で、5,000㎡以上が望ましい。</li> <li>■ 燃料等の可燃物置場：緩衝緑地等で囲まれた駐車場や舗装広場(400㎡以上)。/できる限り避難地や人家等から離れていること。</li> <li>■ 物資の搬入、搬出、大型車輛の駐車スペース：幹線道路に近い1.0ha以上の駐車場。/物資集積スペースと隣接、または一体化していることが望ましい。/物資の集積場所として一体利用する場合は、約1.5ha以上が望ましい。</li> </ul>	<p>【物資の集積スペース】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 消防庁の仮設テント1張の標準は、約20㎡(3.4m×5.4m)</li> <li>・ 県の物資供給基地で最大400張(8,000㎡)、最小150張(3,000㎡)であった。</li> </ul> <p>【可燃物置場】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 可燃物置場として約250㎡の広場が使われた例があった。燃焼防止効果のある道路幅員の20m以上を考慮し、20m×20m=400㎡程度とする。</li> </ul> <p>【物資の搬入、搬出、大型車輛の駐車スペース】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ トラックターミナルの1バースが約170㎡、県消防学校に長蛇の列ができた大型トラック最大80台の場合約1.4ha、50台の場合は0.8haとなる。</li> <li>・ 阪神大震災の場合、主要物資供給基地搬入、駐車場利用スペースは1駐車場最大2ha、平均0.8ha程度であったことから、自衛隊の駐車スペースと同様1haとする。</li> <li>・ 参考として、東京都中央卸売市場の駐車スペースは約1.5ha。</li> <li>・ 物資の集積置場が、0.5ha以上であることから、駐車場等と一体的な利用の場合は1.5ha以上となる。</li> </ul>
	瓦礫一時置場分別利用	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 瓦礫の一時置場：臨海部の幹線道路沿いに位置する不透水性舗装の1,000㎡以上の駐車場。/期間を限定して利用する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 阪神大震災の例で、一時置場として利用された公園の駐車場は、幹線道路沿いの1,000㎡以上の駐車場であった。</li> </ul>

出典：建設省近畿地方建設局・(社)日本公園緑地協会「大規模公園の地震等防災対策調査報告書」<sup>39)</sup>

(参考) 新潟県中越地震における公園の使われ方

- ・ 国営越後丘陵公園での自衛隊駐屯について(広場以外の利用も含む)活動規模：自衛隊員400人(最大時約800名、車両150台)が支援活動に従事した。
- ・ 活動期間：2004年11月8日~12月21日(延べ43日間)
- ・ 活動内容：長岡市及びその周辺地域の被災者避難所への給食(食材提供)、給水、入浴支援で、給食支援は最大で1日24,000食(8,000人分)となった。
- ・ 物資の仕分けスペース：自衛隊では、活動の展開に先立ち、広大な駐車場を物資の仕分けのため、必要面積として150m×300mの45,000㎡程度の駐車場利用の要請があった。
- ・ 駐屯場所：勾配の無いフラットな敷地である駐車場(車止めが無い)が利用された。

- ・ 支援活動に必要な設備等：自衛隊は基本的には自己完結型の設備をもって自立的な支援活動を行うが、公園内の駐車場を炊事場として利用した際に、汚水排水設備が無かったため苦勞を強いられた。一方、除雪対策として駐車場全面が舗装されており、段差や車止めがなく、雨水排水設備が充実していたことにより、足元がぬかるまず活動しやすさにつながった。ただし駐屯用のテント設営に当たっては、テント固定用にアンカーを打ち込む必要があり、撤去時に補修が必要となった。
- ・ モニター：公園の展望台に設置されていた監視カメラ（平常時は駐車場の混雑状況把握や公園の風景を外部に配信する）が、支援活動の状況を公園事務所で逐一確認することができた。
- ・ 通信施設：管理施設内に防災関連機関との無線通信設備が無かったが、園内の展望台に無線基地が設置され、県災害対策本部等との無線連絡を行った。また、インターネット通信のための光ファイバー（NTT）が公園近傍から仮敷設され利用された。
- ・ ヘリポート：当初は臨時駐車場が、その後芝生広場がヘリポートに指定されたが、活用の性格上ヘリポート利用はされなかった。
- ・ 駐屯場所選定の留意点：避難者や一般利用の来園者動線と自衛隊の車両動線を明確に区分し、安全対策を行う必要がある。

出典：手代木・山村・稲川「災害時における大規模公園の実際～国営越後丘陵公園の新潟県中越地震での取組～」<sup>67)</sup>

### 3. 対応する施設

必要となるスペースの用途（目的）に対応する施設とそれぞれの規模分担を設定する。

対応する施設は、防災関連公園施設等とその他の防災活用公園施設がある。防災関連施設等については、必要な規模を設定する。なお、その他の防災活用施設については平常時のスペースを活用するという考え方から、各施設の収容力に則して、災害時の活用スペースの規模を設定する。

ヘリポートに対応する施設は、専用のスペースとしてではなくグラウンド等を活用することとする。運動施設のある公園では、グラウンドや陸上競技場等を占用的に利用することも考えられる。

必要となるスペースの用途に対応する施設との一般的な関係は、表Ⅲ-19のとおりである。

表Ⅲ-19 必要となるスペースの用途と対応する施設との関係(参考)

必要となるスペース等 対応する施設等	避難スペース	入口 ・動線	ヘリポート	一時的避難生活 スペース	仮設住宅設 置スペース	救援等諸活動に 必要なスペース
防災関連公園施設等						
入口形態		○				
外周形態 <sup>a</sup>						
広場	○		○	○	△	○
園路		○				
ヘリポート			○			
その他の防災活用公園施設						
駐車場	△	○ <sup>b</sup>				○
野球場、陸上競技場等のグラウンド	○	△	○	△	○	○

【凡例】○：一般的に考えられるもの、△：場合によっては考えられるもの

<sup>a</sup> スペースではないが、避難時の安全性を確保するために整備形態に配慮する。

<sup>b</sup> 緊急車両の進入等の面で該当する。

#### 4. 全体システム（アクセス・動線の検討）

園路、広場他の全体システムは、以下の点に留意して主としてアクセス・動線を検討する。

##### ア. スムーズな避難動線の確保

避難時において、避難者が入口から使用する主要園路として避難スペースへスムーズに進入することが可能なものとする。わかりやすさや安全性に十分配慮する。

また、入口以外の外周部から公園内へ避難することが考えられるため、外周形態（構造物の有無、勾配処理等）に配慮が必要である。

##### イ. 緊急車両のスムーズな進入・通行が可能な入口・動線の確保

消防・救助活動や救援・復旧活動等の車両が、入口から園路、そして活用する広場等のスペースへスムーズに進入することが可能なものとする。

公園へのアクセス道路との関係にも十分留意する。

なお、利用期間が避難と一部重複することも予想されることから、特に必要となる進入については、避難動線と別の動線も検討する。

##### ウ. 活動内容に配慮した施設配置、動線

救援物資等の輸送・集配（ヘリポートも含む）スペースにおける積み下し等の作業が容易なように、施設と園路、備蓄スペースと園路との関係、消防水利として使用する施設と消火活動（公園外）との関係など、活動内容に配慮して各施設の配置や動線を設定する。

##### エ. 公園周辺の防災関連施設等との相互利用

公園に隣接または近接して防災関連施設等が位置する場合は、公園入口や動線の検討において、それら施設と公園との相互利用を考慮する。

#### 5. 管理・運用方法

対応する施設、特に防災関連施設等については、以下の点に留意して、管理・運用方法を検討する。

##### ア. ソフト面における多目的利用への対応

災害時には、避難だけでなく救援等の諸活動においてさまざまな使用主体（消防隊や自衛隊、住民等）によるさまざまな使用形態が想定される。また、各用途のスペースを必要とする時期は、利用主体や利用形態によって異なる。これらに対応して、それぞれが効率的に利用できるよう、使用方法の周知や使用主体等の誘導、指示等、ソフト面での管理を行う必要がある。

原則的には、公園利用については、公園管理者、特に管理事務所がある場合は常駐する管理者が総括して管理・運用を行うこととなるが、必要に応じて関連する防災機関や民間組織等との調整を行い、あらかじめ運用・管理体制やその方法を定めておく必要がある。

##### イ. 避難者への安全性に係わる利用情報の提供

広域避難地の機能を有する都市公園の避難スペースは、安全性が確保されるものであるが、災害時には、予測不可能な状況が発生する可能性がある。したがって、広場等の避難スペースに対し、安全性に係わる情報の提供可能となる管理体制、情報伝達体制等を整える必要がある。

##### ウ. 舗装等の損傷の修復、液状化被害の処置など応急的な対応

災害時には、車両の進入や利用者の集中など通常以上の頻繁な公園利用や高い利用圧が予想される。したがって、舗装や施設等の損傷や破損の修復など応急的な対応に備える必要がある。

また、ヘリポートスペース等の地耐力確保のため、仮設物（例えば簡易的な鉄板等）の設置など、使用時の仮設的な対応も考えられる。

埋立て地など地震災害時に液状化の可能性がある防災公園では、園路広場における液状化被害への対処方法（例えば被害発生が想定される箇所のピックアップと災害直後の点検方法、立ち入り禁止措置や応急対応の方法など）を事前に検討しておく必要がある。

## ◎入口形態（整備形態）

公園入口部については、避難時の入口として、あるいは災害時の諸活動の出入り口や緊急車両等の出入り口として活用されることから、都市公園技術標準の関連留意事項を踏まえ、特に以下の事項を検討する。

1. 形態（形状、段差、勾配、植栽、他の公園施設との取り合い等）
2. 規模（幅員等）
3. 位置（動線やその他の公園施設との関係等）
4. 材料（耐火・耐熱性等）

### 1. 形態

園路や外周部の植栽地等の形態との整合を図るとともに、特に園内へスムーズに流入し滞留できるよう、また、園路線形との関係で火熱等の影響が軽減されるよう留意する。また、諸活動への対応を考慮し、特に避難と消防・救護活動が時間的に重複することも考えられるため、それぞれが妨げられないよう留意する。

段差は基本的には設置せず、勾配も身障者等の利用の妨げとならないものとする。広場内に設ける植栽や施設は、避難や諸活動の支障とならないよう留意する。車止めは、設置しないことが望ましいが、日常的な利用・管理面を考慮すると設置せざるを得ないケースが多いのが現状といえる。したがって、災害時には誰でもが取り外しが可能なタイプを導入するなど、車止めの構造等を工夫する必要がある。

公園入口の認識性を高めるため、ランドマークとして樹木（高木）を配することも考えられる。閉鎖型管理が行われている公園や、外周部が閉鎖的な形態となっている公園においては、特に災害時の管理方法や入口構造等を工夫する必要がある。

### 2. 規模

基本事項の検討にて算定した“入口（園路）の避難有効幅員”及び“車両の諸元等”による。

避難者が一度に流入した時に、その通行や滞留に十分対応できる規模を確保する。また、災害時の諸活動のスペースとして、特に救護や消防活動の際に使用されることが予想される場合は、必要に応じ大型緊急車の乗り入れに対応できる規模を確保する。

### 3. 位置

避難圏域の人口配置や避難路、公園周辺部の道路等の状況等から、想定される避難者の進入経路や、幹線道路からの大型緊急車両等の進入を考慮した位置とする。隣接して防災関連公園施設やオープンスペースがある場合はそれらとの動線も考慮し、公園内の動線や、その他の施設等との位置関係にも留意する。なお、平常時の公園へのアクセスとの整合のとれた配置とする。

### 4. 材料

舗装表層材料については、火災時に燃えやすいものや高温になりやすいもの、また、融解したり有毒ガスを出すような材料は避け、耐久性のあるものを使用する。滑りにくいなどの歩行性に留意するとともに、平常時の快適性を損なわないものとする。

また、破損した場合の応急的な修復が容易なものも検討する。

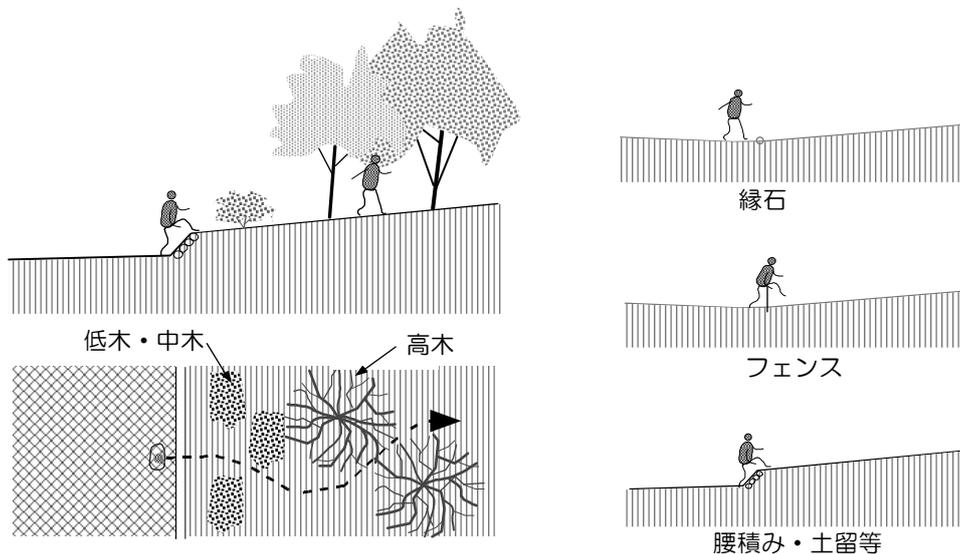
## ◎外周形態（整備形態）

公園外周部については、できるだけ避難時の公園入口以外における流入（避難者の進入）を妨げないよう、また、外周部の歩道等の通行の支障とならないよう、都市公園技術標準の関連留意事項を踏まえ、特に以下の事項を検討する。

1. 形態（段差、勾配、植栽等）
2. 材料（耐火・耐熱性、耐久性等）

### 1. 形態

災害時には、避難者が公園入口以外からも進入できることが望ましく（地形条件やその他状況に応じて困難な場合を除く）、外周部の段差や構造物を設置する際には、それらを妨げないよう留意する（図Ⅲ-8）。フェンス等は、外周の一部で取り外しの可能なものとする必要があり、災害時に円滑に避難できるよう、フェンス等の取り外し方や扱い方（公園管理者と住民の役割分担等）にも留意する。外周部の地形や法面勾配、あるいは樹木の配植等についても同様の配慮を行う。



図Ⅲ-8 公園外周タイプ模式図(例)

また、外周部の石積等の構造物や法面の破損・転倒、崩壊等により、公園に接する歩道や車道の人や車の通行に支障とならないよう、構造物はできるだけ低く、また法面は緩くおさえるとともに、必要に応じ構造物の耐震性を考慮する。

### 2. 材料

使用材料は、耐火性、耐熱性及び耐久性のあるものとし、平常時の修景等にも配慮する。

## ◎広場

広場については、避難スペースや災害時の諸活動の場、あるいは一時的な避難生活空間としても活用されることから、都市公園技術標準の関連留意事項を踏まえ、安全性の確保を主として特に以下の事項を検討する。

1. 配置（動線や防火植樹帯、他の公園施設との関係等）
2. 規模（面積、有効避難面積等）
3. 形態（形状、区分、他施設との関係、植栽、勾配等）
4. 材料（耐火・耐熱性、耐久性、安全性、快適性等）

### 1. 配置

避難広場の位置は、公園周辺の市街地の状況、及び敷地内の地下埋設物や地下駐車場等の有無や耐震性等を考慮し、避難地としての安全性が確保されていることが必要である。また、公園入口から広場へのアプローチが容易で、かつ火熱の流入しにくい位置とし、防火樹林帯や池等の開水面との位置関係にも留意する。公園の敷地形態や周辺の状況等により、必要に応じて分散、区分した避難広場の配置も検討する。諸活動の拠点利用を考慮し、緊急車等のアクセスや活動の容易さを考慮した配置とする。

### 2. 規模

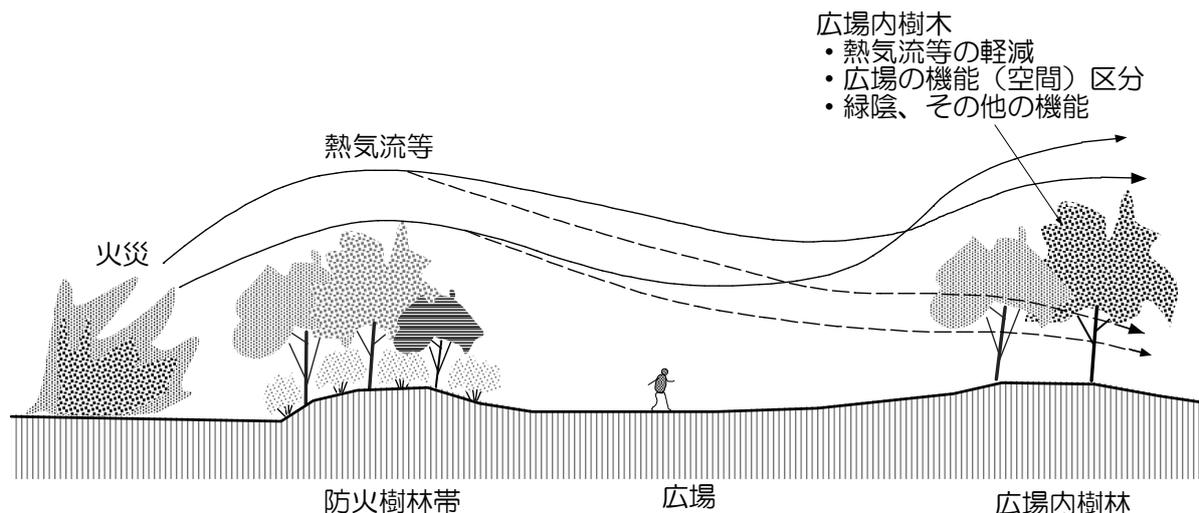
基本事項の検討において算定した“必要避難スペース〈有効避難面積〉“による。

特に、広域避難地として利用する場合は、該当公園の避難人口を前提に、公園の規模等の条件も踏まえ、適正な単位規模及び有効面積を考慮して設定する。

### 3. 形態

避難広場は避難場所としての安全性が確保できるよう、特に防火植栽帯、公園出入口や園路との関係に留意した形態とする（図Ⅲ-9）。一般的には避難広場の形態は、周辺の火災からの影響が少なく広場の効率的な活用が図れる正方形や円形に近い形態が望ましい。

避難者に対する救護活動や情報伝達等は一定以下の規模（空間）の方が容易であることが考えられるため、樹木等により適切なブロックに区分することも検討する。また、広場内に風の走りやすい空間があると熱気流の舞い込みが起りやすくなることも考えられるため、避難広場機能や平常時の広場利用に支障とならない範囲で広場内に樹木を配植する。なお、公園内の避難状況の把握や情報伝達、あるいは安全性向上のため、一部に築山を設けることも検討する。



図Ⅲ-9 避難広場形態(広場内樹木)模式図(例)

他の施設との関係では、特に池等の開水面との取り合いに留意する。また、広場は一時的な避難生活の場ともなるため、避難時や一時的な避難生活時に活用される他の公園施設や植栽(緑陰としても活用される)との関係、また、災害時の降雨等を考慮し、排水性の確保についても十分考慮する。さらに、一時的な避難生活や諸活動を考慮した汚水排水設備や給水設備を、平常時の設備システムの中で考慮(排水ピットや柵の設置、配置、給水管の敷設位置や管径、容量等)しておくことも検討する。

高低差、勾配及び段差等については、避難その他の災害時の利用に支障のない様なものとする。

#### 4. 材料

構造で述べたように、ハードな表層材の必要な部分以外は、出来るだけ柔らかな材料を使用することが、被害の軽減や利用、復旧面で有利な場合が多い。

舗装の場合、滑りにくいなどの歩行性に留意するとともに、平常時の快適性を損なわないものとする。

なお、一時避難利用や復旧・復興利用の各種活動においては、舗装面より芝生地やグラウンド等の土系舗装の方が適している場合(テント等の設営など)があることも考慮する。

## ◎園路

園路は、園内の避難動線や諸活動のための動線（緊急車等を含む）としても活用されることから、都市公園技術標準の関連留意事項を踏まえ、特に以下の事項を検討する。

1. 形態（線形、階段、勾配、耐震性等）
2. 規模（幅員等）
3. 配置（位置、広場等との関係等）
4. 材料（耐火・耐熱性、耐久性、安全性、快適性等）

### 1. 形態

基本的には、平常時の公園利用を十分考慮した形態とする。線形は人の流動に支障のないよう、分かりやすく単純なものとするとともに、風道とならないよう留意する。したがって、公園入口から避難広場へ直線的に設定することは、風道となり、輻射熱や熱気流の影響を受けやすいため避ける必要がある。

階段は、避難や諸活動の主動線となる園路ではできるだけ設置しない。やむを得ない場合は、蹴上げと踏み面寸法、勾配の設定において安全面での配慮をするとともに、手すりやスロープを設置するなど配慮する。

災害時に使用する施設との関係については、大型車両の進入方法や作業スペースの確保、その他施設利用のためのスペースや形状等について十分配慮する。

主動線となる園路沿いの処理については、構造物等により広場や植栽地への乗り入れが妨げられないよう留意する。

耐震性・耐荷重性については、特に災害時の大型緊急車両の進入を想定する箇所では、道路構造令を準用する。

なお、避難者や緊急車両が通行すると予想される場所に橋梁がある場合には、橋梁の耐震性・耐荷重性等も考慮し、可能な限り橋梁等を通らなくてもよいような避難者用動線や緊急車両動線を設定しておくことも重要である。

### 2. 規模

基本事項の検討において算定した“園路の幅員”等による。

### 3. 配置

公園の入口から避難広場等へのアプローチが容易で安全性が確保できる位置とする。

避難の主動線は、避難広場と池等の開水面との位置関係に、諸活動の主動線は、各広場と対象施設との位置関係に特に留意する。また、それら避難や諸活動の主動線は、広場内のサブ的な動線や各施設（広場や開水面を除く）への利用動線とできるだけ重複しないようにする。

### 4. 材料

滑りにくい材質のものを使用するなど歩行性に留意するとともに、平常時の快適性を損なわないものとする。特に入口部付近についてはそれに加え、火災時に燃えやすいものや高温になりやすいもの、融解したり有毒ガスを出すような材料は避け、安全で耐久性のあるものを使用する。また、破損した場合の応急的な修復が容易なものも検討する。

## ◎ヘリポート

ヘリポートについては、災害時の消防・救援、医療・救護、応急物資・救援物資輸送、復旧機材・資材等の空輸のために活用することが可能である。導入する場合は、都市公園技術標準の関連留意事項を踏まえ、特に以下の事項を検討する。

1. 形態（植栽、勾配・段差、地盤等）
2. 規模・形状
3. 配置（位置、広場や動線その他の公園施設との関係等）

### 1. 形態

ここで対象となるヘリポートとは、いわゆる場外離着陸場（航空法第 38 条に基づいて設置される飛行場以外の場所であって、同法第 79 条但し書き<sup>a</sup>に規定する国土交通大臣の許可により、例外的に航空機の離着陸を行わせることができる場所）、及びいわゆる緊急離着陸場（航空法第 81 条の 2<sup>b</sup>に基づいて航行する場合に使用する離着陸スペース）であるが、主として緊急離着陸場を対象とする。

場外離着陸場については航空法の諸規定による。

緊急離着陸場については、離着陸に支障とならない形態とし、植栽等の位置や高さが支障とならないように配慮する。また、災害時にはヘリポート内への避難者等の進入防止処置を講ずる。

広域防災拠点の機能を有する都市公園、あるいは広域避難地となる大規模な都市公園については、予め災害時にヘリポートへの進入防止処置が容易なような形態、配置としておくことが望ましい。そのためには、避難広場とは植栽等（離着陸に支障とならない植栽形態）により区切られた広場や運動施設のグラウンド等の空間を占用的に使用することを検討する。

勾配や段差については、ヘリポートとしての機能に支障を及ぼさないよう考慮するとともに、平常時の広場等の機能に配慮する。

また、地盤の耐圧や地表面の状態も考慮し、芝生地等の堅固な地盤であること、乾燥した地面で

#### <sup>a</sup> 航空法第 79 条（離着陸の場所）

「航空機（国土交通省令で定める航空機を除く。）は、陸上にあつては飛行場以外の場所において、水上にあつては国土交通省令で定める場所において、離陸し、又は着陸してはならない。但し、国土交通大臣の許可を受けた場合は、この限りでない。」

→国土交通大臣の許可（申請方法）

その場所を管轄する（国土交通大臣から委任されている）空港事務局長（国土交通大臣から委任されている）、あるいは、最寄りの地方空港事務局長に運行計画（運行者、期日、運行経路・場所、離着陸場所を記述）を提出し、許可を受ける。（許可は 15 日～3 ヶ月有効）

#### <sup>b</sup> 航空法第 81 条の 2（搜索又は救助のための特例）

「前三条の規定は、国土交通省令で定める航空機が航空機の事故、海難その他の事故に際し搜索又は救助のために行う航行については、適用しない。」

→国土交通省令で定める航空機とは、航空法施行規則第 176 条において、以下のとおり定められている。

一 国土交通省、防衛庁、警察庁、都道府県警察及び地方公共団体の消防機関の使用する航空機で、搜索または救助を行う航空機。

二 国土交通省の依頼により搜索または救助を行う航空機。

→前三条の規定とは、第 79 条（離着陸の場所）のほか、以下のとおり。

第 80 条（飛行の禁止区域）

「航空機は、国土交通省令で定める航空機の飛行に関し危険を生ずるおそれがある区域の上空を飛行してはならない。但し、国土交通大臣の許可を受けた場合は、この限りでない。」

第 81 条（最低安全高度）

「航空機は、離陸又は着陸を行う場合を除いて、地上又は水上の人又は物件の安全及び航空機の安全を考慮して国土交通省令で定める高度以下の高度で飛行してはならない。但し、国土交通大臣の許可を受けた場合は、この限りでない。」

は、散水等の処理ができること、及び地表面に砂利等の飛散物がないこと、などの点に留意した形態とする。

なお、可能な場合は、夜間の離着陸の安全性を確保するための非常用照明や、通信手段としての電話等を付近に設置することも検討する。

## 2. 規模・形状

災害時のヘリコプターの活用が柔軟にかつ効果的に行えるためには、大型機が使用できること、何処へでも離着陸が可能な体制を整えることが必要である。そのため、広域防災拠点の機能を有する都市公園、あるいは広域避難地となる大規模な防災公園にあっては、つとめて大型機が離発着可能なようにすることが望ましい。

その際、利用主体となる関係機関との調整が必要である。

## 3. 配置

離着陸に支障とならないような位置とする。広場の規模の他、植栽や建築物・構造物との位置関係に十分留意する。

また、乗降や救援資材の積み卸しや車両への積み込み、集積や運搬等のスペースや関連施設との位置関係を考慮する。特に、大型車両が入口からヘリポートまで到達しやすい位置や動線となるよう留意する。

なお、公園内に設置することだけではなく、周辺のヘリポートの活用を考慮する必要がある。

ヘリポート以外にヘリコプターが臨時に離着陸できる場所の条件は、自衛隊資料によると図Ⅲ-10のとおりである。

区分	条件	標準
発着基準	OH-6D (小型機)	
	UH-1H(J) (中型機)	
	UH-60J (中型機)	
	CH-47 (大型機)	
表示要領		<p>1 着陸点：着陸点付近のほぼ中央に石灰等で直径4m以上の円を描き、中央にHと記す。</p> <p>2 風向指示器：着陸点付近（着陸点からなるべく離れた地点）に吹き流し、又は旗を立てる  (1) 布製  (2) 風速25m/秒に耐えられる強度</p>

図Ⅲ-10 ヘリコプター発着場基準及び表示要領(自衛隊資料による)

出典：東京都防災会議「東京都地域防災計画 震災編 平成26年修正 別冊資料」<sup>68)</sup>

## ◎津波避難施設（築山）

築山については、周辺に高台が存在しない平野部の低地等において、公園利用者や周辺住民の緊急の避難地として活用することが可能である。津波避難施設として築山を整備する場合は、都市公園技術標準の関連留意事項を踏まえ、特に以下の事項を検討する。

1. 配置（動線や他の公園施設等との関係）
2. 規模（面積、幅）
3. 形態（盛土の稜線の方向等）

### 1. 配置

津波から逃れるには、来襲する津波の高さよりも高い場所へ迅速に避難することが必要であり、避難階段、避難タワーの設置や津波避難ビルの指定と組み合わせることにより、必要な高さ、規模の避難地が確保できる配置計画とし、津波の到達状況によっては、より安全な場所への避難が可能となるよう留意することが必要である。

また、円滑な避難を確保するため、避難地の場所が認識されやすいようランドマークを配置することや、わかりやすいサインにより避難経路を明示することが望ましい。街路等とともに計画された避難路沿いに街路樹を配置することにより、避難路の視認性を高めることも効果的である。車による避難が多いと考えられる地域においては、公園入り口付近や高台部に車が駐車できるスペースを確保することが望ましい。

### 2. 規模

津波浸水深以上の高さに避難地として必要となる広さを確保する。面積については、基本事項の検討において算定した“必要避難スペース（有効避難面積）”による。

盛土幅については、設定した盛土高に対して、安定勾配を確保するとともに、津波による洗掘が起こらないよう緩やかな傾斜とすることが重要である。（図Ⅲ- 11）

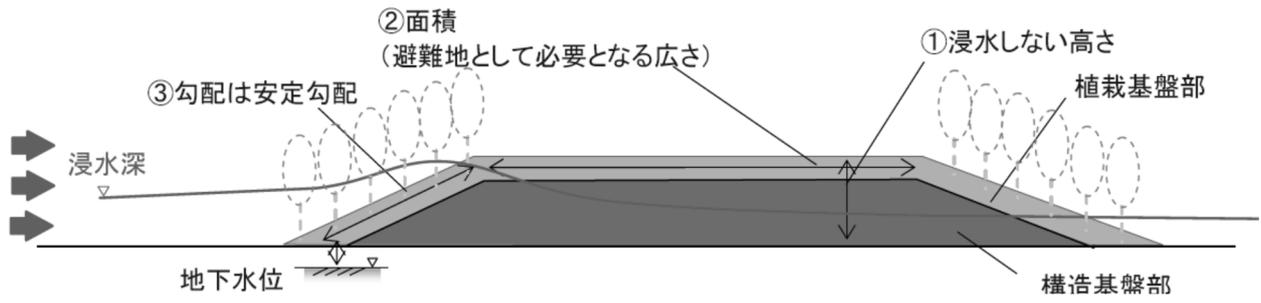
### 3. 形態

比較的規模の大きな盛土により丘状の築山を整備し避難地を確保する場合には、津波による洗掘で盛土が崩壊しないようにすることが必要であり、津波の到達する方向に留意しつつ、津波のエネルギーを受ける面積を少なくするよう海岸線に垂直方向に盛土の稜線を設定することが効果的である。

歩行者の避難経路におけるバリアフリーなど高齢者対策も重要であり、直線的に上れる階段だけでなく、高齢者等移動弱者のためのスロープも設置し、状況に応じて選択できるようにすることが望ましい。

なお、盛土により生ずるがけを、それが水没した場合も含め、遡上した津波に対して安全なものとする観点からは、「津波防災地域づくりに関する法律第 75 条に規定する措置を同条の国土交通省令で定める技術的基準（津波防災地域づくりに関する法律施行規則（平成 23 年 12 月 26 日国土交通省令第 99 号）第 37 条～第 44 条）」を参考に検討することが望ましい。

詳細は、「東日本大震災からの復興に係る公園緑地整備に関する技術的指針<sup>11)</sup>」及び「津波災害に強いまちづくりにおける公園緑地の整備に関する技術資料<sup>12)</sup>」（国土交通省都市局公園緑地・景観課、平成 24 年 3 月 27 日）を参照。



図Ⅲ-11 津波避難施設として築山を整備する盛土の設定

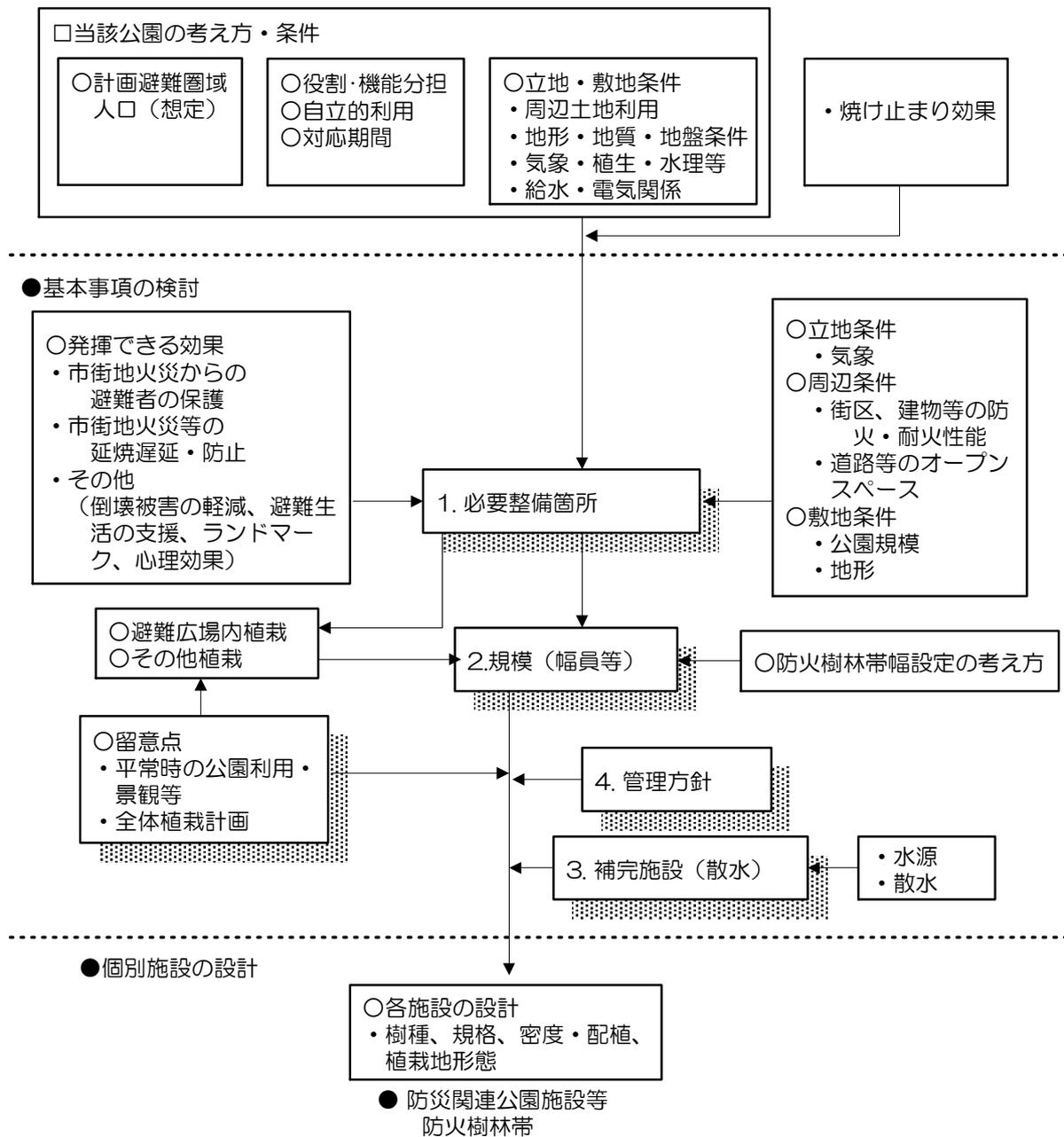
出典：国土交通省都市局公園緑地・景観課「津波災害に強いまちづくりにおける公園緑地の整備に関する技術資料」<sup>12)</sup>

## 2) 植栽（防火樹林帯）

防火樹林帯の設計にあたっては、都市公園技術標準の修景施設工・植栽における計画設計留意事項を踏まえ、以下の項目について検討する。

1. 必要整備箇所
2. 規模（幅員）
3. 補完施設（散水）
4. 管理方針

防火樹林帯の設計手順は図Ⅲ-12のとおりである。



図Ⅲ-12 防火樹林帯の検討に関わるフロー

## 【解説】

### 1. 必要整備箇所

植栽（防火樹林帯）は、公園の特性である“緑”そのものを活かし、防災上も効果的な整備を行う。

周辺部の不燃化が進んでいない地域や市街地延焼火災の危険性の高い地域において、避難地となる機能や延焼抑制の機能を持たせようとする場合は、樹木の耐火限界距離や人間の耐火限界距離、防火樹林帯の幅や散水による補完などを十分考慮して植栽（特に防火樹林帯）を導入する必要がある。

市街地火災等から避難広場等を保護し、また、市街地火災の延焼防止等の為に設ける防火樹林帯については、以下の点に留意し整備が必要となる箇所を設定する。

- 周辺の街区や建物の防火・耐火性能

周辺部の不燃化等の状況によって、市街地延焼火災の危険性の度合いが異なる。

- 周辺のオープンスペース

建物等の燃焼面からの距離、すなわち、道路等のオープンスペース（空間）の有無、規模（幅）によって、延焼防止効果が異なる。

- 公園敷地条件

公園敷地の規模や地形条件等によって、公園の防火効果、または防火樹林帯の防火効果が異なる。

- 立地条件

風（風速、風向）や乾湿の特性によって、延焼の方向や危険な方向等が異なる。

広域防災拠点の機能を有する都市公園や広域避難地の機能を有する都市公園については、上記に注意し、必要箇所に防火樹林帯を設ける。上記の他、公園施設の建築物や広場等の立地による延焼防止効果も考えられるため、それらも考慮し、整合のとれた検討を行う。

なお、防火樹林帯は建築物等による延焼防止に比べ、背後に気流等が生じにくいことや、水分蒸発により周辺の延焼等を押える効果があるものの、市街地火災の延焼をすべて防げるものではない。火災の規模や気象条件によって状況が大きく異なると考えられ、延焼の防止から、遅延までを含めて柔軟に考えておく必要がある。

また、公園の防火樹林帯のみで火災の延焼を軽減、防止することは困難な場合もあり、公園に隣接する道路やオープンスペース等の空間、建物の不燃化等、総合的に対策を講じる必要がある。災害時における植栽の効果としては、上記の他、小規模なものや、あるいは限定された状況の場合であるが、以下のようなものが考えられる。

- 倒壊被害の軽減

家屋やブロック塀の倒壊、及び構造物等による被害の軽減や避難路、避難等スペースの安全性の向上に効果がある。

- 避難生活の支援

避難時や一時的な避難生活等のテントや空間利用等の支援、緑陰等として活用できる。

- ランドマーク

周辺建物の焼失等の場合、位置確認のための目印となる。

- 心理効果

不安な心理状況が予想される災害時において、安心感、癒し、和み等の効果が期待できる。

- 家屋等火災の延焼防止

公園に隣接する家屋の火災延焼防止など小規模な植栽、樹木でも、状況によっては火災の延焼防止の効果が期待できる。

○ 避難広場内の安全性の向上

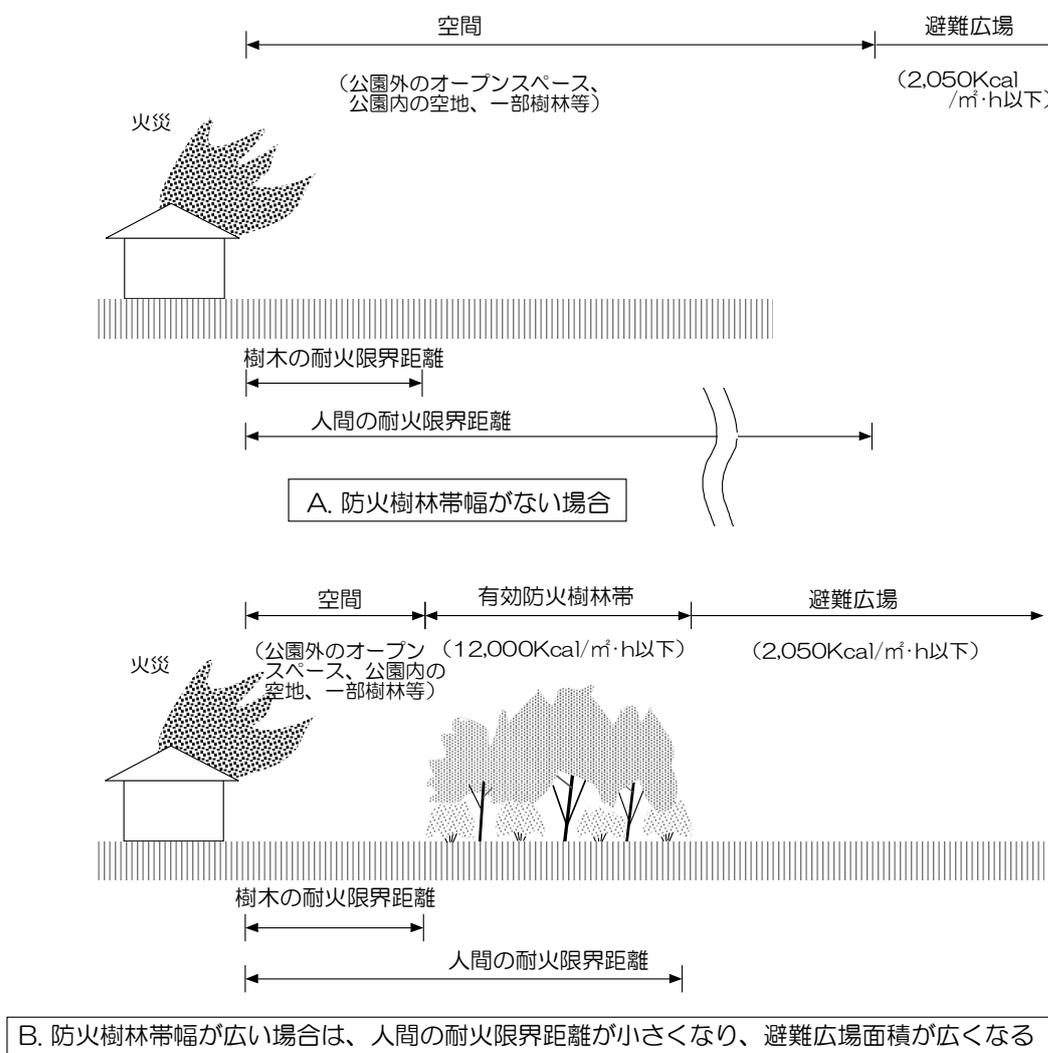
状況によっては、広場等における熱風や旋風の発生、影響の軽減の効果が期待できる。

なお、植栽（樹木）は何らかの防火機能を有しており、いわゆる防火樹林帯以外の植栽であっても、状況によっては何らかの防火等の機能を発揮することが期待できる。したがって、平常時の機能をベースとした植栽整備も、防災上有効である。

2. 規模（幅員）

規模（幅員）は下記の考え方を参考に、諸条件、公園全体計画との整合性を考慮して設定する。防火樹林帯の規模、特に幅員については、燃焼面と防火樹林帯の間の空間、防火樹林帯の断面や遮蔽率、樹木そのものの防火性能及び火災条件等、多くの要素が関連し、明確な根拠となる数値は検討されていない。

輻射熱量で、木材は  $4,000\text{kcal}/\text{m}^2 \cdot \text{h}$ 、樹木は  $12,000\text{kcal}/\text{m}^2 \cdot \text{h}$ 、人間は  $2,050\text{kcal}/\text{m}^2 \cdot \text{h}$  が限界とされている（岩河信文「都市における樹木の防火機能に関する研究」<sup>44)</sup>）。樹木は、保有する水分の蒸発による冷却・放熱の機能を有する。それらの効果の概念図は図Ⅲ-13のとおりである。



### 3. 補完施設（散水）

防火樹林帯の機能を補完するため、必要に応じ散水施設（スプリンクラー）の導入を検討する。

放水は、樹木の保有水の蒸発による蒸発・放熱機能を補い、防火性能を高めることができる。ただし、具体的な水量や放水方法については、基準となる数値はない。また、放水には、相当量の水量（水源）と放水用動力源（自家発電施設等を含む）が必要である。

したがって、散水方法の導入や水量設定については、周辺市街地の状況や整備する防火樹林帯の規模（幅員）等、また、確保できる水量や設備等、総合的な判断が必要となる。

[3] 水関連施設、散水施設の項（p.166）参照]

### 4. 管理方針

植栽、特に防火樹林帯の管理については、以下の点に留意して管理方法を検討する。

#### ○平常時における管理の充実

防火樹林帯の植栽管理は、平常時の管理が主体である。一般的な植物管理と同様に、良好な生育や活力維持のため、適切な管理を行う。

植栽環境の大きな要素である土壌についても、整備時を含めて十分考慮する。

#### ○密度管理

一般的な植栽帯と比較して、防火樹林帯の植栽密度は高くなることが考えられるため、生育状況によっては適切な密度管理が一般的な植栽以上に必要となる。

#### ○林床管理

防火樹林帯の特に外周部については、火災時に林床の枝葉等の堆積物に着火することが考えられるため、必要に応じ適切な管理を行う。

## ◎防火樹林帯

植栽（防火樹林帯）の設計にあたっては、都市公園技術標準の修景施設工・植栽における計画留意事項を踏まえ、特に以下の事項を検討する。

1. 樹種（防火性、修景等）
2. 規格（樹高、葉張り等）
3. 密度・配植（遮蔽率、景観、見通し等）
4. 植栽地形態（盛土等）

### 1. 樹種

一般的に、防火樹木としては、遮蔽率の高いもの、着火しにくいもの、一部に着火してもその背後の枝葉への引火がしにくいものが好ましい。植栽の防火性については、一般的に以下の性質が認められている（表Ⅲ-20）。

- ・常緑樹種には防火力の大きいものが多い。
- ・葉肉の厚い植物は、一般的に防火力が大きい。
- ・枝葉に樹脂を多く含み、針葉樹のスギやマツ枝は、防火力が小さく延焼の危険性が高い。
- ・タケ類やササ類は、枝葉に着火しやすく、延焼の危険性が高い。

常緑広葉樹は瞬間的に大きな炎を上げて燃えるので発熱量は高いと思われるが、炎上する範囲は狭く遮熱機能の十分ある部分が残る。落葉広葉樹は熱量が弱く炎上範囲も狭い。針葉樹は広範囲に激しく炎上し時間も長い。

（岩河信文「樹木の防災効果について」<sup>69)</sup>

なお、使用樹種は、基本的には防火力の高いものを主体とするが、平常時の修景、景観等も十分考慮し、特に樹林帯内側については、平常時の植栽の機能も十分発揮されるよう留意する。

樹木の防火力については、さまざまな実験結果とそれらの統計処理により、表Ⅲ-20のようなランク付けがなされている。

表Ⅲ-20 樹木の防火カランク(参考)

強度	常緑広葉樹	落葉広葉樹	針葉樹
A	イヌツゲ、キヅタ、クチナシ、ゴムノキ、サザンカ、サンゴジュ、ジンチョウゲ、タラヨウ、ツバキ、トウネズミモチ、トベラ、ヒイラギ、モチノキ、ヤツデ	イチョウ、エンジュ、オニグルミ、コナラ、シンジュ、スズカケノキ、トウカエデ、ユリノキ	アカマツ、イチイ、イヌマキ、カラマツ、コウヤマキ、スギ、ヒノキ
B	アオキ、アラカシ、ウバメガシ、カナメモチ、キンモクセイ、クスノキ、サカキ、シキミ、シャリンバイ、シラカシ、スダジイ、タイサンボク、ネズミモチ、ヒサカキ、ビワ、マサキ、マテバシイ、モッコク、ヤマモモ、ユズリハ	アオギリ、イイギリ、イチジク、イヌエンジュ、ウメ、クヌギ、クリ、クワ、ケヤキ、コナラ、シナノキ、トチノキ、ナツツタ、ナナカマド、ニセアカシア、ハクウンボク、ハクモクレン、フウ、ホオノキ、ミズキ、シダレヤナギ	イヌガヤ、カヤ、クロマツ、コウヨウザン、サワラ、タギョウショウ、トウヒ、ヒマラヤシーダ、ヒムロ、モミ
C		イタヤカエデ、エノキ、カツラ、サルズベリ、フジ、ボダイジュ、ムクノキ	エゾマツ、カイズカイブキ、トドマツ、ネズミサシ、ヒヨクヒバ

（建設省資料による）

## 2. 規格

樹高は火災の規模（主として炎の高さ）及び火災と樹林帯の位置関係から考える。許容輻射熱量の関係から高さは10m前後あるのが望ましいとされるが、植栽地の造成や配植により6m程度でも効果が期待できる。生育予想、植栽密度や配植を考慮して、使用する規格を設定する。

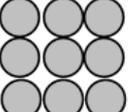
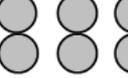
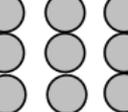
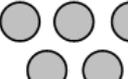
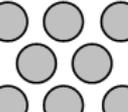
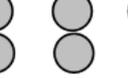
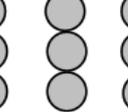
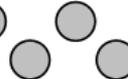
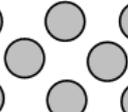
## 3. 密度・配植

植栽密度・配植においては、樹林帯としての遮蔽率を十分考慮する。

配植は、複数配列とし、前方の植栽帯が着炎しても後方の植栽帯で効果を上げられるようにする。樹木は、すきま無く配植した方が遮熱力が高く、“交互2列5本隙間なし”のほうが“正列3列9本隙間あり”よりも効果が大きいという実験結果がある（図Ⅲ-14）。

遮蔽率は、高木・中木・低木を組み合わせた、多層な樹林構成が適している。ただし、避難の際に防火樹林帯内を通ることや平常時、樹林帯による死角（公園の内側が外側から見えにくい）が生じることを考慮する。この場合、内部への輻射熱の影響が生じにくいよう、風向にも配慮した配植を検討する。

また、樹林がその効果を発揮するためには、樹木の活力が重要であり、一般的な配植設計と同様、生育を考慮して、密度や配植、植栽基盤の整備を行う。

		1列	2列	3列
隙間なし	正列	 (遮蔽率 73.5%)	 (遮蔽率 89.2%)	 (遮蔽率 94.6%)
	交互(ちどり)		 (遮蔽率 94.6%)	 (遮蔽率 94.6%)
隙間1/2本分	正列	 (遮蔽率 48.7%)	 (遮蔽率 67.6%)	 (遮蔽率 78.4%)
	交互(ちどり)		 (遮蔽率 86.5%)	 (遮蔽率 94.6%)
隙間1本分	正列	 (遮蔽率 24.3%)	 (遮蔽率 40.6%)	 (遮蔽率 48.7%)
	交互(ちどり)		 (遮蔽率 56.8%)	 (遮蔽率 91.9%)

図Ⅲ-14 植栽帯のパターンと遮蔽率<岩河>(参考)

出典：建設省「都市防火対策手法の開発報告書」<sup>70)</sup>

#### 4. 植栽地形態

防火樹林帯植栽地の造成は、樹木と一体となって防火性能を高めるため、マウンド地形とすることが考えられる。

この場合も、避難時に樹林地内を通ることや、外側から内部の見通しについて、配慮する必要がある。

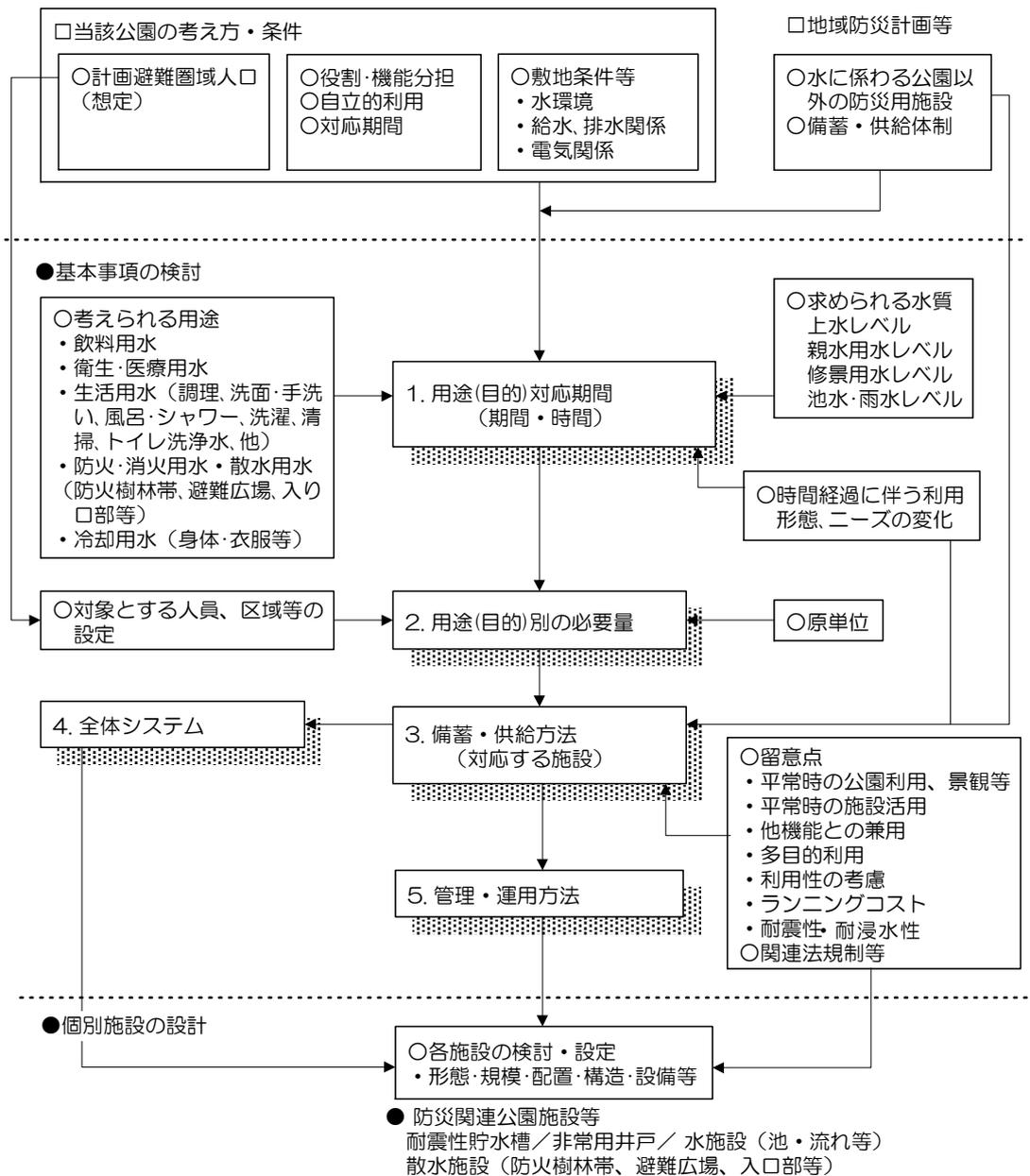
防火樹林帯植栽地の形態については、必要な幅員を確保すると同時に、特に公園内部については、平常時の利用や景観に配慮したものとする。

### 3) 水関連施設

水関連施設の設計にあたっては、主に導入要素である“水”について以下の基本的な項目を設定する。

1. 用途（目的）と対応時期（期間・時間）
2. 用途（目的）別の必要水量
3. 備蓄・供給方法（対応する施設）
4. 全体システム
5. 管理・運用方法

水関連施設の設計手順は図Ⅲ-15のとおりである。



図Ⅲ-15 水関連施設の検討に係わるフロー

## 【解説】

### 1. 用途（目的）と対応時期（期間・時間）

水景施設等の開水面や自由に使用できる水の活用を含め、飲料水の他さまざまな用途の生活用水等を確保する。

災害時に必要となる各用途の水は、それぞれ必要となる時期や期間（時間）が異なるとともに、それぞれに一定の水質レベルが求められる。

被災後1～3日間程度の直後及び緊急段階は、断水等に備えて公園内で自立的に利用できることが要求されるが、それ以降（場合によっては緊急段階から）は給水車等による外部からの給水支援やインフラの復旧等が想定される。したがって、そのような水用途の利用形態やニーズの変化を考慮し、以下を参考にして用途（目的）と対応時期（期間）を設定する。

都市部の幹線道路沿いの公園においては、緊急段階以降、徒歩帰宅者等の利用も想定される。

なお、用途（目的）や対応期間は都市や地域全体における水の備蓄や供給方法によって異なるため、地域防災計画の考え方を踏まえ、他の防災関連施設との役割分担、供給体制等を設定する。

#### （考えられる用途）

- 飲料用水 …… 対象となる水源から直接または浄化や煮沸等により使用する。
- 衛生・医療用水 …… 消毒等の医療活動に使用する。
- 生活用水 …… 調理、洗面・手洗い、風呂・シャワー、洗濯、清掃、トイレ洗浄等、一時的な避難生活で使用する。
- 防火・消火用水 …… 火災防止や消火用に使用する。住民等が使用する場合と消防機関等が使用する場合がある。
- 散水用水 …… 防火樹林帯の防火機能を補完する散水や避難広場、入口部等の熱気流や輻射熱を軽減するための散水等に用いる。
- 冷却用水 …… 火災時の身体や衣服の冷却や防火のために用いる。

各用途（目的）により、求められる水質レベルは異なる。

平常時の池や噴水塔の水景施設の水質は、人が手をふれて親しむことを前提とした親水用水、人が直接ふれることを前提としない修景（景観）用水の何らかの水質浄化施設による水質の維持が図られている水質レベル、及びその他ビオトープ等の浄化施設による水質浄化が行われていない（場合によっては植生による浄化等が行われる）水質レベルが考えられる。これら水景施設以外では、上水、井水、及び雨水（貯水槽等の非開水面での貯留）が一般的である。上水以外は、厳密な水質の規定はなく、水質の幅も施設の内容や規模等によって異なる。

災害時にも基本的には、平常時の水質の水をそのまま使用（場合によっては、可搬指揮の浄化施設等により水質を高めて使用）することになる。水質浄化により一定の水質に維持された水は多目的に使用が可能となるとともに井水や雨水も修景（景観）用水以上の水質レベル、場合によっては親水用水以下の水質が得られるため、有効に活用することを検討する。特に雨水については、省資源やリサイクルの観点からも、平常時を含めた活用を図ることが考えられ、流出抑制や浸透等との関係も考慮しつつ、検討を行う。

用途と水質レベルとの関係は、概ね表Ⅲ-21のようなものとなる。

表Ⅲ- 21 考えられる用途と水質(標準)

用途	水質	備考
飲料用水	上水レベル (井水) <sup>a</sup>	水道基準を満たし、直接口に入るレベル。主に水道水。一定水質の水を浄化等の処理を行って、使用することも考えられる。
衛生・医療用水		
調理	親水用水レベル以上 (井水、雨水) <sup>b</sup>	人が直接接触れることを前提とした親水用水レベルの水。親水用水の他、井水や場合によっては雨水(非開水面貯留)も使用可能。
洗面・手洗い		
風呂・シャワー		
洗濯等		
トイレ洗浄	修景用水レベル以上 (井水、雨水) <sup>12</sup>	人が直接接触れることを前提としない修景(景観)用水レベルの水。雨水も使用可能。
清掃		
冷却用水 <sup>c</sup>		
避難広場散水	その他池水レベル以上 (雨水)	特に水質を問わない。
防火樹林帯散水 <sup>d</sup>		
防火・消火用水		

表Ⅲ- 22 修景用水等の目的別目標水質(参考)

項目	親水用水	景観用水	自然観察用水
PH	5.8~8.6	5.8~8.6	5.8~8.6
BOD (mg/l)	3以下	5以下	5以下
SS (mg/l)	5以下	10以下	15以下
臭気	不快でないこと	不快でないこと	不快でないこと
大腸菌群数 (MPN/100ml)	1000以下	—	—

出典：日本水景協会「水景技術標準(案)解説」<sup>71)</sup>

<sup>a</sup> 水質検査により、飲料水としての基準を満たしているもの。

<sup>b</sup> 井水や雨水は、ろ過等の処理を含め、水質に幅があることから、条件に沿って、水質を設定し、各用途への対応を検討する。

<sup>c</sup> 直接ふれることとなるが、緊急非常時の一時的なものとして考え、修景用水レベル以上、場合によっては池水・雨水レベルとする。

<sup>d</sup> 災害時の防火樹林帯散水システムを、平常時の植栽散水用と兼用する場合は、使用する時間帯に留意するとともに、ある程度の水質を確保する必要がある。

表Ⅲ-23 再生水利用に関する技術上の基準(参考)

	基準適用箇所	水洗用水	散水用水	修景用水	親水用水
大腸菌	再生処理施設	不検出※ <sup>1</sup>	不検出※ <sup>1</sup>	備考参照※ <sup>1</sup>	不検出※ <sup>1</sup>
濁度	出口	(管理目標値) 2度以下	(管理目標値) 2度以下	(管理目標値) 2度以下	2度以下
pH		5.8~8.6	5.8~8.6	5.8~8.6	5.8~8.6
外観		不快でないこと	不快でないこと	不快でないこと	不快でないこと
色度		—※ <sup>2</sup>	—※ <sup>2</sup>	40度以下※ <sup>2</sup>	10度以下※ <sup>2</sup>
臭気		不快でないこと※ <sup>3</sup>	不快でないこと※ <sup>3</sup>	不快でないこと※ <sup>3</sup>	不快でないこと※ <sup>3</sup>
残留塩素	責任分界点	(管理目標値) 遊離残留塩素 0.1mg/L 又は結合 残留塩素 0.4mg/L 以上※ <sup>4</sup>	(管理目標値※ <sup>4</sup> ) 遊離残留塩素 0.1mg/L 又は結合 残留塩素 0.4mg/L 以上※ <sup>5</sup>	備考参照※ <sup>4</sup>	(管理目標値※ <sup>4</sup> ) 遊離残留塩素 0.1mg/L 又は結合 残留塩素 0.4mg/L 以上※ <sup>5</sup>
施設基準		砂ろ過施設又は同等以上の機能を有する施設を設けること	砂ろ過施設又は同等以上の機能を有する施設を設けること	砂ろ過施設又は同等以上の機能を有する施設を設けること	凝集沈殿＋砂ろ過施設又は同等以上の機能を有する施設を設けること
備考		※1 検水量は100mLとする(特定酵素基質培地法) ※2 利用者の意向等を踏まえ、必要に応じて基準値を設定 ※3 利用者の意向を踏まえ、必要に応じて臭気強度を設定 ※4 供給先で追加塩素注入を行う場合には個別の協定等に基づくこととしても良い	※1 検水量は100mLとする(特定酵素基質培地法) ※2 利用者の意向等を踏まえ、必要に応じて基準値を設定 ※3 利用者の意向を踏まえ、必要に応じて臭気強度を設定 ※4 消毒の残留効果が特に必要ない場合には適用しない ※5 供給先で追加塩素注入を行う場合には個別の協定等に基づくこととしても良い	※1 暫定的に現行基準(大腸菌群数1000CFU/100mL)を採用 ※2 利用者の意向等を踏まえ、必要に応じて上乗せ基準値を設定 ※3 利用者の意向を踏まえ、必要に応じて臭気強度を設定 ※4 生態系	※1 検水量は100mLとする(特定酵素基質培地法) ※2 利用者の意向等を踏まえ、必要に応じて上乗せ基準値を設定 ※3 利用者の意向を踏まえ、必要に応じて臭気強度を設定 ※4 消毒の残留効果が特に必要ない場合には適用しない ※5 供給先で追加塩素注入を行う場合には個別の協定等に基づくこととしても良い

出典：国土交通省都市地域整備局下水道部・国土技術政策総合研究所「下水処理水の再利用水質基準等マニュアル」<sup>72)</sup>

各用途が必要となると考えられる時期（水道の断水の復旧を想定した場合）は、一般的には表Ⅲ-24のようなものと考えられる。なお、災害時の状況によって使用期間は異なると考えられる。

表Ⅲ-24 災害時に必要となる水と想定される使用期間

用途	段階	復旧・復興		
		直後 被災	緊急 概ね3時間	応急 概ね3日
飲料用水			.....	.....
衛生・医療用水		.....	.....	
生活用水	調理		.....	.....
	洗面・手洗い		.....	.....
	風呂・シャワー			.....
	洗濯等			.....
	トイレ洗浄	.....	.....	
	清掃			.....
	冷却用水		.....	
散水用水	避難広場散水	.....	.....	
	防火樹林帯散水	.....	.....	
防火・消火用水	.....	.....		

## 2. 用途（目的）別の必要水量

対象人員、原単位、対応期間等から各用途の必要量を算定する。

算定の考え方は以下を標準とする。対応期間は、基本的には直後及び緊急段階の1～3日間を主とする。

なお、消防水利となる水（特に防火水槽）や直接飲料水となる水（水道管直結型耐震性貯水槽）については、関係機関との調整をはかる必要がある。

### ●飲料水（m<sup>3</sup>）

$$= \text{対象人員}^{\ast 1} (\text{人}) \times 1 \text{人あたり必要水量}^{\ast 2} (\text{L/人}) \\ \times \text{対応日数} (\text{日})^{\ast 3} \times 1/1,000$$

※1 対象人員：公園へ実際に避難した人と避難しない周辺住民を含め対象避難圏域人口と考えるが、周辺の水関連施設や供給体制によって、または、現実的には圏域人口すべてが同時の公園に避難する可能性は低いことから、それ以下として考えてもよい。

※2 1人あたり必要水量：3L/人・日を標準とする。なお、調理や衛生・医療用水の一部を含むと考える。

（参考）

- ・ 地震発生～3日では目標水量として3L/人・日（市民の水の運搬距離約1km以内）とされている。（水道の耐震化計画等策定指針、厚生労働省、平成20年3月）
- ・ 1人の人間が経口により必要とする水量が、1日当たり2.7～3Lといわれている。（日本消防設備安全センター編「防火水槽等技術指針等の作成に関する報告書」<sup>73)</sup>

- ・ 震災時における飲料水の給水基準は、生命維持に必要な最小限の飲料水として、1日1人当たり3L。(東京都防災会議「東京都地域防災計画 震災編 平成26年修正本冊」74)
  - ・ 国民の家庭での予防・安全対策として、3日分の食料、飲料水等の準備について普及啓発を図るとしている。(中央防災会議「防災基本計画 “第2編—第1章—第3節 国民の防災活動の促進”」75)
  - ・ 応急給水人口に対する所要水量は、1人1日3Lを基準とする。(日本水道協会「水道施設設計指針・解説」76)
- ※3 対応日数：直後及び緊急段階、緊急避難期、かつ公園として、自立的、自活的な対応を行う期間として、被災後最低1日、状況によって2～3日とする。

●生活用水1 (m<sup>3</sup>)

$$= \text{対象人員}^{*1} (\text{人}) \times \text{1人当たり必要水量}^{*2} (\text{L/人}) \\ \times \text{対応日数}^{*3} (\text{日}) \times 1/1,000$$

対象人員を設定して必要量を算出する場合は、上記の方法とするが、公園の全体計画として導入する池等の水景施設や井戸等の水施設によって実情に応じて対応する場合は、それら施設の備蓄可能な量を生活用水の量としてとらえる。

- ※1 対象人員：一時的避難生活の想定人員あるいは一時的避難生活に対応する収容力とする。
- ※2 1人当たり必要水量：10～20L/人・日を標準とする。
- ※3 対応日数：緊急段階、必要に応じて応急段階の必要最小期間を主体とする。

(参考)

- ・ 厚生労働省健康局水道課によると、下表のような目標値が設定されている。

表Ⅲ-25 生活用水の目標値

地震発生からの日数	目標水量	市民の水の運搬距離	主な給水方法
地震発生～3日まで	3L/人・日	概ね1km以内	耐震性貯水槽、タンク車
10日	20L/人・日	概ね250m以内	配水幹線付近の仮設給水栓
21日	100L/人・日	概ね100m以内	配水支線上の仮設給水栓
28日	被災前供給量 (約250L/人・日)	概ね100m以内	仮配管からの各戸給水共用栓

出典：厚生労働省健康局水道課「水道の耐震化計画等策定指針」77より作成

●生活用水2 (m<sup>3</sup>)：主としてトイレ洗浄水

$$= \text{トイレ総穴数}^{*1} (\text{穴}) \times \text{単位水量}^{*2} (\text{L/穴} \cdot \text{1日}) \\ \times \text{対応日数}^{*3} (\text{日}) \times 1/1,000 \times \text{余裕率}^{*4}$$

主として、トイレ洗浄水として算出する場合は、上記の方法とする。

- ※1 トイレ総穴数：基本的には平常時の水洗トイレを災害時もひきつづき水洗として使用する

総穴数。

- ※2 単位水量：1日・1穴当たり 2,400L を標準とする。（財団法人日本建築センター事業情報部編「尿尿浄化槽の構造基準・同解説」<sup>78)</sup>を準用）。
- ※3 対応日数：1と同様、緊急段階、必要に応じて応急段階の必要最小期間を主体とする。
- ※4 余裕率：トイレ使用頻度により使用水量が増加することや、他の用途に使用することも考えられるため、必要に応じ 1.0～2.0 程度の余裕率を見込む。

下水施設が使用可能な場合は、断水時においても洗浄水を確保できれば水洗トイレが使用可能となる。

●1 箇所当り防火・消火用水 (m<sup>3</sup>)  
= 40 m<sup>3</sup>以上 (1 m<sup>3</sup>以上/分、連続 40 分以上取水可能)

消防水利として設置する場合は、1箇所について上記の量を確保するが、設置にあたっては関係機関と調整をはかる必要がある。住民等の使用する防火・消火用水（初期消火）量は、必要に応じ適宜設定する。

（参考）

- ・消防法に基づく「消防水利の基準を定める告示」において、防火対象から消防水利に至る距離が規定されており、「防火対象から消防水利に至る距離が、用途地域等や年間平均風速から、80～140mの間」と規定されている。
- ・同告示に示されている消防水利は、常時最低貯水量が 40 m<sup>3</sup>以上、または取水可能水量が毎分 1 m<sup>3</sup>以上で、かつ、連続 40 分以上の給水能力を有するものとされている。

●散水用水

防火樹林帯散水については、樹林帯の規模や形態等、また予想される市街地の火災の規模等、及び風等の気象状況等、さまざまな条件がかかわってくる。防火樹林帯に対する散水の効果は指摘されているが、どの程度の水量があればその効果を期待できるかを具体的に検証することは非常に難しい。

したがって、具体的な散水用水量等の検討においては、市街地の火災想定、防火樹林帯の防火性能、使用可能な水源や貯水量等、総合的な判断によって行う。

この他、入口部の散水や避難広場の散水についても状況に応じた算定を行う。

●開水面規模

冷却用水や避難広場等における熱気流や輻射熱の軽減のため、または多目的に使用できる生活用水（雑用水）としての開水面（池・水流等）である。

規模は、基本的には公園の全体計画から検討する。

接水延長の算定方法の例としては、下記のような方法も考えられる。

（参考）

冷却用として避難時に使用する場合、接水延長を算定する。

- ・接水延長 (m)  
= 対象人員 (人) × 接水幅 (m/人) × 接水時間 (分) ÷ 対応時間 (回転率)

### 3. 備蓄・供給方法（対応する施設）

水の備蓄・供給方法は、主として以下のような方法が考えられる。水源としては、上水、井水、池水（間接的には雨水を含む）、雨水及び備蓄水（缶・ボトル等）、また、場合によっては河川水や中水を活用する。特に、平常時の雨水活用を積極的に図る。

対応する施設は、主として防災関連公園施設を考え、状況によりその他の防災活用公園施設を活用する。用途や必要量等を想定し、適切な備蓄方法による対応をはかる。

防災関連公園施設等については、必要な規模を想定するが、水施設等については、公園全体の計画に即した規模とする。

#### ○ 防災関連公園施設等

- ・耐震性貯水槽他
- ・非常用井戸
- ・水施設（池・水流等）
- ・散水施設（防火樹林帯、避難広場、入口部等）

#### ○ その他の防災活用公園施設

- ・水泳プール
- ・温水利用型健康運動施設
- ・ボート場
- ・水飲み場・手洗い場
- ・（給水施設）

備蓄方法（備蓄施設他）と水の用途（目的）及び水源との関係は表Ⅲ- 26 のようなものが考えられる。

なお、具体的な供給手段として、可搬式の動力ポンプ、手動ポンプ、ホース類やバケツ等も必要であり、各対応施設に適した機材、器具等も用意しておく。

表Ⅲ- 26 備蓄方法（備蓄施設他）と水の用途（目的）及び水源（参考）

用途 備蓄方法 <sup>a</sup>	用途（目的）						水源				
	飲料水	医 衛 療 生 用 水	生 活 用 水	消 防 火 用 水	散 水 用 水	冷 却 用 水	上 水	井 水	雨 水	中 水 他	河 川 水 他
耐震性貯水槽 (水道直結型)	◎ (水道直結型)	○ (同左)	○	◎	◎		●	●	●	●	
非常用井戸 <sup>b</sup>	○ <sup>c</sup>	○ <sup>c</sup>	◎	○	○			●			
水施設 (池・水流等)	○ <sup>c</sup>		◎	○	○	◎ (開水面)	●	●	●	●	●
水泳プール他 (缶・ボトル等)	○ <sup>c</sup>		◎	○	○	○	●				
(河川他)	○ <sup>c</sup>		○	◎	○	○					●

<sup>a</sup> 耐震性貯水槽以外の備蓄方法についても、施設の耐震性を考慮する必要がある。

<sup>b</sup> 動力が必要な場合は非常用電源等が必要。

<sup>c</sup> 要る過・滅菌。小型可搬式の浄化装置やその他浄化施設、システムの活用を検討する必要がある。

## 4. 全体システム

施設の配置や配管等の水関連施設全体のシステムについては、平常時のシステムを最大限に活用できるよう考慮する必要がある。施設利用に配慮しつつ、簡易な利用や管理、効率的な運用ができるよう、以下の点に留意した検討を行う。

### ア. 平常時のシステムの活用と専用的な災害時のシステム

基本的には、平常時の水関連システムを活用、または平常時のシステムの一部に災害時のシステムを組み込み、効率的な運用を図る。

ただ、条件によって平常時のシステムを兼用できる部分とできない部分がある。例えば、散水施設のシステムにおいて、散水必要箇所や散水量が平常時と災害時で異なる場合は、それぞれの配水システムが必要となる。

特に、池水、雨水の有効な活用が積極的に図れるようなシステムを工夫することにより、相当量で多目的に使用可能な水を確保することができる。

### イ. 非常用エネルギーの供給

水関連施設の制御及び利用では、動力用等のためのエネルギーが必要である。非常用電源設備を検討するとともに、エネルギー供給システム全体の耐震性に配慮する。

なお、可動式ポンプや手動式ポンプ等の簡易な装置の活用も含めて検討する。

### ウ. 自動制御と手動制御を組合わせた制御方法

水施設の制御方法や利用方法は、平常時には運用や管理が容易な自動制御を駆使した自動制御方法を導入することも必要であるが、災害時には、専門技術者以外のさまざまな利用者が利用する可能性や自動制御部分が被災する可能性もあるため、自動と手動の両方による使用が可能なものとする。また、制御方法の簡易化、マニュアル化も必要である。

### エ. バックアップ体制

災害時には多くの不確定要素が考えられるため、全体水量に余裕を持たせるとともに、各施設のシステム面でのバックアップや施設間での補完を考慮する。

### オ. 付加的な装置、システム

災害時には、平常時から整備されている池・水流等の親水・修景水の水質を向上させて活用することが考えられる。平常時から、大量の水を必要以上の高い水質に維持することは非効率的であることから、災害時に平常時の浄化システムに付加的な装置を組み合わせ、必要な水量に対して高度な浄化を行うことを検討する。

災害時の多人数の利用を考慮した仮設の給水栓備蓄や、仮設の水栓、及び仮設組立水槽等の活用についても検討する。

また、水道管から引き込んだ位置の付近で給水する方法は、様々な配管や機器を経由する場合に比べ、全体として耐震性が高いと考えられるため、必要に応じてこの方法を付加することも検討する。

## 5. 管理・運用方法

対応する施設、特に防災関連公園施設等については、以下の点に留意して、管理・運用方法を検討する。

### ア. 用途や使用時期に対応できる管理・運用体制

災害時には、用途や使用時期に対応できる管理・運用体制が必要となる。水は、必要となる時期が異なり、時間の経過によっても用途が変化する。特に、耐震性貯水槽等による備蓄水は、消防水利及び飲料水や生活用水としての利用の異なる用途が考えられる。したがって、それらの異なる用途間での使用可能水量や使用方法を協議する必要がある。

都市部等の幹線道路沿いにおいては、地域の避難者だけでなく、徒歩帰宅者等への飲料水の提供が必要となる場合がある。

また、便槽兼用型の貯水槽においても、水の使用時期と便槽の使用時期との調整が必要となる場合がある。

外部からの給水（給水車による給水）等も考慮し、利用目的と利用時間に応じた各種水の効果的な利用がはかれるよう、利用方法・管理方法を定める。

#### イ．水質検査

水関連施設による備蓄水では、平常時に定期的な水質管理・検査を行うことが必要であるが、災害時にも目的に応じて耐震性貯水槽の水や防災用井戸の井水、水施設水等の水質検査が必要となる。

#### ウ．給水用資機材等の管理

水の緊急利用に備えて、給水に必要な仮設給水栓やポンプ等、資機材の管理を行うとともに、鍵の管理を含めて使用方法の周知を図る必要がある。また、保管場所の位置も、緊急利用ができるような位置となるような考慮が必要である。

#### エ．管理者の異なる施設の使用・管理

消防水利となる施設（耐震性貯水槽、防火水槽）や水道管直結式耐震性貯水槽では、施設の設置・管理者が公園管理者ではない場合、または施設の設置者と管理者とが異なることがあり、災害時の使用・管理方法について二者間の調整をはかる必要がある。

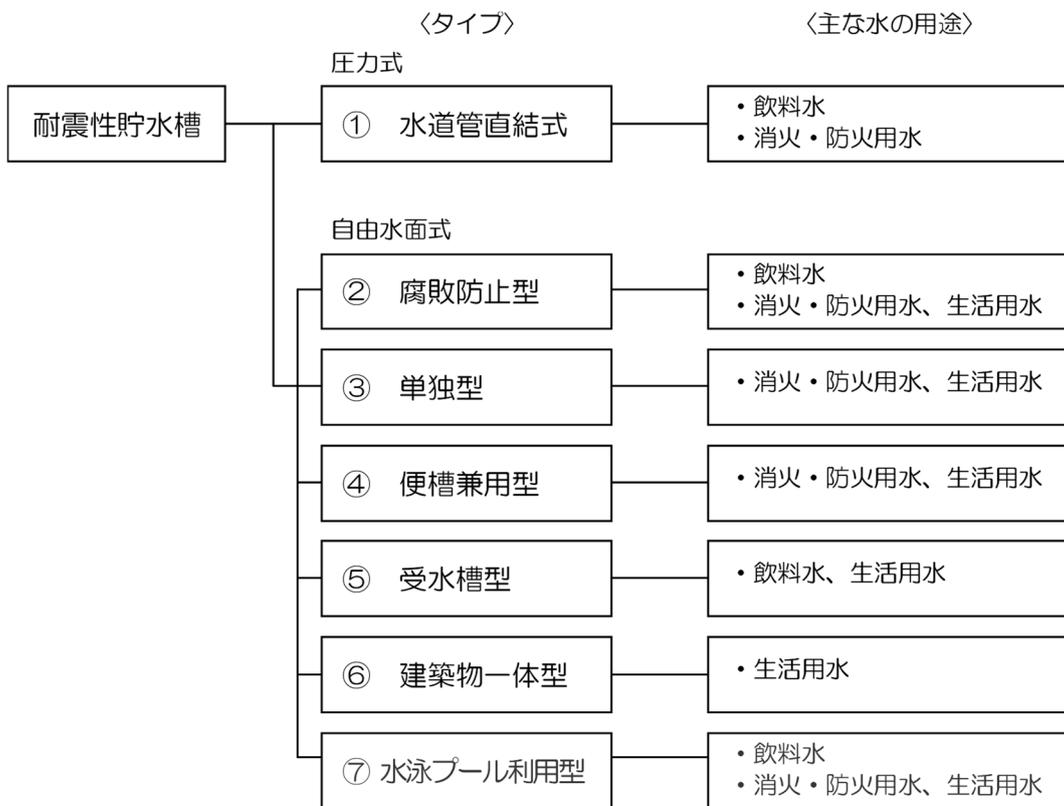
## ◎耐震性貯水槽

耐震性貯水槽については、災害時の飲料用水、防火用水、生活用水及び散水用水等として活用されることから、導入する場合は、都市公園技術標準の関連留意事項を踏まえ、特に以下の事項を検討する。

1. 形態・規模（タイプ、水源、処理、使用方法、施設形態、規模等）
2. 配置（位置、広場やその他の公園施設との関係等）
3. 設備（動力、使用エネルギー等）

### 1. 形態・規模

耐震性貯水槽については、図Ⅲ-16の①～⑦に分類されるタイプについて整理する。



図Ⅲ-16 耐震性貯水槽の分類

- ① 水道管直結式：圧力式で水道本管から常に水道水が流入し、入れ替っている貯水槽で、一定の震度や水圧の減少により作動する緊急遮断装置によって、タンク内の水を確保する。飲料水として直接使用できる水を確保できる。標準規模は、60 m<sup>3</sup>級と100 m<sup>3</sup>級に分けられているが、組み合わせにより、より大量の水を確保できる。（図Ⅲ-17）
- ② 腐敗防止型：①と同様に水道本管に直結し飲料水レベルの水を供給できるが、動力ポンプ（自家発電設備付き）で水を循環させるタイプである。例としては、東京都が応急給水槽として1,500 m<sup>3</sup>程度の施設を導入している。（図Ⅲ-18）
- ③ 単独型：水を独立して貯留し、主として防火・消火用水を確保する水槽である。従来から防火水槽として整備されているタイプは、40 m<sup>3</sup>、60 m<sup>3</sup>と100 m<sup>3</sup>程度の施設が一般的である。（図Ⅲ-19）

- ④ 便槽兼用型：③と同様の、主として防火・消火用水を確保する水槽である。貯留水の使用後は、水槽部分を便槽として使用できるよう、上部に数穴～10数穴程度の開口部（蓋付き）が設けられている。（図Ⅲ-20）
- ⑤ 受水槽型：従来の受水槽の耐震性を強化し、それに緊急遮断弁やポンプを組み合わせたシステムである。水道本管からポンプで導水しているため、非常時にも飲料水レベルの水を確保できる。
- ⑥ 建築物一体型：屋外トイレやその他建築物の地下部（二重スラブ等）に貯水槽を設けるタイプで、構造的には建築物と一体型である。屋外トイレに設ける場合は、トイレ洗浄水としての利用が容易である。容量は、建築物の規模によって適切な規模を設定する。（図Ⅲ-21）
- ⑦ 水泳プール活用型：水泳用のプール槽を改修し、耐震強化を図るとともに、必要とされる水の用途に応じて浄化施設を付加し、飲料水から生活用水、防火・消火用水を確保する水槽。（図Ⅲ-22）

この他、例えば、池・水流等の循環・浄化用ピットと兼用するタイプ等も考えられる。また、耐震性貯水槽とは構造面（特に耐震性）で異なるが、不透水シートと砕石や充填材料で構成された雨水地下空隙システムや耐震性はないものの簡易貯水タンクや仮設組立水槽等も必要に応じて検討する。

規模（設置個数や水量）については、基本事項の検討に沿って設定する。

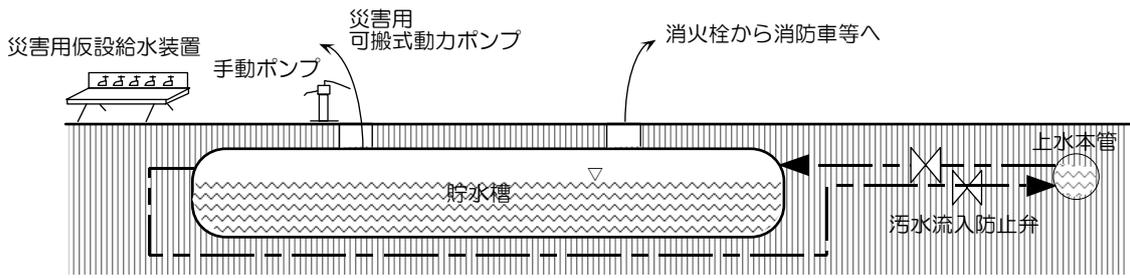
水道管連続型耐震性貯水槽と腐敗防止型耐震性貯水槽の水は直接飲料水として、他は要滅菌飲料水として使用可能である。その他についても使用目的にとらわれず、柔軟な利用（多目的利用）が図れるようにする。

使用方法は、必要に応じて自家発電設備等を付帯させたポンプ等を使用するとともに、手動（手動ポンプや手汲み等）使用が可能なものとする。特に移動可能な動力ポンプは、コストが低く、排水にも使用が可能である。

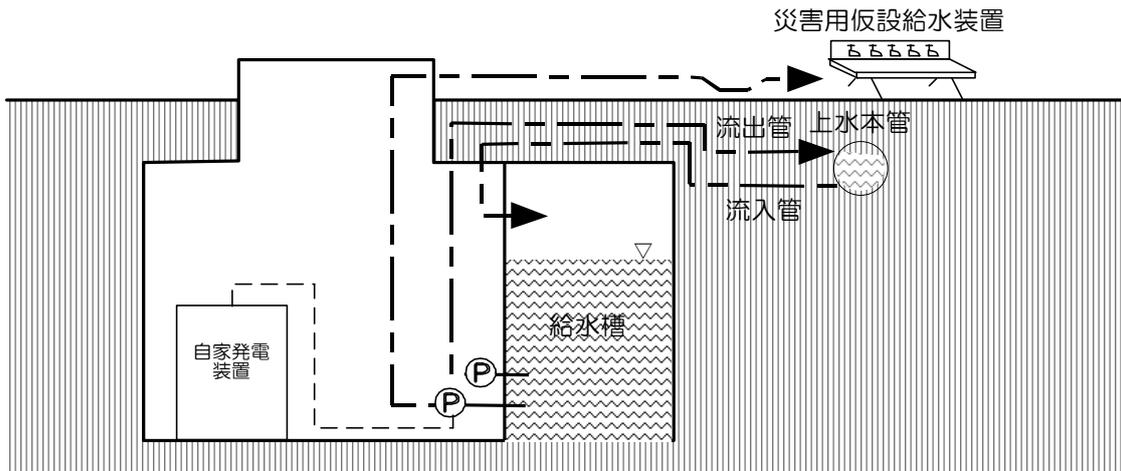
また平常時の散水等の使用も、必要に応じて考慮する。

貯水槽は地下式を原則（受水槽タイプは除く）とし、取水に支障のない形態とするとともに、平常時の上部利用や修景等に配慮する。消防用の貯水槽の形態等は、「消防水利の基準」に規定されている内容をクリアしたものとする。

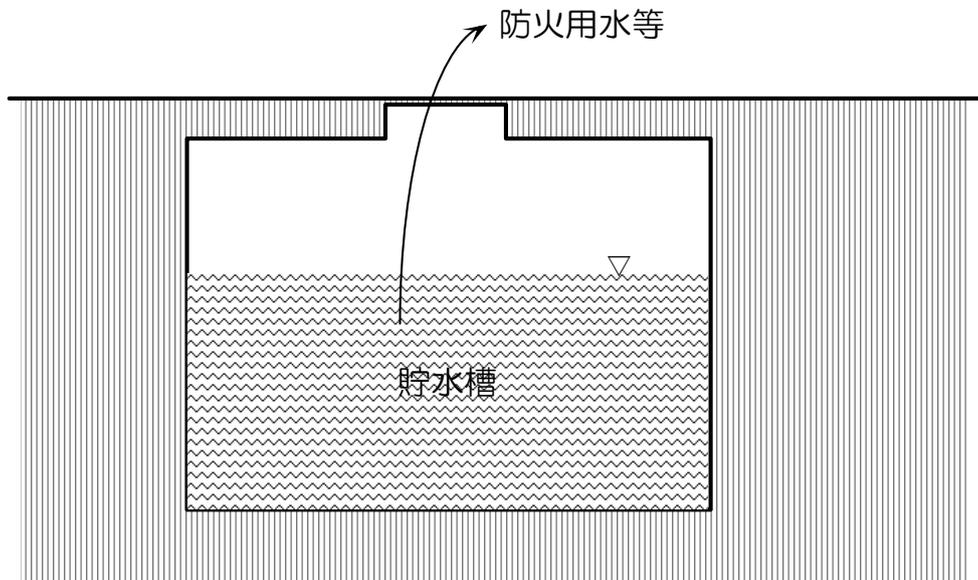
なお、特に水道直結型や防火水槽については、技術基準や仕様等について関係機関（水道・消防）との協議が、また、設置や管理方法についても調整が必要である。



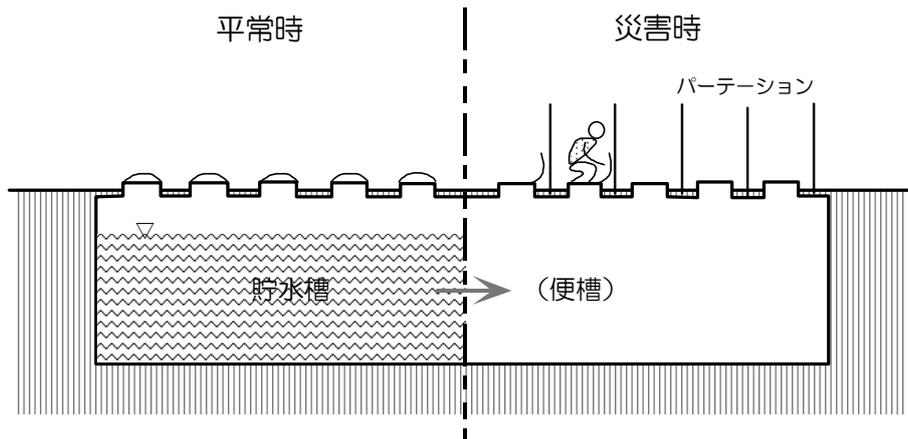
図Ⅲ-17 水道管直結型耐震性貯水槽 模式図(例)



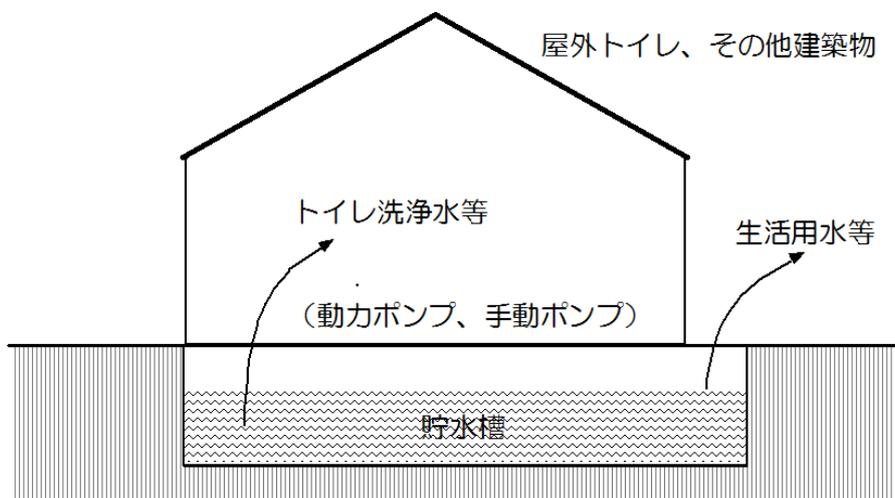
図Ⅲ-18 腐敗防止型耐震性貯水槽模式図(例)



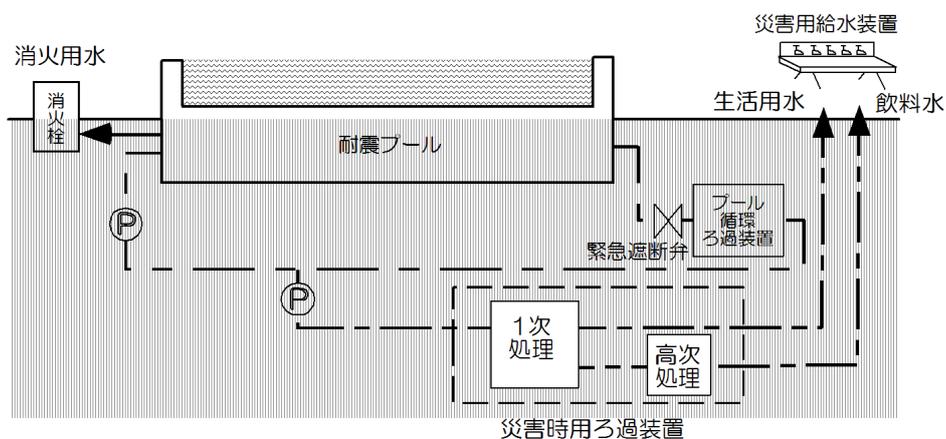
図Ⅲ-19 単独型耐震性貯水槽模式図(例)



図Ⅲ-20 便槽兼用型耐震性貯水槽模式図(例)



図Ⅲ-21 建築物一体型耐震性貯水槽(例)



図Ⅲ-22 水泳プール活用型耐震性貯水槽(例)

## 2. 配置

配置については、貯水槽の水の多目的な活用や広場その他の関係施設との関係、及び管理・運用等も考慮し、分散配置も含めた検討を行う。

防火用の貯水槽については、公園外周道路等から使用しやすいよう、公園外周部に配置することを標準とする。この場合でも公園内からの使用も可能なよう配慮する。特に地域住民自らが初期消火等に活用できるような貯水槽も必要となる場合があり、配置に留意する。参考として、消防法に基づく「消防水利の基準を定める告示」において、防火対象から消防水利に至る距離が規定されており、「防火対象から消防水利に至る距離が、用途地域等や年間平均風速から、80～140 mの間」と規定されている。

他の用途の貯水槽については、利用形態を考慮し、周辺住民や緊急車両からの利用が可能なよう、園路沿いに配置するなどの工夫も必要である。また、平常時の利用や景観も考慮する。防火樹林帯がある場合は、周辺が火災時でも使用できるように基本的にその内側に配置する。また、避難広場からのアクセスや使用時の管理者の操作等も考慮した位置とする。

小規模な公園では、周辺からの影響（建物の倒壊等）を考慮した配置とする。

## 3. 設備

必要なポンプ等の設備については、非常用エネルギーも使用できるようなシステムとする。この場合、平常時の商用電力のバックアップとしての自家発電設備、また平常時の省エネルギーシステムと兼用する太陽光発電を使用することも検討する。

なお、非常用に稼働させる時間、期間については、それぞれの状況に応じて設定し、その期間に対応できる設備や燃料等を設置する。

また、給水栓（仮設等）や可搬ポンプ、手動ポンプ、その他必要となる備品類については各貯水槽施設、あるいはそれらの施設に近接して保管しておくことが必要である。

## ◎非常用井戸

非常用井戸については、災害時の飲料用水、防火用水をはじめ多目的な利用が可能であることから、導入する場合は、都市公園技術標準の関連留意事項を踏まえ、特に以下の事項を検討する。

1. 形態・規模
2. 配置
3. 設備（エネルギー、システム等）

### 1. 形態・規模

井戸の深さや揚水量等は、法規制<sup>\*</sup>やその他条件に応じて設定する。井戸規制によって常時揚水が可能な場合と非常時のみに許可される場合とがあるため、規制の有無を予め自治体に確認する必要がある。

一般的には、30m 以深の深井戸と 30m 未満の浅井戸がある。ボーリングして鋼管を打ち込んだ深井戸の場合は、水量、水質ともに安定しており、耐震性も高い。一方、浅井戸は水量や水質、耐震性は深井戸に劣るが、簡易動力ポンプや手動ポンプ等により、簡易に使用することができる。

#### ※井戸に関する法規制等

- ・民法（明治 29 年法律 89 号）第 237 条

井戸を穿つには境界線より 2m 以上の距離を存することを要す。

- ・工業用水法（昭和 31 年法律第 146 号）第 3 条

指定地域内で井戸により地下水を採取してこれを工業の用に供しようとする者は、揚水機の吐き出し口の断面積（吐出口が二以上あるときは、その断面積の合計。）が 6cm<sup>2</sup> を越えるものについて、井戸ごとに、その断面積とストレーナーの位置を定めて都道府県知事の許可を受けなければならない。

- ・建築物用地下水の採取の規制に関する法律（昭和 37 年法律第 100 号）第 4 条

指定地域内で揚水設備（吐出口の断面積が 6cm<sup>2</sup> を越えるもの）により建築物用地下水を採取しようとする者は、揚水設備ごとにそのストレーナーの位置と揚水機の断面積を定めて、都道府県知事の許可を受けなければならない。

- ・その他

自治体により条例を定めるところや要綱、要領などで行政指導を行うところが多い。条例などの適用についてはあらかじめ自治体に確認しておく必要がある。

### 2. 配置

基本的には上記の規制等を踏まえ、設置条件に合った場所に配置する。

防火樹林帯がある場合はその内側に配置することを標準とする。また、避難広場等からのアクセスや使用時の管理者の操作等も考慮した位置とする。初期消火等における周辺住民の利用が容易であり、多目的な利用も可能であることから、配置については十分これらに配慮する。

小規模な公園では、周辺からの影響（建物の倒壊等）を考慮した配置とする。

### 3. 設備

使用時の動力としては、手動ポンプや動力ポンプ（自家発電設備）、あるいは可搬用のポンプ

の併用等が考えられる。動力ポンプ等の設備については、非常用エネルギーが使用できるようなシステムとする。その他、給水栓（仮設）等の必要な備品類を保管しておくことも必要である。飲料に使用する場合は、必要に応じて簡易な水質検査機器や濾過・滅菌設備を整える。使用方法については、直接使用する場合、他の施設へ供給できる設備を予め設置する場合がある。また、平常時にも使用する場合等が考えられる。手軽で柔軟に使用するためには、直接使用できる形態を確保しておく必要がある。

## ◎水施設（池、流れ等）

池等の水施設については、様々な用途の水として多目的に活用できる他、水に触れることができる開水面として、輻射熱や熱気流の軽減等のためや手足の冷却などによる避難者保護にも役立てることができる。都市公園技術標準の関連留意事項を踏まえ、特に以下の事項を検討する。

1. 形態（タイプ、水際形態、水深、施設形態、水源、水質等）
2. 規模（滞水量、滞水面積、水際線延長等）
3. 配置
4. 設備

### 1. 形態

開水面としては、池、水流（カナル、カスケード含む）、滝及び噴水、またプールや徒渉池など様々なタイプの水施設が該当する。基本的には平常時の利用や修景、親水性を前提としたタイプとする。但し滞水量、滞水面積及び水への接しやすさについて十分考慮する。

水際線については水に接しやすい形態とする。水に接することを想定する区域は、高い立ち上がりや柵等はできるだけ避ける。

水深は安全性を考慮し、水に入ることが想定される区域は、子供の利用の安全性にも配慮する。特に水際は急激な水深の変化は避ける。なお、消防等による取水に備えて、取水ピット等を必要に応じて設置する。

施設の形態としては、できるだけ滞水面が確保できるよう、水流部でも滞水部を設けるなど考慮する。設備システムが災害時にも維持できる場合や下水道処理場等からの供給が維持できる場合は、水流部も使用可能水面に含めてもよい。また、循環やろ過、補給用ピット等を耐震性貯水槽や動力ポンプを設置することなどにより、災害時の給水ピットとして整備することも可能である。

水源は、上水、井水及び雨水、あるいは中水等が考えられる。雨水の利用については、積極的に検討する。中水等は、下水処理場の三次処理水等が考えられ、耐震性を考慮した処理施設であれば、供給が継続的に維持される可能性も高いため、連携を図りながら一体的な整備を行うことも検討する必要がある。

水質は一般的な修景池レベル以上であれば特に問題はない。ただし、避難時に生活用水等として使用する可能性を考慮すると、イニシャルコストや平常時のランニングコストに大きな負担とならない範囲で、必要な水質を維持することが望ましい。

なお、池等の開水面の水は、震災時には外に流れ出したり、漏水したりすることが考えられるため、使用可能水量の設定時には十分配慮する。

### 2. 規模

基本事項の“用途（目的別）の必要水量”に沿ったものとするが、多様な機能を持ち、多目的な利用が可能であることから、広場や防火樹林帯やその他施設等との整合性を図りつつ、できる限りの規模を確保する。基本的には、公園全体の計画と整合性をとった規模とする。

### 3. 配置

池や水流等については、平常時の配置の考え方をベースに、避難者が水際にアクセスしやすいよう、避難広場内や広場外縁部に配置することも検討する。

また、他の施設へ水を供給する場合などはそれらとの関係も考慮する。

#### 4. 設備

平常時の水質維持のための水質浄化施設の他、必要に応じて災害時の動力ポンプや給水用ポンプを備える。

必要な設備に対しては、非常用エネルギー（太陽光発電も含む）も使用できるようなシステムとする。また、平常時の水循環設備等を災害時には、非常用トイレや貯水槽等の他の施設へ水を供給する設備へ転用することも可能であり、平常時と災害時のトータルで考えたシステムが必要である。

## ◎散水施設（防火樹林帯、避難広場、入口部）

散水施設は、防火樹林帯の防火機能を補完したり、入口部や広場等において輻射熱や熱気流等を防御するなど、避難者の安全性を向上させるものである。導入にあたっては、都市公園技術標準の関連留意事項を踏まえ、特に以下の事項を検討する。

1. 形態（タイプ、施設形態、水源等）
2. 規模（設置数等）
3. 配置（位置、関連施設との関係等）
4. 設備（使用エネルギー、システム、制御等）

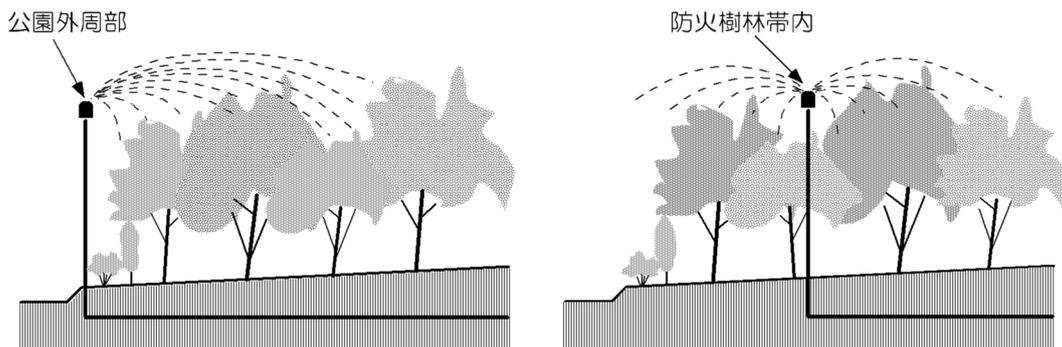
### 1. 形態

散水施設のタイプは、防火樹林帯散水と避難広場内散水、入口部等散水とに分けられる。それぞれの散水施設の概要は、以下のとおりである。

この他、場合によっては、公園周辺部（隣接部）へ放水を行うタイプも考えられる。

#### ○防火樹林帯散水施設

基本的には外周部沿いに設置し、公園の外から水幕をつくるようなタイプと、樹林帯の中で樹木の上から散水する2つのタイプがあげられる（図Ⅲ-23）。



図Ⅲ-23 防火樹林帯散水施設の設置タイプ模式図(例)

施設形態としては、露出型あるいは埋め込み型の立ち上がり式が考えられる。平常時の修景等を考慮し、スプリンクラーの立ち上がり管を他の施設（照明用ポールや放送用ポール等）と兼用したり、また埋め込み型は柵の支柱やスツール等の施設に組み込む（一体となった）等の工夫も必要である。

水源は必要最低水量分については耐震性貯水槽の水や耐震性が確保されるその他の水源を使用することを原則とし、それ以上の必要とされる水量分についてはその他の水源を使用する。

必要水量が膨大になることも予想されることから、水源は、雨水や中水、あるいは河川等を使用することも積極的に検討する。

#### ○避難広場内散水施設

タイプとしては基本的には芝生や舗装部等に埋設して下方から散水するタイプ、広場内や広場外縁の地上部に設置し、横方向から散水するタイプ等が考えられる。

施設形態としては、立ち上がり式または埋設型のポップアップ式を標準とする。

なお、平常時の修景等を考慮し、スプリンクラーの立ち上がり管を他の施設（照明用ポールや

放送用ポール等)と兼用したり、また埋め込み型は柵の支柱やスツール等の施設に組み込む(一体とする)等の工夫も必要である。なお、埋設型のポップアップ式のものでは、散水ノズルのタイプを使用することも考えられるが、風の影響、散水性能(特に高さ)及びノズルの耐久性等を考慮する。

水源については、前記の防火樹林帯内のスプリンクラーと同様の考え方とする。

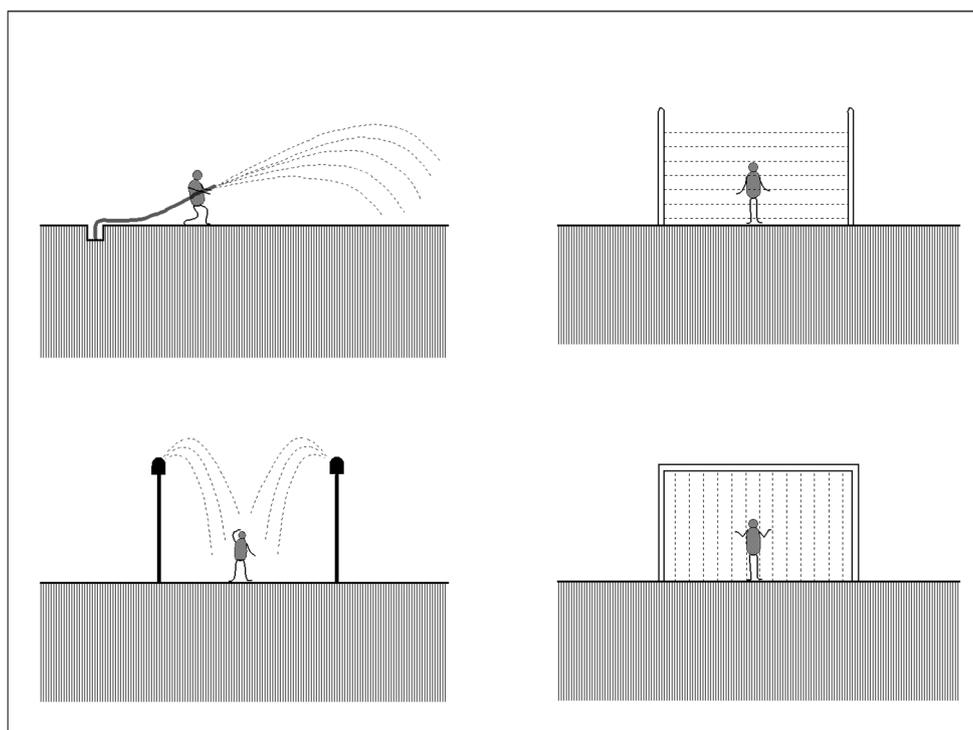
#### ○ 入口部等散水施設

タイプとしては、基本的には入口脇の上方から散水するタイプ、入口上から下に散水するタイプ、入口両側横から散水するタイプ、及び手まき散水タイプが考えられる(図Ⅲ-24)。

施設形態としては、上記の各タイプを踏まえて適切な形態を検討する。デザインには十分留意するとともに、ゲート(門型)の構造物を設置する場合は、緊急車両や管理車両の通行の妨げにならないよう(高さのクリアランス)留意する。

また、各タイプとも公園入口部に設置されることから、平常時の景観等に配慮したデザインとする。

水源については、前記の防火樹林帯内のスプリンクラーと同様の考え方とする。



図Ⅲ-24 入り口部散水施設のタイプ模式図(例)

## 2. 規模

規模は、基本事項の“用途(目的別)の必要水量”に沿ったものとする。

設置数は、風の条件、スプリンクラー性能及び配置等を勘案し、散水量に対応した設置数を設定する。気象条件の影響を受けやすいことや、配管等に被害を受けやすいことから、余裕を見込むものとする。

散水時間については、長時間ほど防火植栽帯の延焼防止機能が維持でき、避難地の安全性も高めることができる。しかし条件によっては膨大な散水量が必要となる。したがって、ブロック別

等の制御や火災発生の方向に対応する区域のみ作動させる等、効率的、効果的に機能させるようなシステムの検討が必要となる。

### 3. 配置

スプリンクラーの性能や設置数及び、風の影響を考慮し、それぞれ以下の場所に配置する。

- 防火樹林帯散水施設  
防火樹林帯外周部（公園外周部）と同樹林帯内部に配置する。
- 避難広場内散水施設  
避難広場内や外縁の樹木付近、施設付近に設置する。
- 入口部等散水施設  
主として公園入口部（特に避難時の入口となる）に配置する。

### 4. 設備

必要な設備に対しては、非常用エネルギーも使用できるようなシステムとする。

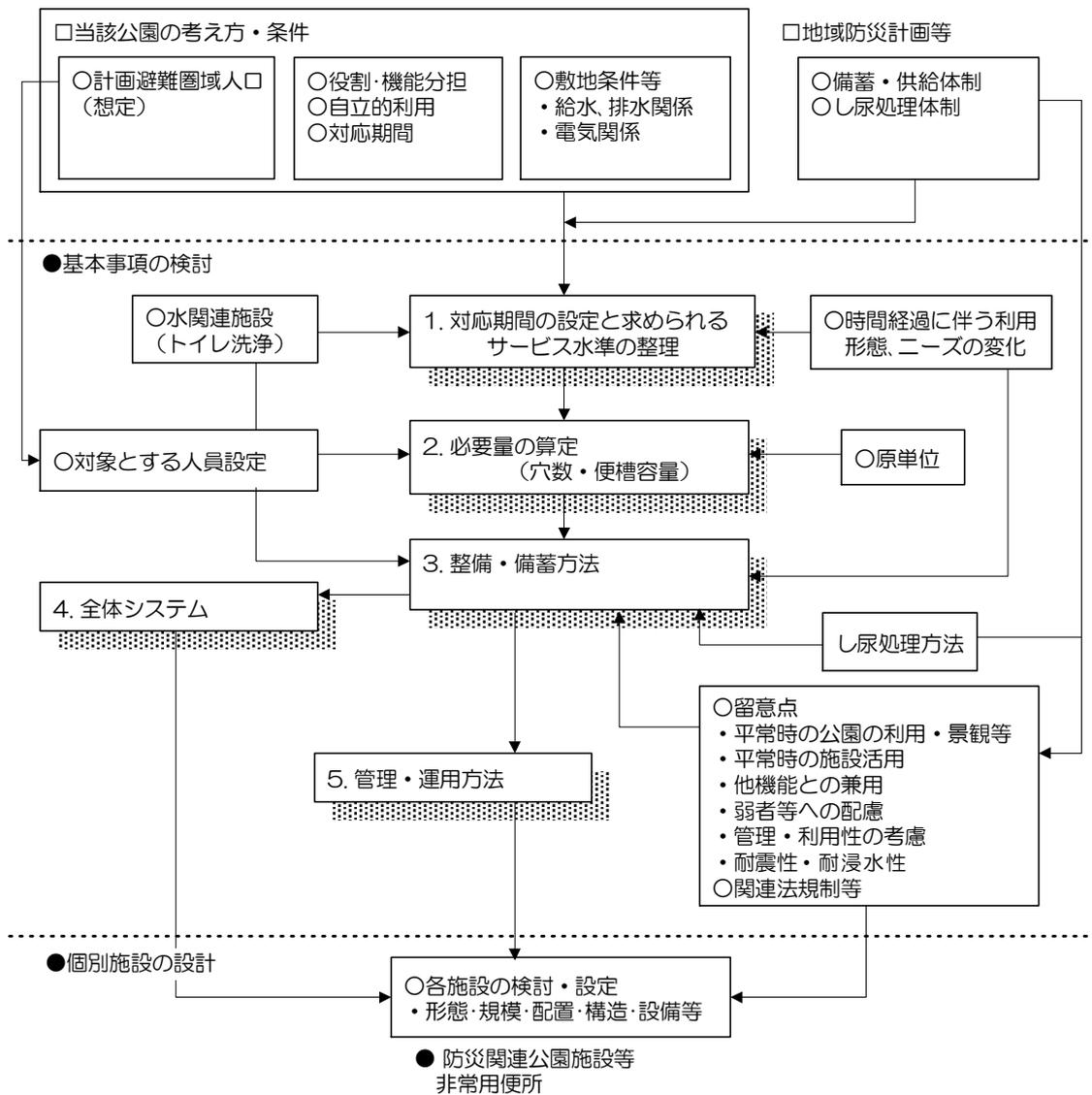
制御については、手動を基本とするが、火災検知連動制御による自動化との併用も考えられる。ただし、不確定要素が多く、技術面や運用面、コスト面でも課題が多いことから、総合的な検討、判断が必要である。

## 4) 非常用便所

非常用便所の導入にあたっては、以下の基本的事項を設定する。

1. 対応期間の設定と求められるサービス水準の整理
2. 必要量の算定（穴数・便槽容量）
3. 整備・備蓄方法（タイプ）
4. 全体システム
5. 管理・運用方法

非常用便所の設計手順は図Ⅲ-25のとおりである。



図Ⅲ-25 非常用便所の検討に係るフロー

## 【解説】

### 1. 対応期間の設定と求められるサービス水準の整理

常設便所（平常時用）の活用を含め、さまざまなニーズに対応できる多様な非常用便所を確保する。

非常用便所の利用形態やニーズ、求められるサービス水準は、時間経過に伴い変化する。直後及び緊急段階の被災後1～3日間程度は避難者や周辺住民等による集中・大量使用や交通の遮断等による汚物の回収困難等が予想されるが、その後は周辺の復旧状況に伴い利用時の安全性や快適性の向上が求められるようになる（表Ⅲ-27）。

都市部等の幹線道路沿いの公園においては、緊急段階以降、徒歩帰宅者等の利用も想定される。

また、水洗方式においても、排水系統が使用可能な場合は、前記の水関連施設による洗浄水を確保することにあわせ、常設トイレの活用を図ることが考えられる。ただし、集中利用など状況によっては、配管の詰まり等により使用不可能になる場合も予想されるため注意が必要である。

このような利用形態やニーズの時系列変化を考慮して、対応期間の設定と求められるサービス水準の整理を行う。参考として以下に阪神淡路大震災時のトイレ環境の時系列的变化をあげる。

特に、直後段階から緊急段階にかけては、集中的な大量利用等も考えられるため、無水洗でも対応可能なようにすることが必要である。

また、仮設組立トイレについては、地域防災計画の救援体制等の考え方を踏まえたものとする。非常用便所の設置にあたっては、高齢者や子ども、障害者など弱者の利用を十分考慮する。

表Ⅲ-27 神戸市区域におけるトイレの環境の時系列的变化(参考)

(数字は、ヒアリング件数を示す。)

内 容	被災直後	3日後	1週間後	3週間後
1. トイレが使えず外で用を足す (運動場、木陰等)	9	2		
2. 仮のトイレをつくる (穴を掘る、マンホール利用等)	8	4	3	
3. 水洗トイレが便で山盛り	25	8	2	
4. 新聞・ビニール袋を敷き、便をする	10	3	1	
5. 水を確保し、水洗トイレを利用	38	24	10	6
6. 仮設トイレを利用	1	4	29	15

出典：松並壮「阪神大震災におけるトイレの実態と今後の課題」<sup>79)</sup>より作成

### 2. 必要量の算定

穴数及び便槽容量は、対象人員を想定し、同時使用率と単位当たりし尿量及び対応日数を設定し算出する。穴数は、同時使用率等を考慮し設定する。

規模算定に一般公園トイレを含める場合は、原則として耐震耐火構造であり、かつ災害時に貯留方式（くみ取り）に変換が可能な、または洗浄水と汚水排水（貯留）施設等が確保されているタイプとする。

また、仮設組立等の簡易タイプ（公園内に備蓄するもの、または公園外部から確実に搬入できるもの）も算定規模に含めて設定するが、汚物の貯留量が限定されることに留意する。

規模算定においては、平常時の一般公園トイレの設置数（穴数）や耐震性貯水槽（便槽兼用型）の設置数（設置可能穴数）との整合を図るとともに、一般公園トイレの設置数や穴数が過大

とならないよう配慮する。

●必要穴数（穴）

$$= \text{対象人員（同時滞在者数）}^{*1} \text{（人）} \times \text{同時使用率}^{*2}$$

※1 対象人員（同時滞在者数）：基本的には避難人員（対象避難圏域人口）の内、同時に避難する（滞在する）人員を対象とする。同時滞在者数を想定することは非常に難しいため、避難人員からその割合を仮定する（例えば半数）ことや、被災率によって想定することも考えられる。なお、状況によっては、避難者のみではなく、周辺住民等の利用も考えられる。

※2 同時使用率：1穴/60～100人を標準とする（参考として表Ⅲ-28の例がある）。

表Ⅲ-28 非常用トイレ穴数の同時使用率(原単位)の設定(参考)

根 拠	必 要 穴 数
阪神淡路大震災における避難所のヒアリング（日本トイレ協会）	1穴/100人～60人当たり
自然公園の計量計画	園地の同時利用者数の1.25%（1穴/80人当たり）
都市公園実測値例	対象広場の同時利用者数の1.37%（1穴/73人当たり）
日本観光協会「観光計画の手法（キャンプ場計画）」 <sup>80)</sup>	宿泊収容者数の5～10%（1穴/20人～10人当たり）
防災公園等の計画・設計例	便所使用率：1穴/100人～30人当たり
神戸市地域防災計画共通編（平成26年12月） <sup>81)</sup>	避難者100人当たり1基
東京都地域防災計画 震災編 平成26年修正 <sup>74)</sup>	避難者75人当たり1基
社団法人日本造園学会編「造園ハンドブック（キャンプ場計画）」 <sup>64)</sup>	海水浴場の便所利用率：1穴/80人 プール便所利用率：1穴/60～40人

●必要便槽容量（非水洗）（m<sup>3</sup>）

$$= \text{対象人員}^{*1} \text{（人）} \times 1 \text{人} \cdot 1 \text{日当たりし尿量}^{*2} \text{（L/人} \cdot \text{日）} \times 1/1,000$$

※1 対象人員：公園として自活的な対応をする、直後及び緊急段階の被災後1～3日間の避難者数。基本的には、避難人員（対象避難圏域人口）とする。

※2 1人・1日当たりし尿量：1.5～2.0L/人・日を標準とする（参考として表Ⅲ-29がある）。

表Ⅲ- 29 非常用トイレのし尿量(原単位、生し尿量)の設定(参考)

根 拠	し尿量
鈴木了司「トイレ学入門」 <sup>82)</sup>	1.1~1.7L/人・日 (汚水: 1~1.5L/人・日、汚物: 100~170g/人・日 (比重 1.05))
中井多喜雄「イラストでわかる給排水・衛生設備の技術 (3.5 排水槽のあらまし)」 <sup>83)</sup>	1L/人・日
南山堂「医学大辞典 (排便、排尿回数)」 <sup>84)</sup>	排尿量: 1.5~2.0L/人・日 (4~6回/1日、就寝後0~1回) (排便量: 150g前後)
社団法人日本造園学会編「造園ハンドブック (キャンプ場計画)」 <sup>64)</sup>	0.9L/1人・日
防災公園等の計画・設計例	標準 1.2L/人・日
社団法人全国都市清掃会議「し尿処理施設構造指針解説」 <sup>85)</sup>	1.4L/人・日

### 3. 整備・備蓄方法 (タイプ)

整備方法は、主として防災関連公園施設等である非常用便所に対応する。

この他、公園内に仮設組立式トイレや組立式簡易トイレ等を備蓄することが考えられる。また、時間の経過にともない、外部からの仮設トイレの搬入・設置が可能となることを考慮する。非常用便所は、主として以下のタイプが考えられる。

#### ① 設置タイプ

- ・常設タイプ…平常時から設置しておくタイプ。災害時に使用するための操作や備品等の設置は災害時に必要となる。
- ・仮設タイプ…災害時に設置するタイプ。
- ・半常設 (仮設) タイプ…常設と仮設の中間タイプ。便槽等一部を平常時から設置しておき、災害時に便器部分他やパーテーション等を仮設的に設置する。

#### ② 兼用 (平常時施設との兼用) のタイプ

- ・兼用タイプ…平常時に必要な施設を災害時に非常用トイレに転用できるタイプ。
- ・非兼用タイプ…災害時の災害時用トイレとして単独に設ける。

#### ③ 機能 (災害時の機能) のタイプ

- ・複合タイプ…貯水槽など災害時の他の機能も持つタイプ。使用時期は異なる。
- ・単独タイプ…災害時用トイレ機能のみの単独のタイプ。

各整備・備蓄方法の選定や備蓄量の設定にあたっては、ニーズの変化や他機能との関連、平常時の施設計画等、総合的な観点から検討を行う。

なお、特に弱者への配慮やその他の利用性を配慮する必要がある。

### 4. 全体システム

非常用便所の全体システムは、以下の点に留意した検討を行う。

#### ア. 給水・排水システムとの関係

特に水洗式を検討する場合は、水の供給システムや排水システム等との関係に留意するとともに、平常時のそれらのシステムとの整合を図る。

#### イ. 非常用エネルギー

動力が必要な給水施設や夜間照明に対応して、非常用エネルギーやその供給システムも同時に検討する。

#### ウ．汚物回収

汚物等の処理や仮置き方法の検討の他、非常用便所の設置についても、仮設便所の回収や大型車やバキュームカー等による汚物回収等に支障のないようにする。

### 5．管理・運用方法

対応する施設となる非常用便所については、以下の点に留意して管理・運用方法を検討する。

#### ア．トイレの利用方法

災害時のトイレの利用形態やニーズ、求められるサービス水準は、時間経過に伴い変化するため、これらに対応するため常設便所の活用や兼用を含め、さまざまなニーズに対応できる多様なタイプが必要となる。地域防災計画の救援体制を踏まえ、外部からの仮設トイレの搬入やし尿処理方法、使用後のトイレの回収方法等について、あらかじめ関係する機関と協議する必要がある。

#### イ．衛生管理

清掃や消毒水の設置など、特に伝染性疾患の予防のために衛生管理は重要である。便器の形態や汚物処理方法、衛生関係の物資の備蓄等、また利用のルールづくりを含めた、管理・運用方法を検討する。

一時貯留汚物については、特に衛生管理を徹底させると共にこれらの回収やバキュームカー等による汚物回収については、それらの回収体制等を踏まえ、担当機関との調整が必要である。

#### ウ．各種トイレの使用・管理方法

常設タイプや仮設タイプなど様々なタイプのトイレについて、個々のタイプの設置方法や使用方法の周知を図る必要がある。特に、水洗と非水洗との使い分けや水洗と非水洗の両方の使用が可能なタイプの場合、それらの切り替えの判断や切り替え作業が必要である。また、非常時に周辺住民が設置できるよう、保管場所（鍵の管理を含めて）等の周知を図る。

都市部の幹線道路沿いの公園においては、徒歩帰宅者等の利用も想定されることから、使用方法の周知等災害時の対応が必要となる。

## ◎非常用便所

非常用便所については、利用者のニーズに適切に対応できるさまざまなタイプを検討する。導入にあたっては、特に以下の事項を検討する。

1. 形態（種類、汚物処理、使用方法、施設形態等）
2. 規模（穴数、便槽容量、設置数等）
3. 配置
4. 設備（使用エネルギー、システム等）

### 1. 形態

非常用便所は下記の①から⑦の種類が考えられる（表Ⅲ-30）。選択にあたっては時間経過に伴う利用者のニーズを踏まえ、さまざまな条件を考慮した検討を行う。災害時における管理・運用や使用後の処理、施設の扱い、また施設使用時の快適性等も考慮する必要がある。

（非常用便所の種類）

#### ①非常用便槽付き常設トイレ（図Ⅲ-26）

常設トイレに汲み取り式の便槽を付帯させ、非水洗トイレとしても使用できるようにしたトイレ。建物廻りに非水洗トイレを増設することもある。状況によっては、常設の水洗トイレをそのまま使用することが可能である。

#### ②貯水槽兼用トイレ

消火用水や多目的水の貯水槽（耐震性貯水槽）を汲み取り式の便槽としても使用するトイレ。使用時には便器部やパーテーション等を設置する。貯留水の使用後、または一部排水後に使用するか、槽の内部を水槽部と便槽部にあらかじめ分けておく。

#### ③汚水管兼用トイレ（図Ⅲ-27）

汚水本管の一部、あるいはバイパス部にマンホールや専用の柵を接続しておくことにより、汚水管を災害時用トイレとして活用する。使用時には便器部やパーテーション等を設置する。

#### ④地下埋設式トイレ（図Ⅲ-28）

平常時から地下にブース形態で埋設し、使用時に引き上げて使用するトイレ。備品類等軽量のものを備蓄しておくこともできる。

#### ⑤仮設組立式トイレ（図Ⅲ-29）

使用時に組み立てて使用するトイレ。一式セットになっている。平常時は備蓄。

#### ⑥仮設ユニット式トイレ（図Ⅲ-29）

使用時に搬入して使用するトイレ。災害時に公園の外部から搬入、設置して使用。

#### ⑦組立簡易式トイレ（図Ⅲ-30）

ポータブル式の組立式トイレ。常設トイレのブースや建物内の他、何処でも使用できる。常設トイレのブース以外では囲い等が必要。平常時は備蓄をしておく。

表Ⅲ-30 トイレの種類と特徴

種類 \ 特徴	設置タイプ	兼用タイプ	機能タイプ	平常時の利用性・ 景観への影響	集中・大量利用 への対応	非水洗への対応 (水洗対応)	弱者への対応	設置するまでの 容易さ・即時性	災害時の管理の 容易さ	省スペース、 効率的な形態
①非常用便槽付き常設トイレ	常	兼	単	○	△ <sup>a</sup>	○ (○)	◎	◎	△ <sup>b</sup>	◎
②貯水槽兼用トイレ	半	非	複	○	◎	○ (×)	▲	○	△ <sup>c</sup>	○
③汚水管兼用トイレ	半	兼	単	○	○	○ (△ <sup>d</sup> )	▲	○	○	○
④地下埋設式トイレ	半	非	単	○	▲	○ (▲)	○	○	○	○
⑤仮設組立式トイレ	仮	非	単	— <sup>e</sup>	△	○ (▲)	△	△	△	△
⑥仮設ユニット式トイレ	仮	非	単	— <sup>22</sup>	△	○ (▲)	△	▲ (運搬)	△	▲
⑦組立簡易式トイレ	仮	非	単	— <sup>22</sup>	△	○ (▲)	○ <sup>f</sup>	○	○	○

【凡例】◎：十分対応可能 ○：対応可能 △：ある程度可能、または工夫によっては可能

▲：難しい、あるいは工夫が必要

常：常設タイプ 仮：仮設タイプ 半：半常設（仮設）タイプ

兼：兼用タイプ 非：非兼用タイプ 複：複合タイプ 単：単独タイプ

<sup>a</sup> トイレ廻りにも便槽を拡大することにより、相当規模の確保可能。

<sup>b</sup> 水洗で継続して使用するか、非水洗に切り替えるかの判断が必要。

<sup>c</sup> 貯留水の使用や処理に関わる管理が必要となる場合がある。

<sup>d</sup> 水を流すことは可能。

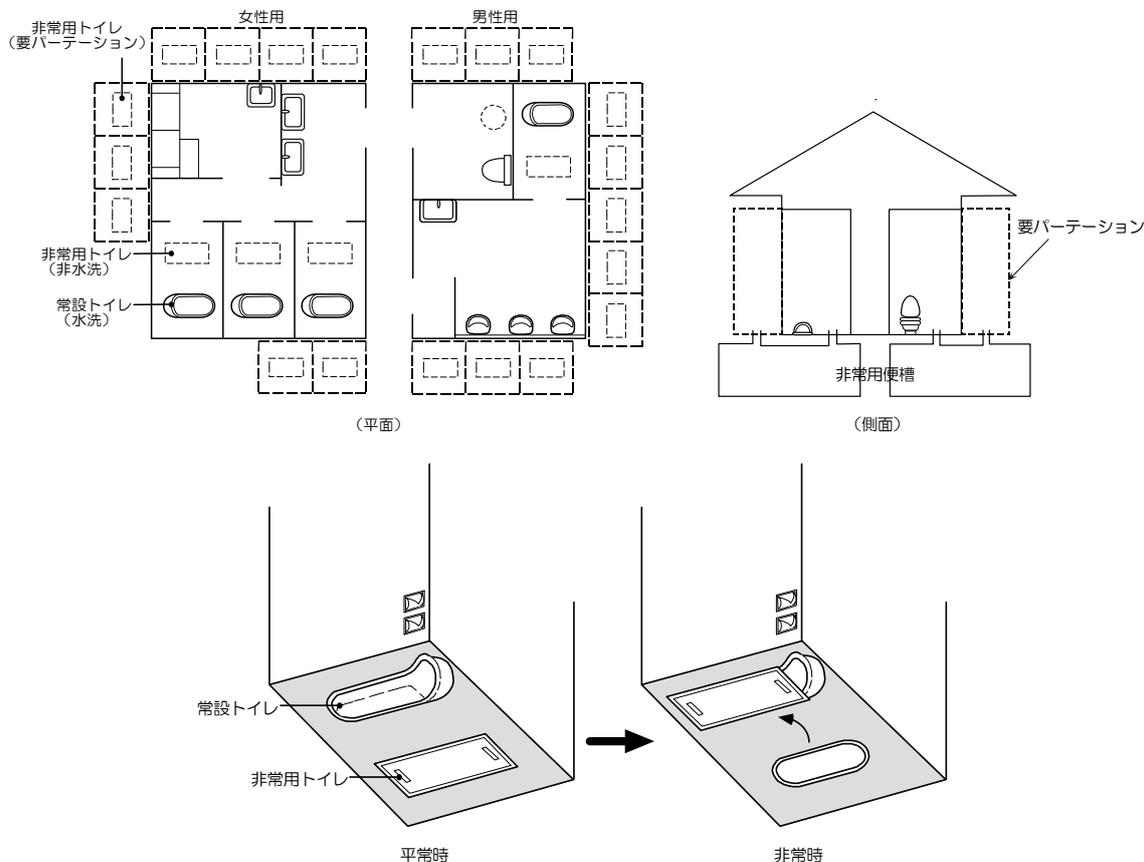
<sup>e</sup> 仮設タイプであるため直接影響はない。ただし、公園内の備蓄倉庫等に備蓄される場合は、備蓄倉庫等の建物の間接的な影響がある。

<sup>f</sup> 洋式のため使いやすい。

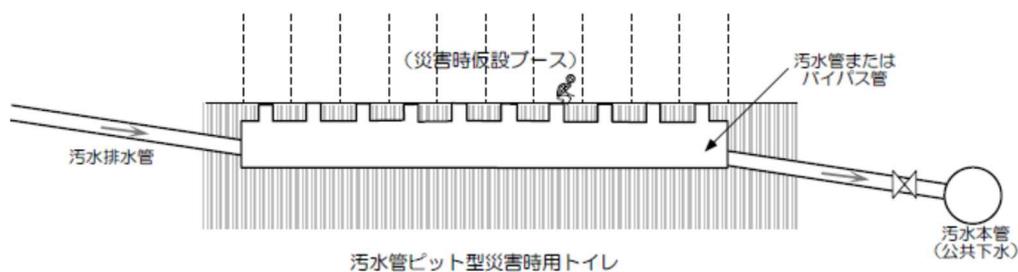
災害時用トイレのし尿処理方法の概要は表Ⅲ- 31 のとおりである。なお、仮設組立トイレは様々な洗浄方式や処理方式が開発されており、下記の表の内容に合致しないものもある。

表Ⅲ- 31 トイレの種類とし尿処理方式

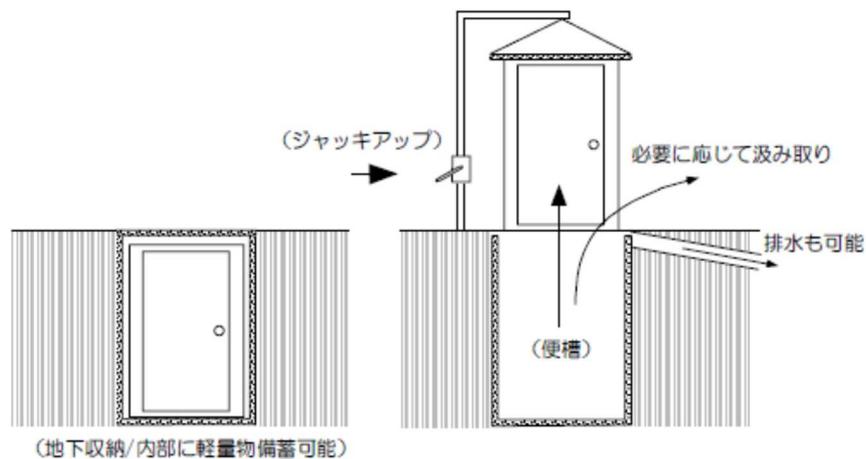
種類	特徴	洗浄方式	処 理 方 式
①非常用便槽付き常設トイレ		非水洗、 または水洗	汲み取り(または公共下水へ排水) 便槽に貯留後、汲み取り。可能な場合は水洗トイレとして公共下水道へ排水。
②貯水槽兼用トイレ		非水洗	汲み取り 便槽(貯水槽)に貯留後、汲み取り。
③污水管兼用トイレ		非水洗	公共下水へ排水(または汲み取り) 可能な場合は污水系統にそのまま排水。不可能な場合は貯留後汲み取り、または復旧後の污水系統に排水。污水系統に排水する場合は詰まり等に注意が必要。
④地下埋設式トイレ		非水洗	汲み取り 便槽に貯留後、汲み取り。可能な場合は污水系統に接続し排水。
⑤仮設組立式トイレ		非水洗	汲み取り 污水タンクに貯留後、汲み取り。バクテリアや焼却等による処理(分離、固化、減量)を行うタイプもある。
⑥仮設ユニット式トイレ		非水洗、 または簡易水洗	汲み取り 污水タンクに貯留後、汲み取り。
⑦組立簡易式トイレ		非水洗	パック化・回収 ビニル袋内に凝固剤等で固化し、回収して廃棄、焼却処理を行う。



図Ⅲ- 26 非常用便槽付常設トイレ 模式図(例)

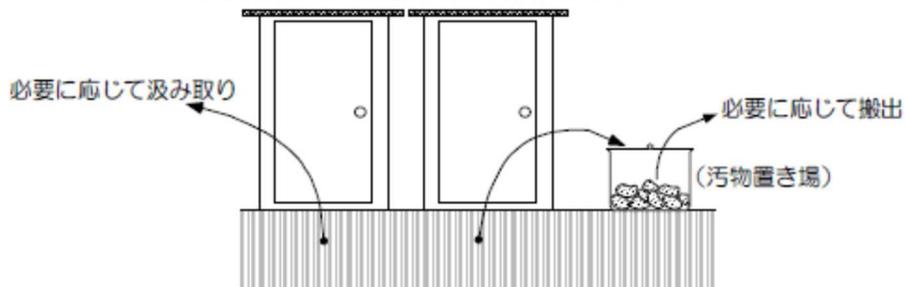


図Ⅲ-27 汚水管兼用トイレ 模式図(例)



図Ⅲ-28 地下埋設式トイレ 模式図(例)

簡易水洗タイプでは池水等を洗浄水に使用



図Ⅲ-29 仮設組立式トイレ・仮設ユニット式トイレ 模式図(例)



図Ⅲ-30 組立簡易式トイレ 模式図(例)

## 2. 規模

基本事項の“必要量の算定”を踏まえ、各施設の規模（数、施設規模等）を設定するが、特に、それぞれの形態や特性を考慮して、平常時の利用等の支障とならないよう留意する。特に、非常用便槽付き常設トイレについては、平常時に必要となるトイレ規模（水洗トイレの規模）を基準とする。

## 3. 配置

配置については、避難者や周辺住民の利用を考慮するとともに、平常時の利用や設置箇所等を考慮して適切に配置する。下記の各タイプについては、主として以下の点に留意する。

### ①常設トイレ兼用（常設トイレ廻り兼用も含む）

平常時の配置計画に則ったものとする。仮設間仕切り等の資材の保管場所との位置関係に留意する。

### ②貯水槽兼用トイレ（通常は防火用水として使用）

基本的には防火用の貯水槽と同様の考え方とする。ただし、特に避難広場等からの利用や火災等の影響に配慮をする。また仮設間仕切り等の資材の保管場所との位置関係に留意する。

### ③污水管兼用トイレ

平常時の排水施設配置計画、排水設備系統の考え方に基づくが、避難広場等からの利用に支障のないような配慮をする。また仮設間仕切り等の資材の保管場所との位置関係に留意する。

### ④地下埋設式トイレ

平常時の上部利用やトイレ本体への荷重・負担が小さくなること等に十分留意して配置する。

### ⑤仮設組立・仮設ユニット式トイレ等

避難広場との関係や風雨等の気象状況を考慮した設置スペースを設定しておく。

避難生活が長期化した場合は、外部からさらに多くの簡易トイレの搬入が可能となるため、それらの設置スペース及び汚物の一時貯留スペースが必要となる。

なお、小規模な公園では、周辺からの影響（建物の倒壊等）を考慮した配置とする。

## 4. 設備

必要な設備に対しては、非常用エネルギーを使用できるようなシステムとする。非常用便槽付き常設トイレは、建築物であることから、その屋根を活用した太陽光発電設備の設置についても必要に応じて検討する。

この他、仮設の間仕切り等、附帯して使用する資材や組み立て用の工具、便所の利用時に使用する各種衛生用品や備品類、さらに清掃用具等も備える必要がある。

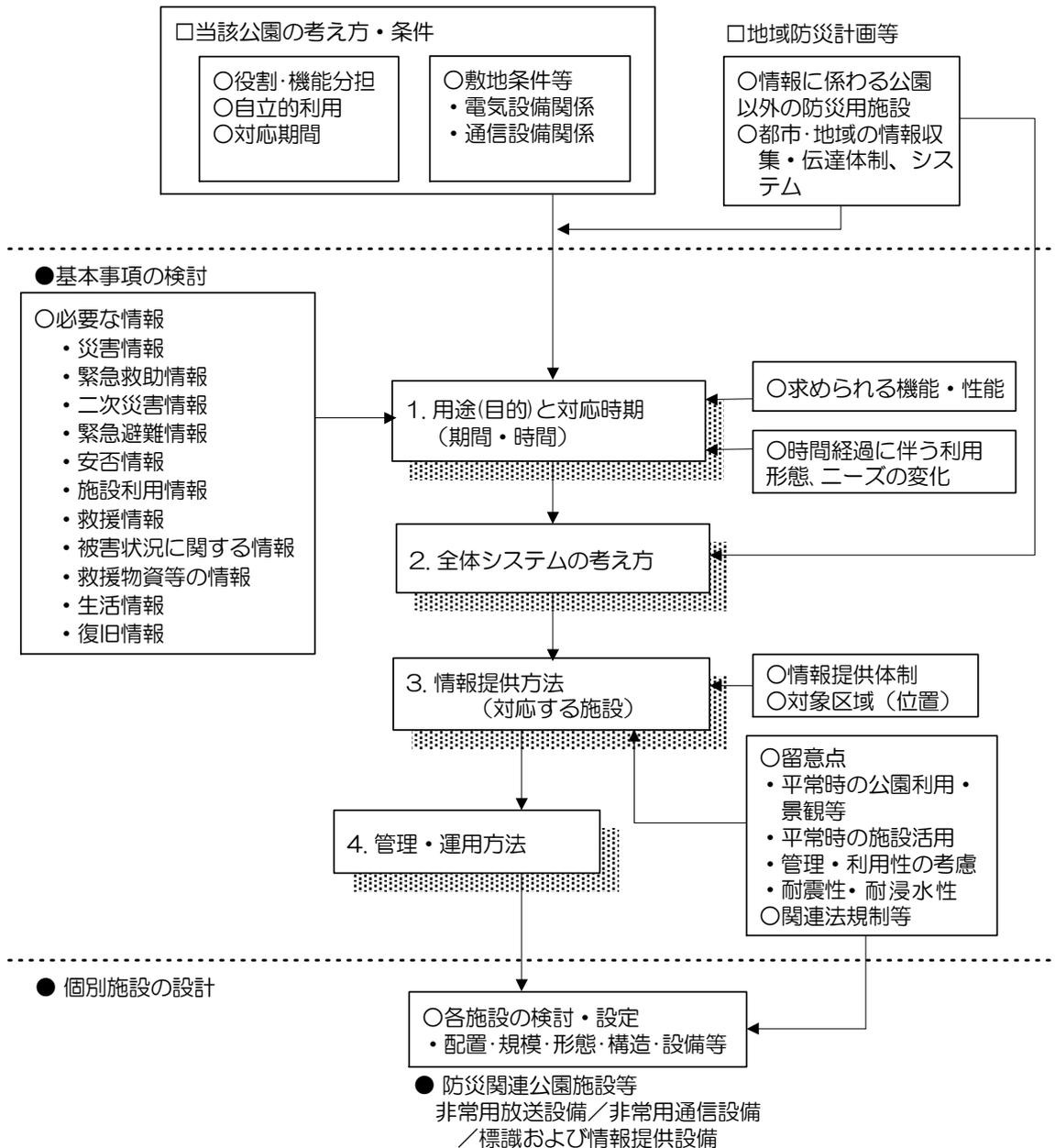
公共下水道は管の埋設深度等の関係により、電気や水道等に比較して被害が少ないことが想定され、平常時の排水システムを継続して使用したり、災害時用の水の供給システムを使用することで、その機能を維持できる場合もある。また、上水の給水システムが機能しない場合でも前記の水関連施設で確保された備蓄水を洗浄水として使用することが可能である。

## 5) 情報関連施設

情報関連施設の設計にあたっては、特に災害時に必要となる“情報”について以下の基本的な事項を設定する。

1. 目的と対応時期（期間・時間）
2. 全体システムの考え方
3. 情報提供方法（対応する施設）
4. 管理・運用方法

情報関連施設の設計手順は図Ⅲ-31のとおりである。



図Ⅲ-31 情報関連施設の検討に係わるフロー

## 【解説】

### 1. 目的と対応時期（期間・時間）

地域防災計画における情報収集・伝達等に係わる体制やシステム等を踏まえ、公園として災害時に必要な情報提供手段を確保する。

災害時に必要となる情報は、その時期や期間（時間）が異なるだけでなく、時期によって緊急度も異なる。災害発生の直後段階は、災害発生場所等の災害情報や避難場所の指示・誘導、救助、消防等の情報が必須であるし、その後は安否情報や救援関係、復旧状況に関する情報が必要になるなど、時間の経過にともない情報のニーズは変化する（表Ⅲ・32）。都市部の幹線道路沿い等の公園においては、緊急段階以降、徒歩帰宅者等の利用も想定され、必要な情報を提供することも考えられる。

以下を参考にして、用途（目的）と対応時期（期間）を設定する。

災害時の公園における情報提供については、公園として避難や周辺住民等に情報を提供するためのシステムと、都市や地域全体のシステムに組み込まれたシステムの一部、またはそれら両方のシステムの複合的なものが考えられる。

ここでは、主として前者について整理するが、地域防災計画における関連する事項を踏まえたものとする。各々の情報が必要となる期間（時期）は、一般的には以下のように考えられる。

なお、状況によって期間等は異なる。

#### （災害時に必要となる情報）

- ・ 災害情報……災害発生場所（震源地）、規模、余震の予想等に関する情報
- ・ 緊急救助情報……人命救助、消火・消防、医療等に関する情報
- ・ 二次災害情報……地震による火災・津波等に関する情報
- ・ 緊急避難情報……避難場所、避難ルート、誘導等に関する情報
- ・ 安否情報……家族、親類、勤務先等との間の安否連絡
- ・ 施設利用情報……災害時における防災関連公園施設や帰宅困難者一時滞在施設等、その他必要となる施設の利用、便に関する情報
- ・ 救援情報……関係諸機関・ボランティア等による救援に関する情報
- ・ 被害状況に関する情報……道路・建物等被害状況、インフラの被害状況等
- ・ 救援物資等の情報……救援物資の配布方法、場所、内容、量等に関する情報
- ・ 生活情報……応急生活場所、交通、金融、補償等に関する情報
- ・ 復旧情報……上下水道・電気・通信、道路・鉄道、住宅、公共施設等の復旧情報
- ・ 帰宅支援のための情報……鉄道等の運行情報、帰宅経路に関する情報（被害状況等、広域地図等）、一時滞在施設、帰宅支援ステーション等の情報

これら以外に、場合によっては予知・予報、予防的な情報も含まれる。

表Ⅲ- 32 防災公園において災害時に必要となる情報と想定される期間

用途	段階	直後	緊急	応急	復旧・復興
		被災	概ね3時間	概ね3日	
災害情報		.....	.....	.....	
緊急救助情報		.....	.....	.....	
二次災害情報		.....	.....	.....	
緊急避難情報		.....	.....	.....	
安否情報		.....	.....	.....	
施設利用情報		.....	.....	.....	
救援情報		.....	.....	.....	
被害状況に関する情報		.....	.....	.....	
救援物資等の情報		.....	.....	.....	
生活情報		.....	.....	.....	
復旧情報		.....	.....	.....	
帰宅困難者対策の周知		.....	.....	.....	
帰宅支援のための情報		.....	.....	.....	

## 2. 全体システムの考え方

公園における情報関連施設の全体システムは、以下の点に留意した検討を行う。

### ア. 情報通信回線の多重化・多様化

自動制御の情報通信機器でも、災害時には何らかのトラブルが発生する可能性があるため、情報通信回線の多重化と多様化によるバックアップ体制の強化が必要である。また、非常用電源の整備等による情報通信回線の確保が必要である。

### イ. 地域、市町村、あるいは広域における情報ネットワークシステム

周辺地域や市町村、また都道府県等の広域において、構築、あるいは計画されている情報ネットワークシステムを整理し、それらの一部として位置づける。

該当するシステムがない場合や特に位置づけ等がない場合でも、地域や市町村区域等を考慮した検討を行う。

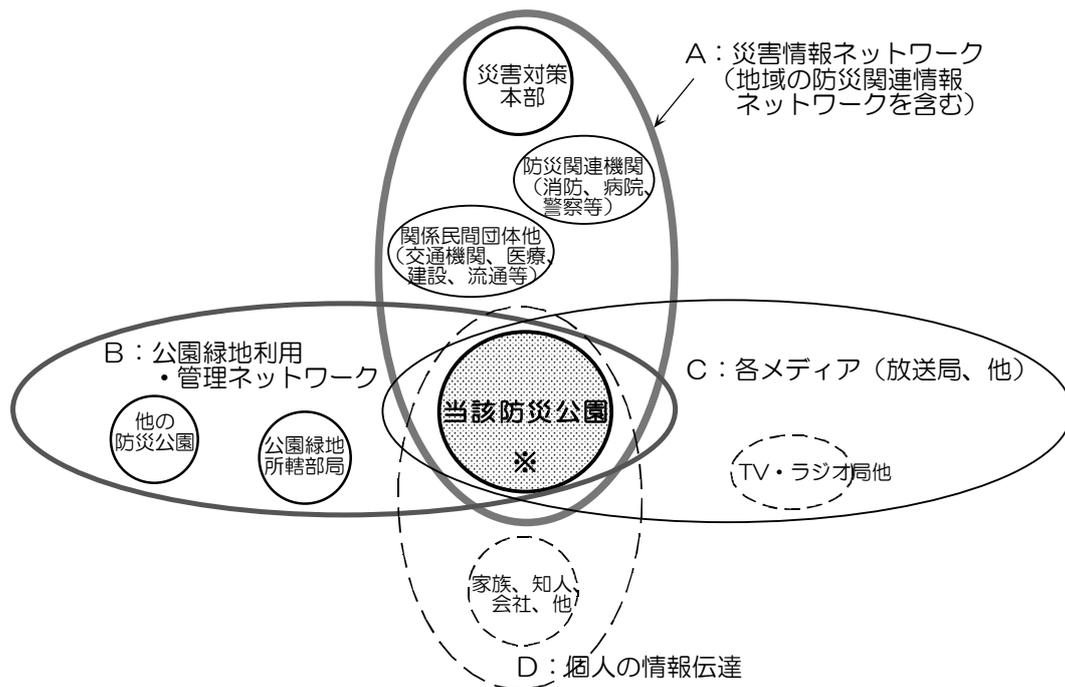
### ウ. 災害時と平常時のシステム

災害時のシステムのみではなく、平常時の園内放送、公園関連の情報提供システムやネットワークシステムも合わせて検討し、平常時のシステムを最大限活用できるようにする。

### エ. 一般の情報関連機器の活用

携帯電話やパソコン等の情報関連機器の技術開発が進み、普及しているため、それら個人が利用している情報関連機器の活用（公衆無線LANサービスの提供など）を考慮する。その際、情報関連機器の充電等にも配慮する。

また、防災公園等と災害対策本部や公園緑地所轄部局、地域の防災関連施設等との情報通信等のシステムは、以下のとおりである。



※園内利用・管理システム（利用案内（放送、表示）、施設表示、監視等）他

図Ⅲ-32 防災公園に係わる情報システムの模式図

**A：災害情報ネットワーク（地域の防災関連情報ネットワークを含む）**

災害時に、都市及び地域の防災関連情報を収集・伝達するネットワークで、災害対策本部を中心とし、防災関連機関及び、交通機関や医療、建設、流通等の民間団体等をつなぐ。

防災公園は、基本的にはそれらネットワークとの連携のもとで公園や施設等の運用を行う。地域の防災コミュニティ組織等や関係する施設や人を含めた情報ネットワーク。

**B：公園緑地利用・管理ネットワーク**

平常時の公園の利用・管理に係わる情報ネットワークで、公園と公園緑地所轄部局や公園間をつなぐものなどが考えられる。花や緑の情報、公園内の施設等の利用に関する情報、その他、公園緑地やレクリエーション等の様々な情報を扱う。

災害時には、それらを活用して公園所轄部局と防災公園や各防災公園間とで災害や避難に関する情報の収集・伝達を行う。

**C：各メディア（放送局、他）**

災害時に、テレビ局やラジオ局などのマスメディアから、災害関連の情報を得る。

**D：個人の情報伝達**

主として、個人とその家族や知人、会社等との間で、携帯電話やパソコン等による安否情報や避難に関するパーソナルレベルの情報のやりとりが考えられる。

**3. 情報提供方法（対応する施設）**

公園における情報提供は都市や地域等の広域的な情報ネットワークの中で検討する必要がある。公園において考えられる情報提供のための施設は、主に下記のとおりである。平常時の情報提供施設の活用を十分図るとともに、それぞれを組み合わせ、効果的な情報提供を行う必要がある。なお、非常用通信設備は、主として公園外部の防災関連施設等との情報収集・伝達等が目的となる。また、設置者、管理者も公園管理者以外となる場合があり、関連部局や期間との調整が必要である。

## ○ 防災関連公園施設等

- ・ 非常用放送
- ・ 非常用通信
- ・ 標識類

## 4. 管理・運用方法

対応する施設となる防災関連公園施設等については、以下の点に留意して管理・運用方法を検討する。

### ア. 情報提供・処理体制

災害時に必要となる情報は、状況によって大きく異なることが考えられるため、さまざまな状況に柔軟に対応できる体制を整えるとともに、柔軟な対応ができるよう施設の運用方法等を検討する。また、適切な内容の情報を適切な時期に提供し、情報の収集や整理などの処理を迅速に行うためには、あらかじめそれらのソフト面での体制やシステムを整備しておく必要がある。地域防災計画等における情報伝達システムとの関連が前提となる。

### イ. 公園管理者としての対応

上記のように、基本的には地域防災計画等により都市全体のシステムの中で情報収集・伝達が行われることが必要であるが、災害発生直後やその他状況によっては、当該防災公園独自で、あるいは公園管理者独自に情報を収集・伝達する場合も想定される。したがって、公園管理者としてどのような対応を行うべきかをあらかじめ想定しておく必要がある。

また、避難者の個人情報等に関しては、個人情報保護法に基づいた適切な対応をとる必要がある。

### ウ. 管理者間の調整

情報関連機器の設置、管理者または災害時の運用者が公園管理者といる場合が考えられるため、特に災害時の公園管理体制や建物の利用・運用方法（情報機器類が避難所等の建物内に設置される場合）との整合を図る必要がある。

（参考）公園サービスセンターでの公衆無線 LAN サービスの例

東京都立猿江恩賜公園等の一部の都立公園では、サービスセンターでの公衆無線 LAN サービスが行われている。実施概要は以下のとおりである。

- 利用時間： 9：00～17：00（12/29～1/3のサービスセンター閉所日は利用できない。）
- 利用料金： 無料
- 接続方法： サービスセンターの掲示板上に SSID とパスワードを掲示。パソコンやスマートフォンなどで自動検索された対象の SSID をクリックし、パスワードを入力することで接続できる。
- 接続ページ： インターネットを開くと注意事項が出るので、承認ボタンをクリックすると猿江恩賜公園 Web サイトのトップページにつながる。その後は好きなサイトにジャンプ可能である。有害サイトには接続できない。
- その他： サービスセンター及び時計塔に無線 LAN のアンテナを設置しており、その周辺での利用が可能。

出典：東京都東部 9 公園 HP<sup>86)</sup>

## ◎非常用放送設備

非常用放送設備は、主として公園内の避難者等に対して必要な情報を伝達するため設置されるもので、導入する場合は、都市公園技術標準の関連留意事項を踏まえ、特に以下の事項を検討する。

1. 配置・規模
2. 形態（タイプ、施設形態等）
3. 設備（使用エネルギー、システム等）

### 1. 配置・規模

スピーカー等は、公園全体に情報が行き届くよう機器の性能等を考慮して配置する。基本的には、平常時の配置計画に則ったものとするが、特に避難広場や避難路（園路）等との関係を考慮する。アンプ等は、運用・管理面を考慮し、管理事務所等に設置する。

### 2. 形態

施設形態については、スピーカー等の設置に際して、他の公園施設との兼用、平常時の公園の景観や施設のデザインを十分考慮する。

### 3. 設備

園内放送システムは、平常時のシステムを使用し、非常用エネルギーによるバックアップを確保する。また配線・配管についても耐震性を考慮する。

放送設備については、的確な情報提供が行えるようなソフトの整備が前提となる。特に時間経過に沿った災害の状況や被災状況の変化を的確に伝えることが重要となる。したがって放送設備の検討にあたっては、非常用通信設備における情報伝達や収集のシステム等の考え方を考慮する。

## ◎非常用通信設備

非常用通信設備は、主として公園外の防災関係施設との情報伝達及び収集のため設置されるもので、導入する場合は、特に以下の事項を検討する。

1. 形態（種類等）
2. 配置（管理事務所等の建物との関係等）
3. 設備（使用エネルギー、システム等）

### 1. 形態

種類としては、防災行政無線（内閣府を中心とした中央防災無線網<sup>a</sup>や総務省の消防防災無線<sup>b</sup>、都道府県防災行政無線<sup>c</sup>、市町村防災行政無線<sup>d</sup>等）及び電話による非常または緊急通話等があげられる。この他一般の公衆電話も利用者の公園外部との連絡手段という意味で含まれる。

上記の無線等は、災害時に行政、医療、消防、警察その他の防災に関する施設との通信が目的である。特に地域防災無線では、データ、画像通信及び衛星通信を導入することにより、オンラインの双方向の通信やコンピューター処理、ビジュアルな情報通信、あるいは容量の確保やバックアップ、良好な通信状態の確保などが可能となる。

非常または緊急通話は、他の通話に優先して接続されるものである。

この他の一般公衆電話とともに、一般的なパソコン用端末の整備、テレビやラジオ放送の受信設備等も必要に応じて設置する。

なお、衛星携帯電話（パソコンと接続して文字や静止画も送信可能）等の活用も考えられる。

公園の利用と管理にかかわる情報ネットワークの構築が必要であり、それらを活用した災害時の情報通信システムを整備する必要がある。特に、公園管理所と本庁舎、または災害対策本部との間で、緊急時に情報通信が可能ないように無線通信設備や衛星携帯電話等を整備しておくことが重要である。

### 2. 配置

通信機器は、災害時に現地対策本部あるいは情報センター的な機能も持ちうる管理事務所やパークセンター等の管理施設内に設置する。

その他一般用の公衆電話については、平常時の配置計画に則したものとするが、回線数等には留意する。

なお、本設備は地域における災害時の情報システムの一部として使用されるものであること、単体では機能しないことなどから、防災関係部局が主体となって検討、設置することが適当である。

また、隣接あるいは近接する他の防災施設からデータの提供を受けることや、相互の通信を行うことも考えられ、その場合は相互の調整を行い、効果的な情報提供と収集が可能となるような機器等の配置を検討する。

<sup>a</sup>中央防災無線網：内閣府を中心に、指定行政機関や指定公共機関、立川広域防災基地内の防災関係機関を結ぶネットワーク。

<sup>b</sup>消防防災無線：消防庁と全都道府県の間を結ぶ通信網で、電話及びファクシミリによる相互通信と、消防庁からの一斉通報に利用されている。

<sup>c</sup>都道府県防災行政無線：都道府県と市町村、防災関係機関との間を結ぶ通信網で、防災情報の収集・伝達を行うネットワーク。衛星系を含めると全ての都道府県に整備されている。

<sup>d</sup>市町村防災行政無線：市町村が防災情報を収集し、また、住民に対して防災情報を周知するために整備しているネットワーク。平成26年3月末現在、全市町村（1,742）中、同報系については77.1%（1,343市町村）、移動系については79.6%（1,386市町村）の市町村が整備している。

### 3. 設備

電話については、通信回線自体が維持されることが前提であるため、無線系の通信システムを整えることが必要である。

公衆電話は一般加入電話より通話が接続しやすい（電話がかかりやすい）という意味で災害時に有利（停電時はカード使用不可）である。

この他、専用回線は文字通り専用の回線を使って通話する専用回線であり、他の通話に関係なく専用の使用できる。また、災害時に臨時電話として、既に引き込まれている回線を使用（端子盤が必要）して電話設置数を増やすことも考えられる。必要となるタイプや回線数等については、状況に応じて必要なものを選択、必要規模を設定する。なお、NTTは、大規模な災害や交通機関の事故等が発生した場合には被災者の通話を確保するため「公衆電話の無料措置（災害時における公衆電話の金庫充満、停電によるテレホンカードの使用不能を回避するため、必要と認められる場合には既設の公衆電話からの通話を無料とする）」を講じるとしている。

電話に必要なエネルギーは一般的（交換機等を除く）にはカードの度数カウント（災害時には無料で公衆電話を利用可能）用と、夜間照明用である。照明については必要に応じて非常用照明設備として設置する。

前記したように、システムは地域防災計画における情報伝達や収集のシステムであることから、それらの計画の中で、適切な通信方法と必要な機器の選定を行う必要がある。また、災害時の防災公園の管理運営形態を十分考慮する必要がある。

必要な設備に対しては、非常用エネルギーも使用できるようなシステムとする。

なお、情報関連機器類の技術的な進歩が著しいことや、すでに携帯電話やパソコン等の一般的な個人情報関連機器が普及していることを踏まえた上で検討を行う。

#### （参考）情報通信の確保・東京都の例

東京都では、発災後の情報通信の確保に向け、防災機関等の相互の通信、住民の方々への情報提供、住民相互の情報伝達についての対策を行っている。現在の対策の状況は以下のとおりである。

##### 1) 行政機関内の情報連絡、外部機関との情報連絡体制

都庁を中心とした東京都防災行政無線網を各区市町村、防災機関、都の主要出先機関等との間に整備するとともに、防災機関や区市町村等 81 機関に災害情報システム（DIS）を整備している。また、高所カメラ及びヘリコプターを活用した画像情報等を活用するなど、災害情報の収集体制を強化している。

##### 2) 住民等への情報提供

東京都防災ホームページを活用した都民への情報提供や報道機関への情報提供体制を整えている。

##### 3) 住民相互の情報収集・確認等

通信事業者による安否確認サービスの提供及び九都県市と連携した安否確認方法の普及啓発を実施している。

出典：東京都防災会議「東京都地域防災計画 震災編平成 26 年修正 本冊」74)

## ◎標識及び情報提供設備

標識及び情報提供設備については、災害時の避難誘導や情報提供、防災機能を有する施設の位置表示や利用に関する案内等を行うものであり、導入に際しては、都市公園技術標準の関連留意事項を踏まえ、特に以下の事項を検討する。

1. 形態（タイプ、施設形態、表示方法等）
2. 配置・規模
3. 設備（使用エネルギー等）

### 1. 形態

施設のタイプとしては、案内板や方向指示板等の一般的なサインのタイプ、照明や発光体を使用した誘導灯のタイプ、簡易的な紙の貼り付けやペンなどによる標記が可能な掲示板のタイプ、また、発光体（LED等）を使用した電子表示板や電子掲示板のタイプなどがある。海拔表示板等については、標識を独立して設置する以外に、既存の建築物等の壁面や標識柱にシートを設置する方法も考えられる。

災害時は、夜間や停電時にも使用できること、あらかじめ表示されている案内のみではなく、適宜必要となる情報を表示できること、また、一度に多数の人に情報伝達できること、簡易な操作で使用できることなどが必要となることから、これらを考慮して上記のタイプを検討する。

施設の形態は認識しやすいもので、デザインの統一を図る。表示方法は一般的なサインの表示方法をベースとするが、特に重要な場所に設置されるものについては、表示内容の視認性を高める工夫をする。表示内容とともに施設自体についても、夜間の視認性を高める工夫をする。海拔表示板を設置する場合には、周辺市街地（道路施設等）に設置されている海拔表示板と、表示する海拔情報（基準とする海面等）について整合を図ることが望ましい。

標識類の文字はひらがな表示を原則とし、大きく太い書体やピクトグラム、図を用いるなどわかりやすいデザインとするとともに、英語併記を行うことが望ましい。また、地域特性等の観点から中国語、韓国語等の表記の必要性が高い場合は、視認性や美観等に問題がない限り、必要とされる言語を含めた表記を行うことが望ましい。

### 2. 配置・規模

主として避難路や公園内の避難動線上及び避難広場、防災関連の施設等の周辺に配置する。平常時の標識と兼用する場合は、平常時の配置計画に則したものとする。海拔表示板については、平常時の公園利用において人目につきやすい場所に配置することも考えられる。

### 3. 設備

夜間や停電時に必要となる電源には、非常用エネルギーによるバックアップや平常時から太陽光発電を使用するなどの方法を検討する。

なお、平成28年3月22日付で、日本工業規格（以下「JIS」という）において、案内用図記号の追補6「災害種別一般図記号（JIS Z8210）」及び図記号を使った表示方法に係る「災害種別避難誘導標識システム（JIS Z9098）」が制定・改正された（内閣府・総務省消防庁「災害種別図記号による避難場所表示の標準化の取組について」<sup>87)</sup>）。公園管理者においては、避難場所となる都市公園の案内板の整備や更新の際には、災害種別一般図記号を使い、災害種別避難誘導標識システムの表示方法に倣い、表示するように努める（図Ⅲ・33、表Ⅲ・33、図Ⅲ・34）。



図Ⅲ-33 災害種別避難誘導標識システム記載例

出典：一般社団法人日本標識工業会「防災標識 ガイドブック」<sup>88)</sup>

表Ⅲ- 33 災害種別避難誘導標識システムで使用する図記号一覧

災害種別	図記号				避難誘導標識システム
	災害種別一般図記号	注意図記号	避難場所図記号	避難所図記号	
洪水	 JIS Z 8210-6.5.1	—	 JIS Z 8210-6.1.4	 JIS Z 8210-6.1.5	附属書 A
内水氾濫			附属書 B		
高潮	 JIS Z 8210-6.5.3	 JIS Z 8210-6.3.9	 JIS Z 8210-6.1.6	 JIS Z 8210-6.1.5	附属書 C <sup>9)</sup>
津波 <sup>a)</sup>			 JIS Z 8210-6.1.7		JIS Z 9097
土石流	 JIS Z 8210-6.5.2	 JIS Z 8210-6.3.10	 JIS Z 8210-6.1.4	 JIS Z 8210-6.1.5	附属書 D

崖崩れ・ 地滑り	 JIS Z 8210-6.5.4	 JIS Z 8210-6.3.11	 JIS Z 8210-6.1.4	 JIS Z 8210-6.1.5	附属書 E
大規模な火事	 JIS Z 8210-6.5.5	—	 JIS Z 8210-6.1.4	 JIS Z 8210-6.1.5	附属書 F
<p>注 a) 津波の避難誘導標識システムについては、JIS Z 9097を参照する。  b) 必要に応じてJIS Z 9097に用いてもよい。  c) 高潮の標識避難誘導システムは、JIS Z 9097に規定する津波の避難誘導標識システムを基とする。</p>					

出典：一般社団法人日本標識工業会「防災標識 ガイドブック」 88)

■津波標識を海辺の近くに設置  
(下部に海拔を示す補助標識を付けている)



■小高い丘の上に繋がる歩道の脇及び路面に津波避難誘導標識を設置



■公園入口に避難場所の標識を設置  
(人目につきやすい場所に設置)



■山裾の園路脇に土石流標識を設置



図Ⅲ-34 防災標識の設置例(イメージ)

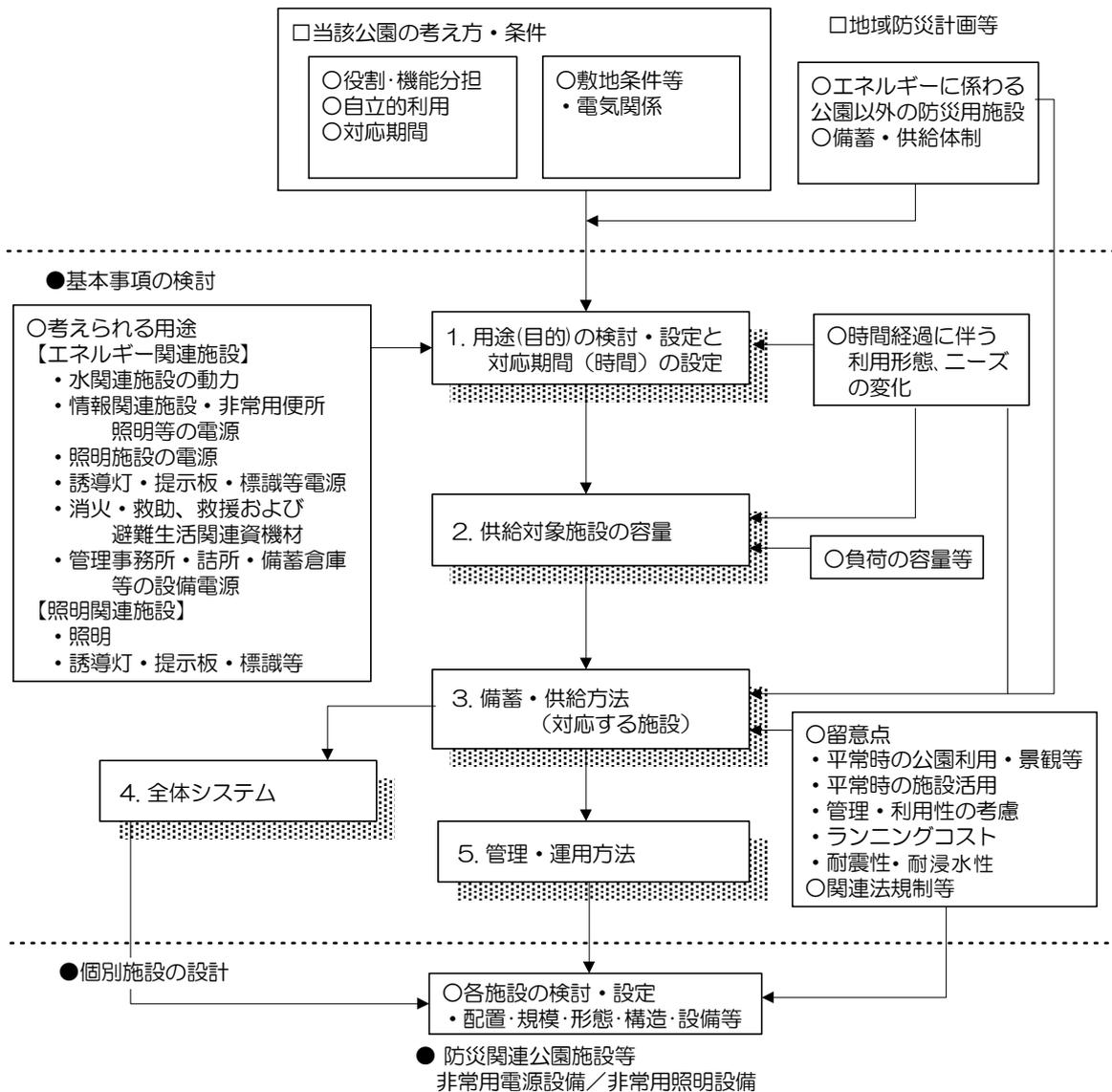
出典：一般社団法人日本標識工業会「防災標識 ガイドブック」 88)

## 6) エネルギー、照明関連施設

エネルギー、照明関連施設の設計にあたっては、特に災害時に必要となるエネルギー負荷等について以下の基本的事項を設定する。

1. 用途（目的）と対応時期（期間・時間）
2. 供給対象施設の容量
3. 備蓄・供給方法（対応する施設）
4. 全体システム
5. 管理・運用方法

エネルギー、照明関連施設の設計手順は図Ⅲ-35のとおりである。



図Ⅲ-35 エネルギー、照明関連施設の検討に係わるフロー

【解説】

1. 用途（目的）と対応時期（期間・時間）

停電時必要となる照明施設や電力供給に必要な施設のための非常用エネルギーを確保する。

災害時に必要なエネルギーは、その時期や期間（時間）が異なるだけでなく、時期によって緊急度も異なる。施設によっては、1～2時間から数日までと幅があるが、基本的には直後段階の概ね3時間から緊急段階の概ね3日間での期間が考えられる。以下を参考として、エネルギー、照明関連施設の用途（目的）と対応時期（期間・時間）を設定する。

なお、救援体制等によって、公園における対応時期等が異なることから、地域防災計画における関連する事項を踏まえて検討する。

○ 非常用エネルギー供給対象施設

- ・ 水関連施設（水施設（池・水流等）、非常用井戸、散水施設等）の動力
- ・ 情報関連施設の電源
- ・ 照明施設の電源
- ・ 標識類の電源（必要な場合）
- ・ 消火・救助、救援及び避難生活等関連資機材の電源
- ・ 管理事務所・詰所・備蓄倉庫等の設備電源

○ 照明関連施設で考えられる用途

- ・ 一般照明（屋外）
- ・ 建物用照明
- ・ 標識类等照明
- ・ 誘導照明

これらの非常用エネルギー・照明が必要となる期間（時期）は、一般的には表Ⅲ- 34 及び表Ⅲ- 35 のように考えられる。なお、状況によって期間等は異なる。

表Ⅲ- 34 災害時に必要となるエネルギーと想定される時期(参考)

用途	段階	直後	緊急	応急	復旧・復興
		被災	概ね3時間	概ね3日	
水関連施設の動力		■	■	■	.....
情報関連施設の電源		■	■	■	.....
照明施設の電源		■	■	■	.....
標識類の電源		■	■	■	.....
避難生活等関連機器の電源			■	■	.....
管理事務所・詰所・備蓄倉庫等の設備電源		■	■	■	.....

表Ⅲ- 35 災害時に必要となる照明関連施設等と想定される時期(参考)

用途	段階	直後	緊急	応急	復旧・復興
		被災	概ね3時間	概ね3日	
一般照明（屋外）		■	■	■	.....
建物用照明		■	■	■	.....
標識类等照明		■	■	■	.....
誘導照明		■	■	■	.....

## 2. 供給対象施設の容量

必要量（容量）の算定においては、隣接する防災関連施設との分担・連携や救援体制等を踏まえ、用途ごとの供給対象施設の容量、対応期間（時間等）から、供給するエネルギーの必要量（容量）とそれらに必要な燃料や蓄電池等の備蓄量を算出する。

具体的には、供給対象施設の容量（負荷）をもとに算出するが、全体の容量や必要となる施設規模等または復旧の見通し等を含め、総合的に判断する。

また、非常用エネルギー施設に必要な燃料についても必要量を算出する。

## 3. 備蓄・供給方法（対応する施設）

エネルギー、照明関連施設の備蓄・供給方法としては、以下の事項があげられる。

各設備のタイプや形態等については、その設備の性能、規模・形態、使用方法や設置場所、また維持管理やコスト等を考慮し、目的にあったものを選定する。

### ○ 防災関連公園施設等

- ・非常用電源設備
- ・非常用照明設備

なお、非常用電源は、施設規模や景観面を十分考慮した上で太陽光発電等の自然エネルギーをできるだけ活用する。その場合、バッテリーの寿命を十分踏まえ、更新時期に留意する必要がある。また、暖房用や調理用の熱源乾電池等については、必要に応じて対応する。

## 4. 全体システム

全体システムは、以下の点に留意した検討を行う。

### ア. 効率的な整備

平常時のシステムの活用を図り、効率的な施設の整備、運用を図れるようにする。

### イ. 自然エネルギーの活用

太陽光、風力等を利用した非常用エネルギーの確保を図るとともに平常時のエネルギー供給や照明システムに組み込み、省エネルギーや効率的な施設整備等を図る。

太陽光や風力発電設備の導入に際しては、景観等に十分配慮する。

### ウ. 供給・制御システム

災害時に必要となるエネルギー供給・制御システム及び照明システムは、さまざまな利用者を考慮して簡易な操作方法とする。また、供給対象施設のシステムとの関連を考慮する。

### エ. 災害時と平常時のシステム

平常時の電気受電やその他の設備、全体システム、及び制御システム等との整合を十分図る。

## 5. 管理・運用方法

対応する施設となる防災関連公園施設等については、以下の点に留意して管理・運用方法を検討する。

### ア. 平常時の維持管理

災害時は、停電時の夜間避難だけでなく、水関連施設の動力や各種施設の電源や照明等、緊急的な利用において重要な役割を果たす。したがって、それらが確実に利用されるためには、平常時の維持管理を適切に行う必要がある。また、定期的な点検や試運転が必要となる場合がある。

#### イ. フレキシブルな対応とバックアップ

災害時のさまざまな状況に対応できる体制づくりとともに、簡易なタイプや可搬式のタイプの活用や、予備コンセント等、ハード面でも柔軟に対応できる体制とする。また、燃料等が必要となる設備やその他の関連する備蓄品の補給・補充等のバックアップが必要となる。

#### ウ. 平常時における運用

非常用電源設備や非常用照明設備は、できるだけ平常時にも利用できるようなものとする。

非常用電源設備のうち自家発電設備は、一般的には非常用として使用されるが、平常時に公園における電力使用が多くなる場合は、その電力量のピークカットに使用することが考えられる。その他の非常用電源についても商用電力との併用等の運用方法を検討する。

## ◎非常用電源設備

非常用電源設備は、災害時において各対象施設へ必要なエネルギーの供給を行うものであり、導入に際しては、都市公園技術標準の関連留意事項を踏まえ、特に以下の事項を検討する。

1. 形態（種類、施設形態等）
2. 規模（設備容量、設置数等）
3. 配置（位置、公園施設との関係等）
4. システム

### 1. 形態

非常用電源設備の種類は、一般的には、自家発電設備や蓄電池設備、太陽光や風力等を利用する自然エネルギー活用型発電施設が考えられる（表Ⅲ-36）。その他、自家発電設備用の燃料や熱源としての燃料が考えられる。

発電設備のタイプは、一般的には冷却水の不要な空冷式を検討する。

自然エネルギー活用型の発電については、平常時の省エネルギーと災害時の非常用エネルギーの両用が容易であり、積極的に活用することが望ましい。ただし、設置に際しては平常時の公園の景観や付帯させる施設のデザイン等を十分考慮する。

熱源は、主として耐寒用や炊飯用機材等の避難生活関連機材使用時に必要となる。備蓄倉庫等に備蓄される携帯用の各種燃料が主体となる。

表Ⅲ-36 非常用電源設備の一般的な種類

分類	概要
自家発電設備	商用電力の停電時、自動的に内燃機関またはガスタービン等（原動機）により発電機を駆動させ、電力を供給する装置。原動機、発電機、制御装置及びこれらの付属装置により構成され、消防庁告示基準に適合するもの。可搬式の小型発電機もある。
蓄電池設備	商用電力の停電時、自動的に蓄電池により電力を供給でき、電源回路は自動的に充電する。蓄電池、充電装置を組み合わせたもの、または、それに逆変換装置を付加した設備。大規模施設には不適。
自然エネルギー活用型	
太陽光発電	太陽光エネルギーを太陽電池の半導体の光起電力効果を利用して電気エネルギーに変換する。インバーターで直流電流を交流電流に変換し、負荷に送電する。夜間利用や安定した供給のためには、蓄電池が必要である。
風力発電 (小規模なもの)	風の運動エネルギーを電気エネルギーに変換するシステムで、風力を各種風車で機械的動力へ変換し、その動力を発電機に接続することにより発電する。理想的な風車では、風力エネルギーの60%を取り出せるという。

注) その他、自家発電設備用の燃料や熱源としての燃料が考えられる。

## 2. 規模

非常用エネルギーの検討にあたっては、供給対象の負荷容量や供給時間、供給形態あるいは平常時や他のシステムとの関係を考慮し、そのタイプや設置規模、容量等を設定する。

特に防災関連施設である水の供給や制御システム、通信・放送、照明の各システム等への供給を前提とした規模を設定する。また発電機用燃料は、各施設への供給必要時間を設定した上で備蓄量を設定する。

非常用エネルギーの供給対象（熱源を除く）と対応するタイプとの関係を表Ⅲ- 37 に示す。

表Ⅲ- 37 非常用エネルギーの供給対象(熱源を除く)と対応するタイプとの関係(参考)

供給対象	対応するタイプ	自家発電設備	蓄電池設備	自然エネルギー活用型	
				太陽光	風力
①水の供給設備		○		△	△
②池・水流等の循環ポンプや制御システム等の水施設関連の設備		○		△	
③ろ過器・滅菌装置等		○		△	
④各種スプリンクラー用ポンプ		○			
⑤スプリンクラー制御システム(センサー等も含む)		○		△	
⑥非常用井戸ポンプ		○			
⑦非常用便所の照明等設備		○		○	
⑧掲示板、標識の夜間照明や表示材				○	○
⑨非常用放送設備、非常用通信設備		○	△	△	
⑩非常用照明設備		○	○	○	
⑪備蓄倉庫等に備蓄される消火・救助、救援及び避難生活関連資機材		※	※		
⑫備蓄倉庫等に設置する医療用や食料用の冷蔵庫等		○		△	
⑬管理事務所、詰所、備蓄倉庫、及びパークセンター等の設備		○	○	△	

○：該当する。

△：容量が小さな場合等に一般的に該当する。

※：可搬式の小型発電機、電池などが該当する。

なお、自家発電設備用の燃料は、その備蓄量によって、施設設置や管理についての規制等があるため、それらを踏まえた上で検討する。

## 3. 配置

非常用電源（自家発電設備、蓄電池設備）は、管理事務所や電気室等の建築物内や隣接、近接させて、全体のシステムや各々の施設内容に応じて配置する。

可搬式の場合は備蓄倉庫や管理事務所等に保管する。

場合によっては、占用物件、または兼用工作物として公園敷地内に設けられる下水道処理施設等の電源設備、あるいは隣接する公園以外の防災関連施設の電源設備から供給を受けることも考えられ、その場合は相互の調整を図り、設備機器の配置や設備ルートの位置を設定する。

#### 4. システム

システムはバックアップが確保できるようにすることが望ましい。バックアップは、エネルギー供給システムのみではなく、施設の設置数や規模、自動と手動等の使用方法等におけるバックアップの考え方も含めて総合的に検討する。

設備は固定式その他、多目的電源として使用できる携帯用あるいは可搬用のものも検討する。

平常時のシステムの活用や、非常用電源設備の平常時の活用を図るため、できるだけ平常時のシステムに組み込み、商用電力との併用を図れるよう検討する。ただし、自然エネルギー活用型発電施設については、規模（電力量）、供給対象やその他位置によって、全体のシステムに組み込まず、独立させた方が効率的な場合もある。また、自家発電設備についても、平常時のピークカットに使用することなどが考えられるが、騒音や経済性も考慮する。

兼用工作物や占用物件、隣接する公園以外の防災関連施設の非常用電源設備から供給を受ける場合は、相互の調整を図り、全体として効率的で整合性のある適切なシステムとなるよう検討する。

## ◎非常用照明設備

非常用照明設備は、停電時の夜間等の安全性を確保するため設置されるものであり、導入に際しては、都市公園技術標準の関連留意事項を踏まえ、特に以下の事項を検討する。

1. 形態（種類、施設形態、光源、光源位置等）
2. 規模（照度、設置数等）
3. 配置（位置、広場やその他の公園施設との関係等）
4. 設備（使用エネルギー、システム等）

### 1. 形態

種類としては、基本的には、一般屋外照明、屋内照明及び投光器があげられる。

一般屋外照明は、平常時における照明設備を（全てあるいは一部）そのまま使用する場合、また独立して追加整備する場合がある。

投光器は種々の活動時に使用するもので、可搬式のものである。

光源や光源の位置及び配光については、基本的には平常時の照明の考え方による。ただし、火災の煙や気象条件等により視界が悪くなることも考慮し、避難やその他のために重要な箇所については、それらに配慮した検討を行う。

また、一般的な照明形態の他、誘導サイン的な観点からの発光体（高輝度LED等）の園路や広場舗装面等への敷設や公園外周部（公園外、特に避難ルート上）の照明などについても必要に応じて検討する。

### 2. 規模

照明照度は、基本的にはJIS照度基準を参考に設定する。特に公園入り口付近、避難等に使用する園路や避難広場、また防災関連の公園施設廻りについては十分考慮する。

屋内照明については建築設備の基準に基づく。

投光器については状況に応じて適宜設定する。

### 3. 配置

基本的には平常時の配置計画に則ったものとするが、特に、避難動線や避難広場、その他災害時に使用する施設を考慮する。

### 4. 設備

非常用の一般屋外照明は、平常時の照明システムを使用することが効率的である。この場合、電力供給システムや制御システムの検討、また平常時の夜間照明の形態との整合が特に重要である。また、配線・配管を伴う場合は耐震性を考慮し、システムの二重化や系統によるバックアップを考慮する。

災害時には商用電力のストップを考慮し、非常用エネルギー又は太陽光発電や風力発電等の自然エネルギーにて対応できるものとする。自然エネルギーを活用することは、平常時の省エネルギーに貢献できる点と、災害時にエネルギーを自立的に供給できる点で有効である。

可搬式の投光器や懐中電灯等については備蓄倉庫等に保管し、必要時に使用する。

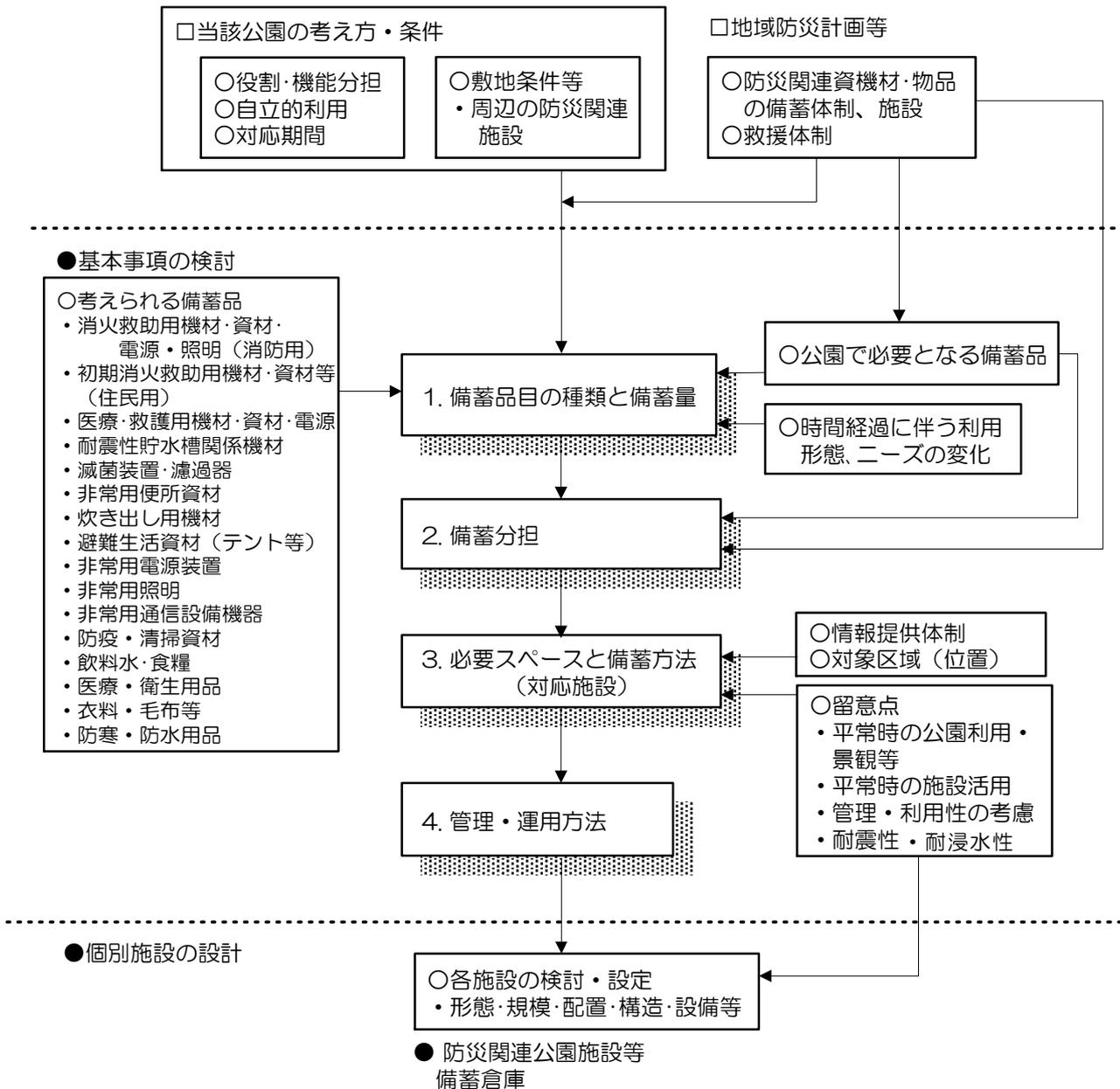
なお、非常時の照明は、避難の誘導機能的な要素も要求されるため、そのような観点に立った照明形態や配置について検討する必要がある。

## 7) 備蓄倉庫

備蓄倉庫の設計にあたっては、特に災害時に備えて備蓄する物品や機材等について、以下の基本的な事項を設定する。

1. 備蓄品目の種類と備蓄量
2. 備蓄分担
3. 必要なスペースと備蓄方法（対応施設）
4. 管理・運用方法

備蓄倉庫の設計手順は図Ⅲ-36のとおりである。



図Ⅲ-36 備蓄倉庫の検討に係わるフロー

## 【解説】

### 1. 備蓄品目の種類と備蓄量

災害時に公園で必要となる物品や資材・機材等の備蓄スペース、及び地域で必要となる物品や資機材等の備蓄スペースを確保する。

備蓄倉庫は、災害時に必要となる防災用資材・機材、食糧、医療・衛生用品等を備蓄、確保することを目的とする。地域防災計画に基づいて、他の防災関連施設との分担を明確にした上で品目の把握や備蓄品を設定する。この場合、備蓄内容は必要最小限のものとし、過大にならないよう留意する。

特に、避難所となる学校等との連携地域全体の救援体制を考慮する。

なお、災害初期の消火・救助活動等に必要となる小規模な機材や初期に住民が使用できる機材、あるいは多目的に使用できる機材や資材など、災害時の柔軟な利用に対応できるものも検討する。

備蓄する資機材や物品としては、救助・救援用資機材、避難生活用品、仮設トイレ、ボランティア等の救援隊のための生活用品等に加え、水害時に備えた防災公園では水防用の資機材等も考えられ、公園毎の機能に応じた備蓄が必要となる。

参考として、以下のものが考えられる。

#### ○考えられる備蓄品

##### ア. 救助・救援用

- ・消火救助用機材・資材・電源・照明（消防用）
- ・初期消火救助用機材・資材等（住民用）
- ・医療・救護用機材・資材・電源
- ・防疫・清掃資材

##### イ. 避難及び一時的避難生活用

- ・耐震性貯水槽関係機材
- ・滅菌装置・濾過器
- ・非常用便所資材
- ・非常用電源
- ・非常用照明
- ・非常用通信設備機器
- ・避難生活資材（テント等）
- ・炊き出し用機材
- ・医療・衛生用品
- ・衣料・毛布等
- ・防寒・防水用品
- ・飲料水
- ・食料

##### ウ. 水防用

- ・生木、丸太、杭、竹
- ・俵、布袋類
- ・むしろ
- ・かます
- ・縄、鉄線、釘、かすがい
- ・蛇籠、置石
- ・畳、板類
- ・鎌、スコップ、つるはし、ノコギリ、ハンマー他

この他、特に広域防災拠点の機能を有する都市公園や広域避難地の機能を有する都市公園では、救援隊やボランティアの臨時生活のための物資、資機材等も検討対象とする。

なお、医薬品・医療用具・衛生用品の備蓄を検討する場合は、その範囲や管理について特に留意する必要がある、「都市公園に設置する備蓄倉庫に備蓄される医薬品・医療用具・衛生用品について（平成5年6月30日建設省都市局公園緑地課長通達）」に沿って検討し、また関係部局と協議を行う。

## 2. 備蓄分担

基本的には、公園内の防災関連公園施設の備品的なものは、公園で備蓄することになるが、その他の品目については地域防災計画に沿って、防災部局等が整備することとなる。

したがって、関連部局や機関等との調整をとった上で、整備分担を明確にする。この場合、民間及び流通による備蓄との分担も考慮する。

基本的には、必要最小限のものとする。

## 3. 必要なスペースと備蓄方法（対応施設）

具体的なスペースは、備蓄する品目とその備蓄量をもとに算出する。できるだけ余裕を持たせるとともに、搬入や搬出、積み上げ・積み下ろし等の作業に必要なスペースを考慮する。

備蓄方法は、基本的には備蓄倉庫への備蓄となるが、他の建物への備蓄スペースの併設等や、ベンチ等の下部を収納スペースとして活用することなど、備蓄品目や災害時の使用者、使用時期、配置等を考慮し選定する。

### ○防災関連公園施設等

- ・備蓄倉庫
- ・管理事務所（備蓄倉庫の併設）

### ○その他の防災活用施設等

- ・ベンチ・野外卓等（下部空間の活用）
- ・休憩所（備蓄スペースの併設）
- ・各種建築物（備蓄倉庫の併設）

## 4. 管理・運用方法

対応する施設となる施設については、以下の点に留意して、管理・運用方法を検討する。

### ア. 備蓄物資の利用

備蓄倉庫に備蓄する資機材や物品は、必要最小限のものとし、過大にならないよう、地域防災計画にもとづき、他の防災関連施設との分担を図る必要がある。特に、避難所となる学校や救援体制等を考慮する。

### イ. 災害時の体制と住民等による使用

災害時に必要な時期に必要な物品や資機材を搬出し、使用するには、あらかじめ、ソフト面、人的な対応の面での体制を検討・整理しておく必要がある。

また、初期の消火用資機材や避難生活に必要な簡易な機材等、備蓄品目によっては、地域の住民等が直接使用する場合は想定されるため、あらかじめそれらの備蓄品目や使用方法についての周知を図ることや、簡易に使用できる工夫を行うこと等が必要である。

### ウ. 平常時の管理

食品等備蓄品目によっては、期間（保管機関）が限定され、入れ替える必要があるもの、または通気や換気等の管理が必要なものがあり、平常時の適切な管理が必要である。入れ替える物品については、有効利用を図るようにする。

## ◎備蓄倉庫

備蓄倉庫は、公園の避難者や地域住民の避難生活、あるいは救助や救援活動等に必要な資機材や物品等を備蓄することを目的として設置するもので、導入にあたっては、都市公園技術標準の関連留意事項を踏まえ、特に以下の事項を検討する。

1. 形態（タイプ、施設形態、利用等）
2. 規模（施設規模等）
3. 配置（位置、広場やその他の公園施設との関係等）
4. 設備（使用エネルギー等）

### 1. 形態

主なタイプとしては、備蓄倉庫として単独で整備するもの、公園管理事務所やパークセンターまたは体育館等の建築物に付帯されるタイプがある。その他、地下に埋設するタイプや建築物以外のベンチ等と兼用（下部利用）の小規模なタイプがある。

敷地の有効利用やオープンスペースの確保、施設の効率的な利用や管理・運用、コストの軽減等から、公園管理事務所やパークセンター等の他の建築物（公園施設が整備される場合はそれら）に併設する等一体的な整備が望ましい。

特に、小規模な公園では、備蓄品目によっては休養施設や遊具施設の一部を活用するなどの工夫が必要である。

なお、備蓄スペースが小規模の場合や備蓄品目によっては、建築物以外の形態、また半地下や地下に設けることも考えられる。

施設形態は、規模や他の公園施設への併用等によりさまざまであるが、災害時における利用性を十分考慮するとともに、平常時の維持管理についても考慮する。建物は基本的には平屋（備蓄スペースは一階）とし、地下や地上二階等に備蓄スペースを設定する場合は、備蓄品目の種類や使用時期、あるいは搬出方法等を十分考慮する。また、震災以外の水害等の場合も考慮する。

施設デザインは、平常時の公園の景観等に配慮し、小規模な公園では、特に建築物の規模や形態に十分留意する。

### 2. 規模

公園で備蓄すべき品目について、各品目の対象人員、対象日数、1人当たり必要量等から、格納形態とスペースを算定する。

備蓄倉庫の多くは建築物となるため、平常時の公園の機能等に十分配慮するとともに、公園以外の防災施設との連携と分担を十分図った上で必要な品目の選択、規模設定を行う。

### 3. 配置

備蓄倉庫は防火樹林帯がある場合は、防火樹林帯より内側の避難広場等の外縁部付近に配置することを標準とする。物資や資機材の搬出や搬入に支障とならないよう、車両のアクセスや屋外部のスペースの確保も考慮する。

管理事務所等の他の建築物に併設する場合や複数設置する場合等は、設置する各施設の配置の考え方や全体の配置バランス、及び備蓄品の種類の分担等について整合を図る必要がある。小規模な公園では、周辺からの影響（建物の倒壊等）を考慮した配置とする。

#### 4. 設備

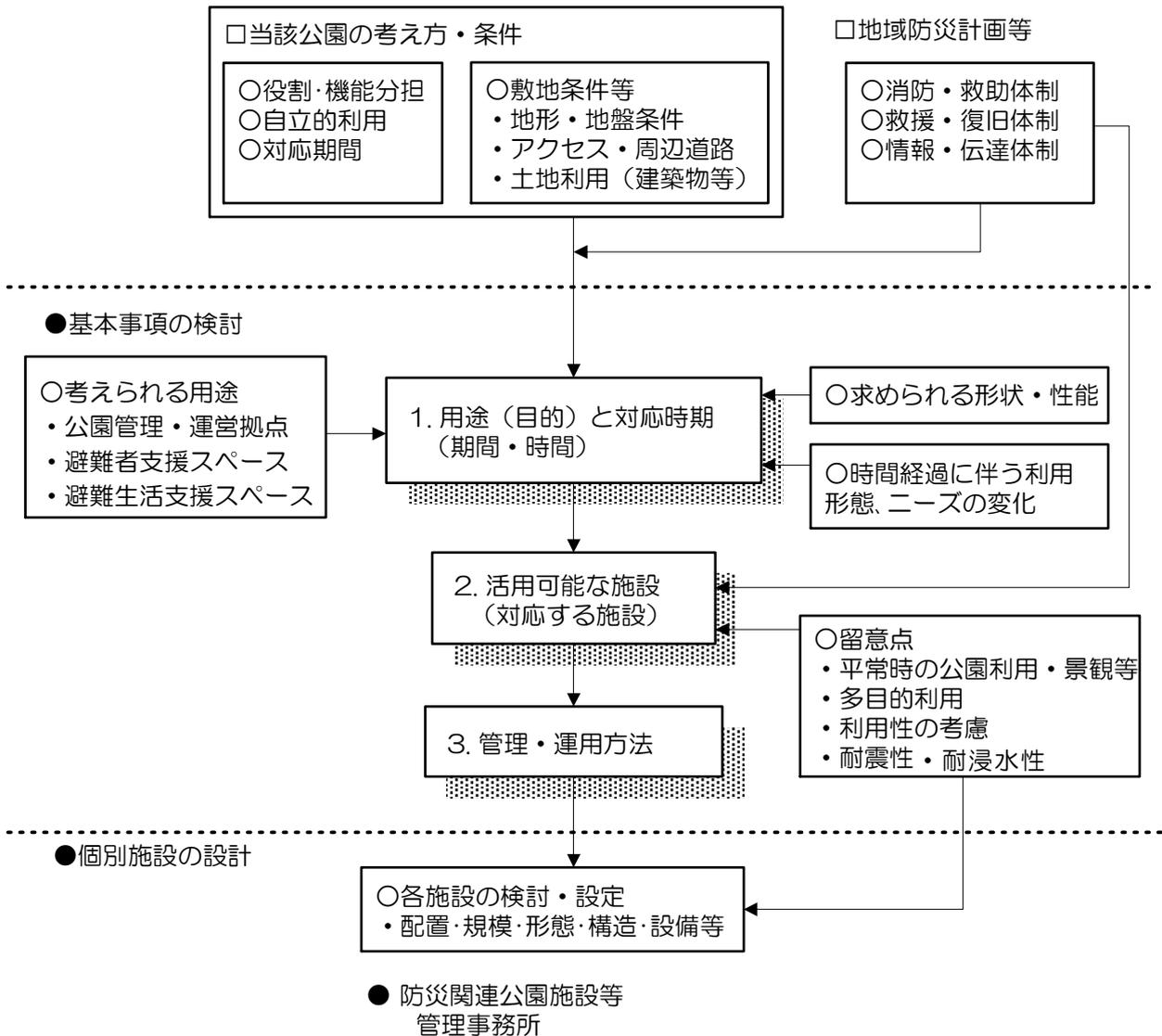
施設の維持と利用において、災害時にも電源等のエネルギーが必要になる場合は、非常用エネルギーでも対応できるようにする。備蓄物品の長期保存のための通気・換気等の設備と、品目によっては必要となる施設・設備の検討を行う。

## 8) 管理事務所

管理事務所（及びパークセンター等）の設計にあたっては、災害時の活用方法について、以下の基本的事項を設定する。

1. 用途（目的）と対応時期（期間・時間）
2. 活用可能な施設
3. 管理・運用方法

管理事務所（及びパークセンター等）の設計手順は図Ⅲ-37のとおりである。



図Ⅲ-37 管理事務所等の検討に係わるフロー

**【解説】**

**1. 用途（目的）と対応時期（期間・時間）**

災害時の公園における避難やさまざまな活動、情報伝達等の支援拠点となる建築物（屋内スペース）として活用を図る。

災害時は、公園においても目的によって、または、天候等の状況によっては、屋内スペースを活用する必要があることから、その他の地域防災拠点等との関係や公園の諸条件を踏まえ、用途（目的）を想定する。

○考えられる用途

- ・公園管理運営拠点……災害時の公園全体や公園施設の管理運営、運用等の統合、調整を図る拠点や情報収集・伝達の拠点、あるいは現地対策本部的な活用
- ・避難者支援スペース……避難時の救援や医療等の活動のための屋内スペース
- ・避難生活支援スペース……一時的な避難生活に係わる救援等の諸活動支援の屋内スペース
- ・帰宅困難者等支援スペース……帰宅困難者等の一時滞在のための屋内スペース

各々の拠点やスペースとしての活用が考えられる時期（期間）は、一般的には表Ⅲ-38のように考えられる。なお、状況によって期間は異なる。

**表Ⅲ-38 管理事務所等の活用が考えられる用途と想定される使用期間**

用途	直後		緊急	応急	復旧・復興
	被災	概ね3時間		概ね3日	
公園管理運営拠点	—————		—————	—————	—————
避難者支援スペース	—————		—————	—————	—————
避難生活支援スペース		.....	—————	—————	—————
帰宅困難者等支援スペース			.....	—————	—————

**2. 活用可能な施設（対応する施設）**

用途や公園全体計画、及び建物の計画等を踏まえ、活用が可能な施設を想定する。

○防災関連公園施設等

- ・管理事務所（及びパークセンター）

○その他の防災活用施設等

- ・休憩所（風よけ等を仮設設置）
- ・各種建築物

この他、仮設のテント等（平常時は備蓄倉庫等に保管）の活用も検討する。

**3. 管理・運用方法**

対応する施設となる施設については、以下の点に留意して、管理・運用方法を検討する。

ア. 災害時の管理・運用体制

管理事務所は、災害時の公園における避難や諸活動の支援拠点となる屋内スペースとして活用される。必要に応じ、適切な活用を行うためには、ソフト面や人的対応面で体制や活用方法を検討・整理しておく必要がある。

イ. 住民等の使用

被災直後においては、公園管理者等ではなく避難者や地域の住民が、施設の一部を直接使用する場合（施設の耐震性が確保された場合）も考えられるため、建物等への進入方法（鍵等の管理も含めて）や内部の機器や機材等の使用方法は、わかりやすい簡易なものとするような工夫が必要である。

## ◎管理事務所

管理事務所（及びパークセンター）については、災害時の公園管理運営拠点や情報収集・伝達拠点としての活用、また、災害時の現地対策本部的なものとしての活用を図ることが可能である。さらに、備蓄倉庫を併設して効率的な防災機能を発揮するなど、公園における防災機能の中心施設としての役割が期待できる。導入する場合は、都市公園技術標準の関連留意事項を踏まえ、特に以下の事項を検討する。

1. 形態（タイプ、施設形態等）
2. 規模（施設規模等）
3. 配置（位置、広場やその他の公園施設との関係等）
4. 設備（使用エネルギー、設備システムとの関係等）

### 1. 形態

タイプは、一般的な管理事務所や救護スペース等も確保したもの、また、備蓄倉庫を併設するタイプが考えられる。

パークセンター及び類似する施設については、特に地区公園や近隣公園（あるいは条件によっては街区公園、パークセンターの場合は5,000 m<sup>2</sup>以上の公園）において、平常時の公園利用の活性化やコミュニティの形成等のため重要な施設として位置付けることが可能であり、この意味で災害時の公園利用のためにも有効な施設といえる。したがって地区公園や近隣公園等については、利用施設と管理施設、及び防災施設の複合的な施設として導入することが考えられる。災害時の拠点施設としての利用や備蓄倉庫を併設した場合の利用などを考慮し、建物の形態や入口の位置、また動線との関係や作業スペース等の確保、緊急車の寄りつき等について十分検討する。施設デザインは、平常時の公園の景観等に配慮し、公園にふさわしいものとする。

### 2. 規模

基本的には平常時の施設の機能をもとに、付加される防災機能を考慮し規模、形態の算定・設定を行う。備蓄倉庫を併設する場合は、全体としての必要規模算定と施設の形態の検討を行う。

### 3. 配置

基本的には平常時の配置計画に則ったものとするが、防火樹林帯がある場合は、防火樹林帯内側に配置することを標準とする。

備蓄倉庫を併設する場合は、備蓄倉庫の配置の考え方との整合を図る。

動線や公園入口との関係（緊急車両のアクセス等も含む）や、他の防災関連施設等との関連に留意する。小規模な公園では、周辺からの影響（建物の倒壊等）を考慮した配置とする。

### 4. 設備

施設の維持と利用において、災害時に必要となる電源等のエネルギーは、非常用エネルギーにて対応できるようにする。建築物であるため、屋根に太陽光発電設備を設置するなど有効利用を図ることも検討する。

特に、広域防災拠点や広域避難地の機能を有する都市公園においては、災害時にも管理事務所等が防災機能を十分発揮できるよう、建築物の耐震・耐火性に注意するとともに、非常用電源や情報関連施設等の必要な施設を備えておくことが重要である。

また、公園全体の防災関連の設備システム等を監視、コントロールできるようにする。

### (3) その他の防災活用公園施設

前記した防災関連公園施設の他、災害時の活用対象となる施設については、都市公園技術標準の関連留意事項を踏まえ、以下の事項を検討する。

1. 配置（位置、広場やその他の公園施設との関係等）
2. 規模（施設規模、設置数等）
3. 形態（施設形態、デザイン等）
4. 管理・運用方法

#### 【解説】

「その他の防災活用施設」は、必要となる防災機能を発揮するため、「防災関連公園施設等」とともに、積極的な活用を図ることを検討する。

用途としては、主に以下の事項が考えられる。

- 避難や救援活動の支援等の屋外スペース：グラウンド等の運動施設、駐車場等のスペースとしての活用が可能な施設、津波避難タワーとなる公園施設
- 救護や諸活動支援の拠点、関係人員の宿泊や物資の仕分け等の屋内スペース：体育館、その他の屋内スペースとして活用が可能な建築物。あずまややパーゴラ等も工夫によって活用が可能である。
- 一般的な避難生活等の支援施設：野外卓や野外炉、あずまや等の一時的な避難生活における炊事等の場、その他のスペースとして活用が可能な施設。
- 救助や救援等の資機材の収納スペース：備蓄倉庫に付帯した建築物等の他、内部に収納スペースを確保したベンチ等のファニチャー類。
- 水等の供給等の供給・処理システム：防災関連公園施設として導入される水関連施設や情報関連施設、及びエネルギー・照明関連施設とともに、全体のシステムを構成する一部として活用する。給水、排水、電気、放送設備、その他、場合によってはガス設備も該当する。ライフラインの幹線からの引き込みや設備の耐震性の向上やバックアップにより、システム全体の大震性能を高めることも考えられる。
- 津波エネルギーの減衰：植栽は緑陰等により避難生活スペースの機能を高めるほか、一定の規模の津波に対しては、樹林地が持つ地形高さや樹木がもつ流体抵抗により津波のエネルギーを減衰させることができる。

#### 1. 配置

基本的には平常時の利用を前提とした配置とするが、災害時の活用方法、防災関連公園施設等との関係を十分考慮し、効果的な活用が図れるよう配慮する。

また、避難や諸活動の支障とならない配置とする。

#### 2. 規模

施設規模や設置数等については平常時の公園利用を前提としたものとするが、必要に応じて防災上の機能導入のための規模拡大を検討する。

設備（給水、排水、電気）についても、災害時における様々な用途を想定し、あるいは管等の損傷による能力の低下等を考慮し、余裕を持たせた設備容量や管径となるよう検討する。

### 3. 形態

施設形態やデザインについても、基本的には平常時の公園利用を前提としたものとするが、災害時の使用形態を想定し、その使用にできるだけ支障とならないあるいは使用に適するような施設形態を検討する。この場合、平常時の公園の景観や利用性を損なわないよう留意する。

なお、災害時には地域住民等が直接施設を利用することが考えられる（特に被災直後）ことから、わかりやすい簡易な使用が可能なように配慮すると共に使用方法等（鍵や使用時のルール等）をあらかじめ、検討しておく必要がある。

### 4. 管理・運用方法

その他の防災活用公園施設の管理・運用についても、必要に応じ、災害時の活用方針に沿い、防災関連公園施設等の管理・運用方法の留意点を参考に、具体的方法を検討する。

## ◎樹林地

海岸部の一定の幅及び高さを有する樹林地は、その形態や規模によっては、津波災害時に、一定の規模の津波に対して、樹林地が持つ地形高さや樹木がもつ流体抵抗により津波のエネルギーの減衰効果を発揮する。津波エネルギーの減衰効果を期待する樹林地の設計にあたっては、都市公園技術標準における関連留意事項を踏まえ、特に以下の事項を検討する。

1. 配置
2. 樹種と構成
3. 植栽基盤構造等
4. 樹林地の幅

なお、津波の規模によっては樹木による津波エネルギーの減衰効果が無力化することも踏まえ、津波を防護する防潮堤等の機能を代替するものではないことに留意しつつ検討する必要がある。

### 1. 配置

地形や河川等の自然条件、まちづくりにおける津波防御の考え方や土地利用計画等の社会条件を考慮して、効果的な配置計画を検討することが必要である。

その際、海岸部の防潮林は、本来、潮害の防護、飛砂・風害の防備等の災害防止を目的に整備されていることが多く、地域の生活環境の保全に重要な役割を有している。それらの基本的な機能についても配慮しつつ、地域の実情を踏まえた上で、津波エネルギーの減衰機能を考える必要がある。

### 2. 樹種と構成

樹林地の整備にあたっては、津波災害に強い森としていく観点から、強い耐潮性を有するマツ林だけでなく、広葉樹も含む混交林により、単層林よりも津波エネルギー減衰効果が高い多層構造の樹林地の形成を目指すなど、海岸線から沿岸低地部、市街地周辺といった海からの距離によって変化する環境条件や立地条件に応じ、多様な樹林地を計画することが必要である。

### 3. 植栽基盤構造等

津波による樹木の折損や根返りなどにより、これら被災樹木が漂流物となることで被害が増大したとの指摘もあることから、樹木が折損しにくい、もしくは倒伏しても流出しないことで津波エネルギー減衰機能を発揮しつづけるような盛土構造や植栽基盤について検討することが望ましい。

盛土を設計する場合は、安定勾配を確保するとともに、津波による洗掘が起こらないような緩やかな傾斜となるようにすることが重要である。

### 4. 樹林地の幅

平坦な場所の樹林地においては、津波が樹木に被害を与えながら進むことにより、徐々に津波エネルギーが減衰していく。津波エネルギー減衰効果を発揮する樹林地を計画する場合には、津波浸水シミュレーションにより対象地の想定浸水深を把握するとともに、適切な樹林地の幅を設定することが望ましい。

詳細は、「東日本大震災からの復興に係る公園緑地整備に関する技術的指針<sup>11)</sup>」及び「津波災害に強いまちづくりにおける公園緑地の整備に関する技術資料（国土交通省都市局公園緑地・景観

課、平成 24 年 3 月 27 日)」<sup>12)</sup>を参照。

参考) 浸水深と樹木の被害率の関係

樹林地の津波エネルギー減災効果には、樹木の被害発生が大きく影響する。東日本大震災における津波災害に関する現地調査結果によれば、浸水深 8 m 以上ではほぼ全ての樹木が被害を受け、樹木による津波エネルギーの減衰効果は期待できなくなるが、浸水深 4 m では約半分、浸水深 2 m で約 3 分の 2 の樹木が残存することで、一定の効果が期待できる (表Ⅲ- 39)。津波エネルギーの減衰効果を期待して樹林地を計画する場合には、樹木ができるだけ残存することを目指し、海から遠い陸側に配置するなどにより、浸水深が高くならないよう考慮することが有効である。

表Ⅲ- 39 浸水深と樹木被害率の関係

浸水深 (m)	樹木被害率
1.0	23%
2.0	34%
3.0	44%
4.0	54%
5.0	64%
6.0	75%
7.0	85%
8.0	95%
8.5	100%

出典：国土交通省都市局公園緑地・景観課「津波災害に強いまちづくりにおける公園緑地の整備に関する技術資料」<sup>12)</sup>

## (4) その他考慮すべき事項

前記した“その他の防災活用公園施設”の中で活用が想定される施設以外の施設や、それ以外の公園施設であっても、特に安全面に考慮すべき施設については、都市公園技術標準の関連留意事項を踏まえ、以下の事項を検討する。

1. 配置（位置、広場やその他の公園施設との関係等）
2. 形態（施設形態、デザイン等）

### 【解説】

防災関連公園施設等については、耐震性等、構造面での安全性が考慮されるが、その他の防災活用公園施設やこれら以外の公園施設については、必ずしも耐震性を持たせた構造とはならない施設もある。また、耐震性には重要度からも幅がある。

したがって、耐震性が十分考慮されていない施設（重要度や経済性、施設内容等からも耐震構造とすることが必ずしも適当でない場合のある施設）については、その配置や形態において、災害時の避難や諸活動に大きな支障とならないよう留意する。

特に、本格的な建築物や一定規模以上の土木構造物以外の、パーゴラやあずまや、モニュメント等の造形物、時計台（塔）、石組（高さのあるもの）等について、配置や形態等上記の点に留意する。

また、過去の災害時の遺構が残っている場合などは、災害遺構を取り入れた公園デザインにより、災害の大きさや恐ろしさを伝え、日頃からの防災意識の醸成につなげることも考えられる。

### 1. 配置

基本的には平常時の利用を前提とした配置とするが、災害時の避難や諸活動等の支障にならないよう配慮する。特に、避難時の動線やスペースとなる入口や園路、避難広場等においては、避難行動に支障とならないような配置とする。

### 2. 形態

施設形態やデザインについても、基本的には平常時の公園利用を前提としたものとする。ただし、モニュメント等で倒壊の際に危険性の大きいものについては、デザインについても特に配慮が必要である。

パーゴラ、あずまや等については、安定性のある形態となるよう十分留意する。

必要に応じ安全な避難に配慮した施設形態を検討するが、この場合でも、平常時の公園の景観や利用性を損なわないよう留意する。

### Ⅲ. 3. 2 公園施設構造検討等の考え方

#### (1) 既往の公園施設構造基準等の整理

都市公園等における各種施設設計の構造計算は、施設ごとに該当する基準等に基づいて行われているが、それら基準等にそぐわないもの（小規模なものや伝統的な技法等によるものなど）は、簡易的な検討方法や経験的な構造を踏襲している場合もある。

公園施設の設計においては、基準等によって構造を検討する（耐震構造の検討を含む）場合、以下の基準法や技術指針等が使用されているケースが多い。

なお、この他に各地方公共団体や各種協会等で独自の基準を設けている場合もある。

##### ア. 一般公園施設

一般社団法人日本公園緑地協会（国土交通省都市局公園緑地・景観課監修）「都市公園技術標準解説書」

##### イ. 工作物的な施設

建築基準法を準用

##### ウ. 小規模構造物（土木系の施設）

土木構造物関係の基準を準用

##### エ. 建築物（建築基準法に該当するもの）

建築基準法※

官庁施設の総合耐震・耐津波計画基準

※ 昭和 55 年の建築基準法改定に伴い、構造関係の耐震基準が強化されたが、それに基づく建築物は阪神淡路大震災時にも、被害が少なかった。

##### オ. 造成

都市計画法、宅地造成等規制法、津波防災地域づくり法※

※ 津波災害特別警戒区域における特定開発行為の許可に関する技術的基準として、盛土・切土により生ずるがけを、それが水没した場合も含め、遡上した津波に対して安全なものとする観点から、津波防災地域づくりに関する法律施行規則（平成 23 年 12 月 26 日国土交通省令第 99 号）第 37 条～第 44 条が定められている。

##### カ. 土木構造物

公益社団法人土木学会「コンクリート標準示方書」

公益社団法人日本道路協会「道路橋示方書」

同 「道路土工要領」

同 「擁壁工指針」

同 「カルバート工指針」

一般社団法人全日本建設技術協会「国土交通省制定 土木構造物標準設計第 1 巻－側こう類・暗きょ類－」

同 「国土交通省制定 土木構造物標準設計第 2 巻－擁壁類－」

##### キ. 排水（主として本管レベルの施設）

公益社団法人日本下水道協会「下水道施設計画・設計指針と解説」

一般社団法人公共建築協会「構内舗装・排水設計標準及び同解説」

公益社団法人日本道路協会「道路土工－盛土工指針」

同 「道路土工－切土工・斜面安定工指針」

国土交通省「河川砂防技術基準（案）」

公益社団法人日本河川協会「防災調節池等技術基準（案）解説と設計実例」

ク．園路・駐車場、舗装（舗装構成等）

道路構造令

公益社団法人日本道路協会「アスファルト舗装要項」

同 「簡易舗装要項」

一般社団法人公共建築協会「構内舗装・排水設計標準及び同解説」

ケ．設備（建築設備等）

公益社団法人日本水道協会「水道施設設計指針」

一般社団法人日本建築センター「建築設備耐震設計・施工指針」

公益社団法人 空気調和・衛生工学会「建築設備の耐震設計 施工法」

国土交通省大臣官房官庁営繕部「建築設備計画基準、同設計基準」

同 「公共建築設備工事標準図（機会設備工事編）」

同 「公共建築設備工事標準図（電気設備工事編）」

公園施設の構造検討については、主に各施設に該当する基準や指針等に基づいて行っており、統一的、総合的な基準等には基づいていない。したがって耐震に対する考え方も、それら各基準等の考え方の範囲で対応している。

公園施設の構造に関する特徴としては、以下の事項があげられる。

- ・ 構造物のタイプが、建築、土木、設備等多岐の分野にわたっている。
- ・ 小規模な構造物から大規模なものまで、様々な形態など、規模や形態が多様である。
- ・ 簡易なもの、基準にそぐわないもの等がある。
- ・ 伝統的、経験的なもので、構造計算等に馴染まないものがある。

防災関連公園施設等に関する前記の基準等との標準的な対応は、表Ⅲ- 40 のとおりである。

表Ⅲ-40 防災関連公園施設等と構造関係基準等との標準的な対応

基準等 (区分)	一般公園施設	工 作 物 的 な 施 設	小 規 模 構 造 物 (土 木 系 の 施 設)	建 築 物 (建 築 基 準 法 に 該 当 す る も の)	造 成	土 木 構 造 物	排 水 (主 と し て 本 管 レ ベ ル) <sup>a</sup>	園 路 ・ 駐 車 場 、 舗 装 (舗 装 構 成 等)	設 備 (建 築 設 備 等)	備 考
防災関連 公園施設等										
○園路、広場他										
入口形態	○		△		△	△	△	○		
外周形態	○		△		△	△				
広場	○				△		△	△		
園路	○				△		○	○		
ヘリポート					△			△		
津波避難施設 (築山)					○		△	○		
○防火樹林帯										
○水関連施設										
耐震性貯水槽				△ <sup>b</sup>		△ <sup>c</sup>				・ 消防関係の基準、 また関連団体の基 準、指針あり ・ 雨水利用につい ては、参考となるハ ンドブック <sup>d</sup> あり
非常用井戸										・ 汲上げ(口径)規 制あり
水施設 (池、流れ)	○		△			△ <sup>e</sup>			△	・ 参考として、民間 団体の水景技術に ついての標準 <sup>f</sup> あり
散水施設	○								△	
○非常用便所										
○情報関連施設										
非常用放送設備		△							△	
非常用通信設備		△							△	
標識及び情報提 供設備		△							△ <sup>g</sup>	
エネルギー・照明関連施設										
非常用電源設備		△							○	
非常用照明設備	○	△							○	
○備蓄倉庫										
○管理事務所										

【凡例】○：該当（一部または内容によって該当）または一般的な内容として該当するもの  
△：準用、参考とする場合があるもの

<sup>a</sup> 表面排水施設について。

<sup>b</sup> 建築物一体型の場合。

<sup>c</sup> コンクリート構造で、消防関係の基準等に該当しない場合。

<sup>d</sup> 社団法人雨水貯留浸透技術協会「雨水利用ハンドブック」<sup>89)</sup>

<sup>e</sup> ピットや護岸等で相当規模の構造物の場合。

<sup>f</sup> 日本水景協会「水景技術標準(案)解説(第4版)」<sup>71)</sup>

<sup>g</sup> 一般的な標識類は除く。

## (2) 構造基準等の適用の考え方

防災公園における公園施設、特に対象施設についての構造基準等の適用にあたっては、以下の考え方を基本とする。

### 1. 安全性・耐震性・耐浸水性

防災公園における公園施設については、災害時に防災機能を十分発揮できるよう、想定する災害の種類に応じて、施設自体の構造に安全性・耐震性・耐浸水性を確保するとともに、公園全体の防災機能に支障をきたすことのないよう留意する。

### 2. 経済性

各施設のもつ防災機能の重要度により、施設に必要な耐震構造等を考慮し、優先度のランク付けを行う。

### 3. 重要度の区分

優先度のランク付けにあたっては、災害時の避難者への影響を踏まえ、防災関連公園施設等の防災機能とそれらの機能を発揮、維持するために必要な他の公園施設の重要度を考慮し、経済性を含めた総合的な判断をする。

### 4. 耐震性・耐浸水性の考え方及び基準の適用

各施設の構造上の基準等は、それぞれに該当する関係法令や基準、指針等による。具体的な適用については、個々の公園等の状況に応じて検討する。

### 5. 地盤に係わる構造

地盤に係わる構造、耐震性（液状化対策を含む）の検討に際しては、上部の土地利用や設置施設等の防災機能を考慮し、経済性を含め総合的な判断をする。

### 6. 埋設配管

配管等の設備は特に損傷を受けやすいため、継目構造や管の素材等の耐震性を考慮する。

### 7. 復旧の容易さ

構造の検討においては、耐震構造を強化することにとどまらず、柔軟性のある利用や復旧の容易さ等を考慮する。

## 【解説】

### 1. 安全性・耐震性・耐浸水性

防災公園全体として防災機能を発揮させるため、想定する災害の種類に応じて、防災関連公園施設等だけでなくその他の防災活用公園施設についても耐震性・耐浸水性に考慮した計画・設計を行う。また、同時に施設の倒壊や土砂の崩壊等による二次的な被害が最小限となるよう、周辺地形の土砂崩壊等の防止に努める。したがって、防災関連公園施設等や防災活用施設以外の一般公園施設についても、必要に応じて耐震性・耐浸水性の配慮が必要である。

### 2. 経済性

実際に各施設の耐震性・耐浸水性を考慮する場合、全ての施設に一定以上の安全性を持たせることは、構造上あるいはコスト上困難である。したがって各施設のもつ防災機能の重要度により、施設に必要な構造を考慮し、優先度のランク付けを行い、特に防災機能を持たせるべき重要な施設を選定する。

### 3. 重要度の区分

1. の考え方をもとに、防災関連公園施設等及びそれ以外の公園施設の防災機能や活用、及び

防災上の影響を考慮し、優先順位を設定する。具体的に以下のような施設（構造物）のランク付け（例）が考えられる。

【重要度1】：部分的な損傷等によってもその機能が発揮できなくなり、防災公園全体の防災機能に影響を及ぼすおそれのある施設。また、災害発生時の損傷等により公園利用者に重大な被害を及ぼすおそれのある施設。

（施設例）

〈防災関連公園施設等〉防火樹林帯、耐震性貯水槽、非常用放送設備、非常用通信設備、非常用電源設備、非常用照明設備、管理事務所（特に、現地対策本部的な重要な機能を持たせた場合）、散水施設（防火樹林帯散水他）。

〈その他〉避難広場への主要動線となる橋梁、上記施設を保護するための擁壁等の構造物（部分的な損傷によっても施設の機能を損ねる場合）、特に重要な防災機能を備えた建築物やその他、利用施設及びや園路。広場等に隣接する、また公園外周部の大規模な構造物等で損傷によって大きな被害が予想される施設。公園利用者が多く集まる建築物、入口等。

【重要度2】：部分的な損傷等を受けてもその機能は概ね発揮できる、あるいは防災公園全体の防災機能に影響を及ぼすおそれの少ない施設。また、災害発生時の損傷等により施設利用に支障をきたすおそれのある施設。

（施設例）

〈防災関連公園施設〉上記以外の広場、園路。非常用便所、水施設（池等の開水面）、非常用井戸、非常用電話、備蓄倉庫、管理事務所（重要度1の場合以外で防災機能を備えた場合）、ヘリポート、標識類。その他、防災関連公園施設に関連する設備、配管類等。

〈その他〉重要度1、2の対象施設を保護するための擁壁等の構造物（全面的な損傷によって施設の機能を損ねる場合）、必要な防災機能を備えた建築物他公園施設、利用施設や広場園路に近接した相当規模の構造物等で被害が予想される施設。

【重要度3】：損傷を受けない場合や部分的な損傷等の場合、及び状況によっては、災害時に活用する施設。

（施設例）

重要度1、2であげたもの以外の“その他の防災活用公園施設”と“その他の公園施設”

#### 4. 耐震性・耐浸水性の考え方及び基準の適用

構造上の基準等の適用においては、3.の優先度を考慮し、各施設の重要度に応じた以下のような考え方を参考に、各施設が該当する基準等を適用する。

【重要度1】：該当する基準や指針等の耐震や耐火、耐浸水の考え方により、必要十分な安全性を持たせる。特に該当する基準や指針等が無い場合でも、耐震性や耐火性、耐浸水性を持たせるような検討を行う。

【重要度2】：該当する基準や指針等の耐震や耐火、耐浸水の考え方により、必要とされる耐震性及び耐火性を持たせる。特に該当する基準や指針等が無い場合でも、耐震性や耐火性、耐浸水性を考慮する。

【重要度3】：一般的な（平常時の）計画・設計の考え方による。ただし、被害の度合いが少な

くなるような工夫（例えば休憩舎やパーゴラ等における安定度の高い形態の採用や、自然石造形物におけるダボ使用等による接合部の強化など）をする。

## 5. 地盤に係わる構造

構造物（施設）の地盤については、上記の重要度により地盤改良や杭の布設などの適切な処置を講ずる。その他の区域（舗装や植栽部）については、上部の利用目的により必要な対策を講ずる。ただし、全面的な改良等は膨大なコストがかかるため、場所による重要性を考慮した上で必要に応じて行うものとする。

## 6. 埋設配管

埋設配管（特に埋設深度が小さいもの）や配管の構造物との取り合い部、異なる構造体間、あるいは異なる強度の地盤の接する部分などにおいて損傷を受けやすい。したがって必要な地盤改良を行うとともに、柔軟性のある接合、継ぎ手の使用を考慮する。

## 7. 復旧の容易さ

想定する災害の種類に応じて、耐震性や耐浸水性を備えた強固な構造物をつくることは必要であるが、施設（特に広場や地形の処理方法等）によっては地震等に対して柔軟性を持たせることが有利な場合もある。また、ヘリポートなど地盤を強化する必要のある用途に対しては、仮設的な対応など工夫が必要である。したがって、強固な構造を確保するだけでなく、破損（損傷）後の復旧が容易な構造、仮設的な工夫をするなど、経済性や利用・復旧等を考慮した総合的な検討を行う。

防災関連公園施設については、上記の基本的な考え方を踏まえ、特に以下の事項に留意する。

### ○ 園路・広場他

舗装等の施設本体の他、特に路床の強度について十分考慮する。特に重要度の高い部分で、液状化等の恐れのある場合は、地盤改良等を検討する。

大型の緊急車両が進入する部分は、それらの荷重を十分考慮する。必要に応じて、道路構造と同等の構造とすることも検討する。

ヘリポートとして活用するグラウンド等については、必要に応じて大型ヘリコプター等の離着陸に対応できる舗装構造を検討する。

基本的には、芝生や土系舗装（離着陸時に飛散する砂利等のないもの）が考えられるが、路盤の強化や補強材料の混入などを考慮する。

### ○ 防火樹林帯

直接的に構造とは関係しないが、植栽地盤については、活力ある生育のための植栽基盤として、及び盛土（法面、築山）としての安全性を考慮する。

### ○ 水関連施設

水施設の池や水流については、施設全体に一定以上の耐震性を持たせることは不経済であるため、部分的（必要最小限の貯留部やピット等）に耐震性を持たせることや、柔軟構造（シート等）により、耐震性を高めることを検討する。

水関連施設の配管類については、特に構造物と周辺の地盤との関係での地盤変位へ追従可能な対応方法や給水ポンプ等設備類の固定方法を考慮する。

耐震性貯水槽以外の貯水槽（多目的貯水槽）であっても、重要度に応じて必要な耐震性を持たせることが必要である。

○ 非常用便所

非常用便槽付き常設トイレについては、構造物に係わる基準等に沿ったものとする。また、配管については、水施設と同様の対応を行う。

○ 情報関連施設

屋外の放送設備（スピーカーポール）については、照明灯の考え方に準ずる。

管理事務所に設置する設備、備品については、固定や防震等に配慮する。

津波災害や水害への対応の観点から重要な電気・機械設備について、浸水の危険性のある場合には、設備の高所設置、止水壁設置などの浸水対策を検討する。

○ エネルギー、照明関連施設

管理事務所に設置する設備、備品については、固定や防震等に配慮する。

津波災害や水害への対応の観点から重要な電気・機械設備について、浸水の危険性のある場合には、設備の高所設置、止水壁設置などの浸水対策を検討する。

○ 備蓄倉庫

基本的には、建築物として関係基準に沿ったものとする。扉や窓の変形への対応について考慮する。また、必要に応じて内部の備蓄物品や柵等の固定、防振、浸水対策等についても配慮する。

○ 管理事務所

建築物として関係基準に沿ったものとする。備蓄倉庫と同様に、扉や窓の変形への対応について考慮する。また、内部の設備や備品等の固定、防震、浸水対策等についても配慮する。

配管類等についても、地盤変位等への追従可能な対応方法を検討する。

### (3) 主要施設の使用材料・材質の考え方

防災公園における公園施設のうち、特に対象施設についての使用材料・材質については、以下の考え方を基本とする。

#### 1. 重要度に応じた強度

重要度に対応し、必要な強度や耐火性、耐久性を持った材料を使用する。

#### 2. 耐火性・耐熱性・耐浸水性

施設の設置位置を考慮した耐火・耐熱性のある材料の検討を行う。

配線や設備機器（特に電気・放送設備等）についても、必要に応じて耐火性、耐熱性、耐浸水性を考慮する。

#### 3. 地盤変位への対応

配管材料については、特に地盤変位への対応等を考慮した材料を検討する。

#### 4. 平常時の機能性・デザイン

平常時の機能やデザイン等に十分配慮する。

#### 【解説】

##### 1. 重要度に応じた強度

使用材料等は構造と密接な関係があるため、施設の優先度のランクに対応し、該当する基準や指針等に基づいた検討を行う。なお、耐震性を考慮する場合、強固な材料を使用することは必要であるが、施設によっては地震等に対して柔軟性を持つことが有利な場合もある。

また、強固な構造にするだけでなく、破損（損傷）後の復旧等の容易さを重視すべき場合も考えられる。したがって、様々な考え方や利用、復旧等も考慮した総合的な検討が必要である。

##### 2. 耐火性・耐熱性・耐浸水性

施設の設置位置によって火熱等の影響を受ける程度が異なるため、それらを考慮するものとする。特に公園周辺の火災等から火熱の影響を受けやすい外周部や入口付近の施設や舗装について、耐火性等を十分考慮する。

電気・放送等の設備に係わる配線材料あるいは照明機器等は、火熱や浸水の影響を受けやすいため、その材料・材質の検討にあたっては、必要に応じて耐火・耐熱性、耐浸水性を考慮する。

##### 3. 地盤変位への対応

地盤変位への追従等を考慮する。特に、構造物との取り合い部やその他接合部等については、継手類について十分考慮する。なお、配管類全体としては、重要度と経済性を考慮して検討する。

##### 4. 平常時の機能性・デザイン

耐火・耐熱性を重視した場合、デザインや平常時の機能が低下する場合があるため、平常時のデザインや機能性に十分配慮する。

## 第Ⅳ章 防災公園等の管理運営

### Ⅳ. 1 管理運営の基本的考え方

公園管理者は、災害時に求められる機能を適切に発揮できるよう、以下の考え方を基本とし、防災公園等の管理運営を行う。

1. 各防災公園等に求められる機能や位置づけを明確にする。
2. 公園管理者に求められる役割を把握・整理する。
3. 防災公園等の管理運営に関わる関係機関や地域住民との連携体制を構築する。
4. 災害時の円滑な利用の観点から平常時に定期的な施設の維持管理を行う。
5. 日頃から防災関連施設の積極的な活用や普及啓発を図る。

#### 【解説】

本ガイドラインにおける「防災公園等の管理運営」では、公園管理者（行政の公園所管部局の職員のほか指定管理者を含む。以下同じ。）を主な対象として、平常時及び災害時に果たすべき管理運営上の役割や対応について示す。対象とする公園については、過去の災害で被災直後に多くの地域住民が「身近な防災活動拠点の機能を有する都市公園」を避難場所等として利用していた実態を踏まえ、「Ⅰ. 2 防災公園とは」にある7種類の防災公園及び「身近な防災活動拠点の機能を有する都市公園」とし、Ⅰ. 2の定義に倣い「防災公園等」と表現する。対象とする災害は、地震災害を主とするが、水害についても考え方を示す。なお、計画設計段階における管理運営面の留意事項は、「Ⅲ. 1. 1 防災公園の計画・設計に関する基本的な考え方」及び「Ⅲ. 2. 4 防災公園の管理運営方針の検討」を参照されたい。

#### 1. 各防災公園等に求められる機能や位置づけを明確にする

「Ⅰ. 2 防災公園とは」で示されているように、おおまかな目安として、時間経過を考慮しつつ防災公園等の種類ごとに時間経過を含めて主な役割を整理すると、表Ⅳ-1及び表Ⅳ-2のと

表Ⅳ-1 防災公園等の役割—時系列的整理(地震火災の場合)【再掲】

		災害の時間区分			
段階	予防段階	直後段階	緊急段階	応急段階	復旧・復興段階
時間スケール	発災前	発災～概ね3時間程度	概ね3時間～概ね3日程度	概ね3日以降	
防災目標	事前防止	生命確保	生命維持	生活確保	生活再建
防災公園の役割	○防災に関する知識を学ぶ場(防災訓練、自主防災組織の育成、防災意識の普及啓発)	○火災の延焼の遅延または防止 ○爆発による被害の軽減または防止 ○救援活動の場 ○緊急避難の場 ○大火時の一時集合場所、避難中継地、最終避難地、避難路等	○火災の延焼の遅延または防止 ○爆発による被害の軽減または防止 ○救援活動の場 ○一時的避難生活の場 ○徒歩帰宅者への支援等	○救援活動の場 ○一時的避難生活の場等	○復旧・復興活動の拠点等

出典：社団法人都市計画学会資料より作成

表IV-2 設置目的からみた防災公園等の役割(地震火災の場合)【再掲】

役割	火災の延焼又は遅延の防止	爆発による被害の軽減又は防止	徒歩帰宅者等への支援の場	一次避難地			最終避難地	避難路	救援活動の場	一時的避難生活の場	復旧・復興活動の拠点	防災に関する知識を学ぶ場
				緊急避難の場	大火時の一次集合場所	避難中心地						
設置目的												
広域防災拠点の機能を有する都市公園				○			○		◎	○	◎	○
地域防災拠点の機能を有する都市公園				○			○		◎	○	◎	○
広域避難地の機能を有する都市公園	○			○			◎		◎	○	◎	○
一次避難地の機能を有する都市公園	○			◎	◎	◎			○	○	○	○
避難路の機能を有する都市公園	○			○	○	○		◎				○
石油コンビナート地帯等と背後の一般市街地を遮断する緩衝緑地	○	◎										○
帰宅支援場所の機能を有する都市公園	○		◎	○	○	○						○
身近な防災活動拠点の機能を有する都市公園	○			○	○				○	○		○

◎：特に関連性が大きい ○：関連性が大きい

おりとなる。公園管理者は、このような災害時に防災公園等に求められる機能や位置づけを公園毎に明確にしておく必要がある。

なお、「Ⅲ. 1. 1 防災公園の計画・設計に関する基本的な考え方」で記述されているように、都市施設の一つである防災公園は、防災機能の全てを担うことはできず、また、地震火災だけでなく、津波や水害も対象とした総合的な防災対策において、全ての防災公園が全ての災害に対して防災機能を備えることも難しいという前提のもと、都市全体の防災性の向上を図ることができるよう、他の施設との役割分担を十分に図る必要がある。

## 2. 公園管理者に求められる役割を把握・整理する

一般的に大規模な地震等の災害が発生すると、行政機関は災害対応の体制に移行し、公園所管部局も災害応急活動全体のなかであらかじめ定められた分掌事務を行う体制に移行する<sup>90)</sup>。その中で、公園管理者は、都市公園の施設管理者の立場として、地域防災計画等に位置づけられた役割分担を踏まえながら責任をもった対応を行うことが求められる。具体的には、公園利用者の安全確保や被災状況調査及び応急復旧、災害時利用の調整等の公園管理に係る震災関連業務の分掌事務を担うことになる（詳細は、「Ⅳ. 2. 1 災害時における公園管理者の対応の考え方」及び「Ⅳ.

2. 4 タイムライン（時間軸に沿った防災行動計画）の策定」を参照）。

### 3. 防災公園等の管理運営に関わる関係機関や地域住民との連携体制を構築する

防災公園等が災害時に様々な機能を発揮するには、行政の防災関係機関や地域住民などとの役割分担・連携が不可欠である。そのため、公園管理者、防災関係機関、地域住民からなる組織等を含んだ全体的な体制づくりや災害時の利用のルールづくりを検討する（詳細は、「IV. 2. 1 災害時における公園管理者の対応の考え方」及び「IV. 2. 4 タイムライン（時間軸に沿った防災行動計画）の策定」を参照）。

### 4. 災害時の円滑な利用の観点から平常時に定期的な施設の維持管理を行う

災害時に防災関連施設の機能を十分に発揮させるには、平常時のメンテナンスにおいて、他の公園施設とも共通する安全性の観点からだけでなく、防災関連施設として十分機能するかという観点からも定期的な点検・修繕などを行うことが重要である（詳細は、「IV. 2. 3 平常時における施設の維持管理と利用」を参照）。

### 5. 日頃から防災関連施設の積極的な活用や普及啓発を図る

被災直後については、行政側の支援体制が整っていない中で、公園の避難利用や一時的な避難生活利用等を地域住民が主体となって行うことが想定される。また、災害時における「地域の防災力」を高めるために、地域住民一人ひとりの自助・共助に対する意識を高めることや、日頃から地域住民や住民組織等が協働する機会を創出し、協力体制を築いていくことも重要である。このため、公園管理者においては、既に公園に整備されている非常用トイレの活用体験やかまどベンチを活用した炊き出し訓練等、防災関連施設を活用したイベントを日頃から実施し、災害時における防災公園等の役割の周知・普及を行うとともに、自助・共助の重要性を啓発する場を提供することが望ましい（詳細は、「IV. 2. 3 平常時における施設の維持管理と利用」を参照）。また、普及啓発のツールとして、参考資料3に示す「身近な公園防災使いこなしブック」（図IV-1）も活用されたい。



図IV-1 身近な公園防災使いこなしブック（詳細は参考資料3を参照のこと）

## IV. 2 防災公園等の管理運営

### IV. 2. 1 災害時における公園管理者の対応の考え方

災害時における公園管理者の対応についてあらかじめ把握し関係機関・地域住民等と連携しつつ公園管理者としての責任を全うする。

1. 災害応急体制の確立
2. 公園利用者の安全確保
3. 被災状況調査及び応急復旧
4. 関係機関・地域住民との連携・協力を通じた災害時利用の全体調整
5. 公園の通常利用の再開
6. 復旧工事

#### 【解説】

「IV. 1 防災公園等の管理運営の基本的考え方」で記述したように、一般的に大規模な地震等の災害が発生すると、行政機関は災害対応の体制に移行し、公園所管部局も災害応急活動全体のなかであらかじめ定められた分掌事務を行う体制に移行する<sup>90)</sup>。その中で、公園管理者は、都市公園の施設管理者の立場として、地域防災計画等に位置づけられた役割分担を踏まえながら責任をもった対応を行うことが求められる。

過去の災害では、この他に人員が不足する他の部局の応援業務として、人命救助や他の土木施設の被災状況調査及び応急措置、避難所の運営・巡回、罹災証明書の発行事務などに従事している（表IV-3、表IV-4）。ここではこのような過去の災害時における公園管理者の対応の実例<sup>90),91)</sup>をもとに、災害時における公園管理者として行うべき主な対応とその留意事項を整理する。

なお、公園管理者においては、ここで示す公園管理者の対応を把握した上で、タイムライン（時間軸に沿った防災行動計画）を作成し、関係機関と共有することが望ましい（詳細は、「IV. 2. 4 タイムライン（時間軸に沿った防災行動計画）の策定」を参照）。

表IV-3 災害時の応急活動における公園管理者の役割

災害応急活動	公園管理者の役割
1.災害状況等の調査・報告及び応急活動	公園施設等の被害調査及び報告 危険個所の応急措置及び修理
2.広報・情報・連絡活動	情報収集と広報（避難・救援状況、道路交通状況、公園利用状況等） 他機関との調整
3.救援・救護活動 ・自衛隊・警察・消防・ガス・水道・電気等の救援活動 ・消防活動 ・医療救護活動 人命救助 救護所の設置、医療器具資材輸送、負傷者の輸送、検死、埋葬等	野営・駐屯設備・宿泊所・ヘリポート等の位置・規模・アプローチ・ 使用設備等の協議・誘導 消防水利の位置・貯水量・アプローチ等の協議 人命救助 位置・規模・設備等の協議
4.救援物資の搬入・保管・仕分け・搬出	位置・規模・設備等の協議
5.避難場所の開設等 避難所の開設、避難者の収容、物資の配給、保健衛生措置	避難誘導 位置・規模・設備等の協議 備蓄物資の配給への協力
6.ボランティアの受け入れ	協力、宿泊・活動場所の確保・協議
7.仮設住宅・仮設トイレの設置	位置・規模・設備等の協議
8.ゴミ処理・がれき処理・屎尿処理	位置・規模・設備等の協議

出典：社団法人日本造園学会「公園・緑地の防災面からの検討と課題」<sup>90)</sup>、赤松勉「震災と公園の管理と課題」<sup>91)</sup>

表IV-4 阪神・淡路大震災における災害後の公園管理者の対応(神戸市の例)

地震の発生	公園の避難誘導	人命救助	公園の被害調査	体制の擁立
6時間後			仮復旧 避難民対策	
24時間後				協力会への召集要請、公園内のがれき置場、自衛隊の集合地点、消防支援者の宿舎設置
48時間後				仮設住宅の割り当て、支援隊の野営割り当て小型ヘリの発着地の要請
3日後				
7日後				瓦礫処理、処分地、仮設住宅の用地対応
15日後				復興計画検討 被害状況議会報告 災害復旧についての建設省協議
20日後				
30日後	用地問題	復旧工事	災害査定	災害復旧マニュアルの作成
50日後				復興計画事業策定 復興公園計画の基本方針作成

出典：社団法人日本造園学会「公園・緑地の防災面からの検討と課題」<sup>90)</sup>

## 1. 災害応急体制の確立

災害が発生し、災害対策本部や現場への配備体制がとられた場合、本庁や公園の現場等に動員を指定されている職員は、勤務時間内では直ちに参集し、勤務時間外では職員及び家族の身の安全を確認した後、できる限り早く配備に就くことが求められる。参考として、熊本地震前震発生時に公園所管部局の職員の安否確認を行った例を示す(図IV-2)。

しかし、大規模地震や津波の発生時には、行政職員や平常時に公園に常駐する指定管理者職員の全員は参集できないことが想定される。そこで、災害発生が夜間や休日等の勤務時間外の場合の、参集可能人員を時間軸に沿って整理しておく。参集時期の想定は、居住地から参集場所までの距離、公共交通機関の機能停止と車両通行の規制を前提とした徒歩や自転車等による参集所要時間

を考慮する必要がある。公園管理部局の担当職員が遠方からの通勤不能などにより、震災時に早期に公園に駆けつけられない事態が想定される場合は、徒歩圏内に居住する職員の参集を検討するとともに、その際の公園の管理権限や指揮命令系統など、誰にどのような対応を行うかあらかじめ決めておく必要がある。

なお、行政職員や公園等に常駐する指定管理者職員以外にも、施設等の緊急点検や応急復旧に別の者の参集が可能な場合、災害時の協定等の内容を勘案し、必要に応じ、参集を求める人員として考慮する。また、広域災害時には電話がつかない可能性があるため、電話で連絡を取れない場合の代替手段、安否確認の方法を決め、それを周知しておく必要がある。

阪神・淡路大震災の際、神戸市においては、本庁等の公園担当職員を特に被害の大きかった東灘区から須磨区の旧市街地の3事務所に集中配置し、震災直後の公園被害調査や災害復旧工事等を実施する体制を整えた<sup>91)</sup>。このように、被害の程度に基づき、配置転換等による体制の早期確立が重要である。



図IV-2 熊本地震前震(平成28年4月14日21時26分発生)時に職員の安否確認を行った例

出典：熊本市東部土木センター提供

## 2. 公園利用者の安全確保

公園管理者が常駐している公園においては、災害時に公園利用者を安全な場所に避難誘導する必要がある。また、負傷者がいる場合はその救助(管理施設での保護、医療機関への搬送依頼等)を行うなど、人命優先を第一に対応する。避難誘導の際には、地震に伴う二次災害(地震に伴って発生する火災、津波、土砂災害)や水害に対する危険性(地震時の避難場所であっても、豪雨時に水没する恐れがある)など公園の立地に応じた災害リスクを踏まえ、適切な避難誘導を行う。

管理者が常駐していない公園においても、「3. 被災状況調査及び応急復旧」に示す現地調査に併せて、地域住民の公園への避難・利用状況確認を行い、公園施設の変状及び異常が確認された場合は立ち入り禁止等の応急措置を行うなど、「二次災害の防止」に努める。

### 3. 被災状況調査及び応急復旧

被災状況調査については、災害時の協定を締結している民間の造園業者等の協力のもと、「二次災害の防止」の観点から、災害に伴う損傷により公園利用者の重大な事故が発生する恐れのある施設、がけ崩れの発生やのり面崩壊等により公園内外への被害が懸念される箇所等について優先的に調査を行う。また、災害対策拠点となる公園においては、ヘリポートや災害対策車両の出入口など防災上重要な機能を担う施設・箇所について、優先的に点検を行う。異常や変状が確認された場合は、ヘリポートや災害対策車両の集結基地として利用を制限するなどの判断を行い、それを災害対策本部等と共有する。

被害状況調査において変状及び異常が確認された場合は、直ちにバリケード設置等により使用中止や立ち入り禁止の周知を行う等の応急対応を行う（図IV-3）。参考として、過去の地震災害における公園施設の被害の例と被害状況チェックリストの例を表IV-5及び表IV-6に示す。なお、異常が確認された場合は地域住民からも連絡してもらうなどの協力を得ることや、地元の民間事業者（造園会社等）と、災害時の公園の被害状況調査等の協力について、あらかじめ協定を締結しておくことが望ましい。

応急復旧の際にも対応の優先順位を検討する。優先順位の高い施設・箇所の例としては、上述の被災状況調査で述べたもの以外に、公園の災害時利用にも関係するライフラインの確保にかかる箇所を優先することなどが考えられる。

この他、特記事項として、動物園を有する公園においては、動物舎や飼育動物の被害状況を調査し、移送を含めた飼育動物の保護や飼料調達、変状及び異常が確認された場合の応急復旧等を行う。危険動物の逃亡時には速やかに関係機関や近隣住民への情報提供や捕獲等の対応を行う。

このような震災直後に行われる被災状況調査のデータは、その後の復旧作業の展開に当たっての基礎資料としても重要である<sup>90)</sup>。特に、震災で被災した公園施設の復旧を公共土木施設災害復旧事業国庫負担法に基づく都市災害復旧事業として進める場合は、被災後10日以内に報告することが定められているので注意が必要である（詳細は6. 復旧工事参照）。なお、被害状況調査や応急復旧は、通常業務で行う公園施設の安全点検業務（異常の有無の確認等）との共通部分も多いので、その実施については、以下の資料を参照されたい。

○国土交通省「公園施設の安全点検に係る指針（案）」（平成27年4月）<sup>92)</sup>

公園管理者が公園施設の状況を的確に把握し、適切な安全点検を行うことで、都市公園における安全・安心を確保するために公園施設の安全点検の前提となる考え方及び安全点検の実施に関する事項について整理したもの。



図IV-3 公園施設の被害調査及び応急措置（使用・立入禁止）の実施例（熊本市）

出典：熊本市水前寺江津湖公園サービスセンター提供（左）、熊本市東部土木センター提供（右）

表IV-5 阪神・淡路大震災における公園の被害実態

被害及び対応	災害状況及び利用状況等
公園の被害実態	一般的事項 <ul style="list-style-type: none"> <li>・一定面積以下（1,000m<sup>2</sup>）の公園は延焼防止の効果が薄い</li> <li>・防災機能を持った施設が少なかった</li> <li>・地盤の液状化現象が起きた</li> <li>・公園管理所、集会所が利用された</li> <li>・頑丈な構造物は被害を受けると解体・撤去が困難となる</li> <li>・何も無い広場が最も有効に利用された</li> <li>・防災のための施設は通常は無用である</li> </ul>
	基盤造成 <ul style="list-style-type: none"> <li>・法面の崩壊が起きた</li> <li>・地割れが起きた</li> </ul>
	園路・広場 <ul style="list-style-type: none"> <li>・隣接家屋倒壊により入口が遮断された</li> <li>・大型車両の進入により舗装が破損した</li> <li>・車止め、段差により緊急車両の出入りが出来なかった</li> <li>・舗装に亀裂が入った</li> </ul>
	修景・植栽 <ul style="list-style-type: none"> <li>・外周の植栽が延焼防止の役割を果たした</li> </ul>
	管理施設等 <ul style="list-style-type: none"> <li>・擁壁の倒壊、破損が起きた</li> <li>・外柵、擁壁で逃げ込みができなかった</li> <li>・生活給水の遮断（飲料水、生活水の不足）</li> <li>・便所が不足した</li> </ul>

出典：社団法人日本造園学会「公園・緑地の防災面からの検討と課題」<sup>90)</sup>

表IV-6 被害状況チェックリストの例

公園緑地等 地震被害状況チェックリスト

年月日		年	月	日	記録者					
公園番号		発災時の用途								
公園名		広域	ヘリ	物資	得宅	本部	自衛	消防	住宅	廃棄
所在地										
面積										

チェック項目	被害状況等			
公園施設	<input type="checkbox"/> 避難・利用に支障のある破損の有無 <ul style="list-style-type: none"> <li>・入口周辺施設の損傷</li> <li>・主要園路の陥没</li> <li>・広場、園路等の液状化現象</li> <li>・施設の倒壊、大規模な破損</li> <li>・その他</li> </ul>	有・無	有・無	
	<input type="checkbox"/> 急ぎ対応の必要な事項の有無 <ul style="list-style-type: none"> <li>・斜面崩壊、土砂流出</li> <li>・外周道路、隣接民家への倒木</li> <li>・水道損傷による大規模漏水</li> <li>・排水管の損傷による下水のあふれ、漏水</li> <li>・公園内建築物の火災、倒壊、大規模損傷</li> <li>・その他</li> </ul>	有・無	有・無	
	公園状況	<input type="checkbox"/> 避難状況 <ul style="list-style-type: none"> <li>・公園内に避難している人はいるか</li> <li>・テントなど避難者が設置した施設はあるか</li> </ul>	有・無 (名程度)	有・無 (設置物)
	<input type="checkbox"/> 他の用途利用 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ゴミ置き場など、他の用途利用はあるか</li> </ul>	有・無	有・無	
	ライフライン	<input type="checkbox"/> 水道 <ul style="list-style-type: none"> <li>・栓口から水が出るか、水圧、水量は十分か</li> <li>・水に泡、濁り、異臭はないか</li> </ul>		
<input type="checkbox"/> 排水 <ul style="list-style-type: none"> <li>・柵、マンホールの突出はないか</li> <li>・漏水、下水のあふれはないか</li> </ul>				
<input type="checkbox"/> 電気 <ul style="list-style-type: none"> <li>・引込柱および架空線に破損はないか</li> <li>・園内照明灯に倒れているものはないか</li> </ul>				
<input type="checkbox"/> ガス <ul style="list-style-type: none"> <li>・(管理等周辺に)ガス臭等はないか</li> </ul>				
その他				

※ 裏面の公園の平面図に破損箇所等を明示

#### 4. 関係機関・地域住民との連携・協力を通じた災害時利用の全体調整

災害時には、避難だけでなく救援等の諸活動においてさまざまな使用主体（消防隊や自衛隊、住民等）によるさまざまな使用形態が想定される。また、各用途のスペースを必要とする時期は、利用主体や利用形態によって異なる。したがって、公園管理者は、公園及び公園施設に関するさまざまな情報を把握・管理し、災害時に公園が有効に活用されるよう、関係者との調整と全体的なコーディネートが行えるような体制を検討する必要がある。原則的には、公園利用については、公園管理者、特に管理事務所がある場合は常駐する管理者が総括して運用・管理を行うこととなる。必要に応じて関連する防災機関や民間組織等との調整を行い、あらかじめ運用・管理体制やその方法をあらかじめ決めておくことが必要である。

災害対策の拠点として位置づけられている公園においては、災害対策の拠点としての業務（災害対策本部より派遣される現地責任者及び調整要員と連携し、消防、警察、自衛隊等の広域的支援部隊の受け入れなど）を行う。例えば、ヘリポートに位置づけられている公園においては、施設の点検と使用可否の判断（大きな地割れ・陥没の発生、また、避難者多数のため使用不可である等）が求められることが想定される。

仮設住宅や震災ごみ仮置き場等の占用にあたっては、都市公園法に基づく協議手続き（エリア確定・占用許可・管理協定・復旧条件等）、設置にかかる公園の改修（支障となる施設の撤去等）が進められる。阪神・淡路大震災時の神戸市や東日本大震災時の仙台市では、一定規模のオープンスペースを有する公園をリストアップし、仮設住宅や震災ごみ仮置き場を建設する公園を決めていった（仙台市ヒアリング調査）。また、過去の地震災害時において公園管理者は、市内の関係部局と公園法の占用手続きの協議を行うとともに、現地立会いにより仮設住宅区域の決定を行っている（表Ⅳ-7）。仮設住宅の建設の際には、当面の維持管理はもちろんのこと、後の復旧に大きく影響することになるため、建設に先立って設置者と互いの役割分担のほか、区域、物件、関連設備等について書面・図面で明確にしておく必要がある。また、住宅設置期間の公園の維持管理においては、設置者との明確な役割分担を定め、連携して対応していくことが重要である。

表Ⅳ-7 仙台市公園課における東日本大震災時の関係部局との利用調整の一例

月日	関係機関	公園管理者の対応
3/11 地震発生		
3/13	リサイクル推進課	震災廃棄物等対策実施要領に基づき、震災ごみ仮置き場リストを作成。
	営繕課	応急仮設住宅建設候補地のリストを作成し、送付。
	青葉区災害対策本部	評定河原公園を臨時ヘリポートとして利用したいとの要望があり、了承。
	青葉区街並み形成課	錦町公園を他都市からの応援職員の臨時駐車場として利用したいとの要望があり、了承。
	道路管理課	七北田公園（仙台スタジアム）の通路を資材置場として利用したいとの要望があり、了承。
	自衛隊（道路部及び下水道部経由）	扇町四丁目公園を自衛隊テント設営地としての提供してほしいとの要望があり、営繕課に仮設住宅との利用調整を図るよう連絡し、了承。
3/16	警防課（消防局）	七北田公園を消防救援隊の駐屯地として利用したいとの要請があり、了承。
3/17	営繕課	七郷中央公園を応急仮設住宅候補地としたいとの要請があり、了承。
3/19	廃棄物管理課	日の出町公園を災害ごみ仮置き場として利用したいとの要請があり、了承。

出典：仙台市提供資料をもとに作成



図IV-4 震災時に公園管理者が耐震性貯水槽の運用のサポートを実施した例(熊本市錦ヶ丘公園)

出典：熊本市東部土木センター提供

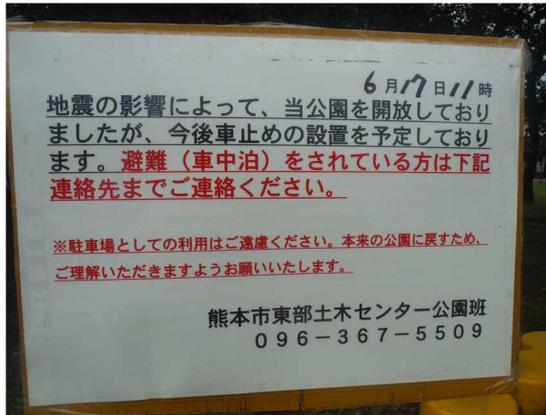
公園内に耐震性貯水槽、マンホールトイレなどの防災関連施設が設置されている場合、災害時の実質的な運用については、避難者等の地域住民が主体となるケースが予想されるが、公園管理者においても当該施設の運用状況等について適宜確認を行うとともに、必要に応じて施設の運用のサポートを行うことが望ましい(図IV-4)。

車中泊の受け入れについて、熊本地震の際には、公園管理者、指定管理者、災害時の協定を締結した民間の造園業者、地域住民(自治会長、公園愛護会長等)によって車止めの開放と車中泊の受け入れが行われた<sup>22)</sup>。熊本地震のケースについては、自らが身を守る方法の一つとして車中泊を評価する見方がある一方で、エコノミークラス症候群等による震災関連死の危険性が問題視された<sup>93),94)</sup>。なお、一般に、発災直後の段階における自動車による避難は、渋滞を引き起こし、消防・救急活動に支障を来すことや交通事故が発生する危険性もあること等から、「自動車による避難は原則として禁止(原則として徒歩避難)」とされている<sup>95),96)</sup>。ただし、地域特性(例えば、平時から車の通行量が少なく、自動車による避難を行っても問題が生じない地域など)において、例外として自動車避難を選択することもありうるとする考え方もある<sup>97)</sup>。また、災害発生時は、市町村があらかじめ指定した避難所に滞在することが原則であるが、車中避難者は災害対策基本法上の「やむを得ない理由により避難所に滞在することができない被災者」に該当するものとして、「市町村(都道府県)は車中避難者も含めた被災者に対して生活環境の確保の整備に必要な措置を講ずるよう努めなければならない」こととされている<sup>98)</sup>。

これらのことを踏まえ、公園管理者は、地域防災計画の内容や地域特性等を総合的に勘案した上で、車中泊の受け入れの是非や判断基準についてあらかじめ検討するとともに、その検討内容について地域住民等に事前に周知を図る必要がある。

## 5. 公園の通常利用の再開

公園の通常利用の再開については、被災後の非常事態が続いている時期であるのか平常利用が再開できる時期まできているのか状況の見極めが重要であり、市民要望の動向や刻々と変化するまちの復旧・復興状況を睨みながら市町村等の生活再建の方針を踏まえた判断が必要である。公園避難者への対応については生活再建部局と連携を図り、粘り強い面談交渉を前提に、避難生活の場を移動する場合の事前周知・準備期間をできる限り確保しつつ、段階的に進めていくことが肝要である。参考として、避難場所の閉鎖（公園の通常利用の再開）の事前周知を行った例を図IV-5に示す。



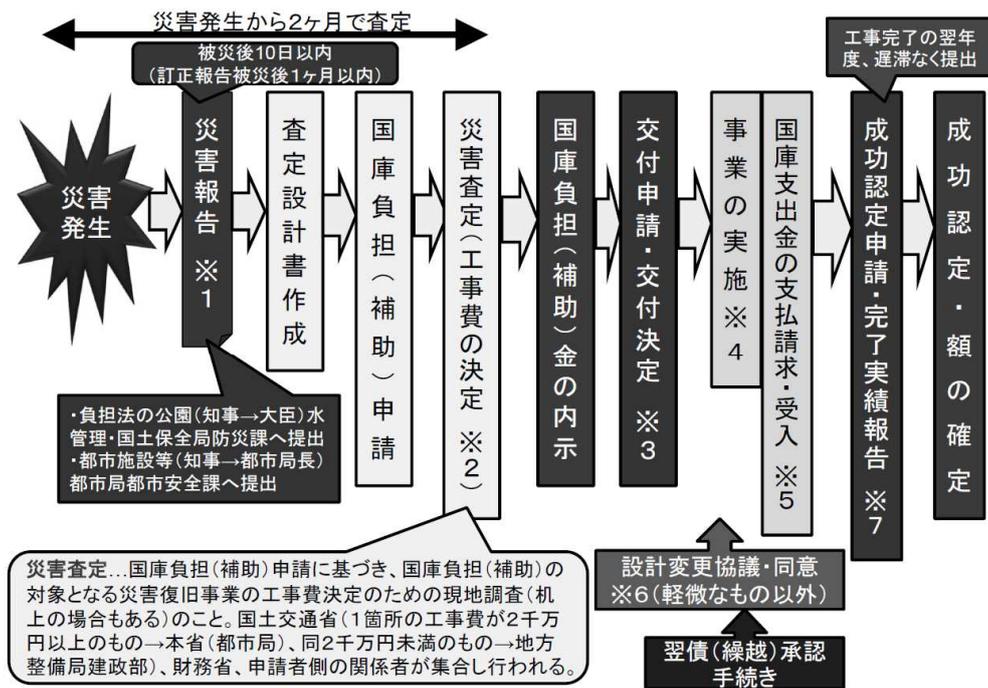
図IV-5 避難場所の閉鎖（公園の通常利用の再開）の事前周知を行った例（熊本市）  
（公園管理者によるもの（左）、地域住民によるもの（右））

出典：熊本市東部土木センター提供（左）、川口富子氏提供（右）

## 6. 復旧工事

被災した公園施設の復旧の多くは、公共土木施設災害復旧事業国庫負担法に基づく都市災害復旧事業として進められる。阪神・淡路大震災時の神戸市では、査定公園数 150 公園、事業費約 28 億円、東日本大震災時の仙台市では、査定公園数 61 公園、事業費約 10 億円となっている。当該事業を実施する際には、被災後 10 日以内（訂正報告は被災後 1 ヶ月以内）に災害報告、災害発生から 2 ヶ月以内に災害査定を行うなど、迅速な対応が求められる（図IV-6）。一方で、過去の災害における都市公園の災害査定では、「災害復旧事業の経験者がほとんどいないため、査定事務の進め方に苦慮した」、「原形復旧の妥当性の判断や原形復旧が困難又は不適當な場合の復旧方法に関して、疑義が生じることも多かった」との報告がされている。そのため、公園管理者においては、被災した公園施設の復旧を行う場合のスケジュールや概要をあらかじめ把握するとともに、事前の備えの一つとして、都市公園台帳等公園基礎資料の管理を行うことが重要である（詳細は、「IV. 2. 3 平常時における施設の維持管理と利用 2. 都市公園台帳等公園基礎資料の管理を行う」を参照）。

また、過去の地震災害の復旧工事では、単に元に戻すだけでなく、地域の状況を踏まえたりニューラルなど原状復旧以外の整備や維持管理について地域住民から要望が多く寄せられている。例えば、少子高齢化が進んだ地域では、元々は遊具が設置されていたところ、そのとおりに戻すよりも健康器具系施設を設置してほしいという要望があることも想定される。原形復旧以外の整備は災害復旧事業の対象外であるが、公園管理者においては、社会ニーズの変化や地域の復興、その後の公園利用の活性化や環境・景観への配慮といった観点から、公園の復旧方向について総合的に検討することが望ましい。



図IV-6 災害復旧事業の主な流れ

出典：国土交通省都市局公園緑地・景観課「平成29年度全国都市公園・緑化・緑地保全主管課長会議資料」<sup>99)</sup>

□公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法第2条

この法律において「災害」とは、暴風、こう水、高潮、地震その他の異常な天然現象に因り生ずる災害をいう。

- 2 この法律において「災害復旧事業」とは、災害に因って必要を生じた事業で、災害にかかった施設を原形に復旧する（原形に復旧することが不可能な場合において当該施設の従前の効用を復旧するための施設をすることを含む。）ことを目的とするものをいう。
- 3 災害に因って必要を生じた事業で、災害にかかった施設を原形に復旧することが著しく困難又は不適當な場合においてこれに代るべき必要な施設をすることを目的とするものは、この法律の適用については、災害復旧事業とみなす。
- 4 （略）

## IV. 2. 2 管理・運営の体制・ルールづくり

防災公園等が災害時に様々な機能を発揮するには、公園管理者内外における適切な役割分担・連携が不可欠である。そのため、公園管理者（行政の公園所管部局、指定管理者）、防災関係機関、地域住民からなる組織等を含めた、全体的な体制づくりや災害時の利用のルールづくりを検討する。

1. 行政の公園所管部局と指定管理者との役割分担・連携
2. 公園管理者と防災関係機関、地域住民、民間事業者との役割分担・連携

### 【解説】

「IV. 2. 1 災害時における公園管理者の対応の考え方」で記述したように、災害時において公園管理者は、都市公園の施設管理者の立場として、地域防災計画等に位置づけられた役割分担を踏まえながら責任をもった対応を行うことが求められる。ここでいう公園管理者とは、「IV. 1 管理運営の基本的考え方」で記述したように、行政の公園所管部局の職員のほか指定管理者が含まれる。したがって、指定管理者においても「公園管理者としての責任を全うする」意識を日頃から醸成するとともに、行政の公園所管部局と指定管理者双方の公園管理者としての役割分担について認識共有することが重要である。

また、「III. 2. 4 防災公園の管理運営方針の検討」で記述したように、防災公園等は、その種類や規模等によって状況は異なるが、学校等の建築物と比較して、管理者が常駐しているところは限られ、平常時に管理面での人的な対応は少ない。災害時においても、公園として必要な人員を速やかに派遣することは困難なことが予想され、公園施設等の管理・運用を公園管理者のみで行うことは困難である。したがって、災害時の公園の管理運営については、公園管理者と他の防災関係機関や地域住民等の様々な組織の連携と役割分担が必要である（表IV-8）。特に、支援体制が整っていない被災直後は、施設の使用等において、行政側の人的対応が困難となり、施設の実質的な管理・運用については、避難者等の地域住民が主体となるケースが想定される。また、必要に応じて公園の施工や管理に関わる民間の造園業者等と災害時の協定を締結することも検討する。

さらに、平常時の公園の管理運営体制も考慮しつつ、災害時に求められる機能を適時適切に発揮できるよう、「タイムライン（時間軸に沿った防災行動計画）」の視点から、実情に応じた出来るだけ具体的なマニュアル等を作成しておくことが望ましい（詳細は、「IV. 2. 4 タイムライン（時間軸に沿った防災行動計画）の策定」を参照）。

表IV-8 都市公園（広域防災拠点）における災害時の役割分担・連携イメージ（東京都）

活動内容	公園施設 管理者	地元自治会等	ボランティア	市区町村	協定事業者	現地機動班	災害対策本部	自衛隊 消防・警察
①公園利用者の被害の把握と対応	◎	△ 公園利用者	△1 救護支援					
②公園施設の点検と安全確保	◎		△2 施設点検					
③連絡フローに基づく情報連絡	◎							
④避難者の状況把握と園内避難誘導	◎→○	△ 避難者		○→◎				
⑤避難者等に対する情報提供	○		△3 通訳	◎				
⑥公園施設破損箇所の応急復旧	◎				△ 公園維持			
⑦活動部隊との調整、活動拠点の確保	○ 機動班補助					◎ 拠点確保	◎ 統括調整	◎
⑧避難者の園外誘導、帰宅者支援	◎ 帰宅者支援	△ 道案内		◎ 園外誘導	◎ 帰宅者支援			

凡例 ◎:主導者 ○:補助者 △:主導者、補助者ともに不在の場合における活動者

△1赤十字災害救護ボランティア、△2建設防災ボランティア、△3東京都防災（語学）ボランティア

出典：東京都提供

## 1. 行政の公園所管部局と指定管理者との役割分担・連携

平成15年の地方自治法の改正により創設された指定管理者制度は、従来、地方公共団体が担っていた都市公園や運動施設などの公の施設の管理について、民間事業者も含め管理を代行させることができるとしたものである。指定管理者制度の導入時における災害対応の検討は、防災公園の管理運営の中でも重要な検討項目の一つである。

公園管理に当該制度を導入するにあたっては、それぞれの公園の管理の目標に向けていかに効率良く利用者への良好なサービスが提供できるかなどの観点から、指定管理者の選定・評価にあたらなければならない。対象となる公園が防災拠点や避難地、あるいは遊水地として指定されている場合、指定管理業務の一つとしてこれら機能への対応について検討するとともに、指定管理者が担う役割分担について明確にしておくことが望ましい。官民連携（指定管理者制度）導入のステップに応じた検討事項を図IV-7、震災時及び水害時の指定管理者の役割を具体的に記した例を表IV-9に示す。また、災害時における指定管理者との役割分担等を定める際には、必要に応じて関係部局と事前に協議を行うことが望ましい。

### ①災害対策の拠点となる公園

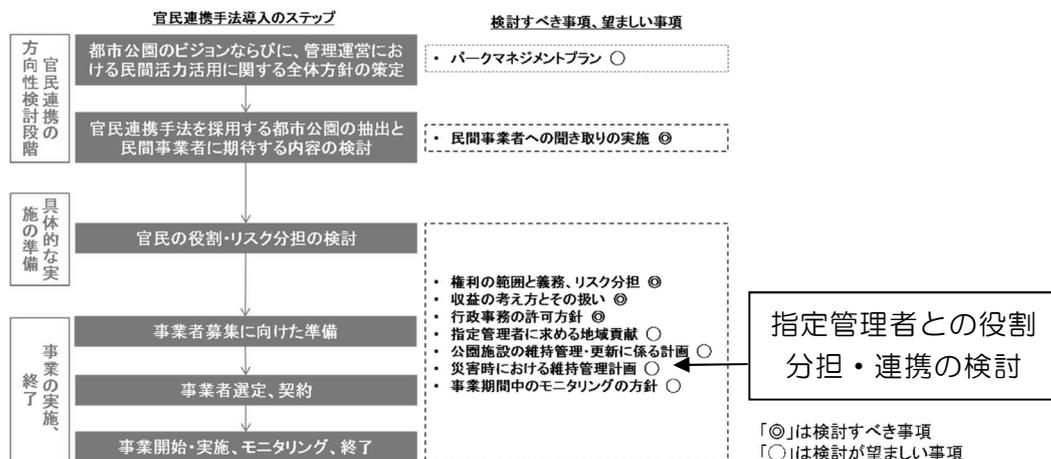
指定管理者制度を導入する都市公園が地域防災拠点や広域防災拠点に位置づけられている場合、災害時に防災拠点として円滑に機能できるよう災害時における指定管理者の役割を、募集要項等に明確に示しておくことが望ましい。

### ②避難地としての都市公園

指定管理者制度を導入する公園が一次避難地や広域避難地として指定されている場合は、防災拠点に位置づけられている場合と同様、募集要項等において、地方公共団体の防災計画に基づき、指定管理者が行うべき災害時の対応を具体的に記載すること等が考えられる。また、防災訓練への協力のほか、指定管理者としての災害時の行動計画の策定を求めることも考えられる。

### ③遊水地機能を有する公園

指定管理者制度を導入する都市公園が遊水地機能を有する場合、降雨や水位等の水害に係る情報収集、遊水地への越流が見込まれる場合の公園利用者の安全確保（避難誘導等）、洪水後の利用再開に向けた清掃及び維持補修等の役割分担を示すほか、越水回数が当初想定より上回った（又は下回った）場合の指定管理料の扱い（個別協議により別途対応する旨等）についても示しておくことが望ましい。



図IV-7 官民連携(指定管理者制度)導入のステップに応じた検討事項

出典：国土交通省都市局公園緑地・景観課「官民連携による都市公園魅力向上ガイドライン（H26.4）」<sup>100</sup>

表IV-9 震災及び水害の際の指定管理者の役割を示した例(神奈川県立境川遊水地公園)

事務又は業務	指定管理者	設置管理許可施設等※	県藤沢土木事務所	関連市
被災状況等の把握	◎公園内	◎施設内	◎管内	◎市内
園内への情報提供	◎	◎施設内	○	○
公園利用者の避難誘導	◎	◎施設内		◎公園外
周辺住民の避難誘導				◎市内
園内負傷者への救急措置	○応急措置	◎施設内 応急措置		◎
公園施設の提供	—	—	—	
避難場所の運営	—	—	—	◎
必要物資の提供	○	○	○	◎
救助・救援活動への支援	○	○	○	○
公園施設の復旧	◎応急措置	◎施設内	◎本格復旧	
平常時 維持管理	◎	◎施設内	○	
意識向上、行動訓練	◎	◎施設内	○	○

◎：主体的な活動、○：協力、支援、連携する活動  
※ 設置管理許可施設がある場合の施設管理者

地域防災計画を基に想定した公園内での役割分担だが、被災時には状況に応じて県民、利用者の安全や生活の確保を第一に、それぞれが臨機応変に対応するものとする。

大雨等に関する注意報等発表時の配備体制について

本公園は、境川遊水地の上部利用公園であることから公園利用者の確実な安全確保などを図るため、つぎの内容に沿った配備体制を実施する。

1 配備基準

- ① 「大雨」または「洪水」に関する注意報又は警報が気象庁から発表された場合で、その対象地域に「湘南」「横浜・川崎」「相模原」のいずれかの地域が含まれた場合とする。
- ② 藤沢土木事務所から配備につくよう連絡を受けた場合とする。
- ③ 原則として配備要員は2名体制とするが、警報等が発表された場合には増員する。
- ④ 配備場所は境川遊水地情報センター1階執務室内とする。

2 配備体制

- ① 業務時間内にあつては、直ちに配備につくものとする。
- ② 業務時間外の発表(18:00まで)にあつては、神奈川県藤沢土木事務所(以下、土木事務所と記す)と協議して配備体制を決めることとする。  
(\*土木事務所と指定管理者との大雨等に関する配備体制の申し合わせ事項参照)

3 配備時の主な業務

- ① 気象及び河川に関する情報の確認(発表内容、境川の水位など)
- ② 利用施設の現場状況の把握・確認
- ③ 境川遊水地の排水ゲート(本堤・中央越流堤)開閉状況の確認
- ④ 公園利用者への大雨注意報等の伝達・連絡の徹底
- ⑤ 大雨洪水注意報等発表後の境川遊水地公園利用制限について土木事務所と協議し、施設利用制限及び利用者の安全確保や誘導などを行う。
- ⑥ 大雨洪水警報等の対応については、直ちに利用施設の利用制限(中止)を行い、利用者の安全確保や誘導を行う。次に公園施設など点検・パトロールを実施し、外周柵等の出入り口扉扉などの施設を行う。
- ⑦ 配備体制、状況報告、被害報告ほか利用制限・誘導処置等の報告を行う。

出典：神奈川県「神奈川県立都市公園指定管理者募集要項(境川遊水地公園)」<sup>101)</sup>

また、指定管理業務として防災拠点や避難地としての機能への対応を求める際は、業務募集の際からそのことを明確にすることが望ましく、募集時に作成が必要な書類において災害時の対応の記載が望ましい箇所について、表IV-10のとおり示す。

表IV-10 指定管理業務募集の書類作成に際して災害時の対応を記載することが望ましい箇所の例

書類	概要	検討・作成方針
募集要項	施設の概要	単に施設の概要のみを記載するのではなく、パークマネジメントプラン、各公園のビジョン、防災上の役割等についても記載することが望ましい。
	選定方法・基準等	当該都市公園において必要な管理運営基準を満たしつつ、民間事業者の創意工夫が発揮できるよう工夫することが望ましい。防災公園等においては、災害時における指定管理者の役割を十分理解の上、より具体的な連絡体制、初動時・緊急時の対応等の明記を提案書に求めることが望ましい。
	指定管理者が行う業務内容及び基準	指定管理者が行う業務内容及び基準について明確に記載することが望ましい。必要に応じて災害対応業務及び災害対応業務に係る費用負担の考え方(個別協議により別途対応する旨等)についても記載することが望ましい。
	地方公共団体と指定管理者の業務区分及びリスク分担	指定管理業務の実施における地方公共団体として指定管理者間のリスク分担について可能な限り明確に記載することが望ましい。災害時の対応の役割分担についても記載することが望ましい。
仕様書	指定管理業務の対象となる公園施設	募集要項記載の指定管理業務の詳細について記載。災害対応業務についても詳細に記載。
維持管理基準書	維持管理の基準について詳細を記載	募集要項記載の指定管理業務の詳細について記載。防災管理施設については、災害時に使えるかという観点から基準を定めておくことが望ましい。

出典：国土交通省都市局公園緑地・景観課「官民連携による都市公園魅力向上ガイドライン(H26.4)」<sup>100)</sup>を参考に作成

## 2. 公園管理者と防災関係機関、地域住民、民間事業者との役割分担・連携

### 1) 防災関係機関との役割分担・連携

災害時の公園は、避難利用や一時的な避難生活利用等のほか、消防関係や自衛隊、その他の関係機関等、さまざまな人々や組織、団体等に利用される。また、災害発生時から復旧・復興段階まで様々な利用がなされ、同じ施設であっても、時間経過に伴い、その利用目的や利用形態が変化する。したがって、公園管理者は、公園及び公園施設に関するさまざまな情報を把握・管理し、災害時に公園が有効に活用されるよう、関係者との調整と全体的なコーディネートが行えるような体制を検討するとともに、必要に応じて、救援に係る防災関係機関と事前に災害時利用の調整を行い、利用協定等を締結することを検討する。

特に、「広域防災拠点の機能を有する都市公園」、「地域防災拠点の機能を有する都市公園」は、救援活動の拠点となり、消防関係や自衛隊等の様々な活動主体が利用することから、公園利用の全体調整が不可欠となる。広域的、あるいは当該都市としての救援システムに組み込まれることから、あらかじめ関係機関との調整を図り、具体的な公園利用方法や管理体制を定めておく必要がある。

なお、災害時の公園利用に係る防災関係機関については、「Ⅲ. 1. 2 調査」で示したように、特に関係する機関として以下があげられる。

- ア. 防災担当部局等 …… 地域防災計画やその他防災に係わる全体的な内容、及び導入機能や施設の設置、管理、災害時の運用等に係わる協議・調整を行う。
- イ. 水道事業者、水道事業所管部局等 …… 公園の一般的な給水計画・設計に係わる協議の他、必要に応じて、直結型耐震性貯水槽やその他の応急給水施設等の設置、管理、災害時の運用、或いは応急給水等に係わる協議・調整を行う。
- ウ. 警察署、消防署等の警察・消防関係機関 …… 必要に応じて、活動スペース等に関する協議、調整を行う。また、特に消防関係機関とは、防火水槽、その他消防水利の設置、管理、災害時の運用等に係わる協議・調整を行う。
- エ. 保健所、病院等の医療関係機関 …… 必要に応じて、活動スペース等、及び備蓄品や機材等に関わる協議・調整を行う。
- オ. 下水道関係部局等 …… 公園の一般的な排水計画・設計に係わる協議の他、必要に応じて、災害時の排水、特に汚水・排水等に係わる協議・調整を行う。
- カ. 清掃関係部局等 …… 必要に応じて、災害時の汚水・汚物の処理、ごみ等の処理に係わる協議・調整を行う。
- キ. 電力、通信関係事業者 …… 公園の一般的な電気・通信設備計画・設計に係わる協議の他、必要に応じて、受電や電話回線等に係わる協議・調整を行う。
- ク. 自衛隊 …… 必要に応じて、活動スペースや駐屯スペース等に係わる協議・調整を行う。

### 2) 地域住民との役割分担・連携

被災直後の公園施設の実質的な管理・運用については、行政側の支援体制が整っていないため、避難者等の地域住民が主体となるケースが想定される。実際、熊本地震など過去の地震災害では、地域住民が主体となって防災公園等の管理運営が行われた例がみられている。そのため、普段からの備蓄倉庫等の防災関連施設の鍵の管理や災害時の施設使用の判断等地域住民との役割分担について、それぞれの防災公園等の機能や役割、施設の種類等に応じて、あらかじめ検討しておく必要がある。

なお、平常時における地域住民の防災訓練や防災関連施設の使用体験、防災学習の場としての活用等の詳細については、「Ⅳ. 2. 3 平常時における施設の維持管理と利用」を参照され

たい。

### 3) 民間事業者との役割分担・連携

災害時の公園内の園路や施設、地盤等が破損した場合の応急的な補修・復旧、及び施設の管理、あるいは公園の利用状況の把握などの情報収集においては、周辺住民や住民組織の他、公園の施工や管理に関わる民間の造園業者等の協力も必要となる場合が想定されるため、必要に応じてそれら関係者と災害時の協定を締結することも検討する。

その他、公園の特性によっては、売店や飲食店などの設置管理を行う民間事業者などとの連携（例えば、災害時における避難生活の支援のスペース、帰宅困難者の一時滞在施設及び屋内スペースとしての活用等）も検討する。また、これら施設の設置等予定者を「公募設置管理制度（Park-PFI 制度）<sup>a</sup>」により選定する際には、地域の実情や各都市公園の特性、事業の特性等に応じて、災害発生時の対応など安全・安心に配慮した管理計画を評価の項目の一つとして定めることが望ましい<sup>102)</sup>。

---

<sup>a</sup> 公募設置管理制度（Park-PFI 制度）とは飲食店、売店等の公園利用者の利便の向上に資する公園施設の設置と、当該施設から生ずる収益を活用してその周辺の園路、広場等の整備、改修等を一体的に行う民間事業者を、公募により選定することができる制度。平成 29 年の都市公園法改正により創設された。

## IV. 2. 3 平常時における施設の維持管理と利用

防災公園等が有する様々な機能を災害時に効果的に発揮させるには、平常時における施設の維持管理と利用が重要である。

1. 防災機能に配慮したメンテナンス
2. 都市公園台帳等の公園基礎資料の整備・管理
3. 災害時の公園利用を想定した防災訓練等の実施
4. 地域住民への公園の防災機能の周知と防災関連施設の利用体験機会の提供

### 【解説】

#### 1. 防災機能に配慮したメンテナンス

災害時に防災関連施設の機能を十分に発揮させるには、平常時のメンテナンスにおいて、他の公園施設とも共通する安全性の観点からだけでなく、防災関連施設として十分機能するかという観点からも定期的な点検・修繕などを行うことが重要である。過去の災害では、貯水槽からポンプで給水する際に、ホースが老朽化していたために漏水した例も報告されている。以下に防災機能に配慮したメンテナンスが必要となる主な施設を挙げる。

貯水槽は、タイプによって異なるが、定期的なメンテナンスのほか必要に応じて水の入れ替えを行う。防災訓練時に水の入れ替えを兼ねて使用することも考えられる。散水施設やポンプ、配管等の設備については、長期間作動あるいは使用しないと機能の低下等の支障が生ずる場合があるため、メンテナンスを行うと共に、定期的に一定時間（期間）使用することが必要である。自家発電設備等についても同様のことがいえる。太陽光発電等の自然エネルギーを活用した照明灯などは、災害時にエネルギー供給が断絶しても自立的に機能を発揮できるものであるが、定期的にバッテリー等の更新が必要となることに留意する。備蓄倉庫の備品等については各々の保管期限等を考慮し、適宜入れ替えを行う。入れ替え対象のものは、防災訓練時に活用する等有効に利用できるようにする。資機材についても必要に応じてメンテナンスを行う。マンホールトイレは、蓋開閉機能、汚水ピット・直結管等の内部、備品等定期的に確認する（図IV-8）。この他、池等の水施設や広場・園路、防火植栽帯、あるいは上述の設備で平常時との兼用利用を行っているものなどについては、基本的には平常時の公園管理に則った維持管理を適切に実施する。また、施設の特性或各地方公共団体の体制等に応じて、関係部局と連携したメンテナンスを行うことも有効と考えられる。例えば、耐震性貯水槽の水質管理は水道部局、備蓄倉庫の備品等の管理は危機管理部局、マンホールトイレのメンテナンスは下水道部局といった役割分担により管理運営、運用を行っている事例も多く確認されている。公園管理者としてはどの防災関連施設を誰がメンテナンスするのか、その責任分担を逐一確認・把握しておく必要がある。



図IV-8 公園内の災害用マンホールトイレの点検及び稼働訓練

出典：（公財）東京都公園協会提供

## 2. 都市公園台帳等の公園基礎資料の整備・管理

被災状況の調査、災害時利用の調整、復旧工事等にあたっては、「どこに」「なにが」「どのくらい」「どのように」あるかが分かる必要があり、その際に都市公園台帳、公園位置図、配置図、施工図、官民境界、管理許可物件の範囲等の公園基礎資料を活用するため、事前にこれらを整備しておく必要がある。電子データとして保管する場合には、特殊なシステムを要しない方法で保管することが望ましい。また、保管場所のリスク分散という意味では、同一被災を受けない場所に保管する必要があるが、発災直後の使用を考慮すると、できる限り災害対応拠点の近くで耐震性を有する場所に保管することが望ましい。なお、いずれの方法も定期的にデータを更新しておく必要がある。災害の際に役立つ都市公園台帳への記入情報項目の例を以下に示す（表Ⅳ-11）。

表Ⅳ-11 災害の際に役立つ都市公園台帳への記入情報項目の例

広場	面積（ヘリポート、自衛隊等の災害対策拠点、仮設住宅用地やガレキ置き場の候補地等）、車両の進入ルート・方法など、ヘリポートとしての利用可能性（例えば、フェンスの有無・高さ、高圧線の有無等の周囲の施設状況）
地下埋設物	水道・電気・電話・ガス・污水管・地下構造物の規模・所在など 水道は、管の位置・口径・接続方法等、電気は、系統網図・電圧・接続方法等
敷地条件	急傾斜地・砂防指定地、過去の災害履歴、土地の造成履歴（液状化の危険はないか、軟弱地盤でないかの判断材料）
公園周囲の 土地利用状況等	高圧線やガスタンク等災害時に危険を及ぼす恐れのある施設の有無 学校や公共施設などの配置との関係 隣地との境界確定資料や測量図

出典：社団法人日本造園学会「公園・緑地の防災面からの検討と課題」<sup>90</sup>より作成

この他、復旧工事における災害査定の際には、被災前の公園施設の状態を証明する資料が求められるため、通常業務で行う巡回パトロールや安全点検の際に、平常時の公園の状態を写真撮影や管理日誌等により記録し、公園基礎資料として整備・管理しておくことが望ましい。

## 3. 災害時の公園利用を想定した防災訓練等の実施

防災公園等が災害時に様々な機能を発揮するには、行政の防災関係機関や地域住民などとの役割分担・連携が不可欠であることは、既出のとおりである。この災害時に求められる機能を適時適切に発揮するには、「タイムライン（時間軸に沿った防災行動計画）」の視点から、実情に応じた出来るだけ具体的なマニュアル等を作成しておくことが望ましく（詳細は、「Ⅳ. 2. 4 タイムライン（時間軸に沿った防災行動計画）の策定」を参照）、さらに、防災訓練等において災害時の行動手順を模擬的に実施する（図Ⅳ-9）とともに、訓練の結果分析をもとに問題点を把握し、マニュアル等を改善し、計画内容を向上させていくことが重要である。

他の防災関係機関が公園で防災訓練を実施する場合は、防災関係機関と公園管理者の連携を深める機会として活用することが望ましい。また、地域住民が実施する訓練は、基本的には地域住民が主体となって行うものであるが、公園管理者においても、災害時の役割分担・連携の考え方を踏まえ、防災関連施設や機器の操作説明を行うなどのサポートを適宜行うことが望ましい。



図IV-9 関係機関と連携した防災訓練における公園施設の活用例  
(ヘリコプター離発着訓練(左)、緊急搬送訓練(右))

出典：東京都公園協会提供

#### 4. 地域住民への公園の防災機能の周知と防災関連施設の利用体験機会の提供

災害時に公園や公園施設を効果的に活用するには、平常時から防災関連施設の周知や利用体験を行うことが重要である。被災直後については、行政側の支援体制が整っていない中で、公園の避難利用や一時的な避難生活利用等を地域住民が主体となることが想定される。また、災害時における「地域の防災力」を高めるために、地域住民一人ひとりの自助・共助に対する意識を高めることや、日頃から地域住民や住民組織等が協働する機会を創出し、協力体制を築いていくことも重要である。このため、公園管理者においては、既に公園に整備されている災害用マンホールトイレのイベント時の活用（図IV-10）や、かまどベンチを用いた炊き出し訓練（図IV-11）等、防災関連施設を活用したイベントを日頃から関係部局と連携して実施し、災害時における防災公園等の役割の周知・普及を行う（図IV-12）とともに、自助・共助の重要性を啓発する場を提供することが望ましい。

また、熊本地震の際には、防災関連施設の機能及びその使用方法をサインなどで周知していたことで（図IV-13 左）、地域住民が防災関連施設の存在を認知し、自らで稼働させることができた例が確認されている。このことから、公園管理者においては、サインによる掲示やホームページ等を用いて、防災関連施設の存在や災害時における地域住民が主体となった公園の利用方法について、積極的な周知を行うことが望ましい（図IV-13 右上、図IV-13 右下、表IV-12、図IV-14）。この他、地域住民に対する災害時の公園の使いこなしについては、普及啓発のツールとして、「参考資料3 身近な公園防災使いこなしブック」も活用されたい。



図IV-10 マラソン大会での災害用マンホールトイレの活用



図IV-11 かまどベンチを用いた炊き出し訓練

出典：北九州市提供（左）、東京都公園協会（右）

○東町公園(燕市)は、平成27年4月に供用開始した「**防災を学べる公園**」をコンセプトとした公園であり、「お風呂になるパーゴラ」や「トイレスツール」など、**6種類の防災施設**が設置されている。  
○地域住民等のレクリエーションの場として利用される他、**地元の避難訓練と防災施設の見学を組み合わせた実施**などの工夫により、利用者の防災意識の向上に寄与している。



【お風呂になるパーゴラ】



【防災かまどベンチ】



【備蓄倉庫付き展望台】



【子ども達の水消火器体験】

【効果】地域住民の防災意識の向上

- ・6種類の防災施設(お風呂になるパーゴラ、トイレスツール、縁台収納付き防災四阿、備蓄倉庫付き展望台、防災かまどベンチ、防災収納ベンチ)があり、**遊びながら防災について学べる公園**となっている。
- ・地元の避難訓練で活用される他、保健推進委員が防災施設の組立体験会を行ったり、テレビ番組で放映されるなど、市内外の防災意識向上に寄与している。
- ・利用者からは「**防災施設の見学によって、災害時におけるトイレやかまど、風呂等の確保の重要性を実感した**」といった感想が寄せられている。

12

図IV-12 防災学習ができる公園の例

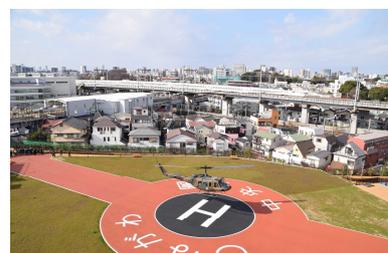
出典：国土交通省 HP<sup>103)</sup>

**防災公園の概要**

この公園は災害が発生した場合、一時避難地となります。また、災害応急対策施設としての防災倉庫耐震性貯水槽が設置されています。

- 1. 防災倉庫**  
この倉庫には非常食料(アルファ米等)、生活用品(毛布等)、応急活動に必要な防災資機材として、非常用発電機・手押しポンプ(給水用)等を備蓄しております。  
●建築概要/鉄筋コンクリート造(耐震性構造) 66㎡  
●放送施設/1式
- 2. 耐震性貯水槽**  
この貯水槽は、災害時に避難してきた人々に飲料水を提供する設備で、通常は絶えず水が流れ、上水道の一部として機能しています。災害が発生し水道管が断裂した場合、自動的に弁が閉鎖し、汚濁水の流入を防止する構造となっています。また、火災が発生した場合、初期消化用としての防火水槽も兼ねています。  
●容量/飲料水 100t

お問い合わせ先 熊本市 危機管理防災室 TEL328-2490



図IV-13 防災公園の機能をサイン等で周知した例

出典：熊本市提供 (左)、葛西臨海公園サービスセンター提供 (右上)、品川区提供 (右下)

表IV-12 ホームページ上で防災関連施設の設置状況を公表した例(葛飾区)

防災活動拠点一覧

No.	名称	所在地	面積(m <sup>2</sup> )	整備施設	年度・種別	地区センター	水利
1	堀切二丁目公園	堀切2-44-10	1,028	倉・貯・井・釜・ト・洗・雨	H10 新設	堀切	防火40トン、雨水20トン
2	青戸平和公園	青戸4-23-1	19,531	倉・貯・(既存の深井戸)・釜・ト・洗・雨	H10 既設改修	青戸	防火40トン、雨水40トン
3	わかば公園	東金町5-23-6	2,606	倉・貯・釜・ト・洗	H10 新設	東金町	防火40トン、雨水20トン
4	四つ木四丁目公園	四つ木4-24-11	2,594	倉・貯・井・釜・ト・洗・雨	H11 新設	四つ木	防火40トン、雨水20トン
5	細田公園	細田4-23-17	1,525	倉(集会施設内)・貯・釜・ト・洗・雨	H11 新設	高砂	防火40トン、雨水20トン
6	水元中央公園	水元1-23-1	42,671	倉・貯	H11 既設改修	西水元	防火40トン
7	高砂北公園	高砂4-3-1	16,295	倉・貯・釜・ト・洗	H12 既設改修	高砂	防火40トン×2
8	水元飯塚公園	西水元1-12-3	1,705	倉・貯・釜・ト・洗・雨	H12 新設	西水元	防火100トン、雨水20トン
9	高砂七丁目公園	高砂7-8-13	2,320	倉・貯・釜・ト・洗・雨	H13 新設	柴又	防火40トン、雨水20トン
10	金町末広公園	金町5-10-9	1,075	倉・貯・釜・ト・洗・雨	H13 新設	金町	防火40トン、雨水20トン
11	小谷野しょうぶ児童遊園	堀切4-60-12	747	倉・ト・洗・雨(倉庫・貯水槽は既存)	H13 新設	堀切	雨水40トン
12	金町ときわ公園	金町1-23-7	989	倉・貯・釜・ト・洗・雨	H14 新設	金町	防火40トン、雨水20トン
13	青葉公園	堀切7-16-6	1,546	倉・貯・釜・ト・洗・雨	H15 既設改修	南綾瀬	防火40トン、雨水20トン
14	南綾瀬中央公園	堀切7-8-7	1,362	倉(センター内)・釜・ト・洗・雨(貯水槽は既存)	H16 既設改修	南綾瀬	防火40トン、雨水20トン
15	奥戸二丁目公園	奥戸2-31-10	1,823	倉・貯・釜・ト・洗・雨	H16 新設	奥戸	防火40トン、雨水20トン
16	西新小岩公園	西新小岩3-26-6	3,376	倉・釜・ト・洗・雨(貯水槽は既存施設)	H16 既設改修	新小岩北	防火40トン、雨水20トン
17	上千葉公園	東堀切3-25-1	9,075	倉・貯・釜・ト・洗・雨	H17 既設改修	お花茶屋	防火40トン、雨水20トン
18	いづか公園	南水元1-20-21	3,487	倉・ト・水(※倉庫・洗理場は集会施設内)	H17 新設	西水元	貯水槽10トン
19	洗江公園	東立石3-3-1	16,422	倉・貯・釜・ト・洗・雨	H18 既設改修	東立石	防火40トン、雨水20トン×2
20	東四つ木公園	東四つ木4-41-11	1,634	倉・貯・釜・ト・洗・雨	H18 既設改修	東四つ木	防火40トン、雨水20
21	にいじゅくプレイパーク	新宿5-21-10	3,096	倉・釜・ト・洗・雨	H18 既設改修	新宿	雨水20トン
22	本田公園*	立石3-4-13	794	倉・釜・ト・洗・雨	H18 既設改修	立石	雨水20トン
23	本田第二公園*	立石2-23-14	991	倉・貯・釜・ト・洗・雨	H19 新設	立石	防火40トン、雨水20トン
24	東立石緑地公園	東立石4-6-10	24,832	倉・釜・ト・洗・雨	H19 新設	東立石	雨水40トン
25	まんだら公園	鎌倉1-30-11	2,263	倉・釜・ト・洗・雨	H20 新設	高砂	雨水20トン
26	白鳥南公園	白鳥2-20-9	1,570	倉・貯・釜・ト・洗・雨	H21 既設改修	お花茶屋	防火40トン、雨水20トン
27	亀有中川堤公園	亀有2-71-7	1,811	倉・貯・釜・ト・洗・雨	H22 新設	亀有	防火40トン、雨水40トン
28	四つ木つばき公園	四つ木1-22-3	934	倉・貯・釜・ト・洗・雨	H24 新設	四つ木	防火40トン、雨水20トン
29	中道公園	西亀有1-3-1	7,477	倉・貯・釜・ト・洗・雨	H24 既設改修	南綾瀬	防火40トン、雨水20トン
29	亀有公園	亀有5-36-1	2,547	倉・貯・釜・ト・洗・雨	H25 既設改修	亀有	防火40トン、雨水20トン

(平成27年3月1日現在)

倉:防災倉庫。倉庫内には、救助資器材等を格納している。  
 貯:防火用貯水槽(40t)。消防署の管理による消火用水。  
 雨:雨水貯留槽(20t)。公園内の雨水を集め、訓練での使用や災害時の生活用水などに活用する。  
 井:井戸設備。生活用水の確保や防火用貯水槽・雨水貯留槽の水の補充に使用する。  
 釜:かまど兼用ベンチ。コンクリート製で木製の天板を外すとベンチ1つに付き2台のかまどが使用できる。スツール(1人用イス)を設置している場所もある。  
 ト:マンホール直結トイレ。道路にある下水道の本管に直接排泄物を流す仕組みのあるトイレ(雨水貯留槽などの水を利用)。  
 洗:洗い場。蛇口が4か所ある大型の洗い場。

出典:葛飾区 HP<sup>104)</sup>

**防災倉庫**  
 防災倉庫の中には、救助資器材などが格納されています。また、災害時には格納されている資器材を出すことにより、拠点本部や応急救護所として使用することも出来ます。

**仮設トイレ用マンホール**  
 災害時にはふたを開け、その上に仮設トイレを設置することにより、非常用のトイレとなります。

**かまどベンチ**  
 平常時には座掛として使用しますが、災害時には、座板を外し組み付けの金網を用いて、かまどとして使用することが出来ます。

**パーゴラ**  
 災害時にブルーシートを張ることにより、応急救護所や仮設本部等になります。春先次第で、防災倉庫と同様、様々な使い方が出来ます。(シートを放水訓練的としても使用します。)

**雨水貯留槽 手押しポンプ**  
 雨水を有効利用するために、雨水貯留槽(20t)が設置されています。これは、防災倉庫の屋根に降った雨水を、土中に設置した貯留槽に溜めて、手押しポンプにより組み上げ、生活用水等で使用します。

**案内板兼掲示板**  
 向かって左側は、公園内の施設に係わる説明が記載されています。右側は掲示板としてのスペースが確保されています。

**洗い場**  
 水道栓については、平常時には付いていません。災害時に、防災倉庫から出して取り付けます。

**分電盤**  
 商用電源が断線した際、倉庫内にある発電機を起動させ、園内にある分電盤に接続することで、照明を確保します。

図IV-14 ホームページ上で防災関連施設の概要を公表した例(葛飾区)

出典:葛飾区 HP<sup>105)</sup>

## IV. 2. 4 タイムライン（時間軸に沿った防災行動計画）の策定

災害時の防災公園等の利用とそれに伴って必要となる管理運営は、災害の規模等で異なるものの、災害時に求められる機能を可能な限り適時適切に発揮できるよう、公園を「いつ」、「誰が」、「どのように使うか」を想定するとともに、それを実現するための公園管理者や防災関係機関における必要な対応（事前の準備を含む）を時間軸に沿って整理した防災行動計画である「タイムライン」を策定しておくことが望ましい。

### 【解説】

#### 1. タイムラインとは

本ガイドラインにおけるタイムラインとは、「災害時に公園を『いつ』、『誰が』、『どのように使うか』を想定するとともに、それを実現するための公園管理者や関係機関における必要な対応（事前の準備を含む）を時間軸に沿って整理した計画」であり、また、「公園管理者はその使用にあわせてどのような準備が必要かを示したもの」をいう。

タイムラインは、米国においてハリケーンによる高潮災害に備えた災害発生前の防災行動を計画として策定したものが先駆けであり、そのような経緯から、主に風水害対策として、その策定が全国的に進められているところであるが、地震に対する事前の備え及び地震発生後の防災行動をタイムラインとして策定することも、災害時に防災公園等が有する各種の機能の発揮や二次災害の防止等の点から有効な手段と考えられている。

なお、実際の災害発生対応時には、タイムラインの内容どおりに事態が進行するとは限らず、想定している状況とは異なる新たな事態が発生する可能性がある。このような事態を減らすためにも、できるだけ最悪の状況を含む災害も想定してタイムラインを検討することが望ましい。

#### 2. タイムライン策定の意義

タイムラインを策定することの意義として、以下の3点があげられる。なお、以下に示すように、タイムラインの策定は非常に意義のあるものであるが、その一方、「災害被害を防止・軽減する」ための「手段」であって「目的」ではないこと、策定のプロセスで災害時に対応すべき行動内容の棚卸しや、防災行動を「見える化」するための一手法であることに注意する。実際の災害時の対応では、想定と異なる事態が発生することもあり得ることから、タイムラインを参考としつつ、臨機応変で柔軟な対応を行うということにも留意しておく必要がある。

##### 1) 災害時に公園が果たすべき機能の発揮

地震災害時において公園は、地域の状況や公園の規模等に応じて、「緊急避難の場」、「一時的避難生活の場」、「救援活動の場」、「徒歩帰宅者への支援」、「復旧・復興活動の拠点」など様々な機能の発揮が求められる。公園管理者や関係機関、地域住民が、災害時にタイムラインを基にした適切な対応を行うことで、災害時に公園が果たすべき機能が十分に発揮されるとともに、二次災害の防止など更なる被害の拡大を防ぐ取り組みをより着実に行うことができる。

水害時において公園（とくに遊水地としての機能を有する公園）は、公園利用者の適切な安全確保のもと、河川の増水時における治水施設の機能が発揮される。

##### 2) 公園管理者が果たすべき役割の効果的な発揮

地震災害時において、公園管理者には、被害状況の確認、二次災害の防止、復旧・復興拠点用地としての利用調整などの役割が求められる。水害時は、遊水地機能を有する公園において、公

園利用者の避難誘導等の役割が求められる。タイムラインは、その策定時に、災害の状況を想定し、公園管理者や他の防災関係機関がとるべき災害対応を予め決定しておくものであるため、災害時に実務担当者はタイムラインに従って「先を見越した対応」ができる。

また、リソースに限られる状況下において、何を最優先の目標として行動するかをあらかじめ整理しておくことで、「優先順位を考慮した効率的・効果的な対応」も可能となる。

### 3) 関係機関との連携体制の構築

災害が大規模な場合は特に防災関係機関との連携が重要であるが、災害時に連携する相手を探し、初めて連絡を取っていたのでは、対応が後手に回り、迅速な防災行動が実施できないおそれがある。

タイムラインは、その策定にあたって、各関係機関が集まり、ワークショップ等で災害の想定や必要な防災行動について情報を共有しながら進めることも推奨されている。これにより、災害対応を行っているのが誰なのかをお互いに確認することとなり、また、防災関係機関間でコミュニケーションも図られることとなるため、顔の見える関係を構築できる。

災害時には、実施すべき項目が膨大であり、公園所管部局の担当者や他の防災関係機関との間で、連絡の行き違いや役割分担の不明確なことによる未対応、実施すべきタイミングの不整合などの問題が発生する場合がある。タイムラインは、防災関係機関の防災行動を時系列に整理して「見える化」するとともに、その策定に当たり整合性を互いに事前確認することとなるため、防災関係機関の役割（責任の所在）の明確化、防災行動の「抜け」、「漏れ」、「落ち」の防止が図られる。

## 3. 地域防災計画との関係

タイムラインの作成については、既存の地域防災計画等に位置づけられる公園所管部局の発災後の対応をベースとすることを基本とする。ただし、地域防災計画においては、必ずしも大規模災害時における公園所管部局の時系列に応じた具体の防災行動を定めていない場合が多い。そのような場合は、地域防災計画に基づく公園所管部局の対応に関するより詳細な運用として、タイムラインを検討することが望ましい。

## 4. タイムラインの種類

本ガイドラインでは、地震など予測が困難な災害（突発型災害）と水害など事前に災害や被害の規模が想定される災害（進行型災害）では、公園管理者に求められる必要な準備や発生後に取るべき防災行動が異なる（表IV-13）ことから、それらの災害別に分けてタイムライン策定の考え方を示す。

表IV-13 本ガイドラインで対象とするタイムラインの種類

名称	特徴	該当する災害
突発型災害のタイムライン	地震など短時間の現象で予測が困難な災害を対象として、発生前における公園管理者等の必要な準備や、発生後における公園管理者等が取り組む防災行動（二次災害の防止等）について、時間軸に沿って整理した計画。	主に地震災害（火災、津波含む）
進行型災害のタイムライン	水害など災害発生までの現象が長時間にわたり、事前に災害や被害の規模が想定される災害を対象として、災害が事前に起こりうる状況を想定した上で公園管理者が取り組む事前の防災行動について、時間軸に沿って整理した計画。	主に水害

出典：国土交通省「タイムライン（防災行動計画）策定・活用指針（初版）（H28.8）」<sup>106</sup>をもとに作成

## 1) 突発型災害のタイムライン（主に地震災害）

### ①公園管理者（行政職員）のタイムライン

#### ア．都市公園全般

行政の本庁や出先の土木事務所の公園担当者は、地震災害時において、「IV. 2. 1 災害時における公園管理者の対応の考え方」に示したような、被災状況調査及び応急復旧、関係機関・地域住民との連携・協力を通じた災害時利用の全体調整等の対応が求められる。これらの災害時において求められる対応については、あらかじめ時系列で整理しておくことが望ましい。策定例として、仙台市の例（図IV-15）を示す。

#### イ．災害対策の拠点となる公園

災害対策の拠点として位置づけられている公園においては、災害対策の拠点としての業務（災害対策本部より派遣される現地責任者及び調整要員と連携し、消防、警察、自衛隊等の広域的支援部隊の受け入れなど）を行うことが求められることから、あらかじめ関係機関・部局との調整のもと、時系列に応じた対応について確認しておく必要がある。その際、ヘリポートや車両基地等の活動拠点や地域住民の避難場所のゾーニングを時系列的な視点で示すとともに、その内容については防災関係機関や地域住民に予め周知しておくことも重要である。策定例として、市川市の例（図IV-16）、及び寝屋川公園の例（表IV-14）を示す。

### ②公園管理者（指定管理者）のタイムライン

防災機能を有する公園において指定管理者制度を導入する場合は、指定管理業務募集時において、上記の「1) 突発型災害のタイムライン（主に地震災害） ①公園管理者（行政職員）のタイムライン」の考え方を踏まえつつ、災害対応に関する時系列に応じた指定管理者の役割（避難誘導等による公園利用者の安全確保や公園施設の被災状況調査等）を要項等に明示しておくことが望ましい。また、防災公園に常駐して管理する指定管理者は、災害時に避難者対応や災害拠点への対応の主体となるため、指定管理者が独自に災害時の対応について、あらかじめ時間軸に沿って整理を行い、監督職員（行政職員）と共有しておくことが望ましい。策定例（公園管理者が指定管理業務募集時に要項等に明示した例）として、湘南海岸公園の例を示す（図IV-17）。

### ② 地域住民（自治会、自主防災組織、公園愛護会等）のタイムライン（地区防災計画）

平成25年の災害対策基本法の改正に伴い、地域コミュニティにおける共助による防災活動の推進の観点から、市町村内の一定の地区の居住者等が行う自発的な防災活動に関する「地区防災計画」制度が新しくスタートした<sup>107)</sup>。自治会、自主防災組織、公園愛護会、公園協議会等の防災活動を推進するには、地区防災計画を定めることが効果的である。地区防災計画は、地区の特性に応じて自由な内容で計画を作成するものであるが、災害時や復旧・復興期などの各時点において、様々な防災活動について「誰が」、「何をすべきか」、位置づけることが有効と考えられる（図IV-18、表IV-15）。

小規模で管理者が常駐していない公園では、平常時において、公園愛護会等の地域住民が公園の管理運営を担っている場合がある。地震などの災害時には、指定された避難場所となっていない公園であっても避難者が集まるなどの現象が起きており、公園愛護会等の地域住民が主体となり避難者対応を実施することとなる。そのため、地域の実情に応じて、地域住民の安全を確保する施設の一つとして公園の役割を位置づけることが望ましい。

公園管理者においても地域住民が取り組む地区防災計画作成の取組や防災訓練の取組について、防災関連部局と連携し、必要に応じてサポートするとともに、災害時に地域の避難行動

などの役に立つよう、公園が有する防災機能を適宜PRすることが望ましい。

## 2) 進行型災害のタイムライン（主に水害）

### ①公園管理者（行政職員）のタイムライン

水害の場合は、「災害発生までの現象が長時間にわたり、事前に災害や被害の規模が想定される」という点が、地震のような突発的に発生する災害とは異なる。例えば、遊水地機能を有する公園では、堤防からの越水等の水害発生時を「ゼロ・アワー」と設定し、そのゼロ・アワーから時間を遡って、個々の防災行動を実施するタイミングと防災行動に必要な時間（リードタイム）と講ずべき措置（公園利用者の安全確保のための避難誘導等）について、河川管理者等他の防災関係機関との役割分担や連携も含めて整理する。

### ②公園管理者（指定管理者）のタイムライン

遊水地機能を有する公園において指定管理者制度を導入する場合は、指定管理業務募集時において、上記の「2) 進行型災害のタイムライン（主に水害） ①公園管理者（行政職員）のタイムライン」の考え方を踏まえつつ、災害対応に関する時系列に応じた指定管理者の役割（避難誘導等による公園利用者の安全確保や公園施設の被災状況調査等）を要項等に明示しておくことが望ましい。また、遊水地機能を有する公園に常駐して管理する指定管理者は、独自に災害時の対応について、あらかじめ時間軸に沿って整理を行い、監督職員（行政職員）と共有しておくことが望ましい。策定例（公園管理者が指定管理業務募集時に要項等に明示した例）として、新横浜公園の例を示す（図IV-19、表IV-16）。

## 5. 計画策定の手順

タイムライン策定の流れを以下の1)～4)に示す。

### 1) 災害の状況の想定とイメージの共有

過去に発生した地震災害・水害の事例や現地調査などにより、災害の状況を具体的にイメージし、防災に関係する各機関で共有する。当該地域で、過去に同様の自然災害が発生していない場合には、他地域における事例等を参考に、災害の状況を具体的にイメージし、共有する。災害の状況の想定と公園管理者の対応については、「IV. 1 防災公園の管理運営の基本的な考え方」に示しているので参照されたい。なお、地域や公園の特性、被災状況によって、公園毎に求められる対応は異なることに留意する。

### 2) 実施すべき防災行動（何を）の抽出・整理

既存の地域防災計画等に記載されている災害時の対応を抽出することを基本とする。

加えて、これまでの災害対応事例を参考に、必要な防災行動を追加するとともに、対象とする自然災害及び解決したい課題の解決のために「何をすべきか」という視点で、改めて実施すべき防災行動を検討し、追加することが重要である。

通常業務に災害対応業務が加わることにより業務量が多くなることや、庁舎の被災、職員自身やその家族の被災、電力供給やガソリンの不足など、条件が十分でない中で対応が求められることを想定し、災害時に実施する業務に優先順位をつけ、最低限行うべき事項について明確にしておくことも重要である（例えば、公園の点検では地域防災計画に位置づけのある公園を優先するなど）。

### 3) 防災行動を担当する機関（誰が）及び開始時期（いつ）の決定

災害時は、「何をするか」だけでなく、「いつするか」が非常に重要である。また、災害時に実施すべき項目は膨大であり、「誰が」行うのか役割分担を明確にして多くの関係機関が連携して取り組む必要がある。このため、タイムラインは、災害が発生することを前提として、「いつ」、「誰が」、「何をするか」を加えた3要素に着目し、時間軸に沿って整理するものとする。

#### ①災害が発生することを前提として

災害時は、状況に応じて関係機関が連携しつつ各自の責任を全うする必要があるため、タイムラインの策定にあたっては、事前に災害が発生する状況を想定し、「いつ」「誰が」「何をするか」を関係機関間で検討する。

#### ②「いつ」

地震などの事後対応型の災害の場合、タイムラインとして整理する期間は、災害発生直後からすぐに始まる。例えば、地震発生後の人命救助のために重要な「72時間」や、公園の通常利用が再開するタイミングを単位の区切りとして、必要な対応を検討することが有効と考えられる。

水害などの進行型の場合、タイムラインとして整理する期間は、災害発生の数日前から災害発生直後までを対象とし、発生後においては災害応急対策に移行していく必要がある。

#### ③「誰が」

タイムラインには、防災行動や非常時対応の実施主体を記載する。なお、複数の実施主体が対応する場合には、中心となる実施主体（あるいは災害時の公園利用に関する最終的な意志決定を行う主体）を定めておくことも、迅速で効果的な防災行動につながる。

#### ④「何をするか」

タイムラインでは、既存の防災計画等と整合性を踏まえ、それに定められている対応を対象とすることを基本とする。その上で、さらに必要となる対応は、タイムラインの対象として追加する。

### 4) 事前対策や訓練等を踏まえた継続的な改善

タイムライン策定後に、災害時の公園利用を想定した防災訓練等において災害時の行動手順を模擬的に実施するとともに、訓練の結果分析をもとに問題点を把握し、マニュアル等を改善し、計画内容を向上させていくことが重要である（訓練については、「IV. 2. 3 平常時における施設の維持管理と利用 3. 災害時の公園利用を想定した防災訓練等の実施」を参照）。

- フェーズ1** 「市民の命をつなぐ」初動段階（発災からおおむね 72 時間）
- フェーズ2** 「日常の復旧」へ踏み出す応急対策段階（発災からおおむね 1 週間）
- フェーズ3** 「生活を再建する」復旧復興段階（発災からおおむね 1 週間以降）

### I 「市民の命をつなぐ」初動段階

#### 公園利用者の安全確保

- ・ 受託業者や宮城県造園建設業協会等の応援を受けながら、被害の把握を行うとともに、必要に応じて立入り禁止等の措置を行う。また、有料公園施設については、指定管理者等の誘導のもと利用者の安全確保に務める。

#### 災害時の公園利用の調整

- ・ いੱつき避難場所、広域避難場所、災害復旧活動拠点（野営場・臨時駐車場・臨時ヘリポート・ボランティアセンター等）、震災ゴミ仮置場、震災がれき置場、プレハブ応急仮設住宅建設用地等、災害時の公園利用について担当部局と調整を図る。

#### 国土交通省への被害報告、緊急災害対策派遣隊派遣要請

- ・ 国土交通省への被害の報告を行いつつ、大規模災害時には、緊急災害対策派遣隊の派遣要請を行う。

### II 「日常の復旧」へ踏み出す応急対策段階

#### 公園・緑地等の災害復旧

- ・ 被害状況の調査を行うとともに、応急措置や立ち入り禁止の措置等を行う。

### III 「生活を再建する」復旧復興段階

#### 八木山動物公園の動物の展示・繁殖

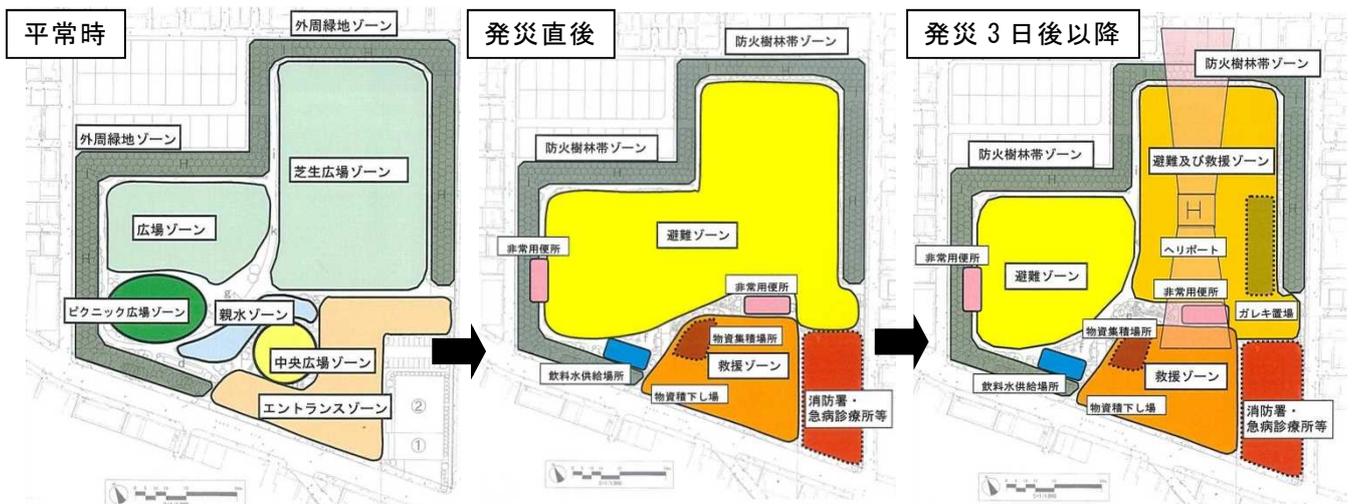
- ・ 発災直後は来園者の避難及び飼育動物の保護を行い、被災した施設の安全確認と修復が完了し次第、動物の展示を再開する。

#### 公園・緑地等の施設の再開

- ・ 発災により利用中止となっていた公園・緑地について、復旧完了後順次利用を再開する。

図IV-15 公園所轄部局の時系列毎の災害対応業務(仙台市)

出典：仙台市「仙台市業務継続計画（BCP）【震災対策編】H29.3」<sup>108)</sup>より抜粋



図IV-16 平常時のゾーニングと防災上の時系列的なゾーニング設定概念図(例)【再掲】  
—地域防災拠点及び一時避難地の機能を有する都市公園を想定—

出典：市川市 HP<sup>53)</sup>より作成

表IV-14 震災時における後方支援活動拠点となる管理者常駐公園のタイムラインの策定例(大阪府)

役割分担(イメージ案)

広域避難地・後方支援活動拠点マニュアル(寝屋川公園) 平成28年8月版※

※ 市の体制順序・・・①災害対策本部の立上げ ②避難所開設準備・確認 ③広域(一時)避難地の状況確認 ※平成29年9月現在、改訂作業中  
 ※ 各フェーズにおいて、市が上記③の体制を確立するまで、また、人員配備体制が不完全な場合は、府と指定管理者は協力して業務を遂行するものとする。  
 ※ 市の上記③体制の拠点は、公園管理事務所とする。

◎ 実施主体 ○ 協力サポート

■ 発災直後※1

役割(業務)	備考	指定管理者	大阪府				寝屋川市 四條超市
			都市整備部 配備職員	土木事務 所職員	緊急防災 推進員※2	現地責任者※2 現地調整要員※3	
府民の安全 発災時に公園利用していた者の安全確保・避難誘導	○勤務時間外においては、発災後、早期に参集した者から業務にあたる。 ○勤務時間中及び休日の昼間は、多数の公園利用者がいることから、園内放送等で「広場への移動、危険な建物から離れること、一時的に公園内に留まるよう」呼びかけを行う。	◎	◎	◎	◎	◎	

※1 発災直後など人員配備体制が不完全な場合は、府(都市整備部配備職員・緊急防災推進員)と指定管理者は協力して業務を遂行するものとする。

■ (発災直後～3時間程度)※1

役割(業務)	備考	指定管理者	大阪府				寝屋川市 四條超市
			都市整備部 配備職員	土木事務 所職員	緊急防災 推進員※2	現地責任者※2 現地調整要員※3	
府民の安全 発災時に公園利用していた者の安全確保・避難誘導	○園内放送などで園内の(避難)広場へ誘導 ⇒発災後から公園に避難してきた者も含め園内の(避難)広場へ誘導	◎	○	○	◎	◎	
ケガ人・病人の救護及び救護要請	注1) 医療処置に当てはまらない処置のみ可能。	◎	◎	◎	◎	◎	
施設の確認 「被害状況チェックリスト」による被害状況の把握		○	◎	◎	◎	◎	
施設の保全 園内危険箇所の安全確保	○閉鎖措置や簡易復旧	◎	○	○	◎	◎	
必要に応じて防災関連施設を稼働	○自家発電設備は供給電源“断”で自動運転となるが、手動運転の場合、配備職員が実施	○	◎	◎	◎	◎	
情報提供 避難状況の確認	○初期段階では、府・指定管理者で確認し、市に情報提供	○	○	○	◎	◎	
園内放送、掲示等による各種情報提供	放送設備または掲示板等に対応。 避難所開設情報提供(市)	◎	○	○	◎	◎	
連絡調整 被害・対応状況、避難状況の土木事務所への報告、連絡調整(土木事務所経由で地域連絡部へ伝達)	避難者に関する情報は市にも直接提供する。	○	◎	◎	◎	◎	

注1) 医療処置に当てはまらない処置・・・「止血」「危険な場所からの移動」「楽な姿勢への修正」「骨折部の固定」等の応急処置。投薬(消毒含む)は医療処置となる。

※1 発災直後など人員配備体制が不完全な場合は、府(都市整備部配備職員・緊急防災推進員)と指定管理者は協力して業務を遂行するものとする。

■ (3時間程度～24時間程度)※1

役割(業務)	備考	指定管理者	大阪府				寝屋川市 四條超市
			都市整備部 配備職員	土木事務 所職員	緊急防災 推進員※2	現地責任者※2 現地調整要員※3	
府民の安全 発災時に公園利用していた者の安全確保・避難誘導	○園内放送などで園内の(避難)広場へ誘導 ⇒発災後から公園に避難してきた者も含め園内の(避難)広場へ誘導	◎	○	○	◎	◎	
ケガ人・病人の救護及び救護要請	注1) 医療処置に当てはまらない処置のみ可能。	◎	◎	◎	◎	◎	
施設の確認 「被害状況チェックリスト」による被害状況の把握		○	◎	◎	◎	◎	
施設の保全 園内危険箇所の安全確保	○閉鎖措置や簡易復旧	◎	○	○	◎	◎	
支援部隊活動施設の避難者を外部に誘導し、施設閉鎖	○支援部隊活動施設の被害状況を確認すると共に、避難者の安全確保並びに施設外部に誘導し、施設の施設閉鎖	◎	○	○	◎	◎	
必要に応じて防災関連施設を稼働	○避難者数の状況に応じて、配備職員又は土木事務所職員がフリーレントの稼働を判断 ○防災トイレの準備(ふた開け・パーテーションの設置)	○	◎	◎	◎	◎	
情報提供 避難状況の確認	○初期段階では、府・指定管理者で確認し、市に情報提供	○	○	○	◎	◎	
園内放送、掲示等による各種情報提供	○放送設備または掲示板等に対応。○避難所開設情報提供(市)	◎	○	○	◎	◎	
避難所への誘導 公園内の避難者を避難所に誘導		○	○	○	◎	◎	
連絡調整 被害・対応状況、避難状況の土木事務所への報告、連絡調整(土木事務所経由で地域連絡部へ伝達)	避難者に関する情報は市にも直接提供する。	○	◎	◎	◎	◎	

注1) 医療処置に当てはまらない処置・・・「止血」「危険な場所からの移動」「楽な姿勢への修正」「骨折部の固定」等の応急処置。投薬(消毒含む)は医療処置となる。

※1 発災直後など人員配備体制が不完全な場合は、府(都市整備部配備職員・緊急防災推進員)と指定管理者は協力して業務を遂行するものとする。

■ (24時間程度～72時間程度)※1、※2

役割(業務)	備考	指定管理者	大阪府				寝屋川市 四條超市
			都市整備部 配備職員	土木事務 所職員	緊急防災 推進員※2	現地責任者※2 現地調整要員※3	
園内放送、掲示等による各種情報提供	○放送設備または掲示板等に対応。○避難所開設情報提供(市)	◎	○	○	◎	◎	
園内危険箇所の応急措置		◎	○	○	◎	◎	
ケガ人・病人の救護及び救護要請	注1) 医療処置に当てはまらない処置のみ可能。	◎	◎	◎	◎	◎	
避難状況の確認		○	○	○	◎	◎	
被害・対応状況、避難状況の土木事務所への報告、連絡調整(土木事務所経由で地域連絡部へ伝達)	○避難者に関する情報は市にも直接提供する。	○	◎	◎	◎	◎	
公園出入口と支援部隊活動施設の開設		◎	○	○	◎	◎	
支援部隊の活動施設への園内誘導		○	○	○	◎	◎	
合同調整所の開所に向けた準備		○	○	○	◎	◎	
合同調整所への参画		○	○	○	◎	◎	

注1) 医療処置に当てはまらない処置・・・「止血」「危険な場所からの移動」「楽な姿勢への修正」「骨折部の固定」等の応急処置。投薬(消毒含む)は医療処置となる。

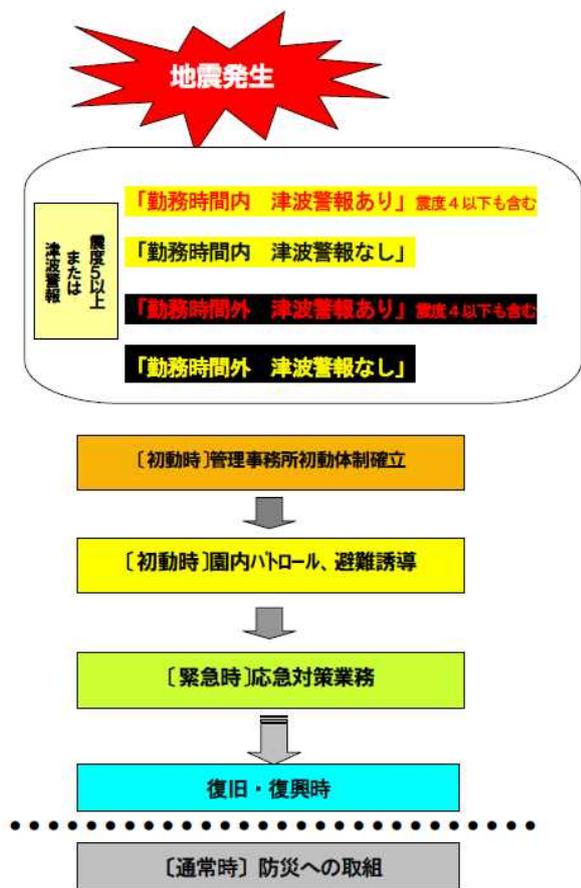
※1 都市整備部配備職員は任務解除後土木事務所職員に業務を引き継ぐものとする。

※2 24時間以降の防災公園(避難地)の滞在者の対応(避難所的対応)及び防災公園(避難地)が臨時避難所の指定を受けた場合の対応については、市が主体となってこれにあたることとする。

なお、大阪府(土木事務所)は避難状況や市の対応状況を確認し、必要に応じて災害対策本部への増援(増員の派遣)の要請を行うこととする。

【後方支援活動拠点となることが決定した場合】

出典：大阪府提供



※津波注意報・警報、大津波警報が発令された場合は、公園利用者を安全な高い場所（避難ビル含む）への避難誘導を優先し行う。

**①〔初動時(地震発生から3時間後まで)〕管理事務所体制確立**

●初動体制報告	
【連絡係】	・地震発生から、昼間30分を目途として、県藤沢土木事務所に初動体制等を報告する。→ 報告様式1 ・夜間は職員が到着後速やかに報告を行う。
●情報収集、園内情報伝達	
【支援係】	・テレビなどから集めた情報を、掲示等で園内に伝える。 → 情報提供様式 ・園内施設と連絡を取り、被災状況、避難誘導などの情報を共有し、対応を調整する。
●管理事務所の安全確認と機能回復	
【支援係】	・建物本体と設備の安全、稼働状況を確認する。 → 管理事務所安全確認チェックリスト ・電力、通信機能、水等を確保する。 ○停電時は自家発電設備の稼働、燃料や電池の在庫確認 ○内外への通信機能の確認 ○備蓄している水等の確認、配給準備
●負傷者への応急措置	
【支援係】	・負傷者への応急措置を行う。 ・更なる手当てが必要な場合は、市の救護所への行き方を教え、周囲の方々に随行・搬送を呼びかける。

**②〔初動時(地震発生から3時間後まで)〕園内パトロール、避難誘導**

人命優先・被害拡大防止を第一に

●被災状況把握	
【パトロール係】	・初動体制確立後1時間以内を目処に、要点検箇所を巡視し、被災状況と利用状況を把握し、連絡係に報告する。 ・把握した情報を図面上に取りまとめる。 (情報収集はパトロールにより行うことが望ましいが、周辺状況などを考慮し、パトロールを実施するかどうかの判断を行う。)
●応急措置	
【パトロール係】	・危険箇所には即時の対応を行う。人命に関わる危険区域、被害拡大の恐れがある区域等に、バリケード設置等を行い、立入防止措置を取る。
●利用者避難誘導	
【パトロール係】	・自宅や避難施設等への移動が危険な場合等は、安全の確認された広場等で様子を見るように誘導する。 ・管理事務所の安全が確認されていれば、高齢者、障がい者、乳幼児等の要援護者を優先して、室内への誘導も検討する。 ・周囲の道路状況等を伝えて、車での移動を控えるよう周知する。
【支援係】	・支援係は、園内放送などで上記内容呼びかける。
●工事現場の対応(施工中の場合)	
【パトロール係】	・施工業者との協力により、現場への立入禁止措置や重機の固定等の措置を行う。

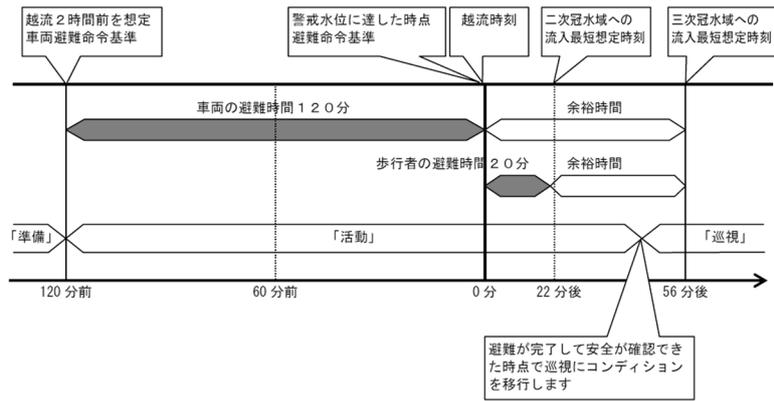
**③〔緊急時(地震発生後から3日間)〕応急対策業務**

●被災状況、体制等の状況報告	
【連絡係】	・初動時報告後は、原則として午前と午後各1回の報告を行う。→ 報告様式2 ・日没までに職員の泊込み体制の有無等を報告する。
●応急対策・利用者(滞留者)対応の継続	
【パトロール係】	・危険度、被害拡大の緊急度の高いものから順次、対策を充実強化させていく。 ・利用者(滞留者)の状況に応じて、必要な公園施設(休息用施設、トイレ、夜間照明等)を使用できるようにする。 ・交通機関の状況、広域避難場所等への徒歩経路などの情報を直接提供する。
●利用者(滞留者)対応の継続	
【支援係】	・負傷者への救急措置を継続する。 ・放送、掲示等により、交通機関の状況や広域避難場所・避難施設等への移動経路などの情報提供を行う。 ・状況に応じて、室内に要援護者や女性の専用スペース(安心して着替えや授乳できる空間)を設置する。 ・藤沢市と連携を取り、飲料水等の配布を行う。
●救助・救援活動への支援	
【パトロール係】	・現場の状況により、利用者(滞留者)や車両の立入禁止区域を設定する。

図IV-17 指定管理業務募集に際して時系列の地震・津波対応の考え方を提示した例(湘南海岸公園)

出典：神奈川県「神奈川県立都市公園指定管理者募集要項 各公園個別編 湘南海岸公園参考資料」<sup>109)</sup>





図IV-19 水害時における管理者常駐公園のタイムラインの策定事例(横浜市)

出典：横浜市「新横浜公園水防避難マニュアル」<sup>110)</sup>

表IV-16 水害時における管理者常駐公園のタイムラインの策定事例(横浜市)

基準	コンディション	主な命令	内容
警戒発令基準	警戒	警戒発令	警戒態勢に入って水防避難活動の実施判断を下します。
本部開設基準		本部開設命令	本部要員とチーフ全員が参集して水防避難活動の実施準備に入ります。
		事前活動命令	勤務体制で対応可能な事前活動を前倒して実施します。
		招集命令	体制規模に応じた活動員に招集をかけます。
		北側園地閉鎖命令	必要に応じて北側園地を閉鎖します。
	準備	参集	活動員が全員参集して「準備」に入ります。
		活動員車両移動命令	活動員の車両を2階盤緊急時駐車場へ移動させます。
		事前活動命令	必要となる事前活動を実施します。
		関係者車両移動命令	活動員以外の競技場関係者、イベント関係者の車両を2階盤緊急時駐車場へ移動させます。
		駐車場閉鎖命令	駐車場は入口を閉鎖して駐車中の車両だけを避難の対象とします。
		配置命令	車両避難開始のために活動員が所定の配置につき避難活動の準備をします。
車両避難命令基準	活動	車両避難命令	冠水域内の駐車場にある全ての車両を対象に避難誘導を行います。
避難命令基準		避難命令	冠水域内にいる全ての歩行利用者を対象に避難誘導を開始します。
東西ループ橋閉鎖基準		東西ループ橋閉鎖命令	東西ループ橋のゲートの閉鎖と道路可変標識の変更を行い進入車両を規制します。
		(1号道路閉鎖) (港北土木事務が実施)	道路可変標識を変更して進入車両を規制し、第1駐車場からの出口ルートを確認します。
		エレベータ停止命令	車両避難が完了した時点でエレベータを停止して防水扉を閉鎖します。
		三次冠水域出入口閉鎖命令	全ての避難活動が完了し安全確認が終わった後に三次冠水域の出入口を全て閉鎖します。
避難命令解除基準	巡視	巡視命令	監視カメラとパトロール車により冠水域内の巡視を行います。活動員は交代制になります。
		北側園地の一部閉鎖解除	北側園地の高水位区域(テニスコート・ニュースター広場)については、排水状況に応じてチェーン規制を解除し部分的に平常業務に移行します。
		避難命令解除	排水の完了と安全確認の後、避難命令を解除して本部解散、活動解除となります。
	復旧		公園の復旧作業に入ります。ここからは平常業務体制に移行します。

※上表は新元線北側の園地が公開されるまでの暫定措置となりますのでご注意ください。

出典：横浜市「新横浜公園水防避難マニュアル」<sup>110)</sup>

## IV. 2. 5 トイレの確保・管理

過去の災害では、都市公園等の避難場所において、特にトイレ<sup>a</sup>が重要な問題となったことを踏まえ、公園管理者においても、「災害時のトイレ問題は行政全体で取り組むべき課題」であることを前提に、災害時のトイレ問題の認識共有や、関係機関・地域住民と連携したトイレの確保・管理に取り組む。

### 【解説】

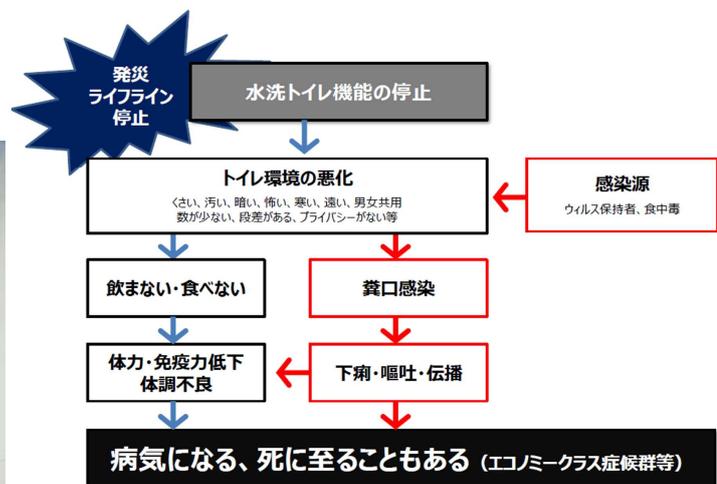
ひとたび大規模な災害が発生すると、断水等により水洗トイレが機能しなくなる、トイレが快適に使用できないなどの問題が顕在化する。過去の震災においては、多くの被災地で断水により自宅や公共施設等の水洗トイレが機能しなくなり、使用し続けた避難所等のトイレで汚物が溢れる状態となった（図IV-20）ほか、トイレを控えていた被災者が、エコノミークラス症候群で死亡した例もあり、災害時におけるトイレの確保やその適切な管理は、命にかかわる重要な課題として認識されるようになった（図IV-21）。

公園においても、震災時における公園における一時的な避難生活の中で一番困ったこととして「トイレ」が最も多く挙げられた調査報告もある<sup>111)</sup>など、災害時のトイレの確保とその適切な管理は重要な問題である。そのため、公園管理者においても、「災害時のトイレ問題は行政全体で取り組むべき課題」であるという前提のもと、地域の実情や関係機関からの要請等に基づき、都市公園におけるマンホールトイレの整備（設置場所の提供）や、災害発生時の管理・運用の確認、使用訓練のサポートなどに取り組むことが重要である。



図IV-20 阪神・淡路大震災におけるトイレ

出典：特定非営利活動法人日本トイレ研究所提供



図IV-21 地震災害時におけるトイレによる健康問題

出典：特定非営利活動法人日本トイレ研究所提供

<sup>a</sup> 用語について、第三章では「便所」、第四章は「トイレ」と表記しているが、意味は同じである。第三章で用いている「便所」は、都市公園法第二条の公園施設の定義に基づく用語であり、従前のガイドラインの表記を踏襲している。一方、改訂第2版より追加された第四章は、本文（P254）にも記載しているように、内容の多くが「避難所におけるトイレの確保・管理ガイドライン（内閣府（防災担当））」及び「マンホールトイレ整備・運用のためのガイドライン（国土交通省下水道部）」の抜粋となっており、それら資料と表現を整合させる意図から、「トイレ」の表記を用いている。なお、本資料の「Ⅲ. 3. 1 公園施設等の設計（2）防災関連公園施設等 4）非常用便所」においても、災害用トイレの種類や配置などの計画設計に関する留意事項のほか、管理・運用に関する留意事項について記載しているので、本章と併せて参照されたい。

# 1. 災害時のトイレの確保

災害時は、断水が長く続くときもあるため、避難場所や避難所におけるトイレの確保は一時避難の3日間に限った対応を考えるのではなく、行政全体で取り組むべき課題である。そのなかで、避難場所として利用される公園も災害時にトイレを使用できる場として機能することが求められる。災害時の使用を目的として公園内の設置・配備が考えられるトイレ（災害用トイレ）には、携帯トイレ、簡易トイレ、仮設トイレ、マンホール（直結型）トイレ等、多様な種類がある（図IV-22）。



図IV-22 地震災害時におけるトイレ利用の選択肢

出典：兵庫県「避難所等におけるトイレ対策の手引き（H26.4）」<sup>112)</sup>

公園管理者は、各種の災害トイレの特性について認識するとともに、関係機関や地域住民の要請に応じて、都市公園におけるマンホールトイレの整備や、備蓄倉庫等における仮設トイレの確保・保管、設置場所の提供を行うことが望ましい。その際、災害時の使用方法やオペレーションを担う者、平常時の維持管理における関係機関（下水道部局、危機管理部局等）との役割分担などについてあらかじめ確認しておくことが重要である。また、施設の整備だけでなく、機会をとらまえて、簡易トイレ、携帯トイレの自主的な確保など、地域住民の災害時の自助・共助による対応の啓発を行うことが望ましい。

## 2. 災害時のトイレの管理

災害用トイレを確保し、災害時に使用する際には、女性や子どもが犯罪に巻き込まれない等の安全・安心面、高齢者や障がい者など要配慮者の負担軽減等に対する配慮が必要である。また、伝染性疾患を予防するために、衛生管理に配慮することも重要である。

公園管理者においても、災害時のトイレの確保・管理において、このような安全・安心面の配慮事項があることを認識するとともに、関係機関や地域住民と共同の防災訓練等の際に、安全・安心面、要配慮者、衛生面に配慮した運用方法について適宜確認を行うことが望ましい。

### ① 安全・安心面の配慮

女性や子どもにとっては、トイレの夜間使用は性犯罪等に巻き込まれる可能性があるなどの危険が伴ったり、高齢者にとっては、暗がりで見えにくいことで転倒リスクが発生するなどの問題がある。そのため、安全・安心面においては、トイレの配置、空間・設備、運用に関する事項に配慮することが望ましい。トイレの配置では、トイレは人目につきやすい場所に配置する、男女別にする、男女の出入口の動線を分けて設置する等が考えられる。空間・設備では、トイレの中と外に照明をつける、上屋は使用者のシルエットが見えないようにする等が考えられる。運用では、女性や子ども等のために防犯ブザーを設置または配布する、トイレには一人で行かないように声かけを行う等が考えられる。

### ② 要配慮者に対する配慮

高齢者、障がい者等の要配慮者の負担を軽減するために、トイレの配置・スペース、空間・設備、運用に関する事項に配慮することが望ましい。トイレの配置・スペースでは、障害物、段差・ぬかるみ等のトイレまでのアクセスに障害がないように配慮する、高齢者等の待合スペースを設置する等が考えられる。空間・設備では、車いす用のトイレを一つ以上設置する、手すりや背もたれ等を設置する等が考えられる。運用では、トイレに行くことを我慢しないように声かけを行う等が考えられる。

### ③ 衛生面の配慮

清掃や消毒水の設置など、特に伝染性疾患の予防のために衛生管理は重要である。衛生面を配慮するためには、便器の形態や汚物処理方法、衛生関係の物資の備蓄等、また、利用のルールづくりを含めた、管理・運用方法を検討する。特に、避難場所となった公園のトイレでは、インフルエンザウイルスやノロウイルスが原因となった集団感染などのリスクがあるため、感染制御が重要となる。そのため、公園管理者は手洗いでできる環境整備、トイレトーパーやサニタリーボックスの設置を行うとともに、トイレ清掃を当番制にするなど被災者が主体となった衛生管理を促すことが必要となる。

### 3. 平常時における備え

他の防災関連施設と同様に、被災者や周辺住民が災害用トイレの使用法を熟知し、災害時に円滑かつ迅速に使用できることが求められる。そのために、公園の防災イベントをはじめ他のイベントでマンホールトイレの蓋を開ける、囲いのテントを組み立てる等の行程を含めて使用してみるほか、イベント以外でも日常的に使用する機会をつくる必要がある。また、避難場所となる公園では、防災用トイレの器材を保管している場所、鍵の保管場所、災害時の管理・運用について、平常時に関係機関（下水道部局、危機管理部局等）や地域住民と認識共有を図る必要がある。

なお、近年では災害時におけるトイレの確保・管理について、防災や下水道分野において以下のような資料がとりまとめられている（平成 29 年 9 月現在）。本章の内容も、多くがこれら資料の抜粋となっていることから、詳細はこれらの資料を参照されたい。

○内閣府（防災担当）「避難所におけるトイレの確保・管理ガイドライン（平成 28 年 4 月）」<sup>113)</sup>

避難生活を支援する行政が取り組むべき事項のうち、トイレの確保と管理について指針を示したものの。

○国土交通省「マンホールトイレ整備・運用のためのガイドライン（平成 28 年 3 月）」<sup>114)</sup>

マンホールトイレの有用性や整備・運用の考え方等を示すことで、マンホールトイレの普及を促進し、快適なトイレ環境を確保できることを目的に策定されたもの。

また、災害用トイレの種類や配置などの計画設計に関する留意事項の詳細は、「Ⅲ. 3. 1 公園施設等の設計（2）防災関連公園施設等 4）非常用便所」を参照されたい。

## (参考) 防災公園の整備・活用に関する事例集

国土技術政策総合研究所  
社会資本マネジメント研究センター  
緑化生態研究室

## 参. 1 事例集

表. 参-1 掲載した事例と参考となる観点の対応

災害	名称（公園管理者）	避難地	活動拠点等	津波	液状化	帰宅困難者	広域連携	水害	管理運営	
防災公園の活用事例	No.1 遠野運動公園(岩手県遠野市)		●				●			
	No.2 あづま総合運動公園(福島県)	●					●		●	
	No.3 鷹来の森運動公園(宮城県東松島市)	●	●				●			
	No.4 北上総合運動公園(岩手県北上市)		●				●			
	No.5 奥松島運動公園ほか(宮城県東松島市)		●							
	No.6 大只越公園(岩手県釜石市)		●							
	No.7 三木総合防災公園(兵庫県)		●				●			
	No.8 日比谷公園(東京都)	●	●				●		●	
	No.9 日の出おひさま公園ほか(千葉県浦安市)					●				
	新潟県中越地震	No.10 国営越後丘陵公園(国土交通省)		●				●		●
		No.11 千石運動公園(新潟県小千谷市)		●						
	水害	No.12 新横浜公園(横浜市)							●	
防災公園の整備事例	No.13 三木総合防災公園ほか(兵庫県)		●				●			
	No.14 鳳公園(堺市)	●				●			●	
	No.15 市民防災公園(新潟県長岡市)	●	●						●	
	No.16 千年希望の丘(宮城県岩沼市)	●		●						
	No.17 広尾防災公園(千葉県市川市)	●	●		●					
	No.18 蘇我スポーツ公園(千葉市)	●	●	●			●		●	
	No.19 神栖中央公園(茨城県神栖市)	●	●	●						
	No.20 刈谷田川防災公園(新潟県見附市)	●						●		

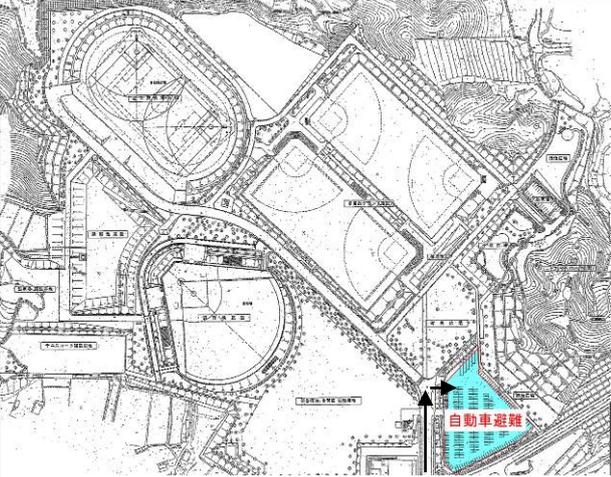
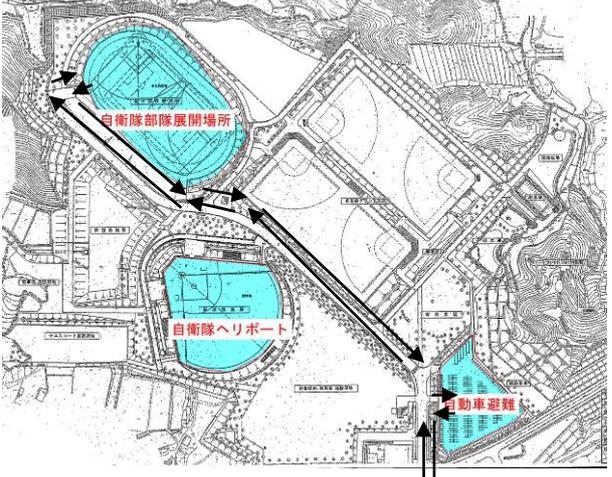
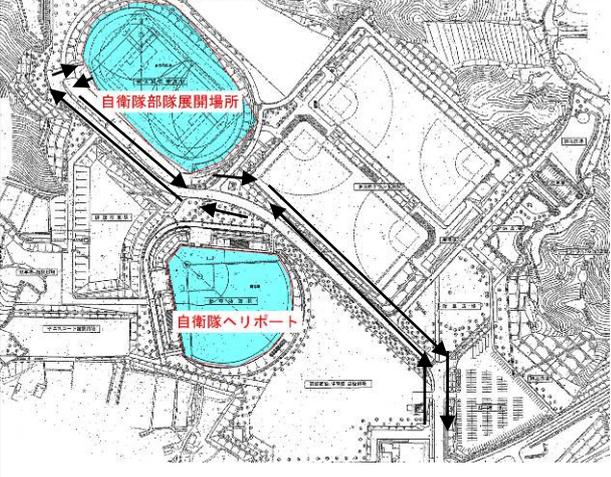
No. 1

タイトル	遠野運動公園(岩手県遠野市)	後方支援拠点
災害	東日本大震災	
概要	<ul style="list-style-type: none"> <li>・発災直後から全国から集結した自衛隊、警察隊、消防隊等の救援部隊の拠点基地として活用された。市は、地震発生14分後の3月11日15時、冬季閉鎖中の遠野運動公園の開門を指定管理者に指示し、救援部隊受け入れの準備を始めた。</li> <li>・遠野市後方支援活動の中心的な拠点施設として活用された。</li> <li>・陸上自衛隊延べ5,000人は遠野運動公園などに、阪神・淡路大震災の経験もある大阪市緊急消防援助隊800人は市内の高等学校に拠点を置いた。</li> <li>・その他各地の警察隊も公園に集結し、沿岸部へ向けて出発した(3月11、12日)。</li> <li>・公園内の陸上競技場と軽スポーツ広場は自衛隊のヘリポートとして、多目的運動場、つどいのひろば、野球場、駐車場は自衛隊の野営地として使用(軽スポーツ広場は、大阪府緊急消防隊救助隊が集結した日(3月13日)のみ野営地として使用)。</li> <li>・平成23年7月25日、陸上自衛隊第9師団が撤収し、活用終了。</li> </ul>	
公園管理者の対応	<ul style="list-style-type: none"> <li>・公園内における自衛隊の部隊配置は、過去の訓練経験を活かし、主に自衛隊が自主的な判断で行った。</li> <li>・自衛隊と施設の指定管理者(株)遠野施設管理サービスの職員が毎日情報交換を図ったほか、災害対策本部とも逐次連絡を取り合える体制を取った。</li> <li>・施設内の清掃等環境整備は、自衛隊が率先して実施。</li> <li>・3月28日以降、市が新聞各社から提供を受けた新聞を、沿岸被災地後方支援室職員が毎日、遠野運動公園と遠野市民サッカー場に拠点を置く自衛隊に届け、被災地等の情報提供に努めた。</li> </ul>	
今後に向けた課題	<ul style="list-style-type: none"> <li>・運用後の施設修繕の取り決めが曖昧であった。</li> </ul>	
図面・写真等	<div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div data-bbox="421 1146 986 1550"> </div> <div data-bbox="992 1146 1484 1550"> </div> </div> <p style="text-align: center;"> <span>図. 参-1 自衛隊による利用の模式図</span> <span>図. 参-2 駐車場での駐屯の様子</span> </p> <p>(利用規模) 11.34ha</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・震災当日：集結地、市は開門し、自衛隊の判断により配置された。</li> <li>・3日後以降：野営地、車輛置場、ヘリコプター離着陸場(陸上競技場へ車両進入のため敷鉄板手配)。</li> </ul>	
出典	<ul style="list-style-type: none"> <li>・遠野市(2013)：3.11 東日本大震災 遠野市後方支援活動検証記録誌<sup>16)</sup></li> <li>・遠野市(2012)：沿岸被災地後方支援ー遠野市の取り組みー, 公園緑地73(1)<sup>115)</sup></li> <li>・遠野市資料</li> </ul>	

## No. 2

タイトル	あづま総合運動公園(福島県)	広域避難利用
災害	東日本大震災	
概要	<ul style="list-style-type: none"> <li>・福島県から原子力発電事故による避難者受入可能人数の照会があり、1,400人(2㎡/人)と回答。13日に約250名、15日には2,500人余りが避難し、その後の来園者を断る。16日には遠方へ避難する人が相次ぎ、3月中は1,200～1,300人台の避難者。全期間(195日間)では延べ11万人を受け入れ。</li> <li>・対応職員は15名であったため、県に人的支援を要請し、15日に4名、16日から10名、18日から14名が福島県から派遣され、22日滋賀県職員9名が支援に入った。</li> <li>・ボランティアは、近隣住民、高校生等学生など80名が食料準備・提供、物資荷下ろし、衣類仕分け等に従事。</li> <li>・陸上自衛隊が3/18～9/9の6か月間、テントを使った野営用の仮設風呂を設置。運営には駐屯地の隊員が泊まり込みであった。</li> <li>・関係団体により、避難者のペットを飼育するペットヴィレッジを避難所近くの屋内駐輪場の一部を改装し、6/8から供用開始。運用は利用者代表が担当。</li> </ul>	
公園管理者の対応	<ul style="list-style-type: none"> <li>・公園面積98.2haを有し、屋内施設も充実している広域都市公園であり、公園自体の被害も少なかったことから、広域からの住民避難に物理的に十分対応できた。</li> <li>・防災上の位置付けが避難「所」でなく避難「場所」であったため、事前の避難所運営の準備はなかったが、スポーツ大会等大きなイベント運営の経験を活かして何とか対応できた。</li> <li>・単に避難所として施設を提供するというスタンスでなく、避難所運営方針を設定・共有し、積極的に避難所運営に関与した。問題解決にも毅然とした態度でスピード感をもってあたり、大きな事件や事故もなく閉所できた。</li> </ul> <p>※公園の被災状況</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・公園内で公園利用者や職員に負傷者等は無し。</li> <li>・体育館のサブアリーナの天井板数枚が剥がれる等の被害発生(いずれも軽微)。</li> <li>・公園周辺は地震直後から停電し、公園内の飲料水供給が停止のため、休園措置(3月13日16時半頃停電が復旧、飲料水供給も可能となる)。</li> </ul>	
今後に向けた課題	<ul style="list-style-type: none"> <li>・避難所でなく避難場所の位置付けのため、避難所運営責任の不明確さは課題であったほか、食糧や物資の備蓄が無く、その補給に混乱があった。</li> <li>・避難者への情報提供が十分でなかった。県内外17市町村等(入所届より)からの避難者があり、当該市町村が適時適切に対応にあたる必要があった。</li> </ul>	
図面・写真等	 <p style="text-align: center;">図. 参-3 広域避難地として利用される園内の様子</p>	
出典	<ul style="list-style-type: none"> <li>・(公財)福島県都市公園・緑化協会(2011):東日本大震災と東京電力福島第一原子力発電所事故により開設運営したあづま総合体育館避難所の記録<sup>116)</sup></li> <li>・赤塚行雄(2013):都市公園指定管理者の東日本大震災への対応と検証について、都市公園201<sup>117)</sup></li> </ul>	

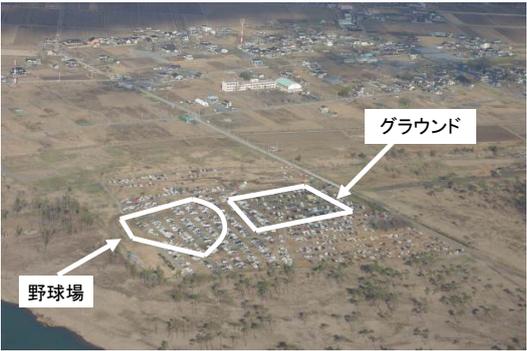
No. 3

タイトル	鷹来の森運動公園(宮城県東松島市)	自動車避難・救援活動拠点・仮設住宅
災害	東日本大震災	
概要	鷹来の森運動公園（面積 30,841 m <sup>2</sup> 、広域避難地）が、発災からの時間経過に応じ、自動車避難・救援活動拠点・仮設住宅として下図のとおり活用された。	
今後に向けた課題	物資保管スペース等が不足し、民地及び民間施設の借用を行うこととなった。	
図面・写真等		
<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="width: 48%;"> <p data-bbox="146 465 325 504"><b>震災 4 時間後</b></p>  <p data-bbox="146 1016 657 1093">駐車場が避難者の車により満車となった 避難者：約 230 人</p> </div> <div style="width: 48%;"> <p data-bbox="810 465 893 504"><b>5 日後</b></p>  <p data-bbox="810 1016 1458 1093">自衛隊の部隊が展開し、一部ヘリポート(中型)利用 避難者：約 60 人</p> </div> </div>		
<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="width: 48%;"> <p data-bbox="146 1144 432 1182"><b>10 日後～4 カ月後 など</b></p>  </div> <div style="width: 48%;"> <p data-bbox="810 1144 991 1182"><b>5 カ月以降 など</b></p>  <p data-bbox="810 1680 1091 1718">仮設住宅が建設される</p> </div> </div>		
<p>図. 参-4 時間経過に応じた園内の利用形態の移り変わり</p>		
出典	・ 東松島市資料	

No. 4

タイトル	北上総合運動公園(岩手県北上市)	救援活動部隊の中継活動拠点
災害	東日本大震災	
概要	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 自衛隊の津波被災地支援に係る中継活動拠点設置 (平成 23 年 3 月 15 日～25 日)</li> <li>① 支援物資の補充、自衛隊第7生活支援隊員の交代 延べ 500 人程/日</li> <li>② 自衛隊車両駐車場 第1・2駐車場、体育館脇等約 22,400 m<sup>2</sup>の一部</li> <li>③ 支援物資保管、隊員宿泊スペース 体育館内大・小アリーナ 2,920 m<sup>2</sup></li> <li>④ 自衛隊本部スペース 体育館 2F 会議室</li> <li>⑤ ヘリ発着場 第2運動場 14,600 m<sup>2</sup>の一部</li> </ul>	
公園管理者の対応	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 公園の概要 486,247 m<sup>2</sup>の総合公園</li> <li>・ 園内のスポーツ施設を管理する財団法人北上市体育協会が自衛隊に対し、利用調整等に対応</li> <li>・ 緊急時であるため、自衛隊の施設利用については、口頭による許可</li> <li>・ 利用条件としては、現状復旧のみ</li> </ul>	
今後に向けた課題	災害発生時、連絡手段が全て不通となり、初動時に自治体等との連絡が取れなかった。	
図面・写真等	 <p data-bbox="587 1473 1244 1512">図. 参-5 園内の利用状況 (発災から1週間～1ヶ月後)</p>  <p data-bbox="411 1904 821 1937">図. 参-6 自衛隊車両 (第1駐車場)</p>  <p data-bbox="949 1904 1348 1937">図. 参-7 自衛隊車両 (体育館脇)</p> <p data-bbox="1268 1944 1468 1982">(H23. 3. 15 撮影)</p>	
出典	・ 北上市資料	

No. 5

タイトル	奥松島運動公園ほか(宮城県東松島市) 災害廃棄物仮置場、被災車両仮置場	
災害	東日本大震災	
概要	<p>■奥松島公園(総合公園、広域避難地、面積 94,048 m<sup>2</sup>)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・発災後 1 ヶ月以降:災害廃棄物仮置き場として利用</li> </ul>	<p>■東部運動公園(地区公園、防災上の位置付けなし、34,300 m<sup>2</sup>)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・発災後 1 ヶ月以降:被災車両仮置き場として利用</li> </ul>
公園管理者の対応	<p>■奥松島公園</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・災害廃棄物仮置場(約141,000m<sup>2</sup>の一部)として利用。公園内には元々舗装路があり、その舗装路を仮置場内搬入路に利用した。このことにより、品目毎に分別仮置きが比較的容易になった。</li> <li>・敷地内には、プレハブ、仮設トイレを設置し、搬入車両、搬入物の確認を実施した。</li> </ul>	<p>■東部運動公園</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・被災自動車の仮置場(34,252.08m<sup>2</sup>)として利用。最大3200台の被災車両を搬入。</li> <li>・敷地内には、プレハブ、仮設トイレを設置し、警備、所有者や処理業者等の現地立ち会いを実施。</li> <li>・搬入車両のナンバーの確認と、その車両の搬入場所の整理、また、所有者からの問い合わせに苦心した。</li> </ul>
今後に向けた課題	<p>■奥松島公園</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・施設内のトイレや備品倉庫は、仮置場として利用する際、撤去する必要があるため、構築物等は極力軽微なものが望ましい。</li> </ul>	<p>■東部運動公園</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・バックネット等の設備が津波で流出し、公園内に散乱していたため、通常の設備は、極力軽微なものが望ましい。</li> <li>・沿岸部に所在し、津波被害があったため、暗渠等の排水設備が機能せず、雨等により、地面がぬかるんだ。→仮に舗装等をしてあっても、直に津波被害を受ける地域であるため、アスファルトが剥がれることが考えられ、必ずしも効果は望めない。</li> </ul>
図面・写真等	<p>■奥松島公園</p> <p>撮影時期:平成24年12月6日</p>  <p>図. 参-7 園内の利用状況(発災から一ヶ月以降)</p>	<p>■東部運動公園</p> <p>撮影時期:平成24年12月6日</p>  <p>図. 参-8 園内の利用状況(発災から一ヶ月以降)</p>
出典	・東松島市資料	



No. 7

タイトル	三木総合防災公園(兵庫県)	防災拠点・広域連携
災害概要	東日本大震災	
公園管理者の対応	発災当日には、他府県の消防隊が宿泊し、1週間程度は支援物資集積が行われた。 ・公園計画時点から、防災公園としての災害時の役割を施設毎に設定しており、①食料等物資の備蓄機能、②救援物資の集積・保管機能、③応急活動要員の宿営機能を満たしている。 ・隣接する県広域防災センターと一体的に管理し、平時の管理運営から災害時の防災対応へスムーズに移行し、迅速な対応が取れる仕組みを整えている。	

図面・写真等

震災後(陸上競技場・バックスタンド・サイドスタンド下の備蓄倉庫)

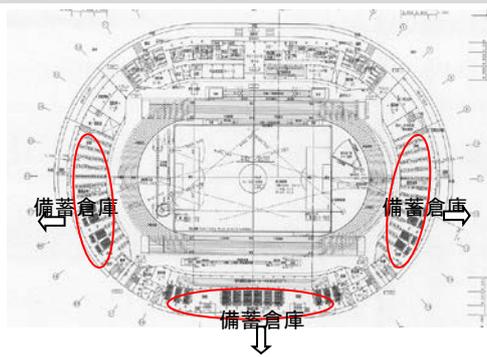


図. 参-11 備蓄倉庫の利用状況平面図



図. 参-12 備蓄倉庫の利用状況写真

- ・備蓄物資(アルファ化米 50,000 食、毛布 10,300 枚他)の発送
- ※スタンド下の空間を利用して整備した備蓄倉庫は、トラックを横付けして荷物の積み卸しが可能。

震災後(屋内テニスコート・南北サブコート、通路)

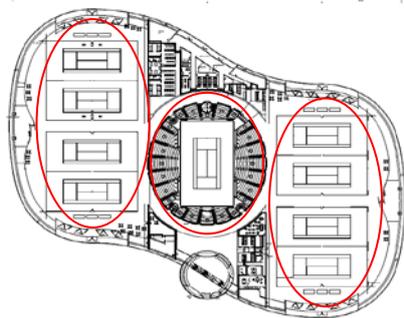


図. 参-13 部隊中継基地としての利用状況平面図



図. 参-14 部隊中継基地としての利用状況写真

- ・山口県消防隊員が被災地へ向かう中継基地として、寝袋を設置し、宿泊、宿营地として利用。

震災後(屋内テニスコート・南北サブコート)

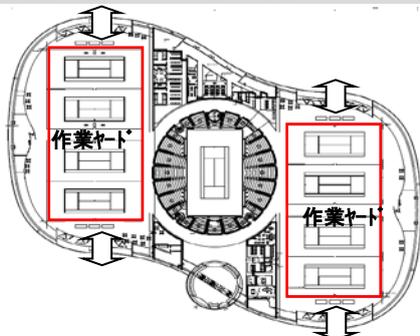


図. 参-15 物資集積地としての利用状況平面図



図. 参-16 物資集積地としての利用状況写真

- ・県民から提供のあったコートやジャンパー等の防寒着を、ボランティアの参画を得て集積・仕分け・発送

※外部とは、4箇所入口からトラックの出入りが可能である。  
 2011年3月に発生した東日本大震災発災後は、北側サブコートの半面を活用して作業を実施。

出典 兵庫県資料

タイトル	日比谷公園(東京都)	帰宅困難者対応																
災害	東日本大震災																	
概要	<p>■発災直後：周辺のビルから多くの人々が避難</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・屋外には、震災直後から 17 時頃まで滞留者が有り、その後、徒歩帰宅を開始したり、一時滞在場所へ移動されたりした。</li> </ul> <p>■発災後～翌朝：グリーンサロンと緑と水の市民カレッジでの帰宅困難者受け入れ</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・飲食スペースであるグリーンサロン(1 階)は、震災時も営業中であったが、発災直後、職員により一度利用者を施設外に避難誘導し、揺れが納まった後、営業を再開した。一時、施設内は 100 名余が集まっていた。</li> <li>・グリーンサロンおよび市民カレッジは、休憩所・滞在所として終夜開放され、ラジオでニュースを流す他、ホワイトボードを情報掲示板として交通機関運行等の情報を貼り出し逐一情報更新を行った。また、毛布等の備蓄がない中、防寒用にテーブル用の布クロスを滞在者に貸し出すなど対応を行った。</li> </ul> <table border="1" data-bbox="1007 577 1481 835"> <thead> <tr> <th>時間</th> <th>状況</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>15:00</td> <td>グリーンサロン利用者屋外退避 その後グリーンサロン内満員状態</td> </tr> <tr> <td>21:30</td> <td>日比谷公会堂より、職員の誘導で80名の帰宅困難者が移動してくる(公会堂の暖房の使用中止のため)</td> </tr> <tr> <td>21:30</td> <td>1階100名、2階に80名、合計約180名が滞在</td> </tr> <tr> <td>24:00頃</td> <td>10名程度帰宅(一部の交通機関が運行再開のため)</td> </tr> <tr> <td>25:30</td> <td>27名が経済産業省の仮眠スペース(毛布あり)に移動</td> </tr> <tr> <td>早朝</td> <td>炊き出し、おにぎり等を無料配布(約50名)</td> </tr> <tr> <td>8:00現在</td> <td>帰宅困難者全員帰宅(交通機関のさらなる再開のため)</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: right;">表.参-2 園内での帰宅困難者対応状況</p> <p>■発災後～翌朝：日比谷公会堂での帰宅困難者受け入れ</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・夜 19:30 頃から、東京都の指示により帰宅困難者の受け入れ開始し、翌朝 8:00 頃までに、延べ 300～340 名程度を受け入れた。</li> <li>・食料・毛布等の備蓄がなかったが、公会堂内事業者より、飲料やスナック類の提供等があり、また、職員の携帯電話充電器を集めた充電ステーションが設置された。</li> </ul>		時間	状況	15:00	グリーンサロン利用者屋外退避 その後グリーンサロン内満員状態	21:30	日比谷公会堂より、職員の誘導で80名の帰宅困難者が移動してくる(公会堂の暖房の使用中止のため)	21:30	1階100名、2階に80名、合計約180名が滞在	24:00頃	10名程度帰宅(一部の交通機関が運行再開のため)	25:30	27名が経済産業省の仮眠スペース(毛布あり)に移動	早朝	炊き出し、おにぎり等を無料配布(約50名)	8:00現在	帰宅困難者全員帰宅(交通機関のさらなる再開のため)
時間	状況																	
15:00	グリーンサロン利用者屋外退避 その後グリーンサロン内満員状態																	
21:30	日比谷公会堂より、職員の誘導で80名の帰宅困難者が移動してくる(公会堂の暖房の使用中止のため)																	
21:30	1階100名、2階に80名、合計約180名が滞在																	
24:00頃	10名程度帰宅(一部の交通機関が運行再開のため)																	
25:30	27名が経済産業省の仮眠スペース(毛布あり)に移動																	
早朝	炊き出し、おにぎり等を無料配布(約50名)																	
8:00現在	帰宅困難者全員帰宅(交通機関のさらなる再開のため)																	
公園管理者の対応	<ul style="list-style-type: none"> <li>・停電や断水等のライフラインの被害がなかったため、施設を開放できた。</li> <li>・指定管理者の本部と連絡が取れなかったが、現場職員の判断で対応できた。</li> <li>・ラジオでニュースを流す他、ホワイトボードを情報掲示板として交通機関運行等の情報を貼り出し逐一情報更新を行った。</li> <li>・グリーンサロンの食糧で炊き出し、おにぎり等を帰宅困難者に提供した。</li> </ul>																	
図面・写真等	<div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div data-bbox="405 1326 938 1727">  <p style="text-align: center;">図.参-17 発災直後の園内の様子</p> </div> <div data-bbox="943 1326 1476 1727">  <p style="text-align: center;">図.参-18 園内での帰宅困難者等への情報提供の様子</p> </div> </div>																	
今後に向けた課題	ライフライン断絶時や夜間の対応、物資の備蓄、公園管理者と市区町村の連携、公園内施設間の連携強化、周辺の施設(公的施設や民間企業、学校等)との連携や役割分担 等																	
出典	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 小島・山本・山口・一條・手代木(2011): 東日本大震災における都心部都市公園の役割の把握-日比谷公園を事例として-, 日本造園学会関東支部大会研究・事例報告集 29 <sup>17)</sup></li> <li>・ 緑と水の市民カレッジ資料</li> </ul>																	

## No. 9

タイトル	日の出おひさま公園ほか(千葉県浦安市)	仮設トイレ設置(1か月間程度)
災害	東日本大震災	
概要	<ul style="list-style-type: none"> <li>・埋め立てにより造成された市域の86%の範囲で地盤の液状化現象が発生し、多くの場所で土砂の噴出や地盤沈下が発生した。</li> <li>・死者など重篤な人的被害はなかったが、液状化に伴い、道路や公園、上下水道、電気、ガスなどの都市基盤施設が被害を受けるとともに、住宅地では、戸建住宅が沈下や傾斜の被害を受けたほか、集合住宅では、杭の抜け上がりや敷地内のガス、電気などの設備が損壊するなど多くの被害を受けた。</li> <li>・主に戸建て住宅のある下水道が被災した区域の29公園に、合計217基の仮設トイレを設置。内訳は、市設置(組立トイレ)28基、レンタルトイレ160基(市)、住宅開発事業者設置29基。</li> <li>・日の出おひさま公園の場合、H23.3.19～H23.4.27、設置数10基(レンタルトイレ)。</li> <li>・被災した集合住宅については概ねそれぞれの集合住宅内で一時利用が可能だった。</li> </ul>	
公園管理者の対応	<ul style="list-style-type: none"> <li>・仮設トイレの設置は、環境レンジャー課が対応した。</li> <li>・設置にあたって書面等での特別な手続きはせず、口頭で設置場所の確認等のみ。</li> <li>・1公園にのみマンホールトイレ(便槽貯留式)が8穴あり4穴を使用した。使用后、汲み取り、清掃・消毒した(弁天ふれあい公園)。</li> </ul>	
今後に向けた課題	<ul style="list-style-type: none"> <li>・トイレの不足、形態(和式、洋式等)、設置場所など。</li> <li>・トイレ使用状況については、把握できなかった。</li> <li>・トイレの設置に関する指示系統が曖昧だった。</li> <li>・トイレの清掃と管理について、当初は市とボランティアが行い、その後は業者に委託された。</li> <li>・使用後のトイレの対応(廃棄処分と再利用)</li> <li>・夜間の照明</li> </ul>	
図面・写真等	 <p data-bbox="411 1626 1469 1697">図. 参-19 日の出おひさま公園仮設トイレ設置状況 (H23. 3. 19～H23. 4. 27、設置数10基(レンタルトイレ))</p>	
出典	浦安市資料	

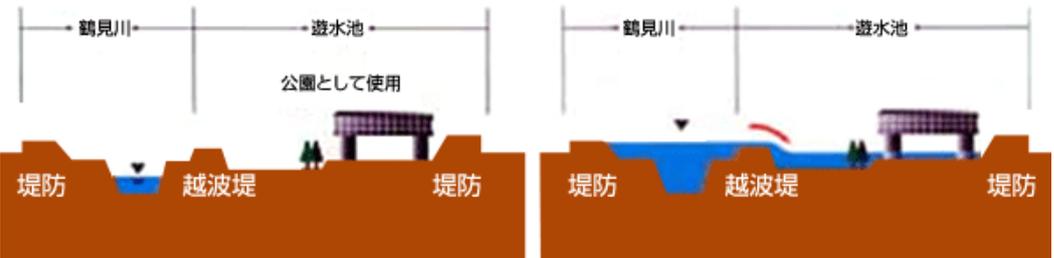
No. 10

タイトル	国営越後丘陵公園(国土交通省)	救援拠点
<p>災害概要</p>	<p>新潟県中越地震</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>地震発生から11日後の11月4日に陸上自衛隊より、長岡・小千谷・川口方面への炊き出しを行うための食材供給支援基地として、公園内駐車場使用の要望があり、その後新潟県災害対策本部から正式要請を受け、受け入れ協力を行った。</li> <li>自衛隊の公園利用は、11月8日から設営開始、11月11日から本格的な支援活動を開始、避難所生活が解消される12月21日まで、41日間に及んだ。</li> <li>主な活動は、長岡市及びその周辺地域の避難所への給食、給水、入園支援で、その中心となる給食支援は最大で1日24,000食。</li> <li>自衛隊の受入れ規模は、最大時で隊員800人、車両は150台。</li> </ul>	
<p>公園管理者の対応</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>平成10年に全体面積400haのうち120haが開園(当時)していた。長岡市では最大震度6弱を記録。公園内の施設被害のため、発災翌日から約1ヵ月間臨時閉園した。翌月11月3日からバラ園とシャワーを開放し、11月20日からは安全確保のため利用施設を制限しながら無料開園を行った。</li> <li>自衛隊からの要請は、広大な駐車場(150m×300m=45,000 m<sup>2</sup>)を物資の仕分けのために利用すること。亀型の敷地を、自衛隊の駐屯として、通信設備、炊き出し場、食料の配布、自衛隊の祝宴、自衛隊のメンテナンススペース(車両、救護)として利用された。</li> </ul>	
<p>今後に向けた課題</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>利用ゾーニング・動線：自衛隊が駐留しての救援活動と、来園者の一般利用が混在した。エリアで区切りつつ、利用時間帯を区切る等の対応が取られたが、車両の通行と来園者動線の区分が必要である。</li> <li>污水排水設備：上水は最寄りの散水栓や給水車を利用できるが、污水は仮設では処理しにくい。隊員用だけでなく、被災者への炊き出し、入浴、洗濯処理も想定し、污水排水は必須であった。</li> <li>舗装上でのテント設営：駐車場に食材仕分け用大型テントを設置したが、舗装上でアンカーロープを張っていなかったため、強風で飛ばされ破損した。その後、舗装に鉄ピンのアンカーを打ち込んで設営したため、撤去時補修が必要となった。</li> </ul>	
<p>図面・写真等</p>	<div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div data-bbox="421 1359 863 1738"> </div> <div data-bbox="879 1359 1458 1738"> </div> </div>	
<p>出典</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>国営越後丘陵公園事務所(2006):新潟県中越地震における国営越後丘陵公園の役割, 公園緑地 67(1) 119)</li> <li>手代木・山村・稲川(2005):災害時における大規模公園の実際~国営越後丘陵公園の新潟県中越地震での取り組み, 都市緑化技術 58 67)</li> </ul>	

No. 11

タイトル	千谷運動公園(新潟県小千谷市)	仮設住宅設置
災害	新潟県中越地震	
概要	千谷運動公園(野球場・多目的グラウンド)において、発災から1週間から約2年半、313戸の応急仮設住宅が建設された。	
公園管理者の対応	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 仮設住宅の建設地として利用</li> <li>・ 被災地の復旧が進められる中で、被災者を入居させるための応急仮設住宅の建設が必要となり、その半数以上が都市公園に建設用地を確保した。</li> </ul>	
図面・写真等	<div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div data-bbox="414 609 973 985"> <p>図. 参-22 仮設住宅の配置図</p> </div> <div data-bbox="989 672 1436 985"> <p>図. 参-23 仮設住宅建設中の様子</p> </div> </div> <div style="display: flex; justify-content: space-around; margin-top: 20px;"> <div data-bbox="427 1227 912 1559"> <p>図. 参-24 仮設住宅写真 (完成後)</p> </div> <div data-bbox="932 1120 1461 1559"> <p>図. 参-25 仮設住宅上空写真</p> </div> </div>	
出典	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 小千谷市資料</li> <li>・ 新潟県土木部都市局都市整備課 (2005) : 新潟県中越大震災と公園緑地～震災時に都市公園が果たした役割と今後の課題～, 公園緑地 66(4) <sup>120)</sup></li> </ul>	

No. 12

タイトル	新横浜公園(横浜市)	多目的遊水地
災害	水害	
概要	<ul style="list-style-type: none"> <li>・新横浜公園は、国土交通省京浜河川事務所管理下の多目的遊水地の上に建設されている。新横浜公園のある鶴見川流域は、古来洪水被害が多く発生する地域であり、治水対策が大きな課題となっていた。</li> <li>・新横浜公園は、河川が氾濫した際に一時的に河川の水を引き込み、洪水の一部を溜めることで、流域への洪水被害を低減させる機能を持つ多目的遊水地でもある。</li> </ul>	
図面・写真等	<p>遊水地平面図</p>  <p>図. 参-26 新横浜公園・鶴見川遊水地平面図</p>  <p>図. 参-27 新横浜公園・鶴見川遊水地における洪水調節の仕組み</p>  <p>図. 参-28 新横浜公園・鶴見川遊水地における洪水調節の様子 (左：通常時 右：洪水調節時)</p>	
出典	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国土交通省関東地方整備局京浜河川事務所 HP<sup>29)</sup></li> </ul>	

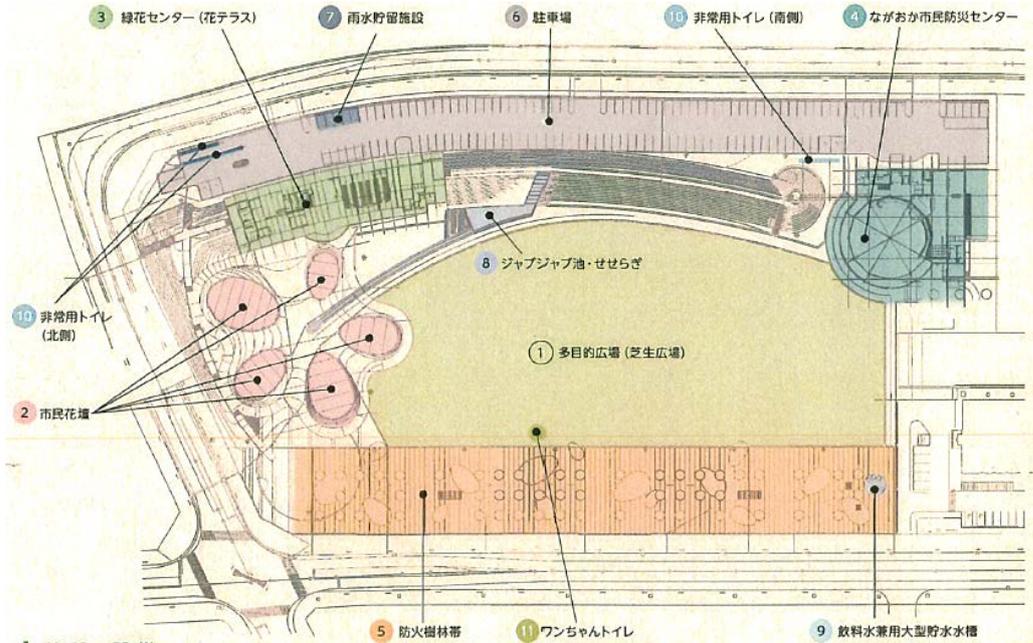
No. 13

タイトル	三木総合防災公園(兵庫県) <span style="float: right;">防災拠点・広域連携</span>	
災害タイプ・地区	阪神・淡路大震災	
公園概要	面積:202.5ha 開園:平成 17 年 8 月	所在地:兵庫県三木市 管理主体:兵庫県
主な防災関連公園施設等	入口形態(防災上の配慮) 外周形態(防災上の配慮) 園路・広場(防災上の配慮) ヘリポート(補助競技場・野球場) 耐震性貯水槽 非常用井戸 池・流れ ※生活用水など多目的用水	非常用便所 放送設備 非常用電源設備 ・ディーゼルエンジン発電機(陸上競技場: 400kw×1基、屋内テニスコート:84kw×1基) ・ガス発電機(陸上競技場:400kw×2基) 非常用照明設備 備蓄倉庫 管理事務所
公園緑地の防災・減災機能	広域防災拠点、防災学習	
工夫した点	<管理事務所(停電対策)> ・ディーゼルエンジン発電による非常用発電機(陸上競技場、屋内テニスコート) ・ガス発電による非常用発電機(陸上競技場) <管理運営(広域連携)> 災害時の他機関との連携対策(兵庫県広域防災センターと一体となった県域防災拠点としての運用)、近畿府県合同防災訓練の実施。 <整備(広域連携)> 既存非常用電源に加え、災害ボランティア活動用に太陽光発電及び蓄電池を設置予定。	
公園図面・写真等	 <p style="text-align: center;">図. 参-29 三木総合防災公園平面図</p>	
出典	・兵庫県資料	

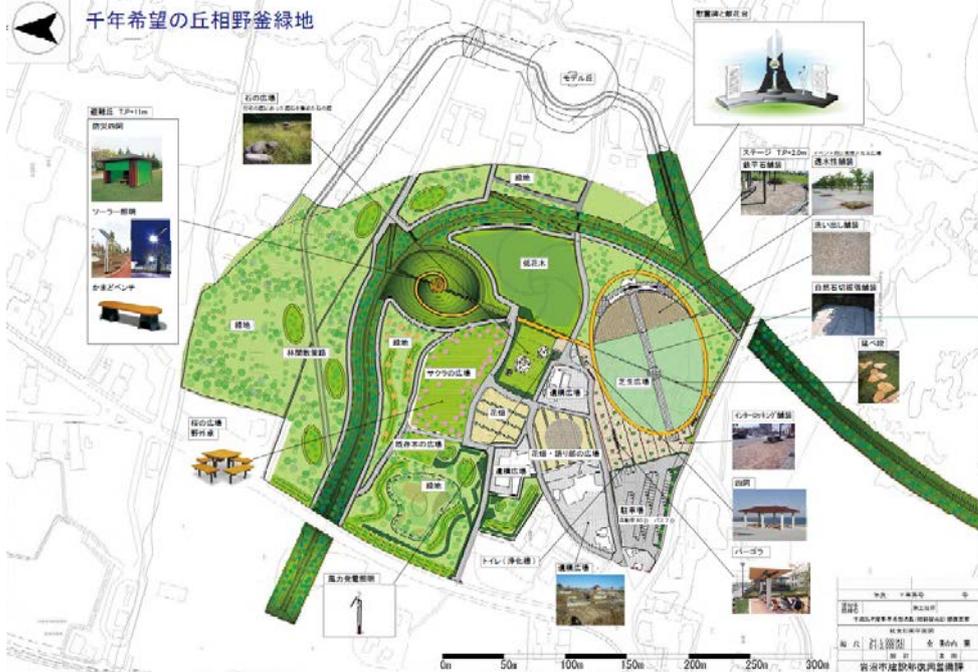
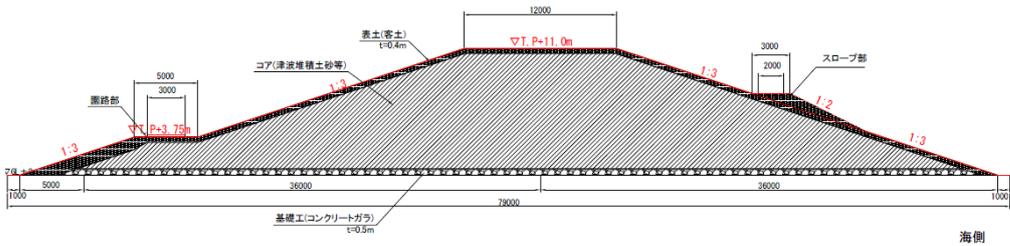
No. 14

タイトル	鳳公園(堺市) <span style="float: right;">一次避難地</span>	
災害タイプ・地区	阪神・淡路大震災	
公園概要	面積:2.1ha 開園:平成 18 年 12 月	所在地:大阪府堺市 管理主体:堺市
主な防災関連公園施設等	植栽(防火植栽帯等) 非常用井戸、手くみポンプ 2 基(貯留槽から生活用水を供給) 非常用便所(マンホール型トイレ7基、汚水貯留機能付トイレ) 非常用照明設備(ソーラー式照明灯 5 基、約 13%)	備蓄倉庫 防災パーゴラ ヘリポートや救援系の広場:4,400 m <sup>2</sup> 防災器具収納機能付縁台 4 基 防災機能付遊具(テントを張る避難施設を有する遊具・かまどになるステップ遊具) 防火水槽 100t 級
公園緑地の防災・減災機能	一次避難地	
工夫した点	<管理運営> 地元自治会中心の NPO が指定管理者となり維持管理、防災訓練を実施	
公園図面・写真等	<div data-bbox="411 936 1474 1429" data-label="Image"> </div> <p style="text-align: center;">図. 参-30 鳳公園平面図</p> <div data-bbox="421 1518 941 1908" data-label="Image"> </div> <div data-bbox="954 1518 1474 1908" data-label="Image"> </div>	
出典	・堺市資料	

No. 15

タイトル	長岡市民防災公園(新潟県長岡市)		地域防災拠点
災害タイプ・地区	新潟県中越地震		
公園概要	開園:平成 22 年度 面積:3.0ha	所在地:長岡市千歳 1 丁目他 管理主体:長岡市公園緑地課	
主な防災関連公園施設等	入口形態(防災上の配慮) 外周形態(防災上の配慮) 園路・広場(防災上の配慮) ヘリポート(多目的広場 9,000 m <sup>2</sup> ) 植栽(防火植栽帯等) 飲料水兼用耐震性貯水槽(100t) 池・流れ ※防火用水などに利用	非常用便所(下水道直結式 14 基、貯留式 10 基) 放送設備 標識 情報提供設備 管理事務所	
公園緑地の防災・減災機能	<ul style="list-style-type: none"> <li>・防災上の位置付け:地域防災拠点</li> <li>・まちなか避難スペース、避難生活テントスペース(475 張)、緊急用ヘリポート</li> <li>・平常時は防災関係団体の活動拠点や防災学習機能を備えている。</li> </ul>		
工夫した点	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ながおか市民防災センターの停電対策として、隣接する消防本部庁舎からコージェネレーションシステムによる電力供給を受けられる。</li> </ul>		
公園図面・写真等	 <p style="text-align: center;">図. 参-33 長岡市民防災公園平面図</p>  <p style="text-align: center;">図. 参-34 公園全景</p>		
出典	・長岡市資料		

No. 16

タイトル	千年希望の丘相野釜緑地(宮城県岩沼市)		津波避難地
災害タイプ・地区	東日本大震災		
公園概要	面積:約 16.7ha 開園:平成 26 年 8 月 1 日	所在地:宮城県岩沼市 管理主体:岩沼市	
主な防災関連公園施設等	非常用電源設備 非常用照明設備(ソーラー・風力) 人工の丘陵(津波避難のための築山):T.P.+11.0m ※今時津波高さ TP8.0m に余裕高さ 3m を足した築山(避難丘)を整備 海拔表示板 津波避難誘導(公園内園路が避難誘導路になっている。) 遺構広場、慰霊碑と献花台 かまどベンチ、防災四阿		
公園緑地の防災・減災機能	津波からの一次避難		
工夫した点	・人工の丘陵の高さ(T.P.+11.0m)は、今時津波高さ TP8.0m に余裕高さ 3m を足した高さ ・津波避難誘導として、公園内園路が避難誘導路になっている。		
公園図面・写真等	 <p style="text-align: center;">図. 参-35 千年希望の丘相野釜緑地園平面図</p>  <p style="text-align: center;">図. 参-36 千年希望の丘相野釜緑地 避難丘断面図</p>		
出典	・岩沼市資料		

No. 17

タイトル	<b>広尾防災公園(千葉県市川市)</b> <span style="float: right;"><b>防災拠点・一時避難場所</b></span>	
災害タイプ・地区	首都直下地震	
公園概要	面積:約 3.7ha 開園:平成22年4月	所在地:千葉県市川市 管理主体:市川市(委託管理)
<b>主な防災関連公園施設等</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・管理棟(管理事務所・備蓄倉庫等)</li> <li>・物資集積所</li> <li>・避難広場</li> <li>・緊急用ヘリポート(吹き流し常設)</li> <li>・大型緊急車両対応園路(幅員、舗装構造)</li> <li>・耐震性飲料用貯水槽(地下埋設):120 m<sup>3</sup></li> <li>・防火水槽(地下埋設):40 m<sup>3</sup>・3基</li> <li>・受水槽:40 m<sup>3</sup>・1基(地上部設置、上水貯留、平常時は散水用等、非常時はトイレ洗浄水やヘリポートの散水に活用)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・非常用自家発電設備</li> <li>・かまどベンチ・スツール・非常用トイレ(地下埋設):和洋 68 穴  <small>※先行整備した市川市大洲防災公園の経験から、トイレ間隔を広くスペース設置に配慮するとともに、車イス対応トイレを舗装園地に整備した。</small></li> <li>・雨水貯留槽(地下埋設)  <small>※園内の雨水流出抑制対策</small></li> </ul>
<b>公園緑地の防災・減災機能</b>	防災拠点・一時避難場所の機能を有する都市公園 ・避難圏域:地区公園の誘致距離(概ね半径 1km)及び隣接する一時避難場所(南行徳小学校)の配置状況を考慮し、相之川 1・2 丁目、新井 1～3 丁目、島尻、広尾 1・2 丁目を避難圏域として設定し、新井小学校とともに一時避難場所としての機能を担う。避難想定人口は約 13,000 人。	
<b>工夫した点</b>	<公園外での防災配慮事項> ・隣接幹線道路の信号機の地点名標識を警察協議により「広尾防災公園」とすることで、カーナビ等にも表示され、災害時の外部からの救援車両アクセスに配慮。 ・電柱倒壊による道路閉塞を防止するため、隣接道路の電線を地中化した。 ・旧江戸川に緊急用船着場の整備計画(千葉県)があり、それにより陸、空、河川からのアクセスを確保できる。	
<b>公園図面・写真等</b>	 <p style="text-align: center;">図. 参-37 広尾防災公園平面図</p>	
<b>出典</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・公益財団法人都市緑化機構・防災公園とまちづくり協同研究会編(2015):防災公園技術ハンドブック防災公園・施設資料集 2015<sup>121)</sup></li> <li>・市川市資料</li> </ul>	

No. 18

タイトル	蘇我スポーツ公園(千葉市) <span style="float: right;">広域防災拠点</span>	
災害タイプ・地区	首都直下地震	
公園概要	面積:46ha 開園:平成17年10月(一次開園)	管理者:指定管理者(有料施設のみ) 千葉市(一般園地)
主な防災関連公園施設等	入口形態(防災上の配慮) 外周形態(防災上の配慮) 園路・広場(防災上の配慮) ヘリポート 植栽(防火植栽帯等) 耐震性貯水槽	非常用便所 放送設備 非常用電源設備 備蓄倉庫 管理事務所 津波避難タワー(蘇我球技場・フクダ電子アリーナ)
公園緑地の防災・減災機能	・広域防災拠点(救援、復旧興のため後方支型活動拠点)	
工夫した点	<災害時の運用のルール> 市地域防災計画で「広域防災拠点(救援、復旧興のため後方支型活動拠点)」の位置付けがあり、有事の際に、諸機関・市が円滑連携するため指揮系統を防災部門が主体となることで詳細調整している。	
公園図面・写真等	 <p>図. 参-38 蘇我スポーツ公園平面図</p>  <p>図. 参-39 多目的広場</p>  <p>図. 参-40 自家発電機</p>	
出典	・千葉市資料	

No. 19

<p>タイトル</p>	<p>茨城県神栖市 神栖中央公園(土研跡防災公園)</p>	
<p>災害タイプ・地区</p>	<p>首都直下地震、南海トラフ地震</p>	
<p>公園概要</p>	<p>面積:約 19ha                  所在地:神栖市木崎 1203-9                  開設日: 2014年5月31日</p>	
<p>主な防災関連公園施設等</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・備蓄倉庫(RC2 階建て、備蓄スペース 975 m<sup>2</sup>、食糧、飲料水、毛布、資機材などを備蓄)</li> <li>・飲料水として、耐震性貯水槽 100t</li> <li>・生活用水として、耐震性井水貯留槽 80t、手押し式防災用井戸 2 箇所</li> <li>・防災トイレ 56 基(スツール型、マンホール型)</li> <li>・ヘリポート</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・カマドベンチ</li> <li>・自家用発電機</li> <li>・太陽光発電型 LED 照明</li> <li>・防災パーゴラ(災害時にはテント等を取り付けることで、救護所や供給物資の一部保管場所等になる。)</li> <li>・ふれあいの丘(人工丘陵)</li> </ul>
<p>公園緑地の防災・減災機能</p>	<p>約 19ha の広大な敷地の中に、市の備蓄の中心となる備蓄倉庫、飲料水を確保する耐震性貯水槽、防災トイレ、カマドベンチなどの防災機能を備えた地域の防災拠点となる公園。</p>	
<p>公園図面・写真等</p>	<div data-bbox="485 813 1410 1451" data-label="Figure"> </div> <p style="text-align: center;">図. 参-41 神栖中央公園平面図</p> <div data-bbox="427 1512 1469 1865" data-label="Image"> </div> <p style="text-align: center;">図. 参-42 ふれあいの丘</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・規模:標高 15m(地上高 8.5メートル)、直径 80m                  (標高 10m 以上の場所に約 1,500 人避難可能、園路に埋め込み式の誘導灯あり)</li> </ul>	
<p>出典</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・神栖市 HP<sup>122)</sup></li> <li>・神栖市資料</li> </ul>	

## No. 20

タイトル	<b>新潟県見附市 刈谷田川防災公園(道の駅と一体整備)</b>	
災害タイプ・地区	水害	
公園概要	面積:4.6ha 開園:平成 25(2013年)8月	管理主体:見附市
主な防災関連公園施設等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ヘリポート</li> <li>・備蓄倉庫</li> <li>・管理事務所</li> <li>・水防倉庫</li> <li>・人工丘陵(水防土嚢作成用の築山)</li> <li>・入口形態(防災上の配慮)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・外周形態(防災上の配慮)</li> <li>※放送設備</li> <li>※情報通信施設</li> <li>※情報提供設備</li> <li>※非常用電源設備(太陽電池+蓄電池)</li> <li>(※は隣接する「道の駅」の施設)</li> </ul>
公園緑地の防災・減災機能	水害時の水防活動拠点、自衛隊、ボランティアの活動拠点、物資等の中継点	
工夫した点	<ul style="list-style-type: none"> <li>・資材搬入に使用できる園路</li> <li>・道路に面した部分に外周柵が無い</li> </ul>	

### 公園図面・写真等



図. 参-43 刈谷田川防災公園平面図

図. 参-44 刈谷田川防災公園全景



図. 参-45 備蓄倉庫及び水防倉庫



図. 参-46 備蓄物資



図. 参-47 水防活動用資材

### 出典

・見附市資料

## 参. 2 防災公園等の整備に関する支援措置

- 地方公共団体が行う防災公園等（表. 参-3）の整備は、都市公園事業（「防災・安全交付金」及び「社会資本整備総合交付金」の基幹事業）による支援の対象となる。
- 詳細については、以下の国土交通省ホームページ「社会資本整備総合交付金等について」を参照。  
URL : [http://www.mlit.go.jp/page/kanbo05\\_hy\\_000213.html](http://www.mlit.go.jp/page/kanbo05_hy_000213.html)

表. 参-3 防災公園等の整備に関する支援措置（都市公園事業）の対象要件<sup>※1</sup>

支援措置	機能区分	種別	規模	対象都市 <sup>※2</sup>	対象地域等 <sup>※3</sup>
防災・安全交付金 <sup>※4</sup>	広域防災拠点	広域公園 等	おおむね50ha以上	—	—
	地域防災拠点	都市基幹公園 等	おおむね10ha以上	①～⑧に該当する都市	i 又は ii に該当し、歩行距離2km圏内の避難地が2㎡/人未満の地域
	広域避難地	広域公園 都市基幹公園 等	10ha以上	①～⑦に該当する都市	ii、iii 又は iv に該当し、歩行距離500m圏内の避難地が2㎡/人未満の地域
	一次避難地	地区公園 近隣公園 等	2ha以上	—	—
	避難路	緑道	幅員10m以上	—	—
	帰宅支援場所	街区公園 等	500㎡以上を5箇所以上	①又は④に該当する都市	地域防災計画等で帰宅支援を効率的に行うために設定された道路から500m以内の地域
社会資本整備総合交付金	緩衝緑地	緩衝緑地 等	2ha以上	都市計画区域内住民一人あたりの公園緑地面積が10㎡未満で、かつDID区域内において、住民一人あたりの公園緑地面積が5㎡未満である都市	—
	身近な防災活動拠点	近隣公園 街区公園 等			

※1 このほかに、総事業費に関する要件（総事業費が5億円以上（市町村事業の場合は2.5億円以上））がある。

※2 対象都市の要件は以下のとおり。

- ① 三大都市圏の既成市街地等及びこれに隣接する区域に含まれる都市
- ② 大規模地震災害対策特別措置法に基づく地震防災対策強化地域に含まれる都市
- ③ 地震予知連絡会が平成19年度まで指定していた観測強化地域又は特定観測地域に含まれる都市
- ④ 指定市又はこれらの都市との広域連携が地域防災計画等に位置づけられている都市
- ⑤ 県庁所在都市、人口10万人以上の都市、又はこれらの都市との広域連携が地域防災計画等に位置づけられている都市
- ⑥ 南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法に基づく南海トラフ地震防災対策推進地域に含まれる都市
- ⑦ 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法に基づく日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進地域に含まれる地域
- ⑧ DID区域を有する都市

※3 対象地域の具体的要件は以下のとおり。

- i. 人口密度40人/haの地域    ii. DID地域    iii. 津波被害が想定される地域    iv. 1万人以上の帰宅困難者発生が想定される地域

※4 防災・安全交付金の対象となる「防災公園」は、地域防災計画等に、当該公園の防災に資する機能が位置づけられていること。



身近な公園



使いこなし

BOOK

平成29年9月

国土交通省 国土技術政策総合研究所

緑化生態研究室

## －はじめに－

皆さんが、日ごろ利用する身近な公園。ふだんは、子どもの遊び場、散歩・休息の場、健康づくりの場など、さまざまな目的で使われていますが、災害時には大変重要な役割を果たします。

平成28年4月に発生した熊本地震では、熊本市内で本震直後に少なくとも約11万人の市民の方が自宅外の避難所に避難し、そのうち約1万人以上が、市の地域防災計画で指定されていない避難場所（いわゆる「指定外避難所」）に避難しました。その中には、自治会、自主防災組織、消防団、民生委員、公園愛護会などの地域組織が中心となり、身近な公園を指定外避難所として利用した例も多く確認されています。平成7年の阪神・淡路大震災、平成16年の新潟県中越地震、平成23年の東日本大震災でも公園が市街地火災の延焼防止に役立ったり、緊急避難の場所、一時的避難生活の場所、自衛隊・警察・消防・ボランティアなどの支援拠点、仮設住宅の用地、ガレキ置き場、帰宅困難者の支援場所などとしてさまざまに利用されています。

一方で、防災機能を持つ身近な公園に、防災施設としてどんなに施設・設備があったとしても、それらを利用する人がしっかり使い方を理解して、日ごろから使いこなしていかなければその機能を十分に発揮することはできません。

そのため、公園愛護会、公園協議会、自治会、自主防災組織、消防団、民生委員など、災害時に地域の防災や公園利用にかかわる地域住民の方々に、災害時の公園の機能や利用方法、そして日ごろからの備えについて知っていただき、日ごろの地域活動に役立てて頂くことを目的として、本書を作成しました。

なお、身近な公園の役割は、いつも、どこでも同じということではなく、地域の地形などの状況や、災害の種類、規模によって異なる場合があります。皆さまには、本書とあわせ、お住まいの市町村の防災に関する計画もご確認いただければと思います。

本書を多くの方に読んでいただき、災害時に身近な公園が効果的な防災機能を発揮し、地域の更なる防災力の向上に役立つことを願っています。

平成29年9月

国土交通省国土技術政策総合研究所

緑化生態研究室



---

### 写真提供者一覧（敬称略）

---

緒方 宏明、川口 富子、坂田 勉、田中 康、布田 美智夫、由川 一夫  
公益財団法人 東京都公園協会、一般社団法人 日本損害保険協会  
大都市都市公園機能実態共同調査実行委員会・一般社団法人 日本公園緑地協会  
遠野市、堺市、広島市、北九州市

---

## － 本冊子の構成 －

はじめに	.....	1
本冊子の構成	.....	2
事例に学ぼう 災害時に役立つ公園の姿	.....	3

防災使いこなしポイント (● = 日ごろの備えポイント ● = 災害時の行動ポイント)

● -1 身近な公園と地域を知ろう	.....	5
● -1 落ち着いて安全に避難しよう	.....	6
● -2 公園の防災施設を使ってみよう	.....	7
● -2 知識と腕で防災施設を活かそう	.....	8
● -3 楽しくコミュニティを育もう	.....	9
● -3 地域で助け合い、協力しよう	.....	10

事例に学ぼう みんなで楽しく！！防災訓練	.....	11
----------------------	-------	----

LET'S BOUSAI!

● 防災マップをつくろう	.....	13
● マイ持ち出し袋を用意しよう	.....	14
● 知っておこう！公園の防災施設	.....	15
● 災害時のトイレ対策	.....	16
● 健康管理・衛生管理のポイント	.....	17

おさらい / 間違えやすい用語	.....	18
-----------------	-------	----

### 防災使いこなしポイント



「日ごろの備え」と「災害時の行動」のポイントを、それぞれ3ステップで紹介しています。また、日ごろの備えが災害時に行動に繋がっていることが分かりやすいよう、それぞれのポイントを交互に掲載しています。

### LET'S BOUSAI!



使いこなしポイントを踏まえ、地域の方々と一緒に具体的にアクションを起こすために必要な情報をテーマ毎に掲載しています。

事例に  
学ぼう

# 災害時に役立つ公園の姿

## 大規模火災 の延焼防止



阪神・淡路大震災  
延焼を防ぐ大公園（神戸市）（写真：毎日新聞社）

阪神・淡路大震災では、地震による家屋倒壊とともに火事による被害も甚大なものでした。公園というオープンスペースの存在そのものや、樹木が延焼を防いだ事例も少なくありません。

## 緊急避難 の場

発災直後、身近な公園は、家屋等の倒壊や火災などの危険から身の安全を確保するための緊急避難の場となります。熊本地震でも本震直後に身近な公園に指定外避難所を設置した事例が確認されています。



熊本地震  
八王寺中央公園（熊本市）  
での直後避難



熊本地震  
八王寺中央公園（熊本市）での直後避難



熊本地震  
泉ヶ丘公園（熊本市）内の集会所への直後避難  
2016/04/11



阪神・淡路大震災  
津知公園（芦屋市）のテント村



熊本地震  
国府公園（熊本市）での炊き出し

## 一時的な 避難生活 の場



阪神・淡路大震災  
津知公園（芦屋市）での情報交換・救援物資の配布



阪神・淡路大震災  
栄公園（神戸市）での一時的な避難生活



熊本地震  
渡鹿公園（熊本市）での炊き出し

公園が炊き出し、情報交換、救援物資の配布等が行われる、一時的な避難生活の場となることもあります。

## 仮設住宅 の用地

グラウンドなどの敷地がある公園では、仮設住宅用地にもなります。



阪神・淡路大震災  
手水公園（神戸市）に設置された仮設住宅

## 支援 拠点



東日本大震災  
遠野運動公園（岩手県）における自衛隊ベースキャンプ

防災拠点となる公園は、被災者の救出・救助等に当たる自衛隊、消防、警察等の支援部隊の活動の拠点として活用されます。



## 身近な公園と地域のことを知ろう

災害時の地域のことを考えることから「防災」ははじまっています。まずは自分たちの地域の状況や身近な公園の役割を知ることが大切です。

### ！ 身近なオープンスペースや避難ルートを確認しよう

地震のときに落下物の危険のない、安全な場所となる「身近なオープンスペース※」や、歩いて安全に避難できるルートなどを、ふだんから確かめておくことが大切です。

※身近なオープンスペースとは、公園をはじめ、学校の校庭、河川敷等があります。

### ！ 公園の役割を確認しよう

災害時に公園を緊急避難の場や一時的な避難生活の場として利用する上で公園が地域のなかでどのような役割を担うかを確認・共有しておくことが大切です。地区防災計画の中にも身近な公園を地域住民の皆さんの安全を確保する施設のひとつとして位置づけておくことが重要です。

### ！ 地区防災計画をつくろう

自治会、自主防災組織、公園愛護会、公園協議会等の防災活動を推進するには、「地区防災計画」を定めることが効果的です。地区防災計画は、災害時や復旧・復興期などの各時点において、様々な防災活動について誰が、何を、どれだけ、どのように行うか、それぞれの地域の状況に応じて、計画を作成します。

※地区防災計画とは  
平成25年の災害対策基本法の改正に伴ってできた新しい制度です。市町村などの一定の地区の居住者等が行う自発的な防災活動に関して、計画を定めることができるようになりました。



出典：内閣府（防災担当）「地区防災計画ガイドライン（H26.3）」



## 落ち着いて安全に避難しよう

地震が起きたら安全なオープンスペースへの避難が第一です。緊急の避難場所となる公園を知っておくことが、災害時のスムーズな避難に繋がります。

### 過去の震災からの教訓①

熊本地震では、震度6強の前震のあとに震度7の本震が発生し、多くの家屋が倒壊しました。建物内に滞在することの不安から、多くの地域住民の方が屋外に避難しました。

関東大震災、阪神・淡路大震災、新潟県中越地震、東日本大震災、熊本地震などの地震災害でも公園は緊急の避難場所として重要な役割を果たしました。



熊本地震本震直後における公園内の集会所への緊急避難の様子

### とにかく まずは避難

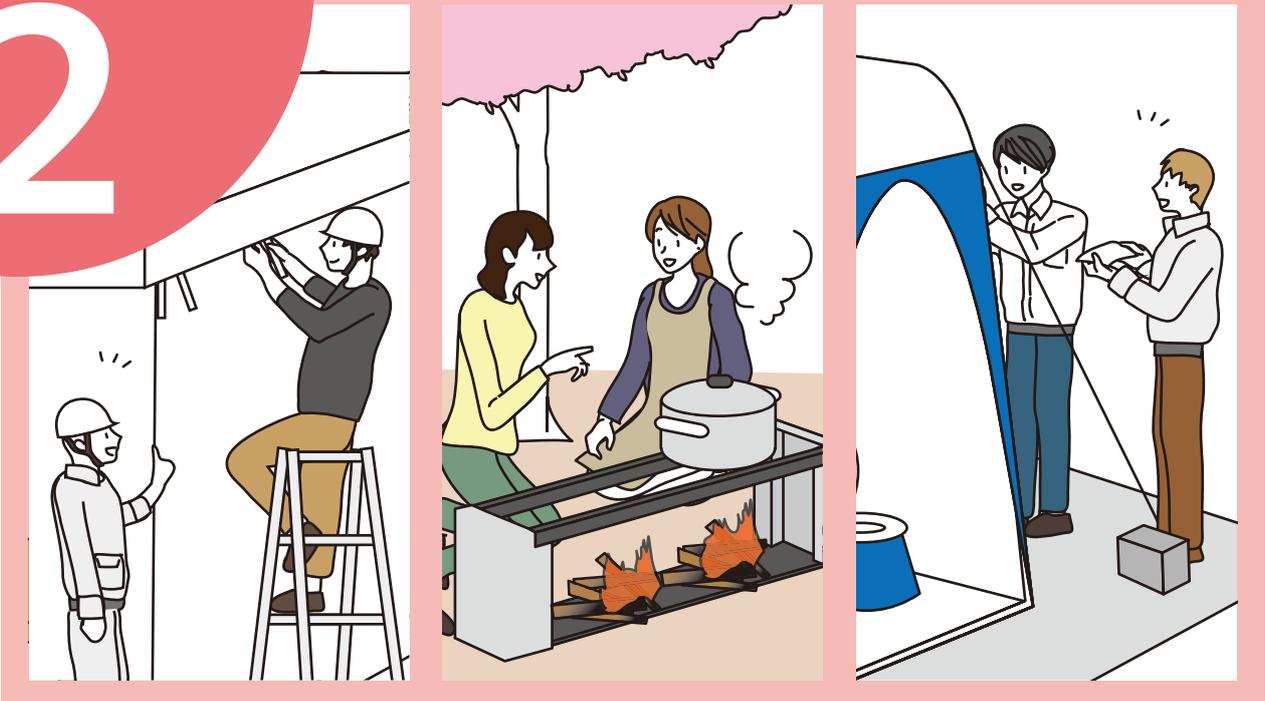
地震がおきたときは、まずは身の安全を最優先に行動すること、いわゆる「自助」が大切です。自宅の倒壊や火災の発生などの危険があった場合は、公園や学校の校庭など身近なオープンスペースに避難することが重要です。

### 地震直後の車での避難は 危険

過去の震災では、道路のひび割れ、マンホールの隆起、電柱の倒壊、停電による信号機の停止、交通渋滞などの問題が発生しています。地震直後の車での避難は危険なので控えましょう。

### 津波や水害の場合には 注意が必要

沿岸部の公園や河川敷などのオープンスペースは、建物の倒壊や火災の避難場所として安全であっても、津波や水害に対して危険な場合があるので注意が必要です。



## 公園の防災施設を使ってみよう

公園にある防災施設は、実際に使ってみることが大事。防災施設を一通り使える「知識」と「腕」を持つ、「防災施設マスター」を目指しましょう！！

### ！ 鍵は複数で持って おくのがカギ

防災倉庫など、日ごろは施錠して使用しない施設については、災害時に誰がカギを開けるか、日ごろから確認しておくことが大切です。その際に、カギの管理者自身が被災することも想定し、複数人でカギを管理することも重要です。

### ！ 使う機会を積極的に ふやそう

公園内に防災関連施設（防災倉庫、マンホールトイレ、かまどベンチなど）が設置されている場合は、日ごろから実際に使ってみることが大切です。

たとえば、防災訓練や地域のお祭りなどのイベントの機会などに、組み立て訓練や使用体験訓練を行っておくといざという時に役立ちます。

### ！ 誰でも使いやすく、 わかりやすい工夫が大事

災害時に、誰でも施設が使えるための工夫が必要です。たとえば、公園内に防災機能を有する施設があることやその使い方について、公園の中で分かりやすい場所に明示するなど、市職員と一緒に積極的な周知を行うことも有効です。



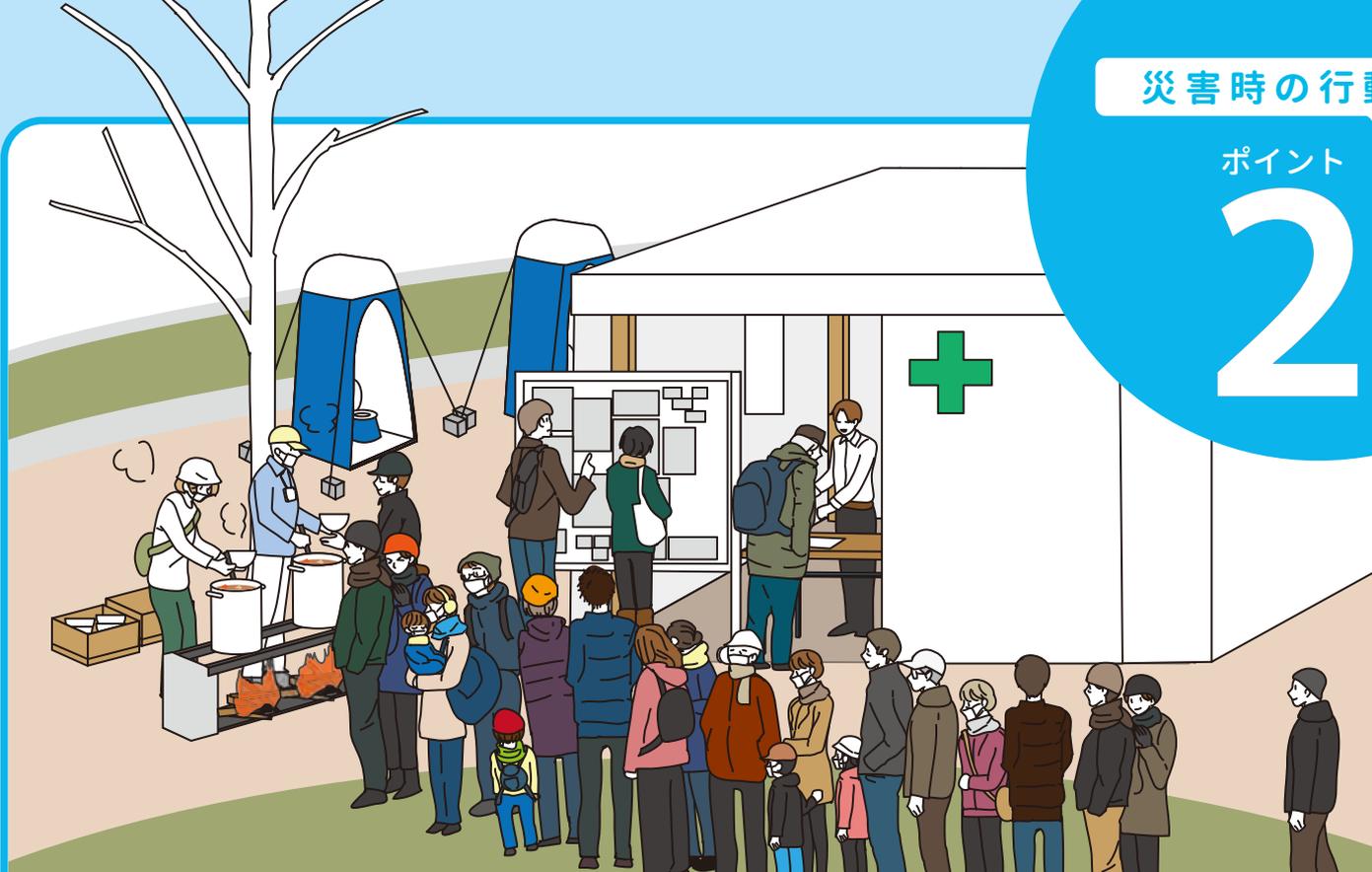
使用マニュアルの保管・掲示

ひと目で分かるように工夫されている！



イベント（北九州マラソン）での利用

毎年使って慣れていれば、災害時も安心！



## 知識と腕で防災施設を活かそう

耐震性貯水槽や防災トイレ、かまどベンチなど・・・、防災施設を災害後の生活に活かしましょう。地域に「防災施設マスター」がいれば安心ですね！

### 耐震性貯水槽

#### 過去の震災からの教訓②

熊本地震では、断水により、自宅の水道水や水洗トイレが利用できないことが多かったようです。耐震性貯水槽を設置していた公園では、貯めていた水が飲料水として配られました。



▲耐震性貯水槽の利用

### 防災トイレ

#### 過去の震災からの教訓③

熊本地震では、公園に仮設トイレや携帯トイレが設置されました。仮設トイレの組み立てでは、地域住民の皆さん手により行われたケースが多く確認されています。



▲災害用仮設トイレの利用と簡易トイレの配布

## 施設の不足は地域の助け合いでまかなおう

身近な公園では、防災関連施設は設置されていない場合も多いと考えられます。防災関連施設が設置されていなくても、地域住民で資機材を持ち寄って炊き出しを実施するなど、地域の助け合いや工夫で施設の不足をまかなうこともできます。



## 楽しくコミュニティを育もう

身近な公園を使って、地域のお祭りや、お花見、ピクニック……。地域みんなで楽しみながら、災害時に強いコミュニティを育てましょう。

### ！ みんなで楽しく 防災訓練をしよう

防災訓練に多くの地域住民の皆さんに参加してもらうことが、実際の災害時の適切な避難行動や地域の助け合いにもつながるため、たいへん重要です。防災に関連するゲームを実施する、非常食や炊き出しの試食体験を行うなど、子どもから大人までが楽しめる内容を盛り込む工夫を行うことも有効です。

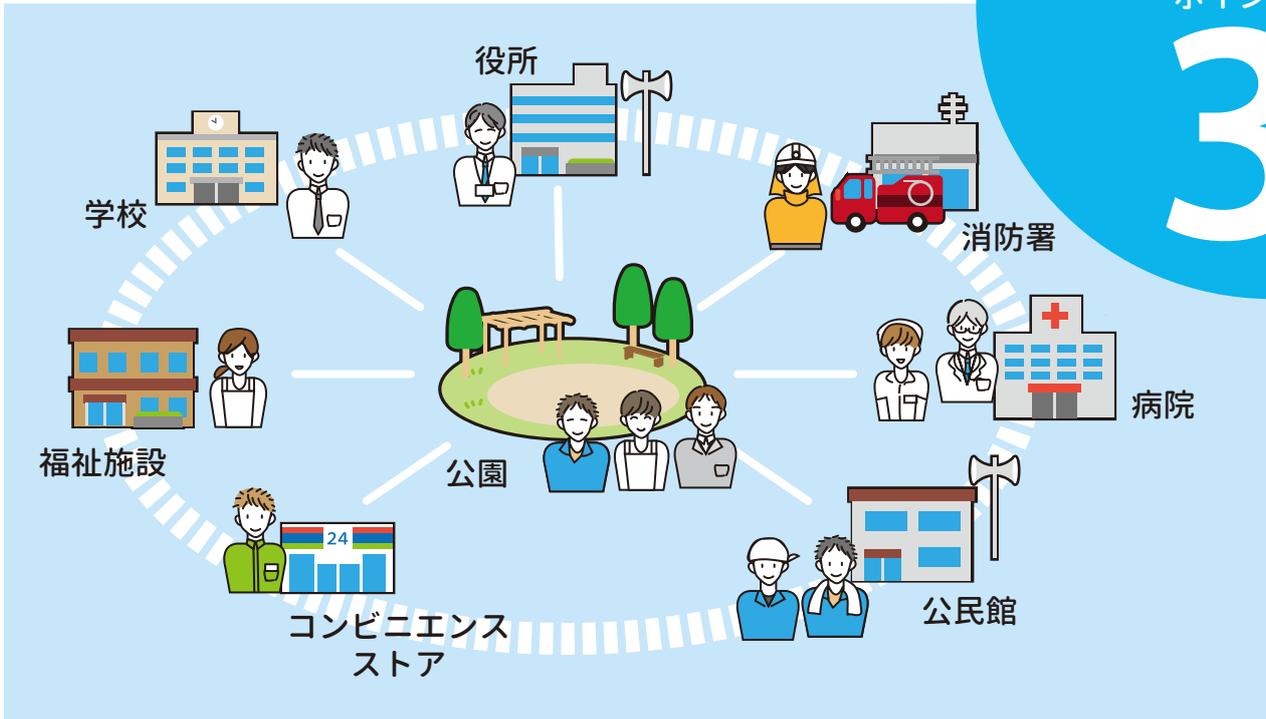
### ！ 地域のつながりを深め 顔の見える関係をつくろう

近年では、都市部を中心に、地域のリーダーの高齢化や地域内のつながりの希薄化が全国的な課題となっています。災害時に、地域住民の同士の助け合い、いわゆる「共助」による活動が行われるためには、近所間での交流や、花見や祭りなどの開催など、日ごろからの地域のつきあいを通じて地域内のつながりを強めることが重要です。

### ！ 公園でコミュニティを育もう！

災害時に公園が機能を発揮するためには、日ごろから地域の住民に親しまれる公園にしておくことが何よりも重要です。阪神・淡路大震災や熊本地震では、日ごろから自治会や公園愛護会等による公園の手入れ（草刈りや、トイレ清掃など）が行き届いている公園や地域の行事や子どもの遊びなどで活発に利用されている公園ほど、災害時に避難場所として多く使われる傾向がありました。





## 地域で助け合い、協力しよう

災害時に一番必要なのは、助け合い（共助活動）ができる地域の力。普段顔の見える関係が築けていれば、災害が起きたときも安心です。



### 地域の防災力を生かして、みんなで取り組もう

公園は通常、指定避難所でない（※詳しくはP18「間違えやすい用語」をご参照ください）ことから、原則としていわゆる「公助」（市役所職員による運営サポートや救援物資の配給など）の支援が行き届かないことが前提になるため、「共助」による活動が重要となります。炊き出しや住民への情報伝達など、災害時に必要な対応のすべてを公園でまかなうことはできません。地域全体でさまざまな地域組織や施設が助け合い、補い合って、各種の共助活動に取り組むことが重要です。

#### 過去の震災からの教訓④

熊本地震などでは、公園は公助にほとんど頼らず、自助・共助による避難生活の場所として運営されました。自治会、自主防災組織、消防団、民生委員、公園愛護会などの地域のリーダーたちが中心になり、炊き出し、救援物資の集積・配布、防犯（避難生活中の空き巣被害防止）の呼びかけなどの活動が行われました。

#### 過去の震災からの教訓⑤

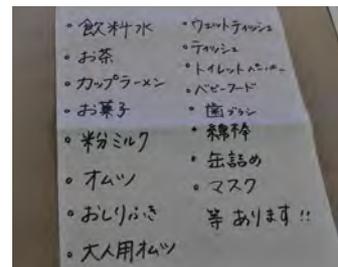
熊本地震では、地域にあるさまざまな施設を組み合わせて利用することで、公園での避難生活が行われました。例えば、炊き出しは福祉施設、情報伝達は公民館の放送施設、物資の供給はコンビニエンスストア、水洗トイレは近隣の病院を利用しているところもありました。



救援物資の集約・配布



炊き出し



物資の情報提供

事例に  
学ぼう

# みんなで楽しく!! 防災訓練

ぼうさい探検隊



災害時にスムーズに避難  
できるように…

煙ハウスで火災体験



災害後の生活に必要なサバイバル力を高めよう!



防災グッズ展示会

防災デイキャンプ



火起こし体験やロープワーク、災害用トイレの組み立てなど、発災時に役立つ防災知識を楽しみながら学べます。身近な公園で実施すれば、災害時の疑似体験ができ、いざというときに役立ちます。

災害時も食はとても大事

ダンボールクッキング

食に関するプログラムは、子どもからお年寄りまで楽しめるので、多くの参加者にとって魅力的。災害時に役立つ調理法や道具の使い方を学びましょう。



防災かまどベンチ炊き出し訓練



災害後の生活はチーム戦！災害に強い地域になろう！



搬送訓練タイムトライアル



緊急車両ペーパークラフト



チーム対抗バケツリレー



消防隊員とロープ渡り体験



# マイ持ち出し袋を用意しよう

いざというときすぐ持ち出せる！避難所まで持ち歩ける！  
自分のライフスタイルに合った必要最小限の「マイ持ち出し袋」を用意しよう。

## 避難用持ち出し袋を用意しよう

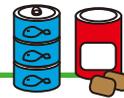


- 避難したとき必ず必要になる最小限のものを袋につめよう。
- すぐ持ち出せる場所に置いておこう。

両手が空くリュックがおすすめ



- |                                |                                     |                              |
|--------------------------------|-------------------------------------|------------------------------|
| <input type="checkbox"/> 懐中電灯  | <input type="checkbox"/> ライター       | <input type="checkbox"/> ナイフ |
| <input type="checkbox"/> 携帯ラジオ | <input type="checkbox"/> 口ソク        | <input type="checkbox"/> 衣類  |
| <input type="checkbox"/> ヘルメット | <input type="checkbox"/> 水          | <input type="checkbox"/> 哺乳瓶 |
| <input type="checkbox"/> 防災頭巾  | <input type="checkbox"/> 食品         | <input type="checkbox"/> 現金  |
| <input type="checkbox"/> 軍手    | <input type="checkbox"/> インスタントラーメン | <input type="checkbox"/> 救急箱 |
| <input type="checkbox"/> 毛布    | <input type="checkbox"/> 缶切         |                              |
| <input type="checkbox"/> 電池    |                                     |                              |



避難時持ち出し用

まとめておきたい大切なもの

- |                                |                              |                                |                               |
|--------------------------------|------------------------------|--------------------------------|-------------------------------|
| <input type="checkbox"/> 家族の写真 | <input type="checkbox"/> 株券  | <input type="checkbox"/> 健康保険証 | <input type="checkbox"/> 年金手帳 |
| <input type="checkbox"/> 貯金通帳  | <input type="checkbox"/> 免許証 | <input type="checkbox"/> お薬手帳  | <input type="checkbox"/> 印鑑   |



## 外出中にも安心を持ち歩こう

- バックに入れておこう。
- 携帯ラジオの乾電池は外しておこう。

おでかけ携帯用

- |                                   |   |
|-----------------------------------|---|
| <input type="checkbox"/> 携帯ラジオ    | <input type="checkbox"/> 小銭                 |
| <input type="checkbox"/> 携帯電話用充電器 | <input type="checkbox"/> 水筒                 |
| <input type="checkbox"/> ホイッスル    | <input type="checkbox"/> 乾電池                |
| <input type="checkbox"/> マップ      | <input type="checkbox"/> 携帯トイレ              |
| <input type="checkbox"/> ライト      | <input type="checkbox"/> エマージェンシーセット・ブランケット |
| <input type="checkbox"/> 歯ブラシ     |   |



## 会社で用意する以外のものを

- 会社に泊まることや歩いて帰ることを想定しよう。

会社からの避難用

- |                                 |                                 |
|---------------------------------|---------------------------------|
| <input type="checkbox"/> 歩きやすい靴 | <input type="checkbox"/> 救急セット  |
| <input type="checkbox"/> ライト    | <input type="checkbox"/> 簡易トイレ  |
| <input type="checkbox"/> 寝袋     | <input type="checkbox"/> 非常食    |
| <input type="checkbox"/> 水筒     | <input type="checkbox"/> 軍手     |
| <input type="checkbox"/> ヘルメット  | <input type="checkbox"/> レインコート |

## 自分にあわせてカスタマイズ

日々の生活での必需品は、災害時にも必需品。  
自分の生活、健康状態などに合わせましょう。

### たとえば子育て中のお母さんは



好きなおもちゃ、お菓子、水、迷子になった時のためのカード

- |                               |                                  |
|-------------------------------|----------------------------------|
| <input type="checkbox"/> オムツ  | <input type="checkbox"/> スプーン    |
| <input type="checkbox"/> 粉ミルク | <input type="checkbox"/> 幼児食     |
| <input type="checkbox"/> 哺乳瓶  | <input type="checkbox"/> 長袖・長ズボン |
| <input type="checkbox"/> スプーン | <input type="checkbox"/> 抱っこひも   |
- などなど...

### 女性

生理用品、マスク、クシ、ブラシ、化粧品、下着、ヘアゴムなど

### 高齢者

介護手帳、紙オムツ、入れ歯、補聴器など

### 障がい者

障がい者手帳、ホイッスル、杖、ラジオ、筆記用具、など

### ペット

ペット用品

## 避難生活のための「備蓄」も大事。

支援が届くまでの1週間、安心して暮らすために。  
各家庭の環境にあわせて備えましょう。

### 食品

- 水（飲料水、調理用など）
- 主食（レトルトご飯、麺など）
- 主菜（缶詰、レトルト食品、冷凍食品など）
- 缶詰（果物、小豆など）
- 野菜ジュース
- 加熱せず食べられる物（かまぼこ、チーズなど）
- 菓子類（チョコレートなど）
- 栄養補助食品
- 調味料（しょうゆ、塩など）

生活用水や季節で必要な水の量を自分で考えてみよう！  
最低限必要な飲料水は、1日1人500ml×3本

### 生活用品

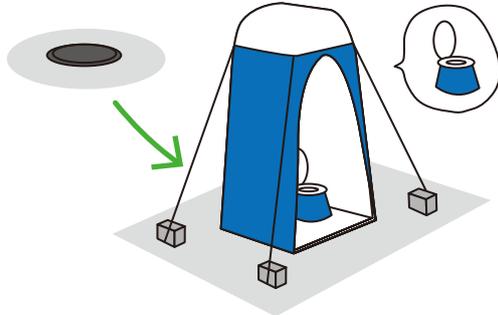
- 生活用水
- 救急箱
- 持病の薬・常備薬
- ティッシュペーパー
- トイレトペーパー
- ウェットティッシュ
- 生理用品
- 懐中電灯
- 使い捨てカイロ
- 乾電池
- ゴミ袋、大型ビニール袋
- 簡易トイレ
- ライター
- 充電式などのラジオ
- 携帯電話の予備バッテリー
- ラテックス手袋

- ..... これもあつたら便利! .....
- 低刺激で色々使えるおしりふき
  - お血代わりに使えるキッチン用ラップ
  - 伝言や名前を書くのに便利なマジックペン

# 知っておこう！公園の防災施設

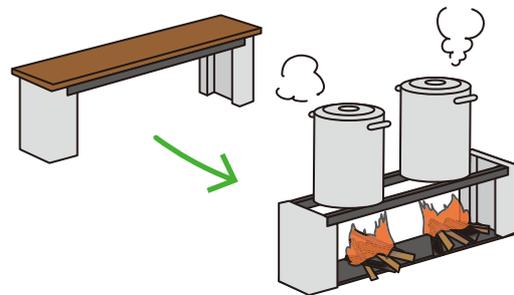
公園の施設の中には、災害時に役立つ機能を備えたものが色々あります。身近な公園にもあるかな。どこにどんな施設があるか、チェックしてみよう。

## マンホールトイレ



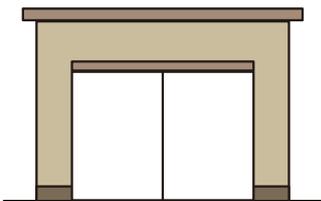
災害時にはマンホールのふたを開け、その上にトイレを設置することにより、非常用のトイレとなります。

## かまどベンチ



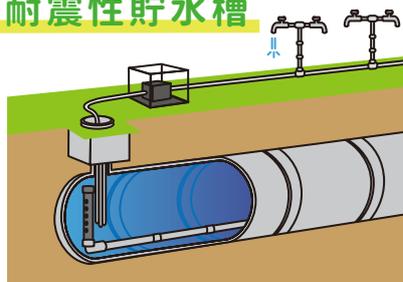
いつもは腰かけて休憩できるベンチ。災害時は座板を外して備え付けの金網を使ってかまどとして使うことができます。色々なタイプがあります。

## 防災倉庫



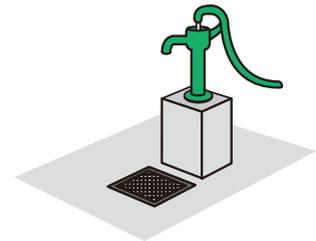
救助資器材などが入っている倉庫。災害時には中の資器材を出して拠点本部や応急救護所としても使えます。

## 耐震性貯水槽

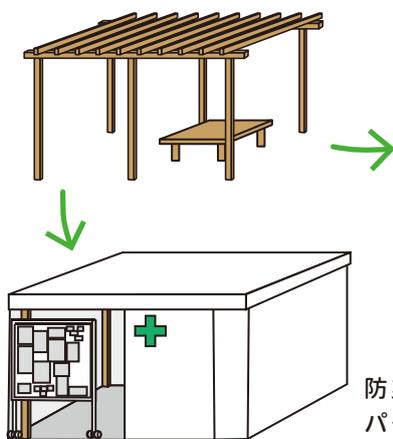


災害によって水道等のライフラインが断絶した場合の、当面の飲料用水、防火用水、生活用水等として利用することができるように、耐震性貯水槽や防災井戸を設置している公園もあります。

## 防災井戸



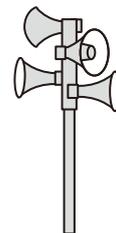
## パーゴラ



災害時にブルーシートを張ると、応急救護所や仮設本部等になります。防災倉庫と同様、様々な使い方ができます。

防災用のテントが備え付けられたパーゴラがある公園もあります。

## 放送施設



屋外スピーカー等の放送施設がある公園では、避難者への災害や物資の配給に関する情報発信、防犯（避難生活中の空き巣被害の防止）の呼びかけ、ラジオ体操によるエコノミー症候群予防などを行うことができます。

みんなで  
Check!

防災施設が設置されていない公園でも、資機材を持ち寄って工夫すれば、公園を避難生活に活用することができます。身近な公園を震災後にどのように使えるか、日ごろから地域で考えておくことが大切です。

## 災害時のトイレ対策

地震が発生すると、いつも使っているトイレが使えなくなることがあります。過去の震災でもトイレが大きな問題になりました。自分たちにできる「備え」をしておくことが大切です。

### 熊本地震に学ぶトイレ問題

熊本地震における公園利用の実態調査では、とくにトイレの断水が問題になったことが分かりました。地元住民のヒアリング調査から得られたご意見を以下に示します。

#### よかったこと

自治会だけでは、トイレ掃除は対応できないと思い、トイレを最後に使用した人が掃除を行うというルールをつくった。

地域の子供たちがトイレ掃除を手伝ってくれて大いに助かった。

熊本は湧水が豊富なため、断水しても湧水でまかなえた。

公園のトイレは使えなかったが、近くの病院のトイレが使えた。公園の避難者は病院のトイレを使用した。

校区の消防団が水洗トイレの水として、川の水をポンプで組みあげてくれて助かった。

#### 大変だったこと、今後の課題

公園における避難生活で最も困ったのは、断水によりトイレを流す水に不自由したこと。

近所の家の井戸水をバケツでくんで公園と老人憩いの家のトイレに利用した。

閉鎖したトイレの周りに大便をする者などいて、土に埋めたりすることも行った。

避難時のトイレのマナーなどに問題があり、自治会で清掃をした。

水が出るまで1ヵ月ほどかかり外のトイレは汚物がそのままの状態で見捨てられていた。

仮設トイレやマンホールトイレがあるとよい。

断水した場合でも水が確保できるように、雨水を貯めておくタンクの設置を検討すべき。

マンホールトイレの蓋を開ける際に、工具類がなかったため一苦労した。

### 災害時に備えて今できること



#### トイレの確保計画

災害時に何人の人が避難して、どのくらいのトイレが使われるか、まずは確認。



#### 災害用トイレの確保

災害時に、既設トイレが使用できなくなった場合に備えて、携帯トイレ、簡易トイレ、仮設トイレ、マンホールトイレなど災害用トイレを確保しておきましょう。携帯トイレは一人あたり15個程度(1日5個×3日分)が目安です。また、災害用のトイレがない場合は、応急対応として、段ボールなど現場にあるものを活用してトイレをつくる工夫も必要です。



携帯トイレ



簡易トイレ



段ボールトイレ

写真(携帯トイレ、簡易トイレ): 兵庫県「避難所等におけるトイレ対策の手引き(H26.4)」  
(段ボールトイレ): 特定非営利活動法人 日本トイレ研究所



#### マンホールトイレが設置されている場合は使用方法の確認



#### 高齢者、障がい者、女性、子どもなどの災害弱者の使用に関する配慮の検討

みんなで  
Check!

# 健康管理・衛生管理のポイント

公園で一時的な避難生活を送る上で、健康管理や衛生管理に取り組むことは、とても大切。気をつけるポイントを共有しみんなで協力して取り組みましょう。

避難場所となった公園では、ノロウイルスなどの集団感染のリスクがあるため、感染制御が必要となります。新潟県中越地震、東日本大震災、熊本地震では、避難生活の際にエコノミー症候群の発症による震災関連死が問題になりました。さらに、トイレの断水に伴って、トイレを我慢することが、脱水症状や震災関連死につながることも指摘されています。

## 消毒の呼びかけ

災害時はウイルス・細菌がこわい。  
水がない場合は手指消毒を！



## ラジオ体操の実施

エコノミー症候群に気をつけて！  
こまめに体を動かしてリフレッシュしましょう。



## トイレの清掃

トイレをがまんしないことが大切。  
安心して行けるトイレ環境づくりをみんなで。



！特に、断水している状況でトイレ清掃を実施することは非常に困難なため、熊本地震でも各避難場所で深刻な問題となりました(詳細は p16 参照)。トイレ掃除については、特定の人が担当してその問題を抱え込むのではなく、避難している地域みんなで当番制にするなどのルールをつくるのが大切です。



▲阪神・淡路大震災のトイレ(左)と東日本大震災のトイレ(右)  
写真：特定非営利活動法人 日本トイレ研究所

## 備えておこう！衛生対策グッズ

アルコール消毒液

ウェットティッシュ

ポリ袋(ゴミ袋)

消臭剤



手指消毒に！



トイレの環境づくり！



みんなで Check!

# －おさらい－

## 防災公園の特徴

**大事な避難場所。  
避難生活の場となることも。**

地震災害における公園の防災機能の一番の特徴は「オープンスペースの存在自体」といえます。

**災害時に役に立つ  
防災関連施設や、  
設備がある。**

防災公園は防災倉庫、耐震性貯水槽、マンホールトイレなどの防災関連施設を有しています。

**災害時に機能する  
ために地域で使い  
こなすことが大事。**

災害時に地域で使えるように日頃からみんなで助け合い、連携しておくことが大事です。

だから・・・

だから・・・

だから・・・

みんなで繰り返し  
行うことが大事！

## 日ごろの備え

ポイント

1

身近な公園と  
地域のことを  
知ろう。

ポイント

2

公園の  
防災施設を  
使ってみよう。

ポイント

3

楽しく  
コミュニティー  
を育もう。

日ごろ備えておいて  
災害時は冷静に！

## 災害時の行動

ポイント

1

落ち着いて  
安全に避難  
しよう。

ポイント

2

知恵と腕で  
防災施設を  
活かそう。

ポイント

3

地域で  
助け合い、  
協力しよう。



日ごろの備えと災害時の行動は  
表裏一体！身近な公園で日ごろ  
から楽しく災害に備えましょう。

## 間違いやすい用語

### ■避難所

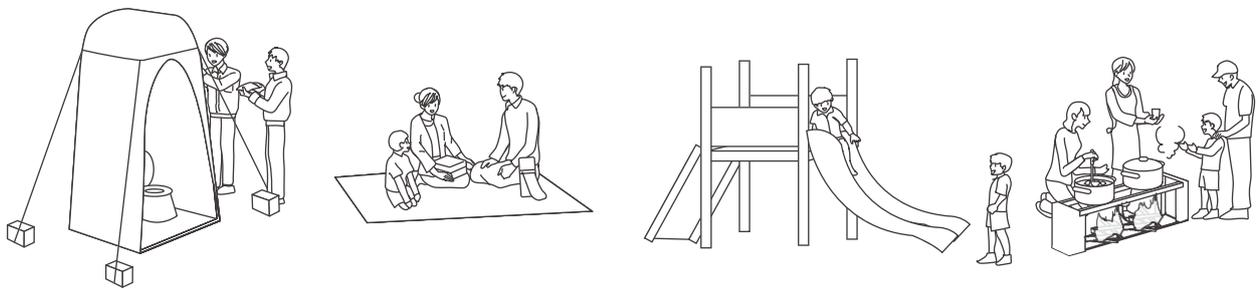
避難所とは、地震等による家屋の倒壊、焼失などで被害を受けた方又は現に被害を受ける恐れのある方を一時的に受け入れ、保護するために開設する学校、公民館等の建物のことをいいます。

### ■避難場所

大地震時に発生する延焼火災やその他の危険から避難者の生命を保護するために必要な面積を有する大規模公園、緑地等のオープンスペースのことをいいます。



公園は「避難場所」に指定されていますが、体育館などの建物のある一部の公園を除いて、ほとんどの公園は「避難所」として指定されないことに注意が必要です。なお、必要に応じて災害時に避難所開設の申告を行うことが可能です。



ご意見・ご感想は下記までお問合せください。

国土交通省 国土技術政策総合研究所  
緑化生態研究室

029-864-2742  
nil-ryokkaseitai@ml.mlit.go.jp

## <<参考文献>>

- 1) 建設省都市局公園緑地課・社団法人日本公園緑地協会（1978）：避難公園整備計画調査報告書
- 2) 社団法人日本公園緑地協会（1999）：公園緑地マニュアル 改訂平成10年度版
- 3) 消防庁（2006）：阪神・淡路大震災について（確定報），消防庁HP<<http://www.fdma.go.jp/data/010604191452374961.pdf>>
- 4) 社団法人日本造園学会（1995）：公園緑地等に関する阪神大震災緊急調査報告書
- 5) 建設省建築研究所・建設省土木研究所・大都市都市公園機能実態共同調査実行委員会（1996）：阪神・淡路大震災時の避難行動と公園利用状況に関するアンケート調査報告書
- 6) 大都市都市公園機能実態共同調査研究会（1995）：阪神大震災に係る都市公園の緊急利用実態調査結果
- 7) 消防庁（2009）：平成16年新潟県中越地震（確定報），消防庁HP<<http://www.fdma.go.jp/data/010909231403014084.pdf>>
- 8) 新潟県中越大震災記録誌編集委員会（2006）：中越大震災
- 9) 国土交通省都市・地域整備局公園緑地課（2006）：防災公園の計画・設計に関するガイドライン検討調査報告書
- 10) 緊急災害対策本部（2015）：平成23年東北地方太平洋沖地震（東日本大震災）について（平成27年3月9日17:00），内閣府HP<<http://www.bousai.go.jp/2011daishinsai/pdf/torimatome20150309.pdf>>
- 11) 国土交通省都市局公園緑地・景観課（2012）：東日本大震災からの復興にかかる公園緑地整備に関する技術的指針
- 12) 国土交通省都市局公園緑地・景観課（2012）：津波災害に強いまちづくりにおける公園緑地の整備に関する技術資料
- 13) 復興庁・内閣府（防災担当）・消防庁：東日本大震災における震災関連死の死者数（平成26年9月30日現在調査結果），復興庁HP<[http://www.reconstruction.go.jp/topics/main-cat2/sub-cat2-1/20141226\\_kanrenshi.pdf](http://www.reconstruction.go.jp/topics/main-cat2/sub-cat2-1/20141226_kanrenshi.pdf)>
- 14) 一般社団法人日本公園緑地協会（2012）：東日本大震災における公園緑地等の利用実態等の調査報告書
- 15) 国土地理院：被災地域の斜め写真 福島県相馬市（平成23年5月），国土地理院HP<[http://www.gsi.go.jp/BOUSAI/h23\\_tohoku.html](http://www.gsi.go.jp/BOUSAI/h23_tohoku.html)>
- 16) 遠野市（2013）：3.11東日本大震災遠野市後方支援活動検証記録誌
- 17) 小島久子・山本忠順・山口浩平・一條良賢・手代木純（2011）：東日本大震災における都心部都市公園の役割の把握 - 日比谷公園を事例として - ，日本造園学会関東支部大会研究・事例報告集29
- 18) 公益財団法人都市美化協会（2013）：東日本大震災時の都心部での帰宅困難者の避難及び帰宅行動に関する調査・研究～公園等オープンスペースの利用検証～
- 19) 非常災害対策本部：平成28年（2016年）熊本県熊本地方を震源とする地震に係る被害状況等について（平成29年4月13日18:00現在），内閣府HP<[http://www.bousai.go.jp/updates/h280414jishin/pdf/h280414jishin\\_39.pdf](http://www.bousai.go.jp/updates/h280414jishin/pdf/h280414jishin_39.pdf)>

- 20) 国土地理院：UAV を用いた熊本城復旧支援のための撮影について，国土地理院HP<<http://www.gsi.go.jp/common/000140800.pdf>>
- 21) 加藤壮一郎・中野敬史（2016）：熊本地震（2016）における集会所を有する都市公園における避難行動の一考察，日本造園学会九州支部大会研究・事例報告集 24
- 22) 熊本市都市建設局土木部公園課（2017）：平成 28 年（2016 年）熊本地震熊本市からの報告，公園緑地 77（5）
- 23) 熊本地震都市公園利用実態共同調査：平成 28 年（2016 年）熊本地震都市公園利用実態共同調査報告書（平成 28 年 12 月），一般社団法人日本公園緑地協会HP<[https://www.posa.or.jp/wp/wp-content/uploads/2017/03/summary01\\_kumamoto.pdf](https://www.posa.or.jp/wp/wp-content/uploads/2017/03/summary01_kumamoto.pdf)>
- 24) 平松玲治・青木明代（2017）：熊本地震における避難場所としての都市公園の役割と課題，公園管理研究 10
- 25) 厚生労働省：被災地での健康を守るために，厚生労働省HP<<http://www.mhlw.go.jp/bunya/kenkou/hoken-sidou/dl/disaster-110722.pdf>>
- 26) 手代木純（2017）：熊本地震で都市公園の果たした役割－ヒアリング調査による発災直後段階での避難利用－，都市公園（216）
- 27) 熊本県土木部道路都市局都市計画課（2017）：平成 28 年（2016 年）熊本地震熊本県からの報告，公園緑地 77（5）
- 28) 国土交通省国土技術政策総合研究所・国立研究開発法人土木研究所（2017）：平成 28 年（2016 年）熊本地震土木施設被害調査報告
- 29) 国土交通省関東地方整備局京浜河川事務所（2014）：鶴見川多目的遊水地で過去最大の洪水調節！～流域一丸となって洪水を貯めて浸水防止～，京浜河川事務所HP<[http://www.ktr.mlit.go.jp/ktr\\_content/content/000111094.pdf](http://www.ktr.mlit.go.jp/ktr_content/content/000111094.pdf)>
- 30) 公益社団法人土木学会中国支部：広島豪雨災害調査報告，土木学会中国支部HP<<http://www.jsce.or.jp/branch/chugoku/disaster2014/disaster1.html>>
- 31) 公益社団法人土木学会・公益社団法人地盤工学会（2014）：平成 26 年広島豪雨災害合同緊急調査団調査報告書
- 32) 国土交通省（2015）：新たなステージに対応した防災・減災のあり方
- 33) 消防庁：地方公共団体における総合的な危機管理体制の整備に関する検討会資料（資料 2－2 平成 16 年福井豪雨に際しての福井県の対応），消防庁HP<[http://www.fdma.go.jp/html/intro/form/pdf/kokuminhogo\\_unyou/chihou\\_kentoukai/haihuSiryou02.pdf](http://www.fdma.go.jp/html/intro/form/pdf/kokuminhogo_unyou/chihou_kentoukai/haihuSiryou02.pdf)>
- 34) 中央防災会議首都直下地震対策専門調査会（2005）：首都直下地震対策専門調査会報告
- 35) 明石市（2011）：明石市緑の基本計画（平成 23 年 3 月改定版）
- 36) 地震防災対策研究会（1997）：地震防災対策ハンドブック－地域における震災対策の実務－
- 37) 消防庁（1986）：震災対策計画策定マニュアルに関する報告書
- 38) 国土交通省：防災都市づくり計画策定指針，国土交通省HP<<http://www.mlit.go.jp/common/001042803.pdf>>
- 39) 建設省近畿地方建設局・社団法人日本公園緑地協会（1995）：大規模公園の地震等防災対策調査報告書
- 40) 財団法人都市緑化機構防災公園とまちづくり共同研究会（2012）：防災公園とまちづくり共同研究会活動報告書

- 41) 建設省都市局公園緑地課（2008）：防災公園（広域避難地となる防災公園）の整備効果評価基準（案）解説
- 42) 建設省都市局・防災都市計画研究所（1975）：防災対策緊急事業計画基礎調査
- 43) 建設省都市局都市交通調査室（1996）：都市内道路の防災機能について，新都市 50（4）
- 44) 岩河信文（1984）：都市における樹木の防火機能に関する研究，建築研究報告 105
- 45) 消防庁国民保護・防災部防災課（2013）：市町村における津波避難計画策定指針
- 46) 国土交通省都市・地域整備局公園緑地課「平成 17 年度末防災公園における災害応急対策施設等現況調書」
- 47) 内閣府（2008）：新潟県中越地震復旧・復興フォローアップ調査報告書
- 48) 内閣府：インフラ等の被害・復旧状況（岩手県、宮城県、福島県中心）平成 23 年 7 月 14 日現在，内閣府HP<<http://www.cao.go.jp/shien/2-shien/1-infra.html>>
- 49) 大阪府公園協会：大阪府営公園デジタルアーカイブス（深北緑地），大阪府公園協会HP<<http://www.osaka-park.or.jp/archives/archives.php?p=5&g=0>>
- 50) 深北緑地パートナーズ：公園施設案内，大阪府営深北緑地公式サイト<<http://www.fukakityaryokuchi.jp/park/amenity.html>>
- 51) 福岡市道路下水道局：山王雨水調整池パンフレット，福岡市HP<[http://www.city.fukuoka.lg.jp/data/open/cnt/3/29121/1/Sannou\\_StormwaterReservoir.pdf](http://www.city.fukuoka.lg.jp/data/open/cnt/3/29121/1/Sannou_StormwaterReservoir.pdf)>
- 52) 建設省都市局（1978）：「防災緩衝緑地計画基準調査」の計画基準（案）
- 53) 市川市：大洲防災公園パンフレット，市川市HP<<http://www.city.ichikawa.lg.jp/comm on/000012212.pdf>>
- 54) 都市防災実務編集委員会（1997）：都市防災実務ハンドブック 地震防災編
- 55) 戸川喜久二（1955）：群集流の観測に基づく避難施設の研究，建築研究報告 14
- 56) 都市防災実務編集委員会（2007）改訂 都市防災実務ハンドブック 震災に強い都市づくり・地区まちづくりの手引
- 57) 日本建築学会編（1972）：建築設計資料集成 5
- 58) ジョン・J．フルーイン（1974）：歩行者の空間-理論とデザイン-
- 59) 東京都首都整備局（1971）：拠点の安全性の検討に関する調査研究 I・避難システムの検討報告書
- 60) 公益社団法人日本道路協会（2015）：道路構造令の解説と運用
- 61) 公益社団法人日本道路協会（2010）：自転車道の設計基準解説
- 62) 社団法人日本公園緑地協会（2008）：みんなのための公園づくり
- 63) 社団法人日本公園緑地協会公園緑地研究委員会・造園施工管理委員会（2002）：改訂 24 版 造園施工管理 技術編
- 64) 社団法人日本造園学会編（1978）：造園ハンドブック
- 65) 一般社団法人プレハブ建築協会：災害への取り組み，一般社団法人プレハブ建築協会<<http://www.purekyo.or.jp/measures/index.html>>
- 66) 国土庁防災局（1999）：南関東地域直下の地震に対する復興準備計画の策定に関する調査報告書
- 67) 手代木純・山村尚志・稲川貢（2005）：災害時における大規模公園の実際～国営越後丘陵公園の新潟県中越地震での取り組み，都市緑化技術 58

- 68) 東京都防災会議 (2014) : 東京都地域防災計画 震災編 (平成 26 年修正) 別冊資料
- 69) 岩河信文 (1977) : 樹木の防火効果について, 公園緑地 38(2)
- 70) 建設省 (1982) : 都市防火対策手法の開発報告書
- 71) 日本水景協会 (2010) : 水景技術標準 (案) 解説 (第 4 版)
- 72) 国土交通省都市地域整備局下水道部・国土技術政策総合研究所 (2005) : 下水処理水の再利用水質基準等マニュアル
- 73) 日本消防設備安全センター編 (1984) : 「防火水槽等技術指針等の作成」に関する報告書
- 74) 東京都防災会議 (2014) : 東京都地域防災計画 震災編 (平成 26 年修正) 本冊
- 75) 中央防災会議 (2012) : 防災基本計画
- 76) 日本水道協会 (1995) : 水道施設設計指針・解説
- 77) 厚生労働省健康局水道課 (2015) : 水道の耐震化計画等策定指針
- 78) 財団法人日本建築センター事業情報部編 (1996) : 屎尿浄化槽の構造基準・同解説
- 79) 松並壮 (1996) : 阪神大震災におけるトイレの実態と今後の課題, 近代消防 34 (3)
- 80) 日本観光協会 (1976) : 観光計画の手法
- 81) 神戸市防災会議・神戸市 (2008) : 神戸市地域防災計画共通編 (平成 26 年 12 月)
- 82) 鈴木了司 (1990) : トイレ学入門
- 83) 中井多喜雄 (1992) : イラストでわかる給排水・衛生設備の技術 (3.5 排水槽のあらまし)
- 84) 南山堂 (1998) : 医学大辞典 (排便、排尿回数)
- 85) 社団法人全国都市清掃会議編 (1988) : し尿処理施設構造指針解説
- 86) アメニス東部地区グループ: 無線 LAN サービスを開始します: 東京都東部 9 公園 HP <[http://tokyo-eastpark.com/modules/news\\_Sarueonshi/index.php?page=article&storyid=13](http://tokyo-eastpark.com/modules/news_Sarueonshi/index.php?page=article&storyid=13)>
- 87) 内閣府・総務省消防庁: 災害種別図記号による避難場所表示の標準化の取組について (平成 28 年 3 月 23 日付), 内閣府 HP <[http://www.bousai.go.jp/kyoiku/zukigo/pdf/symbol\\_03.pdf](http://www.bousai.go.jp/kyoiku/zukigo/pdf/symbol_03.pdf)>
- 88) 一般社団法人日本標識工業会「防災標識 ガイドブック」, 一般社団法人日本標識工業会 HP <<http://www.signs-nsa.jp/Z%209098%20guid.pdf>>
- 89) 雨水貯留浸透技術協会 (1998) : 雨水利用ハンドブック
- 90) 社団法人日本造園学会関東支部公共造園部会 (1996) : 公園・緑地の防災面からの検討と課題—阪神・淡路大震災からの検証—
- 91) 赤松勉 (2005) : 震災と公園の管理と課題, 公園緑地 65(6)
- 92) 国土交通省: 公園施設の安全点検に係る指針(案), 国土交通省 HP <<http://www.mlit.go.jp/common/001086962.pdf>>
- 93) 熊本県: 「熊本地震を踏まえた応急対策・生活支援策検討ワーキンググループ」 (第 2 回) (平成 28 年 8 月 30 日) 資料 1 熊本地震の対応に関する総評 (熊本県), 内閣府 HP <<http://www.bousai.go.jp/updates/h280414jishin/h28kumamoto/pdf/shiryo01.pdf>>
- 94) 消防庁救急企画室: 避難生活を過ごされる方々の深部静脈血栓症/肺塞栓症 (いわゆるエコノミークラス症候群) の予防について, 消防庁 HP <[http://www.soumu.go.jp/main\\_content/000415105.pdf](http://www.soumu.go.jp/main_content/000415105.pdf)>
- 95) 消防庁: 防災マニュアル, 消防庁 HP <[http://www.fdma.go.jp/bousai\\_manual/lat/lat.html](http://www.fdma.go.jp/bousai_manual/lat/lat.html)>

33. html>

- 96) 内閣府：避難勧告等に関するガイドライン，内閣府HP<[http://www.bousai.go.jp/oukyu/hinankankoku/h28\\_hinankankoku\\_guideline/pdf/hinankankokugaidorain\\_01.pdf](http://www.bousai.go.jp/oukyu/hinankankoku/h28_hinankankoku_guideline/pdf/hinankankokugaidorain_01.pdf)>
- 97) 中央防災会議：防災対策推進検討会議津波避難対策検討ワーキンググループ第5回会合資料3「自動車で安全かつ確実に避難できる方策」，内閣府HP<<http://www.bousai.go.jp/jishin/tsunami/hinan/5/pdf/3.pdf>>
- 98) 衆議院議員井坂信彦君提出「車中泊」を前提とした防災計画に関する質問に対する答弁書，衆議院HP<[http://www.shugiin.go.jp/internet/itdb\\_shitsumon\\_pdf\\_t.nsf/html/shitsumon/pdfT/b190309.pdf/\\$File/b190309.pdf](http://www.shugiin.go.jp/internet/itdb_shitsumon_pdf_t.nsf/html/shitsumon/pdfT/b190309.pdf/$File/b190309.pdf)>
- 99) 国土交通省都市局公園緑地・景観課：平成29年度全国都市公園・緑化・緑地保全主管課長会議資料
- 100) 国土交通省都市局公園緑地・景観課：官民連携による都市公園魅力向上ガイドライン（H26.4），国土交通省HP<<http://www.mlit.go.jp/common/001136186.pdf>>
- 101) 神奈川県：神奈川県立都市公園指定管理者募集要項（境川遊水地公園），神奈川県HP<<http://www.pref.kanagawa.jp/cnt/f6594/p742564.html#sakaigawa>>
- 102) 国土交通省都市局公園緑地・景観課：都市公園の質の向上に向けた Park-PFI 活用ガイドライン，国土交通省HP<<http://www.mlit.go.jp/common/001197545.pdf>>
- 103) 国土交通省都市局公園緑地・景観課：都市公園のストック効果事例集，国土交通省HP<<http://www.mlit.go.jp/common/001134960.pdf>>
- 104) 葛飾区：防災活動拠点一覧，葛飾区HP，<[http://www.city.katsushika.lg.jp/\\_res/projects/default\\_project/\\_page\\_/001/004/761/kyotenichiran.pdf](http://www.city.katsushika.lg.jp/_res/projects/default_project/_page_/001/004/761/kyotenichiran.pdf)>
- 105) 葛飾区：防災設備一覧，葛飾区HP，<[http://www.city.katsushika.lg.jp/\\_res/projects/default\\_project/\\_page\\_/001/004/761/kyotensetsubiitiran.pdf](http://www.city.katsushika.lg.jp/_res/projects/default_project/_page_/001/004/761/kyotensetsubiitiran.pdf)>
- 106) 国土交通省水災害に関する防災・減災対策本部防災行動計画ワーキング・グループ：タイムライン（防災行動計画）策定・活用指針（初版）（平成28年8月），国土交通省HP<[http://www.mlit.go.jp/river/bousai/timeline/pdf/timeline\\_shishin.pdf](http://www.mlit.go.jp/river/bousai/timeline/pdf/timeline_shishin.pdf)>
- 107) 内閣府（防災担当）「地区防災計画ガイドライン」，内閣府HP<<http://www.bousai.go.jp/kyoiku/pdf/guidline.pdf>>
- 108) 仙台市「仙台市業務継続計画（BCP）【震災対策編】（平成29年3月）」，<<http://www.city.sendai.jp/kikikanri/kurashi/anken/saigaitaisaku/torikumi/kekaku/documents/bcp2903.pdf>>
- 109) 神奈川県：神奈川県立都市公園指定管理者募集要項（湘南海岸公園），神奈川県HP<<http://www.pref.kanagawa.jp/cnt/f6594/p742564.html#syounan>>
- 110) 横浜市：新横浜公園水防避難マニュアル，横浜市HP<<http://www.city.yokohama.lg.jp/kankyo/kouji/shitei/koubo/2204/shinyoko/suibou.pdf>>
- 111) 建設省土木研究所環境部緑化生態研究所（2000）：阪神・淡路大震災時の避難行動と公園利用状況に関するアンケート調査，土木研究所資料3706
- 112) 兵庫県避難所等におけるトイレ対策検討会：避難所等におけるトイレ対策の手引き，兵庫県HP<[https://web.pref.hyogo.lg.jp/kk42/documents/emergency\\_toilet.pdf](https://web.pref.hyogo.lg.jp/kk42/documents/emergency_toilet.pdf)>
- 113) 内閣府（防災担当）「避難所におけるトイレの確保・管理ガイドライン（平成28年4月）」

内閣府HP<[http://www.bousai.go.jp/taisaku/hinanjo/pdf/1604hinanjo\\_toilet\\_guideline.pdf](http://www.bousai.go.jp/taisaku/hinanjo/pdf/1604hinanjo_toilet_guideline.pdf)>

- 114) 国土交通省水管理・国土保全局下水道部「マンホールトイレ整備・運用のためガイドライン（平成28年3月），国土交通省HP<<http://www.mlit.go.jp/common/001121937.pdf>>
- 115) 遠野市（2012）：沿岸被災地後方支援－遠野市の取り組み－，公園緑地73(1)
- 116) 公益財団法人福島県都市公園・緑化協会（2011）：東日本大震災と東京電力福島第一原子力発電所事故により開設運営したあづま総合体育館避難所の記録
- 117) 赤塚行雄（2013）：都市公園指定管理者の東日本大震災への対応と検証について，都市公園201
- 118) 独立行政法人中小企業基盤整備機構：仮設商店街・店舗No.11 地域住民の集いの場所として賑わいを～青葉公園商店街～：独立行政法人中小企業基盤整備機構HP<[http://www.smrj.go.jp/kikou/earthquake2011/dbps\\_data/\\_material\\_/earthquake2011/pdf/kasetu/case/001-11.pdf](http://www.smrj.go.jp/kikou/earthquake2011/dbps_data/_material_/earthquake2011/pdf/kasetu/case/001-11.pdf)>
- 119) 国営越後丘陵公園事務所（2006）：新潟県中越地震における国営越後丘陵公園の役割，公園緑地67（1）
- 120) 新潟県土木部都市局都市整備課（2005）：新潟県中越大震災と公園緑地～震災時に都市公園が果たした役割と今後の課題～，公園緑地66（4）
- 121) 公益財団法人都市緑化機構・防災公園とまちづくり協同研究会編（2015）：防災公園技術ハンドブック防災公園・施設資料集2015
- 122) 神栖市：神栖中央公園（土研跡防災公園）：神栖市HP<<http://www.city.kamisui.ibaraki.jp/9916.htm>>

-----  
国土技術政策総合研究所資料  
TECHNICAL NOTE of NILIM  
No. 984 September 2017

編集・発行 © 国土技術政策総合研究所  
-----

本資料の転載・複写の問い合わせは  
〒305-0804 茨城県つくば市旭1番地  
企画部研究評価・推進課 TEL 029-864-2675